

AI・データの利用に関する
契約ガイドライン

平成30年6月
経済産業省

AI・データの利用に関する
契約ガイドライン
－ データ編 －

平成30年6月
経済産業省

AI・データの利用に関する契約ガイドライン

データ編

目次

第1	総論	1
1	目的	1
2	データ流通・利活用の重要性と課題	2
	(1) データの利用促進	2
	(2) データの流出や不正利用に伴う損害発生への懸念	3
3	契約の複雑化・高度化とガイドラインの意義	3
4	イノベーションの促進	4
5	国際協調の意義	4
6	データ契約に関連する政府における取組み	4
	(1) 契約に関するガイドライン等	5
	(2) 関連ガイドライン等	5
	(3) 関連政策等	6
	(4) 調査研究等	8
第2	ガイドラインの対象・構成・活用	10
1	想定読者	10
2	契約類型と本ガイドライン（データ編）の全体構成	10
	(1) 契約類型	10
	(2) 本ガイドライン（データ編）の全体構成	11
3	交渉の場面における本ガイドライン（データ編）の活用	11
4	AI編との関係	12
第3	データ契約を検討するにあたっての法的な基礎知識	13
1	データの法的性質および分類等	13
	(1) 総論	13
	(2) データ・オーナーシップ	14
	(3) データの分類方法	15
	(4) データ利用と競争政策	17
2	データ流出や不正利用を防止する各種手段	18
	(1) 契約による保護	18
	(2) 不正競争防止法による保護	19
	(3) 民法上の不法行為による保護	21
	(4) 不正アクセス禁止法による保護	21
	(5) 不正利用等を防止する技術	22
3	適正な対価・利益の分配	22
	(1) 総論	22
	(2) データ契約における適正な対価または利益の分配のあり方	23
第4	「データ提供型」契約（一方当事者から他方当事者へのデータの提供）	24
1	構造	24
	(1) データ提供型契約の意義	24
	(2) データ提供型契約の類型	24

(3) 主体の個別性	27
2 データ提供型契約における主な法的な論点	27
(1) 提供データを活用した派生データ等の利用権限の有無	27
(2) 提供データが期待されたものではなかった場合の責任（提供データの品質）	30
(3) 提供データを利用したことにより起因して生じた損害についての負担	31
(4) 提供データの目的外利用	31
(5) クロス・ボーダー取引における留意点	33
(6) 個人情報等を含む場合の留意点	41
3 データ流通を阻害する原因とその対処法	45
(1) 提供データの利活用がノウハウの流出につながる懸念とその対処法	45
(2) データの価値算定の困難性	45
4 適切なデータ提供型契約の取決め方法	45
第5 「データ創出型」契約（複数当事者が関与して創出されるデータの取扱い）	49
1 構造	49
(1) データ創出型契約の対象範囲	49
(2) データ創出型契約における課題	51
2 データ創出型契約における主な法的論点	52
(1) 当事者間で設定すべき利用条件	52
(2) 対象データの範囲・粒度	53
(3) 利用目的の設定	55
(4) 分析・加工および派生データの利用権限	55
(5) 第三者への利用許諾等の制限	56
(6) データ内容および継続的創出の保証／非保証	58
(7) 収益分配	58
(8) コスト・損失負担	59
(9) 管理方法、セキュリティ	59
(10) 利用期間、地域	60
(11) 契約終了時の扱い	60
(12) 準拠法・裁判管轄	61
(13) 消費者との間でデータ創出型契約を締結する場合の留意点	61
(14) 独占禁止法・下請法	62
3 適切なデータ創出型契約の取決め方法	62
第6 「データ共用型（プラットフォーム型）」契約（プラットフォームを利用したデータの共用）	65
1 構造	65
(1) はじめに	65
(2) 構造・主体	67
(3) 当事者間の法律関係	71
(4) データのフロー・利用の仕組み	71
2 プラットフォーム型における主たる検討事項	73
(1) データ活用の目的・方法	73
(2) データ提供者の数・参加者の範囲	74
(3) データ提供者とデータ利用者間の利害関係の調整	75

(4) 対象となる提供データの種類および範囲	76
(5) データの利用範囲	77
(6) プラットフォーム事業者の選定	78
(7) 利用規約の要否	79
(8) プラットフォームの活用を促すための仕組み	79
(9) プラットフォーム間の競争・国際化の視点	80
3 プラットフォーム型における主な法的論点	81
(1) 利用規約の要否・種類について	81
(2) データの利用範囲を利用規約に記載する意義について	82
(3) プラットフォームにおいて取り扱われるデータやサービスの種類等	84
(4) 参加者の範囲	90
(5) 誰がプラットフォーム事業者になるか	92
4 利用規約における主要事項	94
(1) 提供データまたは利用データ・利用サービスの利用を許諾する範囲(利用範囲)	94
(2) 提供データに関するデータ提供者の責任(保証/非保証)	95
(3) 派生データ等成果物の権利関係	97
(4) 監査および苦情・紛争処理	98
(5) プラットフォーム事業者の義務・責任(責任限定)	99
(6) データ提供者・データ利用者の義務・責任(責任限定)	102
(7) 利用規約違反時の制裁措置	102
(8) 脱退時・終了時における提供データや成果物の取扱い	103
第7 主な契約条項例	105
1 データ提供型契約のモデル契約書案	105
2 データ創出型契約のモデル契約書案	120
別添1 産業分野別のデータ利活用事例	
別添2 作業部会で取り上げたユースケースの紹介	

第1 総論

本ガイドライン（データ編）は、いわゆるデータ契約（データの利用、加工、譲渡その他取扱いに関する契約）が不完備契約（契約締結後に生じうる事態を網羅していない契約のこと）になりやすいことに鑑み、合理的な契約交渉・締結を促進するとともに、その取引費用¹を削減し、データ契約の普及を図る等の観点から契約で定めておくべき事項を示したものである。基本的な考え方は、以下のとおりである。

1 目的

データ契約は、いまだ一般的に広く締結されているものではなく、契約実務の集積がないことから、今後契約が締結された場合に様々な問題を招きやすい特性をもつ。本ガイドライン（データ編）は、かかる特性をもつ一方、その標準的なひな形が確立されていないデータ契約について、幾つかの類型毎に主な課題や論点を提示しつつ、広く国民が利用しやすい契約条項例や条項作成時の考慮要素等を示すことで、その取引費用を削減し、データ契約の普及を図り、ひいてはデータの有効活用を促進することを目的としている。

データ契約に関連して、経済産業省等は、これまで既に2本のガイドラインを公表している。第一に、平成27年10月に公表した「データに関する取引の推進を目的とした契約ガイドライン」²において、データに係る権利者が当事者間において明らかであることを前提に、当該権利者がデータを提供するための条件やポイント等を提示した。第二に、平成29年5月に公表した「データの利用権限に関する契約ガイドライン ver1.0」³において、データの利用権限が誰にあるかという点に関する協議の在り方や、契約で利用権限を取り決めるための考え方を提示した。

もともと、前記の2本のガイドラインは、元々あらゆるデータ契約の契約類型や契約条項を網羅的に提示する趣旨で作成されたものではないし、近時のAIやIoT技術の急速な進展からも明らかなように、膨大なデータの収集・処理・分析を可能とする技術革新を背景として、データ契約を取り巻く環境は日々大きく進化していることから、データ契約の実務やそれを規律すべきガイドラインも、そのように激変する環境への対応を迫られている。たとえば、いわゆるデータ・オーナーシップをめぐる問題や、契約当事者が新たにデータを創出する（加工や統合する）場合の派生データ⁴の取扱いをどのように考えるべきかという問題のほか、新たに増加している契約類型として、既存の企業や系列の枠を超えたプラットフォームを利用してデータを共用し、活用する事例（後記第6の【データ共用型（プラットフォーム型）】）が増加している状況にどのように対応すべきかという

¹ 取引費用とは、「適切な諸価格がいくらであるかを発見する費用」や、「個々の契約を交渉し、結ぶ費用」等からなり、市場取引の費用とも称される。より具体的に言えば、契約にいたる交渉、契約の作成、契約が遵守されているかの監視等の費用を含む（松野裕「市場と制度の理論・序説-コースの理論から学ぶべきこと」財政学研究22号（1997年10月）75頁を参照）。

² <http://www.meti.go.jp/press/2015/10/20151006004/20151006004-1.pdf>

³ <http://www.meti.go.jp/press/2017/05/20170530003/20170530003-1.pdf>

⁴ 本ガイドライン（データ編）において、派生データとは、データを加工、分析、編集、統合等することによって新たに生じたデータをいう。

問題等が、代表的な例である。また、従前のガイドラインの利用者からは、データ流通を当然の前提とすることへの疑問のほか、具体的な事案（ユースケース等）にどのように応用すればよいのかをより分かり易く説明してほしい、個人情報の取扱いやクロス・ボーダー取引（国境を越えて行われる取引）における注意点も知りたい、といった意見が寄せられていた。

そこで、本ガイドライン（データ編）は、かかる実情を踏まえ、契約段階ではその価値がはっきりしないことが多いデータの流通や利用を対象とする契約について、具体的な事案に基づく専門家の議論を踏まえたうえでデータ契約の各当事者の立場を検討し、一般的に契約で定めておくべき事項を改めて類型別に整理した上で列挙するとともに、その契約条項例や条項作成時の考慮要素等を提供するものである。

2 データ流通・利活用の重要性と課題

近時、取引現場におけるIT化の促進等に伴い、取引に関連するデータ量は爆発的に増加している。データの中には、他のデータと合わせることで付加価値が生じるものもあり、とりわけ業種を超えた複数のデータの組み合わせはオープンイノベーションをもたらすものと期待されている。データの付加価値を高め競争力を強化するためには、利活用するデータの対象や種類を広げ、多様な組み合わせで利活用することが重要である。

(1) データの利用促進

データは、単に保有するだけでは大きな価値がない。多くの場合、データそれ自体に価値があるのではなく、データの加工・分析等を行い、データを事業活動に利用する方法を開発することで初めて価値が創出されることになる。したがって、契約交渉を行う際にも、データを利用する方法（能力）を有する当事者に権限を与え、そのような当事者による利用を促進し、データの利用によって得られる収益を当事者間で分配するという考え方が望ましいことになる。

また、ある種類のデータについては、一定以上の量のデータが集められることで、初めて十分な価値が創出される。たとえば、自動車のリアルタイムの走行データは、多数の自動車のデータを集めることで、渋滞分析等にも利用することができるようになり、個別の自動車のデータを分析したのでは創出できない価値を生み出すことができる。同様に、工作機器の稼働状況を収集したデータ等でも、多数の機器のデータを集積することで、機器の動作に関して統計的に意味のある分析ができるようになる。このような場合には、一般的には、多数のデータを収集し利用することのできる当事者に、当該データを利用する権限が付与されるのが望ましい。

このようなデータの利用権限の配分と対応して、そのようにして発生した利益が当事者間で適切に分配されることも重要になる。データの収集、データの加工・分析、利用方法の開発等を行うためには、センサやサーバ等のハードウェアへの投資のほか、データアナリスト等に対する人的投資も必要となる。このような投資に対する当事者のインセンティブを確保し、投資を行った当事者に適切な利益（リターン）が認められることが望ましい。

(2) データの流出や不正利用に伴う損害発生への懸念

他方で、データの流通と利活用には一定のリスクがある。たとえば、データ流出や不正利用に伴って、営業秘密やノウハウ⁵が社外に流出する場合や、プライバシー権が侵害されるおそれがある。一般論で言えばデータは容易に複製することができ、また、適切な管理体制がなければ不正アクセスにより外部に流出され得るものであることから、データに自社の営業秘密・ノウハウ等が含まれている場合、データを提供する事業者が、データの提供によってこれらの営業秘密やノウハウが社外に流出してしまうという不安をもつこともある。また、当事者の産業上の競争力が減殺されるだけでなく、データに個人情報が含まれる場合にはプライバシー権等の個人の権利が侵害されることがある⁶。

個々のケースにおいてデータの流通と利活用を検討するに際しては、そのようなリスクへの懸念についても十分な目配りをする視点が欠かせない。その際には、適切な契約上・技術上の措置を採ることによってリスクを最小化できることもあるため、契約当事者は、そのような各種手段を理解しておくことで、リスクと便益を正しく評価し、合理的なデータ契約を締結できるようにすることが望ましい。営業秘密やノウハウ等の流出や不正利用を防ぐための方法については、第3で後述する。

3 契約の複雑化・高度化とガイドラインの意義

データ契約という新たな類型において、取り決めるべき内容が一層複雑化、高度化してきている中で、当事者がデータ流通と利活用について低コストで合理的な取引関係を構築することができれば、独占禁止法や不正競争防止法等の法適用と相まって、契約当事者としてはもちろん、ひいては国としての競争力が高まることも期待される。

他方で、契約自由の原則⁷に鑑み、契約の相手方の選択、契約内容の決定、契約の方式等についてはあくまでも当事者の意思に委ねられる。したがって、本ガイドライン（データ編）は、あくまでも契約で定めておくべき事項等を示すにとどまり、契約の自由を制約するものではないことは当然で

⁵ 「営業秘密」と「ノウハウ」とを分けて記載する趣旨は、ノウハウとして、有用性があると考えて一定の秘密管理を行う等していても、必ずしも、裁判において不正競争防止法における「営業秘密」と認められるものばかりではないため、「営業秘密」の要件を満たさない可能性のある情報も含める趣旨で「ノウハウ」と用いているものである。他方で、秘密管理性、有用性、非公知性を満たすノウハウは、「営業秘密」に該当する（経済産業省知的財産政策室、「逐条解説不正競争防止法～平成27年度改正版～」、<http://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/pdf/28y/full.pdf>、（平成28年5月）7頁および74頁）。

⁶ なお、対象のデータに、個人情報保護法の個人情報が含まれる場合には、データの取扱いは、通知または公表された利用目的の達成に必要な範囲を超えるものであってはならず（個人情報保護法16条1項）、個人データの第三者への提供についても、委託先への提供、合併その他の事由による事業の承継または共同利用等の場合等を除き、本人の同意を要するとするのが原則である（個人情報保護法23条1項、5項）。また、個人情報保護法の個人情報に該当しない場合でも、データの性質や利用態様によっては、個人のプライバシー権を侵害すると判断されることもあり得る。データの利用権限の設定は、このような法令に基づく利用制限にも対応する必要がある。

⁷ 契約自由の原則とは、公の秩序や強行法規に反しない限り、契約の内容は当事者が自由に決められるものであるという原則をいう。

ある。

具体的には、様々な取引においてデータ契約が一般的に普及することを目的として、データの流通、利用、共用等のための事業者間における契約で定めておくべき事項等の紹介、ユースケースの紹介等を行う。

契約の高度化のためには、データの利用権限を契約で自由に定められる、という原則に改めて立ち返る必要がある。本来、データは無体物であり所有権の対象ではなく、データの利用権限は契約により当事者間で自由に定めることができるものであるから、本ガイドライン（データ編）を参考としつつ、データの創出や利活用に対する寄与度等を考慮し、当事者で協議して柔軟に利用条件を取り決め、利用権限等の具体的な内容を定めて、取引の実状に応じて契約を高度化させていくことが望ましい。

4 イノベーションの促進

本ガイドライン（データ編）は、データをオープンにせず個別の企業の努力によってデータを利活用する従来型のイノベーションのみならず、オープンイノベーションの可能性をさらに広げることによりデータ流通と利活用をしたい当事者を支援し、これまで見出されていなかった新しい価値が利用されることを目指すものである。

多様な立場に配慮したデータ契約の考え方や契約条項例等を用意することにより、データ利用の促進を図り、オープンイノベーションを促進することも、本ガイドライン（データ編）の一つの目的である。

5 国際協調の意義

近年、クロス・ボーダー取引がより一般化しつつあることから、グローバルな場面でも通用するデータ流通と利活用に関する契約について検討することが望ましい。加えて、クロス・ボーダー取引においては、データの越境という問題も生じ得る。

また、近年の動きとして、The Linux Foundation が、2017年10月23日、Community Data License Agreement (CDLA) を公表した⁸。CDLAは、データをオープン化する際のライセンスの条件を定めるものであり、GNU GPL等のオープン・ソース・ソフトウェア・ライセンスのデータ版であるといえることができる。データの取扱いを検討する際には、前記のとおり、利用促進とデータの流出や不正利用の防止という両方の側面からの考慮が必要となるが、CDLAは、オープン化されたデータの利用促進を後押しするものになると考えられる。本ガイドライン（データ編）は、主として商業上の取引を念頭におき、データのオープン化を前提とするものではないが、適切な契約実務のあり方について検討していく際には、このような国際的な動向も踏まえる必要がある。

本ガイドライン（データ編）はかかる視点をも考慮して取り纏めたものである。

6 データ契約に関連する政府における取組み

データ契約に関連する政府における取組みとして、以下のものがある。

⁸ <https://cdla.io/>

(1) 契約に関するガイドライン等

① データに関する取引の推進を目的とした契約ガイドライン-データ駆動型イノベーションの創出に向けて-

担当部局等：経済産業省 商務情報政策局 情報経済課

公表日：平成27年10月30日

<http://www.meti.go.jp/press/2015/10/20151006004/20151006004.html>

② データの利用権限に関する契約ガイドライン Ver1.0

担当部局等：IoT推進コンソーシアム

経済産業省 商務情報政策局 情報経済課

公表日：平成29年5月30日

<http://www.meti.go.jp/press/2017/05/20170530003/20170530003.html>

③ 委託研究開発におけるデータマネジメントに関する運用ガイドライン

担当部局等：経済産業省 産業技術環境局

公表日：平成29年12月27日

<http://www.meti.go.jp/press/2017/12/20171227001/20171227001.html>

④ データの利用に関する契約ガイドライン産業保安版

担当部局等：経済産業省 商務情報政策局 産業保安グループ 高压ガス保安室

公表日：平成30年4月26日

<http://www.meti.go.jp/press/2018/04/20180426003/20180426003.html>

⑤ 農業分野におけるデータ契約ガイドライン検討会

担当部局等：農林水産省 食料産業局 知的財産課

<http://www.maff.go.jp/j/press/shokusan/chizai/180315.html>

(2) 関連ガイドライン等

① IoTセキュリティガイドライン ver1.0

担当部局等：IoT推進コンソーシアム

総務省 情報流通行政局 情報流通振興課 情報セキュリティ対策室

経済産業省 商務情報政策局 サイバーセキュリティ課

公表日：平成28年7月5日

http://www.soumu.go.jp/main_content/000428393.pdf

<http://www.meti.go.jp/press/2016/07/20160705002/20160705002.html>

② カメラ画像利活用ガイドブック ver2.0

担当部局等：IoT 推進コンソーシアム

総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部 消費者行政
第二課

経済産業省 商務情報政策局 情報経済課

公表日：平成 30 年 3 月 30 日

<http://www.meti.go.jp/press/2017/03/20180330005/20180330005-1.pdf>

http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban18_01000040.html

③ IoTセキュリティ総合対策

担当部局等：総務省 情報流通行政局 サイバーセキュリティ課

公表日：平成 29 年 10 月 3 日

http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu03_02000126.html

(3) 関連政策等

① 「Connected Industries」東京イニシアティブ 2017

<http://www.meti.go.jp/press/2017/10/20171002012/20171002012-1.pdf>

② 未来投資会議構造改革徹底推進会合「第4次産業革命」会合

担当部局等：内閣官房 日本経済再生本部

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/miraitoshikai/gi/suishinkaigo2018/revolution/dail/index.html>

③ データ流通環境整備検討会

担当部局等：内閣官房 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部
(IT 総合戦略本部)

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/senmon_bunka/data_ryutsuseibi/kentokai.html

- AI、IoT 時代におけるデータ活用ワーキンググループにおいて、平成 29 年 2 月「AI、IoT 時代におけるデータ活用ワーキンググループ 中間取りまとめ(案)」を作成

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/senmon_bunka/data_ryutsuseibi/detakatsuyo_wg_dai9/gijisidai.html

④ 次世代知財システム検討委員会

担当部局等：内閣官房 知的財産戦略本部 検証・評価・企画委員会

- 平成 29 年 3 月「新たな情報財検討委員会 報告書 ーデータ・人工知能 (AI) の利活用促進による産業競争力強化の基盤となる知財システムの構築に向けてー」

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/kensho_hyoka_kikaku/2017/johozai/houkokusho.pdf

- ⑤ **新たな情報財検討委員会**
担当部局等：内閣官房 知的財産戦略本部 検証・評価・企画委員会
・平成28年4月「新たな情報財検討委員会 報告書 ～デジタル・ネットワーク化に対応する次世代知財システム構築に向けて～」
https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/kensho_hyoka_kikaku/2016/jisedai_tizai/hokokusho.pdf
- ⑥ **知財のビジネス価値評価検討タスクフォース**
担当部局等：内閣官房 知的財産戦略本部 検証・評価・企画委員会
https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/kensho_hyoka_kikaku/2018/katihyoka_tf/dail/gijisidai.html
- ⑦ **世界最先端 IT 国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画**
平成29年5月30日閣議決定
<https://cio.go.jp/data-basis>
- ⑧ **データと競争政策に関する検討会**
担当部局等：公正取引委員会 競争政策研究センター
・平成29年6月6日「データと競争政策に関する検討会 報告書」
http://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/h29/jun/170606_1.html
- ⑨ **総務省 情報通信審議会 情報通信政策部会 IoT 政策委員会**
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/policyreports/joho_tsusin/iot/old.html
- ⑩ **総務省 情報通信審議会 情報通信政策部会 IoT 新時代の未来づくり検討委員会**
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/policyreports/joho_tsusin/iot/index.html
- ⑪ **経済産業省 産業構造審議会 商務流通情報分科会 情報経済小委員会 分散戦略ワーキンググループ**
・平成28年11月「中間とりまとめ」
<http://www.meti.go.jp/report/whitepaper/data/20161129001.html>
- ⑫ **経済産業省 産業構造審議会 知的財産分科会 営業秘密の保護・活用に関する小委員会**
・平成29年5月「第四次産業革命を視野に入れた不正競争防止法に関する検討 中間とりまとめ」
<http://www.meti.go.jp/report/whitepaper/data/20170509001.html>

⑬ 経済産業省 産業構造審議会 知的財産分科会 不正競争防止小委員会

- 平成30年1月「データ利活用促進に向けた検討 中間報告」
<http://www.meti.go.jp/report/whitepaper/data/20180124001.html>

⑭ 情報信託機能の認定スキームの在り方に関する検討会

- 担当部局等：総務省 情報流通行政局 情報通信政策課
経済産業省 商務情報政策局 情報経済課
- http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01tsushin01_02000233.html
<http://www.meti.go.jp/press/2017/11/20171106003/20171106003.html>

⑮ データポータビリティに関する調査・検討会

- 担当部局等：経済産業省 商務情報政策局 情報経済課
総務省 情報流通行政局 情報通信政策課
- <http://www.meti.go.jp/press/2017/11/20171120003/20171120003.html>
http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01tsushin01_02000237.html

(4) 調査研究等

① 新たなデータ流通取引に関する検討事例集 ver1.0

- 担当部局等：IoT推進コンソーシアム
総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部 消費者行政第二課
経済産業省 商務情報政策局 情報経済課
- 公表日：平成29年3月10日
- http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban18_01000013.html
<http://www.meti.go.jp/press/2016/03/20170310002/20170310002.html>

② データ流通プラットフォーム間の連携を実現するための基本的事項

- 担当部局等：IoT推進コンソーシアム
総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部 消費者行政第二課
経済産業省 商務情報政策局 情報経済課
- 公表日：平成29年4月28日
- http://www.soumu.go.jp/main_content/000483319.pdf
<http://www.meti.go.jp/press/2017/04/20170428002/20170428002.html>

③ 安心・安全なデータ流通・利活用に関する調査研究

- 株式会社三菱総合研究所による調査研究の請負報告書

http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/linkdata/h29_02_houkoku.pdf

- ④ 平成29年度内外一体の経済成長戦略構築にかかる国際経済調査事業
(デジタル貿易に関連する規制等に係る調査)
 - 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社による報告書
http://www.meti.go.jp/meti_lib/report/H29FY/000892.pdf
- ⑤ 平成29年度産業経済研究委託事業 海外におけるデータ保護制度に関する調査研究
 - 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社による調査報告書
http://www.meti.go.jp/meti_lib/report/H29FY/000807.pdf
- ⑥ IoTを活用した新産業モデル創出基盤整備事業／製造分野におけるIoTの社会実装推進に向けた検討
担当部局等：国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構
 - データの利用権限に関する契約ガイドライン調査を実施

第2 ガイドラインの対象・構成・活用

以下では、想定読者を定め、データ流通と利活用に係る主な契約類型として、【データ提供型】、【データ創出型】、【データ共用型（プラットフォーム型）】の3つを示すとともに、交渉の在り方・交渉力について説明する。

1 想定読者

本ガイドライン（データ編）の読者としては、契約に関係する全ての者（事業者の契約担当者のみならず、その事業部門、経営層、データの流通や利活用に関連するシステム開発者等を含む。）を幅広く想定している。

なぜなら、データ契約が経営全体に及ぼし得る潜在的な影響や、データ契約によってデータ流通と利活用を可能にするシステム開発にも影響が生じ得ること等も踏まえると、契約締結に携わる者以外にも、契約に関係する全ての者を幅広く想定読者として、本ガイドライン（データ編）で提示した問題意識を理解していただくことが望ましいからである。

2 契約類型と本ガイドライン（データ編）の全体構成

(1) 契約類型

本ガイドライン（データ編）では、①一方当事者が既存データを保持⁹しているという事実状態が明確であるか否か、②複数当事者が関与して従前存在しなかったデータが新たに創出されるか否か、そして③プラットフォームを利用したデータの共用か否かという観点からデータ契約を整理し、①【データ提供型】、②【データ創出型】、③【データ共用型（プラットフォーム型）】という3つの類型を設定することにした。

第1の類型である【データ提供型】（一方当事者から他方当事者へのデータの提供）とは、取引の対象となるデータを一方当事者（データ提供者）のみが保持しているという事実状態について契約当事者間で争いがない場合において、データ提供者から他方当事者に対して当該データを提供する際に、当該データに関する他方当事者の利用権限¹⁰その他データ提供条件等を取り決めるための契約である。

第2の類型である【データ創出型】（複数当事者が関与して創出されるデータの取扱い）とは、複数当事者が関与することにより、従前存在しなかったデータが新たに創出されるという場面において、データの創出に関与した当事者間で、データの利用権限について取り決めるための契約である。

第3の類型である【データ共用型】（プラットフォームを利用したデータの共用）とは、複数の事業者がデータをプラットフォームに提供し、プラットフォームが当該データを集約・保管、加工または分析し、複数の事業者がプラットフォームを通じて当該データを共用するための契約である。

⁹ ここでいう「保持」とは、データに対して適法にアクセスできる事実状態を指す用語として便宜上用いている。

¹⁰ 利用権限の意義については、第4-1-(1)を参照。

(2) 本ガイドライン（データ編）の全体構成

本ガイドライン（データ編）の全体構成は、以下のとおりである。

まず、第3では、データ契約を検討するにあたっての前提となる法的な基礎知識として、データの法的性質、データ流出や不正利用を防止する各種手段、適正な対価・利益の分配について、一般的な観点から説明する。

次に、第4から第6では、先に挙げた【データ提供型】、【データ創出型】、【データ共用型（プラットフォーム型）】という各契約類型について、順次、構造、主な法的論点、適切な契約の取決め方法等を説明する。さらに、第7では、このうち【データ提供型】と【データ創出型】に関して主な契約条項例を示す¹¹。

また、別添1では産業分野別のデータ利活用事例を紹介し、別添2では作業部会において検討対象となったユースケース毎にデータ契約の在り方をめぐる論点につき説明する。

3 交渉の場面における本ガイドライン（データ編）の活用

本項では、データ契約の手續面に焦点をおき、契約締結前の段階において当事者間の協議により契約を締結する場面での本ガイドライン（データ編）の活用について説明する。

データ契約の交渉の在り方について法的な定めはないことから、契約当事者それぞれが自由な方法で交渉を行うことができる。

ただし、一定の注意点がある¹²。

まず、当事者が相手方に対して取引上の依存関係等（優越的地位¹³）があり、相手方の要求を受け入れざるを得ないような場合である。そのような場合に、契約の申込みに対して、相手方が、データの利用権限等を含む契約の取決めに関する協議に一切応じず、取決めの条件として過大な負担を求める等、当事者が不当に不利益を強いられる場合は、競争法上の問題が別途生じ得る¹⁴。

¹¹ なお、【データ共用型（プラットフォーム型）】に関しては、プラットフォームの目的や関係者の範囲等の個別事情によって定めるべき契約条項の内容が大きく異なりうるため、第7において契約条項例を示すことはせず、第6-4において主要な検討事項を示している。

¹² 本項（第2-3）については、前掲「データの利用権限に関する契約ガイドライン Ver1.0」7頁に依拠して記載した。

¹³ 公正取引委員会の「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」によれば、取引先が当事者に対して優越した地位にあるとは、当事者にとって相手方との取引の継続が困難になることが事業経営上大きな支障をきたすため、取引先が当事者にとって著しく不利益な要請等を行っても、当事者がこれを受け入れざるを得ないような場合であり、この判断に当たっては、取引先への取引依存度、取引先の市場における地位、当事者にとっての取引先変更の可能性、その他取引先と取引することの必要性を示す具体的事実を総合的に考慮するとされている。

¹⁴ この問題を直接扱ったものではないが、公正取引委員会の指針によれば、情報成果物の役務の委託取引において、取引上優越した地位にある委託者が、受託者に対し、当該成果物が自己との委託取引の過程で得られたことまたは自己の費用負担により作成されたことを理由として、一方的に、これらの受託者の権利を自己に譲渡させたり、当該成果物等を役務の委託取引の趣旨に反しない範囲で他の目的のために利用することを制限する場合等には、不当に不利益を受託者に与えることとなりやすく、優越的地位の濫用として問題を生じやすいとされる（公正取引委員会、「役務の委託取引における優越的地位の濫用に関する独占禁止法の指針」、<http://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/itakutorihi>

また、契約実務等に精通する人材を擁する大企業がベンチャー企業を含む中小企業とこうした取決めを行うにあたっては、双方の十分な理解に基づいて可能な限り対等な交渉に努めることが望まれる。特に、当事者が相手方に対して優越的地位に立っている場合には、取引の力関係を背景に不当な取決めを強制し、結果として、相手方が不当に不利益を甘受せざるを得ないときも同様に競争法の問題が生じ得るため留意を要する¹⁵。

次に、データ契約については、知的財産権の帰属の問題とは異なり、契約実務では必ずしも定着しておらず、手探りの部分も多い¹⁶。取引に関連するデータについて、契約当事者ができる限り把握するところから始める必要がある、もし把握しないまま契約を締結すると、契約当事者の一方だけがデータを流通させまたは利活用して利益を享受する可能性がある。

このように、データ契約については、契約の当事者が、取引に関連するデータの有無、種類、価値等について十分な知識を有さず、そのような知識不足を背景として、一方的に不利な条件で契約が締結されてしまうこともあり得る。本ガイドライン（データ編）は、そのようなデータ契約に関する知識格差を補うものとして活用されることも予定している。

4 AI 編との関係

データ利用の中には、AI 技術を利用したソフトウェアの開発・利用の場面が含まれ得ることから、本ガイドライン（データ編）はAI 編の一部についても参考となる。具体的にいえば、AI 技術を利用したソフトウェアの開発前期におけるデータの取得と加工の過程や、AI 技術を利用したソフトウェアの学習に利用される学習用データセットや学習済みモデルに含まれる学習済みパラメータの取扱いの前提として、本ガイドライン（データ編）における派生データ等に関する一般的な取扱いの議論が参考になるだろう。

他方で、学習済みモデルの開発契約またはAI 技術の利用契約におけるその他の論点については、本ガイドライン（AI 編）を参照されたい。

ki.html、（平成23年6月23日改正）。このような場合に、成果物等に係る権利の譲渡または二次利用の制限に対する対価を別途支払ったり、当該対価を含む形で対価に係る交渉を行っているとき認められるときには、問題とならないが、他方で、対価が不当に低い場合や成果物等に係る権利の譲渡等を事実上強制する場合等、受託者に対して不当に不利益を与える場合には、優越的地位の濫用として問題となるとされる。

¹⁵ たとえば、①システム開発委託契約において、優越的な地位にあるメーカ（委託者）が中小企業のシステム開発事業者（受託者）に対して、今後の継続的発注等の可能性を暗示しながら、システム開発において創出された一切のデータ（アルゴリズム等を含む）に係る利用権限を委託者に専属的に認めるよう強制し、受託者側は取引継続を期待し、もしくは継続的取引の中止等をおそれて委託者の要求をのまざるを得ないといった事例、②金型製作供給契約において、優越的な地位にあるメーカ（委託者）が中小企業である金型メーカに対して、金型製作において創出されたデータ（図面等のデータ等を含む）に係る利用権限を委託者に認めてデータを提供するよう強制し、受託者側は取引の力関係を背景にこれに応じざるを得なかった事例等が想定される。

¹⁶ 本ガイドライン（データ編）においては、「知的財産権」および「知的財産」の各用語について、知的財産基本法（平成14年法律第122号）の定義に従って記載している。

第3 データ契約を検討するにあたっての法的な基礎知識

以下では、本ガイドライン（データ編）を検討するにあたっての法的な基礎知識として、データの法的性質、データ流出や不正利用を防止する各種手段および適正な対価・利益の分配について説明する。

1 データの法的性質および分類等

(1) 総論

データは無体物であり、民法上、所有権や占有権、用益物権、担保物権の対象とはならないため、所有権や占有権の概念に基づいてデータに係る権利の有無を定めることはできない（民法 206 条、同法 85 条参照）。そして、知的財産権として保護される場合や、不正競争防止法上の営業秘密として法的に保護される場合は、後記第 3-2-(2)で述べるように限定的であることから、データの保護は原則として利害関係者間の契約を通じて図られることになる。

データの保護に関する知的財産権等としては、著作権、特許権、営業秘密があるものの、以下の理由から必ずしもデータの保護のために十分に機能するわけではない。

著作権の保護の対象となる著作物は、思想または感情を創作的に表現したものとされており（著作権法 2 条 1 項 1 号）、センサやカメラ等の機器により、機械的に創出されるデータや、スマートフォン等のユーザの使用履歴等のデータの集合に創作性を認めるのは困難な場合が多いと思われる¹⁷。また、データベースであってその情報の選択または体系的な構成によって創作性を有するものは、データベースの著作物となるとされているものの（同法 12 条の 2 第 1 項）、データに対してクレンジング¹⁸や加工・分析といった処理を施すことによって、データベースの著作物であると認められる場合は必ずしも多くはないと考えられる。

また、特許権の保護の対象となる発明は、自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のものであり、データが特許権の保護の対象となる場合は限定的であると考えられる¹⁹。

他方、データが、製造業における生産方法に関するノウハウやセンサーメーカーのデータクレンジングのノウハウ、サービス開発業者におけるデータをサービスに活用するノウハウ等データ創出やデータの流通・利活用に関与する者のノウハウが化体されたものであり²⁰、①秘密管理性、②有用性、③非公知性の要件を満たす場合には、不正競争防止法上の営業秘

¹⁷ 著作物性が認められるか否かは個別のケースごとに判断される必要がある。たとえば、ウェブアプリのユーザがスマートフォンで風景等を撮影し、当該アプリを経由してインターネット上に写真の画像データをアップロードしたという場合、当該画像データには著作物性が認められ得る。

¹⁸ データのクレンジングとは、表記ゆれの補正等によってデータの整合性や質を高めることをいう。

¹⁹ たとえば、データが特許法 2 条 4 項にいう「プログラム等」であって、特許権を付与されるための他の要件も満たすときは、特許権の対象となる。

²⁰ たとえば、データが加工機器の時系列に沿った三次元座標である場合、当該データを見れば、加工機器がどのような軌跡を描いて動いたのかということが分かるため、加工機器の動かし方という情報を秘密として管理しているときには、当該データは営業秘密に該当し得る。

密として、法的保護の対象になり得る。しかしながら、取引によって一定の流通を予定されているデータについては、営業秘密として必ずしも保護されるわけではない（一定の流通を予定しているデータの保護については、後記第3-2-(2)（「限定提供データ」に関する不正競争防止法の改正）参照）。

データの保護に関する知的財産権等の概要について整理すると、下表のとおりである。

権利の種別	権利の性格	データの保護についての利用の可否
著作権	思想または感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術または音楽の範囲に属するものであることが必要(著作権法2条1項1号)。	機械的に創出されるデータに創作性が認められる場合は限定的。
特許権 ²¹	自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のもので、産業上利用ができるものについて、特許権の設定登録がされることで発生する。新規性および進歩性が認められないものについては特許査定を受けることができない(特許法2条1項、29条1項、66条1項)。	データの加工・分析方法は別として、データ自体が自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のものであると認められる場合は限定的。
営業秘密	①秘密管理性、②有用性、③非公知性の要件を満たすものを営業秘密といい、不正の手段により営業秘密を取得する行為等の法定の類型の行為(不正競争)がなされた場合に、差止請求および損害賠償請求または刑事罰が認められる(不正競争防止法2条6項、同条1項4号ないし10号、3条、4条、21条、22条)。	左記①から③の要件を満たす場合には、法的保護が認められる。

(2) データ・オーナーシップ

データ契約の議論に際して、「データ・オーナーシップ」という言葉が用いられることがある。これには現在のところ法的な定義がなく²²、必ずしも「データに対する所有権を觀念できる」という意味で用いられているわけではない。むしろ、データが知的財産権等により直接保護されるような場合は別として、一般には、データに適法にアクセスし、その利用をコントロールできる事実上の地位、または契約によってデータの

²¹ 特許権と類似の仕組みを採用している無体財産権として、実用新案権（実用新案法）、回路配置利用権（半導体集積回路の回路配置に関する法律）および育成者権（種苗法）がある。

²² 欧州においても、データ・オーナーシップがあいまいで、各国によって異なる概念であるという指摘がある。See, e.g., Osborne Clarke LLP, Legal study on ownership and access to data, A study prepared for the European Commission DG Communications Networks, Content & Technology, 2016, pp.6-7.

利用権限を取り決めた場合にはそのような債権的な地位²³を指して、「データ・オーナーシップ」と呼称することが多いものと考えられる。

前記(1)のとおり、データは所有権、占有権、用益物権および担保物権の対象とはならないため、著作権等の知的財産権が発生する場合は別として、わが国の現行法上、データに所有権その他の物権的な権利を観念することはできない。契約実務上、あるデータについて一方の契約当事者に「データ・オーナーシップ」を帰属させるといわれる場合があるが、当該契約当事者に所有権等の物権的な権利²⁴があると考えるのは困難であり、このような表現は、当該契約当事者が他の当事者に対して、データの利用権限を主張することができる債権的な地位を有していることを指すものと考えられる²⁵。

データ・オーナーシップを上記のように理解して、その考え方を具体的に応用してみると、たとえば、後記第5の【データ創出型】の契約締結の場面では、データの創出に対する一方当事者の寄与度が大きく、かつ、当該データが当該当事者の事業に密接に関連するものである場合には、当該当事者が、他の当事者に対して、当該データに関する利用権限を主張できるという債権的な地位を契約で定めることに合理性が認められる場合があるといえる。もっとも、当事者がデータ創出に果たした寄与度やデータと当事者の事業との関連性を評価する方法は、産業分野やデータの種類等により大きく異なり得るものであり、現時点において、どちらの当事者がデータに関する債権的地位（データ・オーナーシップ）をもつべきであるという一律の基準を見出すことは困難である。データ創出に対する寄与度や機器所有権等は、後記第5のとおり、データの利用権限の考慮要素として評価されるべきものであり、個別の利用権限ごとに、データの利用促進とデータを秘匿する必要性の観点から各考慮要素を評価し、データの利用権限の調整を図ることが望ましい。

(3) データの分類方法

データ契約を締結する際には、取り扱うデータの分類に留意する必要がある。以下では、現時点の事例から特に重要と考えられる①構造化データ／非構造化データ、②パーソナルデータ（個人情報を含む）／非パーソナルデータを取り上げて説明する²⁶。

²³ 債権的な地位とは、契約に基づいて生ずる法的な権利・義務を内容とする地位をいう。

²⁴ 物権的な権利とは、排他的な権利のことをいい、たとえば、排他的に独占するために契約がない場合であっても、第三者に対して、返還請求や明渡請求をすることができる権利を内容とする。

²⁵ なお、我が国では、データ・オーナーシップの権利の内容について、たとえば、データベースの著作権、営業秘密保護に係る権利、個人情報保護法に基づく権利等の法律上の権利、並びに、データに対するアクセス権、利用権、保有・管理に係る権利、複製を求める権利、販売・権利付与に対する対価請求権、消去・開示・訂正等・利用停止の請求権等の契約上の権利等を包含する概念であると整理されることもある（経済産業省商務情報政策局、「オープンなデータ流通構造に向けた環境整備」、http://www.meti.go.jp/committee/sankoushin/shojo/johokeizai/bunsan_senryaku_wg/pdf/007_02_00.pdf、（平成28年8月29日）59頁）。

²⁶ ここであげたもの以外にも、自由なアクセスを前提とするか否かに着目し、オープン化されたデータとオープン化されることを予定しない工業データ等に分類する等、様々な分類方法が考えられる。

① 構造化データ／非構造化データ

構造化データと非構造化データは、どちらもビッグデータの中の種類である²⁷。ビッグデータは、一般的には「デジタル化の更なる進展やネットワークの高度化、またスマートフォンやセンサ等 IoT 関連機器の小型化・低コスト化による IoT の進展により、スマートフォン等を通じた位置情報や行動履歴、インターネットやテレビでの視聴・消費行動等に関する情報、また小型化したセンサ等から得られる膨大なデータ」²⁸とされ、構造化データは、その中の関係データベース²⁹等に適合する構造化されたデータをいい、たとえば、顧客データや売上データ等がこれに当たる。

他方、非構造化データは、さらに広い範囲のデータを含む。たとえば、電話・ラジオ放送等の音声データ、テレビ放送等の映像データ、新聞・雑誌等の活字データ等の以前から生成・流通していたものに加えて、ブログや SNS 等のソーシャルメディアに書き込まれる文字データ、インターネット上の映像配信サービスで流通している映像データ、電子書籍として配信される活字データ、GPS から送信されるデータ、IC カードや RFID³⁰等の各種センサで検知され送信されるデータ等、最近急速に生成・流通が増加しているデータが含まれる。

② パーソナルデータ／非パーソナルデータ

「パーソナルデータ」という言葉には現行法上の定義はないものの、「個人の属性情報、移動・行動・購買履歴、ウェアラブル機器から収集された個人情報を含」み、「特定の個人を識別できないように加工された人流情報、商品情報等も含まれる」とされる。そのため、パーソナルデータには「個人情報に加え、個人情報との境界が曖昧なものを含む、個人と関係性が見出される広範囲の情報」が含まれ得る³¹。

このように、パーソナルデータの中には個人情報も含まれるものであり、その場合、法令に基づき適切に取り扱う必要があるものである。

なお、平成 29 年 5 月に施行された改正個人情報保護法において、データの利用促進の観点から導入された、「匿名加工情報」の制度が広く利用される可能性がある。匿名加工情報とは、個人情報保護法 2 条 9 項で定義されており、特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して、その個人情報を復元することができないようにし

²⁷ 構造化データと非構造化データについては、総務省、「平成 25 年版 情報通信白書」、<http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/h25.html>、(2013 年) 143-144 頁を参照のこと。

²⁸ 総務省、「平成 29 年版 情報通信白書」、<http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/h29.html>、(2017 年) 53 頁

²⁹ データベースの構造の 1 つで、関係モデルに基づいて設計・開発されるデータベースのことをいう。SQL 等のデータベース言語により、データの結合や抽出等を行うことができる。

³⁰ Radio Frequency Identification の略称で、商品等に非接触型の「IC タグ(微小な無線 IC チップの一種)」を埋め込んで、商品等の情報を記録しておき、アンテナ通過時の無線通信によるデータ交信によって商品等の確認を自動識別する技術のことをいう(総務省北陸総合通信局、<http://www.soumu.go.jp/soutsu/hokuriku/denpa/about%20rfid.html>)

³¹ 総務省・前掲注 28・53-54 頁

たものをいう³²。匿名加工情報は、個人に関する情報ではあることから「パーソナルデータ」ではあるものの、個人情報保護法で定義されている「個人情報」ではなく、個人情報の取扱いよりも緩やかな規制の下、自由な流通・利活用を促進することを可能としている。

(4) データ利用と競争政策

現在、データの集積と利用は、それ自体としては競争促進的な行為であり、競争政策上は望ましい行為であって、独占禁止法上も問題となることは原則としてない、と考えられている³³。データの収集、集積、利用は、事業者間の創意工夫により競争を活発にし、イノベーションを生み出す効果を有するものであることから、データの収集、集積および利用の過程における競争をより促すべく、競争上の障壁を取り除くことが望ましいとされる。

もともと、懸念がまったくないわけではない。一般論として、競争者を排除しようとする行為といった不当な行為や合併をはじめとする企業結合によって、データが特定の事業者を集積される一方で、それ以外の事業者にとっては入手が困難となる結果として、当該データが効率化等の上で重要な地位を占める商品・役務（以下、単に「商品」という。）の市場における競争が制限されることとなったりする場合、または、競争の観点から不当な手段を用いてデータが利活用される結果、たとえば、商品の市場等データに関連する市場において競争が制限されることとなったりする場合には、独占禁止法による規制によって、競争を維持し、回復させる必要が生じることになる、と考えられている。

データの収集については、不当な手段でデータ収集が行われたり³⁴、データ収集が競争者間の協調行為を促進したりする等、競争に悪影響を与える場合には、独占禁止法上問題となり得る。また、データの共同収集については、共同収集するデータにより競争関係にある他の参加者が今後販売する商品の内容、価格、数量を相互に把握することが可能となり、これにより競争者間における協調的行為の促進を生じさせる場合には、独占禁止法第3条（不当な取引制限）の問題になり得る³⁵。さらに、データを重要な投入財として利用する商品の市場において、競争関係にある事業者の大部分が、各参加事業者が単独でも行い得るにもかかわらず、

³² 匿名加工情報の詳細については、第4-2-(6)-③参照。

また、匿名加工情報の作成にあたっては、個人情報保護委員会、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（匿名加工情報編）」、<https://www.ppc.go.jp/files/pdf/guidelines04.pdf>、（平成28年11月（平成29年3月一部改正））、および「『個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン』及び『個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について』に関するQ&A」、<https://www.ppc.go.jp/files/pdf/kojouhouQA.pdf>、（平成29年2月16日）を参照されたい。このほか、個人情報保護委員会事務局、「匿名加工情報 パーソナルデータの利活用促進と消費者の信頼性確保の両立に向けて」、https://www.ppc.go.jp/files/pdf/report_office.pdf、（平成28年2月）も参考になる。

³³ 第3-1-(4)については、公正取引委員会競争政策研究センター、「データと競争政策に関する検討会報告書」、<http://www.jftc.go.jp/cprc/conference/index.files/170606data01.pdf>、（平成29年6月6日）に依拠して記載した。

³⁴ データ創出における場合として、後記第5-2-(14)参照。

³⁵ データ共用型における検討については、後記第6-3-(4)-①参照。

データを共同で収集するとともに、参加者それぞれにおけるデータ収集を制限し、これによって、当該商品の市場における競争を実質的に制限する場合には、独占禁止法上問題となり得ると考えられる。

データへの集積や活用については、たとえば、データの提供とその解析等他のサービスを抱き合わせで販売するといった行為や、自らとのみデータの取引をすることを義務付けたり、または、AI 技術等の要素技術を有償または無償で提供する条件として、当該提供者以外の者（産業データにかかる機器の所有者を含む）によるデータの収集や利用を制約したりする等によりデータを不当に利用することを可能としたりするような行為について、公正競争阻害性が認められる場合には、拘束条件付取引、排他条件付取引等として、独占禁止法上問題となり得ると考えられている。

なお、データの大量集積や利用に関係する行為等に対しては、事業者が国内に所在するか、または、海外に所在するかにかかわらず、その影響が我が国の市場に及ぶ限りにおいて、独占禁止法の適用対象となることに留意が必要である。

2 データ流出や不正利用を防止する各種手段

提供データに自社の営業秘密やノウハウ等が含まれている場合、データの提供によってデータに対するコントロールを喪失することに伴い、これらの営業秘密やノウハウが社外に流出してしまう、ないし、不正利用され得るという懸念をもつ関係者は多い³⁶。そのような懸念から、データの提供について二の足を踏む事業者もいる。そこで、後記(1)から(5)では、データの流出や不正利用を防止する各種手段として、契約、不正競争防止法、民法上の不法行為による保護、不正アクセス禁止法、不正利用等を防止する技術について例示する。このような各種手段を理解しておくことで、適宜必要な手段を講じてデータの流出や不正利用を防ぎながらデータの流通・利用が可能となりうる。

その説明にあたっては、前述のように、データの保護は原則として利害関係者間の契約を通じて図られることになるため、契約による保護から説明し、その後、法律に基づく保護等について説明する。

(1) 契約による保護

まず、提供データに含まれる営業秘密、ノウハウの流出を防ぐためには、データ受領者に対して秘密保持義務を課することが重要である。提供データに含まれる営業秘密、ノウハウを保護するために厳しい秘密保持義務を課するためには、たとえば、提供データにアクセスできるデータ受領者の役員および従業員を制限したうえで、当該役員および従業員に秘密保持に関する誓約書を提出させることをデータ受領者に契約上義務付ける方法がある。

また、たとえば、高セキュリティのサーバに保管することや、他のデータとの分別管理を義務付ける等、提供データの保管方法・管理方法に

³⁶ さらにいえば、提供データに営業秘密やノウハウが一見含まれていないように見えるケースであっても、他のデータと組み合わせることで営業秘密やノウハウが推測されるケースもあるとの指摘もある。

について具体的に契約で定める方法も有効である。さらに、提供データの管理状況についてデータ提供者がデータ受領者に対して報告や立入検査を求めることができる旨の規定を設け、その報告の結果または立入検査の結果、データ受領者の提供データの管理状況に問題があれば、データ提供者は提供データの管理方法の是正等を求めることができる旨を規定する方法もある。

その他、営業秘密、ノウハウが流出したことに伴ってデータ提供者に生じた損害額の算定が困難であることを踏まえ、営業秘密、ノウハウがデータ受領者から流出した際の損害賠償額の予定を定めておくことも考えられる。ただし、損害賠償額の予定は、その金額が小さければ契約の拘束力をかえって弱めることもあるため（契約違反を犯して予定された損害額の賠償をしても、営業秘密、ノウハウを流出させたことで得られるメリットのほうが大きければ損害賠償額の予定条項は営業秘密、ノウハウの流出を防止する手段としての意義が乏しくなる）、その点も踏まえた適切な金額を設定する必要があると考えられる。

(2) 不正競争防止法による保護

不正競争防止法2条6項の「営業秘密」として法的に保護されるためには、①秘密管理性、②有用性、③非公知性の3つの要件を充たす必要があり、提供データがこの3つの要件を充足すれば「営業秘密」として不正競争防止法における保護が受けられる。

もともと、IoT、AI等の情報技術の革新が進展し、企業の競争力がデータやその活用に移りつつあることから、データを安心・安全に利活用できる事業環境を整備する必要があり、そのための法制度の検討を行った。

そのような背景を踏まえ、現在、ID・パスワード等の管理を施した上で提供されるデータの不正取得・使用等を新たに「不正競争」行為に位置付け、これに対する差止請求等の民事上の救済措置を設ける内容の不正競争防止法等の一部を改正する法律が平成30年5月に成立した。改正後の不正競争防止法について、以下、「改正不正競争防止法」と表記することとする。

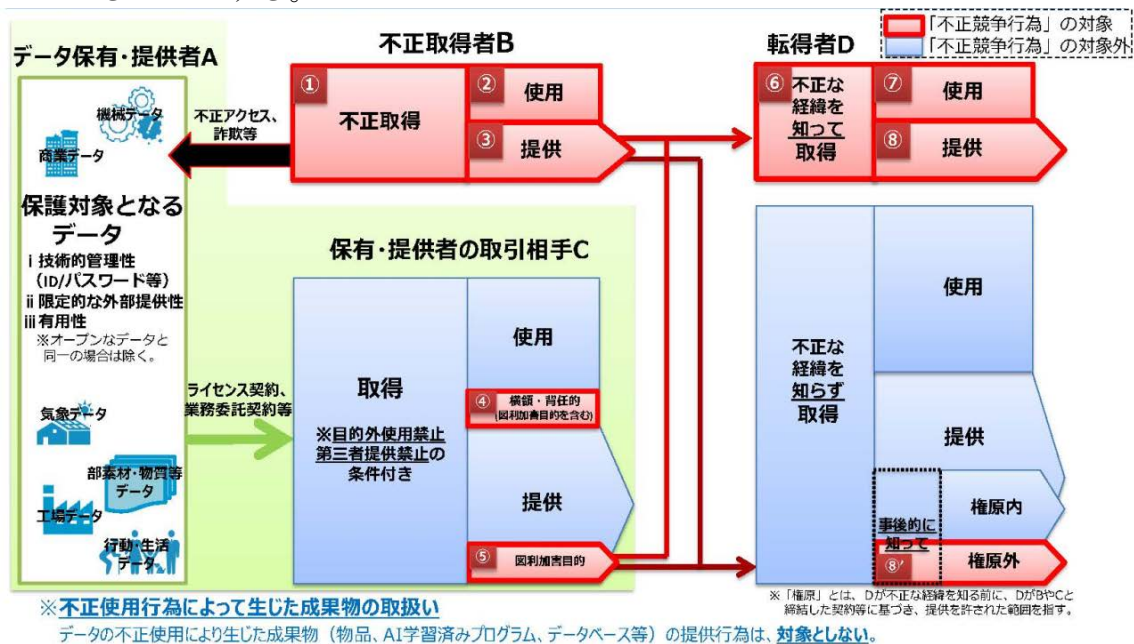


図 1：改正不正競争防止法の概要

この改正不正競争防止法で保護対象となるデータは、「限定提供データ」とし、「業として特定の者に提供する情報として電磁的方法により相当量蓄積され、及び管理されている技術上又は営業上の情報（秘密として管理されているものを除く。）」をいう（改正不正競争防止法2条7項）。

この「限定提供データ」は、産業構造審議会知的財産分科会「不正競争防止小委員会」において、「ビッグデータを念頭に、保護客体は、以下の要件に該当する電子データの集合物の全部又は一部のデータであって、有用なものとすべきである。」とされたことを受けて定義されたものである。

なお、不正競争防止小委員会では、新たな規律の対象となるデータの要件および不正競争行為について、以下のとおりとされている³⁷。

<保護客体となるデータの要件>

以下の要件に該当するデータを保護対象とすべきであるとされた。

(i) 技術的管理性

データを取得しようとする者が、データ提供者との契約で想定される者以外の第三者による使用・提供を制限する旨の管理意思を明確に認識できる、特定の者に限定して提供するための適切な電磁的アクセス制御手段（ID・パスワード管理、専用回線の使用、データ暗号化、スクランブル化等）により管理されているデータであること。

(ii) 限定的な外部提供性

秘密として管理され、保有者内での利用又は例外的に秘密保持契約を結んだ限定的な者に開示される「営業秘密」とは異なり、データ提供者が、外部の者からの求めに応じて、特定の者に対し選択的に提供することを予定しているデータであること。

(iii) 有用性

違法又は公序良俗に反する内容のデータを保護客体から除外した上で、集合することにより商業的価値が認められること。

<データに対する不正競争行為>

以下の行為を「不正競争行為」とし、救済措置を設けるべきであるとされた。

① 不正取得類型

- 権原のない外部者が、管理侵害行為によって、データを取得する行為、またはその取得したデータを使用、もしくは第三者に提供する行為（改正不正競争防止法2条1項11号）

※「管理侵害行為」とは、データ提供者の管理を害する行為（不正アクセス、建造物侵入等）、又は、データ提供者に技術的管理を外させて提供させる詐欺等に相当する行為（詐欺・暴行・強迫）をいう。

³⁷ 産業構造審議会知的財産分科会不正競争防止小委員会における検討の中で、不正競争防止法改正案の考え方について明確化すべきとされた論点を検討するため、「不正競争防止に関するガイドライン素案策定WG」が設置され、検討が進められている。

② 著しい信義則違反類型

- 第三者提供禁止の条件で、データ提供者から取得したデータを、不正の利益を得る目的または提供者に損害を加える目的（図利加害目的）を持って、横領・背任に相当すると評価される行為態様（委託契約等に基づく当事者間の高度な信頼関係を裏切る態様）で使用する行為、または図利加害目的で第三者に提供する行為（改正不正競争防止法2条1項14号）

③ 転得類型

- 取得するデータについて不正行為が介在したことを知っている者が、当該不正行為に係るデータを取得する行為、またはその取得したデータを使用、もしくは第三者に提供する行為（改正不正競争防止法2条1項12号、15号）
- 取得時に不正行為が介在したことを知らずに取得した者が、その後、不正行為の介在を知った（悪意に転じた）場合、悪意に転じた後に、当該データを第三者に提供する行為（改正不正競争防止法2条1項13号、16号）
※ただし、転得者が悪意に転じる前の取引で定められた権原の範囲内での提供は、適用除外とする。

これらの行為を「不正競争行為」とし、差止請求（不正競争防止法3条）、損害賠償請求（不正競争防止法4条）、損害賠償額の推定規定（不正競争防止法5条）等の民事上の救済が受けられるようにすることとされた。

(3) 民法上の不法行為による保護

一定の投資と労力を投じた価値のあるデータをデッドコピーするような行為は、著しく不公正な手段を用いて他人の法的保護に値する営業上の利益を侵害する行為といえ、民法709条の不法行為が成立することがあり得る³⁸。

もともと、最高裁第一小法廷平成23年12月8日判決・判例時報2142号79頁（北朝鮮映画事件）は、著作権法6条各号所定の著作物に該当しない著作物の利用行為は、同法が規律の対象とする著作物の利用による利益とは異なる法的に保護された利益を侵害する等の特段の事情がない限り、不法行為を構成しないと判示しており、この判例の論理に従えば、データベースの著作物ではないデータベースをデッドコピーしたとしても、不法行為が成立しない場合もあることに注意が必要である。

(4) 不正アクセス禁止法による保護

第三者が不正ログインやセキュリティ・ホールを攻撃することによって、データを取得した場合、不正アクセス行為が刑事罰の対象になる（不正アクセス禁止法2条4項各号、3条、11条）。

³⁸ 東京地裁平成13年5月25日中間判決・判例時報1774号132頁（翼システム事件）

(5) 不正利用等を防止する技術

提供データの不正利用や不正流出を防止する方法として、提供データの暗号化、アクセス制限、電子透かし技術を用いたデータの出所等を明らかにする方法、ブロックチェーン技術等がある。

また、データ受領者の手許から提供データの流出を防止するビジネスモデルとして、データ提供者の工場内にデータ受領者の分析システムが入ったサーバを設置して、そのサーバ内で稼働データ等の分析を行い、データ提供者に分析結果を提供する方法がある。このような、データ提供者内でデータの提供と分析が完了する（データをデータ提供者の工場内から外部に基本的には出していない）といった方法もある³⁹。

3 適正な対価・利益の分配

(1) 総論

データ契約における適正な対価設定（対価・利益の分配のあり方）は、ケース・バイ・ケースであり、個別具体的な事案ごとに検討される必要があることから、一義的に取り纏めることは適切ではない⁴⁰。

データ流通と利活用に価値を見出すか否か、いかなる程度の価値を見出すかも契約自由の原則の範疇であるところ、本ガイドライン（データ編）はあくまで対等な当事者間における対価・利益の分配の一般的な考え方の例を実務上の参考として示すにとどまる。

一般論として、データ契約における対価・利益の分配に影響を及ぼす考慮要素としては、データの種類、データの利用範囲（地理的制限を含む⁴¹）、データが生み出す価値、派生データの利用権限、創出された知的財産権等の権利関係、損害が発生した場合の責任分担、ライセンスフィーやロイヤルティの設定、データ創出や管理に要する費用分担等がある⁴²。

データの価値が算定できない場合、データ契約の交渉や最終合意が難しくなることも当然考えられる。そこで、データ契約において適正な対価または利益の分配を検証するための手法として、「データを利用した価値の試験的検証」と「イニシャル・ロイヤルティ+ランニング・ロイヤルティ」を例示しておく。

³⁹ ただし、このビジネスモデルにおいて、データ受領者は、データ提供者のサーバにアクセスする権限を有していることもありうるので、データ提供者外へのデータの流出を完全に防ぐことができるわけではない。

⁴⁰ 知的財産権の価値評価には様々な手法が存在しており、知的財産戦略本部検証・評価・企画委員会知財のビジネス価値評価検討タスクフォースにおいて、産業構造の変化に即した経営・知的財産戦略や、「データ」を含む知的財産全般について、事業に紐づけられたビジネス上の価値評価や知財戦略の在り方が検討され、「知財のビジネス価値評価検討タスクフォース報告書～経営をデザインする～」が公表されている（https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/kensho_hyoka_kikaku/torimatome/houkokusho.pdf、（平成30年5月））。

⁴¹ データ・ローカライゼーションおよび越境移転規制については、後記第4-2-(5)参照。

⁴² なお、データは媒体の存在を前提とするが、データそれ自体が大きな価値をもつ可能性を有することから、データの利用関係やデータ利用に係る適正な利益の配分が、データの保存されている媒体に関する権利関係に従って判断されなければならない、とするのは必ずしも適切ではない。

(2) データ契約における適正な対価または利益の分配のあり方

① データを利用した価値の試験的検証

データを利用したビジネスを行う際に、どれほどの価値を生み出すか明らかではないため、小規模にデータを利用したビジネスを試験的に実施して、その結果からデータの価値を検証するという手法がある。たとえば、コンビニエンス・ストアを例にとると、ビッグデータを利用した商品陳列方法の変更を、一定地域の一部の店舗で試験的に導入し、その方法による売上げの増加を検証して、その検証に基づいて売上げの増加に見合った対価でデータの提供を受け、そのデータに基づく新たな陳列方法を全店舗で導入するというものである。

このような手法は、リスクと効果の適切な分配のための有用な材料にできる可能性がある。すなわち、この手法により、そのデータを活用した際の効果（売上げの上昇等）を把握することができ、その効果に応じた提供データの対価の算定が可能になることもある。

② イニシャル・ロイヤルティ+ランニング・ロイヤルティ

これは知的財産権等のライセンス契約においてよく用いられる方法であるが、契約締結時にイニシャル・ロイヤルティ（一定の金額）を支払い、その後、データの利用に伴って利益が生じた場合に、その利益の一定割合をランニング・ロイヤルティ（契約期間中に支払われる利益等に応じた金員）として支払う方法である。この方法もリスクと効果を適切に分配するための一つの手法といえる。

なお、データは日々生じるものであり、日々アップデートしていくことにこそデータの価値があることもある。そのようなデータの場合は、データの継続的な提供を条件にしてランニング・ロイヤルティを支払うという合意を締結することも考えられる。

第4 「データ提供型」契約（一方当事者から他方当事者へのデータの提供）

1 構造

(1) データ提供型契約の意義

本ガイドライン（データ編）において、「データ提供型」契約とは、取引の対象となるデータを一方当事者（データ提供者）のみが保持⁴³しているという事実状態について契約当事者間で争いが無い場合において、データ提供者から他方当事者に対して当該データを提供する際に、当該データに関する他方当事者の利用権限その他データ提供条件等を取り決めるための契約である。

たとえば、ある製品の製造業者が顧客から要求された寸法精度や強度を充たす製品を開発する際に自ら様々なテストを実施し、そのテストから得られたデータを用いれば製品開発の工数を大幅に減らすことができる場合に、そのデータを第三者に販売したり、利用許諾したりする場合の取引をいう。

ここでいうデータの「利用権限」とは、データの利用権、保有・管理に係る権利、複製を求める権利、販売・権利付与に対する対価請求権、消去・開示・訂正等・利用停止の請求権等の契約に基づいて発生する権利を自由に行使できる権限のことを意味する。

なお、本ガイドライン（データ編）の本章における用語の意味は以下のとおりとする⁴⁴。

データ提供者	データ提供型契約において、データを提供する当事者
データ受領者	データ提供型契約において、データを受領する当事者
提供データ	データ提供型契約において、データ提供者からデータ受領者に対して提供されるデータ
派生データ	提供データを加工、分析、編集、統合等することによって新たに生じたデータ

(2) データ提供型契約の類型

データ提供型契約については、以下のように、データの譲渡、データのライセンス（利用許諾）、データの共同利用（相互利用許諾）の3つの類型として整理することができる⁴⁵。

⁴³ 保持という用語の趣旨については脚注9を参照。

⁴⁴ 必ずしも、これに限られるものではなく、契約において当事者が自由に用語の意味を定めてよいのはもちろんのことである。

⁴⁵ 本ガイドライン（データ編）では、契約締結後にデータ提供者が提供データに関する一切の利用権限を失い、提供データを利用しない義務を負う類型を「譲渡」と整理し、データ提供者が提供データの利用権限をあくまで一定の範囲でライセンシーに与える類型を「ライセンス（利用許諾）」と整理している。「データの譲渡」類型が利用されているケースはそれほど多くないと思われるが、両類型はこの点についての違いがあるため、本ガイドライン（データ編）では別の類型として整理している。

① 譲渡

a データの譲渡とは

前記第3のとおり、データは無体物であり民法上の所有権の対象にはならないため、データの所有権を移転させるという意味でのデータの譲渡は観念できない。そのため、データの譲渡とは、一般的に、データの利用をコントロールできる地位を含む当該データに関する一切の権限を譲受人に移転させ、譲渡人は当該データに関する一切の権限を失う趣旨であると考えられる。

譲渡の対象となるデータについてデータベースの著作権その他の知的財産権が成立している場合には、データにかかる知的財産権がデータ提供者に残ることを避けるために、データベースに登録された各個別のデータの利用をコントロールできる地位のみならず、データにかかる知的財産権についても譲渡することが必要になる。

b データの譲渡の態様

データの譲渡の態様としては、たとえば、以下のような方法がある。

- データを記録した記録媒体を引き渡し、譲渡人は当該データを消去する方法
- データを譲受人の記録媒体に複製し、譲渡人は当該データを消去する方法
- 第三者のサーバにあるデータに対するアクセス権を譲受人に付与し、譲渡人は当該データのアクセス権を失う方法（または譲渡人が当該データの管理に係る第三者との契約上の地位を譲受人に移転させる方法）

② ライセンス（利用許諾）

a データのライセンス（利用許諾）とは

データのライセンス（利用許諾）においては、データ提供者が保持⁴⁶するデータの利用権限を一定の範囲でライセンシーに与えるが、ライセンシーは提供データに関する全ての利用権限を失うものではない。

データの場合、民法上の所有権が観念できず、データの譲渡とデータのライセンス（利用許諾）の境界があいまいとなり、たとえばデータ受領者が契約で定めていない提供データの利用方法も可能になるのが不明確になるため、契約においてデータのライセンス（利用許諾）の類型を採用する場合、提供データの「利用許諾」であることを規定するのみならず、「契約で明示したものを除き、提供データに関する何らの権限をデータ受領者に移転しない」ことを注意的に規定しておくことが望ましい。

また、データのライセンス（利用許諾）において、当該ライセンシー以外の第三者に対して重ねて提供データのライセンスをする権利を留保しておくのか（非独占）、それとも、当該ライセンシーに独占的に当該データを利用させるのか（独占）も契約で定めておく

⁴⁶ 保持の意義については脚注9参照。

ことが望ましい。

b データのライセンス（利用許諾）の態様

データのライセンス（利用許諾）の態様としては、たとえば以下のような方法がある。

- ライセンサーのサーバにあるデータの利用権限（アクセス権限を含む）を契約によってライセンシーに与えつつ、ライセンサーも当該データの利用権限（アクセス権限を含む）を失わず、かつ、契約終了時にライセンシーに対して当該データの消去義務を負わせ、さらに当該データに対するアクセス権限を停止する方法

③ 共同利用（相互利用許諾）

a データの共同利用（相互利用許諾）とは

データの共同利用（相互利用許諾）とは、契約当事者が二者（たとえば、甲と乙）の場合であれば、甲が保持⁴⁷するデータについて契約によってその利用権限の全部または一部を乙に与え、他方、乙が保持するデータについて契約によってその利用権限の全部または一部を甲に与えることをいう⁴⁸。データの共同利用（相互利用許諾）は、契約当事者が三者以上の場合でも同様である。

このデータの共同利用（相互利用許諾）の類型では、甲乙がそれぞれのデータを相手方が利用することを認めるものであり、相手方において甲乙それぞれのデータのコンタミネーション⁴⁹が生じる可能性が高まるため、契約において、データの分別管理を規定したり、データにアクセスできる従業員を限定したりすること等を通じて、秘密保持義務の内容をより高度化しておくことが望ましい。

b データの共同利用（相互利用許諾）の態様

データの共同利用（相互利用許諾）の態様としては、たとえば以下のような方法がある。

- 甲乙それぞれのサーバにあるデータに対する利用権限（アクセス権限を含む）を契約によって相手方に与えつつ、自身も当該データに対する利用権限（アクセス権限を含む）を失わず、かつ、契約終了時に相手方に対して当該データの消去義務を負わせ、さらに当該データに対するアクセス権限を停止する方法

⁴⁷ 保持という用語の趣旨については脚注9参照。

⁴⁸ 後記第5の【データ創出型】との違いは、一方当事者が既存データを保持しているという事実状態が明確であるか否かにある。

⁴⁹ 甲が利用権限をもつデータと、乙が利用権限をもつデータが、たとえば、乙の管理の下で混在してしまい、どちらが利用権限をもつデータなのか分からなくなってしまうことをいう。

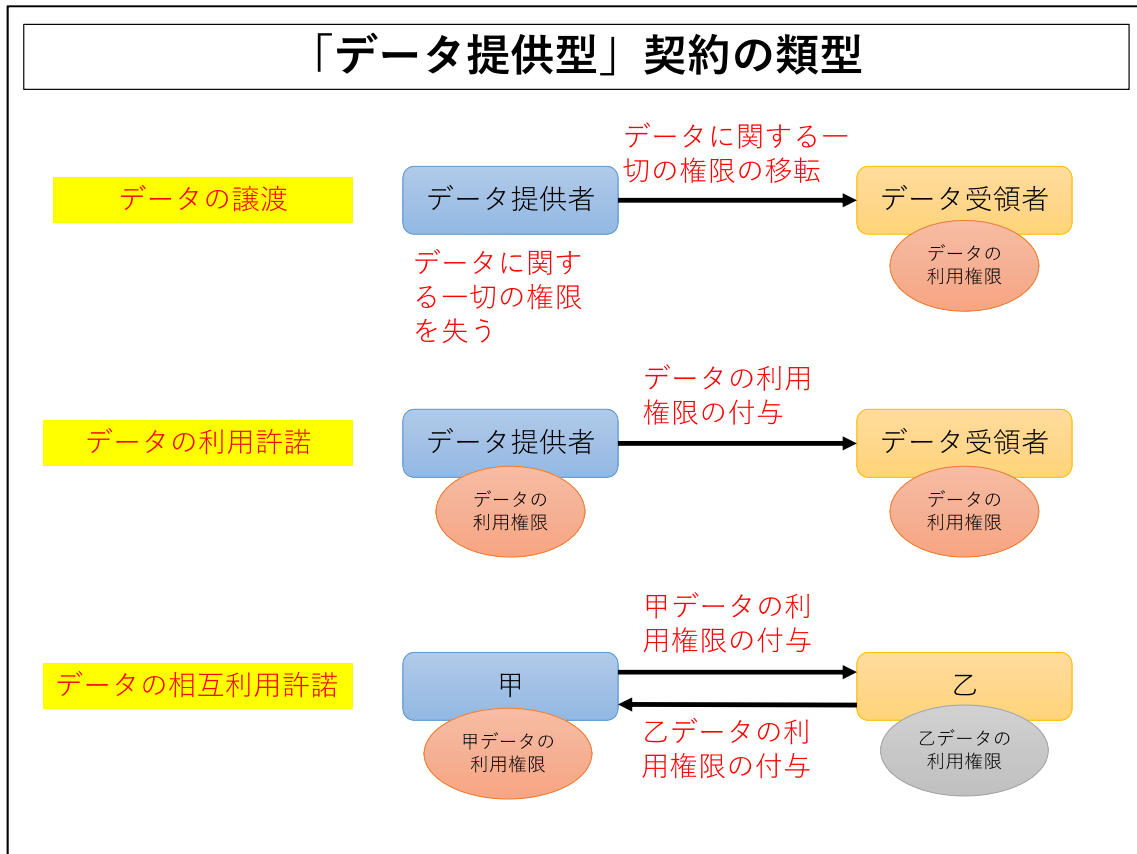


図 2: 「データ提供型」契約の種類

(3) 主体の個別性

データ提供型取引は1:1で行われる場合もあれば、1:nで行われることもある。ただし、データ提供型契約の種類次第で以下のように整理することができる。

データ提供型契約の種類	1:1	1:n
譲渡	○	×
ライセンス (利用許諾)	○	○ (独占ライセンスの場合は×)
共同利用 (相互利用許諾)	○	○

2 データ提供型契約における主な法的な論点

(1) 提供データを活用した派生データ等の利用権限の有無

① 提供データから生じる派生データ等

データ提供者から提供された提供データ (元データ) をデータ受領者が加工・分析・編集・統合等すること等を通じて活用することによ

- って、様々な成果物が生じる可能性がある。その成果物としては、
- 提供データを加工・分析・編集・統合等したことによって得られる派生データ
 - 提供データを加工・分析・編集・統合等したことによって創出された知的財産権
 - 提供データに基づいて生成された学習済みパラメータ（ただし、学習済みパラメータの取扱いについては、本編ではなく AI 編を参照されたい。）
- 等が考えられる。

データの譲渡の場合、提供データに関する一切の権限がデータ受領者に移転しているため、提供データから生じた派生データ等の成果物についてもデータ受領者が利用できることになる。

他方、データのライセンス（利用許諾）とデータの共同利用（相互利用許諾）においては、派生データ等の成果物の利用権限の有無が一義的に定まらないため、後記②および③において検討する。

② 派生データ等の利用権限の有無等

a 派生データ

データ提供者から提供された提供データが何の整理もされていない生のデータであることもあり、そのデータを加工・分析・編集・統合等することによって、新たな知見・価値を伴うデータになることもあり得る。このような派生データの利用権限がデータ提供者にもあるのか、それともデータ受領者のみにあるのかは一義的には定まらない⁵⁰。

一般論でいえば、派生データの利用権限に関する明確な合意がなければ、提供データ（元データ）の性質、提供データ（元データ）を取得・収集する際の出費・労力、営業秘密性、提供データ（元データ）の加工・分析・編集・統合等の程度・費用、提供データ（元データ）の全部または一部が復元可能なものとして派生データに含まれているか等を考慮して、派生データの利用権限がデータ受領者のみにあるのか、それとも、派生データの利用権限がデータ提供者にもあるのかを合理的に解釈していくことになると思われる。

ただし、一口に派生データといっても様々な種類のものがあり、契約当事者間で認識を共通にする必要もあり、契約において派生データの利用権限の有無が不明確なままでは、将来における紛争の火種になり得るので、契約書において派生データを定義したうえで、派生データの利用権限の有無について明らかにしておくことが望ましい。

なお、派生データとして、いわゆる統計情報が生み出されることもある。「統計情報」とは、複数人の情報から共通要素に係る項目

⁵⁰ 派生データは、データ受領者がデータ提供型契約の契約目的の範囲内で加工・分析・編集・統合等することによって初めて生じたデータであり、データ受領者の行為（加工・分析・編集・統合等）なくしては生じ得ないデータであるから、当事者間で別途合意がない限り、少なくともデータ受領者は当該派生データを利用できると解するのが合理的である場合が多いと思われる。

を抽出して同じ分類ごとに得られるデータをいうが⁵¹、統計情報の利用権限についても一義的に明らかにならないことが多く、契約でその利用権限の有無を定めておくことが望ましい⁵²。

b 知的財産権

データ受領者が提供データを加工・分析・編集・統合等する過程で、データ受領者が著作権、特許権等の知的財産権を提供データに基づいて生み出すことも考えられる。この生み出された知的財産権の帰属を当事者で変更するのであれば、後日紛争とならないように提供データから生じた知的財産権の帰属についても契約の中で明確に定めておくことが望ましい。

c 派生データ等⁵³の利用

派生データの利用権限がデータ受領者にあると合理的に解釈できる場合や提供データを加工・分析・編集・統合等したことによって創出された知的財産権がデータ受領者に帰属する場合には、当該派生データ等の利用をデータ提供者に対しても認めるか否かについてもトラブルが起きやすいといえ、契約において、派生データ等をデータ提供者が利用することを許諾するのか、許諾する場合のデータ提供者の利用権限の範囲およびその利用の際の対価の有無等を定めておくことが望ましい。

なお、データ提供者がデータ受領者に対して、データ受領者が利用権限をもつ派生データや提供データの分析等によって創出されたデータ受領者に帰属する知的財産権の譲渡義務を課したり、独占的利用許諾の義務を課したりした場合、独占禁止法における不公正な取引方法に該当する可能性があるため、注意が必要である。

③ 派生データ等から得られた利益の分配

データ提供者としては、提供データがあったからこそ派生データや知的財産権が生じたといえることから、派生データの利用権限がデータ提供者にもあることや、創出された知的財産権がデータ提供者に帰属することを主張したり、利用権限や知的財産権の利用許諾・移転をデータ受領者に対して要請したりすることがあり得る。

このような場合、派生データの利用権限や創出された知的財産権を共有としたりすることも考えられる⁵⁴。

⁵¹ 個人情報保護委員会・前掲注 32「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（匿名加工情報編）」4頁

⁵² なお、統計情報は、集団の傾向または性質等を数量的に把握するものであるため、特定の個人との対応関係が排斥されている限りにおいて、個人情報保護法における「個人に関する情報」に該当しない（個人情報保護委員会・前掲注 32「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（匿名加工情報編）」4頁参照）。

⁵³ 派生データ等とは、派生データと、提供データを加工・分析・編集・統合等したことによって創出された知的財産権のことをいう。

⁵⁴ 派生データもデータであり、民法上の所有権の対象とはならないので、ここでいう「共有」というのは、データ提供者とデータ受領者の双方が派生データについての利用権限を有することを意味する。もっとも、双方が派生データについての利用権限を有するといっても、その利用権限の範囲が不明確であるので、「共有」と定めるだけでは不十分であり、

ただし、特許権を共有にした場合、当該特許権の譲渡や実施許諾に他の共有者の同意が必要であるし（特許法73条1項、同条3項）、著作権が共有の場合も、当該著作権の譲渡には他の共有者の同意が必要であり（著作権法65条1項）、さらに、自ら著作権を行使することすら共有者全員の同意が必要になる等（著作権法65条2項）、知的財産権の共有ではその後の知的財産権の行使に制約があり、これと異なる取扱いをするためには別途契約で明確に合意しておく必要があるので注意が必要である。

他方、共有とする方式をとらずに、派生データの利用権限や知的財産権をデータ受領者に残したままで、それらの利用によって生じた利益の一部をデータ提供者に分配するという方法もあり得る。具体的には、たとえば、派生データを用いて行った事業によってデータ受領者が得た売上げの一定割合をデータ提供者に支払う方法がある。

(2) 提供データが期待されたものではなかった場合の責任（提供データの品質）

データ提供型契約において、提供データが不正確である、不完全である、有効ではない（契約目的への適合性がない）、提供データがウイルスに感染しており安全ではない、第三者の知的財産権を侵害しているといったように、提供データの品質に問題があり、データ受領者が契約の目的を達成できず、データ提供者に対して提供データの品質について法的責任を追及するということがあり得る。

ここでいうデータの正確性とは、時間軸がずれている、単位変換を誤っている、検査をクリアするためにデータが改竄または捏造されているというような事実と異なるデータが含まれていないことを意味し、データの完全性とは、データが全て揃っていて欠損や不整合がないことを意味する。また、データの有効性とは、計画された通りの結果が達成できるだけの内容をデータが伴っていることをいう。

データ提供型契約が有償契約である場合、データの品質について問題があれば民法上の瑕疵担保責任（契約不適合責任）の適用があると考えられる。もっとも、提供データの品質についての問題といっても様々な内容があるため、提供データの正確性、完全性、有効性、安全性、第三者の知的財産権の非侵害等について、どの範囲でデータ提供者が責任を負うのか契約で明確にしておくことが望ましい（たとえば、表明保証条項を用いることが考えられる）。

データ提供者がこのような提供データの品質について一切保証しない旨の規定を契約書で定めた場合、原則としてその規定は有効であると考えられるが、データ提供者の故意または重大な過失により提供データの品質に問題があった場合には、データ提供者が提供データの品質について責任を負う場合があると考えられる（民法572条類推適用⁵⁵⁾ ⁵⁶⁾。

契約においてその利用権限の範囲を明確に定めることが望ましい。

⁵⁵⁾ 建物を建築するために土地の売買契約を締結したところ、当該土地に地中埋設物（本件地中埋設物）が存在するのは「隠れた瑕疵」にあたり、「買主の本物件の利用を阻害する地中障害の存在が判明した場合、これを取り除くための費用は買主の負担とする。」旨の

なお、提供データの正確性、完全性、有効性、安全性等について、たとえば、「データ提供者は、可能な限り、提供データが正確かつ完全であり、契約目的の関係で有効であり安全であるように努める義務を負う。」としてデータ提供者の努力義務とする方法もあり得る。ただし、データの正確性・完全性・有効性・安全性について努力義務とした場合であっても、データ提供者がデータの正確性・完全性・有効性・安全性について何らの努力もしていないような事実があれば、努力義務違反として債務不履行責任を負う可能性はあるということに留意すべきである。

(3) 提供データを利用したこと起因して生じた損害についての負担

データ受領者が提供データを利用している際に、第三者から当該データに関する知的財産権の侵害を理由に損害賠償請求がなされるなど、提供データの利用に関連して、データ受領者と第三者との間で法的な紛争が生じるようなケースがあり得る。

この場合、その第三者との法的紛争を解決するために必要になった費用や賠償金は、提供データに起因して生じた費用・賠償金である以上、データ提供者が負担すべきという考え方と、データ提供者は提供データの品質について保証していないことを前提にして提供データに起因して生じた費用・賠償金はデータ受領者が負担すべきという考え方のいずれの考え方も成り立つと思われる。

そこで、契約において、提供データの利用に関連して第三者との間で法的な紛争が生じそれによって必要になった費用や賠償金をどちらが負担するのかを規定しておくことが望ましい。もっとも、契約で定められた利用範囲を超えてデータ受領者が提供データを利用した場合にまで（つまり、契約に違反する態様で提供データを利用した場合にまで）、データ提供者が提供データに起因して生じた費用・賠償金を負担する義務はないと考えられる。そのため、データ提供者がかかる義務を負担する場合、契約において「契約で定められた態様での利用に限る」といった限定を付したほうがよいと思われる。

また、データ提供者に当該負担を負わせる場合において、データ提供者の責任の範囲を限定するために、データ提供者がデータ受領者から受け取った対価の金額をデータ提供者が責任を負う上限と規定する方法もある。

(4) 提供データの目的外利用

データ提供型契約において目的外利用禁止条項が規定されることにより、一定の範囲でデータの利用が制限される場合も多いように思われる。

特約条項（本件免責条項）が本件地中埋設物に適用があるとしても売主に本件地中埋設物の存在について悪意ないしこれと同視すべき重大な過失がある場合には民法 572 条の趣旨から信義則上免責の効力を主張できず同条を類推適用して同法 570 条に基づく責任を売主は負うと判断した裁判例（東京地裁平成 15 年 5 月 16 日判決・判時 1849 号 59 頁）参照

⁵⁶ 提供データの品質について誰がどのような責任を負うのか、あるいは負わないのかは、当該分野の類型、提供データの性質・種類などによって変わりうるものであるため、当該契約における諸事情を勘案してその責任の有無・範囲・内容について柔軟に契約で規定すべきであり、本ガイドライン（データ編）ではその 1 つの案を示したものにすぎない。

たとえば、工作機械製造メーカー A が、工作機械にセンサを装着して製品製造メーカー B に販売して、その工作機械のセンサから得られるデータを「工作機械のメンテナンス目的（保守目的）」で B が A に提供するという契約を締結した場合に、A が、①その得られたデータを A が製造する別の機械のバージョンアップに利用したり、②そのデータから得られる情報を加工して B の秘密情報を除外し、第三者に提供すると、①も②も契約で定めた「工作機械のメンテナンス目的（保守目的）」以外の目的で提供データを利用することになり得るため、目的外利用禁止規定に違反する可能性が生じる。

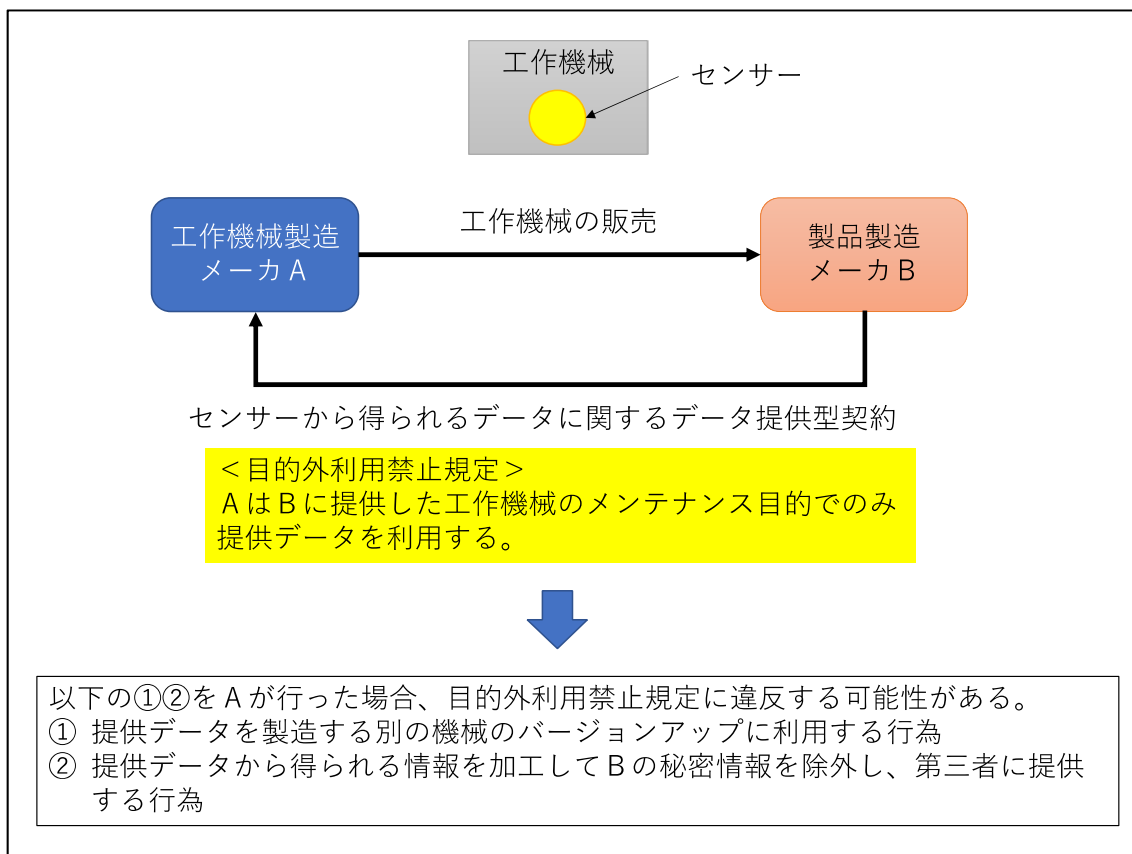


図 3 : データ提供型契約と目的外利用禁止規定

そこで、提供されたデータを将来、加工・分析・編集・統合等を行ったうえで利用することが予想される場合、データ受領者は、①や②のケースを想定した契約条項を検討する必要があると考えられる。

①の場合、「工作機械のメンテナンス目的（保守目的）」とデータ利用の目的を限定せずに、たとえば、「工作機械のメンテナンス目的（保守目的）および新機種の開発を含むバージョンアップ等の工作機械の性能向上目的」とすることで、目的外利用禁止規定に違反せずにセンサから得られるデータを利用できると考えられる。

②の場合、センサから得られる情報には製品製造メーカー B の営業秘密、ノウハウ等が含まれる可能性があるため、B から第三者に対するデータの提供について同意が得られない可能性がある（その結果、データの第三者への提供は目的外利用になり得る）。とりわけ、未だデータの流通が活発化していない現状に鑑みると、B から提供されたデータから秘密情報

を除外したとしても、Bからすると自社のノウハウ等がデータの第三者への提供に伴って流出してしまうという漠然とした不安からデータの第三者への提供に同意しない可能性は十分にあると考えられる。

そこで、②の場合ではデータ提供者からデータの第三者提供についての同意を得るための方策が必要であり、その方策として、たとえば、提供データを加工して第三者に提供する際に、あらかじめデータ提供者に第三者へ提供するデータの内容を確認してもらい、データ提供者の秘密情報が除外されているかを確認する手続規定を設ける方法や、提供データを加工して第三者へ提供した際に得られる利益をデータ提供者に一定割合で還元することを規定することで第三者への提供についての同意を得る方法、派生データの第三者への提供について同意をしたデータ提供者については他のデータ提供者から得られたデータをデータ受領者から提供するというメリットを与える方法等が考えられる。

(5) クロス・ボーダー取引における留意点

① データ・ローカライゼーションと越境移転規制

データ・ローカライゼーションとは、たとえばインターネット上のサービス等について、当該サービスを実行する物理的なサーバはサービスを提供する国内で運用しなければならない、すなわちサービス提供に必要なデータは全て当該国内に存在しなければならないという考え方に基づくルールである⁵⁷。データ・ローカライゼーションとは観点は異にするものの、データの越境移転を制限するという意味では共通する規制として、わが国の個人情報保護法やEUのデータ保護指令95/46/EC、一般データ保護規則（GDPR）に代表される、個人情報保護に主眼を置いた越境移転規制が存在する⁵⁸。

本ガイドライン（データ編）では、両者がともにクロス・ボーダー取引において障害になり得ることに着目して、以下の表のとおり、諸外国におけるデータ・ローカライゼーションおよび越境移転規制を整理する（以下の表は、三菱UFJリサーチ&コンサルティング「平成29年度内外一体の経済成長戦略構築にかかる国際経済調査事業（デジタル貿易に関連する規制等に係る調査）調査報告書」⁵⁹（平成30年2月）236頁から247頁に依拠している）。

米国	<ul style="list-style-type: none"> • 連邦レベルで、政府調達に関連してデータ・ローカライゼーションを義務付ける規定等がある。 • 国防連邦調達規則補足：「クラウドサービスのネットワー
----	---

⁵⁷ 株式会社三菱総合研究所、「安心・安全なデータ流通・利活用に関する調査研究の請負報告書」、http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/linkdata/h29_02_houkoku.pdf、（2017年3月）64頁

⁵⁸ 米国、ブラジル、中国等は一般的・包括的な個人情報保護法はないが、分野ごとに個人情報保護の要素を含む法律が存在するため、一般的・包括的な個人情報保護法の有無のみをもって当該国へのデータの移転によって個人情報に関する漏えいのリスクが高まるとは一概には言えない。なお、日本と同等の個人情報保護レベルにあるか否かは、GDPRの十分性認定を受けている国かどうか、CBPR（Cross Border Privacy Rules。APEC越境プライバシーシールールのこと。）の批准国か否かを一つの基準に検討する方法がある。

⁵⁹ http://www.meti.go.jp/meti_lib/report/H29FY/000892.pdf

	<p>ク侵入報告と契約」(2015年)において、データの国内保存を義務付け⁶⁰。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 米国歳入庁 publication1075 ; 連邦・州・地方自治体向け税務関連情報セキュリティガイドライン(2016年)において、税務関連の情報システムの設置を米国内に限定⁶¹。 • 複数の州法において、データ・ローライゼーションの規制^{62 63 64}。
カナダ	<ul style="list-style-type: none"> • 公的機関が保持する個人情報、カナダ国内において蓄積、アクセスされる(ノバスコシア州 個人情報国際開示保護法(2006年)⁶⁵、ブリティッシュ・コロンビア州 情報の自由とプライバシー保護法(1996年)⁶⁶)。 • 公的機関が保有する文書に関し、州外への個人情報の開示、所有、利用する業務の委任に際し、州法と同等の保護の確保を義務付け(ケベック州、公的機関が保有する書類へのアクセスと個人情報の保護に関する法律(2006年)⁶⁷)
インドネシア	<ul style="list-style-type: none"> • インドネシア国民の個人情報の海外移送を制限(2008年電子情報および移送に関する法⁶⁸、2012年電子システムおよび電子商取引に関するインドネシア共和国政府規則(レギュレーション82)⁶⁹)

⁶⁰ Federal Register, Defense Federal Acquisition Regulation Supplement: Network Penetration Reporting and Contracting for Cloud Services (DFARS Case 2013-D018), 2015.8.25, <https://www.federalregister.gov/documents/2015/08/26/2015-20870/defense-federal-acquisition-regulation-supplement-network-penetration-reporting-and-contracting-for>, (2015.8.25)

⁶¹ Internal Revenue Service, Publication 1075 Tax Information Security Guidelines for Federal, State and Local Agencies, 2016.9. <https://www.irs.gov/pub/irs-pdf/p1075.pdf>

⁶² City of Los Angeles, 'Supplemental Report - Information Technology Agency Request to Enter into a Contract with Computer Science Corporation for the Replacement of the City's E-mail System', [https://www.infolawgroup.com/uploads/file/City%20of%20Los%20Angeles%20and%20CSC-Google%20Contract\(1\).pdf](https://www.infolawgroup.com/uploads/file/City%20of%20Los%20Angeles%20and%20CSC-Google%20Contract(1).pdf), (2009.10.7) (p.72)

⁶³ National Foundation for American Policy, NFAP Policy Brief April 2017 'Anti-sourcing Efforts Down but Not Out', 2007.4., <http://www.nfap.com/pdf/0407OutsourcingBrief.pdf>

⁶⁴ National Foundation for American Policy, NFAP Policy Brief April 2017 'Proposed Restrictions on Global Sourcing Continue at High Level in 2005', 2005.4., http://www.nfap.com/researchactivities/studies/Global_Sourcing_2005B.pdf

⁶⁵ カナダ法律情報機関 (CanLII) ウェブサイト、<http://www.canlii.org/en/ns/laws/stat/sns-2006-c-3/latest/sns-2006-c-3.html>

⁶⁶ ブリティッシュ・コロンビア州ウェブサイト、http://www.bclaws.ca/Recon/document/ID/freeside/96165_00

⁶⁷ ケベック州ウェブサイト、<http://legisquebec.gouv.qc.ca/en/ShowDoc/cs/A-2.1>

⁶⁸ Law of the Republic of Indonesia Number 11 of 2008 concerning Electronic Information and Transactions(インドネシア法の仮訳提供サイトによる仮訳), http://www.flevin.com/id/lgso/translations/JICA%20Mirror/english/4846_UU_11_2008_e.html

⁶⁹ Government Regulation No. 82 of 2012 regarding the Provision of Electronic System and Transaction (Regulation 82)(インドネシア法の仮訳提供サイトによる仮訳), http://www.flevin.com/id/lgso/translations/JICA%20Mirror/english/4902_PP_82_2012_e.html

	<ul style="list-style-type: none"> • 公共サービス提供事業者に対するローカルデータセンターおよび災害回復センターの国内設置を要求（2012年電子システムおよび電子商取引に関するインドネシア共和国政府規則（レギュレーション82）） • 電子マネー業務事業者に対するデータセンターおよび災害回復センターの国内設置を要求（2014年インドネシア銀行通達書簡第16号⁷⁰） • 個人情報を取り扱う電子事業者に対するデータセンターおよび災害回復センターの国内設置を要求（2016年個人情報保護に関する情報通信省規則20号⁷¹）
ベトナム	<ul style="list-style-type: none"> • 電子メール広告提供事業者およびインターネットベースのテキストメッセージサービス提供事業者に対して、ベトナム国内へのサーバの設置を義務付け（2008年スパム対策に関する政令90/2008/ND-CP⁷²） • 情報集約ウェブサイト、SNS、携帯通信ネットワーク上の情報コンテンツサービス、オンラインゲームサービス事業者への国内サーバ設置要求（2013年インターネットサービスとオンライン情報の管理、提供、利用に関する政令第72号/2013/ND-CP⁷³）⁷⁴ • 国内電気通信・インターネットサービスを提供する外国企業に対し現地利用者に関するデータの管理サーバのベトナム国内設置を要求（サイバーセキュリティ法案（2017年6月公表）^{75 76}）
インド	<ul style="list-style-type: none"> • データ・ローカライゼーションを分野横断的に義務付ける法はない。 • 以下分野別の政策は、いずれも発効した法規制ではないが、政策またはモデルライセンスとして一定の効果を有する。 <ul style="list-style-type: none"> - 2015年国家通信M2Mロードマップ⁷⁷は、M2Mネットワーク構築にあたり国内にのみ設備の設置を認めてい

⁷⁰ インドネシア銀行、http://www.bi.go.id/id/peraturan/sistem-pembayaran/Pages/se_161114.aspx（インドネシア語）

⁷¹ Denny Rahmansyah and Saprita Tahir, Data Protection in Indonesia, <http://blog.ssek.com/index.php/2017/12/data-protection-in-indonesia-2/>

⁷² Ministry of Information and Communications, “Decree No. 90/2008/ND-CP dated August 13, 2008 of the Government against spam”, http://english.mic.gov.vn/Pages/VanBan/11244/90_2008_ND-CP.html

⁷³ Asia Internet Coalition, “Re: Formal comments on the Draft Decree Amending Decree 72 on the Management, Provision and Use of Internet Services and Information Content Online (Decree 72/2013-ND-CP)”, https://www.aicasia.org/wp-content/uploads/2016/11/AIC-Comments-on-Decree-Amending-Decree-72-2016_10_17.pdf

⁷⁴ 2016年改正案（現在、政令にはなっていない）では、外国のオンラインゲームサービス事業者に対するオンラインゲーム支払管理システムの国内設置が義務付けられている。

⁷⁵ ベトナム日本商工会「サイバーセキュリティ法」（2017年）、<http://jbav.vn/files/Taishikan/20170808-notification-from-embassy-japanese.pdf>

⁷⁶ 現時点でまだ承認はされていない。

⁷⁷ <http://www.dot.gov.in/sites/default/files/National%20Telecom%20M2M%20Roadmap.pdf>

	<p>る。</p> <ul style="list-style-type: none"> - クラウドサービスプロバイダーによるクラウドサービス提供に係る暫定的候補選択に係る提案の依頼において、政府にクラウドサービスを提供する事業者はデータの国内保存義務を要件とする認証を取得しなければならないとしている。 - 通信事業者に対する統一ライセンス合意^{78 79}において、当局の査察に備えるために少なくとも1年間はインド国内の集約されたセンターにログデータを保管する義務を負わせている。
シンガポール	<ul style="list-style-type: none"> • シンガポールにおいて取得された個人情報在国外に移転されることについて規定をしており、移転先が、シンガポール個人情報保護法と同等の個人情報保護制度を備えていることを確認することを、情報を移転する側の義務として規定している（データプライバシー法⁸⁰）。
欧州委員会	<ul style="list-style-type: none"> • EU 一般データ保護規則（General Data Protection Regulation; GDPR）（2016年）⁸¹ <ul style="list-style-type: none"> - EU 域内で取得した個人情報を域外に移転することを原則禁止。 - 欧州委員会が十分な保護水準を確保していると決定した第三国への移転は可能。 - 2018年5月には罰則を伴う適用が開始。
フランス	<ul style="list-style-type: none"> • EU 一般データ保護規則（GDPR）が直接適用される。 • 公的業務の実施にあたってはソブリン・クラウドのみが利用可能で、データは国内で加工・保存されなければならない（公共の調達に関する2016年4月5日付の閣僚回覧⁸²）。
ドイツ	<ul style="list-style-type: none"> • データの越境移転について欧州委員会に準ずるが、個人情報・金融・テレコミュニケーション関連データのデータ移転について規制^{83 84}

⁷⁸ License Agreement for Unified License, http://www.dot.gov.in/sites/default/files/Amended%20UL%20Agreement_0_1.pdf?download=1, pp 40-41

⁷⁹ White Paper of the Committee of Experts on a Data Protection Framework for India, http://www.meity.gov.in/writereaddata/files/white_paper_on_data_protection_in_india_171127_final_v2.pdf

⁸⁰ <https://sso.agc.gov.sg/Act/PDPA2012>

⁸¹ Regulation (EU) 2016/679 of the European Parliament and of the Council of 27 April 2016 on the protection of natural persons with regard to the processing of personal data and on the free movement of such data, and repealing Directive 95/46/EC (General Data Protection Regulation) (Text with EEA relevance), <http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:32016R0679>

⁸² フランス政府、「フランスアーカイブ」、https://francearchives.fr/file/f7ace4517613a246583fd2dd673a0e6d0f86c039/static_9151.pdf

⁸³ Telekommunikationsgesetz (telecommunications Act), https://www.gesetze-im-internet.de/tkg_2004/

⁸⁴ European Centre for International Political Economy (ECIPE), “The Digital Trade Estimates (DTE) database”, <http://ecipe.org/dte/database/>

ロシア	<ul style="list-style-type: none"> • 2006年個人情報保護法および同法を改正する2014年連邦法242-FZ第18条⁸⁵ ⁸⁶。 <ul style="list-style-type: none"> - ロシア国外への個人情報の転送は、転送先管轄区域の保護が十分だとロシア政府が認めた場合に限り、データ主体からの追加の同意が不要。 - ロシア国民の個人データは、ロシア領内に設置されたデータベースで管理することを要求。 - 通信事業者は、個人情報が格納されているサーバの場所をロシア連邦通信局に通知する義務を負う。
大韓民国	<ul style="list-style-type: none"> • 個人情報に関して広範な報告義務、本人の同意取得義務(個人情報保護法(2011年)⁸⁷) • 地図データ等を国外に搬出してはならない(空間データの設置・管理等に関する法令(2014年)⁸⁸)。
中国	<ul style="list-style-type: none"> • 重要情報インフラ運営者に対し、国内で収集、作成した個人情報および重要データの国内保存を要求。国務院が重要情報インフラの具体的な範囲を設定することを規定(サイバーセキュリティ法(2017年6月施行)⁸⁹ ⁹⁰ ⁹¹ ⁹² ⁹³) • 商業銀行が収集した個人情報の保護、処理および分析は中国国内で行わなければならない(金融機関が個人の金融情報を保護するよう促す通知(2011年5月施行)⁹⁴ ⁹⁵)。

⁸⁵ Roskomnadzor, Federal Law of 27 July 2006 N 152-FZ ON PERSONAL DATA, <https://p.d.rkn.gov.ru/authority/p146/p164/>

⁸⁶ RUSSIAN FEDERATION FEDERAL LAW PERSONAL DATA No.152-FZ, https://iapp.org/media/pdf/knowledge_center/Russian_Federal_Law_on_Personal_Data.pdf

⁸⁷ Korean LII, Personal Information Protect Act, <http://koreanlii.or.kr/w/images/0/0e/KoreanDPAct2011.pdf>

⁸⁸ Korea Legislation Research Institute, ACT ON THE ESTABLISHMENT, MANAGEMENT, ET C. OF SPATIAL DATA, https://elaw.klri.re.kr/eng_service/lawView.do?hseq=45348&lang=ENG

⁸⁹ Ministry of Industry and Information Technology of the Republic of China(中华人民共和国工业和信息化部)、「中华人民共和国网络安全法」、<http://www.miit.gov.cn/n1146295/n1146557/n1146614/c5345009/content.html>、(2016年11月7日)(中国語)

⁹⁰ 北大法宝、<http://www.lawinfochina.com/display.aspx?id=22826&lib=law> (中国語、英語)

⁹¹ ジェトロ北京事務所「中国『インターネット安全法』に基づく企業コンプライアンスについて」、https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Reports/02/2017/4239e2d290330868/cn rp-201711.pdf、(2017年11月)

⁹² ジェトロ中国北アジア課、「インターネット安全法が施行、外国企業にも中国基準を適用」、<https://www.jetro.go.jp/biznews/2017/06/2ab3a0189ac86a3d.html>、(2017年6月19日)

⁹³ 大地法律事務所仮訳、「インターネット安全法(日本語訳)」、https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/law/pdf/others_005.pdf

⁹⁴ The State Council The People's Republic of China(中華人民共和国中央人民政府)、「中国人民银行关于银行业金融机构做好个人金融信息保护工作的通知」、http://www.gov.cn/gongbao/content/2011/content_1918924.htm、(2011年1月21日)(中国語)

⁹⁵ 北大法宝、<http://www.lawinfochina.com/display.aspx?lib=law&id=8837&CGid=> (中国語、英語)

	<ul style="list-style-type: none"> オンライン出版に関してサーバやストレージは中国国内に設置しなければならない（オンライン出版サービス管理規定（2016年3月施行）⁹⁶ ⁹⁷）。 オンラインタクシーにおけるユーザデータは国内サーバに保管しなければならない（オンラインタクシー予約業務の管理に関する暫定措置⁹⁸ ⁹⁹）。
オーストラリア	<ul style="list-style-type: none"> APP (Australian Privacy Principles) の対象者は、海外の第三者に個人情報を開示する前に原則として、当該第三者が APP に違反しないように合理的な措置を採らなければならない (APP8.1)。ただし、同意があれば APP8 が適用されないことが明示された上で、本人の同意がなされた場合など APP8.2 ではその例外を規定している¹⁰⁰。 政府の委託を受けて国民の健康・医療情報を扱う民間運営事業者に、当該情報の中心的な運営および管理は国内に設置する義務を課すとともに、データの国外保持、国外持ち出しを禁止 (2012年 My Health Record 法¹⁰¹)。

欧州委員会との関係では、データ保護指令 95/46/EC 同様、2018年5月25日に施行された EU 一般データ保護規則 (GDPR) に、引き続き留意が必要である。個人データを EU 域内から第三国等へ域外移転させる場合、① 欧州委員会による十分性認定がなされている第三国等への移転であるか (GDPR45 条)¹⁰²、または② 欧州委員会による十分性認定がなされていな

⁹⁶ Ministry of Industry and Information Technology of the Republic of China (中华人民共和国工业和信息化部)、「网络出版服务管理规定」、<http://www.miit.gov.cn/n1146290/n4388791/c4638978/content.html>、(2016年2月4日)

⁹⁷ 北大法宝、<http://lawinfochina.com/display.aspx?id=21941&lib=law> (中国語、英語)

⁹⁸ Ministry of Industry and Information Technology of the Republic of China (中华人民共和国工业和信息化部)、「网络预约出租汽车经营服务管理暂行办法」交通运输部、工业和信息化部、公安部、商务部、工商总局、质检总局、国家网信办令、<http://www.miit.gov.cn/n1146295/n1146557/n1146624/c5218603/content.html>、(2016年7月14日)(中国語)

⁹⁹ 北大法宝、<http://lawinfochina.com/display.aspx?id=22963&lib=law> (中国語、英語)

¹⁰⁰ Privacy fact sheet 17: Australian Privacy Principles (<https://www.oaic.gov.au/individuals/privacy-fact-sheets/general/privacy-fact-sheet-17-australian-privacy-principles>)

¹⁰¹ Federal Register of Legislation, Australian Government, My Health Records Act 2012, <https://www.legislation.gov.au/Details/C2017C00313>

¹⁰² 現時点で日本は十分性認定を受けていない。しかし、2018年5月31日、個人情報保護委員会熊澤委員と欧州委員会ヨウロバー委員が、日 EU 間の個人データ移転について会談を行い、可能な限り早期に、個人情報保護法第 24 条に基づく個人情報保護委員会による EU の指定及び GDPR 第 45 条に基づく欧州委員会による日本の十分性認定に係る手続を完了させるための作業を加速することに合意している (<https://www.ppc.go.jp/enforcement/cooperation/cooperation/300531/>)。並行して、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン (EU 域内から十分性認定により移転を受けた個人データの取扱い編) (案)」のパブリックコメントの募集が、2018年5月25日まで行われ、確定版の準備が進められている。 (<https://www.ppc.go.jp/enforcement/cooperation/cooperation/GDPR/>)

い第三国等への移転の場合は、(1)適切な保護措置（管轄監督当局の個別承認を必要としないもの。典型的には、標準データ保護条項等）に基づく移転であるか（GDPR46条1項）、もしくは(2)データ主体による明示的な同意等の例外事由が認められなければならない（GDPR49条）。そして、これらの規制に違反して個人データを域外移転させた場合、最大で2000万ユーロ以下、または事業者である場合は前会計年度の全世界年間売上高の4%以下のいずれか高い方が制裁金として課される可能性がある（GDPR83条5項）。この制裁金は、データ保護指令95/46/ECには定められていなかったものであり、また非常に高額であるため、EU域内からの個人データの移転にあたっては慎重な対応が必要である。

② 外為法（外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号））について

日本では、外為法に基づき、武器、核兵器等、軍事転用可能な汎用品およびそれらに関する技術が安全保障上懸念のある国家やテロリストの手に渡ることを防ぐ目的で、輸出管理が行なわれている。

技術に関して、具体的には、兵器の開発等に用いられる技術または民生品にも用いられる機微な技術を、外国為替令別表に定めている（以下「リスト技術」という。）。リスト技術を、外国にて提供する場合や、居住者が非居住者（外国人等）に提供する場合には、経済産業大臣による許可が必要となる（リスト規制という）。

リスト技術でない場合であっても、提供する技術が核兵器等や通常兵器の開発等に用いられるおそれがある場合には、経済産業大臣による許可が必要となる（キャッチオール規制という）。

このため、技術の一形態である技術データ等の越境移転に際しては、外為法上の規制内容を確認の上、同法を遵守する必要がある。特に、技術は一旦提供されてしまえば、元に戻すことが難しいことが多いこともあり、その管理には十分な注意を払う必要がある。

なお、リスト規制やキャッチオール規制に該当する技術データを、国内において、居住者が非居住者に技術を提供することを目的とする取引は、国内で行われる場合であっても規制の対象となる。

③ 準拠法

海外企業との取引において日本法を準拠法とする合意をしておけば、日本の弁護士に依頼することができコミュニケーションの負担がなく、紛争の結論の見通しがつきやすくなるというメリットがあるため、準拠法を日本法とする合意をしておくことが望ましい。

もっとも、準拠法を定めれば、紛争解決に適用されるルールを選択として十分になるわけではなく、選択する紛争解決手段次第では、当事者間の合意による準拠法を選択が無効とされたり、制限されたりすることがある。たとえば、裁判による紛争解決を選択するのであれば、その適用法は、原則として、裁判所の所在国の国際私法の定めに従って決定され、当事者による準拠法を選択を認めない国もある。このような場合には、希望する法の適用を受けるために、裁判外の手続（たとえば、国際商事仲裁）等を選択することも検討に値する。

とりわけデータ取引との関係でいえば、仮に、準拠法を日本法にし

たからといって、前記のデータ・ローライゼーションおよび越境移転規制に関する各国の規制を逃れられることにはならないと考えられるので、留意が必要である。

④ 裁判管轄（紛争解決手段）

日本の裁判所で裁判を行う方が手続の負担や見通しの立てやすさの点からメリットがあるため、日本の裁判所を専属的合意管轄としておくことが考えられる。

しかし、海外企業に対して日本の裁判所で裁判を提起して判決を得ても、相互承認等の問題で判決を執行することが難しいことも多いため、紛争解決手段を裁判ではなく仲裁にするということも多い。そして、紛争解決手段として仲裁を選択する場合、仲裁人の数、仲裁地、仲裁言語等についても定めることが多い。国際商事仲裁の場合、多くの国で「外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約」（いわゆるニューヨーク条約。昭和36年7月14日条約第10号。）を批准しているため、他国で得た仲裁判断を容易に承認・執行することができるというメリットがある。もっとも、仲裁の場合、①仲裁の費用として仲裁人の報酬の支払いが必要になるが、特に仲裁人が3人の場合等は高額になり得ること、②仲裁は一審のみであり上訴できないことといったデメリットもあるので注意が必要である。

⑤ データ保護に関する主要各国の法制度

データ提供型契約の相手方が海外企業であり、提供データが海外に移転する場合、日本の法律を準拠法にするのか、当該外国法にするのかは、当該国のデータ保護に関する法律の内容を検討したうえで、より有利なものを準拠法として定めるという考え方もあり得る。

ただし、契約において準拠法を定めたからといって、必ずしもデータ保護に関する各国の規制を完全に逃れられることにはならない点に留意は必要である。以下では、参考のために、データ保護に関する主要各国の法制度の概要を比較した¹⁰³。

¹⁰³ 本表は、MUFG 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング「平成29年度産業経済研究委託事業 海外におけるデータ保護制度に関する調査研究 調査報告書」、http://www.meti.go.jp/meti_lib/report/H29FY/000807.pdf、（平成29年11月）8頁より抜粋した。

第4 「データ提供型」契約

国・国際機関	データ保護に関する考え	法制度によるデータ保護				契約によるデータ保護における特徴	権利付与によるデータ保護における特徴	その他動向	
		営業秘密		不正アクセス					
		制度名称	民事	刑事	制度名称				民事
アメリカ	・ 価値あるデータは、営業秘密関連法、その他現行法、契約等によってロバスト性の高い保護を実現している。一方で、契約関係にない第三者による不正取得等に対する懸念もある。	不法行為法リスティメント 連邦経済スパイ法 (EEA) 統一営業秘密法 (UTSA) 連邦営業秘密保護法 (DTSA)	○ ○ ○ ○	○ ○	コンピュータ犯罪取締法 (刑法第1030条)	○	懲罰的損害賠償	連邦著作権法 (インターネット上のコンテンツを対象としたデジタルミレニアム著作権法)	-
欧州委員会	・ 価値あるデータは、契約による保護を基本としている。契約外の第三者による不正取得に対しては、営業秘密、競争法、サイバーセキュリティ法、内部告発者保護法等の各国現行法の範囲内で保護されるものがあるという考え。	営業秘密保護指令	○	-	-	-	モデル契約開発中	データベース保護指令 (著作権と sui generis による保護)	単一デジタル市場戦略
ドイツ	・ 価値あるデータは、契約による保護を基本としており、第三者による不正取得は営業秘密に該当する場合には営業秘密で規制するという考え。	不正競争防止法 (UWG) 民法 §23条, 1004条)	○ ○	○	刑法202a,b条	○		データベース保護指令に基づく国内法	自動車業界による自主的ガイドライン
フランス	・ 価値あるデータは、契約及び営業秘密で対応可能なものについてはそれぞれについて保護。	知的財産法典 §21-1条) 民法典 (382, 1383条) 労働法典 (227-1条) 刑法典 §11-2, 313-1条)	- ○ ○ ○	-	刑法典 §23-1, 323-3条)	○		知的財産法典 §41-1条) 著作権)	-
イギリス	・ 価値あるデータは、営業秘密 (機密情報の保持)、競争法、コンピュータ不正使用法等対応可能な範囲内で保護。	コモン・ロー※	○	○	コンピュータ不正使用法 (1条, 3条)	○		データベース保護指令に基づく国内法	
中国	・ 価値あるデータは、営業秘密に該当する場合には営業秘密で保護	反不正当竞争法 民法通則 (18条) 刑法 §219条)	- ○ ○	-	サイバーセキュリティ関連法	○		-	サービス業革新発展大綱

※なお、法律専門家によればイギリスでは「商業上センシティブな情報」に該当する場合は、当該データは競争法が適用されるとの見解。

(6) 個人情報等を含む場合の留意点

① 提供データに「個人データ」を含むか否か

「個人情報」とは、①生存している個人に関する情報のうち、②(1)特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それによって特定の個人を識別することができるものを含む）、または(2)個人識別符号が含まれるものをいう（個人情報保護法2条1項）。

そして、個人情報データベース等を構成する個人情報は「個人データ」とされ、個人データを第三者に提供する際には、原則として、あらかじめ本人の同意が必要とされている（個人情報保護法23条1項）。したがって、データ提供型契約によって提供されるデータが「個人情報」を含む場合や「個人データ」に該当する場合、個人情報保護法に基づく規制に沿った対応が必要となる¹⁰⁴。

¹⁰⁴ 独立行政法人等が取り扱う個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）が適用される。また、個人情報保護法76条1

「個人データ」に該当するためには「個人情報」に該当することが前提となり、「特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それによって特定の個人を識別することができるものを含む）」であるものが「個人情報」に該当することになる。一方、複数人の情報から共通要素に係る項目を抽出して集計して得られるデータであり個人との関係が排斥されている「統計情報」の場合には、個人情報保護法に基づく規制に沿った対応は不要になる¹⁰⁵。

たとえば、自動車のドライブレコーダー等の自動車に備え付けられた機器を経由して取得される車両情報、運転情報、位置情報等の情報が、その運転者の情報（運転者 ID 等）と結び付いて特定の個人を識別できる情報であれば「個人データ」に該当し得る一方、その情報を集計し個人との関係を持たない（排斥した）形で、交通事故が発生しやすい場所や交通渋滞が発生しやすい場所を特定し、それをまとめた情報にすぎない場合は「統計情報」にあたり、個人情報保護法に基づく規制に沿った対応は不要になるものと考えられる（ユースケース 3 参照）。

② 提供データに「個人データ」を含む場合

提供データに「個人データ」が含まれる場合、提供データを第三者に提供する際に、前記のとおり、原則として、あらかじめ本人の同意を取得する必要がある（個人情報保護法 23 条 1 項）。

ただし、個人データの移転が、①委託による場合、②事業承継による場合、③共同利用による場合は、当該受領者は「第三者」にあたりないとされている（個人情報保護法 23 条 5 項 1 号ないし 3 号）。

また、①法令に基づく場合（個人情報保護法 23 条 1 項 1 号）、②人（法人を含む。）の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき（同条項 2 号）、③公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき（同条項 3 号）、④国の機関若しくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき（同条項 4 号）は、個人データの第三者提供に際し、あらかじめ本人の同意を得ることは不要である。

なお、一般的な個人データであれば、「オプトアウト」の方式による第三者提供が認められている（個人情報保護法 23 条 2 項）が、要配慮個人情報の場合、「オプトアウト」の方式による第三者提供が認められない点には留意が必要である。

項各号において、たとえば、大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体またはそれらに属する者が学術研究の用に供する目的で個人情報を取り扱う場合等が、個人情報保護法に基づく規制の適用除外とされている。

¹⁰⁵ 個人情報保護委員会・前掲注 32「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（匿名加工情報編）」4～5 頁参照。

③ 匿名加工情報の活用

提供データに個人データが含まれている場合に、それを加工することによって柔軟な利活用をするための手法として、データを匿名加工することが考えられる。その一つの例として、個人情報保護法に基づく「匿名加工情報」の枠組みを活用することが可能である。匿名加工情報とは、個人情報保護法2条9項各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものという。

匿名加工情報の制度は、本人の同意に代わる一定の条件の下、パーソナルデータを自由に利活用するために設けられたものであり¹⁰⁶、匿名加工情報を作成したときは、匿名加工情報の作成後遅滞なく、当該匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目を公表しなければならない（個人情報保護法36条3項）、また、匿名加工情報を第三者に提供するときは、①あらかじめ第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目およびその提供の方法について公表するとともに、②提供先の第三者に対して、提供された情報が匿名加工情報であることを明示しなければならない（個人情報保護法36条4項）。

匿名加工の方法については、個人情報保護法36条に基づいて「個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年10月5日個人情報保護委員会規則第3号）」第19条に匿名加工情報の作成の方法に関する基準が定められており¹⁰⁷、このほか、個人情報保護委員会のガイドライン¹⁰⁸等が参考になる。匿名加工情報の作成に際しては、IDや氏名等を削除しただけでは「個人を識別することができないように個人情報を加工」したとはいえない場合や、ID、氏名、生年月日等の情報を削除したとしても、他の情報（たとえば、購入商品、購入日時、場所、性別等）から個人を識別できれば「個人を識別することができないように個人情報を加工」したとはいえないとされる場合もあり得る。このように、匿名加工の方法やその程度には事案ごとの判断が要求されることから匿名加工には一定の困難も伴うことに留意する必要がある。

また、前記第4-2-(4)で述べたように、提供データを匿名加工して第三者提供することが個人情報保護法に違反しないとしても、データ提供契約における目的外利用禁止の規定等に違反することはあり得るため、匿名加工情報を第三者に提供する際には、契約条項を慎重に検討する必要がある。

なお、加工を行うことによって、前記の「統計情報」にまで至った場合には、特定の個人との紐付きは完全に失われるため「匿名加工情報」にも該当せず、前記のとおり個人情報保護法に基づく規制に沿った対応は不要になる。

¹⁰⁶ 瓜生和久編著「一問一答 平成27年改正個人情報保護法」（平成27年12月）39頁

¹⁰⁷ https://www.ppc.go.jp/files/pdf/290530_personal_commissionrules.pdf

¹⁰⁸ 個人情報保護委員会・前掲注32「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（匿名加工情報編）」

④ 越境データの留意点

a 外国にある第三者へ個人データを提供する場合

事業者が個人データを外国にある第三者に提供する場合には、原則として、「外国にある第三者への個人データの提供を認める」という本人の同意を取得しなければならない(個人情報保護法 24 条)。もともと、①提供先の第三者が、日本と同等の水準にあると認められる個人情報保護制度を有している国として個人情報保護法施行規則で定める国にあたる場合¹⁰⁹、②提供先の第三者が、個人情報取扱事業者が講ずべき措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要な体制として個人情報保護法施行規則 11 条で定める基準¹¹⁰に適合する体制を整備している場合、③個人情報保護法 23 条 1 項各号の例外事由に該当する場合には、「外国にある第三者への個人データの提供を認める」という本人の同意は不要である。

「外国にある第三者」にあたるか否かについては、法人格を基準にするので、日本企業が、外国の子会社に対して個人データを提供することは「外国にある第三者」への個人データの提供にあたるが、日本企業が、外国の支店や事務所等同一法人格内で個人データを提供することは「外国にある第三者」への個人データの提供にあたらない¹¹¹。

また、外国の法令に準拠して設立され外国に住所を有する外国法人であっても、当該外国法人が「個人情報取扱事業者」に該当する場合には、「外国にある第三者」には該当しない。そのため、たとえば、日本企業が外資系企業の東京支店に個人データを提供する場合、当該外資系企業の東京支店は「個人情報取扱事業者」に該当し、「外国にある第三者」にあたらないことになる¹¹²。

b 外国にある者から個人データの提供を受ける場合

外国にある者から個人データの提供を受ける場合、当該国の法律が適用され、当該国の法律に沿った対応が必要となる。そのため、たとえば、ある機械を販売して、その機械に取り付けたセンサから個人情報を含む機械の稼働情報を取得する場合において、当該機械

¹⁰⁹ 現時点で個人情報保護法施行規則において、日本と同等の水準にあると認められる個人情報保護制度を有している国は定められていない(個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(外国にある第三者への提供編)」、<https://www.pc.go.jp/files/pdf/guidelines02.pdf>、(平成 28 年 11 月) 2 頁)。ただし、個人情報保護委員会と欧州委員会との間で、個人情報保護法第 24 条に基づく個人情報保護委員会による EU の指定及び GDPR 第 45 条に基づく欧州委員会による日本の十分性認定に係る手続を完了させるための作業を加速することに合意している(前掲注 102 参照)。

¹¹⁰ 次のいずれかに該当すること

① 個人情報取扱事業者と個人データの提供を受ける者との間で、当該提供を受ける者における当該個人データの取扱いについて、適切かつ合理的な方法により、法第 4 章第 1 節の規定の趣旨に沿った措置の実施が確保されていること。

② 個人データの提供を受ける者が、個人情報の取扱いに係る国際的な枠組みに基づく認定を受けていること。

¹¹¹ 個人情報保護委員会・前掲注 109・5 頁

¹¹² 個人情報保護委員会・前掲注 109・5 頁

が外国に販売され、当該外国に設置された機械のセンサから個人情報を含む機械の稼働情報を直接取得するような際には、その機械が設置された当該外国の個人情報に関する法制度について留意が必要である（ユースケース4参照）。

前記第4-2-(5)-①で述べたように、諸外国の法令において、個人データの越境移転が規制されている場合は珍しくなく、また個人情報の範囲も国により異なり得るので、各国の法令に沿った対応をすることは極めて重要である。

3 データ流通を阻害する原因とその対処法

(1) 提供データの利活用がノウハウの流出につながるとの懸念とその対処法

前記第3-2で述べたように、データ提供者は提供データに含まれる自社の営業秘密・ノウハウがデータの提供に伴って社外に流出してしまうという懸念をもち、そのことがデータ流通を阻害している原因になっているといえ、前記第3-2で述べたように、契約、不正競争防止法、民法、不正アクセス禁止法等による法的保護、および、提供データの安全性を担保する技術的手段等により、提供データに含まれる営業秘密・ノウハウを守りつつ、データを流通させることが可能になる。

(2) データの価値算定の困難性

前記第3-3で述べたように、データの価値算定の困難性がデータの流通を阻害している面があるが、前記第3-3で述べたように、データを利用した価値の試験的検証の考え方をを用いる等して、データの価値を適切に算定する方法があり得るので、そのような手法を積極的に採り入れることも検討に値する。

4 適切なデータ提供型契約の取決め方法

データ提供型契約においては、以下のような内容について契約で定めるかを検討しておくことが望ましい。その具体的な条項例については、第7のデータ提供型契約書のモデル契約書案を参照されたい。

(1) データ等の定義

- 提供データの定義
- 派生データの定義
- 契約の目的

(2) 提供データの内容・提供方法

① 提供データの内容

- 提供データの対象（提供データの概要）
- 提供データの項目
- 提供データの量
- 提供データの粒度
- 提供データの更新頻度

② 提供データの提供方法

- 提供データの提供形式（紙／電子ファイル、電子ファイルのときのファイル形式）
 - 提供データの提供手段（電子メールで送付、サーバからのダウンロード、サーバへのアクセス権の付与、記録媒体にデータを記録させて返送）
 - 提供データの提供頻度
 - 提供データの提供方法（提供形式、提供手段、提供頻度）の変更方法
- (3) 提供データの利用許諾等
- データ提供型契約の種類（利用許諾、譲渡、共同利用）
 - 提供データの第三者提供等の禁止
 - 提供データの目的外利用の禁止
 - 提供データの本目的以外の目的での加工、分析、編集、統合等の禁止
 - 提供データに関する知的財産権の帰属
 - 提供データの利用許諾の場合、独占／非独占
- (4) 対価・支払条件
- 提供データの対価の金額あるいはその算定方法
 - 提供データの対価の支払方法
- (5) 提供データの非保証
- 提供データに関する第三者の権利の非侵害の保証／非保証
 - 提供データの正確性・完全性についての保証／非保証
 - 提供データの安全性（提供データがウイルスに感染していないか）についての保証／非保証
 - 提供データの有効性、本目的への適合性についての保証／非保証
 - 提供データに関する第三者の知的財産権の非侵害の保証／非保証
- (6) 責任の制限等
- データ受領者に提供データの開示、内容の訂正、追加等の権限を与えない
 - 提供データに関連して生じた第三者との紛争の対応責任（契約に違反しない態様での利用の場合／契約に違反した態様での利用の場合）
 - データ提供者が賠償責任を負う場合の上限額
- (7) 利用状況
- データ受領者が契約に従った提供データの利用をしているか否かの報告
 - データ受領者が契約に従って提供データの利用をしているか否かについてのデータ提供者の監査
 - 監査の結果、提供データが契約に従った利用がなされていないことが発覚したときの追加の対価等の支払い
- (8) 提供データの管理
- 提供データと他の情報との区分管理

- データ受領者のデータ管理に関する善管注意義務
- 提供データの管理状況についての報告要求、是正要求

- (9) 損害軽減義務
 - データ受領者が提供データの漏えい等が発覚した際の通知義務
 - データ漏えい等が生じた場合のデータ受領者の再発防止策等の検討および報告義務

- (10) 秘密保持義務
 - 秘密情報の定義
 - 秘密保持義務の内容とその例外
 - 秘密保持義務が契約終了後も存続すること、およびその存続期間

- (11) 派生データ等の取扱い
 - 派生データの利用権限の有無
 - 提供データのデータ受領者の利用に基づいて生じた知的財産権の帰属
 - 提供データのデータ受領者の利用に基づいて生じた知的財産権の、データ提供者の利用権限
 - 派生データのデータ受領者の利用に基づいて生じた知的財産権を利用して得られた利益の分配

- (12) 有効期間
 - 契約の有効期間
 - 契約の自動更新

- (13) 不可抗力免責
 - (一般的な不可抗力免責事由に加えて) 停電、通信設備の事故、クラウドサービス等の外部サービスの提供停止または緊急メンテナンスも不可抗力事由とするか否か

- (14) 解除
 - (一般的な契約解除条項で足りる)

- (15) 契約終了後の措置
 - 契約終了後の提供データの廃棄・消去
 - 提供データの廃棄・消去証明書の提出

- (16) 反社会的勢力の排除
 - (一般的な反社会的勢力排除条項で足りる。たとえば、警察庁が示した暴力団排除条項モデル¹¹³等)

- (17) 残存条項
 - 契約終了後も存続させるべき条項について過不足はないか

¹¹³ 警察庁、暴力団対策、<https://www.npa.go.jp/bureau/sosikihanzai/bouryokudan.html>

第4 「データ提供型」契約

- (18) 権利義務の譲渡禁止
(一般的な権利義務の譲渡禁止条項で足りる)
- (19) 完全条項
(一般的な完全合意条項で足りる)
- (20) 準拠法
 準拠法としてどの国、州等の法律を選択するか
- (21) 紛争解決
 合意管轄として、裁判・仲裁のいずれを選択するか
 裁判地・仲裁地としてどこを選択するか

第5 「データ創出型」契約（複数当事者が関与して創出されるデータの取扱い）

1 構造

(1) データ創出型契約の対象範囲

本ガイドライン（データ編）において、「データ創出型」契約とは、複数当事者が関与することにより、従前存在しなかったデータが新たに創出されるという場面において、データの創出に関与した当事者間で、データの利用権限について合意する場合を対象とする。本類型の対象には、たとえば、センサ等によって検知されるいわゆる生データ¹¹⁴が含まれるほか、そのようなデータを加工、分析、編集、統合等（以下、本章では「加工等」とする）することによって得られる派生データも含まれる。

想定されるケースの具体例として、以下のようなものがある。なお、契約形態としては、本ガイドライン（データ編）では当事者間での相対取引を想定しているが、後記ケース1のような事例や一般消費者を当事者とする事例等では、利用規約や約款による場合もあり得る。

ケース1

工作機械の製造業者 A は、顧客（B1、B2・・・）の工場に納入した工作機械にセンサを設置し、センサから取得した工作機械の稼働データを分析することを計画している。稼働データは、そのデータを取得した工作機械を使用している顧客に対して、工作機械の利用に関するアドバイスや保守等のアフターサービスを行う際に利用される。さらに、A は、顧客の各工場にて取得したデータを分析し、生産性を向上させる使用方法をベスト・プラクティスとして各顧客に提供することを検討している。また、A は、そのようなデータの分析結果を自社の工作機械製品の活用のために利用することも検討しているほか、将来的には、稼働データを統計化した情報を第三者に販売することも構想している。

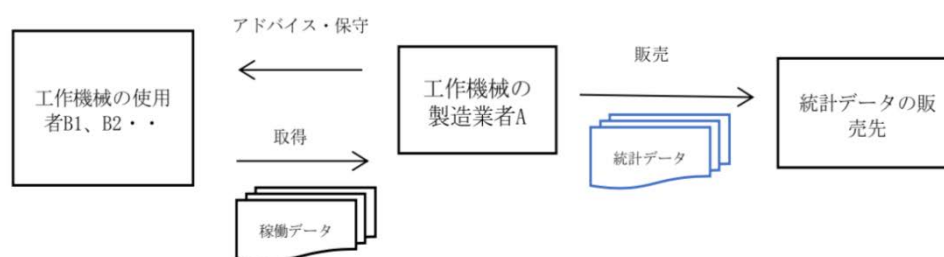


図 4：ケース1

創出に関係する当事者：工作機械の製造業者 A
 工作機械の使用者 B1、B2・・・
 問題となるデータ：工作機械の稼働データ
 前記の稼働データの分析データ

¹¹⁴ 後記第6 および本ガイドライン（AI編）第2-3-(2)-①と異なり、ここでは、従前存在せず、新たに創出されたデータのことを「生データ」と呼んでいる。

ケース2

長距離バス路線の運航をしているバス会社 A は、バス運転手の過重労働が社会問題化したことをきっかけに、労働環境改善のための対策として、従業員に対して、勤務中にウェアラブル端末を装着させ、勤務中のバイタルデータ（体温、心拍数、発汗等）を取得して、これらのデータに基づいて従業員の健康管理を行うことにした。具体的には、A はヘルスケアサービスを展開する B と共同してウェアラブル端末を開発し、端末から取得した従業員（C1、C2・・・）のバイタルデータをリアルタイムで監視し、体調が悪化したり疲労が蓄積したりしている従業員について、警告を出すというシステムを予定している。また、このシステムから取得された各従業員のバイタルデータは、B の管理するシステムに蓄積され、B が分析をすることで、全社的な健康管理施策の立案および助言を行うことも予定している。さらに、B は、このサービスを通じて得たバイタルデータを加工して、自社の展開している別の健康管理サービスに利用することができないかと考えている。

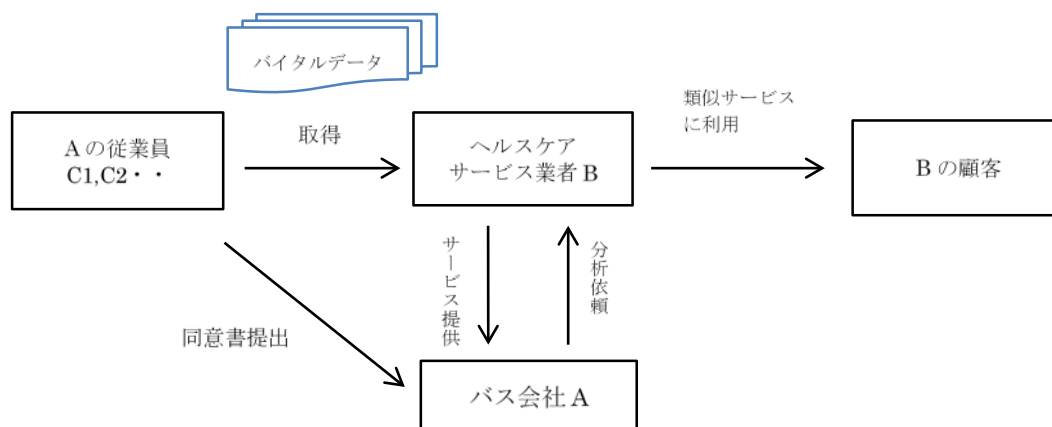


図 5 : ケース 2

創出に関係する当事者：バス会社 A

ヘルスケアサービス提供事業者 B

A の従業員（バス運転手）C1、C2・・・

問題となるデータ：従業員のバイタルデータ

前記データの分析データ

ケース3

大手物流業者 A は、全国に多数の配送拠点や倉庫を有し、多数の運送車両を保有して、常時全国の道路で走行させている。A は、気象予報および気象データやニュースの配信等を行っている B に対して、各拠点施設や運送車両に B の開発した環境センサを設置し、これらの環境センサから得られた気象データに基づいた気象予測を行うことを依頼しようとしている。A は、これらの情報を用いて、自社の運送効率の向上を図ることを計画しているが、この事業で得られる気象予測は、従来よりも高い精度のものとなることが見込まれるため、これらの情報を第三者へ販売することで、新規の収益事業とすることも計画している。な

お、Aは、自社の協力会社（C1、C2・・・）に、運送車両へのセンサの設置を依頼することも計画している。

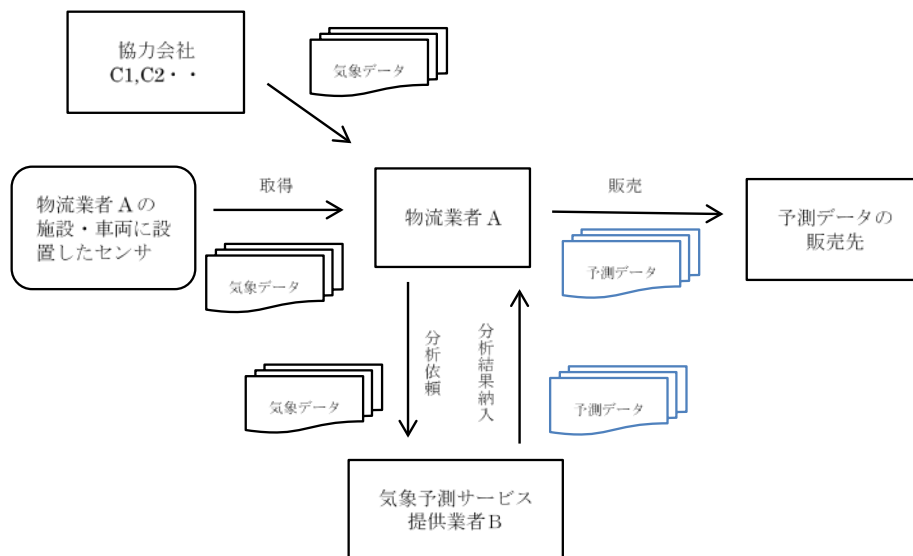


図 6：ケース 3

創出に係る当事者：物流業者 A

気象予測サービスの提供会社 B

A の協力会社 C1、C2・・・

問題となるデータ：環境センサから得られた気象データ（気温、湿度、気圧、風速等）

前記データの分析によって得られる気象予測データ

(2) データ創出型契約における課題

データ創出型契約を締結する際に生じる主な課題として、以下のものがある。

① データ創出に複数の当事者が関与するが、利用権限の調整ルールが明確ではないこと

たとえば、ケース 1 では、工作機械を実際に稼働させている顧客 (B1、B2・・・) が稼働データに関する利用権限を有すべきであるとも考えることもできる。他方で、センサの設置について企画し、取得するデータの種類や項目を立案した A が、稼働データの利用権限を有すべきであるとも考えることもできる。また、センサから取得された生データを分析して得られた派生データの利用権限をどのように定めるかは、生データの利用権限とは別個の問題として検討しなければならないが、その利用権限の定め方についても、明確な基準があるわけではない。このように調整ルールが明確ではないことから、当事者間の公平性をいかに確保するかが課題となる。

② データの創出がなされる場合でも、その利用方法が必ずしも明確ではない場合が多いこと

IoT 技術の普及等により、データの創出や蓄積が進んでいるものの、そのように創出されるデータの利用方法について、当事者間で明確なイメージが共有されていない場合も少なくない。また、データは加工等の仕方により大きな価値が生じることがあるが、どのような価値が生じるかは契約締結段階で明確ではない場合が多い。したがって、収益や費用について、どのような基準で分配すべきかを合意するのも容易ではない。

③ 個人情報およびプライバシー権に対する配慮

創出されるデータに個人情報が含まれる場合、第三者に当該データを提供するためには原則として本人の同意を要する等の個人情報保護法の規制が適用される。また、個人情報に該当しない場合でも、利用方法等によっては個人のプライバシー権の侵害となる場合もあり得る

¹¹⁵。

2 データ創出型契約における主な法的論点

(1) 当事者間で設定すべき利用条件

取引に関連して創出されるデータ（対象データ）を明確にし、各対象データについて、当事者間で利用条件を定めていくことになるが、当事者間で合意をしておくことが望ましい条件として以下のものがある。

項目	定めるべき事項
対象データの範囲	<ul style="list-style-type: none"> • 取引に関連して創出されるデータ（対象データ）の一覧表を作成する等して、対象データの範囲の明確化を図ること。 • 前記の一覧表から漏れたデータ等、明確に利用権限が合意されなかったデータについて、当該データの利用権限の定め方を規定しておくこと。 • 必要に応じて、営業秘密やノウハウを除去または希薄化できる程度にデータの粒度を粗くし、取得するデータの範囲・内容を限定すること。
利用目的	<ul style="list-style-type: none"> • 利用目的を定めることにより、対象データの利用権限の範囲を明確にすること（たとえば、特定の事業領域での利用に限定する、当事者において既に決まっている研究開発契約での利用に限定する

¹¹⁵ なお、パーソナルデータ（パーソナルデータの詳細については、前記第3-1-(3)-②参照）に由来してデータ創出を行う場面（たとえば、心拍数や血圧等のヘルスケアデータを測定して収集するケース）では、当該データが、パーソナルデータの主体たる本人の行動が生み出すデータであることを踏まえ、データ主体たる本人のコントロールが及ぶべきであるとする考え方がある。また、個人情報の場合には個人情報保護法を遵守する必要がある。この場合、データに対する本人のコントロールをどのように及ぼすことを認めるか、たとえば、ヘルスケアデータであれば、測定したデータ自体のみならず、測定したデータを加工等して作られたデータについてコントロールすることを可能とするか整理が必要となる場合がある。とりわけ、データの対象となる情報の種類が、個人情報保護法における要配慮個人情報のように、慎重な取扱いが求められるものに関しては、法令に基づき適切に取り扱う必要がある。

	等)。
加工等の可否と派生データに対する利用権限	<ul style="list-style-type: none"> 対象となるデータの加工等の可否およびその方法を定めること。 加工等により創出される派生データに対する利用権限について定めること。
データ内容および継続的創出の保証／非保証	<ul style="list-style-type: none"> データの内容の正確性等（前記第 4-2-(2)参照）について保証することまたは保証しないことについて合意をすること。 データに個人情報が含まれる場合には、個人情報保護法を遵守し必要とされる手続が履践されていることを保証すること（利用目的、第三者提供の同意（または、業務委託・共同利用）の内容、確認記録義務の内容等）。 データが継続的に創出され、データの量が確保されることについて、保証をすることまたはしないことについて合意をすること。
第三者提供の制限	<ul style="list-style-type: none"> 第三者に対するデータの提供の可否。 第三者へのデータの提供ができる場合には、その際に第三者に課される条件。
収益および費用の分配	<ul style="list-style-type: none"> 対象データを第三者提供すること等により収益を得る場合、収益および費用の分配を定めること。
管理方法・セキュリティ	<ul style="list-style-type: none"> データの性質やリスクに即して、具体的なデータの保存先や管理方法等を定めること。
利用期間	<ul style="list-style-type: none"> 利用できる期間を定めること。
利用地域	<ul style="list-style-type: none"> データを利用できる国・地域を定めること。
契約終了時のデータの取扱い	<ul style="list-style-type: none"> 利用期間が終了した後に、派生データを含めて、削除または返還を要するかを規定すること。
準拠法・裁判管轄	<ul style="list-style-type: none"> 契約に適用される法律および裁判管轄を合意すること。

(2) 対象データの範囲・粒度

① 対象データの範囲の明確化

データの利用権限を定めるにあたっては、そもそも当該取引に関連して、どのようなデータが創出され、合意の対象となるのかを、当事者間で明確にすることが重要である。特に、消費者や中小企業が契約当事者である場合には、当該取引においてどのようなデータが創出（収集）され、どのように利用権限が分配されるかについて共通の認識をもつことは、より重要性が高い。たとえば、ケース 1 の工作機械の稼働データは、その内容を分析することによって B1 らの製造ノウハウや生産水準等を推測することができる可能性があるが、このような場合に、B1 らはいつどのようなデータが測定され、工作機械メーカーである A に提供されているかを認識できていない場合も少なくない。

具体的な方法として、利用権限について協議を開始する前の段階で、創出されるデータを一覧化してカタログ化することが有益である。具体的なカタログの形式については、本章末尾のカタログの作成例（（参考）データカタログ）を参照されたい。このようなカタログを作成する目的は、当事者間での誤解や不意打ちを避け、のちの紛争を防止することにあるため、カタログには、可能な限り漏れなく、かつ、重複をすることなく対象データを列挙することが望ましい。

なお、創出されるデータの全てを列挙し、それぞれについて明確な利用権限を定めることが現実的には難しい場合や、列挙対象から一部のデータが漏れる場合もあり得る。このような、利用権限の明確な合意ができていないデータについては、データに事実上アクセスできる当事者が自由な利用をすることができるようにすることが必ずしも望ましいとは限らないことから、そのような場合に備え、いずれかの当事者に利用権限を与える、または、当事者間の協議により利用権限を定めるという内容のバスケット条項を設けることも合理的である。

② データの粒度

対象データの範囲と関連して、データから営業秘密やノウハウが流出する可能性を低減するために、創出されるデータの粒度を粗くし、または、範囲・内容を限定することが考えられる。また、対象データが個人に関するものである場合、一部の情報をあえて収集しないことで、個人情報に該当することを避け、また、当該個人のプライバシー権に対する侵害となることを回避するということが考えられる。

たとえば、別添2のユースケース3のリース会社は、自動車の走行に関する各種データを取得し、その中には車両の位置情報等も含まれるが、このように取得される各種データによりドライバー個人を識別することができる場合（他の情報と容易に照合することができ、それによりドライバー個人を識別することができる場合を含む）には、当該データは、ドライバー個人の個人情報に該当することになる。すなわち、当該データそのものが、ドライバーの氏名等の特定の個人を識別できる情報と紐付いていないとしても、仮に、車両の位置情報そのものや他の容易に照合できる情報から、ドライバー個人を識別できる場合には、当該走行データは、ドライバー個人の個人情報に当たることになる。一方、出発時と到着時からそれぞれ一定の時間については位置情報を削除し¹¹⁶、車両が幹線道路を走行しているときにのみ位置情報を取得することでドライバー個人を識別できないようにするなど、個人情報保護法上の匿名加工情報となるように加工することにより、個人情報の取扱いよりも緩やかな規律の下で第三者に提供することが考えられる。

もっとも、データの加工等は、データの有用性にも影響し得るものであり、データの利用の観点とデータ保護の観点を踏まえたバランス

¹¹⁶ 個人情報保護委員会・前掲注32「匿名加工情報 パーソナルデータの利活用促進と消費者の信頼性確保の両立に向けて」58頁以下参照。

の良い検討が求められるところである¹¹⁷。

(3) 利用目的の設定

データの利用目的を定め、その利用目的の範囲外の利用を制限するという条件である。利用目的の設定は、データ創出に関するビジネスモデル全体に関わるものであり、第1から第3で説明した基本的視点に沿って、利用の促進とデータを秘匿する必要性の両面から評価をするのが望ましい。データの秘匿の必要性の観点から、当事者の事業と競合する事業での利用を禁じる等、具体的なリスクを想定しつつ明確化を図ることが望ましいが、他方で、データの利用促進の観点からは、過度に詳細な記載をすることで、当該ビジネスを阻害するものとならないようにしなければならない。

たとえば、ケース1では、「利用目的」を、工作機械の利用方法に関するノウハウやツールの開発およびB1に対するサービスの提供のために利用すること等とし、ケース2では、「利用目的」を、従業員の健康管理の実施および労務環境の改善策の立案のため等とすることが考えられる。また、ケース3では、「利用目的」を、収集したデータに基づく気象予測の実施等とすることが考えられる。

(4) 加工等および派生データの利用権限

① 加工等の方法の制限

創出されたデータは多くの場合、何らかの加工等をされ、事業のために用いられることになる。このような加工等の方法については、統計学等の知見に基づく高度な処理が行われることがあり、新しく開発された手法を用いることで、既存のデータから大きな価値を引き出すことができる場合もある。このように、新しい分析手法の開発を促すことに合理性があるため、契約において分析手法を限定しないのが望ましいが、当事者の予期せぬ態様での利用を防ぐために、特定の方法での加工等のみを認めるとすることもあり得る。特に、個人情報については、匿名加工情報とすることにより、本人の同意を得ずに第三者に提供することも考えられるところ、情報の性質によっては、匿名加工情報を作成する場合の留意事項を記載しておく方法もありうる。

② 派生データに対する利用権限の設定

このような加工等を行うことによって得られた派生データについては、それ自体が新たに創出されたものであるとみなすことができる。したがって、派生データが生じる以前の生データに関する利用権限の配分とは別に、派生データの利用権限および派生データに関する知的財産権についても当事者間で合意をしておく必要がある。

派生データについて具体的に定めるべき内容は、生データに対するものと同様であり、各派生データについて、加工等の方法およびそれによって派生するデータの利用権限、利用目的等の利用範囲、データ

¹¹⁷ 個人情報に限らず、たとえば製造業においても、ノウハウの流出防止等を目的として、どの工場でいつ製造されたかという情報を収集しないことはありうる。この場合も、データの有用性とデータの保護のバランスをとった判断が必要となる。

の粒度、第三者利用等の制限、利益分配、コスト・費用負担、利用期間および地域ならびに契約終了時の扱いを定める必要がある。

派生データに対する利用権限を設定する際には、①分析の対象となる生データの創出に対する各当事者の寄与度（コスト負担、機器の所有権、センサ等の設置方法の策定やデータの継続的創出のためのモニタリングの主体はどちらか）、②データの加工等にかかる労力および必要となる専門知識の重要性、③派生データの利用により、当事者が受けるリスク等が考慮要素となる。

たとえば、ケース1については、以下のように取り決めをすることが考えられる。

	工作機械の製造業者 A	顧客（工作機械の使用者） B1
当事者の寄与度	<ul style="list-style-type: none"> センサの設置方法を策定。 継続的創出のためのモニタリングの実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 工作機械を保有して使用しており、B1が工作機械を使用することにより初めてデータが創出される。
データの分析・加工	<ul style="list-style-type: none"> データの分析方法の選択や分析の実施は、これらに専門性を有するAが行う。 	
リスク		<ul style="list-style-type: none"> 製造方法に関する営業秘密、ノウハウの流出。 製品の製造状況に関する情報の流出。
取決め	分析結果を、B1に対するサービスの提供およびAの新製品の研究開発のために使用することはできるが、B1の競合事業者に対して、ベスト・プラクティスを提供することを目的では使用してはならない ¹¹⁸ 。	

(5) 第三者への利用許諾等の制限

① 第三者への利用許諾等についての考慮要素

対象データおよび派生データの第三者への譲渡もしくは利用許諾または第三者との共同利用（利用許諾等）に関しては、当事者自身による利用と異なり、相手方当事者から反対の意向を示されることも少なくないので、事前に明確に合意しておくことが望ましい。

とりわけ、競合事業者への利用許諾等は、大きな反発を招くことが想定される。他方で、競合事業者以外への利用許諾等については、相手方当事者がさほど強い反発・関心を示さない場合もあるため、双方にとって不満の生じない形で、第三者への利用許諾等の可能な範囲を設定することは十分あり得るところである。

¹¹⁸ ケース1のような事案では、B1のデータが利用されない限りにおいて、AとB1との間で、AがB2のデータを活用してB2に対して同種のサービスを提供することを制限しないと取り決めることにも合理性があると考えられる。

基本的な考え方は、第三者にデータを利用させることによって当事者が得られる利益と第三者がデータを利用することによって生じる当事者の不利益を比較衡量するというものである。具体的に考慮すべきものとして、以下のような要素が考えられる。

- データの性質（営業秘密、ノウハウを推測可能なものか、個人のプライバシー権を侵害するものではないか等）
- 営業秘密、ノウハウ流出等を防止するために取られている方法（工場を特定する情報を削除する、同種の機器全体の統計情報として処理する等）
- 提供先の第三者が競業者であるか否か
- 提供先の第三者の利用に対してどのような制限を課すか（ただし、実効性を確保できるかについては慎重な判断が必要である）
- 対価の額、利益の分配方法

② 対象データおよび派生データの分析結果の第三者への提供（「横展開」）について

データ創出型契約に関連して、対象データおよび派生データを加工等し、そこから得られたノウハウを、コンサルティングサービス等の方法で第三者に提供することがある。

たとえば、ケース2で、ヘルスケアサービスを行っているBが、ケース2の事業で得たバイタルデータを加工して、別の健康管理サービスに利用することを検討しているというような場合がこれにあたる。また、別添2のユースケース4では、複数の製造業者から取得した対象データを加工等して、解析用のデータベースを作成し、機械の最適利用や故障の予兆分析を行うための学習済みモデルを作成し、新規の顧客や第三者に対するコンサルティングサービスとして活用することが検討されている。

そのような横展開のサービスは、もともとの対象データおよび派生データからの恩恵を受けているものの、全体として横展開のサービス提供者が得る経済的利益に対して、対象データおよび派生データがどの程度寄与しているのかを金銭的に評価するのが難しいことから、利益分配の対象とすることが難しい場合が多いと考えられる。

このような場合には、データの創出および加工等のためのシステム（ケース2であれば、バイタルデータの取得やモニタリングのためのシステム）の開発を、サービス提供者（ケース2のB）が行う場合に、当該システムの開発に要する費用をディスカウントすることや、サービス提供者（ケース2のB）が他方当事者（ケース2のA）に対して、対象データおよび派生データに基づいて行うコンサルティングサービス（全社的な健康管理施策の立案および助言）を減額した上で提供する等の方法を取ることが考えられる。また、たとえば、ケース1で、B1がAに対して自己の工作機械から取得したデータをB2へのサービスに利用することを認めることを条件に、B1に対するサービスにもB2の工作機械から取得されたデータが利用される（AはB2とも同様の契約を締結している）というように、対象データおよび派生データを他事業者へのサービスに利用することを認める代わりに、他事業者から得

た対象データおよび派生データを自社に対しても利用させるという方法も考えられるところであり、当事者間において、事案に応じた方法を選択する必要がある¹¹⁹。

(6) データ内容および継続的創出の保証／非保証

対象データおよび派生データが、他の経済的活動に使用されるようになると、データの誤りやデータが継続的に創出されないことによって損害が生じることがあり得る。そのため、データの内容やデータの継続的な創出について、当事者間での責任関係を明らかにしておくことが望ましい。

たとえば、別添2のユースケース5では、ネットワークの問題等何らかの理由により、実際の車両の挙動とは異なる値のデータがデータセンターに送信され、そのような誤った内容のデータを利用することで損害が生じるということはあり得るところであるから、データの正確性等について保証する、または保証しない旨を定めておくことが望ましい。

ケース1では、顧客B1が、時季ごとの生産状況によって工作機械を稼働せず、稼働データが継続的に取得されないことがあり得る。そのような場合、生産状況というB1が調整し得ない理由でデータを継続的に創出できないのであるから、データの継続的な創出について顧客B1の責任とすることが妥当ではない場合も多いと思われるため、顧客B1は何らの責任を負わない等とすることが考えられる。

他方で、ケース2では、Aから提供されるバイタルデータは個人情報に該当すると考えられるため、AはBに対して、提供されるバイタルデータの取扱いについて本人の同意を得たことを保証するという条項を定めることが考えられる。

また、ケース3でも、AがBに対して、協力会社C1らから、データの取得および利用について許諾を得ていることを保証することは合理的と考えられる。

(7) 収益分配

データ創出型契約では、データを当事者自らが利用するだけでなく、第三者へ提供する等により、収益をあげることが予定される場合がある。このような収益のモデルとしては、以下のようなモデルを含め、様々な態様が考えられる。

- 対象データそのものを第三者に利用許諾等することにより、ライセンスフィーを受領
- 対象データを用いて分析モデルを作成し、当該分析モデルに基づき開発したASP (Application Service Provider) サービスを第三者に対して提供

また、収益分配の算定方式は、固定料金、従量制、売上分配等が考えられる。これらの方式に関しては単純に優劣がつけられるものではなく、

¹¹⁹ ビジネスモデルの構築については、事案に応じた様々な創意が期待される場所である。たとえば、事案によっては、横展開によって実際に収益が発生したことを条件として、サービスの減額等の利益の分配を行うことなども考えられる。

個別の状況に応じた選択がなされるべきである。

たとえば、ケース1の場合であって、Aが同種の工作機械を納入している工場の数相当数に上り、第三者に対して譲渡または利用許諾する分析データも、これら相当数の工場の稼働データを統計的に処理したものであり、B1の工場の稼働データそれ自体の寄与度が小さく、B1の工場の営業秘密、ノウハウが流出するリスクも小さいというような場合には、AからB1に対して、データの販売量に応じた対価支払を行うというのではなく、AがB1に販売する工作機械の販売価格を減額するといった方法によることも考えられる。

ケース3では、気象予測情報の販売によって得た売上を、売上高に応じてAとBで分配する方法、AがBに対して固定料金を支払う方法および両者を組み合わせた方法等が考えられる。AがBに対して固定料金のみを支払う方法は、Aが当該事業のリスクとリターンの両方を負担するということになり、売上分配をする場合は、リスクとリターンをAとBとで分け合うことになる¹²⁰。

また、一方当事者（甲）が、対象データおよび派生データについて他方当事者（乙）に利用権限を認めることを条件に、乙が甲に対して、当該データに基づき作成した成果物（コンサルティング・サービスを含む）を提供するということも考えられる。たとえば、自社サービスにおいて、データの提供に応じた工場については、同様にデータの提供に応じた工場の分析データを活用した機器使用のコンサルティングを受けられる等、サービス内容に差を設けるといった方法を取ることもあり得る。

(8) コスト・損失負担

データの利用権限を配分するにあたって、当事者のコスト負担の程度を考慮して当事者間で分担金を定めることがあり得る。このような例によらず、収益分配の決定においてコスト負担を考慮することもあり得る。

契約一般の問題として、複数の事業者が共同して行う事業の開始後に、想定外の高額なコスト負担が生じてしまった場合、あらかじめコスト分配について明確に定めておかなかったために、当事者間で紛争が発生することは少なくない。そこで、あらかじめ、コスト増加が懸念される項目については、当事者間で協議の上、合意内容を契約上明確にしておくことが、紛争発生防止の観点からは望ましい。もちろん、全ての懸念事項を、事前に洗い出すことはできないため、事業が一定程度進展した時点で合意内容を見直すことをあらかじめ予定しておく、または、相手方当事者に申し入れることができる旨を定めておく等の対応が必要となる場合もある。

(9) 管理方法、セキュリティ

対象データおよび派生データは、その経済的価値を踏まえると、一定期間保管することが必要になる場合がある。このため、データを安全かつ効率よく、適切なコストで管理する手段を定める必要があるが、データの性質やリスク等に応じて、そのバランスは異なってくるものであり、

¹²⁰ 同様に、Aは、Cとの間についても、収益分配を検討する必要がある。

セキュリティの面を含めて、具体的な管理方法について当事者間で合意しておくことが望ましい。

特に、データの種類や国によっては、データの保存先に関する規制が定められている場合があるので、注意が必要である。このような規制は、個人情報の越境移転規制およびデータ・ローカライゼーション規制として議論されることが多い（各国の詳細は、前記第4-2-(5)-①の「データ・ローカライゼーションと越境移転規制」を参照）。以前は越境移転規制に注目が集まりがちであったが、とりわけデータ・ローカライゼーション規制は、中国のサイバーセキュリティ法や、ロシアの規制法が著名であり、データ・ローカライゼーション規制を擁する国は世界各国に拡大しつつあることから、国際的な枠組みでデータ創出を行う場合は、注意が必要である。EU加盟国各国でも規制を設けている国は少なくないが、EUにおいては、EU域内の自由なデータ流通を目指して、このような加盟国ごとのデータ・ローカライゼーションは撤廃の方向で進んでいる。

また、対象データおよび派生データの管理を第三者に委託する場合は、適切な委託先を選任し、適切な管理方法が実施されることを担保できるような契約を委託先と締結する必要がある。とりわけ、責任のあり方に関連して、委託先において情報流出等の問題が発生した場合、どちらの当事者が責任を負うかを明確にしておく必要がある。

さらに、データに個人情報が含まれる場合、特にEU由来の個人データが含まれるときは、EU一般データ保護規則（GDPR）では、契約で規定しなければならない必須事項がある（GDPR28条3項）、EEA（European Economic Area。欧州経済領域）域外への移転には一定の制約がある等厳格な規制が設けられているため、専門家へのレビュー依頼を含め、慎重な対応が必要となる。

(10) 利用期間、地域

対象データおよび派生データの利用権限を配分する際、データを利用可能な期間および地域を定めておくべきである。利用可能な期間について契約上明らかにしておかなかった場合、契約の有効期間が存続する限り、データの利用は可能であると判断される可能性があり、利用可能期間が明確ではなくなるため、権利関係の明確化の観点から見ると望ましくない。また、対象データおよび派生データについて、オンライン上での利用や、海外での利用もあり得る状況で、データを利用可能な地域を定めておかなければ、後々紛争の原因になりかねないため、利用可能な地域を定めておくことが望ましい。

(11) 契約終了時の扱い

契約終了後にデータの破棄または消去を要する場合と契約終了後も当事者が利用権限を有する場合があり得るところであるが、営業秘密、ノウハウまたは個人情報等については廃棄または消去を要するが、それ以外のデータについては、その後も利用権限を継続して有することができる等、データの種類によって、契約終了時の扱いに差異を設けることは必ずしも不合理ではない。このようにデータの種類によって、契約終了時の扱いに差異を設ける場合には、どのデータについてはどのような扱

いをするのかを明確にしておくことが必要である。

また、データの廃棄または消去を求める場合には、契約終了時のデータの廃棄または消去のルールを定めておくべきである。必要に応じて廃棄または消去の証拠化（当事者自身による場合のみならず、データの重要性によっては、専門業者等の第三者による廃棄または消去の証明書等も検討すべき）も定めておくことが望ましい。

他方、契約終了後においても、それまでに当事者が利用権限を有するデータについてはそれぞれが利用権限を継続して有すると定める場合には、データの管理方法について定めている条項が、契約の終了後も効力を有するのかが明らかではなく、相手方が、契約終了後も契約期間中と同様の管理義務を負うのかが不明確になるということにもなりかねない。このため、これらの条項が契約終了後も存続することについて明確にしておくことが望ましい。

(12) 準拠法・裁判管轄

データの創出の場面そのものを規律する法律は、世界的に見ても多くないものと考えられるが、データの創出過程で個人情報が含まれる場合は、各国によって規制が異なるので、その国の法制度について注意が必要である。

準拠法や裁判管轄については、前記第4-2-(5)-③および④を参照。

(13) 消費者との間でデータ創出型契約を締結する場合の留意点

消費者契約法10条は、消費者と事業者との間で締結される消費者契約について、法律上の任意規定が適用される場合と比べて、消費者の権利を制限しまたは消費者の義務を加重する条項であって、信義則に反して消費者の利益を一方的に害するものは、無効とすると定めている。

また、データの漏えい等により消費者に損害が生じた場合の損害賠償の規定について、以下の免責規定は無効とされる（消費者契約法8条1項）。

- 事業者の債務不履行により消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除する条項
- 事業者の債務不履行（当該事業者、その代表者またはその使用する者の故意または重大な過失によるものに限る。）により消費者に生じた損害を賠償する責任の一部を免除する条項
- 消費者契約における事業者の債務の履行に際してされた当該事業者の不法行為により消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除する条項
- 消費者契約における事業者の債務の履行に際してされた当該事業者の不法行為（当該事業者、その代表者またはその使用する者の故意または重大な過失によるものに限る。）により消費者に生じた損害を賠償する責任の一部を免除する条項

消費者との間でデータ創出型契約を締結する際には、これらの消費者保護法制にも留意をする必要がある。

(14) 独占禁止法・下請法

たとえば、サプライチェーンの上流から下流にかけて、生産状況をモニタリングして共有することで、当該サプライチェーン全体の遊休リソースを削減して生産性を向上させようといった試みがなされることがある。このような試みは、多くの場合、競争促進的な効果が認められ得ると考えられるが、下請けの立場にある製造業者が、優越的な地位にあることが認められる事業者からその地位を利用して、製造にかかわるデータを一方的に提供することを求められ、対象となるデータの範囲およびデータの利用権限の配分が当該製造業者に不当に不利益を与えるものである場合には、独占禁止法上の優越的地位の濫用（独占禁止法2条9項5号）等に該当することがあり得る¹²¹。また、下請法の適用がある場合には、不当な経済上の利益の提供要請の禁止（下請法4条2項3号）に該当する可能性が生じ得る。

このように、データ創出型契約を行う際には、競争法的な観点から問題が生じないかについて、十分に留意する必要がある。

3 適切なデータ創出型契約の取決め方法

データ創出型契約においては、以下のような内容について契約で定めるかを検討しておくことが望ましい。その具体的な条項例については、第7のデータ創出型契約書のモデル契約書案を参照されたい。

- (1) データ等の定義
 - 対象データの定義
 - 加工態様の定義および派生データの定義

- (2) データの利用権限の配分
 - 具体的な利用権限の内容
 - 契約書で利用権限が個別に定められていない対象データの利用権限の定め方

- (3) データの加工態様の定めおよび派生データの利用権限の配分
 - 対象データの加工態様の定め
 - 派生データの利用権限の配分

- (4) データに関する保証／非保証
 - 相手方が、本データ創出型契約に基づき利用権限を有するデータ（相手型データ）に関する第三者の権利の非侵害の保証／非保証
 - 相手方データの正確性・完全性についての保証／非保証
 - 相手方データの安全性（相手方データがウイルスに感染していないか等）についての保証／非保証
 - 相手方データの有効性、本目的への適合性についての保証／非保証
 - 相手方データに関する第三者の知的財産権の非侵害の保証／非保証
 - 対象データの創出、取得および提供等について、個人情報保護法に定める手続きが履践されていることについての保証／非保証

¹²¹ 公正取引委員会競争政策研究センター・前掲注33・37頁参照。

- (5) 収益とコストの分配
 - 利用権限の配分に対する対価
 - 収益の分配方法
 - コストの分配方法

- (6) 第三者の権利により利用が制限される場合の処理
 - 相手方の利用に制限があり得ることが判明した場合の協力

- (7) データの管理
 - 相手方データと他の情報との区分管理
 - 相手方データの管理に関する善管注意義務
 - 相手方データの管理状況についての報告要求、是正要求

- (8) 秘密保持義務
 - 秘密情報の定義
 - 秘密保持義務の内容とその例外
 - 秘密保持義務が契約終了後も存続すること、およびその存続期間

- (9) 対象データの範囲の変更
 - 対象データを変更する際の変更手続

- (10) 有効期間
 - 契約の有効期間
 - 契約の自動更新

- (11) 不可抗力免責
 - (一般的な不可抗力免責事由に加えて) 停電、通信設備の事故、クラウドサービス等の外部サービスの提供停止または緊急メンテナンスも不可抗力事由とするか否か

- (12) 解除
(一般的な解除条項で足りる)

- (13) 契約終了時のデータの取扱い
 - 契約終了後のデータの廃棄または消去を要するか否か
 - 廃棄または消去を要する場合、廃棄・消去証明書を提出することになっているか

- (14) 反社会的勢力の排除
(一般的な反社会的勢力排除条項で足りる¹²²⁾)

- (15) 残存条項

¹²² 前掲注 113・警察庁のウェブページ (<https://www.npa.go.jp/bureau/sosikihanzai/bou-ryokudan.html>)

(16) 権利義務の譲渡禁止
 (一般的な権利義務の譲渡禁止条項で足りる)

(17) 完全合意
 (一般的な完全合意条項で足りる)

(18) 準拠法
 準拠法としてどの国の法律を選択するか

(19) 紛争解決
 合意管轄として、裁判・仲裁のいずれを選択するか
 裁判地・仲裁地としてどこを選択するか

(参考) データカタログ

・製造業にて、機器にセンサを設置してデータを取得する際のサンプル

	製品・機器名／製品・機器 ID	センサ ID	稼働場所	データ項目	データ集計対象期間	データ形式
1	●●●●●	●●●●	●●工場	選定対象データの詳細	2018/●/● ~2018/●/●	●●形式
2						
3						

第6 「データ共有型（プラットフォーム型）」契約（プラットフォームを利用したデータの共有）

1 構造

(1) はじめに

本章では、プラットフォームを利用したデータの共有を目的とする類型の契約（以下「データ共有型」または「プラットフォーム型」契約という。）を取り扱う。

近時、第4次産業革命とも呼ばれる、IoT（Internet of Things）、ビッグデータ、AI（人工知能）、ロボット・センサ等の技術の急速な発展により、大量のデータを収集し、分析・解析することが可能になったことを背景に、各所に分散しているまたは眠っているデータを積極的に集約し、活用することの重要性がこれまで以上に認識されるようになってきている。このように経済産業社会システム全体が大きく変革しようとしている中、特に、我が国の強みの一つである健康情報、走行データ、工場設備の稼働データといった「リアルデータ」に関して、既存の企業や系列の枠を超えてプラットフォームを創出・発展させていくことが、我が国が第4次産業革命を勝ち残る戦略として必要であるとの指摘もなされている¹²³。

このような潮流の中で、我が国の産業界においても、プラットフォームを利用してデータを共有し、活用する取組事例が増加しつつある。たとえば、複数の造船会社、船主、運航会社等が、それぞれが個別に保有している船舶データや海象データをプラットフォームに集約して共有する取組みや、複数のビデオカメラ設置事業者がそれぞれ保有する映像データをプラットフォームに集約し、商業利用や都市計画・防災等の公的目的に活用する取組み等が検討されている¹²⁴。

このようなプラットフォーム型の取組みは、その目的や対象となるデータの性質によって内容は千差万別であるが、本章では、主として以下のような取組みを念頭に置くことにする。

- 異なる企業グループに属する複数の事業者がデータをプラットフォームに提供し、
- プラットフォームが当該データを集約・保管、加工または分析し
- 複数の事業者がプラットフォームを通じて当該データを共有または活用する¹²⁵

¹²³ 日本経済再生本部、「日本再興戦略 2016 - 第4次産業革命に向けて -」、http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/zentaihombun_160602.pdf (平成28年6月2日)。また、リアルデータに関するプラットフォームの創出を、我が国が提唱する「Connected Industries」（多様な組織、機械、技術、国家がつながり、新たな付加価値を創出し、社会課題を解決していくという産業コンセプト）の戦略の一つと位置づけ、それを実現するためのアプローチを示すものとして、産業構造審議会新産業構造部会事務局「『新産業構造ビジョン』一人ひとりの、世界の課題を解決する日本の未来」（平成29年5月30日）（<http://www.meti.go.jp/press/2017/05/20170530007/20170530007-2.pdf>）参照。

¹²⁴ 本ガイドライン（データ編）で言及するプラットフォーム型の例としては、ユースケース1および2のほか、別添1で紹介する産業分野別のデータ利活用事例参照。

¹²⁵ 本章においては、事業者が提供したデータがプラットフォームを通じて何らかの形で他

本章において以下の用語を用いる場合は、それぞれ以下の意味で用いるものとする。

<p>「プラットフォーム」</p>	<p>プラットフォームという用語は、使用される場面により意味が大きく異なり得るが、本ガイドライン（データ編）では、「異なる企業グループに属する複数の事業者から提供される大量のデータを集約・保管し、複数の事業者が当該データを共用または活用することを可能にするための場所または基盤」という意味で用いることとする¹²⁶。</p>
<p>「プラットフォーム事業者」、「プラットフォーム事業」</p>	<p>「プラットフォーム事業者」とは、プラットフォームを運営する事業者をいい、プラットフォーム事業者がプラットフォームを通じて行う事業を「プラットフォーム事業」という。</p>
<p>「データ提供者」、「提供データ」</p>	<p>「データ提供者」とは、プラットフォーム事業者によりあらかじめ設定された利用規約またはプラットフォーム事業者との個別契約に従い、プラットフォームにデータを提供する者をいい、データ提供者がプラットフォームに提供する当該データを「提供データ」という。提供データには、生データだけでなく、データ提供者の元で生データに一定の加工等を加えた加工済みデータも含まれ得る。また、プラットフォームが</p>

の事業者にも利用可能な状態となることをデータの「共用」といい、また、データの「共用」にとどまらず、プラットフォームに集約されたデータまたはその加工・分析結果を利用して新たなソリューション等を開発・創出するという側面を強調する際には、データの「活用」という用語を使用することとする。もっとも、「共用」も広い意味では「活用」に含まれるものであり、両者は常に明確に区別されるものではない。

¹²⁶ 同一の企業グループ内の複数の事業者が一つのデータベースにデータを集約したうえで、当該グループ内で共用することにより、または第三者に提供することにより当該データを活用する事例もみられるが、かかるデータベースは、異なる企業グループに属する複数の事業者からデータが提供されることが予定されていないため、本ガイドライン（データ編）においてはプラットフォームとしては扱わないこととする。

また、オンラインマーケットプレイスやソーシャル・ネットワーク・システム（SNS）等も、それぞれ「マッチング型」、「メディア型」のプラットフォームと呼ばれることがあるが、本ガイドライン（データ編）では、このような B to C または C to C 取引におけるプラットフォームは対象外としている。

なお、本ガイドライン（データ編）では、データに個人情報が含まれる場合についても付随的な限度で検討を加えているが、専ら個人情報を中心とする文脈でプラットフォームとしての機能を果たし得る仕組みとして議論されている「情報銀行」や「パーソナルデータストア（PDS）」の導入についての検討は、本ガイドライン（データ編）の対象外としている。

	利用される事業分野によっては、産業データだけでなく、個人情報その他のパーソナルデータも含まれ得る。
「データ利用者」、「利用データ」、「利用サービス」	「データ利用者」とは、プラットフォーム事業者によりあらかじめ設定された利用規約またはプラットフォーム事業者との個別契約に従い、プラットフォームが提供するデータを共用・活用し、またはプラットフォームが提供するサービスを利用する者をいう。プラットフォームを通じてデータ利用者が共用・活用するデータを「利用データ」といい、利用データには、データ提供者からプラットフォームに対して提供される提供データのほか、当該提供データにプラットフォームが加工・分析を加えたデータも含まれ得る。また、提供データの加工・分析結果に基づいてプラットフォームにより提供されるサービス（新たに創出されるソリューション等を含む）を「利用サービス」という。
「参加者」	プラットフォーム事業に参画する事業者（データ提供者およびデータ利用者を含む）を総称して、「参加者」という。

(2) 構造・主体

① 基本的な構造・主体

前記のとおり、本章が対象とするプラットフォーム型の基本的な構造は、データを集約・保管、加工または分析するプラットフォームを中心に、プラットフォームにデータを提供するデータ提供者グループ（X1、X2、X3…）と、プラットフォームを通じてデータを共用・活用するデータ利用者グループ（Y1、Y2、Y3…）が存在するものを念頭に置いている。このような構造のイメージを図示すると以下の図7のとおりである。

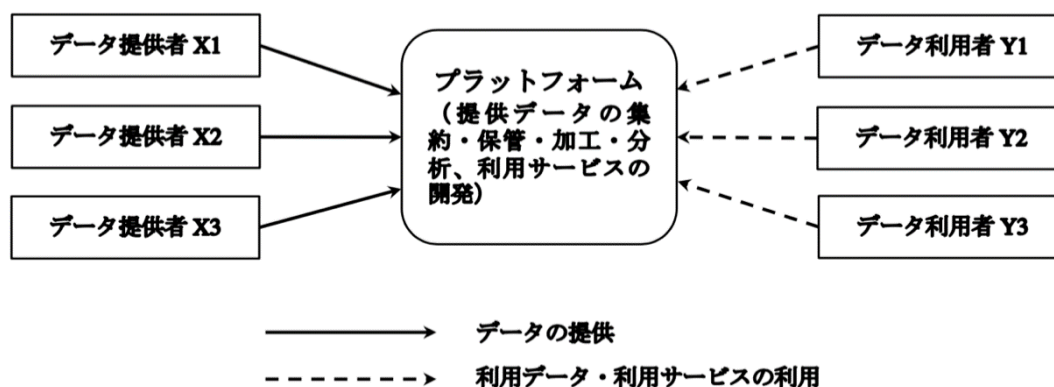


図7：プラットフォーム型（基本構造）

実際には、データ提供者グループを構成する者とデータ利用者グループを構成する者が重複すること（前記図7では、X1とY1が、X2とY2が、X3とY3がそれぞれ同一主体であること）が多いと考えられるが、両者が完全に一致する事例だけでなく、両者が完全には一致せずに、データを提供するだけの者または利用するだけの者がいる事例も考えられる。たとえば、プラットフォームが収集した一次データを加工・分析した二次データを、データ提供者グループ以外の第三者にも利用させる場合は、データ提供者ではない者がデータ利用者となり、両者が一致しないことになる¹²⁷。このようにデータを提供するだけの者または利用するだけの者がいる場合も、本章では、プラットフォーム型として扱うものとする。

プラットフォームは、提供データを集約・保管した上で、提供データをそのまま一次データとしてまたは一定の加工・分析を加えた二次データとしてデータ利用者に提供すること、さらには提供データの加工・分析結果に基づいて利用サービスを開発または創出し、提供することが期待されている（後記第6-2-(1)参照）。

このようなデータの集約から利用サービスの提供まで全てをプラットフォーム事業者が単独で行う必要はなく、プラットフォーム事業者以外の第三者がその全部または一部を行うことも考えられる。このような第三者としては、プラットフォームまたはデータ利用者から委託を受けて、データの加工・分析を行う者（図8のA・B）または利用サービス等のサービス開発を行う者（図8のC）のほか、プラットフォームから利用データの提供を受けて、加工・分析またはソリューションその他の利用サービスの開発を行った上で、それらをデータ利用者へ提供する者（図8のD・E）も考えられる（図8参照）¹²⁸。

¹²⁷ なお、プラットフォームが、天気情報、地形情報等のデータを提供する第三者ベンダ（後記図8の甲）から当該情報を取得する場合や、官公庁（後記図8の乙）から官データ（国、地方公共団体または独立行政法人が事務または事業の遂行にあたって、管理、利用または提供しているデータ）の提供を受けて利用する場合等も、このような第三者ベンダや官公庁はプラットフォームを通じてデータを利用することは通常想定されていないため、プラットフォームを通じてデータを提供する者とデータを利用する者が一致しないことになる。もっとも、このような第三者ベンダや官公庁は、他のデータ提供者とは異なる条件でプラットフォームにデータを提供する場合が通常であると思われるため、本ガイドライン（データ編）では、「データ提供者」の定義には含めないこととする。

¹²⁸ このような第三者（データの加工・分析業者および利用サービス開発業者。図8のA～E）とプラットフォーム事業者との契約条件は、データ利用者とプラットフォーム事業者との契約条件とは異なるものになることが多いと思われる。

たとえば、当該第三者が、プラットフォームから提供データの加工・分析または利用サービスの開発等の委託を受ける場合は、当該第三者（図8のA・C）はプラットフォームのために当該受託業務を行うため、データ利用者とは利用データの利用目的等が大きく異なる。また、プラットフォームとデータ利用者の間に入り、プラットフォームから提供データの提供を受けて、加工・分析または利用サービスの開発等を行った上で、その結果をデータ利用者その他の第三者に提供する者（図8のD・E）とプラットフォームとの関係は、プラットフォームを通じて自らのために利用データを利用するという点でデータ利用者とプラットフォームとの関係と類似の側面もある。もっとも、必要とするデータの性質・量、利用目的・利用方法等の利用範囲が、利用データ・利用サービスを最終的に利用するデータ利用者とは異なる可能性があるため、かかる違いに応じてプラットフォーム事業者との契約関係も異なる取扱いをする必要がある場合が多いと考えられる。

プラットフォームを通じて新たな利用サービスの開発やビジネス機会の創出を目指すという観点からは、このようにデータ提供者およびデータ利用者以外の事業者を積極的にプラットフォーム事業に参加させたり、さらには他のプラットフォームと連携する等¹²⁹、プラットフォームを中心としたネットワーク（エコシステム）を構築・拡大していくことも考えられる。

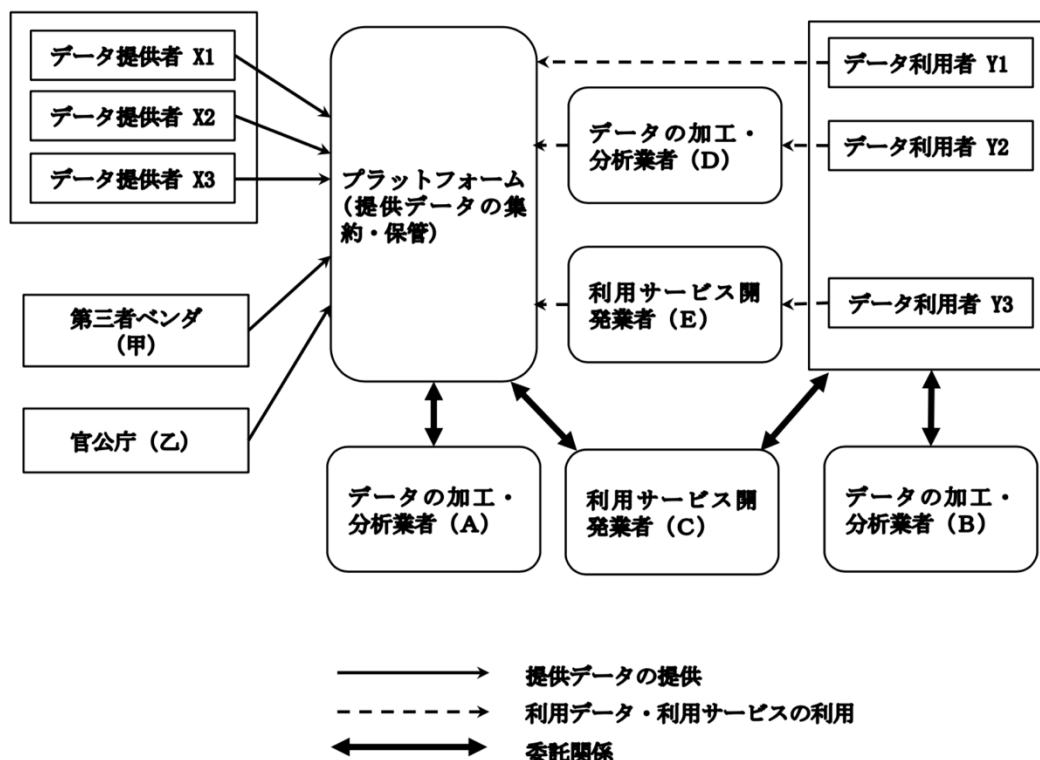


図 8：プラットフォーム型（第三者が加工・分析等を行う場合）

② クラウドサービス型との違い

プラットフォーム型と似ているものとして、特定のデータ提供者が提供したデータまたはその加工・分析結果を、当該データ提供者（またはそのグループ会社）のみが利用し、当該データ提供者以外の参加者がデータ利用者として共用しない取組みも考えられる（以下の図 9 参照）。

¹²⁹ 他のプラットフォームとの連携については、後記第 6-3-(4)-②参照。

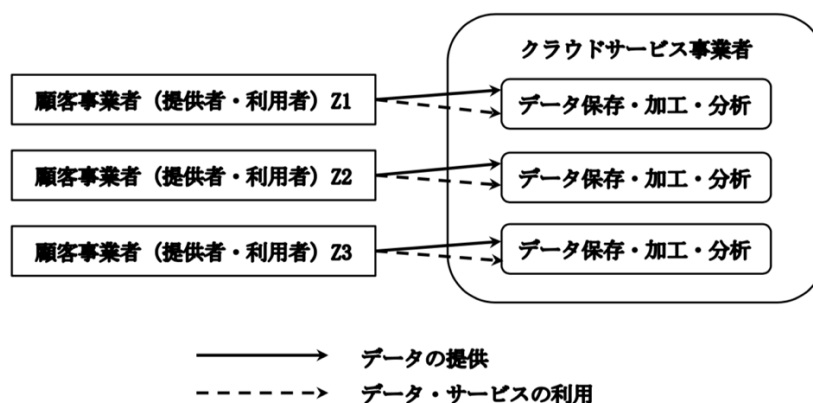


図 9：クラウドサービス型

このような取組みは、当該データ提供者の企業グループ内で当該データまたはその加工・分析結果の共用がなされる場合（たとえば、前記図9のZ1が企業単体ではなく企業グループの場合）には、本ガイドライン（データ編）の対象とするプラットフォームと類似の性質を有するものの、既存の企業グループの枠を超えた情報の共用・活用は行われておらず、むしろクラウドサービス事業者がネットワーク経由で各顧客事業者に対してアプリケーションサービスを提供する従来のクラウドサービスと類似の性質を有するものと考えられる。

クラウドサービス事業者において、各顧客事業者のデータを適切に分別管理する体制が取られている限り、当該クラウドサービス事業者と各顧客事業者（Z1～Z3）との1対1のデータ提供型の取引が束になっているものと考えることが可能である。したがって、前記第4「データ提供型」契約において検討した事項の多くが当てはまると考えられるため、基本的に本ガイドライン（データ編）においてはプラットフォーム型としては扱わないこととする¹³⁰。

③ データ流通市場型との違い

自らのデータを第三者に提供することで対価を得たいと考える事業者と、第三者のデータを利用したいと考える事業者をマッチングさせるための、データ流通市場型（またはマーケットプレイス型）といわれるプラットフォームも考えられる。この類型は、データを提供する者とデータを利用する者が一致しないことが通常で、データの共用が主たる目的となっていない点でプラットフォーム型と異なっており、データ提供者とプラットフォーム、プラットフォームとデータ利用者との取引それぞれが、1対1または1対nのデータ提供型の取引が束になっているものと考えることが可能である。したがって、本ガイドラ

¹³⁰ ただし、各顧客事業者から提供を受けたデータを、直接的には当該顧客事業者以外の第三者に利用させることは想定していないとしても、当該データを基にクラウドサービス事業者のサービスを改善する場合や、当該データを基に開発したサービスを第三者に提供する場合には、間接的にデータやデータの加工・分析結果を当該顧客事業者以外の第三者に利用させているとも考えられ、その限りでは本章においてプラットフォーム型に関して指摘する事項が当てはまると考えられる。

イン（データ編）においては基本的にプラットフォーム型としては扱わないこととする。

④ データの共同利用（相互利用許諾）型との違い

複数の事業者間でデータを共用する取組みとしては、前記第4-1-(2)-③の「データ提供型」契約の類型における、データの共同利用（相互利用許諾）型も存在するが、データの共同利用型は、プラットフォーム事業者に相当する者が存在せず、データが事業者間で直接やりとりされることが想定されている点で、プラットフォーム型の構造と異なる。したがって、プラットフォーム型においては、データ提供者とデータ利用者との間には直接の契約関係が生じないのが通常であるが、共同利用型においては、各事業者間でそれぞれ直接の契約関係が生ずるとい違いが生じる（後記第6-1-(3)参照）。

二者間または数社間のデータを共用する場合であれば、データの共同利用型を採用することも考えられるが、一定数以上の事業者間でデータを共用する場合には、プラットフォーム型を採用する方が、利用データや利用サービスの範囲や参加者の設定等に関して、より柔軟で多様な設計が可能となる場合が多いと考えられる。

(3) 当事者間の法律関係

前記図7のとおり、プラットフォーム型においては、プラットフォームを中心に、データ提供者とデータ利用者が存在するため、契約関係としては、各データ提供者とプラットフォーム事業者間の契約関係と、各データ利用者とプラットフォーム事業者間の契約関係がそれぞれ存在し、各データ提供者と各データ利用者間にも、また、各データ提供者間もしくは各データ利用者間にも直接の契約関係が生じないのが通常であると考えられる¹³¹。

したがって、たとえば、データ利用者がプラットフォーム事業者との間の契約（利用規約の形式を取ることが多い）に違反した場合、当該契約違反を追及できるのは、直接的にはプラットフォーム事業者のみであり、データ提供者その他の参加者は、プラットフォーム事業者に対して当該契約違反の追及を事実上求める以外には、別途合意しない限り、責任追及の手段を有しない。よって、プラットフォームの果たす役割が大きく、プラットフォーム事業者には、中立性・信頼性（後記第6-3-(5)-①参照）や、参加者が契約内容を遵守しているかをモニタリングすること（後記第6-4-(4)参照）が求められることがある。

(4) データの提供・利用等の仕組み

① データの提供・収集

データ提供者がプラットフォームにデータを提供する方法には様々なものが考えられる。（i）データ提供者が保有するデータを、生データのまま、または生データに一定の加工・分析を加えた加工データとして提供する場合のほか、（ii）製造設備や自動車等に取り付けた

¹³¹ なお、前記図8のとおり、第三者にデータの加工・分析またはソリューションその他の利用サービスの開発を委託する場合は、当該第三者との関係は委託関係となる。

センサ等のデータ収集機器を通じてリアルタイムにプラットフォームにデータが収集される場合も考えられる。データの提供・収集の場面に着目すると、(i)の場合は前記第4「データ提供型」契約の場合と、また、(ii)の場合は前記第5「データ創出型」契約の場合と同一または類似の関係にあり、それぞれの箇所で検討した事項が基本的に当てはまると考えられる。もっとも、プラットフォーム型ではデータが提供・収集された後の利用範囲等が異なるため、プラットフォーム型特有の観点から留意すべき事項も存在する（後記第6-2「プラットフォーム型における主たる検討事項」および第6-3「プラットフォーム型における主な法的論点」参照）。

なお、プラットフォームが収集するデータは、データ提供者から提供を受けるものに限られず、データを提供する第三者ベンダから当該情報を取得する場合や、官公庁から官データの提供を受ける場合等も考えられる¹³²。

② データの保管・加工・分析

各データ提供者からデータの提供を受けたプラットフォームは、提供データを集約・保管し、利用しやすいように加工・分析または整理することが想定される。たとえば、データのフォーマットを統一することや、個人情報その他のパーソナルデータ¹³³が付随的に含まれる場合にはこれを削除するもしくは個人情報保護法に基づく匿名加工情報を作成すること、統計情報を作成すること、またはデータ提供者を識別できなくするように一般化すること等が考えられる。

さらに、データの価値を最大化するためには、一定の分析を行う必要があることが多く、特に近年では、AI（人工知能）を利用した分析技術の実用化が進んでいる¹³⁴。

③ データの共用・活用

プラットフォームにより提供される利用データをデータ利用者が共用・活用する方法も様々なものが考えられる。たとえば、API¹³⁵を通じて直接プラットフォームのデータベースから利用データを閲覧・取得等する方法のほか、特定のアプリケーションを通じてデータの分析結果をデータ利用者が利用できるようにする方法等が考えられる。また、データの活用の一つの形態として、プラットフォーム事業者が、プラットフォームに蓄積された提供データや、プラットフォームにおいて加工・分析されたデータを第三者に提供することも考えられる¹³⁶。

¹³² 官データの利用に関しては、「世界最先端 IT 国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」（平成 29 年 5 月 30 日閣議決定、<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/pdf/20170530/siryoul.pdf>）において、重点施策の一つとして、「民間ニーズに即したオープンデータ推進」が掲げられており、現在、具体的な検討が進められている。

¹³³ パーソナルデータについては、前記第 3-1-(3)-②参照。

¹³⁴ AI 技術を利用する過程で創出される各データや成果物の権利関係や利用条件については、本ガイドライン（AI 編）第 5-3-(4)参照。

¹³⁵ API（Application Programming Interface）とは、プログラムがその機能を他のプログラムから利用できるようにするためのインターフェイスのことをいう。

¹³⁶ プラットフォーム事業者と第三者との間のデータの提供に関する契約における留意点に

さらに、利用データとともに、または利用データの代わりに、利用サービスをデータ利用者に提供したり、新しいビジネス機会を創出するような仕組みも考えられる。近年、製造業のサービス化の必要性が認識されているが、プラットフォームは、データの共用・活用のための基盤としてだけでなく、製造業のサービス化を達成するための仕組みとしても機能し得るといえる。

2 プラットフォーム型における主たる検討事項

プラットフォーム型は、「データ提供型」や「データ創出型」と異なる特徴として主に以下の特徴を有しており、プラットフォーム型の採用を検討する際には、このような特徴を認識しておくことが有益であると考えられる¹³⁷。

- プラットフォームが存在し、複数の事業者のデータがプラットフォームに集約される
- データ提供者が提供したデータが第三者に提供・共用されることが想定されている
- 一つの事業者がデータ提供者とデータ利用者の両方の立場で関与することがある
- プラットフォームにおいて、提供データと利用データの内容、範囲等を柔軟に調整またはコントロールすることが可能である
- 複数のデータ提供者およびデータ利用者やそれ以外の参加者も含め、多数かつ多様な者が関与する可能性がある

プラットフォーム型は、プラットフォームが利用される目的、関連する事業分野、参加者の範囲、提供データの内容・範囲、利用データの利用範囲等によってその内容は大きく異なり得るため、個別の事情に応じてテイラーメイドで仕組みを検討する必要があるが、以下、プラットフォーム型を採用する際に、通常検討する必要があると思われる主たる事項について述べる¹³⁸。

(1) データ活用の目的・方法

まず、データ活用の目的が、プラットフォーム型に適したものか否かを検討する必要がある。データを活用する方法には様々なものがあるが、その中でも特に異なる企業グループに属する複数の事業者間でデータを共用することを検討する場合、プラットフォーム型を採用することが考えられる。

プラットフォームを利用して複数の事業者間でデータを共用する目的

については、データ提供型に関する前記第4参照。

¹³⁷ 前記第6-1-(4)-①のとおり、特にデータの提供・収集の場面に着目すると、データ提供型やデータ創出型と同一または類似の性質を有する側面もあるため、各類型における検討事項がプラットフォーム型においても参考になるものが多く存在する。データ提供型およびデータ創出型に特有の検討事項については、それぞれ前記第4および第5参照。

¹³⁸ なお、これら全ての事項について、プラットフォーム事業立ち上げ当初から確定している必要はない。また、一度決定した事項であっても、プラットフォーム事業を進めていく上で変更の必要性が生じる事項もあると思われる。

としては、たとえば、複数事業者の工場の製造設備等から取得した各種設備、機器の稼働データ等に基づいた分析結果を共用し、各事業者の工場の稼働率を向上させる目的や、メーカ、物流業者、小売業者等のサプライチェーン全体でデータを共用し、在庫・輸送ネットワーク全体の効率化を図る目的（ユースケース 2 参照）等、データの共用やデータの分析結果の共同利用を通じて既存のビジネスプロセスの効率化等を図る目的が考えられる。

また、それらにとどまらず、データの分析結果に基づいて、今まで存在しなかった新たなソリューションその他のサービスを開発または創出し、イノベーションを促進することが、我が国が第 4 次産業革命を勝ち残る戦略として重要であると考えられている。

前記の目的を達成するために、企業や系列の既存の枠を超えて複数の事業者がデータを共用・活用することの必要性が認識されており¹³⁹、プラットフォーム型は、このように既存の枠を超えてデータを共用・活用することにより、既存のビジネスプロセスの効率化等を図り、さらにはイノベーションを促進する目的でのデータの活用に適した類型であるといえる。

なお、プラットフォーム型では多数の参加者が関与するため、参加者間で共通認識を形成するためにも、また、プラットフォーム事業への積極的な参加を促すためにも、プラットフォーム事業の目的をできるだけ明確に設定し、必要に応じて利用規約等において明示しておくことが有益である。特に、後記第 6-2-(8)-①のとおり、データ提供者にデータの提供を促す観点からは、データ提供者がデータを提供する意義・メリット¹⁴⁰が説明できるまたはこれらと矛盾しない目的とすることが望ましい。

(2) データ提供者の数・参加者の範囲

① データ提供者の数

前記第 6-2-(1)のとおり、プラットフォーム型を採用する目的は複数の事業者間でデータを共用・活用することにあるが、プラットフォーム型を採用するには、プラットフォーム事業者の選定やプラットフォームを運営するルールの方針の策定の必要があり、また、プラットフォームの運営コスト等もかかるため、データの共用・活用を行う当事者が少数にとどまるのであれば、一般的には、プラットフォームを利用しない前記第 4-1-(2)-③のデータの共同利用型（相互利用許諾）の方が適切な場合が多いと考えられる。他方、データの共用・活用を行う当事者が多数である場合（当初の参加者は数社程度であっても、将来的には多数の事業者間でデータの共用を行うことを予定している場合を含む）には、プラットフォーム型を採用することが考えられる。

データ提供者の範囲をどのように設定するかは、プラットフォームを利用したデータの共用・活用の目的によるところが大きい。より多くのデータを集めるという観点からは、データ提供者の範囲はできるだけ広い方が望ましいと考えられるが、本ガイドライン（データ編）

¹³⁹ 前掲注 123 参照。

¹⁴⁰ 経済上または事業上の意義・メリットだけでなく、企業の CSR 活動や国家の安全保障等に資するという公共の利益の達成等を、データを提供する意義・メリットとすることも考えられる。

が対象にするプラットフォーム型の場合、データ提供者は通常データ利用者となることが多く、後記第6-2-(3)のとおり参加者の数が増えると利害関係の調整の必要性が高まるため、このような点にも配慮しつつ、目的達成のために必要なデータ提供者の範囲を検討することが重要である。

② 参加者の範囲（プラットフォームをどこまで開放するか）

データ提供者やデータ利用者としてプラットフォームに参加する要件を厳しく設定して（たとえば、新たな参加にはプラットフォームまたは既存の参加者の承諾が必要とする等）、プラットフォームの参加者を特定の事業者に限定するプラットフォームのほか、プラットフォームに参加することを希望する第三者には、利用規約に定める条件を満たす限り広く参加を認めるプラットフォームも考えられる（後者のプラットフォームを「オープン型プラットフォーム」と呼ぶこともある）。さらに、オープン型プラットフォームの中には、データ提供者側もデータ利用者側もオープンにするものだけでなく、データ提供者側とデータ利用者側のいずれか一方のみをオープンにするものがある。たとえば、提供データに基づいて汎用性の高い利用データ・利用サービスが創出できる場合には、データ利用者側のみをオープンにすることも考えられる。このように、プラットフォームを利用して、データの利用に関して柔軟な設計が可能であるという点も、プラットフォーム型の特徴の一つといえる。

データの共用・活用を通じてイノベーションを促進するという観点からは、オープン型プラットフォームの方が望ましい場合もあるが、プラットフォーム型を導入する目的や、対象となるデータの性質・内容によってはオープン型を採用することが難しいまたは適切ではない場合も考えられる。まずは参加者を特定の事業者に限定したうえで、段階的にオープン型プラットフォームに移行していくことも考えられる。

(3) データ提供者とデータ利用者間の利害関係の調整

プラットフォーム型では多数の参加者が関与するため、参加者間の利害を調整することが必要となる。特に、データ提供者とデータ利用者の利害関係は大きく異なり得るため、留意が必要である。すなわち、データが各事業者における事業活動において重要な資産であることから、データ提供者は、データに第三者へのアクセスを認めること自体に慎重となる傾向があり、また、認める場合もその範囲（提供データの範囲、提供先の範囲、利用目的の範囲等）を限定的なものにとどめたいと考える傾向がある。他方、プラットフォームを通じて利用データまたは利用サービスを利用するデータ利用者としては、できるだけ多くの提供データがプラットフォームに提供され、利用データに制限なくアクセスすることを希望する傾向にある¹⁴¹。

¹⁴¹ これは、データ提供者がデータ利用者の地位を兼ねる場合でも同様であり、自社のデータをプラットフォームに提供することについては慎重になる一方、プラットフォームに提供された他社のデータにはできる限りアクセスしたいという傾向を示すと指摘されている。

このようなデータ提供者とデータ利用者との間の構造的な利害関係の違いを調整するためには、対象となる提供データの種類・範囲（後記第6-2-(4)参照）やデータの利用範囲（後記第6-2-(5)参照）等を適切に設定しつつ、提供データに関する利用範囲と利用データ・利用サービスに関する利用範囲とが相互に関連するように設計する必要がある（後記第6-3-(2)）。また、データ提供者とデータ利用者の中に入るプラットフォーム事業者の選定（後記第6-2-(6)参照）も重要となる。

なお、データ提供者とデータ利用者間の利害関係の調整にあたっては、プラットフォーム型においては、多くの場合データ提供者はデータ利用者の地位を兼ねることが多いことから、自社のデータの共用・活用を他の参加者に認めることは、自らが他社のデータを共用・活用できる可能性を高めることにつながり、ひいては参加者全体の利益になることも忘れてはならない。

(4) 対象となる提供データの種類および範囲

① データの性質

プラットフォーム型を検討する場合、対象となる提供データの種類および範囲を適切に選択することが重要である。そのための視点の一つとして、たとえば、他の事業者（特に、自社の競合事業者）に開示すると自社の競争力を削ぐ可能性があるデータと、他の事業者に開示しても自社の競争力には直接には影響がないまたは影響が小さいデータを切り分けた上で、まずは後者のデータを優先的に提供データとすることが考えられる（後記第6-3-(3)-①参照）¹⁴²。これは、前記第6-2-(3)のとおり自らのデータをプラットフォームを通じて第三者に開示することに慎重となる傾向があるデータ提供者の心理的抵抗を低減する観点からも、また、競合事業者間でデータが共用される場合に、独占禁止法上の問題が生じる懸念（後記第6-3-(4)-①参照）を低減する観点からも有用である。

どの種類のデータが他の事業者に開示しても自社の競争力には直接には影響がないまたは影響が小さいデータに属するかは、必ずしも一義的に定まるものではなく、当該データを利用する他の事業者の属性、当該データが利用される方法（生データのまま利用されるか、加工・分析した上で利用されるか等）、各事業者または業界における戦略的な意思決定により定まる場合も多いと考えられる。

また、他の事業者（特に、自社の競合事業者）に開示すると自社の競争力を削ぐ可能性があるデータであっても、プラットフォームを利用して共用・活用することが考えられる。たとえば、ある業界内の他の競合事業者に開示された場合には自社の競争力を削ぐ可能性があるデータであっても、当該データのデータ利用者をまったく異なる業界

¹⁴² 以上とは異なる視点として、「競争領域」と「協調領域」を区別した上で、協調領域に関しては複数の事業者・官公庁間で積極的にデータを共用することを促す考え方があり。協調領域としては、防犯や交通整理のためのカメラ画像データ、自動走行のための地図データ、防災のための衛星データ等が考えられるが、競争領域と協調領域のいずれに該当するかは一義的に定まるものではなく、データの利用目的の公益性、国際競争力確保の必要性、データ共用の有益性・効率性、データ価値、データ共用による事業への影響等を総合考慮して判断されることが多いのではないかと考えられる。

の事業者に限定することや、当該データそのものではなくデータ提供者が特定できないよう一般化するための加工・分析を加えたデータのみを利用データに設定することにより、プラットフォームを通じて複数の事業者間で共用・活用することが可能になる場合もあると考えられる¹⁴³。

② オープン・クローズの視点

データ提供者が保有するデータの中には、それ自体が営業秘密・ノウハウとしての価値をもつものや、事業上高い価値を有するものも存在するため、自社内のデータのうち、どのデータを提供データとしてプラットフォームに提供し、どのデータを意識的に自社内にとどめておくかというオープン・クローズの観点からの検討が重要である（後記第6-3-(3)-①参照）。

なお、データの共用・活用を通じて既存のビジネスプロセスの効率化等を図り、ひいては新たなソリューションの創出等のイノベーションを促進するというプラットフォーム型の目的からは、データの提供が過度に控えられるのは望ましくなく、前記第6-2-(4)-①（データの性質）の視点も踏まえた上で、オープンにするデータとクローズにするデータの適切なバランスが図られることが期待される。

③ 不要なデータを対象としない

プラットフォームの価値を高める観点からは、一般論としては、できるだけ多くの種類および量のデータがデータ提供者から提供されることが望ましい。もっとも、不必要に収集するとプラットフォーム運営上の管理コストの増大やデータ利用の制約につながるおそれがあるデータも存在する。たとえば、提供データの中に付随的に個人情報やプライバシー権に関連する情報が含まれる場合には、当該情報については個人情報保護法その他の関連法令に基づく規制を遵守する必要があることを踏まえ、その取扱いについて慎重に検討する必要がある（後記第6-3-(3)-⑥参照）。

このような観点から、データの性質や価値を踏まえて、プラットフォームが収集する提供データから明示的に除外すべきデータがないかを検討することも重要である。

(5) データの利用範囲

プラットフォームがデータ提供者から収集する提供データを、プラットフォーム事業者、データ利用者その他の参加者がどのような範囲で利用できるかは、合意なく当然に定まるものではなく、データ提供者とプラットフォーム事業者との間の契約において規定しておく必要がある（データ・オーナーシップの議論については前記第3-1-(2)参照）。このようなデータの利用範囲を検討する際には、「誰が（データ利用者の範囲）」、「どのデータを（利用データの種類・範囲）」、「どのような

¹⁴³ もっとも、他の事業者（特に、自社の競合事業者）に開示すると自社の競争力を削ぐ可能性があるデータをプラットフォームに集約する場合は、提供データがデータ提供者の競合事業者が開示されることがないように、システム上および利用規約上、十分な措置を講じる必要があると考えられる。

目的で（データの利用目的）」、「どのように（データの利用方法）」利用できるかという視点で検討することになる。

なお、プラットフォーム事業者による提供データの利用、またはデータ利用者による利用データ・利用サービスの利用により生じる派生データ等の成果物の権利関係については、後記第6-3-(3)-③参照。

① データ利用者の範囲

どの範囲の者にデータの利用を認めるのか、すなわちデータ利用者の範囲を検討する必要がある。通常のプラットフォームでは、データ提供者がデータ利用者となる場合が多いと思われるが、それ以外の者にデータの利用を認める必要があるか、検討する必要がある。また、利用データ・利用サービスの種類毎に異なるデータ利用者の範囲を設定することも考えられる。

② 利用データの種類・範囲

プラットフォーム型を採用すれば、提供データと利用データの種類・範囲を一致させないことも可能であり、データ提供者に対しては、プラットフォームにできるだけ多くの提供データを提供することを求めた上で、データ利用者に対しては、提供データの性質・内容や、データ利用者の属性等によって、各データ利用者が利用できるデータの種類・範囲を柔軟かつきめ細やかに設定することで、データ提供者とデータ利用者との間の利害関係の調整を行うことが可能となる。

③ データの利用目的・利用方法

プラットフォーム事業者がどのような目的・方法で提供データを利用できるか、また、データ利用者がどのような目的・方法で利用データ・利用サービスを利用できるかをどの程度具体的に特定するかは、プラットフォームの利用目的等によっても異なると考えられる。前記のとおりデータ提供者は自らのデータをプラットフォームを通じて第三者に開示することには慎重となる傾向があることに鑑みると、提供データおよび利用データ・利用サービスの各利用目的・利用方法を明確に定めることでデータ提供者に安心感を与え、データ提供を促進することにつながる可能性もある（データの利用目的を利用規約に定める際の留意点については、後記第6-3-(2)参照）。

(6) プラットフォーム事業者の選定

できるだけ多くの参加者が安心して関与できる体制を整えるという観点から、また、前記第6-2-(3)「データ提供者とデータ利用者の利害関係の調整」で述べたデータ提供者とデータ利用者の利害関係の調整の必要性からも、プラットフォーム事業者の中立性が確保されていることが望ましい場合も考えられる（特に、オープン型プラットフォームの場合はその傾向が強いと考えられる。）。

中立性の確保が要請される場合は、参加者のうちの一者が単独でプラットフォームを運営するよりも、①参加者以外の第三者がプラットフォームの運営者となる方法や、②参加者の全員または一部が共同でプラットフォーム事業者となる方法が考えられる。②の方法としては、共同で

合弁会社（ジョイントベンチャー）や組合、一般社団法人を設立する方法等が考えられる（後記第6-3-(5)参照）。

なお、いずれの方法の場合も、中立性確保の観点や、プラットフォーム型を採用する目的等に鑑み、プラットフォーム事業者としては利益を上げることが積極的には目指さない場合もあると考えられるが、プラットフォームの適切な運営にはシステム対応のための費用を含め、相応の人的リソースや費用が必要となるため、プラットフォームの安定的な運営を維持するための収入を確保する仕組みが必要となる場合も多いと考えられる。

(7) 利用規約の要否

プラットフォーム型においては、多数の参加者が関与することが想定されるため、データ提供者またはデータ利用者とプラットフォーム事業者との契約条件を個別に交渉して決定するのは時間・コストの面から現実的ではなく、また、参加者によって条件が大きく異なることは運用上も問題を生じさせる可能性がある。したがって、統一的に適用される契約条件を規定した利用規約をあらかじめ準備しておき、同じ立場の参加者には原則として同じ利用規約が適用されるようにすることが考えられる（利用規約の主要条項に関しては、後記第6-4参照）。

(8) プラットフォームの活用を促すための仕組み

① データの提供を促すための仕組み

プラットフォーム型は、複数の事業者が多くのデータをプラットフォームに集約するための仕組みであり、どれだけ多くのデータを集められるかが当該プラットフォームの価値・競争力に直結することになる。特に、データを有効活用するという観点からは、データの提供時点では想定されていなかった方法または用途でデータが利用される可能性もあるため、できるだけ多くの種類および量のデータがプラットフォームに提供されることが望ましい。また、多くのデータを集めたプラットフォームがその利用価値を高め、さらに多くの参加者からデータを集められるようになるという効果（いわゆる「ネットワーク効果」）も期待できる。

もっとも、データの種類・内容によっては、データが各事業者における事業活動において重要な資産である場合も多く、前記のとおりデータ提供者としては、データ（特に、生データまたはそれに近いデータ）に第三者へのアクセスを認めることに慎重となり、また、第三者へのアクセスを認めるとしても利用範囲を限定したいと考える傾向がある。したがって、できるだけ多くのデータを提供させ、提供データをできるだけ多様な方法・用途で共用・活用できるようインセンティブを与えられるかが、プラットフォーム事業の成功のカギを握るといえる。たとえば、多くのデータを提供することによって、より有利な条件で利用データまたは利用サービスの提供を受けられるようにする等の工夫も考えられる¹⁴⁴。

¹⁴⁴ データの提供に対するインセンティブを与える目的で、データの提供に対して金銭的な対価を提供することも考えられる。もっとも、プラットフォーム型で収集するデータは、

また、プラットフォーム型においては、データ提供者から見ると提供データが自社の枠を超えた外部で保管されることになるため、データ提供者は、セキュリティ上の問題（外部からの不正アクセスやデータの漏えい等）に関して懸念を有する場合が多い。したがって、データ提供を促すという観点からも、このような懸念をできるだけ払拭するための仕組みを講じることが望ましい（後記第6-3-(5)-②参照）。このようなセキュリティ上の問題に関しては、まずは可能な限りシステム上または技術面において対応することになると思われるが、それには一定の限界がある。そこで、技術的またはコスト的にシステム上十分に対応できない部分を補完するために、プラットフォームの利用規約等でデータの利用範囲を明確にしたり、プラットフォーム事業者がデータの安全管理に関する義務を課すこと等が考えられる（後記第6-3-(5)-②および第6-4-(5)-①-a参照）。

② データの共用・活用を促すための仕組み

プラットフォームにデータを集約しても、そのデータが有効に共用・活用されなければ、プラットフォーム型が本来意図していた目的を十分に達成することはできない。また、前記のとおり、提供データの共用を越えて、提供データの加工・分析結果に基づいて新たな利用サービスの開発やビジネス機会等の創出をすることが積極的に行われることが期待されている。

そこで、データの共用・活用を促すための仕組みとして、このような提供データの加工・分析結果に基づいて新たな利用サービスの開発やビジネス機会等の創出をすることの全部または一部をプラットフォーム事業者以外の第三者に委ねることで、当該第三者の知見や技術を活用してデータの活用を促すことが考えられる。

当該第三者に協力を求めるか否かにかかわらず、利用データや利用サービスをデータ利用者が利用し、適切な対価が徴収・分配されることにより、プラットフォーム事業者や当該第三者にデータを活用することについての適切なインセンティブが付与されることも重要である。

(9) プラットフォーム間の競争・国際化の視点

プラットフォーム型が採用される事例が増えれば、同一または類似の分野のデータを扱うプラットフォーム間での競争が生じる可能性がある。どれだけ多くのデータを集められるかが当該プラットフォームの価値・競争力に直結することになるので、前記第6-2-(8)-①のネットワーク効果の観点も踏まえると、プラットフォームとしては、できるだけ多くの参加者を集めることが生き残りのためには必要となる。また、提供データの統一的な規格を設定し、プラットフォームに集約したデータの取扱いや活用を容易にすることで、プラットフォームの利用価値を高めることも考えられる。

また、データの流通は容易に国をまたがって行うことが可能であるた

め、このようなプラットフォーム間の競争も、国内市場内にとどまるものではなく、国をまたいで生じる傾向がある。したがって、海外の動向¹⁴⁵を継続的にモニタリングするほか、分野によってプラットフォームの参加者に積極的に海外事業者を含めることを検討することが望ましい場合もあると考えられる¹⁴⁶。

3 プラットフォーム型における主な法的論点

(1) 利用規約の要否・種類について

① 利用規約が採用される背景

プラットフォーム型において参加者を規律する契約としては、個別契約ではなく利用規約が用いられることが多い。その主たる理由は、プラットフォームを中心とする n:1:n という構造ゆえ、複数の契約関係が成立することとなり、前記第 6-2-(7)のとおり、一つずつの契約関係に相違点を設けると、プラットフォーム事業者において多数のデータ提供者およびデータ利用者と個々に契約条件を交渉して決定するのに時間やコストがかかり、また、契約管理のコスト¹⁴⁷もかかるため、利用規約を用いて画一的で効率的な対応をしたいという動機付けが生ずることが挙げられる¹⁴⁸。

また、データ提供者およびデータ利用者においても、個別契約によりプラットフォームが構築されていると、他のデータ提供者およびデータ利用者とプラットフォーム事業者間の個別契約の内容を知り得る手段がないものの、画一的な契約内容の利用規約が採用されていれば、他のデータ提供者またはデータ利用者とは比べて不利な条件設定がされていないという安心感が得られるため、利用規約に基づく契約関係が構築されているプラットフォームに参加しやすくなるというメリットも考えられる¹⁴⁹。加えて、他のデータ提供者またはデータ利用者が利用規約違反その他のトラブルを起こしたときに、当該行為が利用規約のどの条項に反する行為なのかが分かれば、前記第 6-1-(3)記載のとおり、プラットフォーム事業者に対して、当該違反者に対する利用規約に基づく責任追及を求めやすい¹⁵⁰。

¹⁴⁵ たとえば、IoT 推進コンソーシアム等による「新たなデータ流通取引に関する検討事例集 Ver1.0」 (http://www.soumu.go.jp/main_content/000471623.pdf) 86 頁以下に、パーソナルデータやオープンデータに関するプラットフォームの海外動向が紹介されている。

¹⁴⁶ 海外事業者からデータを収集する際の留意点については、前記第 4-2-(5)参照。

¹⁴⁷ 契約管理のコストとは、たとえば、データの利用目的を記載している条番号が異なると、契約ごとに、何条に何が書いてあるかを探する必要が生ずる手間や、利用料の支払期限がデータ利用者ごとに異なっていると、毎日のように利用料の入金確認をしなければならない、といった手間のことをいう。

¹⁴⁸ 他方、プラットフォームの目的や参加者の属性によっては、参加者毎に異なる契約条件を定める必要がある場合も考えられる（特に、プラットフォームの参加者を特定の事業者に限定するプラットフォームの場合）。このような場合に、プラットフォーム事業者が個々のデータ提供者ごと、またはデータ利用者ごとに個別契約を締結することもあり得る。また、利用規約に上乘せをする形で、プラットフォーム事業者が一定のデータ提供者やデータ利用者等との間で特約を締結することもあり得る。

¹⁴⁹ なお、利用規約を採用する場合でも、一部の参加者との間で、特約が設けられることもありうる。

¹⁵⁰ データ利用者の債務不履行責任を追及することをプラットフォーム事業者に対して請求

そこで、本項では、プラットフォーム型において、用いられることが多いであろう利用規約を前提として、プラットフォーム型の仕組みを作る上で、法律上、留意すべき点を挙げる。

② データ提供者との利用規約とデータ利用者との利用規約¹⁵¹

プラットフォーム型において必要となる利用規約としては、少なくともデータ提供者・プラットフォーム事業者間の利用規約と、データ利用者・プラットフォーム事業者間の利用規約が存在する¹⁵²。

この二つの利用規約を、それぞれ別個独立したものとして作成するか、一体のものとして作成するかについては、個別の事情に応じた判断となる。一般論としては、データ提供者とデータ利用者が完全に一致する場合においては別個独立したものとして作成する必要はないと思われるものの、データ提供者とデータ利用者が一致しない場合においてはいずれもあり得る¹⁵³。

(2) データの利用範囲を利用規約に記載する意義について

前記第 3-1 記載のとおり、データは物権の客体となり得ず、複数の者の間においてデータを争いなく利用するためには、データの利用権限¹⁵⁴に関する合意の形成（債権債務関係の構築）が必要となるところ、プラットフォーム型においては、利用規約にデータの利用範囲を記載して合意することにより、データの共用・活用に関する債権債務関係を構築することが一般的であると考えられる。

そして、プラットフォーム型の利用規約において「利用範囲」を定める必要がある場面として、少なくとも以下の二つが考えられる。

できる権利まで規定する利用規約もあれば、そのような権利までは規定しない利用規約もあり得る。

いずれの場合であっても、データ提供者とデータ利用者との間に直接の契約関係が生じない以上、データ提供者およびデータ利用者は、プラットフォーム事業者に対して、単なる場を提供している者というよりも、データ提供者およびデータ利用者を規律する者として、プラットフォーム事業者が積極的に参加者間の関係を規律することや紛争解決に携わることを期待することになると考えられる。

¹⁵¹ なお、平成 32 年 4 月 1 日から施行される改正民法において、「定型約款」に関する規定が新設されることとなる（新 548 条の 2）。プラットフォームが採用する利用約款が「定型約款」に該当するか否かは個別の判断が必要となるが、仮に該当する場合には、改正民法の施行後、内容変更の有効性の判断や、不当条項規制等に関して、新しいルールが適用されることになるため、留意が必要である。

¹⁵² その他の参加者（プラットフォームが提供する利用データを利用して加工・分析を行う事業者（前記図 8 の A・D）や、利用サービスを開発する事業者（前記図 8 の C・E）等）とプラットフォーム事業者との契約についても、個別契約ではなく規約を採用する場合も考えられる。

¹⁵³ なお、仮に、データ提供者・プラットフォーム事業者間の利用規約と、データ利用者・プラットフォーム事業者間の利用規約とが別々に書き分けられていたときには、データ提供者／データ利用者は、自己が締結するものではなくても、データ利用者／データ提供者とプラットフォーム事業者との利用規約の内容を確認しようとする動機が働くといえる。

¹⁵⁴ 前掲注 25 のとおり、データへのアクセス権、利用権、保有・管理に係る権利、複製を求める権利、販売・権利付与に対する対価請求権、消去・開示・訂正等・利用停止の請求等の契約上の権利を自由に行使できる権限のことを意味する。

一つは、①データ提供者・プラットフォーム事業者間の利用規約に規定される、提供データを、プラットフォーム事業者またはその他の参加者（プラットフォームが提供する利用データを利用して加工・分析を行う事業者や、利用サービスを開発する事業者等）が、いつ、どのような目的で、どのような態様・方法で利用できるのかということを決める利用範囲であり、もう一つは、②データ利用者・プラットフォーム事業者間の利用規約に規定される、利用データまたは利用サービスについて、データ利用者が、いつ、どのような目的で、どのような態様・方法で利用できるのかということを決める利用範囲である。

① データ提供者・プラットフォーム事業者間の利用範囲について

プラットフォーム事業者およびデータ利用者は、データを広く共用・活用したいという動機が働くものであるから、提供データについて、できるだけ広範または抽象的な利用範囲としたいという要望をもつ傾向にあるといえる。

他方、データ提供者は、提供データがどのように共用・活用されるのかということへの関心が高く、後記第6-3-(3)-①記載のとおり、データ利用者を限定したい場合もあるため、提供データについて、できるだけ具体的または限定的な利用範囲としたいという要望をもつ傾向にあるといえる。すなわち、利用範囲は、データ提供者に対して、プラットフォームに提供する提供データがどのようなデータ利用者またはその他の参加者にどのように共用・活用されるかという予測可能性を与え、ひいては、データを提供するか否かの動機づけを与えるといえる。

このように、データ提供者とプラットフォーム事業者（ひいてはデータ利用者）との間には、提供データの利用範囲の具体性について、相反する要請が存在し得るため、提供データの利用範囲を利用規約において定めるときは、利用範囲の記載内容（具体性）について十分な検討を行うことが、将来の紛争を予防する観点から望ましい¹⁵⁵。

なお、このように、データ提供者・プラットフォーム事業者間の利用規約では、プラットフォーム事業者またはプラットフォーム事業者から委託を受けた第三者（協力先）が、提供データを利用することができる利用範囲（当該第三者の有無・範囲、提供データの範囲、利用目的、利用態様・利用方法）を定める規定を置くことになる。このとき、当該規定において、プラットフォーム事業者が提供データに基づいた利用データ・利用サービスを提供できる範囲を定めることにより、さらにデータ利用者の利用範囲も制限する場合もあろう。

¹⁵⁵ なお、データ提供者がプラットフォーム事業者に対して提供データを提供する場合だけを見ると、「データ提供型」（前記第4）の利用許諾の場合と類似の関係にあるが、プラットフォーム型においては、提供データがプラットフォーム事業者により、利用データまたは利用サービスとして、データ利用者またはその他の参加者に共用または提供されることが当然の前提となっているため、たとえば「プラットフォーム事業者の事業に必要な範囲内で利用できる」という定め方をする場合、データ提供型の利用許諾よりも利用範囲が広く解釈される可能性がある。

② データ利用者・プラットフォーム事業者間の利用範囲について

データ利用者・プラットフォーム事業者間の利用規約における利用データないし利用サービスの利用目的は、データ利用者に対して、どのような範囲で利用データまたは利用サービスを共用・活用することが許されるのかという判断基準を与える。

プラットフォーム事業者は、データ提供者との利用規約で定めた利用範囲に違反または抵触しない範囲内で、利用データ・利用サービスの利用範囲を定める必要がある点に留意が必要である。その意味では、データ提供者・プラットフォーム事業者間の利用規約と、データ利用者・プラットフォーム事業者間の利用規約を別々に定める場合であっても、それぞれに定めるデータの利用範囲は関連しているといえる。

なお、データ提供者・プラットフォーム事業者間の利用規約、データ利用者・プラットフォーム事業者間の利用規約のいずれの場合も、プラットフォーム型においては、データの目的外の利用を禁止し、義務違反に対しては損害賠償その他の制裁を規定することが一般的であることから、プラットフォーム事業者またはデータ利用者の行為を律し、または利用規約違反行為を認定する判断にも、「利用範囲」が用いられることがあり得る¹⁵⁶。そのため、プラットフォーム事業者またはデータ利用者にとって予見可能性（何が許されているのか、何が禁止されているのか）が担保される程度に具体的な利用範囲であることが、将来の紛争予防に資するといえる。

(3) プラットフォームにおいて取り扱われるデータやサービスの種類等

① データの性質について

前記第 1-2 のとおり、業種を超えた複数のデータの組み合わせはオープンイノベーションをもたらすものと期待されており、データの付加価値を高め競争力を強化するためには、利活用するデータの対象や種類を広げ、多様な組み合わせで利活用することが重要である。

もともと、プラットフォーム型の場合、データ提供者とデータ利用者が完全に一致する場合だけでなく、両者が完全には一致せずにデータを提供するだけの者または利用するだけの者がいる場合のいずれの場合においても、データ提供者の競合事業者がデータ利用者として含まれ得ることがあり、そのような場合、データ提供者としては、データを提供することに消極的になることも多い。

そこで、たとえば、プラットフォーム事業の目的を設定するにあたって、参加者に競合事業者が含まれる場合であってもプラットフォームを利用することについて共通のメリットを享受できるようにし、プラットフォームにより多くのデータを集めることを目指すことが考えられる（ユースケース 2 参照）。

他方、他の事業者（特に、自社の競合事業者）に開示すると自社の競争力を削ぐ可能性があるデータと、他の事業者に開示しても自社の競争力には直接には影響がないまたは影響が小さいデータを切り分け

¹⁵⁶ たとえば、利用規約において禁止行為を列挙する場合、「その他、第…条に定める利用範囲を逸脱する行為」といった包括的な禁止条項（いわゆるバスケットクローズ）を設けることが考えられる。

た上で、まずは後者のデータを優先的に提供データとすることや、前者のデータについては、データ提供者の事業に損害その他の悪影響が生じないように、データ利用者の範囲に一定の制約をかけることや特定の方法で加工・分析することを課すことが考えられる。

この点、プラットフォーム型のメリットとしては、他の事業者（特に、自社の競合事業者）に開示すると自社の競争力を削ぐ可能性があるデータであっても、事業領域の切り分けを行うことで、領域毎のデータの共用・活用の管理ができることが挙げられる。たとえば、領域 a においては制約をかけてもなお他社に共用・活用されることを回避すべきであるものの、領域 b や領域 c においては当該データについての「競合事業者」が観念し得ないと評価できる場合¹⁵⁷には、当該データをプラットフォームに提供し、プラットフォーム事業者との間で当該データの利用先について制限をかけることを合意することにより、プラットフォーム事業者が提供先（利用先）を選別して、領域 a に属するデータ利用者には当該データまたはこれを用いた利用サービスを提供しない一方で、領域 b や領域 c に属するデータ利用者には当該データまたはこれを用いた利用サービスを提供するという、領域毎のデータの共用・活用の管理ができる。

このように、領域を分けてデータの共用・活用を行う場合には、データの種類に応じた共用・活用の制約条件について、データ提供者・プラットフォーム事業者間の利用規約で定めておく必要がある。

② 利用データ・利用サービスの種類について

プラットフォーム事業者が提供するものとしては、データの形式を取るもの（利用データ）と、サービスの形式を取るもの（利用サービス）が考えられる。利用データの提供態様としては、①提供データをそのまま利用データとして提供する場合、②提供データをプラットフォーム事業者またはプラットフォーム事業者が委託した第三者が加工したデータまたは分析した結果（データ）をプラットフォーム事業者が提供する場合が考えられる。また、利用サービスとしては、③提供データをプラットフォーム事業者またはプラットフォーム事業者が委託した第三者が利用して、分析結果に基づくサービス、アプリケーション、ソリューションまたはビジネス機会をプラットフォーム事業者がデータ利用者に提供する場合等が考えられる。

¹⁵⁷ もちろん、競合事業者が観念し得ないだけではなく、領域 b または c のみに属するデータ利用者がプラットフォームを介して提供を受けたデータを領域 a に属する者に対して再提供しないといった条件が担保される必要もあると考えられる（いわゆる転売先の制限）。この場合、プラットフォーム事業者としては、データ利用者との間で、プラットフォームを介して提供を受けた当該データを領域 a に属する者に提供しない旨の合意を得る必要が生ずるものの、他方で、独占禁止法違反（非価格制限行為）とならないよう留意する必要も生ずる。

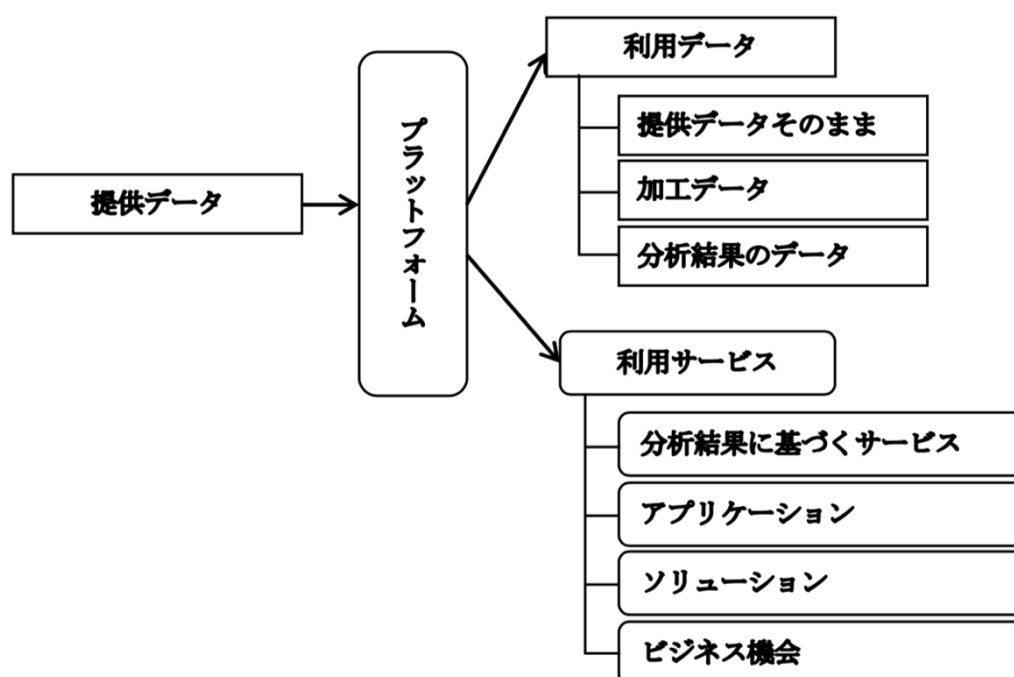


図 10：利用データ・利用サービスの種類

データの幅広い共用・活用を目指すプラットフォーム型においては、できるだけ提供データを提供してもらいたいという要請が働く一方で、プラットフォームがデータ利用者との間のフィルターとなって、提供データの共用・活用態様に制限をかけるときもあるため、提供データがどのような形でプラットフォームから出ていくかおよびプラットフォームにおいてどのような形で保管されるのかについて、前記①～③の観点から整理して利用規約に明記し、プラットフォーム事業者・データ提供者間において、提供データそのものの開示・提供を受けて利用する者の範囲、提供データの利用目的、利用態様・方法、提供データおよび利用データ・利用サービスの保管態様、ならびにデータ利用者の範囲といった事項について合意することが、将来の紛争予防の観点から望ましい。

プラットフォーム事業者・データ利用者間においても、プラットフォーム事業者から提供を受けられるものは、提供データそのものなのか、加工データ、分析結果のデータなのか、分析結果に基づくサービス、アプリケーション、ソリューションもしくはビジネス機会なのか、またはこれらの一部もしくは全部なのかについて利用規約に明記して合意することが、将来の紛争予防の観点から望ましい。提供データの種類ごとに、または時期に応じて、プラットフォーム事業者からデータ利用者が提供を受けられるものが異なるのであれば、種類・時期ごとにデータ利用者が提供を受けられるものを整理して利用規約に明記し合意することになる。

③ 派生データ等成果物について

a プラットフォーム型における成果物¹⁵⁸について

「データ提供型」では、提供したデータをデータ受領者側が活用することにより生じる派生データの利用権限その他の成果物の取扱いについて、データ提供者とデータ受領者の間で取り決める必要があったが、プラットフォーム型においては、プラットフォームによる提供データの加工・分析またはその結果に基づくサービスの開発により生じる成果物（利用データ・利用サービス）がデータ利用者によって利用されることが予定されているため、このような成果物の利用権限をどのように取り決めるかは、利用データ・利用サービスの利用範囲をどのように定めるかという形で問題となる¹⁵⁹。

なお、プラットフォーム事業者が派生データ、派生サービス¹⁶⁰をデータ利用者以外の者に展開していく場合には、利用範囲にその旨を明記し、将来の紛争を避けるように努めることが望ましい。

b プラットフォーム事業者が創出する知的財産権等について

プラットフォーム事業者が成果物（利用データ・利用サービス）を創出するにあたり生じた知的財産権および知的財産の取扱いについては、利用データ・利用サービスの利用範囲を定めても、それにより一義的に定まるものではないため、別途規定を設けるかを検討する必要がある。

利用規約において、成果物（利用データ・利用サービス）を創出するにあたり生じた知的財産権等について取り決める場合は、①プラットフォーム事業者のみに帰属すると定める場合、②全データ提供者に帰属する（全データ提供者で共有）と定める場合、③プラットフォーム事業者および全データ提供者に帰属する（プラットフォーム事業者および全データ提供者で共有）と定めることが考えられる。

この点、②、③いずれの場合であっても、プラットフォーム事業者が知的財産権等のライセンス（必要に応じてサブライセンスを含む）を利用規約において一律に得ておけば、プラットフォーム事業者が利用データおよび利用サービスをデータ利用者に提供するにあたり、知的財産権侵害によるプラットフォーム事業の中断や終了といった問題は生じないといえる。

c データ利用者において生じる成果物について

データ利用者がプラットフォームから提供を受けた利用データ、利用サービスを共用・活用することにより生じる成果物（知的財産権等を含む）の取扱いは、利用データ・利用サービスの利用範囲を

¹⁵⁸ 成果物と「物」と記載しているが、有体物に限る趣旨ではなく、無体物も含んだ用語として用いる。

¹⁵⁹ これは、データ提供者が、データ利用者としての地位も兼ねることが多いプラットフォーム型の特徴とも関連する。

¹⁶⁰ 派生サービスとは、提供データを加工、分析、編集、統合等することによって新たに生じたサービスのことをいう。当該サービスの内容の一部または全部として、派生データの利活用を含む場合もあれば、含まない場合もある。

定めたとしても一義的に定まるものではないため、別途規定を設けるかを検討する必要がある。

なお、データ利用者に帰属すべき知的財産権等についてプラットフォーム事業者が非独占的なライセンスを受けることは原則として問題ない一方で、無対価で譲渡を受けることや、独占的なライセンスを受けることをデータ利用者・プラットフォーム事業者間の利用規約に定める場合は、独占禁止法上の問題を生じうる可能性があるため、注意が必要である。

d プラットフォーム事業者またはその委託を受けた第三者（協力先）がAI技術を用いた解析を行った場合の成果物の取扱いについて

たとえば、プラットフォーム事業者がAI技術を利用したデータ解析事業者に提供データを提供してデータ解析を依頼する場合等、提供データのAI解析に関して生じた成果物（学習用データセット、学習済みモデル等）の取扱いについては、AI編を参照されたい。

④ 利益の分配について

プラットフォームが創出する成果物から得られる利益の分配について、データ提供者・プラットフォーム事業者間の利用規約に定めることも考えられる。

もっとも、プラットフォーム型においては、データ提供者がデータ利用者としての地位も併有することが多く、そのような場合にはデータ提供者はデータ利用者として成果物を利用することにより一定の利益を得ていると整理し、それ以上データ提供者としては利益分配を求めない構造のプラットフォーム型とすることもあり得る。

また、たとえば、データ利用者がプラットフォームを通じて提供を受けたデータを分析会社に提供してデータ分析を依頼し、得られたデータ分析結果に基づいて、データ利用者が業務を効率化したときの利益の分配等、多数の参加者が関与するプラットフォーム型においては、当該利益への提供データの貢献の程度（寄与度）や当該利益を分配すべき者の範囲を算定し難い場合も多いことからすると、利益分配を定めない方が適切な場合も多いと考えられる。

⑤ 営業秘密・ノウハウが含まれるデータについて

提供データに営業秘密が含まれる場合があり得るため、データ提供者としては、どのデータを提供データとしてプラットフォームに提供し、どのデータを意識的に自社内にとどめておくかという観点からの検討が重要となる。

また、営業秘密が含まれるものであっても、提供データとしてプラットフォームに提供した上で、データ利用者をグループ分けし、プラットフォーム事業者がグループに応じて提供データの共用・活用をコントロールする旨の規定を利用規約の利用範囲の条項に定めることも考えられる。たとえば、どのデータ利用者であれば営業秘密が含まれる提供データをそのまま共用・活用させてよいのか、どのデータ利用者については当該提供データを一切、共用・活用させないのか、どのデータ利用者についてはある一定の加工をすれば当該提供データを共

用・活用させてよいのか等、提供データの制約条件についてデータ提供者・プラットフォーム事業者間において利用規約をもって合意し、プラットフォームにおいて、当該制約条件に沿った提供データのコントロールをすることとなる。

なお、営業秘密が含まれる提供データがプラットフォームに提供され、当該提供データがプラットフォーム事業者を通じて利用データまたは利用サービスとしてデータ利用者に提供され得る状態に置かれることで、不正競争防止法上の「営業秘密」としての要件のうち、特に、「秘密管理性」または「非公知性」を欠くことになる場合も考えられるため、かかる観点からも、当該提供データをプラットフォームに提供することの可否や、提供する場合には当該提供データの制約条件を検討する必要がある場合もある。

⑥ 個人情報が含まれるデータについて

前記第 6-1 のとおり、プラットフォーム型においては、事業グループを越えた複数の事業者提供データを共用・活用させることで新たな価値を生み出すことが期待されるため、利用範囲をできるだけ広く規定する場合もある。一方、利用範囲を広く規定することは、個人情報保護法 15 条等で個人情報取扱事業者が求められる利用目的の特定や同法 23 条の第三者提供に関する本人の同意取得を満たすことが難しい可能性がある。このため、プラットフォームを通じた情報提供を行おうとする場合には、利用目的や第三者提供の範囲をあらかじめ十分に特定できないため、法令を遵守する観点から、提供データとして個人情報がプラットフォームに収集されない体制を取ることが望ましい場合もある¹⁶¹。

そこで、個人情報を含む提供データを扱う場合には、あらかじめデータ提供者の元で匿名加工情報（個人情報保護法 2 条 9 項）または統計情報その他の非個人情報とした上で、プラットフォームを通じて流通させることが考えられる¹⁶²。この場合、提供データが個人情報ではなく非個人情報であることについて、データ提供者に一定の責任を負わせることも考えられる¹⁶³。

¹⁶¹ データ提供者において、事前に利用規約に記載された利用範囲をもって個人情報取得の利用目的をできる限り特定し、多くの個人（本人）から当該プラットフォームにおける個人情報の第三者提供についても同意を得て個人情報を収集し、プラットフォームに提供する場合もあり得る。一方、いったん取得し収集済みの個人情報をプラットフォームに提供するに際して、利用目的の範囲内の利用または同意の範囲内の第三者提供等であると整理できない場合には、改めて本人から同意等を取得しなければならない。

¹⁶² 提供データに匿名加工情報が含まれ得る場合には、プラットフォーム事業者は、データ利用者に対して法令に基づいて当該情報が匿名加工情報であることを示すとともに識別行為の禁止を求めることが必要である。

¹⁶³ たとえば、データ提供者に、（i）提供データに個人情報が含まれないことを表明保証させる、（ii）提供データに個人情報が含まれる場合には、個人情報にかかる本人からプラットフォームにおける個人情報の第三者提供等について同意を取得したことを表明保証させる、（iii）提供データが匿名加工情報または統計情報であることを表明保証させる、といった対応が考えられる。

なお、表明保証（Representations and Warranties を略して、「レプワラ」と呼ばれることもある）条項とは、ある時点の事実関係が真実であることを表明させ、その事実関係

⑦ 知的財産権の対象となるデータについて

知的財産権の対象となるデータとしては、

- (i) 営業秘密に係る権利（前記⑤参照）
- (ii) 著作権（たとえば、提供データが、創作性のある画像や動画の場合¹⁶⁴、データベースの著作物の場合、キャラクターフィギュア等の3Dデータの場合）
- (iii) 意匠権（たとえば、提供データが意匠登録された家具の3Dデータの場合）
- (iv) 特許権（たとえば、提供データが特許権（プログラム等の特許権）を取得したプログラム等の場合）
- (v) 回路配置利用権（たとえば、提供データが半導体集積回路の回路配置に関する法律にいう回路配置を記載した図面または写真の場合）

が考えられる¹⁶⁵。

そこで、提供データに知的財産権の対象となるデータが含まれる場合には、プラットフォーム事業者による加工、分析行為またはデータ利用者によるデータの共用・活用行為が知的財産権侵害とならないよう留意し、対処しなければならない。

もっとも、前記（ii）～（v）については、知的財産権の対象となるデータを利用するからといって、直ちに、知的財産権侵害が成立すると懸念するのではなく、どのような行為を行うのかまたは行うことが予測されるのかについて具体的に分析し、行為態様に応じて侵害行為が成立するか否かを詳細に検討し対応することが必要となる^{166 167}（なお、営業秘密（前記（i））については、前記第6-3-(3)-⑤参照）。

(4) 参加者の範囲

① データ提供者がデータ利用者の地位を併有することについて

前記（図7）のとおり、全部または一部のデータ提供者がデータ利用

が相違していた場合に損害賠償責任を負わせる条項をいう。

¹⁶⁴ なお、産業データのうち、設計図面は、創作性が認められ難く、著作物に当たらない場合が多いと解されているが、他方で、秘密情報として扱われている場合も多く、データがどのような知的財産権の対象となり得るのかという点について多面的な検討が必要である。

¹⁶⁵ 知的財産戦略本部検証・評価・企画委員会次世代知財システム検討委員会、「次世代知財システム検討委員会報告書～デジタル・ネットワーク化に対応する次世代知財システム構築に向けて～」、https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/kensho_hyok_a_kikaku/2016/jisedai_tizai/hokokusho.pdf、（平成28年4月）31頁～34頁

¹⁶⁶ たとえば、意匠登録された家具の3Dデータを3Dプリンタに入力し家具を製造する行為の場合には、意匠権侵害が成立し得るが、意匠登録された家具の3Dデータを用いてパソコン上でどのような家具なのかをシミュレートする行為については、有体物が生成されていないため、「物品」の「製造」とはいい難く、意匠権侵害は成立しないと考えられる。

¹⁶⁷ 著作権法違反が問題となる場合、創作性（著作権法2条1項1号）が争点となることが多く、裁判所において創作性が認められない（著作物ではないと判断される）こともある。このように、裁判所で判断されるまで、「著作物」に該当するか否か判然としない場合であっても、著作権法は各種の権利制限行為を規定しているため、仮に著作物に該当するとしても権利制限行為としてデータを利用することができないか、という観点から検討することとなる。

者という地位も併有するため、プラットフォームを介してデータを共用・活用することで、他の参加者と直接、連絡をせずとも、商品の価格や生産数量等を取り決めることができると、カルテル規制に該当するおそれが生じ得る¹⁶⁸。

また、データを提供しているから他の提供データを利用できるという対価関係を観念し得ない者がデータ利用者として登場する場合には、データ提供者ではないデータ利用者のための条項を利用規約に規定することとなる。すなわち、データ提供者でもあるデータ利用者は、プラットフォーム事業者との間でデータ提供義務を負うと解されるものの、データ提供者ではないデータ利用者については、プラットフォーム事業者との間でどのような義務を負う契約関係とするのか（利用料支払義務以外の義務を負う契約関係とするのか）について検討する必要がある。

② オープン型プラットフォームについて

オープン型プラットフォームの場合、オープン型であるということを利用規約に明記し、提供データをデータ提供者ではないデータ利用者が広く共用・活用し得ることについて、データ提供者・プラットフォーム事業者間の利用規約の利用範囲の規定に明記しておくことが、将来の紛争予防のために望ましい。

なお、前記第6-1-(2)-①記載のとおり、オープン型プラットフォームの発展形ともいえるものとして、データ利用者として他のプラットフォーム事業者が登場する場合もある¹⁶⁹。この場合も、少なくとも利用規約の作成時点で他のプラットフォーム事業者がデータ利用者となることが想定されているときは、その点について利用規約に明記し、将来の紛争予防に努めることが望ましい。

¹⁶⁸ 事業者相互で直接、連絡をせずとも、拠点（ハブ）を介して商品の価格や生産数量等の取り決めに関して「意思の連絡」が行われることでカルテル規制に該当する類型について、ハブアンドスポーク型と呼ぶ場合がある。

なお、「意思の連絡」が認められるために、事業者相互で拘束し合うことを明示して合意する必要まではないと判断されたものとして、東芝ケミカル事件（東京高判平成7年9月25日、判タ906号136頁）参照。

¹⁶⁹ データ流通プラットフォーム間の連携のために最低限共通化することが必要な事項は、①データカタログの整備、および②カタログ用APIの整備とされる（IoT推進コンソーシアム・総務省・経済産業省、「データ流通プラットフォーム間の連携を実現するための基本的事項」、<http://www.meti.go.jp/press/2017/04/20170428002/20170428002-1.pdf>、（2017年4月））。

①データカタログの整備とは、データ利用側（ママ）が複数のデータ流通プラットフォームに対して、同一の検索ワード・方法でデータを検索・発見することが可能となるよう、データの所在、種類、名称等、提供しているデータに関する情報（メタデータ）を集約したデータカタログの整備することであり、②カタログ用APIの整備とは、データカタログに対し、メタデータの検索を行うことを可能とするカタログ用APIの整備をすることである。

③ プラットフォーム事業者が提供データの加工・分析等について第三者に委託等する場合について

前記図8のとおり、プラットフォーム事業者が提供データの保管について第三者のサーバやクラウドを借りる場合や、提供データの加工・分析等を第三者に委託をする場合、第三者が提供データを利用してアプリケーションやサービスをデータ利用者に直接提供する場合等、プラットフォーム事業者が、提供データの取扱いにおいて第三者と協力することも多い（このような第三者を本章では、「協力先」という）。

協力先がいる場合、提供データを外部（協力先）に提供したり、協力先において加工・分析等をしたりにすることについて利用範囲に明記し、将来の紛争予防に努めることが望ましい。

なお、どのような第三者を協力先とするかについては、技術の進歩やコストダウン等の観点から、将来にわたって詳細に予測することが困難である場合が多く、利用規約上、協力先について、ある程度、抽象的、包括的な記載をすることになる場合も多いと考えられる（すなわち、プラットフォーム事業者としては、協力先が提供データを利用することについて一定の包括的な定めを利用規約に明記することにより、データ提供者から協力先選択の裁量を得ておくこととなる）。このような場合、協力先の範囲を画する条件等を記載し、データ提供者における協力先の範囲に関する予測可能性を持たせることで、将来の紛争の防止につながり得る。

また、協力先がプラットフォーム事業者・当該協力先間の契約に違反して提供データを利用する等して、データ提供者またはデータ利用者に損害を生じさせた場合に、プラットフォーム事業者が一次的な責任をもつか否か（プラットフォーム事業者が当該協力先に代わって損害を賠償するか否か）について、利用規約に明記し、データ提供者／データ利用者に対してプラットフォーム事業者が負う責任の範囲を明らかにすることが望ましい。

(5) 誰がプラットフォーム事業者になるか

① 中立性および信頼性について

プラットフォーム事業者に誰になるかについては、誰が担うのがより良いのかという事業上の観点に加えて、中立性および信頼性の観点も求められる場合がある。

前記第6-3-(1)記載のとおり、利用規約の内容に基づいてプラットフォーム事業者がデータ提供者およびデータ利用者の権利義務や責任を規律する者としての責任を負う場合には、データ提供者またはデータ提供者ではないデータ利用者のうちの一社がプラットフォーム事業者になるというよりも、データ提供者、データ利用者とは資本関係や事業関係のない第三者がプラットフォーム事業者となる、または、データ提供者およびデータ利用者間もしくは参加者間でジョイントベンチャー（合弁企業）や組合、一般社団法人を設立するほうが中立性を確保し、信頼を得やすい場合も多い¹⁷⁰。

¹⁷⁰ プラットフォームが紛争に巻き込まれないように法人格をもたない形式を取ることを要望する場合がありますが、法人格がない社団であっても、民事訴訟の被告となり得る（民

もつとも、合弁会社（ジョイントベンチャー）¹⁷¹や組合、一般社団法人を設立する形式を採用するからといって、直ちに、中立性が確保されるものではない。たとえば、データ提供者およびデータ利用者、または、参加者の出資により、合弁会社として株式会社を設立しようとする場合、出資の割合（どの参加者が株式をどれくらいもつのか、議決権のない株式や配当の異なる株式等種類株式を設けるのか等）や、合弁会社を運営する取締役をどの参加者から何名出すのか、合弁会社の運営にかかる経費の負担割合をどうするのか等、参加者間で検討して合意すべき事項は多くある¹⁷²（ユースケース2参照）。

② 安全性（サイバーセキュリティ）について

プラットフォーム事業者は、前記のとおり、多種多様の提供データを取り扱うため、一定程度のサイバーセキュリティ対策を行うことが要求され、提供データ、利用データおよび利用サービスの安全管理に関する義務を負うと解される。

プラットフォーム事業者として一般的に期待される／通常実施されるサイバーセキュリティの措置¹⁷³を実施していない場合には、セキュリティインシデントが生じた場合にプラットフォーム事業者が責任を負うものと解される。他方、完璧なサイバーセキュリティ対策は存在し得ないといえるため、一定の範囲のセキュリティインシデントについては免責とすることを検討する必要もある¹⁷⁴（ユースケース1参照）。

③ 「革新的データ産業活用計画の認定制度」の創設（参考）

事業者によるデータの集約・活用や連携を支援するため、平成30年5月に成立した生産性向上特別措置法においては以下の措置等が予定されている。

a 認定制度の創設と税制上の優遇措置等を通じた支援の創設

データを収集し、産業活動において活用しようとするプラットフォーム事業者は、セキュリティ確保等の一定の要件を充たすことを条件に、データの産業活用事業に係る計画（革新的データ産業活用計画）について主務大臣の認定を受けることができ、当該認定を受けた場合には税制上の優遇措置等を受けられるものとする（当該プ

事訴訟法29条）。

¹⁷¹ 合弁会社の会社形態としては、株式会社や合同会社等があり得る。

¹⁷² データのプラットフォームの構築ではない従前の事業における合弁会社の設立においても、このような事項の交渉が進まず、合弁会社の設立に至らなかったり、合弁会社の運営がうまくいかなかったりすることがあるのと同様に、データのプラットフォーム事業においても出資割合等の交渉に時間がかかることが予想されるため、従前の事業における合弁会社の設立や運営において得た経験等を活かすことが期待される。

¹⁷³ プラットフォーム事業において、クラウドサービスを利用して事業を実施する場合は、情報管理策等に関するISO/IEC27017やクラウドサービス上の個人情報保護に関するISO/IEC27018などの規格の認証取得などによる対策等の措置が期待される。

¹⁷⁴ この点、免責／非免責のセキュリティインシデントの範囲を文言として明確化することは困難ともいえるため、重過失の場合は非免責といったような抽象的な規定を利用規約に設けることも考えられる。

プラットフォーム事業者等にインセンティブを付与する）。

b 個人情報保護とデータの安全管理のための専門的な政府機関等の協力

主務大臣は、上記計画の認定にあたって、（i）必要に応じて個人情報保護委員会への協議を行い、個人情報保護法の遵守状況を確認し、消費者の不安や懸念の抑止を図り、（ii）独立行政法人情報処理推進機構等への協力依頼を可能とすることによって、データの安全確保を図る。

c データ提供要請制度による支援

上記計画認定を受けたプラットフォーム事業者等は、他の事業者における活用のためにデータの整理、提供等を行う場合には、主務大臣によるセキュリティ確認を得て、公共機関等が保有するデータの提供を求めることができる。

4 利用規約における主要事項

(1) 提供データまたは利用データ・利用サービスの利用を許諾する範囲（利用範囲）

前記第6-3-(2)記載のとおり、①データ提供者・プラットフォーム事業者間の利用規約においては、提供データの利用範囲を規定し、②データ利用者・プラットフォーム事業者間の利用規約においては、プラットフォームが提供する利用データまたは利用サービスの利用範囲を規定することになると考えられる。

このようにして、提供データまたは利用データもしくは利用サービスについて利用を許諾する範囲を画することとなる。

また、前記第6-3-(3)-③のとおり、データ提供者・プラットフォーム事業者間の利用範囲の定めにより、成果物である利用データ、利用サービスの取扱いも定まることとなる。

利用範囲は、①どの提供データについて、②誰が（データ利用者の属性、範囲や条件、プラットフォーム事業者の協力先等その他の参加者の範囲や条件等）、③いつ（期間）、④どこで（たとえば、国外サーバに提供データを記録しないで欲しいといったことが考えられる）、⑤どのような目的で、⑥どのような態様・方法で共用・活用するため、という要素の全部または一部を組み合わせる形で規定されることが多い。

特に、前記第6-3-(4)-③記載のとおり、プラットフォーム事業者が協力先と協力する可能性がある場合には、どのような協力先¹⁷⁵とどのような協力¹⁷⁶を行い得るのかについて、利用範囲の条項において明確化することが望ましい。

また、前記第6-3-(3)-①記載のとおり、提供データの種類や領域等に応

¹⁷⁵ 個社名を記載する場合もあれば、協力先の属性や条件を記載する場合、プラットフォーム事業者の判断に委ねる場合等がある。

¹⁷⁶ たとえば、「●●分析法に基づいたデータ分析を行い得る」等具体的に定める場合もあれば、「第●条に定める利用範囲内で」等広範に記載する場合もある。

じてデータ利用者を調整する旨の規定等を、利用範囲の条項に置く場合もある。

ほかにも、たとえば、広く提供データの共用・活用を認めるプラットフォームの場合には、「データ利用者は、利用データについて、自己もしくは第三者をして加工もしくは分析し、第三者に対して利用許諾もしくは譲渡し、または第三者との間で共同利用をすることができる」といったように包括的な利用範囲の条項を規定し、当該条項をデータ利用者・プラットフォーム事業者間の利用規約およびデータ提供者・プラットフォーム事業者間の利用規約に定める場合もある。

さらには、明らかに他の事業者に開示しても自社の競争力には直接には影響がないまたは影響が小さいデータを提供データとする場合等には、提供データの共用・活用についてプラットフォーム事業者に一任するような包括的な利用範囲を規定することもある。

このように、利用範囲を具体的に規定する場合も、包括的に規定する場合も、いずれの場合においても、利用範囲が、データ提供者・プラットフォーム事業者間およびデータ利用者・プラットフォーム事業者間の権利義務や責任関係を画するものとなるため、データ提供者およびデータ利用者において予測可能性を担保し得る内容とすることが求められる。

(2) 提供データに関するデータ提供者の責任（保証／非保証）

① 責任を規定する場合／しない場合

提供データに関して、データ提供者がどのような責任を負うのか、または負わないのかについて利用規約に規定することが考えられる。前記第4-2-(2)記載のとおり、データの量、内容、粒度、形式等について非保証とする旨を規定する場合もある。

他方、後記②のとおり、一定の場合には、データ提供者に提供データに関する責任を負わせる場合もある。

このように、データ提供者に提供データに関する責任を負わせたり、負わせなかったり、または責任の一部を負わせたりする場合があるところ、客観的にいずれが好ましいというものではなく、どのように責任関係を設計すれば、必要な数、属性のデータ提供者を確保しつつプラットフォームを持続的に運営できるかという事業上の観点を踏まえて、データ提供者の責任範囲を設計することとなる。

なお、データ提供者がデータの正確性について責任を負わない旨の免責条項を利用規約に規定することは、プラットフォーム型においてもあり得るものの、産業データについては、たとえば、時間軸がずれていた、単位変換を誤った、検査をクリアするためにデータが改竄または捏造されていたといった事態が生ずると、複数の参加者がプラットフォームを通じて当該データを利用することで、予期せぬ損害が生じる可能性もある。データの正確性について保証を求める場合でも、「正確性」にどのような意味を持たせるのかについては、利用規約において詳細に内容を規定した上で、誰が責任をもつのかまたは誰も責任をもたないのかについて明記することが望ましい。

② 違法または不正な手段で得られたデータではないこと

a 包括的な場合

提供データが違法または不正な手段で得られたデータではないことについてデータ提供者に責任を負わせるために、どのような法令なのかということについて詳細に記載せず、包括的にその旨を表明保証させる場合もあれば、逆に、データ提供者が一切当該責任を負わない旨を規定する場合もある。

b 具体的な法令について言及する場合

たとえば、提供データが営業秘密に該当するときは、データ提供者が当該営業秘密の真の保有者であることを表明保証させたり、営業秘密が複数の者によって保有されている場合には他の保有者からプラットフォームにおいて共用・活用することについて同意を得たこともしくは委任を受けたことを表明保証させる条項を規定することとなる。

また、第三者が保有する営業秘密であるときには、当該第三者からプラットフォームにおいて共用・活用することについて同意を得たことまたは委任を受けたことを表明保証させる条項を規定することとなる。

その他知的財産権の対象となるデータの場合についても、前記第6-3-(3)-⑦記載のとおり、そもそも、(i) 当該データをプラットフォームに提供する行為が侵害行為となり得るのか、また(ii) プラットフォームを通じた共用・活用行為が侵害行為となり得るのかについて詳細に検討した上、もし、侵害行為が成立し得る場合には、データ提供者から、(ア) 当該データをプラットフォームに提供する行為について当該知的財産権の権利者から同意を得たこと、および(イ) 当該データをプラットフォームを通じて共用・活用する行為について当該知的財産権の権利者から同意を得たことを表明保証させる条項を規定することとなる。

なお、(i) に該当しないことが明らかである場合に、データ提供者に、提供データをプラットフォームに提供することが第三者の知的財産権を侵害しないことを表明保証させる場合も見受けられるが、法律上の効果は見出し難い反面、データ提供者に対する萎縮効果という事実上の効果を与えてしまう。

また、たとえば、提供データに個人情報が含まれる場合には、プラットフォームにおいて共用・活用することについて本人の同意を得たことをデータ提供者に表明保証させる場合もあれば、提供データが非個人情報であることをデータ提供者に表明保証させる場合もある（脚注163参照）。

(3) 派生データ等成果物の権利関係

① 定義条項の必要性

まず、何をもって「派生データ」または「成果物」と定義づけるのかについての明確な条項が必要となるところ、前記第6-3-(3)-③のとおり、プラットフォーム型においては、成果物のうち派生データおよび派生サービスについては、プラットフォーム事業者がデータ利用者に提供することにつき、利用範囲の条項をもって同意を得られていると整理できる。

そこで、別途、派生データ、派生サービスの定義を置かずに、利用データ、利用サービスが成果物であるという関係性について、確認的に記載する場合もある。もちろん、派生データ、派生サービスの定義条項を置く場合もある。

いずれにしろ、参加者間において定義に齟齬が生じないように、また、派生データ、派生サービスが利用データ、利用サービスに相当することについての共通認識が持てるよう、留意すべきである。

② 知的財産権等の取扱いについて

前記のとおり、(i) プラットフォーム事業者が派生データ、派生サービスを創出するにあたり生じた知的財産権等と、(ii) データ利用者が利用データ、利用サービスを共用・活用するにおいて生じた知的財産権等とに分けて整理することに留意すべきである。

なお、その他の参加者、たとえば、協力先における提供データの分析行為により生じた知的財産権等については、一義的には、プラットフォーム事業者・協力先において取扱いを定めるものであるものの、プラットフォーム事業者・協力先における取扱いをデータ提供者／データ利用者・プラットフォーム事業者間の利用規約において確認的に規定する場合もある。

③ データ利用者において生じたその他の成果物について

たとえば、データの共用・活用を促進するため、データ利用者による利用データまたは利用サービスの利用行為により生じた成果物は全てデータ利用者が保有するものである旨を規定する場合もあれば、データ提供者にデータ提供を促すため、データ利用者が利用データを共用・活用した結果生じたアプリケーションやサービスについては、データ提供者に利用させる機会を設けなければならない旨の規定を置く場合もある。

④ 成果物に関する利益の分配について

利益の分配については、(i) プラットフォーム事業者が派生データ、派生サービスの提供により得る利益、(ii) プラットフォーム事業者が派生データ、派生サービスを創出するにあたり生じた知的財産権等の実施により得る利益、(iii) データ利用者において利用データ、利用サービスを共用・活用するにあたり生じた成果物（知的財産権等またはアプリケーション等）の利用により得る利益、のように種類を分けて整理する必要がある。その上で、(i) ないし (iii) について、利益分配をどのような設計とするかについては、プラットフォームご

とに異なる。

前記第6-3-(3)-④記載のとおり、当該利益への提供データの貢献の程度（寄与度）や当該利益を分配すべき者の範囲を算定し難いことを踏まえて、利益分配をしない場合もある。

また、データ提供者の参加を促すために、「利益」を算定し難いとしても、(iii)の場合について、データ利用者がデータを共用・活用した結果生じたアプリケーションやサービスを当該データ提供者に第三者よりも低額で利用させる機会を設けなければならない旨を規定する等して、できるだけ利益分配に近い設計とする場合もある。

(4) 監査および苦情・紛争処理

プラットフォームの事業運営に対する信頼性を維持するために、データ提供者およびデータ利用者が利用規約に基づいたデータ提供行為または利用データ、利用サービスの利用行為を行っているかについて確認すべく、プラットフォーム事業者がデータ提供者およびデータ利用者に対して定期的または不定期に書面による報告を求めたり、または、一定の書面の開示を求めたり、場合によっては、プラットフォーム事業者によるデータ提供者またはデータ利用者への実地監査権を利用規約に規定する場合もある¹⁷⁷。

また逆に、データ提供者またはデータ利用者がプラットフォーム事業者に対する監査権を有する旨を規定する場合もある。

実地監査についても、データ契約以外の契約における実地監査のように、どれくらいの予告期間を設けるのか、また、プラットフォーム事業者がデータ提供者またはデータ利用者である法人の敷地内に立ち入るのか、イベントログを閲覧するのか、サーバにアクセスするのか等、様々な態様があり得る。

また、プラットフォームの運営に対する信頼性を維持する観点として、データ提供者およびデータ利用者のための苦情申出先や、データ提供者およびデータ利用者間で紛争が生じた場合の解決手順等をあらかじめ利用規約に規定する場合もある。

なお、第三者による苦情申出（たとえば、自社に関するデータが同意なく第三者によりプラットフォームに提供されており、直ちに提供を止めて欲しい等）に関する対応方針をあらかじめ利用規約に規定する場合もある。

¹⁷⁷ 技術的に可能であれば、監査という古典的な方法を取るのではなく、提供データの追跡結果（トレース結果）をプラットフォーム事業者がデータ提供者に開示して、自社が提供したデータが利用目的に沿って共用・活用されているかについて情報提供する場合もあり得る。

もっとも、技術的な追跡により共用・活用結果をデータ提供者に情報提供する場合、自社が某データないしこれに基づく利用サービスを共用・活用したことを当該データのデータ提供者に知られたくないというデータ利用者の要請とバランスを取ることが求められるであろう。

(5) プラットフォーム事業者の義務・責任（責任限定）

① プラットフォーム事業者の義務

a 提供データ、利用データおよび利用サービスの保管におけるサイバーセキュリティに関する義務

プラットフォーム事業者は、提供データを収集・保管する立場にあるため、大量に収集する提供データの内容や質を網羅的に確認する義務¹⁷⁸を負うことは難しい面があるものの、大量また多様な提供データを収集し、保管する事業を行っている以上、一定程度のサイバーセキュリティ対策を行うことが要求され、提供データ、利用データおよび利用サービスの安全管理に関する義務を負わせるのが適切な場合も多いと考えられる。

あわせて、前記第6-3-(5)-②記載のとおり、完全なサイバーセキュリティ対策を求めることはできないため、サイバーセキュリティ対策について一定の範囲で責任を限定する旨を利用規約に規定する場合もある。

b 保管義務、消去義務

プラットフォーム事業者について提供データ等の保管義務（一定期間保管する義務）または消去義務（一定の条件により消去する義務）を規定する場合もある。

たとえば、データ利用者は、ある利用データについて過去どれくらいの期間分保管されていて、利用できるのか（どれくらいの期間分の利用データの提供を受けられるのか）といったことについて関心を有することが想定されるため、利用データについてどれくらいの期間保管するかを義務付ける場合がある。また、データ提供者は、提供した提供データについてどのような場合に消去されるか関心を有することが想定されるため、どのような条件のときにプラットフォーム事業者が提供データを消去するかを義務付ける場合がある。

c プラットフォームへのアクセス等に関する義務

プラットフォームは、何時でもアクセスできること、すなわち、何時でも提供データを提供することができ、何時でも利用データまたは利用サービスの提供を受けられることが要請される。

他方で、通信障害や天変地異、プラットフォーム事業者または協力先従業員のスライキ、裁判所や行政庁による業務停止命令等の不可抗力によって、このような提供義務等を果たせないこともあるため、どのような場合にプラットフォーム事業者が利用データまたは利用サービスの提供義務等を免れるかについての責任の限定についても利用規約に定めておくことが望ましい。

d 秘密保持義務

提供データが営業秘密に該当しない場合であっても、たとえば、データ事業者が当該プラットフォームにデータを提供していること

¹⁷⁸ たとえば、提供データが第三者の権利を侵害していないことを調査した上で利用データとして提供する義務などをいう。

や、データ利用者が当該プラットフォームを通じてデータの共用・活用を行っていることを口外しないで欲しいといった要請があり得るため、秘密保持義務を利用規約に規定する場合がある。

また、利用規約の内容が、データ提供者およびデータ利用者以外の者に開示されることを望まない場合は、プラットフォーム事業者がデータ提供者およびデータ利用者に対して利用規約の内容に関して秘密保持義務を課す場合もある¹⁷⁹。

提供データが営業秘密に該当する場合については、プラットフォーム事業者が提供データを秘密として管理する義務のみならず、プラットフォーム事業者がデータ利用者に対して秘密保持義務を課して提供データを開示・提供する義務も課す旨を利用規約に規定することとなる（第6-3-(3)-⑤参照）。

e 情報開示義務

一般的に、信用を得る・増やすためには情報開示が効果的といわれることから、プラットフォーム事業者としては、プラットフォームにおけるデータの共用・活用の状況やサイバーセキュリティ対策の実施状況等を定期的にデータ提供者およびデータ利用者（加えて、データ提供者またはデータ利用者となることを希望する者）に開示することも考えられる。

f 独占禁止法の遵守

プラットフォームを運営するにあたっては、データ提供者の範囲や取り扱うデータの性質によっては、参加者の選定や参加者との契約内容および運用に関して、私的独占、不当な取引制限、不公正な取引方法（優越的地位の濫用、拘束条件付取引、排他条件付取引等）等の独占禁止法違反とならないよう、留意が必要である。利用規約に、プラットフォーム事業者は独占禁止法を遵守するといった抽象的な規定を置く必要があるとはいえないが、そのような規定の有無に関わらず、独占禁止法は公法として遵守が求められる。

独占禁止法上の規制の詳細は前掲注 33「データと競争政策に関する検討会報告書」を参照されたい。

② プラットフォーム事業者の責任（責任限定）

a データ提供者に対する提供データの取扱いに関する責任

プラットフォーム事業者としては、（i）データ提供者と利用規約をもって合意した利用範囲の中で利用データ、利用サービスを創出する責任、および（ii）データ提供者と利用規約をもって合意した利用範囲の中で提供データの種類に応じて一定の範囲のデータ利用者に利用データ、利用サービスを提供する義務を負うと解されるから、提供データの取扱いについてこのような責任を負う旨をデー

¹⁷⁹ 利用規約の内容について秘密保持義務をデータ提供者またはデータ利用者に課す場合、プラットフォーム事業者の行為が独占禁止法違反に当たる可能性があるときに、利用規約の内容を開示して競争当局や規制当局に相談や通報をすることも制約されてしまうかのような印象や萎縮効果をデータ提供者またはデータ利用者にも与え得るため、留意が必要である。

タ提供者・プラットフォーム事業者間の利用規約において規定する場合もある¹⁸⁰。

この点、プラットフォーム事業者が提供データの取扱いについて何ら責任を負わないとすると、データを提供しようとする者が現れることが期待できない一方で、全てについて責任を負うことも費用の観点から難しいため、一定の範囲に責任を限定する規定をデータ提供者・プラットフォーム事業者間の利用規約に置く場合が多いものといえる。

また、個人情報が含まれる提供データの場合には、プラットフォーム事業者は、安全管理措置を講じなければならない（個人情報保護法 20 条）。

b 共用・活用行為に関する責任

前記第 6-3-(1)-①記載のとおり、他のデータ提供者またはデータ利用者が利用規約に違反した場合に当該者への責任を追及し得るよう、利用規約違反時に損害賠償その他の制裁を発動することをプラットフォーム事業者に対して請求できる権利がある旨（データ利用者の債務不履行責任を追及することをプラットフォーム事業者に対して請求できる旨等）を利用規約に定める場合がある。

なお、そのような旨が利用規約に定められない場合であっても、プラットフォーム事業者が、プラットフォーム事業者・データ利用者間の利用規約違反を問わないこと（不作為）が、プラットフォーム事業者・データ提供者間における債務不履行を構成すると解釈することができる場合もある。

また、第三者からデータ利用者に対して、プラットフォームを通じて取得したデータの利用停止の請求がなされた場合に、プラットフォーム事業者が一定の責任を負う旨または何らの責任を負わない旨を規定する場合もある。

c プラットフォーム事業者の責任限定

プラットフォーム事業者の責任を限定しようとする場合、プラットフォーム事業者が負う損害賠償額の上限規定を定めることがある。もっとも、後記第 6-4-(6)記載のとおり、利用料を徴収しているデ

¹⁸⁰ プラットフォーム事業者が提供データの取扱いについて責任を負う場面としては、たとえば、合意した利用範囲に反して自己の提供データが共用・活用されているとして、データ提供者がプラットフォーム事業者に対して当該提供データの共用・活用停止を求めた場合に、プラットフォーム事業者として対応をする場面が想定される。後記第 6-4-(8)の脱退・終了時における提供データや成果物の取扱い同様、このような場合においても、当該提供データの共用・活用をどのように停止するのか、すなわちデータ利用者に当該提供データの消去を求めるのか、加えて当該提供データから生じた成果物の破棄を求めるのかといった事項や、プラットフォーム事業者自身が当該提供データを加工・分析してデータ利用者に提供しているデータやアプリケーション、サービスの提供についても終了とすべきか、また、そもそもどのような手続きを踏んで利用範囲違反を認定するのかといった事項について、あらかじめ利用規約に定めておくことが望ましい。

データ利用者との間では、利用料を基にした損害賠償額の算定式をあらかじめ規定することができるが、データ提供者との間では、料金を徴収して提供データの提供を受ける場合は想定し難く、どのような算定式により損害賠償額を一定額に限定する旨を規定するかについて検討を要する。

(6) データ提供者・データ利用者の義務・責任（責任限定）

① データ提供者およびデータ利用者の義務

データ提供者に対して、提供データを一定期間提供することや、一定量提供する義務を課したり、データ利用者に対して、利用データを第三者に提供することを禁止する義務を課したりする場合がある。

その他、データ提供者およびデータ利用者の双方に対して、プラットフォームに不正アクセスを行わない、プラットフォーム事業者のプラットフォーム運営を妨害しない等の禁止行為を規定する場合もある。

また、データ提供者に対して、個人情報が含まれる提供データの場合にプラットフォームを通じた共同利用や第三者提供について法令に基づく必要な措置をとる義務を課す旨を規定したり、個人情報から匿名加工情報を作成した場合は識別行為を禁止する等、法律上求められる義務を規定する場合もある。

② データ提供者およびデータ利用者の責任（責任限定）

たとえば、営業秘密を含むデータが提供される場合に、データ提供者に対して、第三者の営業秘密を侵害していないことについて責任を負わせたり、提供データが画像データである場合に、データ提供者に対して、第三者の著作権を侵害していないことについての責任を負わせない（責任限定）といった規定があり得る。

特に、データ提供者に対する責任については、正確性、完全性、有効性および安全性について責任を負わせたり、逆に責任を限定するため非保証とする旨を規定したりする場合がある。

また、責任限定については、前記第 6-4-(5)-②-b 記載のとおり、損害賠償額を一定額に限定する旨を規定する場合もある。この点、データ利用者については、利用料を支払って利用データないし利用サービスの提供を受けている場合が多いと考えられるため、あらかじめ利用料に基づいて損害賠償額を算定し利用規約に記載し得るが、データ提供者については、料金を支払って提供データを提供する場合は別として、どのような算定式により損害賠償額を一定額に限定する旨を規定するかについて検討を要する。

(7) 利用規約違反時の制裁措置

プラットフォームの運営に対する信頼性を維持するために、データ提供者、データ利用者またはプラットフォーム事業者が利用規約に違反したときの制裁措置を規定する場合もある¹⁸¹。

¹⁸¹ プラットフォーム事業者としては、制裁措置を発動するにあたって、独占禁止法違反とならないよう留意する必要がある（前掲注 33「データと競争政策に関する検討会報告書」の「2 収集されたデータへのアクセスに関する行為」参照）。

利用規約違反時の制裁措置を規定する場合には、その前提として、利用規約違反行為をどのようにして認定するかについての手続規定を置くことも考えられる。

(8) 脱退時・終了時における提供データや成果物の取扱い

① 脱退・終了の影響が及ぶ範囲

データ提供者またはデータ利用者がプラットフォーム事業から脱退した場合、当該者が提供したデータまたは共用・活用した結果生じた成果物等をどのように扱うかという問題が生じ得る。すなわち、プラットフォーム事業者が当該提供データを加工・分析してデータ利用者に提供しているデータやアプリケーション、サービスの提供についても、またデータ利用者が当該提供データを共用・活用することについても終了とすべきかという問題である。

仮に、脱退時や終了時に提供データの共用・活用について遡及的無効¹⁸²とする設計を採用してしまうと、すでに提供データを共用・活用しているデータ利用者およびその他参加者の取引の安全が害されることが懸念される。

このため、たとえば、データ提供者がプラットフォームから脱退した場合であっても、当該提供データをデータ利用者が共用・活用して得た成果物等には何ら影響を及ぼさない旨を規定しておくことも考えられる。

脱退時・終了時と同時または直ちに、当該データ提供者の提供データの共用・活用を停止する場合もあれば、一定期間経過後に共用・活用を停止とする場合もある。

また、遡及的無効または将来的無効のいずれを採用する場合であっても、プラットフォーム事業者等における提供データ等の消去義務¹⁸³を定める場合がある。このとき、終了事由（契約期間満了、合意解約またはプラットフォーム事業者による解除等）により、消去義務の生ずる時期や範囲を異なる取扱いとする場合もある。

② データの返還請求について

プラットフォーム事業からの脱退時や終了時に、データ提供者がプラットフォーム事業者に対して提供データの全部または一部の返還を求める可能性が考えられる。

¹⁸² 遡及的無効とは、契約締結当初に遡って効力を失わせることをいい、将来的無効とは、ある時点から将来に向かって契約の効力を失わせることをいう。遡及的無効の場合は、契約締結時から遡及的無効とすることとなった時点までの間において、契約関係に基づいて生じたあらゆる権利・義務関係を契約締結時どおりに元に戻す必要が生ずる。

¹⁸³ プラットフォーム事業者等が負う提供データの消去義務も、提供データを提供したことにより当然に生ずるものではないため、消去請求権が認められるときは、その旨、利用規約に記載することが望ましい。また、消去義務を負う者の範囲についても明確化することが望ましい。なお、プラットフォーム事業者等のサーバの中身を点検することによって消去を確認することは通常困難であるから、消去したことの証明書を提出させる場合もある。

この点、前記第 3-1 記載のとおり、データは所有権の客体とはなり得ないため、所有権に基づいて返還請求権が当然に生じるのとは異なり、データの返還請求権は当然には生じないと考えられるので、必要であれば利用規約において、データ提供者またはプラットフォーム事業者にデータの返還請求権を認めるか否かについて定めておく必要がある。

③ データポータビリティについて

データポータビリティとは、主としてパーソナルデータについて、当該本人がプラットフォームに対して、提供したデータを他のプラットフォームにおいても利用できるフォーマットで返還することを請求したり、他のプラットフォームに直接、自己が提供したデータを移転するよう請求したりする権利のことをいう¹⁸⁴。今後、パーソナルデータ以外の産業データについても、同様の権利が主張される可能性が考えられるため、特にデータ提供者の中に海外の事業者が含まれる場合は、注意が必要である¹⁸⁵。

たとえば、プラットフォーム利用終了時に、データ提供者が、プラットフォーム事業者に対して、自社の提供データを他のプラットフォームにおいても利用できるフォーマットで返還するよう請求したり、他のプラットフォームに直接自社の提供データを移転するよう請求したりする可能性があり得る。

そこで、技術的な観点からの対応可能性について検討することもさることながら、規約上も、このような返還・移転請求に対応する旨の文言を規定するのか、または、対応しない旨の規定を設けるのかを検討をすることが必要となる場合も考えられる。

¹⁸⁴ EU 一般データ保護規則（GDPR）20 条 1 項がデータポータビリティの権利を定めており、同項は、「データ主体は、データ管理者に提供したパーソナルデータを、構造化された、通常用いられる機械判読可能な形式で受け取る権利を有し、また、当該データを、妨害されることなくデータ管理者から他のデータ管理者に移転する権利を有する」と規定する（未来投資会議構造改革徹底推進会合「第四次産業革命」会合、「説明資料（データ利活用ビジネスの本格展開）」、<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/miraitoshikigi/suishinkaigo2018/revolution/dail/siryoku4.pdf>、（2018 年 11 月））。

なお、「データ管理者（controller）」とは、「単独または共同で個人データの処理の目的と手段を決定する」者をいう（日本貿易振興機構（ジェトロ）ブリュッセル事務所海外調査部欧州ロシア CIS 課、「EU 一般データ保護規則（GDPR）に関わる実務ハンドブック（入門編）」、https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Reports/01/dfcebc8265a8943/20160084.pdf、（2016 年 11 月））。

¹⁸⁵ 欧州委員会では、「非個人データの EU 域内自由流通のための枠組」規則案が公表されている（European Commission - Press release, 'State of the Union 2017: A framework for the free flow of non-personal data in the EU', 2017.9.19., http://europa.eu/rapid/press-release_IP-17-3190_en.htm および European Commission, 'Proposal for a REGULATION OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL on a framework for the free flow of non-personal data in the European Union', 2017.9.13., <http://ec.europa.eu/transparency/regdoc/rep/1/2017/EN/COM-2017-495-F1-EN-MAIN-PART-1.PDF> 参照）。

第7 主な契約条項例

1 データ提供型契約のモデル契約書案

●●株式会社（以下「甲」という）および●●株式会社（以下「乙」という）は、甲から乙への●●データの提供に関し、以下のとおり契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条 （定義）

本契約において、次に掲げる語は次の定義による。

- ① 「提供データ」とは、本契約に基づき、甲が乙に対し提供する、甲が利用権限を有するデータであって、別紙に詳細を定めるものをいう。ただし、提供データには、個人情報の保護に関する法律に定める個人情報は含まない。
- ② 「本目的」とは、乙が、●●することをいう。
- ③ 「派生データ」とは、乙が、提供データを加工、分析、編集、統合等することによって新たに生じたデータをいう。

<ポイント>

- ・ 「提供データ」を定義する。
- ・ 提供データの対象、項目、件数等の提供データの詳細の特定が必要である。提供データの詳細等は別紙を用いて特定する。
- ・ 契約目的（データを提供する目的）を特定する。
- ・ 「派生データ」等解釈に幅のある概念を定義する。

<解説>

1 データ提供契約において、取引の対象となる提供データの対象、項目、件数等の提供データの詳細を明確に契約で定めることが重要である。取引の対象となる提供データの詳細が明確に定められていなければ、データ受領者は想定していたデータとは異なるデータの提供しか受けられず、提供データを利用したビジネスを実現できず、契約目的（データの提供を受ける目的）を達成できないことがあり得る。また、取引の対象となる提供データの詳細が明確に定められていないと、データ受領者が負う秘密保持義務の範囲や、より慎重な提供データの管理を求められる範囲が不明確となってしまう。そのため、取引の対象となる提供データの内容等を明確に契約で定める必要がある。

2 取引の対象となる提供データの詳細を契約書で定める際には、その提供データがどのような内容のものであるかが契約当事者双方にとって明確でなければならないので、たとえば、データの対象（提供データの概要）、データの項目、量、粒度、更新頻度等を定めておくことが推奨される。

本条項例では、提供データに個人情報を含まないとしているが、個人情報が含まれる場合は、少なくとも以下のような規定を設けることが望ましい。

- 1 甲は、本目的の遂行に際して、個人情報の保護に関する法律（以下「個情法」という）に定める個人情報または匿名加工情報（以下「個人情報等」という）を含んだ提供データを乙に提供する場合には、事前にその旨を明示する。
- 2 本目的の遂行に際して、甲が個人情報等を含んだ提供データを乙に提供す

る場合には、その生成、取得および提供等について、個人情報法に定められている手続を履践していることを保証するものとする。

- 3 乙は、第1項にしたがって提供データが提供される場合には、個人情報法を遵守し、個人情報等の管理に必要な措置を講ずるものとする。

第2条 (提供データの提供方法)

甲は、本契約の期間中、乙に対して提供データを、別紙に定める提供方法で提供する。ただし、甲は、データ提供の●日前までに乙に通知することで別紙の仕様および提供方法を変更することができる。

<ポイント>

- ・ 提供データの提供形式（紙、電子ファイル、電子ファイルのときはファイル形式）
- ・ 提供データの提供手段（電子メールで送付、サーバからのダウンロード、サーバへのアクセス権の付与、記録媒体にデータを記録させて返送）
- ・ 提供データの提供頻度

<解説>

- 1 スムーズかつ安定的なデータの提供のために、あらかじめ提供データの提供方法について合意し、その合意されたデータの提供方法に基づいて提供データが提供されることが望ましい。そのためには、たとえば、提供データの提供形式（紙、電子ファイル、電子ファイルのときはファイル形式）、提供データの提供手段（電子メールで送付、サーバからのダウンロード、サーバへのアクセス権の付与、記録媒体にデータを記録させて返送）等を定めておくことが推奨される。また、継続的にデータが提供されるような場合は、提供データの提供頻度（「毎月」、「●ヶ月に1回」等）についてもあらかじめ合意しておくことが望ましい。
- 2 事情の変動に伴って提供データの提供方法（提供形式、提供手段、提供頻度）を変更する必要が生じることもあり得るので、データ提供者からデータ受領者に対する事前の通知を発することで提供データの提供方法の変更が認められるようにしておくことも考えられる。

第3条 (提供データの利用許諾)

- 1 甲は、乙に対して、提供データを本契約の有効期間中、本目的の範囲内でのみ利用することを許諾する。
- 2 乙は、本契約で明示的に規定されるものを除き、提供データについて開示、内容の訂正、追加または削除、利用の停止、消去および提供の停止を行うことのできる権限を有しない。
- 3 乙は、甲の書面による事前の承諾のない限り、本目的以外の目的で提供データを加工、分析、編集、統合その他の利用をしてはならず、提供データを第三者（乙が法人である場合、その子会社、関連会社も第三者に含まれる）に開示、提供、漏えいしてはならない。
- 4 提供データに関する知的財産権（データベースの著作物に関する権利を含むが、これに限らない）は、甲に帰属する。ただし、提供データのうち、第三者に知的財産権が帰属するものはこの限りではない。

<ポイント>

- ・ データ提供型契約の類型（利用許諾、譲渡、共同利用）を定める。
- ・ 第三者提供等の禁止
- ・ 目的外利用の禁止
- ・ 提供データの本来目的以外の目的での加工、分析、編集、統合等の禁止
- ・ 提供データに関する知的財産権の帰属

<解説>

- 1 提供データの提供にあたっては、データ提供型契約の類型を明らかにする必要がある。上記の条項例は、提供データの利用許諾の場合である。データ提供型契約の類型が①提供データの譲渡の場合、②提供データの共同利用（相互利用許諾）の場合の条項例については下記に示した。なお、①提供データの譲渡の場合、データ提供者は、提供データの利用をコントロールできる地位を含む提供データに関する一切の権限を失うことになり、提供データのデータ受領者の利用態様について制限を設けることができないことになるので、目的外利用禁止や第三者提供禁止を規定していない。
- 2 提供データの利用許諾の場合において、データ受領者が提供データを独占的に利用したいという要請があるときは、本条第1項において「独占的に利用することを許諾する」と規定することができる。この場合、データ提供者自身による提供データの利用も禁止するか否かを明記しておくことが望ましい。
- 3 本条第3項において、提供データの目的外利用禁止を規定している。目的外利用禁止を定めることで、データ提供者の意に反する提供データの利用を防止することができる。なお、「開示、提供、漏えい」が禁止される「第三者」の範囲については、子会社・関連会社等が含まれるか否かを契約上明確化しておくことが望ましい。
- 4 改正不正競争防止法が施行された場合、「限定提供データ」に該当すれば当該データの不正取得・使用等に対して、損害賠償請求、差止請求、損害賠償額の推定規定等の民事上の救済が受けられる。この「限定提供データ」にあたるためには、「限定的な外部提供性」の要件を充足する必要がある。秘密として管理され、保有者内での利用又は例外的に秘密保持契約を結んだ限定的な者に開示される「営業秘密」とは異なり、データ提供者が、外部の者からの求めに応じて、特定の者に対し選択的に提供することを予定しているデータであることが必要となる。この「限定的な外部提供性」を確保し、「限定提供データ」に係る著しい信義則違反類型（第3-2-(2)の<データによる不正競争行為>②）等の不正競争行為について救済を受けるためには、データ提供契約の中で第三者提供を禁止する条項を入れておくことが望ましい。
- 5 提供データが、データベースの著作権、営業秘密、意匠権といった知的財産権の対象となることがあり得るが、本条第4項では、提供データの利用許諾に伴い、知的財産権の帰属が変更されないことを確認している。

【①提供データの譲渡の場合】

甲は、乙に対して、提供データに関する一切の権限（著作権法27条および同法28条の権利を含むがこれに限られない）を譲渡する。

【②提供データの共同利用（相互利用許諾）の場合】

- 1 甲は、乙に対して、甲が保持するデータ（以下「甲データ」という）を本契約の有効期間中、本目的の範囲内でのみ利用することを許諾し、乙は、甲に対して、乙が保持するデータ（以下「乙データ」という）を本契約の有効期間中、本目的の範囲内でのみ利用することを許諾する。
- 2 甲および乙は、相手方の書面による事前の承諾のない限り、相手方が利用権限を有するデータを第三者に開示、提供、漏えいし、本目的以外の目的で利用してはならない。

第4条 （対価・支払条件）（※従量課金の場合）

- 1 乙は、提供データの利用許諾に対する対価として、甲に対し、別紙の1単位あたり月額●円を支払うものとする。
- 2 甲は、毎月月末に乙が利用している単位数を集計し、その単位数に応じた利用許諾の対価を翌月●日までに乙に書面（電磁的方法を含む。以下同じ）で通知する。
- 3 乙は、本契約期間中、第1項に定める金額に消費税額および地方消費税額を加算した金額を、前項の通知を受領した日が属する月の末日までに甲が指定する銀行口座に振込送金の方法によって支払うものとする。なお、振込手数料は乙の負担とする。

<ポイント>

- ・ 提供データの対価の金額あるいはその算定方法
- ・ 提供データの対価の支払方法

<解説>

- 1 データ提供の対価の金額あるいはその算定方法として、①従量課金の場合、②固定料金の場合、③売上げの配分の場合が代表例として挙げられる。
- 2 上記で条項例を示した①従量課金の場合、対価算定の基礎となる単位を契約で定めておくことが望ましい。とりわけ、継続的にデータが提供されることが予定されている契約の場合、単位数に応じて提供データの対価を決める方式が簡便である。単位数としては、データの数量、データの容量、アカウント数、ソフトウェアのライセンスの数、APIのコール数等がある。従量課金の場合、データ受領者からすると対価算定の根拠となる数値が不明確になるため、上記の条項例では、第2項においてデータ受領者が利用している単位数をデータ提供者が書面で通知することで対価算定の根拠が明確になるようにしている。
- 3 ②固定料金の場合の条項例は下記のとおりであるが、毎月一定額を支払うような場合は、月の途中で契約を締結する場合があります、対価の日割り計算に関する規定を入れることもあり得る。
- 4 ③売上げの配分の場合は、データ受領者がデータを利用して行った事業によって得られた売上げに応じて、データ提供者に支払う提供データの対価が変動する場合である。この場合、まずは、提供データの対価の算定の基礎となる「事業」の範囲を明確にする必要がある。次に、提供データの対価の算定の客観性を担保するため、対価の支払いの際に、算定の根拠資料の提出をデータ受領者に要請することがある。そして、データ提供者側で当該根拠資料の内容に疑義が生じた場合にデータ受領者に対する当該根拠資料の閲覧・検査ができるようにしておくことも重要である。

【固定料金の場合】

- 1 乙は、提供データの利用許諾に対する対価として、毎月月末までに月額●●●●円を甲が指定する銀行口座に振込送金の方法によって支払うものとする。なお、振込手数料は乙の負担とする。
- 2 前項の提供データの利用許諾に対する対価の計算は、月の初日から末日までを1月分として計算し、乙による提供データの利用可能な期間が月の一部であった場合、対価は利用した期間の日割り計算によるものとする。

【売上の配分の場合】

- 1 乙は、本契約の有効期間中、各計算期間(4月1日～翌年3月31日とする。)における●●●●によって生じた売上金額その他甲の指定する事項に関する報告書を作成し、当該計算期間終了後15日以内に甲に対して提出しなければならない。
- 2 乙は、●●●●によって生じた売上金額の●●●●%を、提供データの利用許諾に対する対価として、第1項に定めた報告書を提出した日の翌月末日までに、甲が指定する銀行口座に振込送金の方法によって支払うものとする。なお、振込手数料は乙の負担とする。
- 3 乙は、第1項にいう報告書に記載する事項に関しては適正な帳簿を備えるものとし、これを本契約の有効期間中、保存・保管するものとする。甲またはその代理人は必要に応じて当該帳簿を閲覧および検査することができる。
- 4 甲は、前項における帳簿の閲覧および検査により知り得た乙の機密事項を第三者に開示・漏えいしてはならない。また、甲は、帳簿の閲覧および検査により知り得た乙の機密事項を前項以外のいかなる目的・用途にも利用してはならない。

<解説>

「●●●●によって生じた売上金額」は外延が明確になるようにケースに応じて規定することが必要である。その際には、提供データを利用したサービスによって生じた売上金額のみに限り、派生データを利用したサービスによって生じた売上金額を含めないか、派生データを利用したサービスによって生じた売上金額も含めるか、ここでいう「サービス」の内容・範囲をどのように特定するのかといった視点が必要になる。

第5条 (提供データの非保証)

- 1 甲は、提供データが、適法かつ適切な方法によって取得されたものであることを表明し、保証する。
- 2 甲は、提供データの正確性、完全性、安全性、有効性(本目的への適合性)、提供データが第三者の知的財産権その他の権利を侵害しないことを保証しない。

<ポイント>

- ・ 提供データに関する第三者の権利の非侵害の保証／非保証
- ・ 提供データの正確性・完全性についての保証／非保証
- ・ 提供データの安全性(提供データがウイルスに感染していないか等)についての保証／非保証

- ・ 提供データの有効性（本目的への適合性）についての保証／非保証
- ・ 提供データに関する第三者の知的財産権等の非侵害の保証／非保証

<解説>

- 1 ポイントで示した提供データの品質はトラブルになりやすいため、データの品質について、データ提供者が保証するのか、保証しないのかを明確に契約書で定めることが望ましい。
- 2 提供データが適法かつ適切な方法により取得されたことをデータ提供者が表明保証する契約条項例を示しているが、この表明保証を「甲の知る限り」と限定することも可能である。
- 3 提供データの正確性、完全性、有効性等について、データ提供者の努力義務として定めることもあり得るが、努力義務だからといって債務不履行責任が発生しないわけではなく、提供データの正確性、完全性、有効性等に疑義が生じている中で漫然と提供したように、これらの提供データの品質を高めるための努力をしなかったような場合は債務不履行責任が生じ得るので注意が必要である。上記の契約条項例では、提供データの品質について保証責任を負わない内容になっているが、提供データの性質・内容、契約目的、契約当事者の関係等を考慮して提供データの品質の全部または一部についてデータ提供者が保証責任を負うこともあり得る。
なお、上記のモデル契約書案では、提供データの安全性についてデータ提供者が保証しない内容としているが、提供データの安全性が保証されないとデータ受領者のシステム等に直接的な損害が発生しうる可能性があるため、提供データの安全性について、データ提供者が保証することが適切な場合が多いと考えられる。
- 4 提供データの正確性、完全性、安全性、有効性等について、データ提供者が保証しないことを契約で定めた場合であっても、原則として当該規定は有効であると考えられるが、データ提供者が損害を加えることを目的として、故意または重大な過失により品質に問題があるデータを提供した場合にまで、データ提供者が責任を免れることはできない場合があると考えられるため、その点を但書で規定することも検討に値する。
- 5 なお、データ提供者がデータの品質に関する事項の全部または一部を表明保証する場合、保証責任の範囲（データ提供者が損害賠償義務を負う範囲）を一定金額（たとえば、データ受領者から受け取った対価）を上限とする規定を設ける場合もある。このような規定は原則として有効であると考えられるが、データ提供者が提供データの品質に問題があることにつき悪意または重過失の場合、データ提供者の保証責任の範囲を限定する規定は無効となり、データ提供者は、提供データの品質の問題と相当因果関係のあるデータ受領者に生じた損害について賠償責任を負う場合があることには注意が必要である。

第6条 （責任の制限等）

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 甲は、乙による提供データの利用に関連する、または提供データの乙の利用に基づき生じた発明、考案、創作および営業秘密等に関する知的財産権の乙による利用に関連する一切の請求、損失、損害または費用（合理的な弁護士費用を含み、特許権侵害、意匠権侵害、その他これらに類する侵害を含むがこれに限らない）に関し責任を負わない。 |
|---|

- 2 乙は、提供データの利用に起因または関連して第三者との間で紛争、クレームまたは請求（以下「紛争等」という）が生じた場合には、直ちに甲に対して書面により通知するものとし、かつ、自己の責任および費用負担において、当該紛争等を解決する。甲は、当該紛争等に合理的な範囲で協力するものとする。
- 3 乙は、前項に定める紛争等に起因または関連して甲が損害、損失または費用（合理的な弁護士費用を含み、以下「損害等」という）を被った場合（ただし、当該紛争等が甲の帰責事由に基づく場合を除く）、甲に対して、当該損害等を補償する。

<ポイント>

- ・ 提供データに関連して生じた紛争等の対応責任

<解説>

- 1 本条第1項および第2項において、乙による提供データの利用に関連する、または提供データの乙の利用に基づき生じた発明、考案、創作、営業秘密等に関する知的財産権の乙による利用に関連する紛争等について、原則としてデータ受領者の費用と責任で解決することを規定している。また、第3項において提供データに起因または関連して生じた紛争においてデータ提供者に損害が生じた場合、データ受領者がデータ提供者の損害を補償する義務を規定している。
- 2 別の規定方法としては、提供データの利用に関連して生じた紛争等について、本契約に違反しない態様の利用の場合はデータ提供者が責任を負うという方法である。この規定方法の具体的内容は下記のとおりである。なお、この下記の条項の第1項に関して、データ提供者が損害賠償等の責任を負う範囲を、第3条に基づき受け取った対価を上限とすることもできる。

【対応責任をデータ提供者が原則負う場合】

- 1 乙による提供データの利用（本契約に違反しない態様での利用に限る）に起因または関連して第三者との間で紛争、クレームまたは請求（以下「紛争等」という）が生じた場合、甲の費用と責任で解決するものとする。また、当該紛争等に起因または関連して乙が損害、損失または費用（合理的な弁護士費用を含み、以下「損害等」という）を被った場合、甲は損害等を負担するものとする。
- 2 前項の定めにかかわらず、乙は、本契約に違反する態様での提供データの利用に起因もしくは関連して生じた紛争等について、乙の費用と責任で解決するものとする。また、当該紛争等に起因または関連して甲に損害等が発生した場合、乙は当該損害等を負担するものとする。

第7条 （利用状況）

- 1 甲は、乙に対し、乙による提供データの利用が本契約の条件に適合している否かを検証するために必要な利用状況の報告を求めることができる。
- 2 甲は、合理的な基準により、前項に基づく報告が提供データの利用状況を検証するのに十分ではないと判断した場合、●営業日前に書面による事前通知をすることを条件に、1年に1回を限度として、乙の営業所において、乙による提供データの利用状況の監査を実施することができるものとする。この

場合、甲は、乙の情報セキュリティに関する規程その他の乙が別途定める社内規程を遵守するものとする。

- 3 前項による監査の結果、乙が本契約に違反して提供データを利用していたことが発覚した場合、乙は甲に対し監査に要した費用および提供データの利用に係る追加の対価を支払うものとする。

<ポイント>

- ・ 提供データの利用条件の遵守についての報告および監査

<解説>

- 1 データ受領者による提供データの漏えいや目的外利用のおそれ等がある場合に、データ提供者が速やかにデータ受領者の提供データの利用状況を確認することができるようにしておかなければならない。
- 2 その手段として、上記の条項例では、データ提供者がデータ受領者に対して利用状況の報告を求めることができるとし、さらに、その報告では提供データの利用状況を検証できないとデータ提供者が合理的に判断した場合には、データ受領者の提供データの利用状況を監査することができるとしている。そして、監査の結果、データ受領者による本契約違反が発覚した場合には、データ受領者に監査費用や追加の対価の支払いを義務付けている。
- 3 データ提供者がデータ受領者の提供データの利用状況について監査を実施する中で、データ利用者の営業秘密がデータ提供者に知られるリスクもある。そのため、データ提供者およびデータ受領者と秘密保持義務を締結した中立な第三者により、データ受領者の提供データの利用状況についての監査を実施することが適切な場合もありうる。

第8条 (提供データの管理)

- 1 乙は、提供データを他の情報と明確に区別して善良な管理者の注意をもって管理・保管しなければならず、適切な管理手段を用いて、自己の営業秘密と同等以上の管理措置を講ずるものとする。
- 2 甲は、提供データの管理状況について、乙に対していつでも書面による報告を求めることができる。この場合において、提供データの漏えいまたは喪失のおそれがあると甲が判断した場合、甲は、乙に対して提供データの管理方法・保管方法の是正を求めることができる。
- 3 前項の報告または是正の要求がなされた場合、乙は速やかにこれに応じなければならない。

<ポイント>

- ・ データ受領者の提供データの区分管理と善管注意義務
- ・ 提供データの管理状況についての報告要求および提供データの管理方法の是正要求

<解説>

- 1 データ提供者から受領した提供データと、データ受領者自身が保有していた情報とのコンタミネーションを防ぐ必要があるため、受領した提供データと他の情報とを区別して管理・保管することをデータ受領者に義務づけている。なお、改正不正競争防止法の「限定提供データ」に該当するためには、

秘密として管理されていないことが要件となるため、「限定提供データ」として提供する場合は、「乙は、提供データを他の情報と明確に区別して善良な管理者の注意をもって管理・保管するものとする。」との記載が想定される。

- 2 データ受領者による提供データの管理が契約に沿って適切に行われているかどうかをデータ提供者は外部から知ることはできないため、本条第2項において、データ提供者が、データ受領者に対して、提供データの管理状況について書面で報告を求めることができると規定している。そして、データ受領者による提供データの管理状況からして提供データの漏えいまたは喪失のおそれがあるとデータ提供者が判断した際にはデータの管理方法等の是正を求めることができることを規定している。
- 3 第10条では秘密表示のある秘密情報について秘密保持義務の内容を規定しているが、第10条の「秘密情報」から「提供データ」は除外されており、「提供データ」については本条において秘密表示の有無を問わず、データ受領者が適切に管理する義務を負うことになる。
- 4 本契約では、提供データをデータ受領者が第三者に開示または利用させることを想定していないが（第3条第3項も参照）、仮に、提供データをデータ受領者が第三者（許容開示先）に開示または利用することを認める場合、データ受領者は、本契約に基づいてデータ受領者が負う義務と同等の義務を当該第三者に課して、その義務を遵守させるものとし、かつ、当該第三者においてその義務の違反があった場合には、データ受領者による義務の違反として、データ提供者に対して直接責任を負うといった規定を設けることが考えられる。
- 5 データ受領者が本条のデータ管理義務や、本契約第3条第3項などに違反したことによって、提供データに含まれるデータ提供者のノウハウ等が流出等してしまった場合、データ提供者はデータ受領者に対して契約違反に基づく損害賠償請求をすることができる。もっとも、ノウハウ等が流出したことに伴ってデータ提供者に生じた損害額の算定が困難である場合もあるため、損害賠償額の予定を契約書に規定しておくことが検討に値する。この予定される損害賠償額は、提供データの重要度・規模などを勘案してデータ提供者が管理義務違反等を犯さないための抑止力となる合理的な金額を両当事者の合意に基づき定めることになる。ただし、損害賠償額の予定を契約で規定した場合（「違約金」との表現を用いても、賠償額の予定と推定される（民法420条3項））、損害賠償がその予定額に限定されない旨の合意であることを立証しない限り、予定額を超えた損害額を請求することはできないと解されている。そのため、損害賠償額の予定あるいは違約金を契約で規定する場合には、実際の損害額が予定額を超えた場合には、その超えた部分についても請求できることを規定しておく場合もある。

【参考：違約金に関する条項例】

提供データの漏えい、喪失、第三者提供、目的外利用等本契約に違反する乙の提供データの利用により、甲に損害が生じた場合、乙は甲に対して違約金として●円を支払う義務を負う。ただし、甲に生じた損害が上記違約金額を上回る場合には、甲は実際に生じた損害額を立証することで乙に対し当該損害額の賠償を請求することができる。

第9条 (損害軽減義務)

- 1 乙は、提供データの漏えい、喪失、第三者提供、目的外利用等本契約に違反する提供データの利用（以下、「提供データの漏えい等」という）を発見した場合、直ちに甲にその旨を通知しなければならない。
- 2 乙の故意または過失により、提供データの漏えい等が生じた場合、乙は、自己の費用と責任において、提供データの漏えい等の事実の有無を確認し、提供データの漏えい等の事実が確認できた場合は、その原因を調査し、再発防止策について検討しその内容を甲に報告しなければならない。

<ポイント>

- ・ データ受領者が提供データの漏えい等を発見した際の通知義務
- ・ 提供データの漏えい等が生じた場合のデータ受領者の再発防止策等の検討・報告義務

<解説>

提供データの漏えい、喪失、第三者提供、目的外利用等の本契約に違反するデータの利用が生じた場合、速やかに適切な対応をしなければ被害は拡大していく可能性があり、データ提供者もデータ漏えい等の状況を速やかに把握する必要がある。そこで、本条第1項において、データ漏えい等をデータ受領者が発見した際に、直ちにデータ提供者に通知する義務を定め、本条第2項において、データ受領者の費用と責任において、原因調査、再発防止策について検討し、その内容をデータ提供者に報告する義務を定めた。

第10条 (秘密保持義務)

- 1 甲および乙は、本契約を通じて知り得た、相手方が開示にあたり、書面・口頭・その他の方法を問わず、秘密情報であることを表明した上で開示した情報（以下「秘密情報」という。ただし、提供データは本条における「秘密情報」には含まれない）を、厳に秘密として保持し、相手方の書面による事前の承諾なしに第三者に開示、提供、漏えいし、また、秘密情報を本契約に基づく権利の行使または義務の履行以外の目的で利用してはならない。ただし、法令上の強制力を伴う開示請求が公的機関よりなされた場合は、その請求に応じる限りにおいて、開示者への速やかな通知を行うことを条件として開示することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報にあたらぬものとする。
 - ① 開示の時点で既に被開示者が保有していた情報
 - ② 秘密情報によらず被開示者が独自に生成した情報
 - ③ 開示の時点で公知の情報
 - ④ 開示後に被開示者の責に帰すべき事由によらずに公知となった情報
 - ⑤ 正当な権利を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく開示された情報
- 3 被開示者は、本契約の履行のために必要な範囲内に限り、本条第1項に基づく秘密保持義務を遵守させることを前提に、自らの役職員または法律上守秘義務を負った自らの弁護士、会計士、税理士等に対して秘密情報を開示することができる。
- 4 本条に基づく義務は、本契約が終了した後も●年間存続する。

<ポイント>

- ・ 秘密情報の定義
- ・ 秘密保持義務の内容とその例外
- ・ 秘密保持義務が契約終了後も存続すること

<解説>

本条第1項では、書面に限らず、口頭等によって提供された情報も、秘密情報であることが表明される限りは「秘密情報」としているが、秘密情報の範囲を明確にするために「書面に秘密であることが表示されたもの」とする場合もある。逆に、秘密情報であることを積極的に表明しなくても、広く秘密情報の定義に含める場合もある。

なお、提供データについては、第3条第3項において、データ受領者の第三者に対する開示、提供が禁止され、第8条第1項において、データ受領者が、提供データを他の情報と明確に区別して善良な管理者の注意をもって管理・保管すること等が定められているため、提供データについては、本条第1項における秘密表示の有無にかかわらず、データ受領者は適切に管理しなければならない義務を負うことになる¹。

第11条（派生データ等の取扱い）

<データ提供者が、派生データの利用権限および提供データに基づいて生じた知的財産権を有さない場合>【案1】

- 1 派生データに関しては、当事者間で別途合意した場合を除き、乙のみが一切の利用権限を有する。
- 2 提供データの乙の利用に基づき生じた発明、考案、創作および営業秘密等に関する知的財産権は、乙に帰属する。

<データ受領者だけでなく、データ提供者も、派生データの利用権限および提供データに基づいて生じた知的財産権の利用権限を有する場合>【案2】

- 1 派生データに関して、乙がその利用権限を有し、乙は、甲に対して、●●の範囲において[●●の目的の範囲において]派生データを無償[有償]で利用することを許諾する。
- 2 提供データの乙の利用に基づき生じた発明、考案、創作および営業秘密等に関する知的財産権は、乙に帰属する。ただし、乙は、甲に対し、当該知的財産権について無償[有償]の実施許諾をする。
- 3 派生データ、および前項の提供データの乙の利用に基づき生じた発明等に関する知的財産権の、乙から甲に対する利用許諾の条件の詳細については、甲および乙の間において別途協議の上決定する。
- 4 乙が、派生データを利用して行った事業またはサービスによって売上げを得たときには、乙が得た売上金額の●%を甲に対して支払う。その支払条件については甲および乙の間において別途協議の上決定する。

¹ 優越的地位にある事業者が課す秘密保持義務が取引の相手方に不当に不利益を与えるものである場合には、独占禁止法上問題となり得る（公正取引委員会競争政策研究センター、「人材と競争政策に関する検討会報告書」、<http://www.jftc.go.jp/cprc/conference/index.files/180215jinzai01.pdf>、（平成30年2月15日））。

＜派生データの利用権限の有無および提供データに基づいて生じた知的財産権の帰属を協議で定める場合＞【案3】

派生データの利用権限の有無、ならびに提供データの乙の利用に基づいて生じた発明、考案、創作および営業秘密等に関する知的財産権の帰属については、甲および乙の間において別途協議の上、決定するものとする。

＜ポイント＞

- ・ 派生データの利用権限の有無
- ・ 提供データのデータ受領者の利用に基づいて生じた知的財産権の帰属
- ・ 提供データのデータ受領者の利用に基づいて生じた知的財産権についての、データ提供者の利用権限
- ・ 派生データのデータ受領者の利用に基づいて生じた知的財産権を利用して得られた利益の分配

＜解説＞

- 1 派生データの利用権限の有無・配分、提供データのデータ受領者の利用に基づいて生じた知的財産権の帰属は法律上当然には定まらなかったり、一義的に明確とはならないこともあるので、契約においてその点を明らかにしておくことが望ましい。
- 2 派生データについて、【案1】は、データ提供者に派生データの利用を認めない案である。次に、【案2】は、データ提供者に派生データの利用を非独占的に許諾する案である。なお、データ提供者が派生データに関する一切の権利（著作権法27条および同法28条の権利を含むがこれに限られない）の譲渡を受ける場合や、派生データについて独占的に利用許諾を受ける場合は、独占禁止法における不公正な取引方法に該当する可能性があるので注意が必要である。【案3】は、派生データの利用権限の有無について、契約書では明示せずに別途協議で定めることにしている。
- 3 提供データのデータ受領者の利用に基づいて生じた知的財産権の、データ提供者の利用権限についても、派生データに関して述べたことがあてはまる。
- 4 派生データの利用権限がデータ受領者にある場合、データ受領者は派生データを自由に利用することができることになるため、データ受領者が派生データを利用する行為は、提供データについて課されている目的外利用禁止に反しないことになり得る。そのため、データ提供者が派生データの自由な利用を禁止したい場合、契約で派生データの利用について制限を設ける必要がある。
- 5 【案2】の第4項では、派生データを利用してデータ受領者が行った事業あるいはサービスによって売上を得たときにその売上げの一定割合をデータ提供者に分配することを規定している。このような規定を設けることで、データ提供者がデータを提供するメリットが経済的にもより明確になり、データ取引の流通に資する側面もある。

第12条（有効期間）

本契約の有効期間は、契約締結日から●年間とする。ただし、契約の有効期間満了の●ヶ月前までに甲または乙から書面による契約終了の申し出がないときは、本契約と同一の条件でさらに●年間継続するものとし、以後も同様とす

る。

第13条（不可抗力免責）

本契約の契約期間中において、天災地変、戦争、暴動、内乱、自然災害、停電、通信設備の事故、クラウドサービス等の外部サービスの提供の停止または緊急メンテナンス、法令の制定改廃その他甲および乙の責に帰すことができない事由による本契約の全部または一部の履行遅滞もしくは履行不能については、甲および乙は責任を負わない。

<ポイント>

- ・ 停電、通信設備の事故、クラウドサービス等の外部サービスの提供の停止または緊急メンテナンスも不可抗力として定める。

<解説>

IT系のサービスに影響を与え得る停電、通信設備の事故、クラウドサービス等の外部サービスの提供の停止または緊急メンテナンス等も不可抗力として定めておくことが望ましい。ただし、これに限られるものではなく、クラウドサービス等の外部サービスの種類に応じて柔軟に不可抗力事由を規定すべきである。

第14条（解除）

（省略）

第15条（契約終了後の措置）

- 1 乙は、本契約の終了後、理由の如何を問わず、提供データを利用してはならず、甲が別途指示する方法で、速やかに受領済みの提供データ（複製物を含む）を全て廃棄または消去しなければならない。
- 2 甲は、乙に対し、データが全て廃棄または消去されたことを証する書面の提出を求めることができる。

<ポイント>

- ・ 契約終了後の提供データの廃棄・消去
- ・ 提供データの廃棄・消去証明書の提出

<解説>

提供データ自体が廃棄・消去されたことをデータ提供者が外部から確認することは困難であるため、データ受領者に対して提供データを消去したことを証明する書類の提出を求めることができることを規定している。

第16条（反社会的勢力の排除）

（省略）

第17条（残存条項）

本契約終了後も、第3条第2項および3項（受領者の義務）、第6条（責任の制限等）、第10条（秘密保持義務）、第11条（派生データ等の取扱い）、第14条（解除）、第15条（契約終了後の措置）、第16条（反社会的勢力の排

除)、本条(残存条項)、第18条(権利義務の譲渡の禁止)、第20条(準拠法)、第21条(紛争解決)は有効に存続する。

第18条(権利義務の譲渡禁止)

(省略)

第19条(完全合意)

(省略)

第20条(準拠法)

(省略)

第21条(紛争解決)

(省略)

別紙

1 提供データの詳細

(1)対象
・・・に関する・・・のデータ
(2)項目
(3)件数・単位
提供データは、●件を1単位とする。
(4)データの更新頻度
甲は1年に数回の頻度でデータの更新を実施
(5)その他

2 提供データの提供方法

甲は、本契約の有効期間中、（ファイル形式）の電子ファイルを甲のサーバにアップロードし、乙が適宜当該サーバから当該電子ファイルをダウンロードする方法により提供する。

2 データ創出型契約のモデル契約書案

●●株式会社（以下「甲」という）および●●株式会社（以下「乙」という）は、甲および乙が共同して行う事業において創出、取得または収集されるデータに関して、以下のとおり契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条 （定義）

本契約において、次に掲げる用語は次の定義による。

- ① 「本件事業」とは、甲および乙の間で行われる●●をいう。
- ② 「対象データ」とは、本件事業に基づいて、創出、取得または収集されたデータをいう。
- ③ 「加工等」とは、対象データを、加工、分析、編集、統合等することをいい、「派生データ」とは、そのような「加工等」がなされたデータをいう。

<ポイント>

- ・ 本条は契約における用語の定義を定めるものである。

<解説>

- 1 データには明瞭な外縁がないため、対象データの範囲を明確に定めることは一般的に容易ではない。必要に応じて、サンプルデータ等を分かりやすい形式で掲載する等して、可能な限り「対象データ」の範囲を特定することが望ましい。たとえば、対象データを収集する「センサ等」および当該センサ等を設置する「機器等」について別途定義を定め、当該センサ等が当該機器等から取得したデータを対象データとする等と定める方法を取ることが考えられる。
- 2 本条項例では、データの性質によって「対象データ」の範囲を限定することはしていないが、個人情報等の一部データについては、「対象データ」の定義から除外し、異なる規律のもとに置くことも可能である。

第2条 （データの利用権限の配分）

- 1 対象データに対する利用権限の内容は、別紙 A において対象データの種類ごとにそれぞれ定める。

【案1】

- 2 対象データのうち、別紙 A に定めがないものについては、当該対象データの利用、開示、譲渡（利用許諾を含む）および処分を含む当該対象データに係る一切の利用権限は、【甲 or 乙】が有する。

【案2】

- 2 対象データのうち、別紙 A に定めがないものについては、両当事者間で別途合意をした上で、当該対象データの利用権限を定めるものとする。

- 3 甲および乙は、前項および別紙 A により、各当事者に認められた利用権限の範囲を超えて、対象データを利用、開示、譲渡（利用許諾を含む）および処分をすることはできない。

別紙 A 対象データに対する利用権限（第2条関係）

	データ名	データ項目	対象期間	甲の利用権限	乙の利用権限
1	●●	【機器名、センサ名等、データを特定するに足りる情報】	【2018/●/●～2019/●/●】の期間に取得されたもの	【利用目的】 【第三者提供（譲渡または利用許諾）の可否】 【加工等の可否】	【利用目的】 【第三者提供（譲渡または利用許諾）の可否】 【加工等の可否】

<ポイント>

- ・ 対象データに対する利用権限を定める条項である。
- ・ 個別のデータごとに、機器名やセンサ名およびデータの取得期間等を記載することで、データを特定する。その上で、各データについて、データの取得時期、利用目的、第三者提供の可否および加工等の可否の各点について、甲および乙の利用権限を定める。

<解説>

- 1 利用権限の定め方については、甲のみが利用権限を有するデータ（甲利用データ）、乙のみが利用権限を有するデータ（乙利用データ）、甲および乙が利用権限を有するデータ（甲乙利用データ）等と分類して、各類型ごとに同一の利用権限を設定するという方法も考えられるが、本条項例では、個別のデータごとに利用権限を設定するという方法を採用している。甲のみが利用権限を有する場合には、「乙の利用権限」の欄には、「利用権限なし」等と記載する。
- 2 リアルタイムに継続して発生するデータについては、データが取得される対象期間を明らかにする。終期を定めない場合には、契約終了時点まで等と定めることが考えられる。
- 3 利用目的は、対象データの利用範囲を画するものであり、データの秘密性を確保できるものである必要があるが、他方で、過度に利用目的を狭めることで、データを利用する事業を阻害するものとならなければならない。具体的には、「本件事業における乙の甲に対するサービスの提供」「乙における新規製品の開発」等と規定することが考えられる。
- 4 データは加工または分析等により初めて価値が創造されることも多いから、新しい分析手法の開発や使用を制限しないことには合理性があるといえる。このため、本条項例では加工の方法について制限を設けていないが、当事者の予期しない態様での利用を防ぐために、特定の方法での加工のみを認めるという定め方もあり得るところである。
また、個人情報について匿名加工情報としたり、統計化をしたりする場合や、産業データについて営業秘密等を推認できないように加工する場合等において、あらかじめ当事者間で具体的な加工方法について合意をしておくことは合理的といえる。
- 5 第三者への提供についても、端的に「可能」とのみ定めて、利用権限を与えられた当事者に対象データを第三者に提供する場合の契約条件を一任することもできるが、提供の条件（対価、利用目的の制限、競合事業者への提供の禁止等）をあらかじめ当事者間で定めておくことも可能であるし、相手方の同意を得たときのみ、第三者に提供をすることができるように定めることも可能である。

もっとも、乙が消費者や取引先等の多数の者からデータを収集し、データを集合させたものを第三者に提供するというような場合には、消費者等から個別に同意を得るのは困難であるため、乙の判断のみで、提供の条件を定めることができることも合理的であるといえる。ただし、そのような場合でも、消費者等の個人情報およびプライバシー権ならびに取引先の営業秘密に対する配慮は必要であり、提供先の第三者に対して利用制限を課すことや、提供前に統計処理を行うこと等の一定の条件を定めておくことが望ましい。

- 6 別紙 A で利用権限が定められていないデータについては、第 2 項によって利用権限が定められる。案 1 は、一方当事者のいずれかが利用権限を有するというものであり、いずれか一方の当事者が、包括的な利用権限を有することになる。案 2 は、当事者間で別途合意をした上で利用権限を定めるというものであり、当事者間で具体的な利用方法を踏まえた協議を行い、個別のデータ項目ごとに利用権限を定めていくことになる。
- 7 本条項例では、対象データに関する知的財産権について明示的な規定を置いていないが、利用権限の定めほかに、知的財産権についても、①甲に帰属する、②乙に帰属する、③甲および乙の共有とする、といった規定を置くことも考えられる。この場合、当事者は、対象データに関して有する知的財産権に基づいて、相手方が対象データまたは派生データに対して有する利用権限を制約することができない旨の定めを置くことも考えられる。また、権利関係の複雑化や相手方の法的地位が不安定になることを防ぐために、知的財産権を保有する当事者に対して、第三者に対して当該知的財産権を譲渡してはならないとの条件を課すことも考えられる。

第 3 条 (データの加工等および派生データの利用権限)

【案 1】

- 1 前条に定める対象データの利用権限に基づき行われた加工等により得られた派生データに対する利用権限は、加工等の対象となった対象データに対する利用権限に準じる。

【案 2】

- 1 前条に定める対象データの利用権限に基づき行われた加工等により得られた派生データに対する利用権限は、別紙 B において対象データの種類ごとにそれぞれ定める。ただし、派生データのうち、別紙 B に特段の定めがないものについては、両当事者間で別途合意をした上で、当該派生データの利用権限を定めるものとする。
- 2 甲および乙は、前項および別紙 B により、各当事者に認められた利用権限の範囲を超えて、派生データを利用、開示、譲渡（利用許諾を含む）および処分をすることはできない。

別紙B 派生データの利用権限（第3条関係）

	データ名	元データ	対象期間	甲の利用権限	乙の利用権限
1	●● 【例：●●の平均値、分散、標準偏差／●●と▲▲の相関係数】	●●／●●および▲▲ 【別紙Aを引用する等して特定する】	●●の【2018/●●/●●～2019/●●/●●】の期間に取得されたもの	【利用目的】 【第三者提供（譲渡または利用許諾）の可否】 【加工等の可否】	【利用目的】 【第三者提供（譲渡または利用許諾）の可否】 【加工等の可否】

<ポイント>

- 各当事者が、対象データを加工等したことにより得られた派生データに対する利用権限について定める条項である。

<解説>

- どのような派生データが創出され、どのような経済的価値が生じるのかは、契約の締結時点において予測できないことも少なくないと思われる。そこで、案1として、加工等の対象となった対象データの利用権限に準じるという方法を記載したほか、案2として、すでに創出が想定されている派生データについては対象データと同様の方法で利用権限を定めた上で、それ以外の派生データについては、当事者間の別途の合意により利用権限を定めるという方法を記載した。
- 派生データの第三者提供についても、どのような条件とするのかが明確でない場合が少なくないと思われるので、「別途当事者が合意で定めるところによる」等と定めておくことも考えられる。
- 本条項例でも、派生データに関する知的財産権について明示的な規定を置いていないが、利用権限の定めほかに、知的財産権についても、①甲に帰属する、②乙に帰属する、③甲および乙の共有とする、といった規定を置くことが考えられる。この場合、当事者は、派生データに関して有する知的財産権に基づいて、相手方が対象データまたは派生データに対して有する利用権限を制約することができない旨の定めを置くことも考えられる。また、権利関係の複雑化や相手方の法的地位が不安定になることを防ぐために、知的財産権を保有する当事者に対して、第三者に対して当該知的財産権を譲渡してはならないとの条件を課すことも考えられる。

第4条（対象データおよび派生データの非保証）

- 甲および乙は、それぞれ相手方に対し、本契約に基づき相手方が利用権限を有するデータ（以下「相手方データ」という）の正確性、完全性、安全性、有効性（各利用目的への適合性）および第三者の知的財産権その他の権利を侵害しないことを保証しない。
- 甲および乙は、それぞれ相手方に対し、相手方データが必ず創出されることを保証するものではない。

第5条 (個人情報取扱い)

1	甲および乙は、対象データに、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報法」という）に定める個人情報または匿名加工情報（以下「個人情報等」という）が含まれる場合には、別紙Cに定める区分に従い、相手方に対して、事前にその旨を明示する。
2	甲および乙は、別紙Cに定める区分に従い、対象データの生成、取得、および提供等について、個人情報法に定められている手続を履践していることを保証するものとする。
3	甲および乙は、第1項に従って対象データが提供される場合には、個人情報法を遵守し、個人情報等の管理に必要な措置を講ずるものとする。

別紙C 個人情報の手続履践に関する担当 (第5条関係)

	データ名	第5条第1項に基づき明示および同条第2項に基づく保証をする当事者
1	甲の従業員に関する個人情報	甲
2	乙の顧客に関する個人情報	乙

<ポイント>

- ・ 対象データおよび派生データについての保証／非保証を定める条項である。
- ・ 対象データが継続的に創出されることについての保証／非保証を定めるものである。
- ・ 対象データに個人情報が含まれる場合には、相手方に対して、第三者提供についての本人の同意の取得等個人情報保護法に定められている手続が履践されていることを保証すること等を定める条項である。

<解説>

1 データに関する保証の有無を定める条項であるが、データ創出の場面では、データの利用権限は、相手方から利用許諾を受けて取得するものではなく、当事者の合意に基づいて取得され、当事者間の合意の範囲で自由にデータを利用することができる権利であるため、データの利用等により損害が生じ、あるいは第三者の権利（知的財産権、プライバシー権、名誉権等）を侵害して損害を与えたときの責任は、原則としてそれぞれが負うものとしている。ただし、当事者が正確性等を有していないことを知りまたは重大な過失により知らなかった場合には、保証責任を限定する規定は無効となることがある。この点を、条項として明記することも考えられる。

なお、第4条第1項では、相手方データの安全性について保証しない内容としているが、相手方データの安全性が保証されないとシステム等に直接的な損害が発生しうる可能性があるため、相手方データの安全性について保証することが適切な場合が多いと考えられる。

2 もっとも、対象データに個人情報その他の個人に関する情報が含まれている場合には、第5条に定めるような保証責任を負わせることが望ましい。当該保証条項により、対象データの収集を主として担当する当事者（たとえば、一方当事者の従業員のデータを対象データとする場合、当該従業員の使用者である当事者）によって、個人情報保護法により必要とされる手続（利用目的の通知または公表、第三者提供についての同意の取得、確認記録義務の履行等）が履践されなかった場合には、当該当事者は、相手方に対して契約上の責任を負

うこととなる。

- 3 データは必ずしも継続的に創出されるものではないが、他方で、データの利用を前提としている場合には、継続的な創出についても保証／非保証を定めておくことが望ましい。工作機械の稼働データ等では、当該工作機械を利用して生産する製品の受注状況等により、稼働データが創出されないこともあり得るが、そのような場合に工作機械の使用者側に責任を負わせることは妥当ではないとして、非保証を原則としている。もっとも、このような場合でも、センサを故意に外したり、重過失によりセンサの不具合を放置したりした場合等には、保証責任を限定する規定は無効となることがあり、この点を、条項として明記することも考えられる。

第6条 (利用権限の配分に対する対価)

甲および乙は、第2条および第3条により、相手方に対象データおよび派生データの利用権限を配分することにつき、相手方に対して、譲渡費用、利用許諾に対する対価その他の対価を請求する権利を有しない。

第7条 (収益の分配)

前条にかかわらず、乙が、第2条または第3条に基づき、対象データまたは派生データを第三者に提供し、当該第三者より対価を得た場合には、乙は、甲に対して、【データの譲渡代金または利用許諾に対する対価】の分配として、【譲渡代金またはライセンス報酬の】●%を支払う。

第8条 (分担金の支払い)

甲は、乙に対して、【データ保管費用】の分担金として、甲および乙が別途協議の上定める金員を支払う。

<ポイント>

- ・ データの第三者提供等から得られる収益およびデータの保管等に関する費用について、分配の方法を定める条項である。

<解説>

- 1 データを当事者のみで利用する場合に限らず、第三者に対して提供をすることで収益を得ることがある。そのような場合に、当事者間で収益および費用をどのように分配するかを定める必要がある。
- 2 本条項例では、収益の分配方法として、対象データまたは派生データを第三者に提供したときに得た対価を分配するモデルを記載したが、乙が創出したデータを用いた分析モデル(売上予測モデルや事故発生率予測モデル等)を作成し、当該分析モデルを、ASPサービス等の方法で第三者に提供するという収益モデルもあり得る。そのような場合には、当該分析モデルから得た収益の一定割合を甲に分配するといった方法を取ることが考えられる。また、乙が、収益モデルのリスクおよびリターンを引き受けるものとして、甲に対して、売上高等によらずに固定料金を支払うという方法を取ることがあり得る。
- 3 甲が、創出された対象データについて乙に利用権限を認めることを条件に、乙が甲に対して、当該対象データに基づき作成した成果物(コンサルティング・サービスを含む)を提供するという考えられる。そのような場合には、甲が、金銭の代わりにそのようなメリットを受けるものであることを定め

る。

第9条 (第三者の権利により利用が制限される場合の処理)

甲および乙は、相手方データに、第三者の知的財産権の対象となるデータが含まれる等、相手方の利用につき制限があり得ることが判明した場合には、速やかに相手方と協議の上、協力して当該第三者の許諾を得ることまたは当該データを除去する措置を講じること等により一方当事者が利用権限を行使できるよう努める。

<ポイント>

- ・ 第三者の権利が付着していること等により、データの利用が制約される場合の条項である。

<解説>

- 1 相手方データに第三者の知的財産権が含まれているときなどには、当該データを利用するにあたって必要な許諾や同意等が得られていない場合等に、データの利用が制限されることがあり得る。本条項例では、かかる問題に対する対処を努力義務として定めるものとした。
- 2 なお、本条の対象となるものとして、具体的には、以下のような場合が考えられる。
 - ・ 第三者の権利の対象となるデータが含まれる場合
 - パターンA データの創出に、契約当事者以外の第三者が関与する場合
 - パターンB 機材の提供に、契約当事者以外の第三者が関与する場合
 - パターンC 分析アルゴリズムが、契約当事者以外の第三者によって提供されている場合

第10条 (データの管理)

- 1 甲および乙は、相手方データを他の情報と明確に区別して善良な管理者の注意をもって管理・保管しなければならない、適切な管理手段を用いて、自己の営業秘密と同等以上の管理措置を講ずるものとする。
- 2 甲および乙は、相手方データの管理状況について、相手方当事者に対していつでも書面（電磁的方法を含む。以下同じ）による報告を求めることができる。この場合において、相手方データの漏えいまたは喪失のおそれがあると判断した場合、甲および乙は、相手方当事者に対して相手方データの管理方法・保管方法の是正を求めることができる。
- 3 前項の報告または是正の要求がなされた場合、要求を受けた相手方当事者は速やかにこれに応じなければならない。
- 4 甲および乙は、第2条または第3条に基づき、相手方データを第三者に提供する場合には、当該第三者と秘密保持契約を締結する等して、当該第三者に対して、本条により自己が負うのと同様の義務を負わせなければならない。

第11条（秘密保持義務）

- 1 甲および乙は、本契約を通じて知り得た、相手方が開示にあたり、書面・口頭・その他の方法を問わず、秘密情報であることを表明した上で開示した情報（以下「秘密情報」という。ただし、相手方データは本条における「秘密情報」には含まれない。）を、厳に秘密として保持し、相手方の書面による事前の承諾なしに第三者に開示、提供、漏えいし、また、秘密情報を本契約に基づく権利の行使または義務の履行以外の目的で使用してはならない。ただし、法令上の強制力を伴う開示請求が公的機関よりなされた場合は、その請求に応じる限りにおいて、開示者への速やかな通知を行うことを条件として開示することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報にあたらぬものとする。
 - ① 開示の時点で既に被開示者が保有していた情報
 - ② 秘密情報によらず被開示者が独自に生成した情報
 - ③ 開示の時点で公知の情報
 - ④ 開示後に被開示者の責に帰すべき事由によらずに公知となった情報
 - ⑤ 正当な権利を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく開示された情報
- 3 被開示者は、本契約の履行のために必要な範囲内に限り、本条第1項に基づく秘密保持義務を遵守させることを前提に、自らの役職員または法律上守秘義務を負った自らの弁護士、会計士、税理士等に対して秘密情報を開示することができる。
- 4 本条に基づく義務は、本契約が終了した後も●年間存続する。

<ポイント>

- ・ 相手方データについて安全管理措置を講じる義務および秘密保持義務を定める条項である。

<解説>

- 1 相手方データについて安全管理義務を講じる義務および秘密保持義務を定めるものであり、自己にのみ利用権限があるデータについては、それぞれの責任で管理を行うことを前提としている。なお、第11条の秘密保持義務の対象となる「秘密情報」から「相手方データ」は除外されており、各当事者は、第10条の定めるところにより、秘密表示の有無を問わず「相手方データ」について適切に管理する義務を負うことになる。また、第11条で定める秘密保持義務の存続期間の定めにかかわらず、当事者が相手方データを保持する間、各当事者の相手方データに対する管理義務は存続することとなる（第16条第2項参照）。
- 2 第11条第1項では、書面に限らず、口頭等によって提供された情報も、秘密情報であることが表明される限りは「秘密情報」としているが、秘密情報の範囲を明確にするために「書面に秘密であることが表示されたもの」とする場合もある。逆に、秘密情報であることを積極的に表明しなくても、広く秘密情報の定義に含める場合もある。
- 3 安全管理措置については、データの性質やリスク等に応じた適切な水準の措置を講じることが求められる。特に、データに個人情報を含み得る場合には、個人情報保護法等に従った安全管理に配慮が必要であり、個人情報保護委員会

のガイドライン等を遵守することが必要である。

- 4 第三者にデータを提供する際には、当該第三者に対して、自己が負うのと同様の義務を負わせるのが合理的である。
- 5 甲または乙が本条のデータ管理義務や、第2条第3項および第3条第2項などに違反したことによって、相手方データが流出等してしまった場合、当該流出等をされた当事者は、流出等をした当事者に対して、契約違反に基づく損害賠償請求をすることができる。もっとも、データの流出等に伴って当事者に生じた損害額の算定が困難であることがあるため、損害賠償額の予定を契約書に規定しておくことが検討に値する。条項を定める際の留意点および具体的な条項例については、データ提供型契約のモデル契約書案の第8条の解説第5項を参照のこと。
- 6 なお、改正不正競争防止法の「限定提供データ」に該当するためには、当該データが秘密として管理されていないことが要件となるため、相手方データを「限定提供データ」として取り扱う場合には、第10条第1項において「甲および乙は、相手方データを他の情報と明確に区別して善良な管理者の注意をもって管理・保管するものとする。」と記載し、第10条第4項において「当該第三者と秘密保持契約を締結する等して、」の部分削除することが想定される。

第12条 (対象データの範囲の変更)

- 1 甲および乙は、本契約締結時にはその創出、取得または収集を想定し得なかった新たなデータを創出、取得または収集することができることを知り、そのデータの利活用を求めるときは、相手方に対してその旨通知し、対象データの範囲を変更することを求めることができる。
- 2 甲および乙は、前項により通知を受けたときは、甲および乙の間で対象データの範囲の変更が必要であるか否かを別途協議の上、必要があると決定したときは甲および乙が合意した手続に従って、対象データの範囲の変更および当該対象データに対する利用権限の配分を決定する。

<ポイント>

- ・ 自らが利用権限を有する対象データの範囲を変更する際の手続を定める条項である。

<解説>

本条項例では、対象データを「本件事業に基づいて、創出、取得または収集されたデータ」と定め、具体的な対象データの特定の方法として、「センサ等」や「機器等」の定義を設け、当該センサ等が当該機器等から取得したデータを対象データとする方法を例示している（第1条参照）。実際の取引では、センサの性能向上等の理由により、契約締結時点では想定し得ないデータが創出、取得または収集される可能性は十分にあり得る。そのため、この場合に当該データを利用権限の対象とするための追加手続を規定しておく必要がある。本条項例では、対象データの範囲を変更し、当該対象データに対する利用権限の配分を決定するためには、当事者の合意を要すると定めている。

第13条 (有効期間)

本契約の有効期間は、契約締結日から●年間とする。ただし、契約の有効期

間満了の●ヶ月前までに甲または乙から書面による契約終了の申し出がないときは、本契約と同一の条件でさらに●年間継続するものとし、以後も同様とする。

第14条（不可抗力免責）

本契約の契約期間中において、天災地変、戦争、暴動、内乱、自然災害、停電、通信設備の事故・クラウドサービス等の外部サービスの提供の停止または緊急メンテナンス、法令の制定改廃その他甲および乙の責に帰すことができない事由による本契約の全部または一部の履行遅滞もしくは履行不能については、甲および乙は責任を負わない。

<ポイント>

- ・ 停電、通信設備の事故、クラウドサービス等の外部サービスの提供の停止または緊急メンテナンスも不可抗力として定める。

<解説>

IT系のサービスに影響を与え得る停電、通信設備の事故・サービス提供の停止または緊急メンテナンス等も不可抗力として定めておくことが望ましい。ただし、これに限られるものではなく、クラウドサービス等の外部サービスの種類に応じて柔軟に不可抗力事由を規定すべきである。

第15条（解除）

（省略）

第16条（契約終了時のデータの取扱い）

- 1 甲および乙は、本契約が終了したときは、別紙Dにおいて契約終了時におけるデータの廃棄または消去が明記されたものについて、別途甲および乙で定める手続に従い、速やかに廃棄または消去する。
- 2 甲および乙は、前項により廃棄または消去をする義務を負うデータ以外の対象データおよび派生データの利用権限を有し、第2条、第3条、第10条第1項および同条第4項にしたがった利用をしなければならない。

別紙D 契約終了時に廃棄または消去されるデータ（第16条関係）

（省略）

<ポイント>

- ・ 契約終了後にデータの廃棄または消去を要する場合には、データの廃棄または消去等のルールを定めておく。必要に応じて廃棄または消去の証拠化も定める。

<解説>

契約終了後においても、それまでに当事者が利用権限を有するデータについてはそれぞれが任意に利用し続け、自らの意思により処分できると定めることも可能である。もっとも、データによっては、契約期間中のみの利用に限定しても必ずしも不合理ではないものもある（機器の保守運用に関するデータ等）。本条項例では、このような場合を想定して、契約終了時に廃棄または消去を要

するデータを別紙で特定し、当該データについてのみ廃棄または消去を求めるとしている。

なお、本条項案では、廃棄または消去すべきデータを列挙し、それ以外の対象データおよび派生データについては、本契約の終了後も契約当事者は利用権限を有するとしているが、廃棄または消去すべきデータの列挙が困難である場合には、逆に、契約終了後も契約当事者が利用権限を有するデータを列挙することとし、それ以外の対象データおよび派生データについては、本契約終了後に廃棄または消去すると定めることも考えられる。

第17条（反社会的勢力の排除）

（省略）

第18条（残存条項）

本契約終了後も、第9条（第三者の権利により利用が制限される場合の処理）、第11条（秘密保持義務）、第15条（解除）、第16条（契約終了時のデータの取扱い）、第17条（反社会的勢力の排除）、本条（残存条項）、第19条（権利義務の譲渡禁止）、第21条（準拠法）、第22条（紛争解決）は有効に存続する。
--

第19条（権利義務の譲渡禁止）

（省略）

第20条（完全合意）

（省略）

第21条（準拠法）

（省略）

第22条（紛争解決）

（省略）

別添1 ー産業分野別のデータ利活用事例ー

本章では、各分野での考え方について事例紹介の形で示す。経済産業省では、“Connected Industries”の実現が推進されている。“Connected Industries”とは、様々なつながりにより新たな付加価値が創出される産業社会のことである。そこでは、デジタル化が進展する中、我が国の強みである高い「技術力」や高度な「現場力」を活かした、ソリューション志向の新たな産業社会の構築が目指されている¹。経済産業省では、「Connected Industries」において、5つの重点取組分野を定めていることから、本章では当該分野ごとに事例を紹介する。

第1 自動走行・モビリティ・物流

自動走行・モビリティ・物流の分野では、地図データをはじめとする様々なデータが共有されている。複数のデータが共有されて初めて利益をもたらす新しいデータを創出し得ることから、データ創出や収集の段階におけるデータの利用権限の取決めが問題になりやすい。また、提供されるデータの正確性の保証、走行や運航データにおける個人情報やプライバシーの取扱いなどが問題となりうる。

1 自動走行・モビリティ

(1) Connected Car

「Connected Car」による新たなビジネス・サービス

【概要】

クルマが、5G等のモバイルネットワークの高速・大容量化、ビッグデータ、AI技術と繋がり、新しいサービスがどんどん増えていくものと期待されている。

【開始時期（予定を含む）】

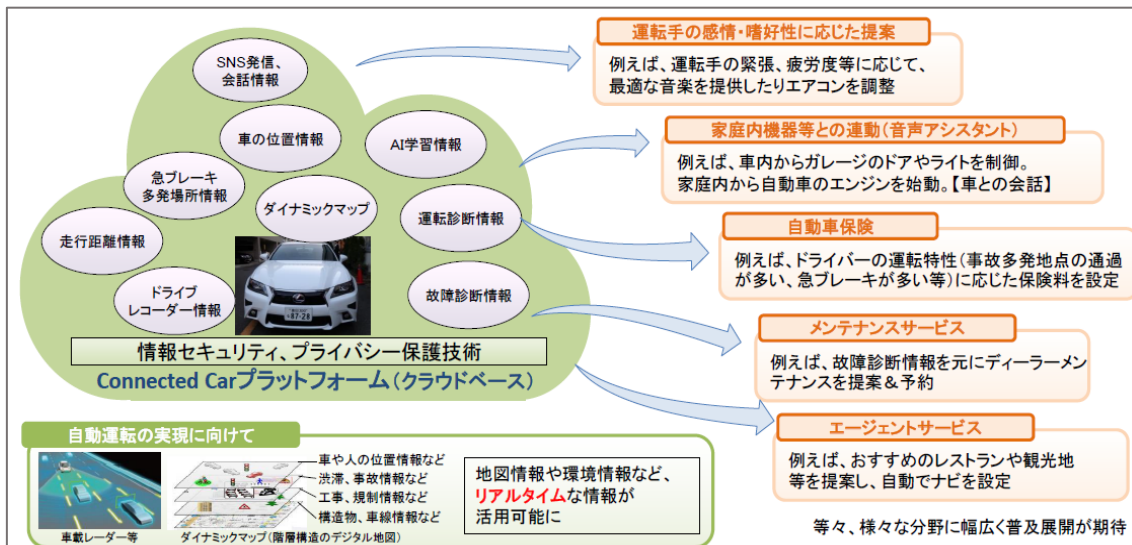
2018年度開始予定

【データの中身】

- ・ 位置情報、ダイナミックマップ
- ・ 急ブレーキ多発場所情報
- ・ 速度情報、
- ・ エンジン情報
- ・ センサー情報
- ・ 制御系情報
- ・ 走行距離情報
- ・ ドライブレコーダー情報
- ・ SNS発信、会話情報

¹ http://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/connected_industries/index.html

- ・ AI 学習情報
- ・ 運転診断情報
- ・ 故障車診断情報など



(総務省 Connected Car 社会の実現に向けた研究会、「Connected Car 社会の実現に向けて (概要)」、http://www.soumu.go.jp/main_content/000501373.pdf、(平成 29 年 7 月 13 日) 6 頁)

【政府での議論】

- ・ 前掲・総務省 Connected Car 社会の実現に向けた研究会「Connected Car 社会の実現に向けて (概要)」

(2)高精度 3 次元地図

高精度 3 次元地図共通基盤データの利用

【概要】

全国自動車専用道路に関するダイナミックマップ協調領域および高精度 3 次元地図共通基盤データの生成、維持および提供が開始される予定である。

ダイナミックマップ基盤企画株式会社は、自動走行・安全運転支援システムに必要な高精度 3 次元地図の協調領域における整備や実証、運営に向けた検討を行う企画会社として、2016 年 6 月、電機・地図・測量会社と自動車会社の共同出資により設立された。

2017 年 6 月 13 日、同社は事業継続における体制強化のために株式会社産業革新機構、三菱電機株式会社、株式会社ゼンリン、株式会社パスコ、アイサンテクノロジー株式会社、インクリメント・ピー株式会社、株式会社トヨタマップマスターの 7 社の引き受けによる第三者割当増資を実施し、事業会社化に伴って社名を「ダイナミックマップ基盤株式会社 (DMP : Dynamic Map Platform)」に変更して新たにスタートすることとなった。

DMP は、今後、事業会社として、2018 年度までの完了に向け、国内高速度道路・自動車専用道全線の高精度 3 次元地図基盤データの整備に着手する。また、DMP は、基盤データの効率的な維持・メンテナンスに向けて、道路管理者や民間物流会社との連携も強化し、将来的には、国内一般道や海外の道路も事業対象とすることも計画している。具体的な役割分担については、

高精度 3次元地図協調領域の整備・維持更新は DMP が一元的に担い、各地図会社が独自の競争領域（店舗や駐車場情報等）を付加し、高精度 3次元地図共通基盤データは自動車メーカーほかへ供給されることになっている。

【開始時期（予定を含む）】

2018 年度開始予定

【データの中身】

- ・ 動的情報としての周辺車両、歩行者、信号情報など
- ・ 准動的情報としての事故情報、渋滞情報、狭域気象情報など
- ・ 准静的情報としての交通気象情報、道路工事情報、広域気象情報など
- ・ 静的情報としての 3次元高精度地図

【政府での議論】

- ・ 内閣官房 IT 総合戦略室、「自動運転の実現に向けたデータ基盤整備の方向（案）（『自動運転データ戦略』）」、https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/senmon_bunka/detakatsuyokiban/dorokotsu_da_i3/siryou4.pdf、（2017 年 3 月 9 日）

2 物流

【概要】

トラックドライバー人手不足や、多重下請け構造等の既存商慣習による低生産性（低賃金、長時間労働、貨物の多品種小ロット化に伴う積載率の低下）という課題解決のために、トラックシェアリングの推進、荷主も含めたデータ連携による輸送最適化、再配達削減・ルート効率化、ロボティクス活用によるラストワンマイルの省人化が検討されている。

【開始時期（予定を含む）】

未定（なお、隊列走行等については、2017 年度中に新東名高速道路で公道実証を開始し、2020 年に後続無人での隊列走行を実現し、早ければ 2022 年に高速道路でのトラック隊列走行を事業化することが目指されている）

【データの中身】

- ・ 車両登録データ（事業者名、車両番号、保有台数、車体スペック等）
- ・ 車両動態データ（位置データ(GPS)、走行速度、発着地点（車両）等）
- ・ 貨物積載データ（積載率、荷姿、重さ、発着地点(貨物)、商品データ等）

【政府での議論】

- ・ 経済産業省産業構造審議会新産業構造部会事務局、「『新産業構造ビジョン』一人ひとりの、世界の課題を解決する日本の未来」、http://www.meti.go.jp/committee/sankoushin/shin_sangyoukouzou/pdf/017_05_00.pdf、（平成 29 年 5 月 30 日）59 頁

3 その他

(1) 衛星データ利用促進プラットフォーム²

【概要】

地球観測衛星データの公的利用、民間利用等を促進・拡大するため、一般的な共通フォーマット等により、様々な利用者が、異なる衛星データをワンストップで統合的に検索・閲覧したり、各種データ処理を行ったりすることが容易に可能となる基盤の整備が進められている。

民間事業者による付加価値ビジネスの振興や多種多様なデータの融合・分析による新たなソリューションの創出等に資するものと期待されている。

【開始時期（予定を含む）】

未定

【データの中身】

- ・ 複数衛星の衛星データ、ベクターデータ、数値データ（地上観測データ、同化計算データを含む）
- ・ 具体的には、石油備蓄量データ、標高データ、降水予測データ、道路などの劣化データ、魚群行動と給餌の量とタイミングに関するデータなど

【政府での議論】

- ・ 「衛星データ利用促進プラットフォームに関する決定」、「新成長戦略 ～『元気な日本』復活のシナリオ～」（平成22年6月18日閣議決定）73頁、<https://www.kantei.go.jp/jp/sinseichousenryaku/sinseichou01.pdf>

(2) 高精度測位技術の応用

【概要】

高精度測位技術の応用において、準天頂衛星システムが用いられている。同システムは、地上インフラ未整備地域や洋上でも精密測位が利用可能なため、その特性を活かして農機自動走行、津波監視ブイ、鉱業機械自動化、洋上プラットフォーム建設・変位監視、車両自動走行・スマートチャージング、数値天気予報などへの応用が期待されている。

【開始時期（予定を含む）】

未定

【データの中身】

- ・ 公共施設、駅、地下街などの公共的な空間における三次元空間データなど
- ・ 屋内測位環境の整備を前提とするヒトやモノの位置データなど

【政府での議論】

- ・ 前掲「新成長戦略 ～『元気な日本』復活のシナリオ～」73頁

² https://satpf.jp/spf_at1/

第2 製造・ものづくり

製造・ものづくりの分野は、自動走行・モビリティ・物流の分野と同様、様々なデータが共有されるものの、必ずしも個人情報に直結するデータが扱われるわけではない点に特徴がある。もっとも、チャットなどのコミュニケーションデータなどが含まれる場合には、留意が必要である。

センサーから取得したデータの利用権限の取決めおよび工場の営業秘密が含まれるデータの取り扱いなどが問題となりうる。

1 建設生産プロセス全体をつなぐ新プラットフォーム「LANDLOG」

【概要】

コマツ、株式会社NTT ドコモ、SAP ジャパン株式会社、株式会社オプティムは建設業務における生産プロセスに関与する、土・機械・材料などのあらゆる「モノ」をつなぐ新プラットフォーム「LANDLOG (以下、ランドログ)」を2017年10月に建設事業者向けに提供開始することを目指し、4社共同で企画・運用することについて2017年7月19日に合意した。

現在、コマツが建設現場向けに展開するソリューション事業「スマートコンストラクション」で運用しているプラットフォーム「KomConnect」は、施工現場毎の建設生産プロセス全体の情報を収集し蓄積、解析する機能をもつ層と、プラットフォームに蓄積されたデータを活用して生産性向上及び現場の安全に寄与するアプリケーションを提供する機能をもつ層の2層で構成されている。このうち、情報の収集・蓄積・解析の機能については、4社で企画・運用するランドログにより、施工会社などの要望に応じて様々なアプリケーションプロバイダーにデータを提供する。

従来のKomConnectは建設機械による施工プロセスを中心に構築されたプラットフォームであるのに対し、ランドログは建設生産プロセス全体を包含する新しいプラットフォームである。

今後、コマツは、KomConnectの一部の機能を発展的にランドログに委譲し、ソリューションアプリケーションを提供するプロバイダーの1社として建設現場の課題解決に集中して取り組む予定となっている。

【開始時期（予定を含む）】

2017年12月14日、ランドログ上において、アプリケーション開発プロバイダー向けAPIの第1弾として、「ID管理」や「課金管理」、「データ管理」「デバイス管理」など、あらゆる建設アプリケーションの基礎となる機能から提供が開始された。

2018年4月からは、「LANDLOG Partner」の提供が始まる予定である。パートナー企業に対して、「LANDLOG Partner Portal」へのアクセス、トレーニングや各種イベントの案内、LANDLOGのHPへのロゴ掲載・パートナーロゴの使用許諾を含むマーケティングサポート、「LANDLOG Platform」についての技術サポート、日々ドローン・日々カメラ等Edge関連デバイスの貸し出し、ワーキンググループへの参加、価格面での優遇などのメリットが提供される予定である。

【データの中身】

- ・ 日々地形データ/動線解析データ

- ・ 車両移動軌跡データ/積込土量データ
- ・ 位置などを含む計算データ
- ・ 建機稼働データ
- ・ 作業実績データ

【政府などでの議論】

- ・ 国土交通省大臣官房技術調査課、「建設現場における生産性向上の取組～i-Construction～」、http://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000028.html、（平成29年3月16日）
- ・ 2015年5月にロボット革命イニシアティブ協議会の設置（平成27年2月10日の日本経済再生本部決定）³
- ・ 2016年10月5日、日本のIoTユースケースを地図上にプロットして情報を共有する「IoTユースケースマップ」のβ版が公開。β版では、2015年と2016年のものづくり白書（閣議決定白書）の掲載事例をベースに抽出したユースケースが含まれる。2017年には正式版が公開された⁴。

2 製造プラットフォームの連携・データ共有基盤

【概要】

「つながる工場」実現に向け取り組みを進めるインダストリアルバリューチェーンイニシアティブ（IVI）⁵と、米国のグローバル企業を中心に設立され産業用インターネットの社会実装に取り組むインダストリアルインターネットコンソーシアム（IIC）⁶は、2017年4月26日、ハノーバーメッセ2017において、ユースケースの共有など（ユースケースの共有、IIoTのアーキテクチャに関する情報の共有、製造業におけるIIoTベストプラクティスの確立と共有、共同テストベッドの実施に向けた協業など）を中心に連携を進めることで覚書（MOU）を結んだ。

IICは、米国のAT&T、シスコ、GE、インテル、IBMの5社が設立したIoTの産業実装を目的とした団体である。設立は2014年3月で、多くの企業が参加している。2015年11月17日時点で220社以上が参加している。

日本からは、日立製作所、東芝、三菱電機、富士電機、富士通、NEC、富士フイルム、トヨタ自動車（米国法人）、ルネサス、リコーなどが参加。インダストリー4.0の中核企業であるSAPやシーメンス、ロバート・ボッシュ、KUKAなども参加している。

【開始時期（予定を含む）】

2017年4月

【データの中身】

- ・ ユースケースの共有

³ ロボット革命イニシアティブ協議会、<https://www.jmfrri.gr.jp/>

⁴ 前掲注エラー！ブックマークが定義されていません。・ロボット革命イニシアティブ協議会 IoTユースケースマップ、<https://www.jmfrri.gr.jp/iot/429.html>

⁵ 一般社団法人インダストリアル・バリューチェーン・イニシアティブ、<https://iv-i.org/wp/ja/about-us/whatsivi/>

⁶ インダストリアル・インターネット・コンソーシアム、<http://www.iiconsortium.org/>

- ・ IIoT のアーキテクチャに関するデータ
- ・ 製造業における IIoT ベストプラクティスに関するデータ

【政府での議論】

- ・ 総務省情報通信審議会など
- ・ 西岡靖之「ディープデータ保護によるイノベーション促進の可能性」公正取引委員会第3回データと競争政策に関する検討会資料3（2017年3月31日）9頁（ビックデータ&ディープデータ）、<http://www.jftc.go.jp/cprc/conference/index.files/170331data03.pdf>

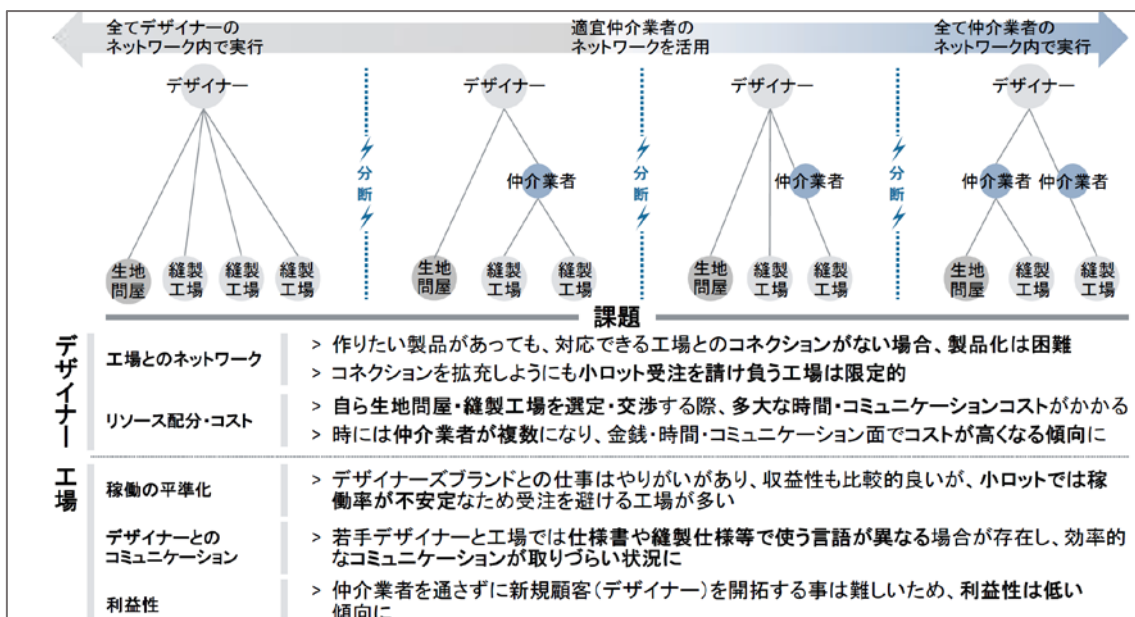
3 ファッションデザイナーと繊維産地との連携促進に資するITプラットフォーム

【概要】

経済産業省は、2017年3月にITプラットフォームを活用して「服づくり4.0」プロジェクトを実施した。デザイン性に優れたハイファッション系デザイナーと品質性に優れた繊維関連企業の連携を促進させるため、ITサービス事業者とファッションデザイナーに、既存のITプラットフォームを活用してコレクション作品を製作してもらったのが、本プロジェクトである。

日本の繊維・ファッション産業のサプライチェーンは、欧米に比べると非常に複雑であることから、川上・川中の繊維企業と川下のファッションデザイナーが直接連携した上で、よりデザイン性が高く、より高品質なファッション製品を、スピーディーかつスムーズに製作することが難しい状態にある。

本プロジェクトでは、デザイナーによるデザインの指定、パターン製作、生地等の選定、試作品製作、修正指示、本生産等の一連のプロセスを追跡調査することで、服づくりのプロセスにおけるITプラットフォームの活用の有効性と課題の検証が行われた。



(株式会社ローランド・ベルガー、「経済産業省ファッションデザイナーと繊維産地との連携促進に資するITプラットフォームの有効性に係る実証事業(詳細版)」、http://www.meti.go.jp/meti_lib/report/H28FY/000288.pdf、

(2017年3月31日) 24頁

【開始時期（予定を含む）】

2017年3月20日から開催された「Amazon Fashion Week TOKYO」のメイン会場である渋谷ヒカリエにおいて、発表・展示が行われた。

【データの中身】

- ・ 複数人でのコミュニケーションデータ
- ・ サンプル製品の写真や仕様書などのデータ
- ・ デザインのステータスに関するデータ
- ・ 工場の稼働データなど

【政府での議論】

- ・ 経済産業省商務情報政策局クリエイティブ産業課ファッション政策室、「服づくり4.0プロジェクト」、http://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/mono/creative/fashion/fuku-zukuri4_0.html（平成29年2月22日）

第3 バイオ・素材

バイオ・素材分野の大きな特徴として、長いサプライチェーンの最上位に位置する点や、機能性素材で高い技術開発力を有する点などが挙げられる。企業等が保有する未活用技術データや製品データを、異業種やベンチャーを含め広く共有することにより、新事業領域の創出や素材開発力の強化が期待される。

これらのデータ共有にあたっては、本文「データ共用型（プラットフォーム）」に記載の事項について検討していく必要がある。

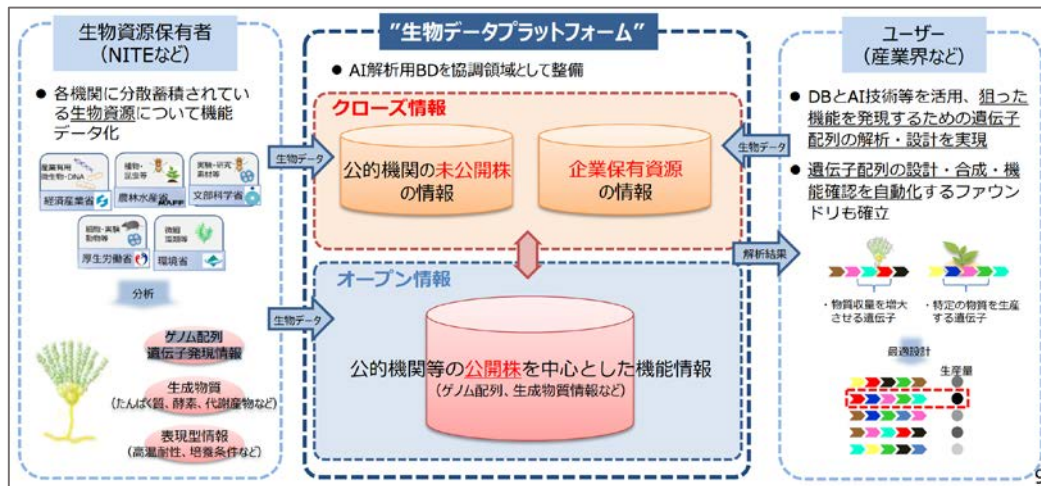
1 生物データプラットフォーム

【概要】

今後、生物機能デザインのためのAI解析技術と生物データプラットフォームが構築される予定となっている。生物機能情報のビッグデータ化に向け、公的機関等が保有する生物資源の機能情報（ゲノム情報など）のデータ化を進めるとともに、AI解析技術の利用に伴い、企業等が保有する生物データが協調領域としてビッグデータに取り込まれる仕組みを整備していく方針となっている。

生物資源の機能情報の中には、ゲノム配列や遺伝子発現情報、生成物質（たんぱく質、酵素、代謝産物など）、表現型情報（高温耐性、培養条件など）が含まれる。

具体的な官民の役割分担についていえば、政府では、クローズド情報とオープン情報から構成されるゲノム配列遺伝子発現情報などの「生物データプラットフォーム」を構築する。ユーザーや産業界では、データベースとAI技術等を活用し、狙った機能を発現するための遺伝子配列の解析・設計の実現や、遺伝子配列の設計・合成・機能確認を自動化するファウンドリを確立していくことも重要である。



(経済産業省、「第2回「Connected Industries」大臣懇談会」、
<http://www.meti.go.jp/press/2017/07/20170706004/20170706004.html>、
 (平成29年7月6日)9頁)

【開始時期 (予定を含む)】

2018年6月

- ・ 【データの種類】
- ・ 生物資源の機能データ (ゲノム配列、遺伝子発現データ、生成物質データ (たんぱく質、酵素、代謝物質など))
- ・ 生物資源の基礎データ (分類情報、表現型、培養条件、関連文献など)
- ・ 生物資源の (企業保有等の) 未公開株データ

【政府での議論】

- ・ 前掲「第2回「Connected Industries」大臣懇談会」

2 死蔵された技術情報や実用化が進まない開発データ等の利用

【概要】

医薬品については、米国において化合物に関連する特許を取得した製薬会社が、別な研究者や研究機関に一定条件下で改めて別な医薬品としての開発を認め、当該研究開発について一定の公的な資金で支援する試み (Discovering New Therapeutic Uses for Existing Molecules (New Therapeutic Uses) program) がある。

各製薬メーカーが契約書のテンプレートを用意し、事前に公開の上で新しい研究の提案を募集する形式である。

【開始時期 (予定を含む)】

2012年5月に合意し、実際のプロジェクトは2013年から開始された。

【データの中身】

- ・ 医薬品の特許データ
- ・ その他の研究データ

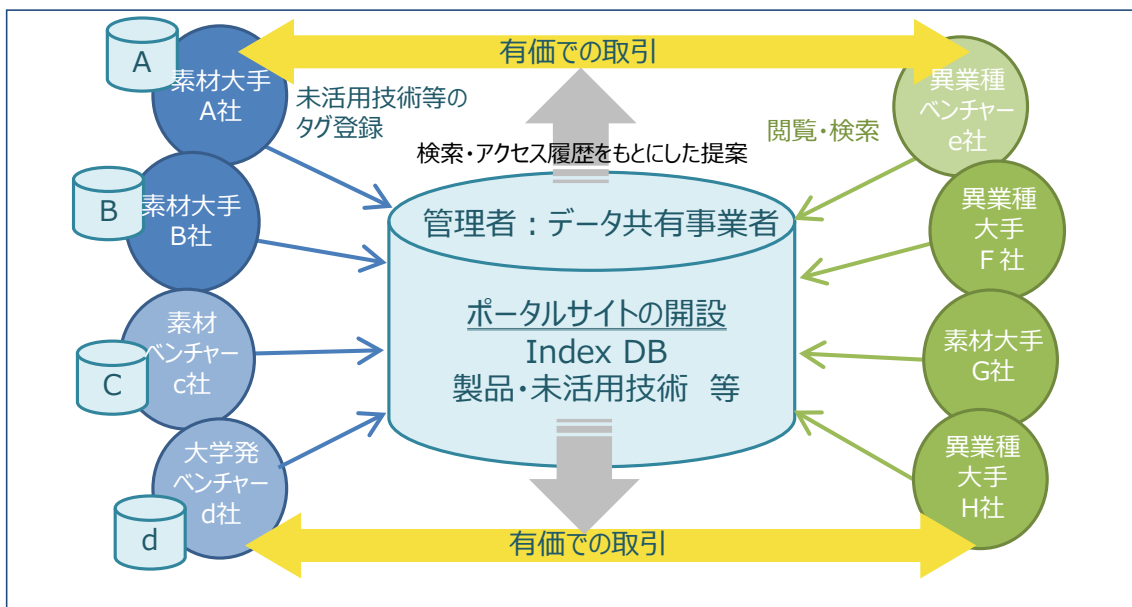
【政府での議論】

- ・ 厚生労働省、「保健医療分野における AI 活用推進懇談会報告書」、<http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-10601000-Daijinkanboukouseikagakuka-Kouseikagakuka/0000169230.pdf>、（平成 29 年 6 月 27 日）
- ・ 米国では、National Center for Advancing Translational Sciences (NCATS), About New Therapeutic Uses, Dec. 14, 2017, <https://ncats.nih.gov/ntu/about>

3 素材分野における未活用技術や製品情報の共有プラットフォーム化

【概要】

異業種の新規顧客開拓や素材側からの提案力強化のため、各社における未活用技術や製品情報を共有するプラットフォームの構築を目指す。ベンチャーなども巻き込み、従来の取引関係を越えたオープンイノベーションを実現する。



（経済産業省素材産業課、「素材産業を巡る政策動向について」、http://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/mono/chemistry/downloadfiles/180516chemical_industry_trend.pdf、（平成 30 年 5 月）9 頁）

（一般社団法人 日本化学工業協会、「Connected Industries 素材分野検討ワーキンググループ検討報告書」、<https://www.nikkakyo.org/news/page/6881>、（2018 年 3 月））

【開始時期（予定を含む）】

2019 年

【データの中身】

- ・ 企業の未活用技術データ
- ・ 企業の製品データ 等

【政府での議論】

- ・ 前掲「素材産業を巡る政策動向について」

第4 プラント・インフラ保安

プラント・インフラ保安の分野では、ステイクホルダーとして主にプラントオーナー、プラントエンジニアリング、計装メーカーが含まれ、安心・安全の確保と生産性の向上などの観点からデータ共有が検討されている。

データ創出の現場となるプラントオーナーの懸念を十二分に踏まえながら、データ共有のデザインを具体化する必要がある。

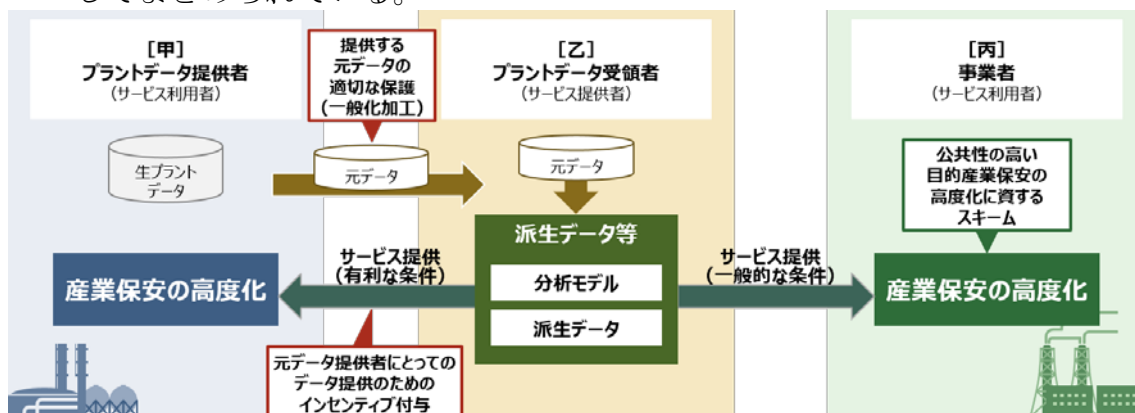
1 プラントのデータを活用した産業保安の向上

【概要】

石油・化学産業では、多くのプラント施設で老朽化が進み、ベテラン従業員が引退時期を迎える等、今後、重大事故のリスクが増大するおそれがあるため、IoT等の活用により自主保安力の向上を図ることが不可欠である。

そこで、プラントデータを共有・活用して分析モデル等を構築することで、更なる自主保安力と生産性の向上を図るため、プラントデータを提供する事業者とプラントデータを受領する事業者との間の契約ガイドラインがまとめられている。

当該ガイドラインでは、産業保安の高度化という公共の目的に資するスキームを想定した上で、データ提供者に対するデータ提供によるインセンティブ付与の規定や、一般化加工等のデータの適切な保護等がポイントとしてまとめられている。



(後掲「データの利用に関する契約ガイドライン産業保安版」7頁)

【開始時期（予定を含む）】

2018年4月

【データの中身】

- ・ 設備・機器データ（ユーティリティ等）
- ・ 運転データ（温度、圧力、原料切替え、機器切替え、運転状況等）
- ・ 点検・保全記録データ（腐食現象など経年劣化データを含む）
- ・ 運転状況監視データ（監視カメラや動作音等を含む）
- ・ 作業計画データ（定期点検の実施内容・規模・時期等）
- ・ トラブル等管理記録データ（ヒヤリハット等を含む）
- ・ 作業環境データ（排出物成分や気象データ等） など

【政府での議論】

- ・ 経済産業省・国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構・株式会社三菱総合研究所、「データの利用に関する契約ガイドライン産業保安版」、http://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/hipregas/files/data_guideline.pdf、(2018年4月)
- ・ 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構・株式会社三菱総合研究所「IoTを活用した新産業モデル創出基盤整備事業／産業保安の高度化に資するプラットフォームや規制等のあるべき姿の検討」(2017年度)

2 船舶ビッグデータプラットフォーム

【概要】

富士通株式会社は、2016年に国際船級協会である一般財団法人日本海事協会の船舶ビッグデータプラットフォームを構築し、同年4月から稼働を開始した。

本プラットフォームにおいては、運航中の船舶から得られるエンジンなどの機器の稼働データや気象情報をビッグデータとして収集・蓄積し、船舶運航や造船などに関わる海事事業者が航海中の船舶データを必要な時に抽出することができる。これにより、たとえば、運航オペレーターはエンジンの稼働データを活用することによる故障予測や、航海データと気象データを活用することによる省エネ運航の実現が可能になる。

【開始時期（予定を含む）】

2016年4月

【データの中身】

- ・ 気象情報データ
- ・ 航海系記録データ
- ・ 機械系センサデータ
- ・ 船体モニタリングデータ

【政府での議論】

- ・ 前掲「第2回「Connected Industries」大臣懇談会」9頁

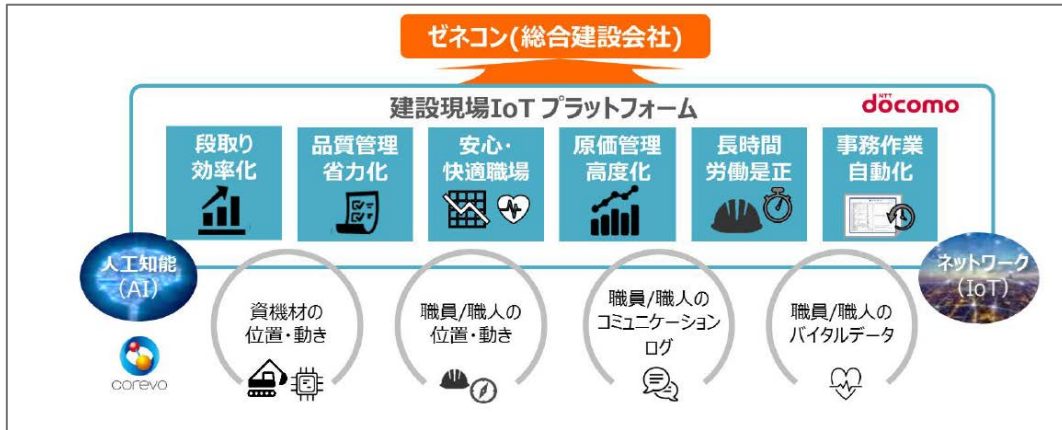
3 建設現場 IoT プラットフォーム

【概要】

株式会社NTTドコモは、建設現場の工期を遵守しながら働き方改革を実現するため、ヒト・モノデータ+AI分析技術を用いて、建設現場状況をリアルタイムで共有する「建設現場 IoT プラットフォーム」（以下、建設IoT-PF）のβ版を2018年3月1日より総合建設会社（以下、ゼネコン）向けに提供開始する。

今回提供する建設IoT-PFのβ版は、実証実験で構築したヒト・モノデータ+AI分析技術を用いて、建設現場の工程・品質・安全・原価管理に寄与するトータルソリューションとしてゼネコン各社に提供し、現場課題の棚卸から解決に向けた検討を各社と共同で進める。加えて、作業進捗率の

予測高度化、コミュニケーションログからのノウハウ抽出、音声による入力操作の省力化、画像による施工品質の判定、機材稼働率の推定、労働時間着地見込み推定など、「corevo® (コレボ)」をはじめとした AI 分析技術の活用で建設 IoT-PF を高度化させ、建設現場全体の最適化による現場生産性の向上を目指すものである。



(株式会社 NTT ドコモ、「建設現場IoTプラットフォーム」β版の提供開始～建設現場における働き方改革を実現～)、https://www.nttdocomo.co.jp/binary/pdf/info/news_release/topics/topics_180220_00.pdf、(2018年2月20日)別紙1)

【開始時期 (予定を含む)】
2018年3月1日を予定

- 【データの中身】
- ・ 資機材の位置・動きデータ
 - ・ 職員/職人の位置・動きデータ
 - ・ 職員/職人のコミュニケーションログデータ
 - ・ 職員/職人のバイタルデータなど

【政府での議論】

- ・ 前掲「建設現場における生産性向上の取組～i-Construction～」

4 ロボットや4K画像の解析によるインフラ点検サポート

【概要】

インフラの点検・診断においても、ロボットの活用が期待されており、たとえば、東日本高速道路株式会社では、無人飛行体 (UAV) システムを橋梁点検等に利活用できるよう検討が進められている。

現在の点検作業においては、高所で検査路のない箇所では近接目視を実施するために車線規制を設け、橋梁点検車を用いて点検を実施する必要があり、高橋脚のコンクリート面や付属物、歩行困難な急斜面部や河川部等の橋梁点検には困難が伴う。

UAVを導入することにより、これらの作業を代替することができ、また、得られた画像を元に打音点検を必要とする箇所を絞り込むことができるようになる。

このように、UAVの導入によって点検の効率化に繋がると期待されるとと

もに、点検技術者をより高度な判定が必要な箇所へ重点化できるようになる。

ある UAV システムでは、操作用タブレットに飛行ルート、高度、撮影ポイント等を入力するのみで操作が可能で、離陸後は、あらかじめ入力した目標地点まで自立飛行し、必要な動画や静止画像を自動的に撮影することができる。加えて、一度作成した飛行ルートは、保存することも可能なため、異なるオペレーターが操縦しても、同様のルートで飛行することができる。

別の分野として、近年、インフラの先進的な点検技術として開発・活用が進められているもう一つの技術に、非破壊検査技術がある。

非破壊検査技術とは、赤外線やレーザー、電磁波等を用いて、構造物の表面や内部の状態を点検・診断する技術であり、こうした技術を活用することで、点検・診断の効率化や質の向上が期待できる。

たとえば、山口大学と大成建設はそれぞれ、小さなひび割れでも画像で高精度に識別し、東芝や鹿島は劣化をセンサー技術で監視する新しいシステムを開発中である。

また、技術者による点検で把握されるよりも先に、インフラに生じた変位や異常を常時察知することを可能にするモニタリング技術についても、開発・普及が進んでいる。たとえば、2012年2月に東京湾に開通した東京ゲートブリッジでは、維持管理の省力化、ライフサイクルコストの低減、劣化メカニズムの分析を目的として「橋梁モニタリングシステム」が導入されている。具体的には、橋の左右の伸縮変位や中心部のひずみ、免震装置の変位等を測定する多くのセンサーが取り付けられており、センサーが計測したデータは、システムを通じて、ほぼリアルタイムに監視室にあるパソコンに表示される。また、異常発生時は警報で通知されることになっている。



(国土交通省、「インフラ維持管理・更新分野の研究開発やインフラ・データプラットフォームの構築について」内閣府経済財政諮問会議経済・財政一体改革推進委員会第7回国と地方のシステムワーキング・グループ、<http://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/special/reform/wg6/291010/pdf/shiryou4-2.pdf>、(平成29年10月10日)16頁)

【開始時期(予定を含む)】

2019年

【データの中身】

- ・ 基盤地図情報
- ・ 地盤情報データ
- ・ 建築物データ
- ・ 台帳・工事完成データ(紙)
- ・ 電子納品データ
- ・ インフラ・ストックデータ
- ・ 点検データなど

【政府での議論】

- ・ 前掲「インフラ維持管理・更新分野の研究開発やインフラ・データプラットフォームの構築について」

第5 スマートライフ

スマートライフの分野では、究極的には生活、購買、健康などの個人に関連するデータが含まれることから、個人情報の取り扱いが問題となりやすい。特に医療や介護の場面では、要配慮個人情報が含まれる点に留意が必要であ

る。

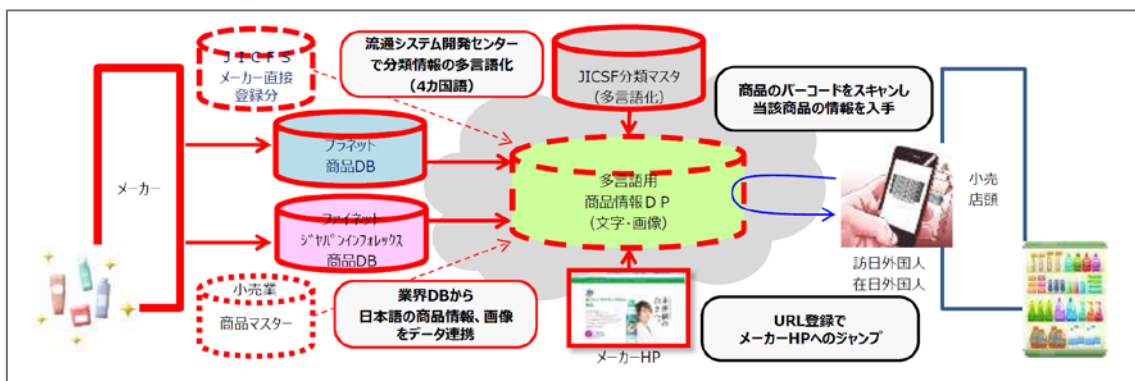
1 商品情報多言語化に関する共通インフラ

【概要】

訪日外国人観光客が増え、買物消費額の大幅な増加が見込まれる中で、訪日外国人観光客が、日本でショッピングをする際には、言語の問題（説明・価格表示）で不満や心配を感じるケースが多い。そこで、買物需要を一層拡大すべく、商品情報多言語化およびそのための共通インフラ基盤整備について検討が進められている。

商品情報多言語化では、商品メーカーからのデータ提供が重要な役割を果たす。

まず、商品情報多言語化では、商品分類の表示で、必要最低限の商品情報の提供が対象となる。また、共通インフラ基盤整備にあたっては、情報の正確性を維持する見地から、商品メーカーからのデータ提供を起点にすることが重要とされている。また、商品コードや商品名などの情報は、企業規模や業種を問わず共通性のある情報であり、業界データベースなどを通じて一元的に管理して各社で利用することにより、各社の作業負荷軽減が期待できる。



(製・配・販連携協議会商品情報多言語ワーキンググループ（作成：一般財団法人流通システム開発センター）、「商品情報多言語化の基本的な考え方」、<http://www.meti.go.jp/policy/economy/distribution/shh/tagengo.pdf>、（2016年7月15日）11頁）

【開始時期（予定を含む）】

未定

【データの中身】

- ・ 製品情報データ（メーカー名、商品名など）
- ・ 製品画像データ
- ・ 商品説明データ
- ・ 規格・容量データ
- ・ 成分表示やアレルギー情報などのその他データ（競争領域）

【政府での議論】

- ・ 前掲「商品情報多言語化の基本的な考え方」

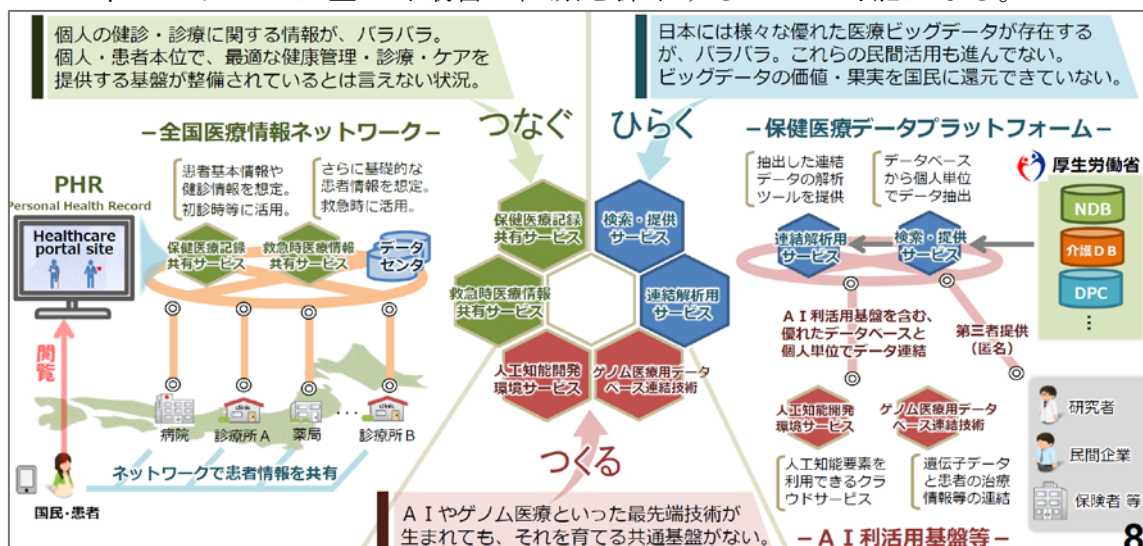
2 全国医療情報ネットワークおよび健康医療情報プラットフォームの構築

【概要】

健康・医療・介護のデータを有機的に連結させた ICT インフラの整備が計画されている。

個人の健診・診療に関する情報がバラバラで、個人・患者本位で最適な健康管理・診療・ケアを提供する基盤が整備されているとは言えない状況を解消するのが、全国医療情報ネットワークである。同ネットワークでは、複数の病院、診療所、薬局に独立して保管されている患者基本情報や健診情報データの共有が想定されており、初診時などに活用される。患者も、パーソナル・ヘルス・レコード (PHR) を通じて一定のデータにアクセスできるようにする。

また、日本には様々な優れた医療ビッグデータが存在するが、バラバラという問題がある。医療ビッグデータの民間活用も進んでおらず、ビッグデータの価値・果実を国民に還元できていない状況を解消するのが、保健医療データプラットフォームである。研究者・民間・保険者等にとっては、匿名化されたデータを分析することが可能になる。治療にあたる医師としては、AI 利活用基盤を含む、優れたデータベースと個人単位でデータ連結し、エビデンスに基づく最善の医療を探求することが可能になる。



(厚生労働省、「データヘルス改革—ICT・AI等を活用した健康・医療・介護のパラダイムシフトの実現—」、<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/miraitoshikaigi/dai7/siryou5.pdf>、(2017年4月14日)8頁)

【開始時期 (予定を含む)】

未定

【データの中身】

(精査中のものを例示)

- ・ 氏名
- ・ 性別
- ・ 生年月日
- ・ 保険情報
- ・ 受診医療機関・薬局情報
- ・ 傷病名

- ・ 診療内容
- ・ 検査、処方
- ・ 入院関連情報
- ・ 調剤
- ・ 退院時サマリ
- ・ 診療情報提供書
- ・ 特定健診情報など

【政府での議論】

- ・ 厚生労働省、「データヘルス改革に関する平成 30 年度予算案等について」、http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000192275.pdf、（平成 30 年 1 月）21 頁）

第6 その他（農業等）

その他、農業 ICT サービスや約定照合業務におけるブロックチェーンがある。農業については、生産者の権利が守られた形で農業 ICT サービスの普及を実現という観点が重要となっている。

他方、約定照合業務におけるブロックチェーンについては、各種ルールが標準化されていない等の理由で約定照合業務が煩雑になっている。バイサイドとセルサイドの間において、約定データにおける単価計算方式、アロケーション通知、取引明細（プレコンファメーション）、各種コード、障害対応などの規格の統一化が全体最適に向けた課題となっている。また、お金の流れをデジタルで完結するための接続を拡大していく際には、適切なセキュリティの確保や個人情報保護への対応が重要である。

1 農業 IT サービス

【概要】

和食の国際化とともに、我が国の高品質な農産物は海外でも高い評価を得ている。一方で、農業者の高齢化に伴う労働力不足や、貿易の自由化に対応することが重要な課題になっている。

このような農業の抱える課題を解決し、より高品質な農産物を生産しつつ、生産性向上や生産コストの削減に挑戦できる農業を実践する方策として、IoT や AI 等の先端技術を使ったスマート農業が期待されている。スマート農業を実現化するため、データ連携・共有・提供機能を有するデータプラットフォーム（農業データ連携基盤）の構築に取り組んでおり、平成 31 年 4 月からサービスの本格提供の開始を予定している。農業データ連携基盤によって、官民の様々なデータの統合や分析、活用等、データを駆使した農業が可能になることで、生産性の向上や戦略的な経営判断を実現できるものと期待している。

一方、我が国の高品質な農産物生産は、農業者の有するノウハウに支えられており、農業のデータ化には技術流出のリスクが伴う。農業者のノウハウの保護を図りつつ、データの利活用促進を図るためには、データの利用に際した事前の取決めが重要である。このため、農林水産省では、農業データ連携基盤を活用したデータの利活用促進のための一つの方策として、

農業分野におけるデータ契約に関するガイドラインを策定することとしている。

【開始時期（予定を含む）】

農業データ連携基盤は、平成31年4月から本格提供を開始予定。
農業分野におけるデータ契約ガイドラインは、平成30年度中に策定予定。

【農業データ連携基盤を通じて提供するデータの例】

- ・ 気象データ
- ・ 地図データ
- ・ 農地データ
- ・ 土壌データ
- ・ センサー取得データ
- ・ 統計データ
- など

【政府での議論】

- ・ 前掲・農林水産省食料産業局知的財産課「農業分野におけるデータ契約ガイドライン検討会」

2 約定照合業務におけるブロックチェーンの適用検討

【事案】

株式会社大和証券グループ本社は、日本取引所グループによる「ブロックチェーン／分散型台帳（Distributed Ledger Technology。以下、「DLT」という。）技術に関する業界連携型の技術検証」の枠組みを活用して、証券ポストトレード業務におけるブロックチェーン／DLT技術適用に関する検討プロジェクトを、金融機関17社と協同で検討している（以下、大和証券グループプロジェクトチーム「約定照合業務におけるブロックチェーン（DLT）適用検討」JPXワーキングペーパー第22号、http://www.jpx.co.jp/corporate/research-study/working-paper/tvdivq0000008q5y-att/JPX_working_paper_Vol22.pdf、（2018年1月18日）参照）。

この検討は、主に国内株式を対象とした約定照合分野での方式統一を目指し、DLTの特徴を生かしたアイデアを募り、業務フローの効率化、自動化範囲の拡大に向けたものである。

わが国における約定照合業務は、様々なサービスプロバイダによるシステムの提供によって自動化が推進されてきた。

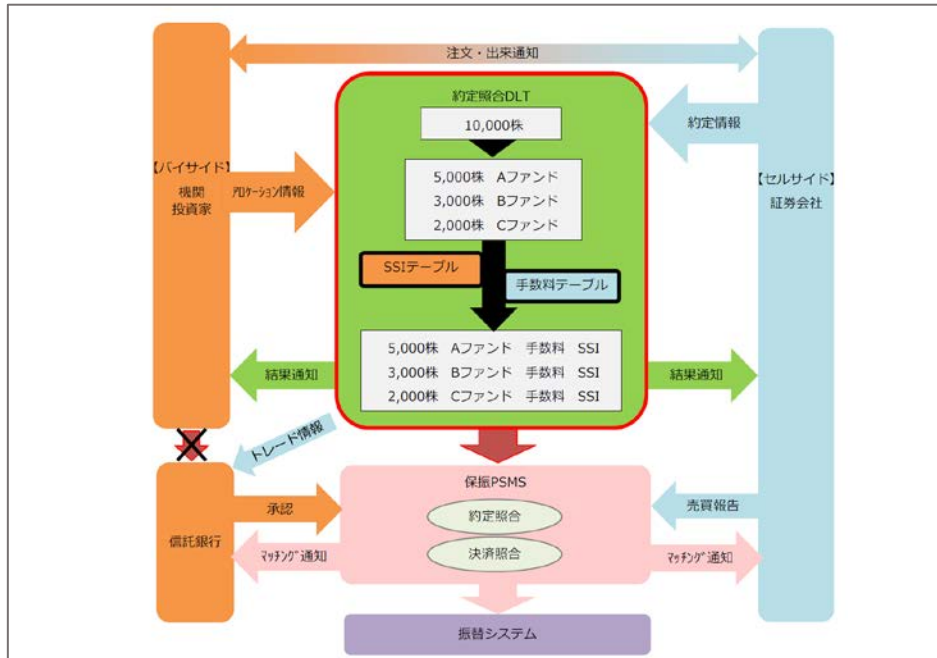
しかしながら、機関投資家（バイサイド）、証券会社（セルサイド）、信託銀行、サービスプロバイダ等から構成される証券業界全体でさらなる効率化を進めるためには、各種コードや計算方式等の規格統一がなされていないことが障害となっている。

規格統一にあたっては、各サービスプロバイダシステム同士の互換性がないこと、データベースの共有ができないことが主な課題として挙げられた。特定の中央機関がシステムを一元的に提供すればこれらの課題は解決できると考えられるが、中央機関の業務範囲によってマルチアセット対応やグローバル対応における制約が生まれる可能性も否定できない。

こうした課題に対し、DLTを適用すれば、業界標準仕様を反映したスマ

ートコントラクトをコミッティ主体で開発して、DLT 上に配置し、サービ
 スプロバイダ各社の製品をこの仕様に対応させてもらうことで、業界の参
 加者構成を変えずに、規格統一を実現できる可能性が指摘されている。

「あるべき姿の実現における DLT の活用イメージ」



(前掲「約定照合業務におけるブロックチェーン(DLT)適用検討」11 頁の図表
 4)

【開始時期（予定を含む）】

未定

【データの中身】

- ・ 手数料テーブルと計算ロジックデータ
- ・ 約定データ
- ・ トレード情報など

【政府での議論】

- ・ 経済産業省、「FinTech ビジョン (FinTech の課題と今後の方向性に関する検討会合 報告)」、<http://www.meti.go.jp/press/2017/05/20170508001/20170508001-1.pdf>、(2017年5月8日) 18 頁

以上

別添2 一作業部会で取り上げたユースケースの紹介一

ユースケース1：船舶IoTデータ情報連携プラットフォームのケース

1 事案の概要

(1) サービスの概要

相談者において構想されているものは、海上を航行する船舶にデータ収集のための機器を設置し、そのような機器を介して取得されたデータをプラットフォームに集約することで、当該データの取得・保管・提供プロセスをオープンプラットフォーム化するというものである。このような仕組みにより、データの利活用を図り、各関係者のサービスレベルを向上させることが目指されている。

(2) プラットフォームを巡る契約関係等

本プラットフォームは、以下のステイクホルダーから構成されている。

- ① データを提供するプラットフォームユーザー（以下「PU」という。）
- ② PU 向けに船上のデータ収集・プラットフォームへの送信サービスを提供するプラットフォームプロバイダー（以下「PP」という。）
- ③ 送信されたデータの集約・保管・標準化・提供およびその他のデータとの統合を行うプラットフォーム事業者としての X 社（以下「X」という。）
- ④ X のデータ利用者向けにデータ解析等のアプリケーションサービスを提供するソリューションプロバイダー（以下「SP」という。）
- ⑤ X を介して、PU からデータの提供を受ける船主、オペレーター、船舶管理、乗組員等のソリューションユーザー（以下「SU」という。）
- ⑥ X に保管されるデータの提供を受ける造船所、船用機器メーカー、気象会社、保険会社等のデータバイヤー（以下「DB」という。）

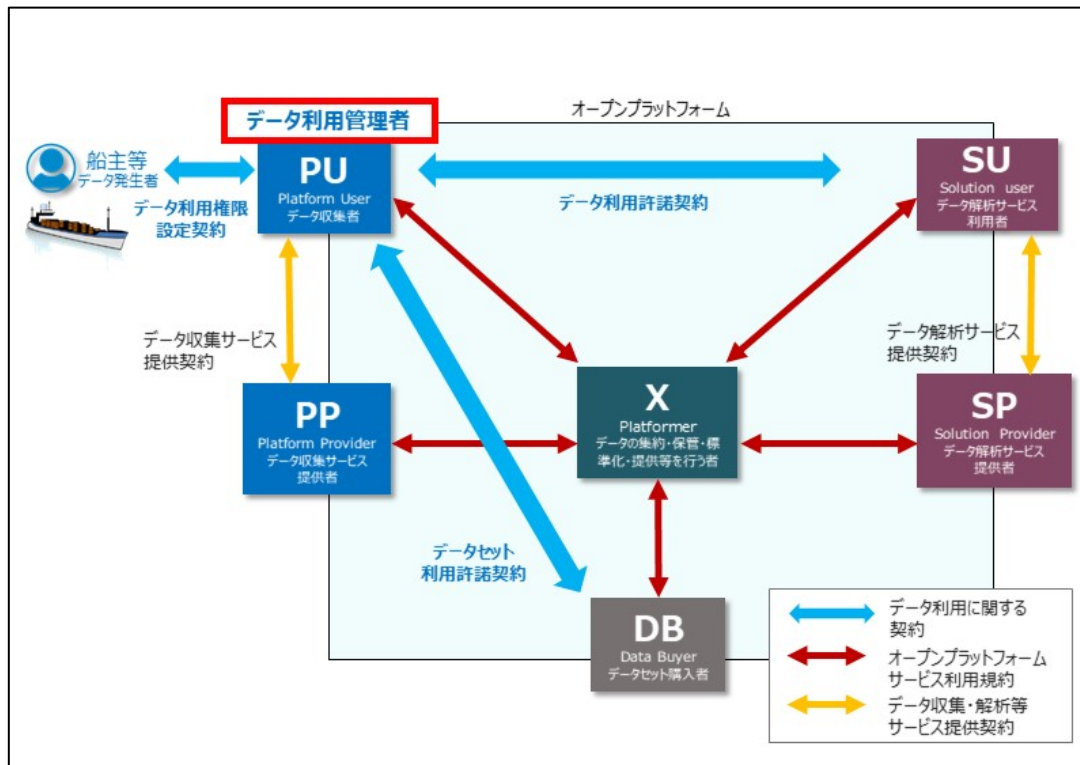
各ステイクホルダー間の具体的な契約関係については、以下のとおりである。

プラットフォームにおける契約関係

- ① X とそれぞれのステイクホルダー（PU、PP、SP、SU および DB）との間の「オープンプラットフォームサービス利用規約」
- ② PU と SU との間の「データ利用許諾契約」
- ③ PU と DB との間の「データセット利用許諾契約」

プラットフォーム外における契約関係（任意）

- ① PU と PP との間の「データ収集サービス提供契約」
- ② SP と SU との間の「データ解析サービス提供契約」



なお、ステイクホルダーはデータ提供者とデータ利用者に大別することができ、本プラットフォームで満たされるべきそれぞれのニーズは、下記のとおりにまとめることができる。

① データ提供者のニーズ

- ア データ提供により自社に不利益にならない。
- イ 他社にデータ提供を行うモチベーションが確保できる。
- ウ データ提供により、業界の秩序を乱さない。
- エ データ提供により、価値のあるイノベーション創出が期待できる。

② データ利用者のニーズ

- ア 船舶のリアルデータを利用することで、自社の業務に活かしたい。
- イ 船舶のリアルデータを自社で収集する仕組みを構築するためにはコスト負担が大きいため、仕組みを構築することなくデータを利用したい。
- ウ データは解析可能な品質を確保されていなければ利用できない。
- エ データ利用を希望するが、いずれの会社でも投資対効果は求められるため、リーズナブルに利用したい。

2 相談事項と検討の視点

相談事項

- ① 「生データは出したくない」、「提供先を限定したい（競合事業者には出したくない）」、「利用目的を制限させたい」、「データが漏えいした場合には損害を填補してほしい」、「データ活用による利益を分配してほしい」といった、データを共有することをためらうデータ提供者側の意見を踏まえ、どのような観点から整理して規約を作成したらよいか。条項にはどのようなバリエーションが考えられるか。
- ② データ提供者側からは、データを提供することにより個船が特定されると困るとの声があるため、個船の特定がされないような方法であればデータ提供できるとの意見がある。他方で、生データの利用を希望するデータ利用者側からは、第三者提供は認められないとしても、データ分析結果の対外公表は認めてもらいたいとの意見がある。こうした各方面のニーズを踏まえたデータ提供・利用を確保するため、どのような条項等が考えられるか。
- ③ Xとしては、プラットフォーム上での公平で安心できる秩序あるデータ連携・共用を望むが、プラットフォームの外からの、自己のデータが侵害されているとか、自分にもプラットフォームで流通しているデータに利用権限があるといった主張に対し、どのような規約や条項があれば、プラットフォームの参加者の安心につながるような仕組みを構築できるか。

検討の視点

(1) 提供者側の懸念・利用者側の要望への対応について（①および②について）

いずれの問題に対応するに際しても、前提として、データの属性に応じた分類、分類に応じた取扱いの設定、派生データ等成果物の取り扱い、ステイクホルダー間の責任関係や範囲を規約で事前に定めておくことが重要になると思われる。

まず、データ提供者から提供されるデータを、その属性に応じて分類する。

たとえば、第1類データとして、個船が特定されている、あるいはされるおそれの高い個別データ、第2類データとして、個船が特定される可能性はあるが差し支えない個別データ、第3類データとして、統計目的として個船が特定されない形で集計されるデータとに分類するなどである。

その上で、それぞれのデータ群の対象データを規約上特定し、それぞれの利用目的・利用者・利用方法を制限するとともに、その程度に応じたセキュリティ対策も規約上明確にしておくことよ。データ分類にかかわらず、対象データの船員等の個人情報、データ提供が法律ないし契約で禁止されている情報等、対象データから除外されるデータもあらかじめ明確にしておくほうが望ましい。

また、規約による各当事者の損害賠償責任の定めは当然のこととして、仮に第三者から当該データに関連して権利侵害の主張や損害賠償請求が

あった場合の責任関係も規約上定めておく方が望ましい。

第1類データを提供する場合には、個々の利用者、利用目的、利用範囲につき提供者の個別の同意がなければデータ提供されない等のセキュリティ上の担保を用意することにより、個船データの流出に対するデータ提供者の懸念をある程度払拭できる。その担保として、セキュリティ確保手段の構築、提供者の請求に応じてのセキュリティ確保手段の具体的開示義務、万が一の漏えいの場合におけるデータ利用者およびXからの報告義務、損害賠償責任の定めも必要であろう（無制限に広がらないよう、あらかじめ違約金を定額で定める、あるいは上限を定める等の方法も考えられる）。さらには、データ利用者に保証金を支払わせる、保険の範囲を拡大する等、損害賠償責任の担保のための制度も用意されれば望ましい。

逆に、かかるデータを提供するインセンティブとして、データ利用の無償化その他自社の事務負担が軽減されるようなサービスの提供ないしデータ提供料の支払い等が検討されるべきである。

次に、データ分類にかかわらず、少なくとも派生データ等成果物の取扱い（権利の帰属を含む）を定める必要がある。データ利用者が第三者に成果物を利用させる場合には、利用可能な成果物の内容についてあらかじめ規約に明記することが、将来の紛争を回避する観点から望ましい。当該第三者に守秘義務を負わせることも考えられるが、第2類、第3類データにはそのような秘匿の必要性の高いデータは含まれないことが多いと考えられる。

なお、成果物が一定以上の経済的価値を有するような場合における成果物の取扱い（第三者への成果物の提供等）についても規約で定めておくことが望ましい。かかる場合におけるデータ提供者のインセンティブとして、成果物の無償利用、データ提供者にメリットのあるデータ加工サービスの提供等が検討されることが提供者拡大の観点から重要である。

(2) 公平で安心できる秩序あるデータ連携・共用について (③について)

まず、第三者の権利主張の問題については、一般的な契約同様、提供データは第三者の権利を侵害しないものであることを規約上定めることは最低限必要であるが、第三者からの権利主張はそれで完全に防げるものではない。

第三者から権利主張がされる可能性があるものとしては、たとえば、ある個船データへ適法にアクセスできる者が複数いる場合（たとえば、船主と傭船者等）に、当該複数の関係者間で、当該個船データの提供権限についてまったく合意がなされないまま、勝手に一部の関係者のみが当該個船データをプラットフォームに提供したという場合、あるいは個船データの提供に関する合意はあるが、合意で定められた権限者以外の者が当該個船データを提供する場合などが考えられる。かかる可能性に鑑み、個船データを提供する権限があるか否かについては、当初契約段階で個別かつ直接に確認するプロセスが必要である。また、データの属性上、第三者の権利主張の可能性が相当程度あるものは、提供データからあらかじめ除外しておくことでリスクを軽減することができる。

次に、派生データ等成果物の権利関係については既に(1)で述べたとおりであり、第三者への成果物の提供等について、規約で定めておくこと

が望ましい。

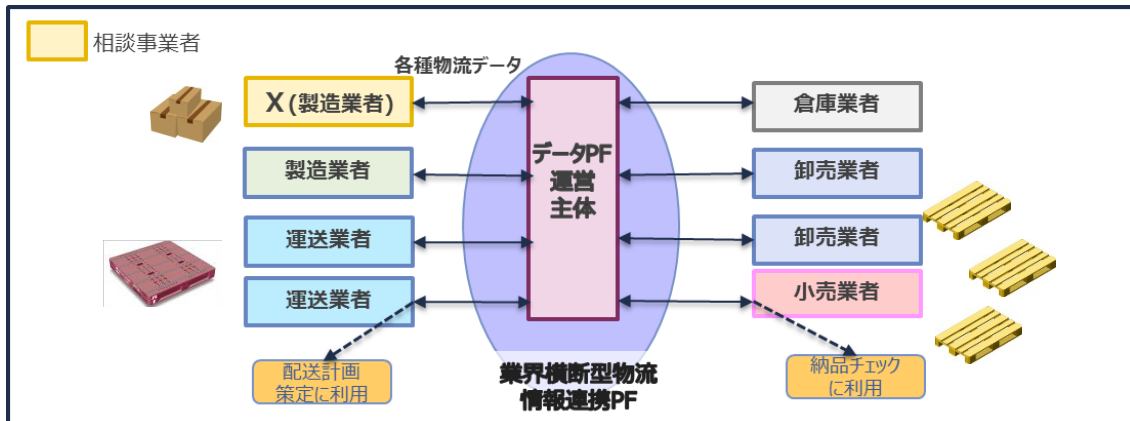
最後に、データの不正利用や情報流出を防止する手段として、アクセスログの保全、利用状況の捕捉、なりすましの防止についてデジタル・フォレンジック技術¹の利用などが検討に値する。このような技術の利用については、システム上の実装および規約における定めが必要になる。

¹ 不正アクセスや機密情報漏えいなどのサイバーセキュリティインシデントにおける原因究明手段として、PC やサーバなどの記録媒体やネットワーク機器のログファイルなどを分析し、その証拠を見つけ出す技術

ユースケース2：パレット（物流資材）の回収率を上げるために物流情報のプラットフォームを立ち上げようとするケース

1 事案の概要

(1) 背景（生活用品の物流におけるパレットの回収に関する問題点）



生活用品の物流においては、製品の運送のために製品を載せる物流資材として、パレットが使われている（上図参照）。多くの場合、パレットについては、生活用品の製造業者がパレットレンタル会社からレンタルをしている。

製造業者（発荷主）は、納品書とは別にパレット管理のためにパレット伝票を付けて生活用品を運送しているが、着荷主（倉庫業者、卸売業者または小売業者）にとっては、パレット伝票の受渡しおよびパレット伝票への記入作業（手書き）の手間が生じている。このため、パレット伝票による管理がうまく行われず、製品運送後、使用済みになったパレットが行方不明等になってしまう場合もある。このように返却されなかったパレット分については、製造業者がレンタル会社に対して弁償せざるを得ない²。

(2) 相談者の構想の概要

そこで、相談者（X社、生活用品の製造業者）は、プラスチック製のパレットにRFタグ（電波を用いて非接触でデータの読み書きができるもの）等の個体識別子を貼付したうえで、製造業者、運送業者、倉庫業者、卸売業者および小売業者を参加者として、パレット情報（どのパレットがどこにあるかという情報）を含む物流情報を共用することで、伝票によるパレット管理を廃止すると同時に、それぞれの参加者がメリットを得られる仕組み（プラットフォーム）を構想中である。また、X社は、複数の製造業者等を参加者とすることによって広く生活用品業界におけるパ

² なお、現在、パレットではなく、青果用コンテナおよび食品標準クレートという物流資材については、バーコードによる個体管理システムが導入されており、それぞれ、99%以上の回収率が実現されている。しかし、パレットについては、個体管理システムが普及していないことに加えて、青果用コンテナ等と比べて回収までの期間が長いこと、回収率は80～99%である。

レット回収率の向上に寄与したいと考えているため、独占禁止法の遵守も重視している。

物流情報とは、たとえば、どのトラックに、生活用品 α がパレット3枚にそれぞれいくつ載せられて、A工場からB小売店にいつ出荷され、いつ着荷予定であるといったことを内容とする情報である。物流情報は、一般的に、ファックスまたは電話でやり取りされていることが多い。

他方、商流情報とは、製造業者甲の生活用品 α を小売業者乙が単価いくらかで総数いくつ購入したといったことを内容とする情報である。商流情報は、発注番号によって、物流情報との紐づけが可能になる。商流情報は、EDI (Electronic Data Interchange) でやり取りされることが多い。

相談者は、出荷元にあたる製造業者等がプラットフォームに物流情報(生データ)をアップロードし、納品先にあたる倉庫業者、卸売業者および小売業者や輸送業者が生データまたは加工データをダウンロードすることを想定している。すなわち、主に、出荷元がデータ提供者となり、納品先および輸送業者がデータ利用者となるプラットフォームを構想中であるといえる。

(3) プラットフォームを立ち上げることにより想定するメリットおよびコスト

当該構想における、参加者それぞれのメリットおよびコストは、以下のとおりである。なお、下表に記載ないものの、プラットフォームを管理、運営していくにあたり、システムの構築・保守に要する費用や人員も必要となるため、当該コストを参加者が負担するのか、負担するとしてどのような負担割合とするのかという検討課題もある。

	メリット	コスト
製造業者	<ul style="list-style-type: none"> パレット回収の効率化 パレット伝票の廃止 パレットの所在把握 	<ul style="list-style-type: none"> パレットにRFタグ等の個体識別子を貼付 物流情報の提供 必要に応じて自社システムとプラットフォームのAPI連携による接続
運送業者	<ul style="list-style-type: none"> 倉庫業者等における荷受作業の効率向上による待ち時間の短縮 効率的な配送計画の立案 どのトラックがいつどこで空になる、どの荷下ろし場所(バース)がいつ空く等の情報を把握できる 	
倉庫業者	<ul style="list-style-type: none"> 荷受作業の効率向上 荷姿(梱包された荷物の外見)単位での検品が可能となる バース予約システムの構築が容易になる 	<ul style="list-style-type: none"> 倉庫等の位置情報を提供 RFタグ読取機等の準備
卸売業者	<ul style="list-style-type: none"> 荷受作業の効率向上 荷姿単位での検品や電子照合による検品作業時間の短縮、省力化 	<ul style="list-style-type: none"> 倉庫等の位置情報の提供 RFタグ読取機等の準備 必要に応じて自社システムとプラットフォームのAPI連携による接続
小売業者	<ul style="list-style-type: none"> パレット伝票の廃止による本来業務の効率化 	

2 相談事項および検討の視点

相談事項1

- ① 本構想におけるプラットフォームの運営体制のあり方として、どのような形がよいか。たとえば、別法人形態がよいか、または法人格を持たない形での運営協議会のような形がよいか。

検討の視点

本ガイドライン(データ編)第6-3-(5)のとおり、法人格を持たなければ訴訟リスクを負わないというものではない。

また、プラットフォームの参加者として多数の製造業者、運送業者等が含まれる構想とのことであるから、独占禁止法(私的独占、不当な取引制限、不公正な取引方法(優越的地位の濫用、拘束条件付取引、排他条件付取引等))

等)の観点から、参加者である一製造業者がプラットフォーム事業者になるよりも、別法人がプラットフォーム事業者となることが望ましい(本ガイドライン(データ編)第6-4-(5)-①-f参照)。

もっとも、本ガイドライン(データ編)第6-3-(5)のとおり、参加者間において別法人を立ち上げるとしても、たとえば、株式会社の形式を取る場合には、出資比率、取締役選任(割当)、一定の重要事項の決議方法等が検討課題となる。また、参加者数が多くなるほど、全参加者が出資者となれない事態が生じ得るため、議決権を持つ参加者と持たない参加者が混在するという課題も生ずる。

もし、組合の形式を取るのであれば、全参加者を組合員とすることになるが、民法674条(組合員の損益分配の割合)および675条(組合員に対する組合の債権者の権利の行使)に留意すべきである。

また、法律問題ではないものの、本ガイドライン(データ編)第6-2-(6)のとおり、プラットフォームの利益(売上げ)の上げ方(運営費をどう賄うか)、立ち上げるプラットフォーム事業者において業務を担う従業員を参加者からの出向等により確保するのか、損害を賠償する場合の引当財産をどのように準備するのか、といった事項も検討課題となる。

その他、一般社団法人(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年6月2日法律第48号)に基づく法人)の形式を取るのであれば、プラットフォーム事業を収益事業として行いつつ、プラットフォームの設立・運営のコストを負担するために、基金制度を採用することもあり得る。なお、基金の拠出者と社員たる地位は結びついていないため、一般社団法人の場合にも、どの参加者から何人の社員を出すかといった課題が生ずる。

相談事項2

② 本構想におけるデータのオーナーシップをどのように捉えるべきか(データは、誰に帰属するのか、共有的な帰属の場合にはどのような利用権限を定めるべきか)。

検討の視点

本ガイドライン(データ編)第3-1-(2)のとおり、そもそも、データについて所有権は観念できない。

また、データが所有権の客体となり得ない以上、ひとくちにデータの「共有的な帰属」といって、データ利用者全員が利用データについての利用権限を有するとしても、各データ利用者の利用権限の範囲は不明確であるので、「共有」が意味する各データ利用者の利用権限の内容についても、明確に定めることが望ましい。

そこで、データ利用者・プラットフォーム事業者間で利用規約または個別契約を締結し、当該プラットフォームの参加者間で、利用データ(生データおよび加工データ)について、各データ利用者が利用できるデータの内容や種類また利用態様といった利用範囲を合意すべきである。

本ガイドライン(データ編)第6-2-(1)のとおり、データの利活用について、独占的または排他的な帰属意識を前提とするのではなく、参加者全員で利用範囲に従って利用するデータ、全参加者に利用権限が一部ずつ割り当てられ

ているデータというような認識をベースとすべきと考えられる。

相談事項3

- ③ データ利用者がプラットフォームから提供を受けた利用データについて、たとえば、配送計画としてシステムに取り込む等の利用を行うにあたり、利用データの利用範囲などについて、どのように取り決めるべきか。
- ④ たとえば、競合他社の物流情報に関するデータを閲覧できない設定をシステム上、実施していたつもりであったものの、当該データを閲覧できてしまったといった、想定しない事態が生じた場合の責任関係については、どのように整理するべきか。

検討の視点

(1) ③について

本ガイドライン(データ編)第6-3-(2)および第6-4-(1)に記載のとおり、利用規約において、データ利用者の属性(たとえば、運送業者なのか、小売業者なのか等)に応じて、利用データをどのような態様で利用できるのかという「利用範囲」を取り決め、あわせて、利用範囲を超えた利用データの利用を禁止することおよび禁止行為についての制裁措置(本ガイドライン(データ編)第6-4-(7)参照)を定めることが考えられる。

本構想においては、たとえば、運送業者は、どの荷下ろし場所(バス)がいつ空きそうだったデータを利用して配送計画を立てるために本プラットフォームを利用することになるが、小売業者は、当該データを利用する必要性はないと思われる。このように、データ利用者の属性に従って利用データの種類および利用態様等の利用範囲を定めることができる。

なお、利用規約に利用範囲に関する規定を定めるだけでなく、プラットフォームのシステムの機能として、利用範囲内での利用データの提供のみが行われるような設定を施して、実効性を担保すべきであることは言うまでもない。

(2) ④について

本ガイドライン(データ編)第6-4-(5)のとおり、プラットフォーム事業者は、利用規約に違反した場合、債務不履行責任を負うことになる。

よって、人為的にシステム上の設定をミスしてしまったといった過失が認められる場合、債務不履行責任を免れない場合がある。

そこで、プラットフォーム事業者が免責される旨の規定や損害賠償額の制限規定を利用規約に定めることも考えられる。このような規定を定める場合は、あまりに過大な責任をプラットフォーム事業者に負わせると、当該プラットフォーム事業の継続が困難となる一方で、免責の範囲や損害賠償額が制限される範囲が広いと、データ提供者の数を確保しづらくなるため、バランスの良い設定が求められる。

また、たとえば、サイバー攻撃によって閲覧できないはずのデータが閲覧できるようになってしまったといった事態が生じた場合、サイバー攻撃についてプラットフォーム事業者が全面的に責任を負うべきか、一

定のセキュリティ対策を実施していれば無答責とするか、という検討も必要となる（本ガイドライン（データ編）第6-3-(5)参照）。

相談事項4

⑤ 本構想においては、独占禁止法を遵守し、オープンイノベーションを妨げないような仕組みとしたい。どのような内容を利用規約に盛り込むべきか。

検討の視点

本ガイドライン（データ編）第6-2記載のとおり、プラットフォーム型においては、利用データおよび利用データの種類が様々あり得、また、参加者も、複数の業種からまたは同業者から複数の参加者が想定される（本ガイドライン（データ編）図8参照）。

そこで、独占禁止法の観点からは、複数の同業者が同一の利用データを利用することによりカルテル（各事業者が自主的に決めるべき商品の価格や販売・生産数量などを共同で取り決め、競争を制限する行為）のおそれが生ずることのないよう留意する必要がある。

加えて、オープンイノベーションを妨げないために、たとえば、利用データまたは利用サービスを利用してデータ利用者が得た成果の取扱いについて、データ利用者の自由とすることが考えられる（本ガイドライン（データ編）第6-3-(3)および第6-4-(3)参照）。

また、本プラットフォームを通じて提供を受けた利用データについて、一定期間の保管義務やある時点での消去義務を課すと、データ利用者の側の負担となり得る。

さらに、参加者として、運送業者ではなく、運送業者のために配送計画を作成し販売する企業（図8のC）も考えられるし、運送業者が、AI技術を利用したソフトウェアを開発するベンダ（図8のB、D、E）に対して利用データを提供し、効率的な配送計画を作成できるソフトウェアを開発しようとすることも想定できるので、利用データの有償譲渡や第三者への提供を制限する仕組みとしてしまうと、参加者が増えないことが予想される。

なお、多種多様な業種にまたがって複数の種類のデータ（パレット情報に関するデータ、荷下ろし場所の空き情報に関するデータ等）を扱うことになると、提供データの管理方法や管理体制を是正する仕組みも必要であり、プラットフォームのシステムに要する費用、特にセキュリティ対策費をかけなければ、プラットフォームに対する信用性を確保することができないと考えられる。このような仕組みを回すための費用の調達方法（プラットフォーム事業を通じた利益の追求）の検討も必要である。

ユースケース3： リース会社におけるリース機器からのデータ活用に関する事例

1 事案の概要

(1) サービスの概要

- ① 相談者（以下「X社」という。）は、法人向けおよび個人向けに自動車のリース業を行い、さらに、法人向けにメンテナンス・サービスを提供している株式会社である。
- ② X社は、ユーザの安全運転をサポートし、第三者（歩行者）などを巻き込む事故を減少させるためのサービスとして、カメラと車載器を融合したドライブ・レコーダを開発し、これをリース自動車に設置するサービスを法人向けリース、メンテナンス・サービス、それらの品質向上のためドライブ・レコーダ利用サービスとして行っている。
- ③ 法人向けリース・メンテナンス・サービスの対象となるリース顧客（Y1社、Y2社）のリース自動車に、上記のドライブ・レコーダが取り付けられ、当該ドライブ・レコーダが自動車の走行に関する各種データ（運転者ID、車両情報、運行情報、運転情報等）の検出を行い、当該データをX社が管理するサーバに送信し、これを分析する。このサービスによって、リース顧客（Y1社、Y2社）は各従業員によるリース自動車の運転状況等を把握し、たとえば、X社から提供される危険運転の月次の発生割合の分析、運転状況のレポートなどから、従業員に対する安全運転教育を行い、事故の発生の抑制を図っている。なお、X社が提供するサービスは、原則として、自動車、ならびに当該自動車の走行に関する各種データの検出を行い、自動車別に安全運転の分析を行うシステムであるが、リース顧客（Y1社、Y2社）側が、自ら、リース顧客（Y1社、Y2社）の各従業員の氏名等を入力することが可能となっている。
- ④ X社が上記のサービスをY1社らの顧客に提供するにあたり、X社はシステムサービス開発ベンダー（Z社）が提供するサービスを利用している。具体的には、Y1社、Y2社のリース自動車に搭載されたドライブ・レコーダから送信された各種データがZ社のシステムを経由して、X社に設置されているサーバに格納され、自動車の各種走行データや、映像データを分析している。X社に設置されているサーバは、顧客ごとに各種データが分別管理されている（Y1社の各種データはDB1に格納され、Y2社の各種データはDB2に格納されている）。

(2) 契約関係

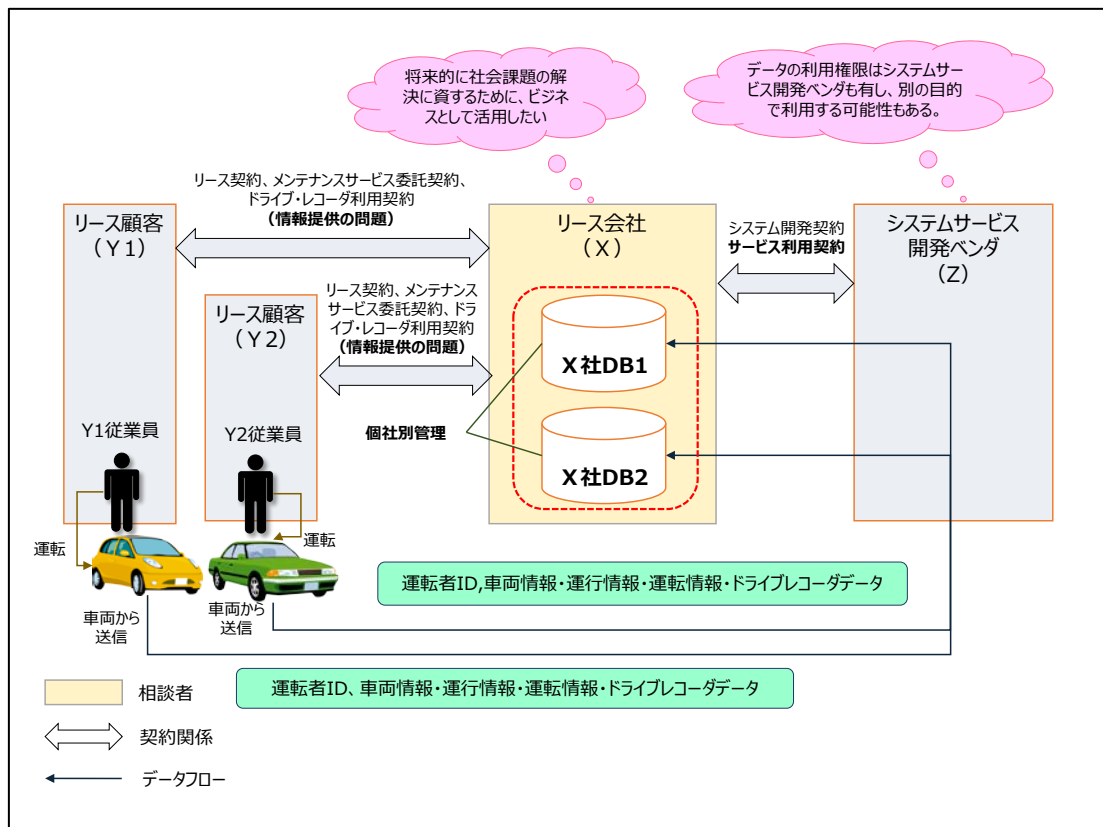
① X社とY1社およびY2社との間の契約関係

X社が上記のサービスを提供するために、X社は、Y1社およびY2社との間で、リース自動車のリース契約と、メンテナンスサービス委託契約ならびにドライブ・レコーダ利用契約を締結している。また、これらの契約において、ドライブ・レコーダから送信された各種データについての秘密保持義務が規定されており、さらに、当該データをY1社に対するメンテナンス・サービスに利用する目的でのみ利用できることが規定されている（目的外利用禁止）。ただし、データの利用

については、契約者等の社名（リース顧客側が各従業員の個人情報を入力し、これをX社が取得した場合、当該取得した個人情報等を含む）が特定できないようにしたうえで、サービスの品質向上および開発のために、X社が契約者等に断りなくデータを編集・使用することができることも規定されている。

② X社とZ社との間の契約関係

X社が上記のサービスを提供するために、X社は、Z社との間でドライブ・レコーダを用いて各種データを取得するシステム、および取得したデータを利活用して、さらにサービスの向上を図る（精度向上等）ためのシステム開発契約と、当該システムを利用して各種データから派生するデータ利活用して、将来的にAIの開発をするサービス利用契約を締結している。



2 相談事項と検討の視点

相談事項 1

- ① X社は、例えば、Y1社およびY2社が同一地域に所在している場合、Y1社のドライブ・レコーダから得られる情報について、運転者の氏名、年齢、所属および社員IDならびに車両番号を削除した上で、当該地域内での事故多発地域や渋滞しづらい走路等の分析・集約した情報を作成し、これをY2社に提供するなどしている。X社のこのような行為は、秘密保持義務およびデータの利用目的の制限といった契約上の定めとの関係で問題はないか。

- ② Y1 社、Y2 社のドライブ・レコーダから得られる情報について、パーソナルデータとして、Y1 社、Y2 社の従業員に対して別途、個人情報に準じた対応は必要か。また、X 社は、運転者の氏名、年齢、所属、社員 ID、車両番号以外の情報について匿名加工処理を施していないが、このような加工情報であっても、個人情報保護法における匿名加工情報として認められるか。

検討の視点

(1) ①について

① 個人情報保護法の観点

「統計情報」とは、複数人の情報から共通要素に係る項目を抽出して同じ分類ごとに得られるデータを言うが、「統計情報」は、集団の傾向又は性質などを数量的に把握するものであるため、特定の個人との対応関係が排斥されている限りにおいて、個人情報保護法における「個人に関する情報」に該当しないとされている。

相談事項 1 の①における対象情報は、「運転者の氏名、年齢、所属および社員 ID ならびに車両番号を削除した上で、当該地域内での事故多発地域や渋滞しづらい走路等の分析・集約した情報」であるため、「統計情報」に過ぎず、個人情報保護法における「個人に関する情報」に該当しないと考えられる。(本ガイドライン(データ編)第 4-2-(6)-①参照)

② 目的外利用禁止の観点

もともと、X 社・Y1 社間のメンテナンス・サービス委託契約およびドライブ・レコーダ利用契約において目的外利用禁止規定があり、サービスの品質向上および開発のために提供された情報を編集・使用することができるかとされているが、Y1 社が提供した情報を利用して統計情報を作成し、その統計情報を Y2 社に提供することは、サービスの品質向上および開発のために提供された情報を編集・使用することにはあたらず目的外利用にあたり、契約違反になる可能性がある。(本ガイドライン(データ編)第 4-2-(4)参照)

(2) ②の前半について

① ドライブ・レコーダから得られる情報の「個人データ」該当性

ドライブ・レコーダから得られる情報には「運転者 ID」が含まれているので、この運転者 ID を用いて(あるいは X 社が Y1 社らに照会することで) X 社は容易にドライブ・レコーダから得られる情報がどの運転手にかかるデータなのかを識別できると考えられる。したがって、ドライブ・レコーダから得られる情報は、生存している個人に関する情報のうち、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それによって特定の個人を識別することができるものを含む)にあたり、「個人情報」に該当することになると考えられる。そして、かかる情報は X 社によってデータベース化されているので、「個人データ」に該当することになると考えられる。

② Y1 社、Y1 社の従業員、X 社の三者の関係

ドライブ・レコーダから得られる情報は、物理的には Y1 社の従業員（が乗る車両）から Z 社のシステムを介して X 社が取得して X 社のサーバに格納されていることになるが、X 社は Y1 社との契約に基づいて Y1 社がリースしている車両からデータを取得していること、ドライブ・レコーダから得られる情報は Y1 社の指揮監督下にある従業員のデータであることなどからすると、Y1 社が、その従業員から当該データを取得し、それを X 社に提供していると考えられる。

「個人データ」を第三者に提供する場合、原則として、あらかじめ本人の同意を得なければならないため（個人情報保護法 23 条 1 項）、ドライブ・レコーダから得られる情報を X 社に提供することについて、Y1 社が、その従業員からあらかじめ同意を得ていることが原則として必要となる。

ただし、「オプトアウト」の方式による場合（個人情報保護法 23 条 2 項）、Y1 社が X 社に利用目的の達成に必要な範囲で個人データの取扱いの全部又は一部を委託している場合（個人情報保護法 23 条 5 項 1 号）はあらかじめ従業員から同意を取得する必要はない。

(3) ②の後半について（「匿名加工情報」の該当性）

「匿名加工情報」とは、①個人情報を加工して、②特定の個人を識別することができず、③個人情報を復元することができないようにしたものという。

ドライブ・レコーダから得られる情報には、例えば、走行開始日時、走行終了日時、緯度、経度などの情報が含まれていると考えられる。そのため、ドライブ・レコーダから得られる情報と Y1 社が管理している配達先情報（誰が、いつ、どこからどこへ配送することになっていたか）などを個人情報の管理委託先である X が Y1 から提供を受けて照合すれば、たとえ運転者の氏名、年齢、所属、社員 ID、車両番号を削除するなどの加工をしていたとしても、特定の個人（従業員）を識別できると考えられる。

したがって、運転者の氏名、年齢、所属、社員 ID、車両番号を削除するなどの加工をしていたとしても、ドライブ・レコーダから得られた情報は「匿名加工情報」には該当しない可能性があると考えられる。（本ガイドライン(データ編)第 4-2-(6)-①および③参照）

なお、仮に匿名加工情報に該当した場合、匿名加工情報の第三者提供にあたり本人の同意は不要だが、ドライブ・レコーダから得られた情報を匿名加工処理して第三者に提供する行為が目的外利用禁止規定に反する可能性がある点には留意が必要である。

相談事項 2

③ X 社は、Y1 社および Y2 社のドライブ・レコーダから得られる情報のうち、道路情報、車両走行情報、事故発生情報、移動履歴情報等の情報を、運転者の氏名、年齢、所属および社員 ID ならびに車両番号を削除した上で、第三者（例えば、自動運転技術を開発する事業者）に対して提供したい。

X社のこのような行為は、秘密保持義務およびデータの目的外利用禁止との関係で問題はないか。また事故の状況を撮影した映像を、警察・保険会社に提供する場合はどう考えるか。

- ④ ③において新たな契約上の対応を行う必要がある場合、Y1社、Y2社の承諾を促すために、一般的にはどのような措置が求められるか。
- ⑤ Y1社、Y2社のドライブ・レコーダから得られる情報について、パーソナルデータとして、Y1社、Y2社の従業員に対して別途個人情報に準じた対応は必要か。また、X社は運転者の氏名、年齢、所属および社員IDならびに車両番号以外の情報について、特段の加工を施していないが、このような加工情報であっても、個人情報保護法上の匿名加工情報として認められるか。さらに、事故の状況を撮影した映像を警察・保険会社に提供する場合には、運転者の氏名・年齢・所属・社員ID・車両番号についても具体的に提供することが想定されるが、個人情報保護法との関係でどう考えるか。

検討の視点

(1) ③および⑤について

① 個人情報保護法の観点

前述のとおり、道路情報、車両走行情報、事故発生情報、移動履歴情報等の情報は、車両の走行情報や移動履歴情報を含んでいるので、たとえ、運転者の氏名、年齢、所属および社員IDならびに車両番号を削除したとしても、個人（従業員）を識別できる場合には、「個人データ」にあたりうる。

そうすると、X社が自動運転技術を開発する事業者などに当該個人データを提供すれば、個人データの第三者提供になり得る。そのため、原則として、本人（Y1社らの従業員）から第三者提供について同意を取得しなければならないと考えられる。

もっとも、個人を識別されないように当該データを加工することで「匿名加工情報」に該当する情報となれば、本人（Y1社らの従業員）からのあらかじめの同意を取得せず、X社は当該情報を第三者に提供することができる。また、対象データが個人に関するものである場合、一部の情報をあえて収集しないことで、特定の個人を識別できる個人情報に該当することを回避することも考えられる。（本ガイドライン（データ編）第5-2-(2)-②）

② 目的外利用禁止の観点

X社とY1社あるいはY2社との契約において、Y1社あるいはY2社が提供した情報について目的外利用禁止が規定されており、サービスの品質向上および開発のためにデータを編集・使用することはできても、データを第三者提供する目的で編集・使用し、さらに編集したデータを第三者に提供することは目的外利用となる可能性があるため、X社が取得したデータを加工して第三者に提供すれば、目的外利用にあたり、X社は契約違反の責任を問われる可能性がある。

③ 警察、保険会社への提供

a 警察の場合

個人情報取扱事業者は、法令に基づく場合は、あらかじめ本人の同意を得なくとも個人データを第三者に提供することができる（個人情報保護法 23 条 1 項 1 号）。そのため、法令に基づく警察の捜査に応じて事故の状況を撮影した映像を提供することについて個人情報保護法の問題は生じないと考えられる。

b 保険会社の場合

保険会社の求めに応じて事故の状況を撮影した映像を提供した場合、法令等に基づく調査にあたらないう限り、個人情報保護法に違反することになり得ると考えられる。

(2) ④について

上記のとおり、個人情報保護法の観点からは Y1 社あるいは Y2 社の従業員から第三者提供について原則としてあらかじめ同意を取得することが必要とされ（上記のとおり、「匿名加工情報」に該当すれば Y1 社らの従業員からの予めの同意は不要）、目的外利用禁止の観点からは Y1 社あるいは Y2 社から目的外利用についての同意を取得することが必要とされるが、これらの同意を促すためには、たとえば、

- データの第三者提供に同意した事業者（およびその従業員）には、そのデータを活用して得られた成果物を無償あるいは割引価格で提供する方法
- データの第三者提供に同意した事業者（および従業員）のリース料を安くする方法

などが考えられる。

その他には、データの第三者提供する際に、予めデータ提供者に提供するデータの内容を確認してもらって、データ提供者の秘密情報が除外されているかを確認する手続規定を設ける方法もある（本ガイドライン（データ編）第 4-2-(4)参照）。

相談事項 3

⑥ 相談事項 1 および 2 で運転する従業員が外国会社等に勤務する外国人である場合に、特に留意する点はあるか。

検討の視点

個人情報保護法による規制は国籍によって変わるところはないので、日本国内における自動車のリースである限り、相談事項 1 および 2 で述べたことが当てはまると考えられる。

相談事項 4

⑦ Z社もデータの利用権限を有することを内容とするサービス利用約款改訂の要求は、法的に妥当な要求であるといえるか。仮に問題がある場合、どのような点が問題点として挙げられるか。

⑧ 仮に Z 社の要求に対して承諾する場合、Y1 社、Y2 社との関係での秘密保持義務を考慮するとどのような利用制約条件を付す必要があるか。

検討の視点

(1) ⑦について

現状は、ドライブ・レコーダから取得したデータの管理・分析について Y1 社から委託を受けた X 社が、さらに、ドライブ・レコーダから取得したデータの取扱いについて Z 社に再委託をしていると評価できると考えられる。

これを Z 社がサービスの品質向上および開発のためにサービス利用約款の改訂に伴い、ドライブ・レコーダから取得した生データを加工して、活用したいということが Z 社の要請であり、その要請を実現するために、たとえば、共同利用スキームを取ることが考えられるが、共同利用スキームを取ること自体について法的な問題はないため、Z 社の要求に法的な問題はないと考えられる。ただし、個人情報保護法において、共同利用スキームにより個人データを第三者提供する場合には、当該個人データの本人（本件では、Y1 社および Y2 社の従業員）に対して、共同利用をする旨ならびに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的および当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いていることが必要とされている（個人情報保護法 23 条 5 項 3 号）。

(2) ⑧について

Y1 社から提供されたデータを X 社・Z 社間で共同利用する場合、契約関係は、X 社・Y1 社間（あるいは X 社・Y2 社間）と、X 社・Z 社間にしかならず、Y1 社・Z 社間に契約関係はないことになる。その場合、X 社が、Y1 社から提供を受けたデータを Z 社に提供して共同利用することが Y1 社らとの間の秘密保持義務や目的外利用禁止規定に抵触する可能性がある。そのため、Y1 社らとの契約においてこれらの点について契約違反が生じないように例外を設けるなどの対応が必要になる。（本ガイドライン（データ編）第 4-2-(4)参照）

また、Z 社が X 社から提供を受けたデータを流出させた場合には、X 社が Y1 社らから契約責任を追及される可能性があるため、Z 社に対して、本ガイドライン（データ編）の第 3-2-(1)に記載したような制限を課すことが望ましい。

ユースケース4：工作機械メーカーが、国内および海外に設置された出荷先の工作機械から稼働データを収集し、活用するケース

＜ケース1＞

1 事案の概要

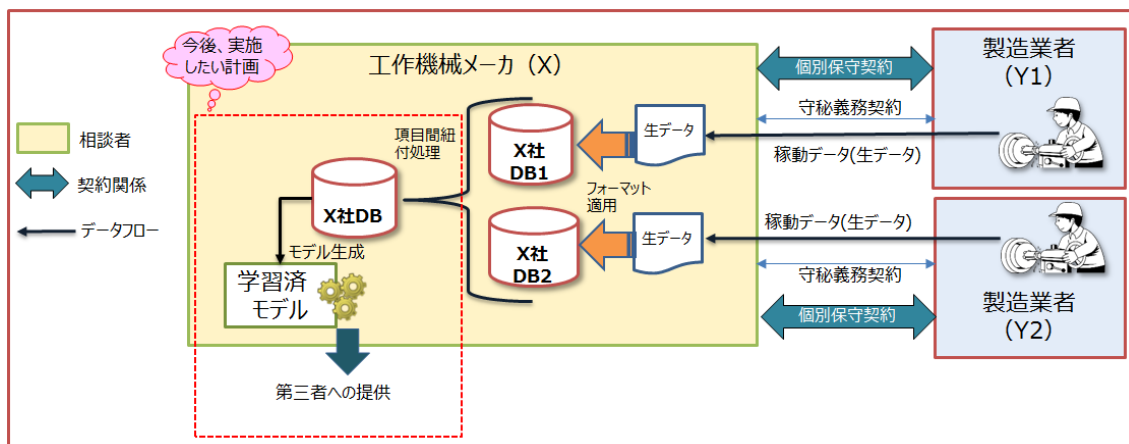
相談者（以下「X社」という。）は、自社が出荷する工作機械について、当該工作機械の保守等の目的のために、当該工作機械の稼働データ等の収集を行っている。X社は、出荷先である製造業者（下図ではY1、Y2）との間で個別の保守契約を締結する際に、データの取扱いに関する守秘義務契約を締結している。

X社が出荷先である製造業者から収集する稼働データ等には、工作機械の稼働状況に関する情報だけではなく、製造に必要な各種情報が含まれている。もっとも、各製造業者から収集する生データだけでは意味をなさず、当該生データにX社のフォーマット情報を適用することで初めて利用可能なデータベース（下図ではX社DB1、X社DB2）を構築することができる。各製造業者のデータ（生データおよびデータベース）は、X社において製造業者ごとに個別管理を行っている。

X社は今後、各製造業者のデータを統合して、各種解析用のデータベース（下図ではX社DB）を構築したいと考えている。当該解析用データベースを用いて、工作機械の最適利用に関する分析を行ったり、工作機械の故障の予兆分析を行うための学習済モデルを生成し、これを新規顧客である製造業者へのコンサルティングに活用したり、さらには当該学習済みモデル自体を第三者へ提供することも計画したいと考えている。

解析用データベースの構築に当たっては、製造業者ごとに個別管理しているデータベース（下図ではX社DB1、X社DB2）について、必要な項目間の紐付け処理を行う必要があるが、この紐付け処理にはX社のノウハウが必要となる。

なお、X社が製造業者と締結している守秘義務契約上、X社が当該製造業者から取得する秘密情報を第三者に提供することは、当該製造業者の承諾がない限り、原則として禁止されている。



2 相談事項および検討の視点

相談事項 1

- ① X社がY1社から収集するデータは生データであり、当該データをX社において解析できるようにするためには、当該データにX社のフォーマットを適用する必要がある。この場合、X社は、X社のフォーマットを適用して構築したデータベース（X社DB1）を、自らの著作物として自由に利用することができると考えられるか。

検討の視点

本ガイドライン（データ編）第3-1-(1)のとおり、著作権法上、データベースであってその情報の選択または体系的な構成によって創作性を有するものは、データベースの著作物となるとされているものの（同法12条の2第1項）、生データに対してクレンジングや加工・分析といった処理を施すことのみによって、情報の選択または構成に創作性が認められる（すなわち、データベースの著作物であると認められる）場合は限定的であると考えられる。ただし、X社のフォーマットについて情報の選択または構成の独創性が認められる場合には、当該フォーマットを適用して構築したデータベース（X社DB1）について、データベースの著作物であると認められる可能性がある。

なお、X社とY1社との間には守秘義務契約が締結されており、守秘義務契約においては対象となる秘密情報の利用目的を制限していることが通常である。したがって、本件において、仮にX社DB1にX社の著作権が認められる場合であっても、X社がY1社から収集した生データその他の秘密情報については、原則として、Y1社との守秘義務契約において定められた利用目的の範囲内でのみ利用が認められることについては留意を要する。

相談事項 2

- ② 出荷先の製造業者を特定しないように抽象化を行ったうえであれば、現在製造業者ごとに個別管理しているデータベース（X社DB1、X社DB2）を統合することは可能か。また、統合したデータベース（X社DB）を利用して、専ら自社内の用途（製品向上等）のための分析や、学習済モデルの生成および第三者への提供を行うことは可能か。

検討の視点

製造業者ごとに個別管理しているデータベース（X社DB1、X社DB2）内のデータについて、製造業者を特定しないように抽象化を行ったうえで、一つのデータベース（X社DB）に統合することが、X社と各製造業者との間の守秘義務契約で許容されている利用目的の範囲に含まれるか否かが問題となる。具体的な判断は、守秘義務契約において利用目的がどのように定められているか、また、目的外利用がどのように制限されているか等により異なりうるが、仮に工作機械の保守目的のみが利用目的として定められている場合には、上記のようなデータベースの統合は利用目的の範囲に含まれないと解される

場合が多いと考えられる。

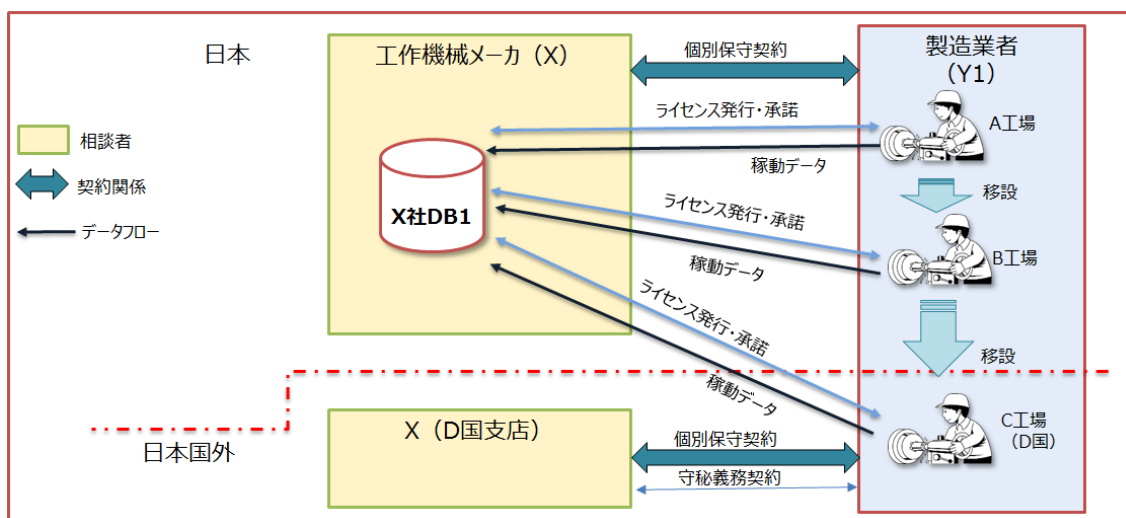
なお、製造業者を特定しないように抽象化を行ったデータは、当初収集した生データとは同一性を失った別のデータであり、各製造業者との間の守秘義務契約上の守秘義務の対象にはならないという考え方もありうる。もっとも、そのような抽象化を行うこと自体が、守秘義務契約上の利用目的の制限に抵触する場合も多いと思われる。したがって、既存の一般的な内容の守秘義務契約に基づいて取得または収集したデータを、当該守秘義務契約締結時点には想定していなかった目的で利用することを検討する際には、既存の守秘義務契約の内容を精査するとともに、必要に応じて、新たにデータの取扱いに関する契約を締結することが、当事者間の争いを回避するという観点からは望ましい。

<ケース2>

1 事案の概要

X社は、輸出貿易管理等の観点から、自社システムを通じて、自社が出荷した工作機械の稼働場所等の把握を行っている。そして、工作機械の設置場所が変更された場合には工作機械使用のライセンスが切れるように設定しており、その後、移設先が確認されたときに限りライセンスの再発行を行ったうえで、工作機械の再稼働が可能となるようにしている。

また、工作機械の移設先は国内（下図ではB工場）だけではなく、同一法人内の国内拠点から海外拠点（下図ではC工場）への移設が生じることもあるほか、国内の製造業者から海外の事業者へ転売されるケース（さらに、当該海外の事業者から第三国の事業者へ再転売されるケース）もあるため、これらの場合でも可能な範囲で上記と同様の手続を行っている。



2 相談事項および検討の視点

相談事項3

- ③ X社が、海外に設置されている工作機械からデータを収集する場合、留意すべき点はあるか。

検討の視点

データを海外から収集する場合、本ガイドライン（データ編）第 4-2-(5)および第 4-2-(6)-④-b 記載のとおり、データの越境移転規制とデータ・ローカライゼーション規制に留意する必要がある。なお、本件のようにデータを収集する工作機械が第三国に移転または転売される可能性がある場合、そもそも当該工作機械の稼働場所が把握できていないと、予期していない国または地域から意図せずデータを取得する可能性があり、その結果として当該国または地域の越境移転規制やデータ・ローカライゼーション規制に抵触する可能性があるため留意が必要である。

また、海外の製造業者と守秘義務契約やデータの取扱いに関する契約を締結する場合は、本ガイドライン（データ編）第 4-2-(5)記載のとおり、当該国または地域のデータ保護に関する法律の内容を検討したうえで、準拠法や紛争解決手段の選択を慎重に行うことが望ましい。なお、本件のようにデータを収集する工作機械が第三者に転売される可能性がある場合、当初 X 社が工作機械を出荷した Y1 との間でデータの取扱いに関する契約を締結していたとしても、当該工作機械が第三者に転売される際に、当該契約が転売先に承継されない場合には、転売先との関係ではデータの取扱いに関する契約が存在しない状態となる。このような状態で、当該工作機械からデータの収集を継続すると、両当事者の間でデータの利用権限等が不明確になるおそれがあるため留意が必要である。

なお、海外に設置されている工作機械から収集するデータに個人情報が含まれる可能性がある場合は、当該国または地域における個人情報保護法制に留意する必要がある。特に、いかなる情報が法令上保護の対象となる「個人情報」に該当するかは、当該国または地域における個人情報保護法制によって異なるため、たとえば、日本の個人情報保護法上は「個人情報」または「個人データ」に該当しない情報であっても、日本以外の国または地域においては個人情報保護法制の対象となる可能性があるため留意が必要である。

ユースケース5： 自動車分野におけるデータ活用に関する事例

1 事案の概要

(1) サービスの概要

- ① X社は、法人向けおよび個人向けにテレマティクスサービス³を提供する事業者である。X社は、車両メーカーの場合もあれば、ナビゲーション装置のメーカーの場合もある。
- ② Yは、X社が製造・販売する自動車車両（コネクティッドカー）またはナビゲーション装置の購入者であり、所有者である。個人の場合と法人の場合があり、法人の場合は、レンタカー会社の場合もある。
- ③ X社は、自社の製造する自動車車両（コネクティッドカー）またはナビゲーション装置に、センサおよび車載通信機を搭載して、販売店を経由して、Yに販売する。
- ④ X社は、Yとの間で、テレマティクスサービス利用契約を締結する。この際、Yの契約者情報および車両情報またはナビゲーション装置情報が、YからX社に提供される。
- ⑤ 契約対象のコネクティッドカーまたはナビゲーション装置が搭載された自動車が走行した場合、自動的にセンサが取得した交通情報、車両操作情報、車両挙動情報その他のデータが、車載通信機を経由して、X社が管理するサーバに送信される。このサービスによって蓄積された情報を、X社は、テレマティクスサービスに活用する。
- ⑥ 収集したデータをテレマティクスサービスに活用するにあたっては、顧客Yにデータを提供する場合のみならず、X社自身が活用する場合や、保険会社等が提供する個別車両向けサービスのために所有者の同意のもと第三者提供する場合や、Yを特定できないよう統計処理等をしたうえで、第三者に提供する場合もある。
- ⑦ コネクティッドカーまたはナビゲーション装置の購入者であるYと、コネクティッドカーまたはナビゲーション装置が搭載された自動車の運転者は一致しない可能性がある。

(2) 契約関係

① X社とYとの間の契約関係

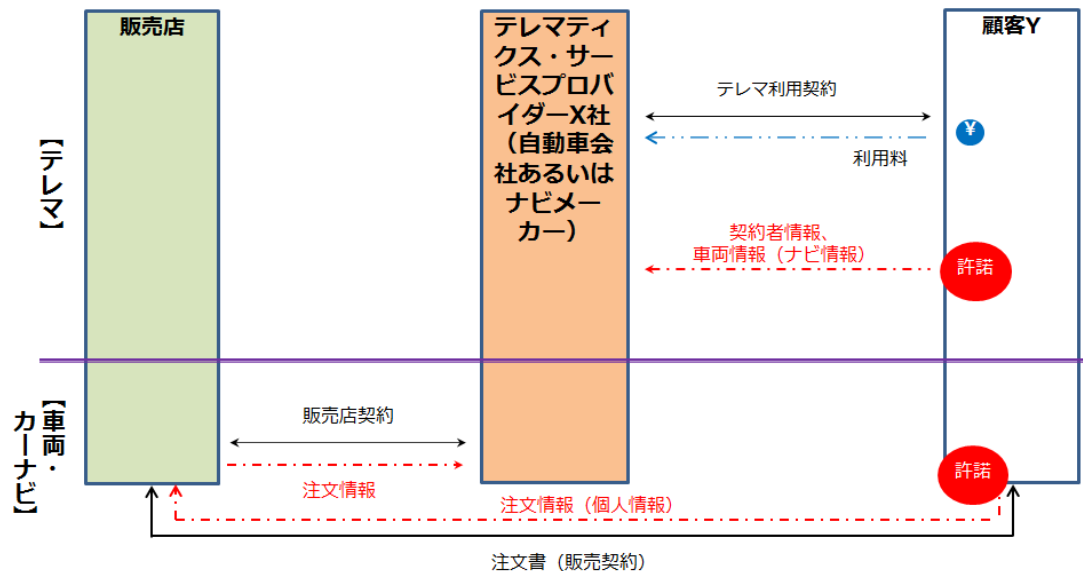
X社は、上記のサービスを提供するために、Yとの間でテレマティクスサービス利用契約を締結する。Yはサービス提供を受ける対価として、X社にサービス利用料を支払う。

② 販売店とYの間の契約関係

Y社は、コネクティッドカーまたはナビゲーション装置の販売に関して、販売店との間で販売店契約を締結する。販売店は、Yとの間で、車両販売契約またはナビゲーション装置販売契約を締結し、コネクティッドカーまたはナビゲーション装置を販売する。その際、販売店は、Yから、X社に購入者情報（車両情報またはナビゲーション装置の情報を含む）としてのYの情報を提供することについての同意を取得する。

³ 自動車などの移動体に通信システムを組み合わせ、情報サービスを提供することをいう。

- 自動車会社あるいはカーナビメーカーは、販売店（カーディーラー、自動車用品店）を通して、ハードウェア製品の販売事業を展開。
- 一方、ハードウェア製品を使ったコネクティッドサービス（テレマティクスサービス）について、顧客と利用契約を締結し、テレマティクス事業を展開。そのサービスのために、契約者情報や製品の使用や稼働情報を取得。



2 相談事項と検討の視点

相談事項 1

- ① コネクティッドカーまたはナビゲーション装置のセンサから取得・送信されたデータは誰のものか。
- ② コネクティッドカーまたはナビゲーション装置の所有者である Y が個人の場合、Y が友人に貸して運転させた場合、どのような問題があるか。
- ③ コネクティッドカーまたはナビゲーション装置の所有者である Y が法人の場合、車両の運転者は自然人であるため、所有者と運転者が異なることになるが、どのような問題があるか。

検討の視点

(1) ①について

Yによって、コネクティッドカーまたはナビゲーション装置を搭載した自動車が走行した場合、交通情報、車両操作情報、車両挙動情報その他のデータが自動的に取得され、X社の管理するサーバに送信される。これらのデータが創出される一連の経過には、少なくとも、サービスの運営者であるX社、およびコネクティッドカーまたはナビゲーション装置の所有者であるYが関与することになるため、取得・送信されたデータをめぐる権利関係および利用権限のあり方が問題となる。この際、データには所有権その他の物権的な権利を観念することができないため、当該データが「誰のものか」という所有権的な観点から議論をするのではな

く⁴、データの生成、収集、蓄積、および分析における各関係者の寄与度等を勘案し、どの関係者がどのような利用権限を有するのかという観点から、関係者間の契約において利害調整を図ることが必要である。

(2) ②について

センサから得られる情報は、車両またはナビゲーション装置に紐づけられているので、車両情報またはナビゲーション装置の情報および購入者情報を用いることで、X社は容易にセンサから得られるデータがどの購入者Yが所有する車両に係るデータなのかを識別することができると考えられる。購入者Yが個人の場合で、センサから得られる情報が、生存している個人に関する情報のうち、特定の個人を識別することができる（他の情報と容易に照合することができ、それによって特定の個人を識別することができるものを含む）場合には、「個人情報」に該当することになると考えられる。そして、かかる情報はX社によってデータベース化されているので、「個人データ」に該当することになる可能性が高いと考えられる⁵。このため、「個人データ」の利用・第三者提供に関して、Yの同意を取得する等の対応を検討する必要がある。同意の取得に関しては、当初の、X社とYの間で締結されるテレマティクスサービス利用契約において、包括的な同意を取得することが考えられる。

(3) ③について

① 購入者Yが法人であり、自社の従業員に社用として運転させていた場合の影響

センサから得られる情報は、物理的には運転者（が乗る車両またはナビゲーション装置）からX社が取得してX社のサーバに格納されることになる。Yが法人で、その従業員に社用車として運転させる場合、X社はYとの契約に基づいて、Yの所有する車両または車両に搭載されたナビゲーション装置からデータを取得していること、センサから得られる情報はYの指揮監督下にある従業員のデータであることなどからすると、Yが、その従業員から当該データを取得し、それをX社に提供していると考えられる。

一般に、ある情報が「個人データ（個人情報）」であるかは、相対的に判断される。Yが法人で、その従業員に社用車として運転させる場合、どの従業員がどの社用車を運転しているかをYが把握していることは少なくない。この場合、Yは従業員の「個人データ」をXという第

⁴ Yの所有する自動車またはナビゲーション装置から取得されたデータであるから、Yが当該データに対する完全な権利を有するべきであるということにはならず、他方で、X社が、当該データに対する完全な権利を有するべきであるということにもならない。なお、データに対する利用権限の設定と個人情報保護法による制限とは別個の問題であり、仮に、センサから取得・送信されたデータが自動車またはナビゲーション装置の所有者であるYまたは運転者Y'の個人情報に該当するとしても、当該データが、YまたはY'のものであり、YまたはY'が当該データに対する「所有者」であるということにはならない。

⁵ Yが個人の場合には、一般的には運転者もYである可能性が高いと考えられるが、相談事項②にあるように、実際には友人や家族等が運転し、購入者自身が運転をしていない場合もあり、X社において、運転者が誰であるかを識別できない場合も少なからずあると考えられる。しかし、そのような場合でも、少なくとも、Yの所有する車両の情報であるとはいえることから、Yの個人情報として取り扱うのが適切であると考えられる。

三者に提供するものとして取り扱われる可能性が高い。「個人データ」を第三者に提供する場合、原則として、あらかじめ本人の同意を得なければならないため（個人情報保護法23条1項）、センサから得られる情報をX社に提供することについて、Yが、その従業員からあらかじめ同意を得ていることが原則として必要となる。サービスの提供者であるX社は、テレマティクスサービス利用契約の締結に際して、同意の取得状況を確認できる資料の提出を義務付けるか、テレマティクスサービス利用契約において、同意の取得等の対応を義務付けることを検討すべきである。

② 購入者Yが法人（レンタカー会社）であり、自社のサービスの利用者である自然人に運転させる場合の影響

購入者Yが法人（レンタカー会社）であり、自社のサービスの利用者である自然人に運転させる場合、X社はYとの契約に基づいて、Yの所有する車両からデータを取得していること、センサから得られる情報はYの提供するサービスの利用者である自然人のデータであることなどからすると、Yが、その利用者から当該データを取得し、それをX社に提供していると考えられる。

すでに述べたように、一般に、ある情報が「個人データ（個人情報）」であるかは、相対的に判断される。Yがレンタカー会社で、自社のサービスの利用者である自然人に運転させる場合、運転者が複数いる場合を除けば、Yは事前に運転者の免許証の確認等をするのだから、誰が運転するかを把握しているものと考えられる。この場合、Yは自社のサービス利用者の「個人データ」をXという第三者に提供するものとして取り扱われる可能性が高い。このため、アで述べたのと同様の対応を検討すべきである。

相談事項2

- | |
|--|
| <p>④ センサから取得・送信されたデータは、どの範囲で営業秘密として保護されるのか。</p> <p>⑤ センサから取得・送信されたデータを第三者へ提供する際にどのような点がポイントとなるか。</p> |
|--|

検討の視点

(1) ④について

データが、不正競争防止法上の営業秘密として法的保護の対象になり得るためには、①秘密管理性、②非公知性、③有用性の要件を満たす必要がある、特に、秘密管理性の要件を満たすことができるかが問題となる。したがって、営業秘密としての保護を受けるためには、秘密管理性の要件を満たすような方法で管理をすべきであり、データ提供契約を締結する際にも、当該要件を満たすことができるような管理方法をデータ受領者側に要求する必要がある。また、取引によって一定の流通を予定されているデータについては、営業秘密として必ずしも保護されるわけではないが、この点に関する不正競争防止法の改正案の内容については、

本ガイドライン（データ編）第 3-2-(2)（不正競争防止法による保護）参照。

(2) ⑤について

第三者提供の際、実務では、提供先の第三者に対してどのような利用権限を設定するかが問題となる。すなわち、提供データの利用目的の制限（目的外利用の禁止）、提供データを活用した派生データ等の利用権限の設定、提供先からさらに第三者へ提供することの可否などを、提供先の第三者との間で取り決める必要がある（本ガイドライン（データ編）第 4-2-(1)参照）。

また、Y との間でテレマティクスサービス利用契約を締結する際に、第三者提供ができることおよび第三者への利用許諾等の可能な範囲を明確にしておくことが必要である⁶。

相談事項 3

⑥ 第三者に提供したデータの品質に問題があり、それに起因して損害が発生した場合、どのような責任を負うことになるのか。

検討の視点

一般に、提供データの品質として問題となるものには、データが不正確であるか、不完全であるか、有効ではないか（契約目的への適合性がないか）、提供データがウイルスに感染しており安全ではないか、第三者の知的財産権を侵害していないかといったものがある。ここでいうデータの正確性とは、事実と異なるデータが含まれていないことを意味し、データの完全性とは、データが全て揃っていて欠損や不整合がないことを意味する。また、データの有効性とは、当該契約の目的に適合する内容をデータが伴っていることをいう。

データ提供型契約が有償契約である場合、データの品質について問題があれば民法上の瑕疵担保責任の適用があり、データ受領者から法的責任を追及され得ると考えられる。そこで、どの範囲でデータ提供者がデータの品質について責任を負うのかを、データ提供型契約をする際に明確にしておくことが望ましい（たとえば、表明保証条項を用いることが考えられる）。なお、データ提供者がこのような提供データの品質について一切保証しない旨の規定を契約書で定めた場合、原則としてその規定は有効であるが、データ提供者の故意または重大な過失により提供データの品質に問題があったような場合には、データ提供者は責任を負う可能性があると考えられる（本ガイドライン（データ編）第 4-2-(2)参照）。

⁶ 提供データに個人情報が含まれる場合には、原則として、提供データを第三者に提供する際に、あらかじめ本人の同意を取得する必要がある（個人情報保護法 23 条 1 項）。もっとも、前記のとおり、自動車またはナビゲーション装置の所有者 Y の友人が運転をしており、X 社において、当該友人を個人として識別することができないという場合には、当該友人の個人データとして取り扱う必要がなく、当該友人から同意を取得する必要はないと考えられる。

相談事項4

⑦ センサから取得・送信されたデータを外国事業者を提供する場合、どのような点に注意すべきか。

検討の視点

データを外国事業者を提供するとき、移転対象となるデータに個人情報が含まれる場合には、わが国の個人情報保護法やEUのデータ保護指令・一般データ保護規則（GDPR）に代表される、個人情報保護に主眼を置いた越境移転規制が問題となり得る。具体的には、事業者が個人データを外国にある第三者に提供する場合には、原則として、個人情報保護法24条に定める本人の同意を取得しなければならない（同意が不要となる要件を含め、本ガイドライン（データ編）第4-2-(6)-④を参照）。なお、「外国にある第三者」に該当するか否かについては法人格を基準とするため、X社が、自社の外国子会社に対して個人データを提供することは「外国にある第三者」への個人データの提供となる。

■経済産業省 商務情報政策局 情報経済課

■AI・データ契約ガイドライン検討会作業部会 データ班

弁護士 岡田 淳（主査）

弁護士 阿久津 匡美

弁護士 内田 誠

弁護士 尾城 亮輔

准教授 佐藤 智晶

弁護士 殿村 桂司

弁護士 中崎 尚

AI・データの利用に関する
契約ガイドライン
- AI 編 -

平成30年6月
経済産業省

AI・データの利用に関する契約ガイドライン

AI 編

目 次

第1 総論	1
1 目的	1
2 問題の所在と解決方法	2
(1) 問題の所在	2
(2) 解決方法	4
3 対象	6
(1) 想定する契約当事者	6
(2) 対象ソフトウェア	7
(3) モデル契約 2007 等との関係	7
4 全体構成	7
5 本ガイドライン（データ編）との関係	8
第2 AI 技術の解説	9
1 基本的概念の説明	9
(1) AI（人工知能・Artificial Intelligence）	9
(2) AI 技術	9
(3) 機械学習（マシンラーニング・Machine Learning）	9
2 対象とする AI 技術	11
(1) 従来型のソフトウェア開発との違い	11
(2) 機械学習の位置づけ	11
3 想定する AI 技術の実用化の過程	11
(1) 実用化の過程	11
(2) 学習段階の各要素	13
(3) 利用段階の各要素	17
(4) 学習段階および利用段階の関与者	17
4 AI 技術を利用したソフトウェア開発の特徴	18
(1) 従来型のソフトウェア開発と比較した特徴	18
(2) 学習済みモデルの特性を理解することの重要性	22
第3 基本的な考え方	23
1 AI 技術を利用したソフトウェアの開発・利用をめぐる契約の現状	23
2 契約の検討に向けた視点	23
(1) 各当事者の立場や考え方の違い	24
(2) 当事者間で問題が生じうる事項	24
3 権利帰属・利用条件の設定	25
(1) 知的財産権等に関する整理	25
(2) 権利帰属・利用条件の設定	27
4 責任の分配	32
(1) 責任に関する整理	32
(2) 学習済みモデルの生成	32
(3) 学習済みモデルの利用	33
5 独占禁止法上の問題	35

(1) 優越的地位の濫用	35
(2) 排他条件付取引・拘束条件付取引等	36
(3) 下請法	37
第4 AI技術を利用したソフトウェアの開発契約	38
1 AI技術を利用したソフトウェアの開発とは	38
2 学習済みモデルの開発類型	38
(1) 開発類型の分類	38
(2) 対象とする開発類型	41
3 開発方式	41
(1) ソフトウェアの一般的な開発方式	41
(2) 学習済みモデル生成に適した開発方式	42
(3) 各段階の説明	44
(4) ユーザ・ベンダの役割	46
4 契約における考慮要素	47
(1) 契約の法的性質	47
(2) 契約における交渉のポイントと留意点	49
(3) 具体例による解説	56
第5 AI技術の利用契約	60
1 AI技術の利用とは	60
2 学習済みモデルの利用サービス	61
(1) 概要	61
(2) サービスの利用方式と提供形態	62
(3) 契約の形式	62
3 契約における考慮要素	62
(1) 学習済みモデルのカスタマイズ	63
(2) 入力データ	63
(3) 再利用モデル	64
(4) AI生成物	64
第6 国際的取引の視点	66
1 一般的な留意事項	66
(1) 基本的な視点	66
(2) 適用法の確定	66
(3) 紛争解決手段の選択	67
2 学習済みモデルの生成・利用で問題となり得る事項	68
(1) データ取得・生成	68
(2) 学習済みモデルの生成	71
(3) 学習済みモデルの利用	74
第7 本モデル契約について	77
1 位置づけ	77
2 特徴	77
3 各モデル契約の前提や留意点	78
(1) アセスメント段階：秘密保持契約書	78
(2) PoC段階：導入検証契約書	78
(3) 開発段階：ソフトウェア開発契約書	78
(4) 追加学習段階	79
4 アセスメント段階の秘密保持契約書（モデル契約書）	80

目次

5	PoC 段階の導入検証契約書（モデル契約書）	86
6	開発段階のソフトウェア開発契約書（モデル契約書）	102
第8	総括	139
別添	作業部会で取り上げたユースケースの紹介	

第1 総論

本ガイドライン（AI編）は「AI¹技術（人間の行い得る知的活動をコンピュータソフトウェアに行わせる一連のソフトウェア技術）」を利用するソフトウェアの開発・利用を促進する等の観点から、AI技術を利用したソフトウェアの開発・利用に関する契約の基本的な考え方を解説したものである。

1 目的

現在、主に機械学習を利用したAI技術²が実用化段階に入り、多くの企業がAI技術を利用したソフトウェアの開発・利用に取り組み始めている。今後、AI技術が社会に広く普及していくことが想定される。また、AI技術によって、利便性・生産性の向上や今までは対応しきれなかった少子高齢化等の社会的・構造的課題への対応が可能になることが期待されている。

しかし、AI技術を利用したソフトウェアの開発・利用に関して、権利関係をどのように処理すればよいのか、開発・利用に伴って発生し得る責任を誰が負うのかといった法律問題は新しい問題であり、法律が整備されていないため不明確な点も多い。

このような状況においては、当事者間で契約を締結することによって権利関係や責任の分担を定めておくことの必要性が高い。

もっとも、AI技術の基本技術思想は、データから結論を推論する帰納的なものであり、従来型の演繹的なソフトウェアの基本技術思想と根本的に異なっている。

このような違いから生じるAI技術を利用したソフトウェアの開発、典型的には学習済みモデルの生成における、従来型のソフトウェア開発と比較した特徴として、①学習済みモデルの内容・性能等が契約締結時に不明瞭な場合が多いこと、②その内容・性能等が学習用データセットに依存すること、③その生成に際して特にノウハウの重要性が高いこと、および④各種生成物について更なる再利用の需要が存在すること等が挙げられる。

また、当事者に目を向けると、データが必要となることが多いAI技術を利用したソフトウェアの開発にあたっては、その開発を依頼する者（以下「ユーザ」という。）は、データやノウハウを提供することによって、それらの価値が低下することや情報が流出することを懸念する立場にある一方で、AI技術を利用したソフトウェアを開発する者（以下「ベンダ」という。）は、知的財産がユーザに移転することで自らの事業の自由度が奪われることやノウハウの流出を懸念する立場にある。

しかし、このようなAI技術の特性や、相手方の立場についての理解が広く社会に浸透しているとは言い難い。その結果、契約交渉において、当事者が自らの権利の確保に固執したり、相手にAI技術の特性やデータ・ノウハウの価値を無視した、現実的ではない要求をすることによって、契約交渉が難航して契約が不成立となったり、当事者の事業の自由度が過度に制約されイノベーションが妨げられてしまうおそれや、契約締結するにあたって、

¹ 「AI」とは「Artificial Intelligence」の略称であり、日本語では「人工知能」と訳される。もっとも「AI」に確立した定義は存在しないのが現状である。詳細は、後記第2-1-(1)で解説する。

² 機械学習は、AIに関連する技術の一つにすぎない。もっとも、便宜上、本ガイドライン（AI編）では、機械学習のみを意味して、「AI技術」という表現を使用することがある。詳細は、後記第2-1-(2)で解説する。

当事者の労力・時間といったコストが高くなるおそれがある。

このようなことになれば、AI 技術の開発・利用が阻害され、ひいては我が国の産業競争力が失われたり、社会的・構造的課題の解決が困難となるといった結果をもたらしかねない。

そこで、本ガイドライン（AI 編）は、AI 技術を利用したソフトウェアについて、その特性を踏まえた上で、開発・利用契約を作成するにあたっての考慮要素、トラブルを予防する方法等についての基本的な考え方を提示する。それによって、当事者の双方が納得する合理的な契約を締結するための情報を提供し、契約プラクティスを形成する一助となることで、AI 技術を利用したソフトウェアの開発・利用を促進することを目的としている。

なお、本ガイドライン（AI 編）は、契約についての基本的な考え方を提示するものにすぎず、何ら法的な拘束力を有するものではなく、また、当事者の契約の自由を何ら制約するものではないことを念のため付言する。

2 問題の所在と解決方法

AI 技術を利用したソフトウェアに関する法的問題は、AI 技術が産業利用可能な技術として近年急速に発展・普及してきたため、①AI 技術の特性を当事者が理解していないこと、②AI 技術を利用したソフトウェアについての権利関係・責任関係等の法律関係が不明確であること、③ユーザがベンダに提供するデータに高い経済的価値や秘密性がある場合があること、④AI 技術を利用したソフトウェアの開発・利用に関する契約プラクティスが確立していないことに主に起因していると考えられる。以下、これらの問題の所在と、これらの問題を本ガイドライン（AI 編）によってどのように解決していくことを目指すかについて述べる。

(1) 問題の所在

① AI 技術の特性を当事者が理解していないこと

AI 技術がどのような技術なのか、どのような特性を有しているのかについて、現時点ではまだ共通の理解と認識が形成されておらず、そのような中では、当事者の意見の食い違いや誤解が生じ、トラブルが発生しやすい。

詳細については、後記第 2-4 のとおり、AI 技術を利用したソフトウェアと従来型のソフトウェアの開発における違いとして、たとえば、成果物（後述する学習済みモデル）の精度が、学習に利用するデータに大きく依存するため、開発の初期段階で、どのような成果物が完成するか予測することが、原理的に困難なことが挙げられる。

このような AI 技術の特性が理解されていない結果、成果物の性能保証等をめぐって、ユーザとベンダとの間で決着がつかない議論が展開されるおそれがある。

② AI 技術を利用したソフトウェアの権利関係・責任関係等の法律関係が不明確であること

AI 技術の急速な発展・普及に法律が追い付いていないため、AI 技術を利用したソフトウェアに関する権利関係や責任関係について、法律によって明確にされていない部分が多い。

権利関係については、たとえば、学習済みモデルを構成する学習済み

パラメータについて著作権が生じるか否かという点について、確立された解釈は存在していない。

責任関係については、たとえば、ユーザがデータを提供しベンダが開発したAI技術を利用したソフトウェアが第三者に損害を与えた場合に、その損害がデータに起因するのか、プログラムに起因するのかについての判断は容易ではなく、民法等の法律の規定によって、ユーザとベンダがどのように損害賠償責任を分担することになるかについては明確ではない。

このように法的関係が法律によって明確に示されていない場合、当事者の予測可能性が担保されていないため、開発・利用に対して消極的となってしまうおそれがある。また、契約締結交渉において、お互いに責任分担を押し付けあう結果、交渉がまとまらずに契約が不成立となることも考えられる。さらに、実際にトラブルが生じた場合、それを解決するための指針がないため、問題解決が困難となる。

③ ユーザがベンダに提供するデータに高い経済的価値や秘密性がある場合があること

精度が高く競争力のあるAI技術を利用したソフトウェアを開発するためには、一般的には学習のための高品質で大量のデータが必要である。AI技術を利用したソフトウェアの開発においては、開発期間の前半には、データの取得と加工に時間と労力をかけることも多い。このようにAI技術を利用したソフトウェアの開発は、データとセットで考える必要があり、開発に必要なデータは、ユーザからベンダに提供されることが一般的である。

ユーザからベンダに提供されるデータは、ユーザが、多大な労力と費用をかけて入手したものであったり、顧客データ、生産管理データ、ノウハウが化体したデータ等、企業としての競争力の源泉となる経済的価値や秘密性があるデータである場合もある。

ユーザとしては、このようなデータを提供することによって、データやノウハウが外部に流出してしまい、企業としての競争力を失ったり、秘密保持義務違反や個人情報保護の問題が生じることを懸念することも多い。また、ユーザとしては、提供したデータから生成された学習済みモデル等の開発の成果物は、自らが提供したデータの上に成り立っていると考える傾向にある。

他方で、ベンダは、たとえば、学習済みモデルに含まれる学習済みパラメータから提供された生データを読み取ることは一般的に困難であることから、情報流出の懸念はないと考える傾向にある。また、ベンダには、学習済みモデルの利活用を図るという観点から、ユーザのデータを使って学習した学習済みモデルを、そのユーザ以外の第三者にも提供したいというニーズがある。

そこで、かかるユーザのデータに対するニーズと、ベンダの成果物の利活用に対するニーズをどのように調整するかが問題となる。このような問題は必ずしもAI技術を利用したソフトウェア特有のものではないが、学習用データセットにその性能が大きく依存する学習済みモデルの生成において、特に先鋭化しやすい状況にあるといえる。

④ AI 技術を利用したソフトウェアの開発・利用に関する契約プラクティスが確立していないこと

AI 技術を利用したソフトウェアの開発・利用に関する契約については、契約当事者の知識・経験も十分に形成されておらず、AI 技術を利用したソフトウェアの有する特性、データ・ノウハウの価値、相手方の立場について十分に理解されないままに契約交渉が行われていることも少なくない。

そのような状態では、権利関係や責任の所在について、当事者が現実的ではない要求を押しついたり、逆に過度に防衛的になることで、当事者間で話が平行線をたどって契約がまとまらないことも考えられる。そうすると、AI 技術の開発・利用が阻害されたり、AI 技術の開発・利用の範囲が限定されてしまう。また、契約条項に誤解や見落としがあるままに契約を締結したために、トラブルが発生した際の解決コストが高くなってしまうリスクもある。

しかも、このような状況を打破するための利益調整の解決方法も広く知られていない。そうすると、ユーザ等のデータの提供者は、データやノウハウの価値が下がることや外部流出してしまうことを懸念して、データを外部提供することに躊躇してしまう。他方で、ベンダ等のデータの受領者は、データ提供者に AI 技術に関する知的財産権やノウハウを奪われてしまうことや、トラブルが発生したときに過大な責任を負わせることになることを懸念して、開発やサービス提供に対して消極的となってしまう。

このような状況のままでは、AI 技術の開発・利用が阻害されてしまい、AI 技術が社会にもたらす様々なメリットを人々が享受できなくなってしまうおそれがある。

(2) 解決方法

上記の問題に対して、本ガイドライン（AI 編）は次の方法によって解決することを目指している。

① AI 技術の特性を当事者が理解していないこと

本ガイドライン（AI 編）は、AI 技術の基本的概念を整理し、解説している。また、AI 技術を利用したソフトウェアについて、開発初期段階で成果物を予測することや、未知の入力に対する性能保証をすることが難しいという特性によって引き起こされる問題についても説明している。これにより、当事者が共通の認識を前提とした上で、契約交渉に望むことが期待される³。

また、AI 技術の特性は、契約による当事者間のリスク分配を直ちに決するものではなく、あくまでも、リスクの評価の一要素にすぎない。この点については、AI 技術に関する契約であっても、既存の契約となんら変わらない。

³ ただし、本ガイドライン（AI 編）で解説する AI 技術の特性は、必ずしも、AI 技術に特有のものではない場合があることには留意が必要である。たとえば、従来型のソフトウェアであっても、未知の入力（データ）に対する性能保証が必ずしも容易であるというわけではなく、相対的な違いに留まるともいえる。

たとえば、事業上は、学習済みモデルの生成やこれを利用したサービスの対価の支払いを一定の結果や KPI⁴の達成にかからせる方法等の支払条件のバリエーションにより、ベンダとユーザのバランスをとるとの方法は考えられる。

また、AI 技術の不確実性に伴うリスクを織り込んだ上で、対価を調整することも考えられ、そのような調整が難しいのであれば、契約を断念することも当然にあり得る選択肢である⁵。

そのため、AI 技術の特性は、契約締結に際して重要な要素ではあっても、決定的な要素ではない。その内容を十分に理解した上で「AI」とのマジックワードに惑わされない、冷静かつ現実的な事業判断が重要となることはいうまでもない。

② AI 技術を利用したソフトウェアに関する権利関係・責任関係等の法律関係が不明確であること

AI 技術を利用したソフトウェアに関する権利関係・責任関係等の法律関係が不明確であるという問題に対しては、契約によって当事者間の権利関係や責任関係を定めることが考えられる。

これによって、法律では不明確な当事者間の権利関係や責任関係を明確化することができる。本ガイドライン（AI 編）および末尾に付したモデル契約（以下「本モデル契約」という。）は、学習済みモデルの開発契約における基本的な考え方を示すことで、当事者間において立場が違うために、議論が平行線となって交渉が進まなくなりがちな事項について、状況を打開するための手がかりとなる考え方を提示している。

また、AI 技術を利用したソフトウェアに関する権利関係については、契約の中に、権利の帰属について定めるだけでなく、成果物やデータに対する利用条件をきめ細やかに設定していくことで、当事者の目的を達成するための柔軟な枠組みを提示している。このような柔軟な枠組みは、契約だからこそ可能になるといえる。この枠組みは、学習済みモデル等について、開示するものと開示しないものを分けて利活用するというオープン・クローズの戦略の活用にも資することになる。

③ ユーザがベンダに提供するデータに高い経済的価値や秘密性がある場合があること

ユーザがベンダに提供するデータに高い経済的価値や秘密性がある場合があることによるユーザの懸念や権利主張という問題に対しては、本ガイドライン（AI 編）および本モデル契約は、上記のとおり、成果物やデータに対する利用条件をきめ細やかに設定していく枠組みを提示し、この利用条件において、当事者の状況や提供するデータの性質を反映した条件を設定することによって、ユーザのデータの取扱いに対するニーズとベンダの成果物の有効活用についてのニーズの調和を図るという考え方を提示している。

⁴ Key Performance Indicator の略称であり「重要業績評価指標」とも呼ばれる。

⁵ この意味で、本ガイドライン（AI 編）は、契約締結を至上の目的とするものではない。

④ AI 技術を利用したソフトウェアの開発・利用に関する契約プラクティスが確立していないこと

AI 技術を利用したソフトウェアの開発・利用に関する契約プラクティスが確立していないという問題に対しては、「探索的段階型」の開発方式を提唱し、その上で各段階について、モデル契約を提供している。

すなわち、具体的には、本ガイドライン（AI 編）は、AI 技術を利用したソフトウェア開発の特徴として、たとえば、学習済みモデルの内容・性能等が契約締結時に不明瞭な場合が多いことや、その内容・性能等が学習用データセットに依存することがあることを踏まえて、開発プロセスに、①学習済みモデルの実現可能性を検討するアセスメント段階、②PoC⁶段階、③開発段階、④追加学習段階を設けて、段階ごとにAI 技術によって自らの目的を実現することができるか否かや、次の段階に進むか否かについて探索しながら、それらの検証と当事者相互の確認を得ながら段階的に開発を進めていくプロセス（「探索的段階型」の開発方式）を導入することを提唱している。この「探索的段階型」の開発方式は、最初に要件定義を固めるウォーターフォール形式と異なり、試行錯誤型の開発を許容する開発方式である。

帰納的に推論を行う AI 技術を利用したソフトウェア開発では、開発初期段階で成果物を確定的に予測することが、演繹的に推論を行う従来型のソフトウェアの開発と比較すると難しく、また、ユーザとベンダの間の認識にも違いが生じやすい。そこで、このように開発における段階を複数に分ける「探索的段階型」の開発方式をとることによって、当事者が開発を進める中で成果物の具体的内容をすりあわせていくことが可能となり、成果物について、その性能保証の適否を含めた、ユーザとベンダの認識の違いが生じることをできるだけ防ぐことができる。

また、「探索的段階型」のプロセスでは、開発を進める中で必要な性能を有する成果物ができないことが判明した場合には、次の段階に進まないという選択をすることができる。このように「探索的段階型」の開発方式を採用することにより、成果物について当事者の認識の違いから生じるトラブルや開発が失敗することによるリスクを限定することが可能となる。

加えて、本ガイドライン（AI 編）は、本文で「探索的段階型」のプロセスを含めた契約の基本的な考え方を解説すると共に、末尾にモデル契約を提供している。

本ガイドライン（AI 編）が、このような情報を広く世の中に提供することで、AI 技術を利用したソフトウェアの開発・利用に関する契約プラクティスが形成されていく一助となれば、契約プラクティスが確立していないという問題の解消が促進されることになるであろう。

3 対象

(1) 想定する契約当事者

本ガイドライン（AI 編）の想定する契約当事者は、大企業から中小企業までの全ての企業である。

⁶ PoC (Proof of Concept) とは、概念実証のことであり、新たな概念やアイデアを、その実現可能性を示すために、部分的に実現することを意味する。

AI 技術を利用したソフトウェアの開発・利用におけるユーザとしては大企業から中小企業まで様々な企業が想定される。他方、AI 技術を利用したソフトウェアを開発するベンダとしては、大手 IT ベンダだけではなく、ベンチャー企業等も存在する。

そのため、本ガイドライン（AI 編）で想定している AI 技術を利用したソフトウェアの開発契約またはサービス契約は、当事者としては大企業に限定したり、中小企業に限定することはしていない。

このように、本ガイドライン（AI 編）では中小企業が当事者となり得ることを想定しているところ、中小企業においては、法務知識を有する人材が十分にいないことがあることや、開発対象として大規模なシステム開発を想定していないことから、本モデル契約はシンプルなものを目指した。

(2) 対象ソフトウェア

本ガイドライン（AI 編）の対象ソフトウェアとしては、事業やオペレーションに関する一定の目的を実現するための AI 技術を利用したソフトウェア、特に学習済みモデルを想定している。これは、AI 技術を利用したソフトウェアについては、現時点では、企業の基幹システムよりも、事業やオペレーションに関する特定の目的を実現するために AI 技術を利用したソフトウェアを用いることが多いと考えられるからである。

なお、本ガイドライン（AI 編）では、全体の構成として、近年、研究開発が進む統計的性質を利用する機械学習（統計的機械学習）、特にディープラーニングを利用したソフトウェア開発を念頭に置いて解説している個所が多数存在する。しかしながら、これはあくまでも説明の便宜とわかりやすさの観点によるもので、実務上研究開発されている機械学習の手法がディープラーニングに限ることを意図しているものではない。この点については、後記第 2-2-(2)で解説する。

(3) モデル契約 2007 等との関係

2007 年公表の経済産業省のモデル取引・契約書（第一版）（以下「モデル契約 2007」という。）は、契約当事者として、対等に交渉力がある大企業のユーザ・ベンダを想定しており、対象システムとして、重要インフラ・企業基幹システムの受託開発、保守・運用を想定している。

また、2008 年公表のモデル取引・契約書（追補版）は、契約当事者として、IT の専門知識を有しない中小企業のユーザと業として情報サービスを提供するベンダを想定しており、対象システムとしては、財務会計システム、販売管理システム等の導入等としている。

本ガイドライン（AI 編）の想定はモデル契約 2007 等の想定と異なるが、これは、現時点における AI 技術を利用したソフトウェアの開発・利用の状況を踏まえたことにより生じた違いである。

4 全体構成

本ガイドライン（AI 編）の構成は次のとおりである。

第1 総論

本ガイドライン（AI 編）の目的や対象を述べる。

第2 AI技術の解説

AI技術の基本的概念やAI技術を利用したソフトウェア開発の特徴について解説する。

第3 基本的な考え方

AI技術を利用したソフトウェア開発・利用契約について基本的な考え方を述べる。

第4 AI技術を利用したソフトウェアの開発契約

学習済みモデルの開発契約について契約の考え方や契約締結時の考慮要素等を述べる。

第5 AI技術の利用契約

AI技術の利用サービスの契約の考え方や考慮要素等を述べる。

第6 国際的取引の視点

外国企業との間で学習済みモデルの開発契約や利用契約を締結する際の考慮要素等を述べる。

第7 本モデル契約について

学習済みモデルの生成について、本モデル契約の基本的な考え方を述べ、本モデル契約を示す。

第8 総括

本ガイドライン（AI編）を総括する。

なお、本ガイドライン（AI編）の末尾にユースケースを示している。

5 本ガイドライン（データ編）との関係

既に述べたとおり、AI技術を利用したソフトウェアの開発をするには、データが重要である。また、AI技術を利用したソフトウェアの学習に利用される学習用データセットや学習済みモデルに含まれる学習済みパラメータはデータそのものである。

データの提供・利用に関する法的問題や利害調整の方法については、本ガイドライン（データ編）が正面から取り上げており、詳細な検討を行っている。データに関する一般的な取扱いについての基本的な考え方や契約条項例については、本ガイドライン（データ編）を参照されたい。

第2 AI技術の解説

1 基本的概念の説明

(1) AI (人工知能・Artificial Intelligence)

「AI」とは「Artificial Intelligence」の略称であり、日本語では「人工知能」と訳される。従前より、この「AI」という言葉は、多義的に用いられてきた。たとえば、脳科学や神経科学の分野においては、生物学的なアプローチから人間の知能そのものについて理解しようというような試みが行われているし、コンピュータサイエンスの分野においては、人間が知能を使って行うことを機械に行わせようというような試みが行われている。

このように「AI」に確立した定義は存在しないのが現状であるが、①人間の知能そのものを持つ機械を作ろうとする立場からの汎用的なAI（以下「強いAI」という。）と、②人間が知能を使ってすることを機械にさせようとする立場からのAI（以下「弱いAI」という。）とに大別する立場がある⁷。

近年、主としてコンピュータサイエンスの分野において、この「弱いAI」は、機械学習に関する技術として理解され、特に画像処理や自然言語処理の分野等において、広く利用されている。

本ガイドライン（AI編）は、現在実用化が進められているのは「弱いAI」であるという認識の下、「AI」という言葉を、「弱いAI」、中でも特に機械学習に関する学問分野（研究課題）を意味するものとして説明を行うこととする。

もっとも、このような定義は、本ガイドライン（AI編）で、便宜上用いるものにすぎない。すなわち、上述の立場を前提とする場合であっても、「AI」を「強いAI」と理解する立場も当然存在するし、また、「AI」を「弱いAI」と理解した場合であっても、機械学習とは異なるアプローチによってそれを実現しようとする立場もあるため留意されたい。

(2) AI技術

「AI技術」とは、人間の行い得る知的活動をコンピュータ等に行わせる一連のソフトウェア技術の総称である。なお、本ガイドライン（AI編）では、便宜上、「AI技術」と表記した場合、後述する「機械学習」、またはそれに関連する一連のソフトウェア技術のいずれかを意味するものとする。

(3) 機械学習 (マシンラーニング・Machine Learning)

「機械学習」とは、あるデータの中から一定の規則を発見し、その規則に基づいて未知のデータに対する推測・予測等を実現する学習手法の一つである。

コンピュータサイエンス分野の研究者および実務家の中でも、機械学習という用語は多義的に使用されており、必ずしも、確立した定義は存在しないものと思われる。現に、機械学習に分類される手法としても、サポートベクターマシン（SVM）、決定木、ニューラルネットワーク、クラ

⁷ 一般社団法人人工知能学会、<http://www.ai-gakkai.or.jp/whatsai/AIresearch.html>

スタリング等種々のものがあり、その外延の確定は容易ではない。

もともと、開発的過程に着目すれば、機械学習を用いた技術開発が帰納的⁸に行われるという点で、概ね共通すると思われる。すなわち、機械学習を利用したソフトウェア開発においては、従来のソフトウェア開発のように演繹的なアプローチではなく、実際に観察される事象（データ）に基づいて帰納的にソフトウェア（たとえば、学習済みモデルに該当する）開発を行うという点で共通するものと考えられる。

また、機械学習の手法を用いたソフトウェア開発には様々なアプローチがあるが、本ガイドライン（AI編）では①「教師あり学習」、②「教師なし学習」、③「ディープラーニング」と呼ばれるアプローチについて概説する。

① 教師あり学習 (Supervised Learning)

機械学習の手法の一つであり、ある入力に対して望まれる出力（正解）が事前に与えられたデータセット（学習用データセット）から一般化した法則を導き出すために利用される学習手法である。

正解の付与が容易な場合、たとえば、画像認識の分野等でよく用いられている。

② 教師なし学習 (Un-supervised Learning)

機械学習の手法の一つであり、事前に正解が与えられていない学習用データセットから一般化した法則を導き出すために利用される学習手法を意味する。

たとえば、クラスタリングがこれに該当する。

③ ディープラーニング (Deep Learning)

近時着目されている学習方法として、ディープラーニング (Deep Learning) がある。これは、機械学習の一手法であるニューラルネット（脳の情報処理を模して開発された機械学習の一手法）を多層において実行することで、より精度の高い推論を目指した手法である。他の機械学習と比較しても、学習用に大量のデータが必要となるものの、近年の技術開発（コンピュータの処理速度の向上（CPU・GPU等）、インターネットによりデータ収集の容易化、クラウドによるリソース利用・データ保存コストの低下等）により、今後更なる利用が期待されており、特に、画像認識や自然言語処理等の分野において、広く利用されている。

ディープラーニングは、教師あり学習の一手法として分類されることもあるが、近年ではディープラーニングの手法であっても正解データを与えることを要しない手法が開発されており、教師なし学習の一手法としても、利用されている。

⁸ 「帰納法」とは、多数の観察された事象から得られる傾向や性質を捉えて最終的な結論を導くという手法である。これに対して、「演繹法」とは、思考の基本となる前提を構築し、その前提に基づいて、次の前提を導くということを繰り返して、最終的な結論を導く手法である。

2 対象とするAI技術

(1) 従来型のソフトウェア開発との違い

前記第2-1-(3)のとおり、本ガイドライン（AI編）では、AI技術、すなわち、「機械学習」を「あるデータの中から一定の規則を発見し、その規則に基づいて未知のデータに対する推測・予測等を実現する学習手法の一つ」として定義している。

従来型のソフトウェア開発においては、まずソフトウェアの仕様を詳細に定義し、既に知られた法則や知識を念頭に、実装の工程を段階的に詳細化していくという演繹的な開発手法が用いられている（以下、このような演繹的な開発手法を用いるソフトウェア開発を「従来型のソフトウェア開発」という。）。

これに対して、機械学習の手法を取り入れたソフトウェア開発においては、実際に観察される事象（データ⁹）を用いた帰納的な開発手法を用いることから、仕様の定義、実装や評価の方法等に従来型のソフトウェア開発とは異なる方法論が用いられる場合がある。

(2) 機械学習の位置づけ

前記第1-3のとおり、本ガイドライン（AI編）は、近年、研究開発が進む統計的性質を利用する機械学習（統計的機械学習）、特に、ディープラーニングを念頭に置いて作成されている。これはディープラーニングへの関心が近年高まっている状況に加えて、ディープラーニングを利用した技術開発には、従来のソフトウェア開発と特に異なる点が存在するからである。

言い換えれば、本ガイドライン（AI編）は、各種機械学習の手法を対象としつつも、説明の便宜とわかりやすさの観点から、ディープラーニングを例として、従来のソフトウェア開発と特に異なる開発過程に着目し、契約の考え方について、解説を行うものである。

なお、実務上は、ディープラーニングのみに留まらず、複数の機械学習手法を組み合わせたり、演繹的なアプローチにより開発された既存のソフトウェアと組み合わせることで、システム開発を行う場合も多々存在する。このような場合、従来のソフトウェア開発の際に締結されていた契約手法と本ガイドライン（AI編）において提案される契約手法を適宜組み合わせることで、当事者間の紛争を解決する一助となることを期待するものである。

3 想定するAI技術の実用化の過程

(1) 実用化の過程

本ガイドライン（AI編）では、AI技術を利用したソフトウェア、典型的には学習済みモデルの実用化の過程において、まず、①学習済みモデルの生成段階（以下「学習段階」という。）があり、次いで、②生成された学習済みモデルの利用段階（以下「利用段階」という。）があることを想定している。その概要は下図のとおりである（本ガイドライン（AI編）における各々の用語の意味は後記第2-3-(2)から第2-3-(4)のとおりである。）。

⁹ たとえば学習用データセットが想定される。

【学習段階】

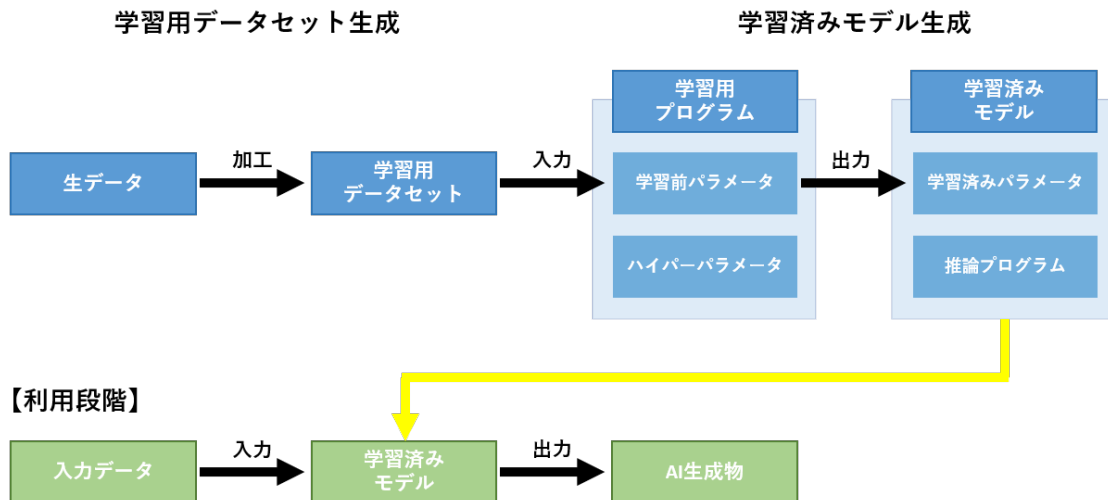


図 1：学習段階・利用段階の流れ

① 学習段階

学習段階は、センサやカメラ等何らかの方法により収集・蓄積された「生データ」から、最終的成果物としての「学習済みモデル」を生成することを目的とする段階である。その過程は、次の二つに細分化することができる。

a 学習用データセットの生成段階

生データは、欠測値や外れ値を含む等、そのままでは学習を行うのに適していないものであることが多い。そのような場合には、生データに対して何らかの加工を施す必要がある。

また、特に教師あり学習のアプローチをとる場合には、たとえば画像データに一定のラベル情報を付す等の方法により、あるデータの入力に対する正解を規定することで作成された、いわゆる正解データを用意する必要がある。

このように、機械学習の手法により学習を行う場合、生データから学習済みモデルを生成するための第一段階として、学習を行うのに適した学習用データセットを生データから生成する過程を経ることが必要となる。

b 学習済みモデルの生成段階

学習用データセットの中から一定の規則を見出し、その規則を表現するモデルを生成するためのアルゴリズムを実行する「学習用プログラム」を用意する必要がある。

生データから生成された学習用データセットを学習用プログラムに対する入力として用いることで、一定の目的のために機械的に調整された「学習済みパラメータ」を含むモデルを得ることができる。これをプログラムに実装することで、ソフトウェアとしての「学習済みモデル」を得ることができる。

② 利用段階

利用段階は、学習済みモデルに「入力データ」を入力し、その出力として一定の結果（「AI生成物」）を得ることを目的とする段階である。

なお、実務において、一度学習を終了し学習段階から利用段階に移行した場合であっても、再度、利用段階から学習段階に移行するような場合もある。たとえば、利用段階において学習済みモデルによって思うような結果が得られない場合や学習段階においては想定できなかった事象が生じたような場合に、利用段階において逐次収集・蓄積されたデータを用いて、再度、学習させることにより、新たな学習済みモデルを生成することで、精度が向上する場合があるためである。

(2) 学習段階の各要素

本ガイドライン（AI編）では、学習段階の要素として「生データ」、「学習用データセット」、「学習用プログラム」、「学習済みモデル」および「ノウハウ」の5つを想定している。

① 生データ

「生データ」¹⁰とは、ユーザやベンダ、その他の事業者や研究機関等により一次的¹¹に取得されたデータであって、データベースに読み込むことができるよう変換・加工処理されたものをいう。

たとえば、ある事業者の事業活動から副次的に発生し、収集・蓄積されたデータであって、前記の変換・加工処理を施されたものはこれに該当する。生データは、欠測値や外れ値を含む等、そのままでは学習を行うのに適していないものであることが多い。

また、生データは、生成される学習済みモデルの内容・品質に大きな影響を及ぼす。

② 学習用データセット¹²

「学習用データセット」とは、生データに対して、欠測値や外れ値の除去等の前処理や、ラベル情報（正解データ）等の別個のデータの付加等、あるいはこれらを組み合わせて、変換・加工処理を施すことによって、対象とする学習の手法による解析を容易にするために生成された二次的な加工データをいう¹³。

ここで、生データに対して、生データとは別個のデータ（以下「付加

¹⁰ 本ガイドライン（AI編）では、このように「生データ」が既に変換・加工処理を施されたデータであることを前提としている。もっとも「生データ」との用語は、実務上、利用者によって多義的に使用される傾向があり、その意味で、本ガイドライン（AI編）の用法に限定されるものではない。たとえば、センサから取得された未加工のデータを「生データ」と呼ぶことも当然にあり得る（本ガイドライン（データ編）第5-1-(2)参照）。そのため、契約当事者間でその意味内容についての認識を確認しておくことが重要であろう。

¹¹ ここでの「一次的」とは、学習用データセットへの変換・加工処理前との趣旨で用いている。

¹² 「訓練データセット」と呼ばれることもある。

¹³ このように、学習用データセットの生成には、生データそのものに何らかの加工を行う、生データに付加データを付加する、あるいはこれらを組み合わせる等の手法が考えられる。もっとも、説明の便宜のための分類にすぎず、これら手法に厳格な区別があるわけではない。

データ」という。)を付加する場合(このような付加データの付加行為を「アノテーション」ということもある¹⁴。)、そのような付加データには、生データと同様に、生成される学習済みモデルの内容・品質に大きな影響を及ぼす一方、生データから独立した形式ではその用をなさないという性質がある。そのため、生データとこれに対する付加データとがいわば一体となったものを学習用データセットと見ることが適切であろう。教師あり学習の手法を用いる場合についていえば、前処理が行われた生データにラベル情報(正解データ)を合わせたものが学習用データセットに該当する。

また、学習用データセットには、生データに一定の変換を加えていわば「水増し」されたデータを含むこともある(この手法はデータオーギュメンテーション(データ拡張)とも呼ばれる場合がある。)

③ 学習用プログラム

「学習用プログラム」とは、学習用データセットの中から一定の規則を見出し、その規則を表現するモデルを生成するためのアルゴリズムを実行するプログラムをいう。具体的には、採用する学習手法による学習を実現するために、コンピュータに実行させる手順を規定するプログラムがこれに該当する。

学習用プログラムは、ベンダが既に保有している場合もあれば、それに一定の機能を付加する場合、ゼロから作り上げる場合がある。また、学習用プログラムの開発においては、OSS(オープン・ソース・ソフトウェア)と呼ばれるソースコードが一般に公開され、著作者により一定の範囲の利用が許諾されたソフトウェアを利用することが多い。

④ 学習済みモデル

「学習済みモデル」とは「学習済みパラメータ」が組み込まれた「推論プログラム」をいう。

a 学習済みモデルの多義性

実務上、「学習済みモデル」という言葉は、利用する者によって、学習済みパラメータを組み込んだ推論プログラムだけでなく、「生データ」、「学習用データセット」、「学習用プログラム」、「推論プログラム」、「学習済みパラメータ」、「その他派生的な成果物」を含む概念として多義的に用いられる場合があり、確立した定義がないのが実情である。

しかしながら、「学習済みモデル」が具体的にどのような意味で使用されているのか、具体的にどこまでの範囲(成果物)が学習済みモデルを意味するのかについては、後記第3-3及び第3-4の各種論点(権利帰属・利用条件の設定や責任の分配等)を論じる上でも、非常に重要である。そのため、後記第4-4-(2)-④のとおり、学習済みモデルの内容(具体的な定義や範囲)については、事前に契約の当事者間で十分に議論を行い、明確に定めておくことが望ましい。

¹⁴ 特にディープラーニングによる学習に際して「アノテーション」との用語が用いられることが多い。

本ガイドライン（AI 編）では、著作権法上の保護対象がプログラムである点や、ベンダとユーザ間での学習済みモデルに関する取引の実態を考慮して、便宜上、「学習済みパラメータ」が組み込まれた「推論プログラム」を一体として「学習済みモデル」と呼ぶこととする。

b 学習済みパラメータ

「学習済みパラメータ」とは、学習用データセットを用いた学習の結果、得られたパラメータ（係数）をいう。

学習済みパラメータは、学習用データセットを学習用プログラムに対して入力することで、一定の目的のために機械的に調整されることで生成される。学習済みパラメータは、学習の目的にあわせて調整されているものの、単体では単なるパラメータ（数値等の情報）にすぎず、これを推論プログラムに組み込むことで初めて学習済みモデルとして機能する。たとえば、ディープラーニングの場合には、学習済みパラメータの中で主要なものとしては、各ノード間のリンクの重み付けに用いられるパラメータ等がこれに該当する。

これに対して、学習のために設定する学習率や学習回数（エポック）等については、このような学習済みパラメータとは性質を異にして、学習の枠組みを規定するために用いられるパラメータであり、主として人為的に決定されるため「ハイパーパラメータ」と呼ばれることがある。

c 推論プログラム

「推論プログラム」とは、組み込まれた学習済みパラメータを適用することで、入力に対して一定の結果を出力することを可能にするプログラムをいう。

たとえば、入力として与えられた画像に対して、学習の結果として取得された学習済みパラメータを適用し、当該画像に対する結果（認証や判定）を出力するための一連の演算手順を規定したプログラムである。

d 派生的な学習済みモデル

後記第2-4-(1)-④のとおり、学習済みモデルについては、再利用の需要が存在するが、実務上は、特に、再利用モデルや蒸留モデル等派生的な学習済みモデルの取扱いが問題となることが多い。学習済みモデルの定義が多義的であることから、これらの派生的な学習済みモデルの定義も多義的とならざるを得ないが、本ガイドライン（AI）編では、便宜上、次のとおり定義する。

まず、「追加学習」とは、既存の学習済みモデルに、異なる学習用データセットを適用して、更なる学習を行うこと¹⁵、新たに学習済みパラメータを生成することを意味する。そして、「再利用モデル」とは、追加学習により新たに生成された学習済みパラメータが組み

¹⁵ 学習済みモデルの精度の維持または向上を行うことや、当初学習させた領域と異なる領域に適応させること等を目的とすることが考えられる。

込まれた推論プログラムを意味する。

次に、「蒸留」とは、既存の学習済みモデルへの入力および出力結果を、新たな学習済みモデルの学習用データセットとして利用して、新たな学習済みパラメータを生成することを意味する。そして、「蒸留モデル」とは、蒸留により新たに生成された学習済みパラメータが組み込まれた推論プログラムを意味する。

⑤ ノウハウ

ノウハウはそれ自体多義的な用語ではあるが、本ガイドライン(AI編)において、「ノウハウ」とは、AI技術の研究・開発・利用過程において、ベンダまたはユーザが有する知見、技術、情報等¹⁶を意味する。具体的に想定されるノウハウとして、次のものがある。なお、これらのノウハウは、特許法上の発明の対象となる場合もあるであろう。

a 生データの取得・選択

生データの取得に関するノウハウは、原則として生データの提供主体(多くの場合データを提供するユーザ)が有するものであるが、AI技術の適用にあたって、ベンダが、生データの取得や選択(または、その助言)を行う場合もあり、このようなデータの取得や選択に関する知識もノウハウになり得る。

たとえば、画像処理に関する学習を行う場合、どのような画像データ(画像の種類や条件等)を取得すれば学習を行いやすいのかについてのノウハウは、そのような学習の経験を有するベンダが有している場合もある。一方で、繊細な動きをするロボットに関する学習を行う場合、学習を行うためのデータには、ロボットのハードウェアとしての特性や性質等が大きく影響することがあり、ユーザがノウハウを有しているような場合もある。

b 学習用データセットへの加工

学習に適した生データ加工のノウハウについてはベンダ側が有していることが一般的である。たとえば、画像処理に関する学習を行う場合に画像に対してどのようなラベル付けを行えば学習をし易いのかということは、画像処理に関する学習を行った経験を有するベンダであれば、ある程度推測が可能な場合もある。このような知見がある場合、通常、ベンダが有するノウハウといえるだろう。

他方、生データ加工のノウハウについては、ユーザ側が有していることも想定されるところである。たとえば、生データにラベル情報(正解データ)を付与する場合にあたりユーザの業務ノウハウを必要とする場合もあるであろう。

c 学習用プログラムを用いた学習

学習用プログラムを用いた学習には、ベンダのノウハウが用いられることが多い。この際、ハイパーパラメータの調整も行われるが、

¹⁶ ベンダについては、AI技術の研究・開発に関して有する知見、技術、情報等が、ユーザについては、AI技術の適用対象となる業務に関して有する知見、技術、情報等が含まれる。

これもノウハウに含まれる。

学習を行う場合、既存（単一）の学習手法（またはソフトウェア）のみを用いて精度の良い学習済みモデルを生成することは困難な場合が多く、ベンダにより複数の学習手法（またはソフトウェア）を組み合わせて、最終的な学習済みモデルの生成が行われることがある。たとえば、このような場合に、ベンダが学習を行う際に、どのような学習手法を採用するのか、また採用した学習手法をどのような順番で処理をするのか等は、ベンダ独自の工夫が含まれる場合も多く、ノウハウとなり得る。

なお、このような工夫が顕著な場合、このような学習手法の組合せや処理の順序等のアルゴリズムについても直接的または間接的に特許取得の対象となる場合がある。

d 学習済みモデルの調整

学習済みモデルを本番環境で使うためには、調整が必要となり、これにはユーザやベンダのノウハウが用いられる。たとえば、AIを搭載した画像認識機能を有する防犯カメラのような場合、認識対象となる可能性の高い対象を限定し、認識の精度を高めるような場合もある。このような場合、防犯カメラの設置位置や角度等、認識対象となる画像が取得しやすいような調整を行う場合がある。

(3) 利用段階の各要素

本ガイドライン（AI編）では、利用段階の要素として「入力データ」、「学習済みモデル」、「AI生成物」および「ノウハウ」を想定している。「学習済みモデル」と「ノウハウ」については、前記のとおりである。

① 入力データ

「入力データ」とは、学習済みモデルに入力することでAI生成物を出力するためのデータを指す。学習済みモデルの利用目的にあわせて、音声、画像、動画、文字、数値等様々な形態をとる。

② AI生成物

「AI生成物」とは、学習済みモデルに入力データを入力することで、出力されたデータを指す。学習済みモデルの利用目的にあわせて、音声、画像、動画、文字、数値等様々な形態をとる。

(4) 学習段階および利用段階の関与者

本ガイドライン（AI編）では、学習段階および利用段階の関与者として「ベンダ」と「ユーザ」を想定している。

① ベンダ

本ガイドライン（AI編）において、「ベンダ」とは、学習済みモデル等のAI技術を利用したソフトウェアの開発やこれを用いたサービス提供を行う者を指す。ベンダは、AI技術を利用したソフトウェアに関する専門知識を有していることが多く、そのような場合には、ベンダがAI技術を利用したソフトウェアに関するプログラム・ノウハウ等の作成・

提供を行う。

なお、本ガイドライン（AI編）では、「ベンダ」として、SIerからベンチャーまで多様な企業を想定している。

② ユーザ

本ガイドライン（AI編）において、「ユーザ」とは、事業等の一定の目的を達成するために、ベンダに対して、対価を支払って、AI技術を利用したソフトウェアに関する研究・開発・サービス提供等を依頼する者を意味する。

なお、AI技術を利用したソフトウェアの開発は、ユーザの事業に適用することを目的とすることから、生データや学習用データセット等の学習に利用するデータについてはユーザが提供する場合が一般的であり、その生成にユーザが重要な役割を果たす場合も少なくない（このデータにユーザのノウハウが反映されている場合もある。）。

4 AI技術を利用したソフトウェア開発の特徴

(1) 従来型のソフトウェア開発と比較した特徴

AI技術を利用したソフトウェアの開発、典型的には、学習済みモデルの生成については、従来型のソフトウェア開発と比較して、①学習済みモデルの内容・性能等が契約締結時に不明瞭な場合が多いこと、②学習済みモデルの内容・性能等が学習用データセットによって左右されること、③ノウハウの重要性が特に高いこと、および④生成物について更なる再利用の需要が存在すること等の特徴を有するため、契約において、特に留意すべき点がある。以下、簡単に解説する。

① 学習済みモデルの内容・性能等が契約締結時に不明瞭な場合が多いこと

従来型のソフトウェア開発の場合、その基本的な作業は、一般的に、「入力値の処理手順を一定のルールとして記述し、その記述をコード化する」という演繹的なものである。あらかじめ開発対象物が特定されており、かつ、その動作原理も直感的に把握しやすいことが多い。

他方、学習済みモデル生成の場合、学習用データセットという限られたデータのみから未知の様々な状況における法則を推測するという性質上、AI技術に習熟した技術者であっても、推測対象となる未知のあらゆる事象を予測して学習を行うのは極めて困難である。

その結果、AI技術を利用したソフトウェアの開発を伴う契約を締結する際には、次の特性を踏まえた上で、当事者間のリスク分配を検討する必要がある。

a 事前の性能保証が性質上困難であること

従来型のソフトウェア開発の場合、開発初期の企画・要件定義段階においてユーザとベンダが適切かつ十分に協議すれば、どのようなソフトウェアが開発されるかがわからないという事態は想定しがたい。また、開発されたソフトウェアについては、その内部的な計算・処理過程が明確であるが故に、その挙動を予測することも比較的容易である。そのため、開発段階で取り扱われなかった未知の入力（デ

ータ)の処理についても、事前に一定の性能保証を行うことができる場合がある。

これに対して、学習済みモデル生成の場合、あらかじめベンダ等により用意された学習用データセットからユーザまたはベンダの求める挙動、精度および前提条件等を満たす学習済みモデルの生成が可能であるか、また、これを完成させることができるかを事前に予測することが困難である(開発対象確定の困難さ)。

そのため、当然ながら、契約時点においても、当事者が生成後の学習済みモデルの性能のイメージを共有して、契約を締結することが難しい。さらにいえば、学習済みモデルは、学習用データセット以外の未知の入力(データ)に対しての挙動が不明確であり、この点についても、契約時点の性能保証が困難であるといえる¹⁷(性能確定・保証の困難さ)。

このように、学習済みモデルの生成においては、「開発対象確定の困難さ」、「性能確定・保証の困難さ」といった問題が生じることが多く¹⁸、契約の当事者は、このような性質を契約時に十分に留意する必要がある。

b 事後的な検証等が困難であること

従来型のソフトウェア開発の場合、仮に契約時点において、期待されていた性能のソフトウェアが得られなかった場合、ソフトウェアの処理プロセスを再度検証・修正することによって、原因が特定できることも少なくない。このような場合、特定された原因に対して適切な対処を行うことで、結果的に、満足のいく性能のソフトウェアを開発することが可能になることも多い。

他方、学習済みモデル生成の場合、学習済みモデルの生成過程やその性質について、人間が直感的に理解することが困難な場合も多い。そのため、学習済みモデルによる推論結果が期待された精度を達成しない場合、学習用データセットの品質(性質)の問題であるのか、人為的に設定されたパラメータ(ハイパーパラメータ)の問題であるのか、あるいは、実行されたプログラムにバグがあるのか等の原因の切り分けが、現時点の技術水準においては、困難な場合がある¹⁹。このような特性は、統計的機械学習の手法全般に共通した性質の一つであるが、中でもディープラーニングを始めとする深層学習において強く見られる性質である。

つまり、学習済みモデルの生成においては、従来型のソフトウェア開発の場合と異なり、事後的な検証に基づいて、満足のいく性能の学

¹⁷ 他方、既知の入力(データ)に対する学習済みモデルの性能については、評価用データを含む評価条件を適切に設定・限定することにより、契約上、性能保証を行うことに合理性が認められる場合もあると考えられる。

¹⁸ このように学習済みモデル自体は、挙動が不明確なこともあるが、複合的なシステムを構築する場合であれば、たとえば、フェイルセーフ機構を設けることでシステム全体としての挙動を制御するという事は考えられる。

¹⁹ もっとも、具体的な事案によっては、たとえば、学習済みモデルの精度不足が、学習用データセットのアノテーションの間違いに起因していることや、データの管理方法が適切ではなかったこと等の原因が特定できる場合もある。

学習済みモデルを生成するという手段を選択することが困難であるという特性を有しているといえる。

c 探索的なアプローチが望ましいこと

以上のとおり、学習済みモデルの生成の場合、事前にどのような学習済みモデルが生成されるか予測ができず、また、生成されたモデルの挙動を事後的に検証することが困難である。

また、学習済みモデルの生成の場合、実際にベンダが負担する工数のうち非常に多くの工数を、学習を行う前段階のデータの加工や調整(学習用データセットの生成)にかける場合も少なくない一方で、学習それ自体は学習プログラムにより半自動的に実行される。そのため、学習の結果として、満足する結果が得られなかった場合に、新たなデータセットを用いて再度学習を行うことが、比較的容易な場合も多い。

このような事情から、学習済みモデルの生成の場合、探索的なアプローチを用いて試行錯誤を繰り返すことにより、ユーザの満足いく性能の学習済みモデルを生成するという手法を採用しやすいという特性を有している。

② 学習済みモデルの内容・性能等が学習用データセットによって左右されること

学習済みモデルの生成は、学習用データセットの統計的な性質を利用して行われるという性質上、次のような原理的な限界を有するとされている。

- 学習時と推論時(学習済みモデル)の確率分布が同一であることを前提としており、学習時と推論時の確率分布が大きく異なるような場合には機能しない場合があり得る。
- 学習用データセットに通常性質が反映されないような「まれな事象」に対して、推論が及ばない可能性がある。
- 学習データセットから統計的なバイアスを排除することは不可能であり、生成された学習済みモデルを未知データに適用する場合には、本質的に誤差が含まれることになる。

そのため、学習済みモデルの性能は、学習用データセットの品質に依存する。すなわち、学習済みモデルが学習用データセットの統計的性質を反映して生成されることから、学習用プログラムの仕様に問題がないような場合であっても、ユーザの満足いく性能の学習済みモデルが生成できないという事態も十分に想定される。

たとえば、学習用データセットに含まれるデータに本来の統計的性質を反映していないデータ(外れ値)が混入していた場合や、学習用データセットのデータに大きな統計的なバイアスが含まれていた場合等には、精度の高い学習済みモデルを生成することはできないことが多い。そのため、ユーザおよびベンダの双方がこのような特性を十分に理解する必要がある。

③ ノウハウの重要性が特に高いこと

学習済みモデルの生成・利用過程において、ユーザおよびベンダの異なる様々なノウハウが利用され、最終的に生成される学習済みモデルの性能に大きく影響する。

従来型のソフトウェア開発においても、もちろん、ノウハウの一般的な重要性は認められてきたが、学習済みモデルの生成においては、学習用データセットの加工方法や、学習用プログラムを実行する際のハイパーパラメータの設定等、従来型のソフトウェアで想定されていなかった新たな種類のノウハウが生じうる場面が多いところに特徴がある²⁰。

また、帰納的アプローチをとる学習済みモデルの生成では、演繹的な開発手法と比較した場合に、相対的に試行錯誤を繰り返すことが多い。そして、そのような試行錯誤の過程においては、暗黙知としてのノウハウの集積が生じやすく、かつ、かかるノウハウは類似の学習に際して応用可能であることも少なくない。このような事情も、また、学習済みモデルの生成におけるノウハウの重要性を高めているといえる。

そして、学習に関するノウハウは、ベンダのみならず、ユーザにも生じ得るものである。たとえば、学習用データセットの加工について見ると、学習用データセットに通常性質が反映されないような「まれな事象」を学習データに含むのか、ノイズとして除去するのか等については、まさに学習済みモデルを生成するベンダのノウハウといえる。他方、ユーザについても、そのデータを日常的に取り扱っている場合には、ノウハウを有している場合があり、学習済みモデルの生成・利用において、そのノウハウが重要な意味を持つこともある。

このように、学習済みモデルの生成においては、従来型のソフトウェア開発と比較して、ノウハウの重要性が高い場面が少なくないと思われる。もっとも、一言でノウハウといっても様々なものがあり、価値の高いノウハウもあれば、同業者であれば簡単に思いつくことができるノウハウもある。そのため、ノウハウであれば、どのようなものであっても重要であるわけではないことにも留意が必要である。

また、そもそも、ノウハウについては、確立した価値評価手法がないため、当事者の信じる価値（主観的価値）と、実際のノウハウの価値（客観的価値）が異なることがしばしばある。そのため、かかる対立が生じうることを認識の上、冷静に判断し、その利用条件を設定することが、当事者間の無用のトラブルを防止するために有益なことも多いであろう²¹。

④ 生成物に更なる再利用の需要が存在すること

学習済みモデルの生成の場合、従来のソフトウェア開発における生

²⁰ このようなノウハウには、特許法上の発明等の知的財産権の対象となり得るものもあると考えられる。また、秘密として管理されていれば不正競争防止法上の営業秘密として保護を受ける場合もある。

²¹ なお、ノウハウの秘密性についても様々であり、秘密性の高いノウハウもあれば、秘密性の低いノウハウもある。そのため、秘密性についても、その評価をめぐって当事者間で見解の相違が生じることが考えられるが、同様に冷静に判断をして利用条件を設定することが求められる。

成物（プログラム）とは別に、学習段階で生成される学習用データセットや学習済みモデルが生成される。

この学習用データセットや学習済みモデルは、それ自体が多大なコストや時間をかけて生成されたものであり、また、学習済みモデルにおいては学習済みパラメータを変更することで精度の向上や他の目的での利用も可能となる場合があることから、従来のプログラムと比較して、より多くの場面で研究開発あるいは商業目的での再利用が可能である。

具体的な再利用の方法としては次の方法が想定される。

- 追加学習等により再利用モデルを生成する。
- 蒸留モデルを生成する。
- 複数の学習済みモデルの出力結果を組み合わせることで学習済みモデルの精度を向上させる（アンサンブル学習）。

このように、学習済みモデルの生成の場合、従来のソフトウェア開発では想定し得なかった生成物が生成される。ベンダとしては、これら生成物を再利用することで、新たな技術開発や事業展開の基礎とする要望がある一方、ユーザとしては、多大な費用と労力の結果生成された生成物の再利用を制限したいとの、インセンティブを有することが一般的である。そのため、利害調整の必要が生じる。

(2) 学習済みモデルの特性を理解することの重要性

前記の学習済みモデルの特性は、ベンダのみならず、ユーザにとっても大きな意味を持つ。すなわち、学習済みモデルは、学習に利用するデータはもちろん、適用の条件や推測する対象を理解することで、初めて高い精度を生み出すことができるものであるし、そもそも、学習済みモデルの出力結果には本質的に誤差が含まれるのである。このような学習済みモデルの性質は、たとえば、ユーザまたはベンダに対する権利帰属・利用条件や責任関係を論じる上で、特に留意しなければならない。この点については、後記第3-4のとおりである。

もともと、従来の演繹的なアプローチでは対応することができないような複雑な課題に対して、推測を行う（解法を得る）ためには、このような帰納的なアプローチが有効であることが少なくない。そのため、ユーザが新規の事業展開を行う上で、市場における競争優位性を確保するべく、学習済みモデルの有用性に着目し、誤差が含まれるとの性質を踏まえても、なお、これを利用するとの事業判断を行うこともあるであろう。

このような場合には、ユーザおよびベンダは、従来の演繹的なアプローチにより生成されたソフトウェアの性質と、帰納的なアプローチにより生成されたソフトウェア（たとえば、学習済みモデル）の性質とを共に理解した上で、その必要とされる精度や条件等によって、使い分けることが重要である。

第3 基本的な考え方

1 AI 技術を利用したソフトウェアの開発・利用をめぐる契約の現状

AI 技術を利用したソフトウェアを用いた事業に関する類型としては、大きく分けて²²①ユーザがベンダに依頼して、学習済みモデルの生成を行う「開発」型と、②AI 技術を利用したサービスを提供する「サービス利用」型が想定される。

一般に、学習済みモデルの生成においては、ユーザがベンダに対してデータを提供し、ベンダがそれを学習用プログラムに学習させることが多い（ただし、ベンダがデータを提供することもある。）。また、AI 技術を利用したサービスにおいても、ユーザが、ベンダに対してデータを提供することが多い。

そして、学習済みモデルの生成またはAI 技術を利用したサービスにより生成された各要素については、学習済みモデルの生成者であるベンダと、生データまたは入力データの提供者であるユーザとの間において、たとえば、その知的財産権の帰属や利用条件等について、各局面で、利害が対立することがしばしばある。また、学習済みモデルまたはAI 技術を利用したサービスの品質に関して、当事者の利害が対立することがある。

その結果、事業上の優越関係や技術的な知識の格差等を背景として、いわば、「オール・オア・ナッシング」の一方的な契約条項が押しつけられることもある。

しかしながら、一見、当事者の利害が対立するよう見えても、学習済みモデルの特性と法律上のルールの内容を理解することで、合理的な条項に合意することができる場合もあると考えられる。

2 契約の検討に向けた視点

学習済みモデルの生成・利用を目的とする契約の具体的な内容を検討するにあたっては、前記第 2-4 で説明した AI 技術の特性を前提とした上で、事業を進める際に、各当事者が何を守る必要があるか、また、リスク要因がどこにあるか、すなわち、契約による合意の対象を確定することが重要である。

その上で、これら契約の対象について、契約がなければどのような法的関係が認められるかを検討し、自らの事業目的を実現するために必要な契約の内容を検討協議することになる。

²² もちろん、絶対的な区分があるわけではなく、現実には両者を渾然一体として取り扱う事業類型も考えられるところである。

(1) 各当事者の立場や考え方の違い

学習済みモデルの生成に際しては、次のとおり、ユーザとベンダとの間に立場や考え方の違いがあることが珍しくない。

<p>ユーザ側</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 開発費を支払い、学習済みモデル生成のための学習に用いるために価値あるデータ・ノウハウを提供したのだから、学習済みモデルに関する権利は全部自社のものとしたい。 • 学習済みモデルを競合事業者に使われたくない。 • 自社のデータ・ノウハウを外部に流出させたくない。 • 学習済みモデルやこれを用いたシステムは一定レベルのものを完成・納品してもらいたい。 • 自らのデータを使って追加学習させて学習済みモデルの精度をさらに上げたい。
<p>ベンダ側</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 自社の研究・開発に関する事業自由度を確保したい。 • プログラムやシステムに関する権利は、開発主体である自社に帰属してしかるべきである。 • 学習済みモデルを横展開して一定の範囲で他社にも提供したい。 • 追加学習して精度を上げた学習済みモデルを生成したい。 • そもそもユーザの求める目的に合致する学習済みモデルを作成できるかどうかはやってみないとわからない。 • 学習済みモデルの完成や未知の入力（データ）に対して性能の保証はできない。

(2) 当事者間で問題が生じうる事項

AI 技術の開発または利用に関しては、前記第3-2-(1)のとおり、当事者間に立場や考え方の違いがあることから、契約締結に際して、様々な問題が生じうる。その一例としては、次のようなものがある。

- ① 生データに特有の問題（生データの有無、提供の可否・遅延、品質・十分性等）
- ② AI 技術を利用したソフトウェアに特有の問題（完成の可否・完成義務の有無、開発したソフトウェアの品質等）
- ③ 知的財産権の帰属・利用条件に関する問題（成果や開発途中で生じた知的財産²³やAI生成物（アウトプット））

²³ ここでは、発明、考案、意匠、著作物その他の人間の創造的活動により生み出されるものおよび営業秘密その他の事業活動に有用な技術上または営業上の情報を意味している。本モデル契約のうち、導入検証契約書およびソフトウェア開発契約書では、その点を定義づけている。

- ④ 責任に関する問題
- ⑤ その他、ユーザ側の開発・利用目的（事業上のニーズ）と、ベンダ側の技術的な認識の不一致等からくる問題

これらの多くは、ユーザとベンダの認識の緊密なすり合わせと契約による合意によって解消できる場合がある。

AI 技術を利用したソフトウェア、特に学習済みモデルの生成・利用に関する契約を締結するに際しては、権利帰属・利用条件の設定と、責任の所在を明確化することが重要である。

3 権利帰属・利用条件の設定

(1) 知的財産権等に関する整理

学習済みモデルの生成・利用に際しては、様々な要素が事業価値の源泉、すなわち、当事者が権利利益を主張する事項となり得る。具体的には、次の事項について、権利帰属や利用条件が問題となることが多く、したがって、その法的関係をあらかじめ整理しておくべきである。

学習段階	<ul style="list-style-type: none"> • 生データ • 学習用データセット • 学習用プログラム • 学習済みモデル（学習済みパラメータ・推論プログラム） • ノウハウ
利用段階	<ul style="list-style-type: none"> • 入力データ • 学習済みモデル（学習済みパラメータ・推論プログラム） • AI 生成物（アウトプット） • ノウハウ

これらの対象は、法的には、次のとおり、①データ、②プログラム、および③ノウハウに大別することができる。

① データ

生データ、学習用データセット、学習済みパラメータ、入力データ、AI 生成物等は、コンピュータに取り込むことが可能な形式で存在する「データ」である。

データは、無体物（情報）であるため、所有権の対象とはなり得ない（民法 206 条、同法 85 条参照）。また、データは、それぞれ、著作物や営業秘密または個人情報に該当する場合があります。著作権法や不正競争防止法、個人情報保護法により保護を受け得る。たとえば、生データが、写真、音声、映像、小説等であれば、それ自体が著作物に該当する可能性があり、また、学習用データセットが「情報の選択又は体系的な構成」によって創作性を有する場合には「データベースの著作物」に該当する可能性がある（著作権法 12 条の 2）。

もっとも、知的財産法制や個人情報保護法制による保護を受ける場

合を除いては、データの利用について、法令上の明確な定めがあるわけではなく、契約による定めがない限り、データの開示を受けた者等、データに現実にはアクセスできる者が自由に利用できる。したがって、これらの者による利用の制限を希望するのであれば、契約で明示的に禁止する必要がある²⁴。

また、実務においては、データの「帰属」が議論の対象となることが少なくないが、以上のデータの法的性質を踏まえれば、データの「帰属」を抽象的に議論するのではなく、データに現実にはアクセス可能な者による自ら、またはデータへのアクセスを希望する者に対してのデータ利用の制限の可否および内容を具体的に議論し、契約に定めることが重要である。

② プログラム

学習用プログラムや推論プログラム等の「プログラム」は、ソースコード部分は著作権法によるプログラムの著作物として著作権法上の保護を受ける可能性がある（なお、オブジェクトコードに変換されても同様である。著作権法10条1項9号）。

また、アルゴリズム部分は、特許法上の要件を充足すれば²⁵、「物（プログラム）の発明」等として、特許法の保護を受け得る。

原則として、著作権を取得するのは作者（作成者）であり、特許を受ける権利を取得するのは発明者（作成者）である。

そのため、ベンダが開発したプログラムについて著作権法または特許法による保護が及ぶ場合、一次的には、職務著作（著作権法15条）や職務発明（特許法35条）等の制度を通じて、その著作権や特許を受ける権利はベンダに帰属することが多い。その上でユーザがベンダからこれらの権利を譲り受け、またはその利用許諾を受けることが必要である場合には、ベンダとユーザとの間の契約に定めることが必要である。

③ ノウハウ

AI技術の開発や利用に関しては、「ノウハウ」の利用条件も問題となる。前記第2-3-(2)-⑤のとおり、AI技術の開発に関するノウハウには、複数の種類のものが含まれる。

学習用データセットや学習済みモデルの生成に必要とされるノウハウは、データと同様に無体物（情報）であり、所有権の対象とはならない。ただし、管理されているノウハウの一部には、営業秘密として不正競争防止法上の保護が及ぶ場合や、また、特許法上の発明に該当する場

²⁴ 他方、データに知的財産権が発生する場合には、当該知的財産権の権利者に独占排他的権利が帰属することを前提とした上で、当該知的財産権の利用許諾の範囲の設定が問題となる。

²⁵ 特許を受けることができる「発明」とは、自然法則を利用した技術的思想の創作のうち、高度のものをいう（特許法2条1項）。したがって、アルゴリズム自体が常に発明となるわけではなく、これがいかにハードウェアにおいて実現されるのかを明らかにすることで自然法則を利用したと評価できる。また、特許を受けるためには、新規性および進歩性（特許法29条1項、2項）等の要件を充足することが必要である。

合もあるであろう。

これらの法令上の保護対象となる場合を除いては、ノウハウの利用条件についても、契約による合意がなければ、それに現実にアクセス可能な者が自由に利用できるのが原則である。もっとも、AI 技術の開発は、ベンダとユーザの共同作業としての性質もあり、その過程で生じたノウハウ²⁶については、双方が権利を主張することも少なくないため、契約で明示的に合意することが重要である。

(2) 権利帰属・利用条件の設定

① 知的財産権の対象の整理

前記第2-3-(2)のとおり、AI 技術の開発においては、開発対象として合意された成果物（学習済みモデル等）や、開発の過程で学習用データセット、学習済みパラメータ等が生じるが（以下、このような成果物や、中間生成物を「成果物等」という。）、その中には知的財産権（特許権や著作権等）の対象になるものと、対象にならないものが含まれる。

a 知的財産権の対象となる場合

成果物等のうち知的財産権の対象となるものについては、原始的に誰に、どのような権利が発生するかに関するルールが法律のデフォルトルールとして定められていることから（たとえば、特許法29条1項、著作権法17条1項等）、契約においては当該デフォルトルールを前提として、知的財産権の①「権利帰属」および②「利用条件」を定める必要がある。

たとえば、学習用プログラムや推論プログラム等がプログラムの著作物に該当する場合、著作権法上は、当該プログラムを創作した者が「著作者」（著作権法2条1項2号）となり著作権を有することになる。したがって、推論プログラムをベンダが開発した場合、法律のデフォルトルール上はベンダが推論プログラムの著作者（著作権法15条）として、当該プログラムに関する著作権を有することになることが一般的であろう。その上で、契約においては当該プログラムに関する著作権がベンダに帰属することを確認するか、ベンダからユーザに移転（譲渡）するかを定めることになる。これが知的財産権に関する①「権利帰属」の問題である。

さらに、知的財産権については、その利用条件を当事者間の合意により設定することが可能であるため（特許法78条1項、著作権法63条1項等）、契約においては必要に応じて、それら②「利用条件」を設定することになる。

b 知的財産権の対象とならない場合

以上に対し、成果物等の中には、知的財産権の対象にならない可能性があるものも存する。たとえば、学習済みパラメータは大量の数値データであって、創作性等が認められず、通常は知的財産権（著作権

²⁶ たとえば、あるハードウェアから生データを取得するに際して、ハードウェアの特性を理解するユーザと、学習済みモデルの生成に適したデータについて知見のあるベンダの双方が、生データの取得に関するノウハウの生成に寄与する場合等が考えられる。

等)の対象にはならない可能性が高いと考えられるし、ノウハウについては、秘密管理性、有用性、非公知性の要件を満たす場合に、営業秘密として一定の保護を受ける場合があり得るにすぎない。

このような知的財産権の対象とならない成果物等については、その利用等に関する法律上の明確なデフォルトルールが存在しない。

したがって、原則としては、現実にはアクセス可能な当事者が自由に利用することができるのであり、その利用を制限する必要があるのであれば、当事者の合意によって直接「利用条件」を設定する必要がある。このような知的財産権の対象とならない成果物等については、特許法における「実施」や、著作権法における「複製」等のように、利用態様が法令上定められていない以上、具体的な利用態様について、合意しておくことが重要である。

② 取決めにおける考慮要素

a 一般的な考慮要素

以上のとおり、成果物等が知的財産権の対象となる場合には、権利の帰属について議論をすることが重要であるが、理論上は、誰が権利者（著作者・発明者等）に該当するかが問題となる。もっとも、その原始的な取得者が誰であれ、当事者間の合意によりその帰属先を選択できることに照らせば、考慮すべき事項は当事者の合意によって決まる利用条件の設定の場面と類似しているといえる。

また、成果物等が知的財産権の対象とならない場合についても、契約によりその利用条件を定める必要があることも少なくない。

このような、「権利帰属」や「利用条件」の設定については、その対象となるデータやプログラムの生成・作成に寄与した程度（寄与度）、これに要する労力や、必要な専門知識の重要性、データやプログラムの利用により当事者が受けるリスク等を主たる基準として判断されることが一般的であると考えられる（本ガイドライン（データ編）第5-2-(4)参照）。

具体的に、寄与度に影響する要素としては、次のものが考えられる。

- 当事者が提供したデータ・ノウハウ・創意工夫の価値
- 当事者の技術力
- 生成・作成に要した人的・物的なコスト
- 生成物の独自性・固有性・当事者にとっての有効性、有用性
- 支払われる対価の額や支払条件等

これら要素を踏まえて、契約対象について、どの部分（全体なのか一部なのか）について、どのような条件（独占・非独占/対価の有無・金額等）で、いずれの当事者に帰属させ、あるいは利用を認めるか否かを明確にする必要がある。

b 「権利の帰属」について

契約の実務においては、成果物や知的財産等の「権利の帰属」をめぐる議論により協議・交渉が膠着状態に陥ることがある。

特に、学習済みモデルの生成・利用を目的とする契約については、

実務的な知見・経験がまだまだ十分に蓄積されていないこともあり、「何か問題があると困るため、とりあえず権利を全て取得しておけば安全である」との発想に陥るケースも散見される。

具体的には、ユーザが提供したデータのみを利用して学習済みモデルの生成を行った場合、ユーザは、ベンダに対価を支払っていることに加えて、データの取得・生成に相応の投資をしていることや、自社のノウハウがデータに反映されていること等から、そのデータを利用して生成された学習済みモデルに関して自社への「権利の帰属」が認められるべきであるとの意識を持つことが少なくない。

他方、ベンダも、ユーザに学習済みモデルの権利の全てがユーザに移転してしまうと、学習済みモデルの生成が自由にできなくなり、今後の事業の自由度に大きな制約を受けることになってしまうとの危惧から、やはり、学習済みモデルの「権利の帰属」を主張することになる。

しかしながら、このような「権利の帰属」をめぐる議論に多大なコストを費やすことが常に必要とは限らない。むしろ、AI 技術の開発の遅れを招き、競合事業者の後塵を拝するようなことにもなりかねない。そこで、契約の当事者が、それぞれ何を求めているかを相互によく理解して、利用条件をきめ細やかに設定することで、適切な合意に至ることができることもある。

たとえば、AI 技術の発展のスピードが著しいことに照らせば、学習済みモデルにつき、ベンダに権利を帰属させた上で、開発後、一定期間の目的外利用や競業的利用をベンダに禁止する等の対応をすることによって、当事者双方の利益に合致する契約を締結できる場合もあるだろう。また、逆にユーザに権利を帰属させた上で、ベンダが事業に必要な範囲については、その利用を認めることも考えられる。

このように、当事者は、権利の帰属に必ずしもこだわるのではなく、利用条件についても目を向けることによって、妥当な解決を目指すことができることもある。協議・交渉が無用な膠着状態に陥ることは、それ自体が事業の目的を阻害する要因となり得るのであり、可能な限り避けるべきものである。

c 「利用条件」について

前記第 2-3-(2)および第 2-3-(3)の各対象について、設定可能な利用条件としては、下表のようなものが考えられる。ただし、これらの要素を全て確定しておく必要があるわけではなく、また、それが常に可能であるとも限らない。

利用条件の設定においては、下表を参考に、当事者が対象となるプログラムや、データ、ノウハウの利用条件の設定により確保したい利益を明確化して、交渉を行うべきである。利用条件の主な交渉ポイントとしては、以下が挙げられる。

- 利用目的（契約に規定された開発目的に限定するか否か）

- 利用期間²⁷
- 利用態様（複製、改変およびリバースエンジニアリングを認めるか）
- 第三者への利用許諾・譲渡の可否・範囲（他社への提供（横展開）を認めるか、競合事業者への提供を禁じるか）
- 利益配分（ライセンスフィー、プロフィットシェア）

なお、実務上、ユーザが、学習済みモデルの転用を許容することにより、自らが提供する各種データやノウハウの流出に懸念を示すことが少なくない。

このような場合、ベンダ側の利用に関し、第三者への開示、利用許諾、提供等（下表【ベンダ側】②）に関するきめ細やかな定めによって、懸念を払拭できる場合があるであろう²⁸。加えて、たとえば、第三者に提供する学習済みモデルをデータ提供者に見せて、その中に秘密情報やノウハウが含まれていないことを確認してもらうとの対応をとることも考えられる。

このように、ユーザ側の懸念が生データや元のノウハウの秘密性の喪失に依拠する場合は当該懸念に配慮した合意や協議ができれば、ユーザ側の懸念が払拭されることも少なくないと思われる。

²⁷ なお、生データや学習用データセットについては、一度学習済みモデルが作成された後も再利用モデルの生成等を行うことも想定される。また、一度納品した学習済みモデルの保守目的で開発後一定期間、一方当事者（典型的にはベンダ）にこれらデータへのアクセスおよび利用を認めることが必要となるケースもあると考えられる。このように、生データや学習用データセットの再利用を行う可能性がある場合には、これらデータについて、開発完了後の利用条件についても定めを置く必要がある。

²⁸ そもそも、学習手法によっては、生成された学習済みモデルに、データやノウハウの痕跡が残りにくく、学習済みモデルの第三者への提供等によって生データや元のノウハウの内容の流出可能性が限定的である場合もあろう。このような場合には、ベンダからユーザに対して、リスクが限定的であること等を説明することが、ユーザの懸念払拭に重要な役割を果たすこともあろう。

【ユーザ】

利用の範囲	利用の可否・条件
① 自己の業務遂行に必要な範囲での利用（②に記載の利用を除く）	<ul style="list-style-type: none"> • 利用対象・態様・地域 • 独占・非独占 • 期間 • 地域 • ライセンスフィーの支払有無・内容 • その他条件
② 再利用モデルの生成	<ul style="list-style-type: none"> • 再利用モデル生成の目的・態様（例：新たなデータを利用した追加学習） • 独占・非独占 • 期間 • 地域 • ライセンスフィーの支払有無・内容 • その他条件（再利用モデルの他方当事者へのグラントバック等）
③ 第三者への開示、利用許諾、提供等	<ul style="list-style-type: none"> • 独占・非独占 • 期間 • 地域 • 再利用許諾権の有無 • 一定の第三者（ベンダの競合事業者等）への利用許諾の可否 • ライセンスフィーの支払有無・内容 • その他条件

【ベンダ】

利用の範囲	利用の可否・条件
① 本開発目的以外の目的のための利用（再利用モデルの生成等）	<ul style="list-style-type: none"> • 利用目的 • 利用態様（例：新たなデータを利用した追加学習） • 独占・非独占 • 期間 • 地域 • ライセンスフィーの支払有無・内容 • その他条件（再利用モデルの他方当事者へのグラントバック等）
② 第三者への開示、利用許諾、提供等	<ul style="list-style-type: none"> • 独占・非独占 • 期間 • 地域 • 再利用許諾権の有無 • 一定の第三者（ユーザの競合事業者等）への利用許諾の可否 • ライセンスフィーの支払有無・内容 • その他条件

4 責任の分配

(1) 責任に関する整理

学習済みモデルの生成や利用に関し、たとえば開発が頓挫したり、学習済みモデルによる何らかの誤りが生じたりした場合の当事者間の契約に基づく責任の分配については、①債務不履行（契約で合意された債務の履行があったか否か）²⁹と、②帰責性・因果関係（生じた結果を当事者に帰責できるか否か）の有無の問題に分けて考えることができる。

① 債務不履行の有無

契約上、当事者間の責任の所在が明確になっている場合には、その定めに従い、個別の問題を処理すれば足りる。

他方、当事者間の契約上何らの定めがない場合には、債務不履行の有無は、通常、学習済みモデルの生成またはサービスの目的、当事者の技術力、支払われる対価の額や支払条件等を総合的に考慮し、当事者がどの程度の水準のサービスを相手方に提供することを約していたか（黙示の合意の内容）によって定まると考えられる。

ただし、一般的には、前記第2-4-(1)に述べたようなAI技術の特性に照らし、ベンダが、未知の入力（データ）について一定の結果（あるいは想定しなかった挙動が起こらないこと）を約束または保証していたと解することは難しい場合も少なくないと考えられ、このような場合には、学習済みモデルによる誤りが債務不履行と評価されないこともあり得る。

② 帰責性・因果関係の有無

また、仮に債務不履行があったとして、帰責性・因果関係の有無については、当事者の一方が損害の発生にどれだけの寄与をしたといえるか否かが考慮されることになる。もっとも、故意・過失等の帰責性や因果関係が不明であることが少なくないと考えられる。このような場合には、生じた結果をベンダに帰責することには困難が伴うであろう。

以上のことから、当事者としては、開発やサービスの利用にあたって、どのような開発を行いまたはどのようなサービスを提供するかについて、相互に十分協議した上で、責任分配について何が可能で可能でないかを十分に理解し、必要に応じて責任分配の点を契約に明記しておくことが望ましい。

(2) 学習済みモデルの生成

開発段階では、上記の視点のうち、主に①債務不履行の有無が問題となることが多いであろう。

① 開発頓挫のリスク

学習済みモデルの生成は、前記第2-4-(1)のとおり、従来型のソフト

²⁹ なお、契約の性質が請負契約とされる場合には、完成後の瑕疵担保責任の問題として整理される場面もあると考えられる（改正民法施行後は、完成の前後を問わず、契約不適合責任として捉えられることになる。）。加えて、ユーザ・ベンダ間の関係においても、理論的には、不法行為に基づく損害賠償請求権は成立し得るが、事実上、その成否は債務不履行の有無と重なる場合が多いであろう。

ウェア開発等と異なり、統計的な本質を有し、試行錯誤が必要不可欠（帰納的）であって、また、結果として、ベンダ側で学習済みモデルを完成できないこともあり、初期段階で開発を中止せざるを得なくなるおそれも小さくない。このような場合には、いずれの当事者が、開発頓挫のリスクを負うかが問題となる。

もっとも、このような開発頓挫の責任をめぐる争いが生じること自体を避けることが、ユーザ・ベンダ双方にとって望ましい場合が多いと思われる。

そのためには、当事者間で、学習済みモデルを含むAI技術の完成について、開発の初期段階において保証することが技術的には容易でないことを踏まえつつ、開発の進展に伴い、(1)対価の額や支払方法、(2)ユーザ側が学習済みモデルに求める水準等について、相互理解を深めながら合意を形成する必要がある。具体的には、後記第4-2-(2)のとおり、契約をアセスメント段階から開発段階（必要に応じて追加学習段階）まで、多段階に分ける「探索的段階型」の開発方式を採用することは一考に価すると思われる。

② 学習済みモデルの品質や性能の問題

加えて、開発された学習済みモデルの品質や性能が問題となることも少なくない。開発の各段階における契約の法的性質としては、後記第4-3-(1)のとおり、請負や準委任等が考えられるものの、あくまでも当事者間の合意がない場合のデフォルトルールにすぎない。

ユーザとベンダにおいて、何を開発の目的とするか、成果物をどのように評価するか、どのような基準で報酬等を支払うかを契約において明確に定めておく必要が高いといえよう。

③ インテグレーション

さらに、学習済みモデルの生成に関しては、外部システムとの統合（インテグレーション）も問題になり得るため、この点についても意識した契約を締結することが望ましい。

(3) 学習済みモデルの利用

学習済みモデルの利用段階では、上記の視点のうち、①債務不履行の有無と②帰責性・因果関係の有無の両方が問題となる場合が多いであろう。

① 学習済みモデルの利用に関して生じる責任の特徴

学習済みモデルの利用段階では、学習済みモデルの動作等に誤りや、当事者が期待または満足しない結果が生じ、ひいては、ユーザまたは第三者に損害が生じた場合に、誰がどのような責任を負うのかが問題となる。

この点についても、生じた損害に寄与した者が責任を負うのが民法その他の法令上の一般的な考え方であるといえるが、前記第2-4-(1)のとおり、学習済みモデルについては、次の事項を踏まえた検討が必要になり、その責任の所在を把握することが困難な傾向にある。

- 未知の入力（データ）に対する学習済みモデルの事前の性能保証

が技術上難しい。

- 因果関係等につき事後的な検証等が技術上困難である³⁰。
- 学習済みモデルの性能等が学習用データセットに依存する。
- AI生成物の性質等が利用段階の入力データの品質に依存する。

また、現状のAI技術の水準を踏まえれば、学習済みモデルを利用したサービスは、本質的に統計的な、高度な事業支援を内容とするものがほとんどであって、学習済みモデル等により出力された結果の採否は、基本的にユーザの判断に委ねられていると考えられ、この観点からも、生じた結果につき、ベンダに責任を負わせることは難しい面があることは否定できない。

このような性質を持つ学習済みモデルの利用に伴う責任に関しては、生じた結果に寄与した者が責任を負担するという不法行為法によっては明確な結論を得ることが難しく、ユーザとベンダのどちらがどれくらい責任を負うかは不明確とならざるを得ない。したがって、当事者において、契約に定めることによって、そのルールに従って分配されることが一般的であるし、望ましい。

加えて、第三者との関係では、不法行為法に基づく処理がなされることが基本であるが、ユーザ・ベンダ間と同様に、責任を負担する者を明確にすることは一般に難しい。

② 契約当事者間の関係

前記第2-4-(1)のとおり、学習済みモデルを利用したサービスについては、AI技術の特性を考慮すれば、ベンダが、未知の入力（データ）について、一定の結果を約束または保証することは実態に即さず、または困難な場合が少なくないと考えられる。

そのため、現在の実務上、契約においては、ベンダ側の責任を一定の範囲に限定する規定を設ける等の対応に留まっていると思われる。ベンダもユーザも、このようなAI技術の特性を理解した上で、必要な交渉を行い、契約関係に入ることが必要であろう。

③ 第三者との関係

学習済みモデルやこれを利用したサービスの提供により、第三者に損害を与えた場合に、ベンダが責任を負うか否かについては、次のように整理できる。

- 当該損害について故意または過失がある場合、ベンダは不法行為責任を負う。しかしながら、AI技術の特性に照らせば、結果予見性がなく、過失がないと判断される場合や、損害との因果関係が認められない場合も考えられる。
- 学習済みモデルそのものは、無形物であるため、製造物責任法（平成6年法律第85号。PL法）上の製造物には該当しない。

³⁰ 学習済みモデルを含むAI技術を利用したソフトウェアの機序がそもそも検証困難であることの他に、プログラム作成時における前提の設定の誤り、想定外の入力データの品質等による誤り等、原因がAI技術を利用したソフトウェアの作動の全プロセスに介入し得る点も事後的な検証を困難にしていると考えられる。

- ただし、学習済みモデルがハードウェア（製造物）に組み込まれ一体化した場合には、当該製造物の製造事業者等がPL法に基づく責任を負う。そして、当該製造事業者等に対して学習済みモデルを提供しているベンダは、当該製造事業者等から、第三者に生じた損害に関して、求償を受ける可能性があり得る。

④ 契約における取決め

以上のようなことから、学習済みモデルまたはこれを利用したサービスを提供するベンダは、直接の契約の相手方との間で、適切な責任の分配について取り決めておく必要があるといえる。

もっとも、責任の分配については、開発段階と同様に、①学習済みモデルの内容・性能等が契約締結時に不明瞭な場合が多いこと、②その内容・性能等が学習用データセットに依存する等のAI技術の特性から、ベンダの側で、学習済みモデルの誤りに関して責任を負うことが困難であることが少なくない点に留意すべきである。特に、利用段階においては、ユーザが学習済みモデルに入力するデータについては、ベンダのコントロールが及ばず、ベンダが学習済みモデルの挙動について責任を負うことがより困難な場合もあるであろう。

ただし、このようなAI技術の特性から直ちに契約条件が導かれるわけでもない。学習済みモデルの生成やこれを利用したサービスの対価の支払いを一定の結果やKPIの達成にかからせる方法等の支払条件のバリエーションにより、ベンダに対して一定の結果の達成にインセンティブを与えることによりベンダとユーザのバランスをとるとの方法も考えられる。

いずれにせよ、事業モデルに即した、当事者の合意によって、責任の分配については契約上できるだけ明確化しておくことが望ましい。また、その交渉に際し、対価の額や支払条件等が重要な交渉ツールとなることが少なくないと考えられる。

5 独占禁止法上の問題

前記に加えて、大企業と中小企業やベンチャー企業との契約交渉等において事実上の優越関係がある中で一方的な契約条項等が押しつけられる場合や、排他条件付取引や拘束条件付取引等が行われる場合には、独占禁止法上の問題になり得る点には留意が必要である。

(1) 優越的地位の濫用

契約当事者間に相対的な優越関係がある場合には、独占禁止法上の優越的地位の濫用（独占禁止法2条9号5号）が問題となり得る。この点、公正取引委員会による「役務の委託取引における優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の指針」³¹は、次の考えを示している。

- ① 役務の委託取引において、取引上優越した地位にある委託者が、受

³¹ 公正取引委員会、「役務の委託取引における優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の指針」、<http://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyokijun/itakutorihiki.html>、（平成10年3月17日。平成23年6月23日改正）

託者に対し、成果物が自己との委託取引の過程で得られたことまたは自己の費用負担により作成されたことを理由として、一方的に、これらの受託者の権利を自己に譲渡（許諾を含む。）させたり、当該成果物、技術等を役務の委託取引の趣旨に反しない範囲で他の目的のために利用すること（二次利用）を制限したりする場合等には、不当に不利益を受託者に与えることとなりやすく、優越的地位の濫用として問題を生じやすい。

- ② しかし、このような場合に、成果物等にかかる権利の譲渡または二次利用の制限に対する対価を別途支払ったり、当該対価を含む形で対価にかかる交渉を行っていたりすると認められるときは、優越的地位の濫用の問題とはならない。
- ③ ただし、このような場合であっても、成果物等にかかる権利の譲渡等に対する対価が不当に低い場合や成果物等にかかる権利の譲渡等を事実上強制する場合等、受託者に対して不当に不利益を与える場合には、優越的地位の濫用として問題となる。

したがって、本ガイドライン（AI 編）が対象としているベンダとユーザとの間の AI 技術を利用するソフトウェアの開発に関する契約において、どのような条件で取引をするかは、基本的には当事者の自主的判断に委ねられているものの、いずれか一方が取引上優越した地位を利用して、正常な商習慣に照らして不当に、代金の支払遅延、代金の減額、著しく低い対価での取引や、やり直し、または AI 技術を利用するための生データ、学習用データセット、学習用プログラムおよび学習済みモデルにかかる権利等の一方的な取扱い（たとえば、権利の譲渡や二次利用の制限）を行うこと等は、優越的地位の濫用の問題を生じさせることとなる。もっとも、権利の譲渡や二次利用の制限について、別途、適切な対価を支払ったり、当該対価を含む形で対価にかかる交渉を適切に行ったりしている場合（二次利用における収益配分の条件を含む。）には、優越的地位の濫用は問題とならないことになる。

(2) 排他条件付取引・拘束条件付取引等

AI 技術を利用したソフトウェアに関する契約において、AI 技術を利用したソフトウェアにかかる利用条件の設定やその制限に関する契約条項を定めるにあたっては、独占禁止法上の排他条件付取引や拘束条件付取引等の不公正な取引方法（独占禁止法 19 条）も問題になり得る。

たとえば、本ガイドライン（AI 編）の想定する場面では、ベンダとユーザとの間の、知的財産のうち技術に関するものの取扱いについては、ライセンス契約関係が生じないこともあるので、そのまま当てはまるものではないが、ライセンス契約においては、ライセンサーが開発した改良技術について、ライセンサーもしくはその指定する事業者に権利を帰属させる義務、またはライセンサーに独占ライセンスをする義務を課す行為は、原則として不公正な取引方法に該当するとされ、共有とする場合であっても公正競争阻害性を有する場合には、不公正な取引方法に該当する（一般指定 12 項）。

他方で、ライセンサーの改良技術について、ライセンサーに非独占的にライセンスをする義務を課す行為は、ライセンサーが自ら開発した改良

技術を自由に利用できる場合は、原則として不公正な取引には該当しない。また、ライセンサーが開発した改良技術が、ライセンス技術なしには利用できないものである場合には、当該改良技術にかかる権利を相応の対価でライセンサーに譲渡する義務を課す行為については、一般に公正競争阻害性を有するものではないと解されている。さらに、ライセンス技術についてライセンサーが利用する過程で取得した知識または経験をライセンサーに報告する義務を課す行為は、それが実質的にライセンサーが取得したノウハウをライセンサーにライセンスすることを義務付けるものでない限り、原則として不公正な取引方法には該当しない³²。

(3) 下請法³³

本ガイドライン（AI 編）で想定する AI 技術を利用したソフトウェアの開発委託に限った話ではないが、プログラムの作成委託は下請代金支払遅延等防止法の「情報成果物作成委託」（同法 2 条 3 項、6 項）に該当するため³⁴、一定規模を超える元請事業者が開発の全部または一部を一定規模以下の下請事業者へ委託する場合³⁵には、同法の対象となる。つまり、下請法は、一般的なユーザ・ベンダの取引には適用されず、大手システム会社が開発の一部を他の中小システム会社に委託するような場合に適用される。

下請法の対象となる場合には、独占禁止法上の優越的地位の濫用規制と同様に、発注者である事業者（親事業者）は、支払遅延、下請代金の減額、著しく低い下請代金での取引等を行うことが禁止される。

また、親事業者は、①下請事業者から給付を受領してから 60 日以内のできる限り短い期間内に対価の支払期日を定める必要があり、②下請代金の額、支払期日および支払方法等を記載した書面を交付しなければならず、③支払遅延の場合には、下請事業者の給付を受領した日から起算して 60 日を経過した日から支払いをする日までの期間について、年率 14.6%の遅延利息の支払義務を負うと共に、④一定の書類の作成・保存義務を負うことになる（同法 2 条の 2、3 条、4 条の 2、5 条）。

³² 公正取引委員会「知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針」、<http://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/chitekizaisan.html>、（平成 19 年 9 月 28 日。平成 28 年 1 月 21 日改正）

³³ 下請代金支払遅延等防止法（昭和 31 年法律第 120 号）

³⁴ 「『情報成果物作成委託』とは、事業者が業として行う提供もしくは業として請け負う作成の目的たる情報成果物の作成の行為の全部又は一部を他の事業者へ委託すること及び事業者がその使用する情報成果物の作成を業として行う場合にその情報成果物の作成の行為の全部又は一部を他の事業者へ委託することをいう。」とされている（下請法 2 条 3 項）。

³⁵ 同法の対象となる場合は、同法 2 条 7 項から 9 項に規定されている。

第4 AI 技術を利用したソフトウェアの開発契約

1 AI 技術を利用したソフトウェアの開発とは

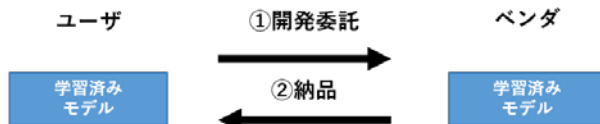
AI 技術を利用したソフトウェアとしては、学習用プログラムや学習済みモデルが考えられるところである。実務上は、ベンダが学習済みモデルを開発し、ユーザ等の委託者に納品することで収益を得る種類の汎用性が特に高いと思われるため、本章では、学習済みモデルの開発（生成）について、その考え方や契約を締結する際の考慮事項等を解説する。

2 学習済みモデルの開発類型

(1) 開発類型の分類

本作業部会でヒアリングしたユースケース等においては、①学習済みモデルのみ生成する類型、②学習済みモデルを含んだシステムを開発する類型、および③学習済みモデルの生成の再受託を受ける類型の3つの類型が見られた。

【学習済みモデルのみ生成】



【学習済みモデルを含んだシステムを開発】



【学習済みモデルの生成を再受託】

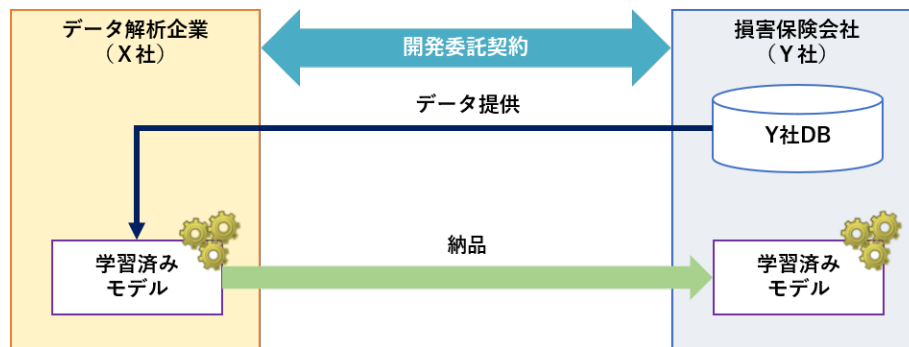


図 2：開発類型

① 学習済みモデルのみ生成する類型

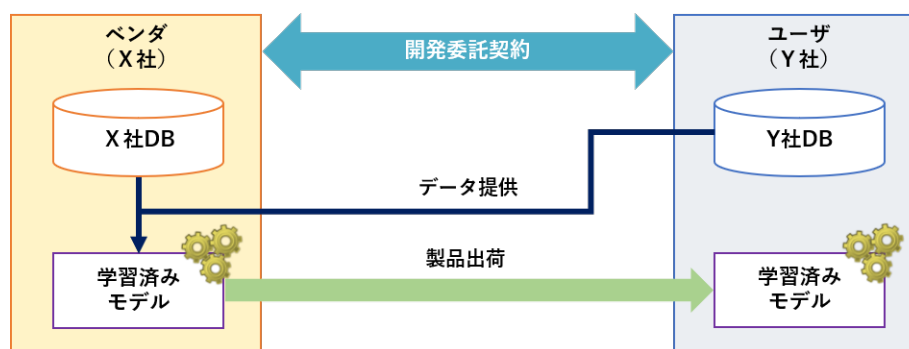
<事例1 ユーザがデータの提供を行い、ベンダが単独で学習済みモデルのみを生成する場合>

例：損害保険会社 Y 社が、データ解析会社 X 社に対して、自社データの解析を依頼した。X 社では、当該データについて機械学習を実行し、Y 社に対して、その要望する機能を備えた学習済みモデルを納品した。



<事例2 ユーザとベンダが共同でデータの提供を行い、ベンダが単独で学習済みモデルのみを生成する場合>

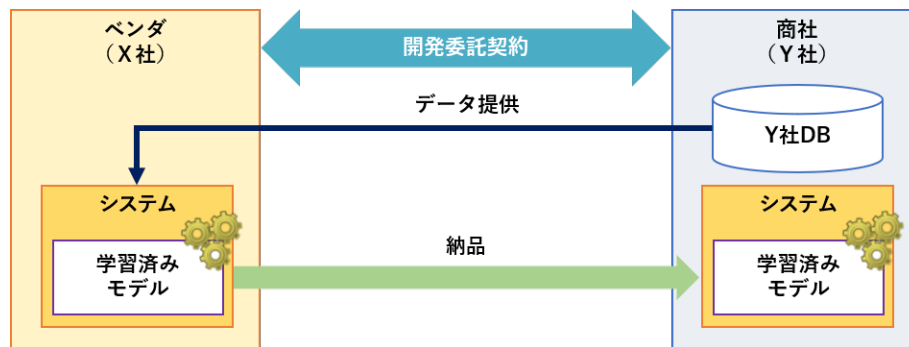
例：機器製造事業者 X 社は、Y 社に提供する監視機器について、特定の対象を検出できることを目的とした学習済みモデルの搭載を検討している。学習済みモデルの生成にあたっては、X 社および Y 社の双方が提供する画像データを併せて学習させた。



② 学習済みモデルを含んだシステムを開発する類型

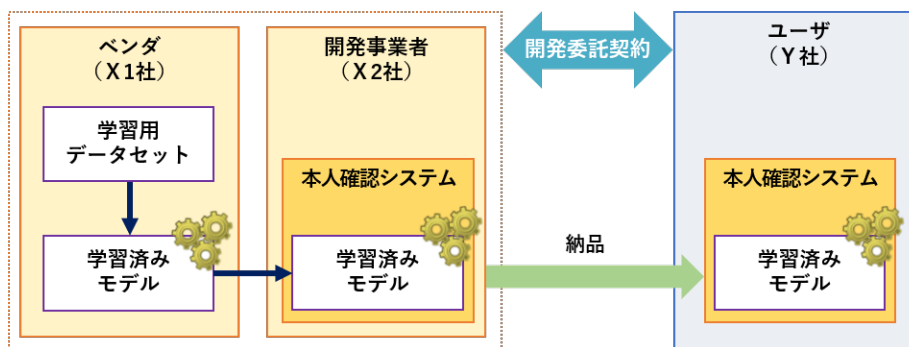
<事例3 ユーザがデータの提供を行い、ベンダが単独で学習済みモデルを含んだシステムを開発する場合>

例：商社Y社が、学習用データセットを提供し、受託を受けた機械学習の開発業者Xはそのデータを用いて、学習済みモデルを含むシステムを開発し、Y社に納品した。



<事例4 ベンダが自らデータの準備を行い、単独で学習済みモデルを生成し、これを基に別の事業者がシステム全体を開発する場合³⁶>

例：Y社がベンダX1社とシステム開発事業者X2社に対して、本人確認システムの開発を委託した。X1社は自らが準備したデータを用いて学習済みモデルを生成し、これをX2社が本人確認システムに組み込み、Y社に納品した。

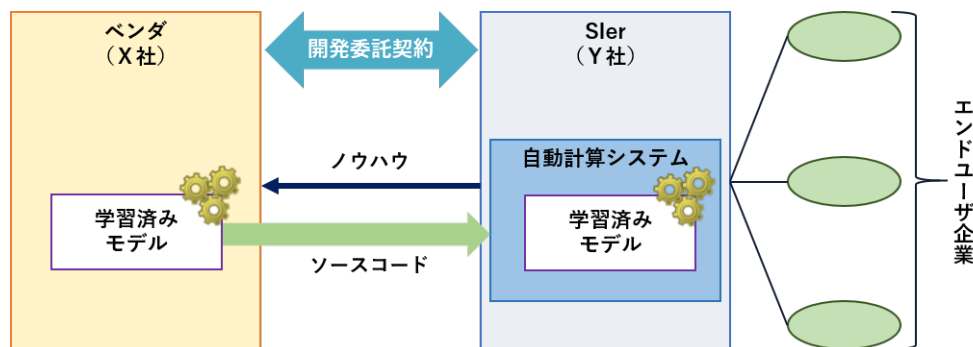


³⁶ なお、この事例のように、1つのシステムの開発に、システム全体の開発を行う業者と学習済みモデルの開発のみを行うベンダの2つの開発業者が関与している場合（いわゆる「マルチベンダ」）、ユーザによるプロジェクト管理が重要となることも少なくないと思われる。

③ 学習済みモデルの生成の再受託を受ける類型

＜事例5 ユーザからシステム全体の開発委託を受けた SIer 等からベンダが学習済みモデルの生成部分のみの再受託を受ける場合＞

例：SIer である Y 社は物流業界企業（エンドユーザ）から荷物の積載を自動計算するシステム開発の受注をした。Y 社はベンダ X 社が生成した学習済みモデルを組み込んだシステムを開発し、エンドユーザに納品した。



(2) 対象とする開発類型

本章では、前記①学習済みモデルのみを生成する類型を前提として、学習済みモデルの開発契約を説明する。前記②の類型では、ベンダが、また、前記③の類型では SIer が、それぞれ、学習済みモデルを、いわゆるモジュールとして含むシステムの開発を受託することになるが、モジュール部分の開発については前記①の類型に関する議論が同様に妥当する。

なお、成果物や開発途中で生じた知的財産については、ベンダにその知的財産権等を帰属させることもあれば、ユーザに帰属させることもあり、開発型であることは、必ずしも一方当事者への自動的な権利帰属を意味しないことに留意が必要である。

3 開発方式

学習済みモデルの生成に関する契約の枠組みを決定するためには、まず、学習済みモデルをどのようにして生成するかを検討する必要がある。そのため、まず、一般的なソフトウェア開発方式を紹介した上で、学習済みモデル生成に適した開発方式を説明する。

(1) ソフトウェアの一般的な開発方式

一般的にソフトウェアの開発方式は、①ウォーターフォール型と、②非ウォーターフォール型（プロトタイプ型、スクラム型、アジャイル型等）に分類される。

① ウォーターフォール型

ソフトウェア開発の過程を「要件定義」、「システム設計」、「システム方式設計」、「ソフトウェア設計・プログラミング・ソフトテスト」、「システム統合」、「システムテスト」、「運用テスト」、「運用・評

価」等の工程に分割し、前工程によって後工程における作業を詳細化していく開発手法である。完全に前工程への手戻りが否定されるものではないものの、ソフトウェアの仕様等を開発の初期に確定し、これを基に開発が進むことから、後に仕様等を変更することに困難を伴うことが多い。

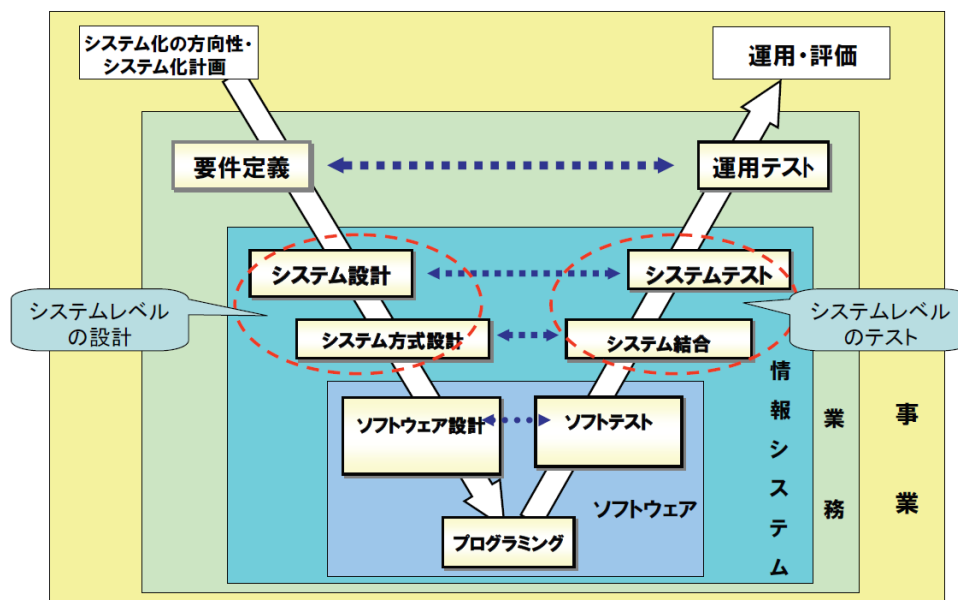


図 3 : ウォーターフォール型の開発方式³⁷

② 非ウォーターフォール型

ウォーターフォール型に分類されない開発手法を広く指す。たとえば、その典型とされるアジャイル型開発は、顧客の要求に従って優先度の高い機能を、要求・開発・テスト・リリースを短い期間で繰り返しながら、動作可能なソフトウェアとして作り上げる手法である。アジャイル型開発については、開発プロジェクト全体に共通する事項を定めた基本契約を締結した上で、個別の開発対象が確定した部分から、順次、個別契約を締結する方法が提唱されている³⁸。

(2) 学習済みモデル生成に適した開発方式

学習済みモデルのみを開発する場合、前記第 2-4-(1)のとおり、契約締結時には、成果物として何が出来上がるかを事前に予測することが難しく、また、その過程で生じた生成物の性能等を事後的に検証することも困難である。そのため、その開発過程は必然的に探索的にならざるを得ず、試行錯誤を何度も重ねる必要がある。このような状況では、後戻りが不可避免的に発生することから、あらかじめ確定した要件定義を前提とし、開発を段階的に詳細化していくウォーターフォール型の開発は必ずしも実態にそぐわない場合が多く、非ウォーターフォール型の開発が適している

³⁷ モデル契約 2007・31 頁の図「品質保証の観点からの設計とテストとの対応関係」

³⁸ 独立行政法人情報処理推進機構ソフトウェア・エンジニアリング・センター「非ウォーターフォール型開発 WG 活動報告書」、<https://www.ipa.go.jp/files/000004565.pdf>、(平成 23 年 3 月) 105 頁

場合が多いと考えられる。

もともと、非ウォーターフォール型開発の代表的手法であるアジャイル型開発は、多数の機能を有する大規模システムの開発には適していると考えられるものの、比較的小規模な特定目的を達成するための学習済みモデルの生成においては、たとえば、基本契約と個別契約の組合せによる契約管理コストが許容されないこともあると思われる³⁹。

そこで、本ガイドライン（AI 編）では、開発プロセスを別個独立した複数の段階に分けて探索的に開発を行う「探索的段階型」の開発方式を採用することを提唱する。具体的には、次のとおり、①アセスメント段階、②PoC段階、③開発段階、④追加学習段階の4段階による開発方式である。

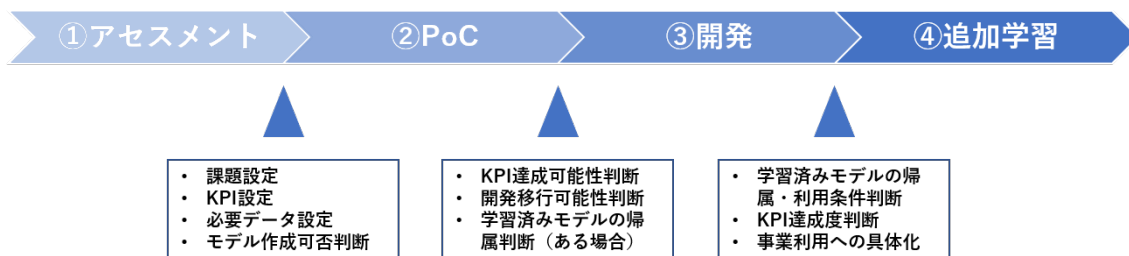


図 4：「探索的段階型」の開発方式

このような開発過程を多段階に分ける開発思想はウォーターフォール型開発やアジャイル型開発とも共通し、必ずしも目新しいものではない。しかし、本ガイドライン（AI 編）が提唱する「探索的段階型」の開発方式は、開発初期に成果物を確定しない点でウォーターフォール型開発と、また、開発全体を1つの基本契約で規律するフレームワークを採用しない点でアジャイル型開発と、それぞれ異なる。

このような「探索的段階型」の開発方式を採用するメリットは2つある。

第1に、学習済みモデル生成においては、前記第2-4-(1)-①のとおり、従来型のソフトウェア開発と異なる不確実性があることから、開発対象や性能について、事前に予測することが困難であり、ユーザとベンダの認識に齟齬が生じることが少なくない。そこで、開発を複数段階に分け、各段階における達成目標を明確とすることで、ユーザとベンダとの間の話し合いが促進され、最終的な成果物である学習済みモデルに対する認識をすりあわせることができる。

第2に、そのような学習済みモデル生成の不確実性から、多大な投資をしたにも関わらず、開発の途中で学習済みモデルが予定した性能を発揮できないことが明らかとなり、開発を中止することも十分に考えられる。そこで、開発を複数段階に分け、十分な性能を備えた学習済みモデルの生成が困難であることが判明した場合には、その段階で開発を中止することにより、それ以上の損失拡大を防ぎ、リスクヘッジを図ることができる。

³⁹ ただし、本ガイドライン（AI 編）は、基本契約と個別契約の組合せによる契約形態を排するものではない。交渉コストおよび開発の頓挫のリスクを負っても、なおも、契約の初期から、成果物等の取扱いについて合意することにより当事者の責任の所在を明確とすることが当事者の意図と合致する場合も考えられる。

(3) 各段階の説明

本ガイドライン（AI編）が推奨する「探索的段階型」の開発方式の各段階について、以下、説明する。その概要は次の表のとおりである。

	アセスメント	PoC	開発	追加学習
目的	一定量のデータを用いて学習済みモデルの生成可能性を検証する	学習用データセットを用いてユーザーが希望する精度の学習済みモデルが生成できるかを検証する	学習済みモデルを生成する	ベンダが納品した学習済みモデルについて、追加の学習用データセットを使って学習をする
成果物	レポート等	レポート／学習済みモデル（パイロット版）等	学習済みモデル等	再利用モデル等
契約	秘密保持契約書等	導入検証契約書等	ソフトウェア開発契約書	※注 ⁴⁰

なお、開発の各段階は、必ずしも明確に区別されるものではなく、その一部または全部が連続的に行われる場合もある。その意味でこれらの区別はあくまでも相対的なものにすぎない。なお、これらの各段階はそれぞれ1回で完了させない場合もあり、各段階の中で数回に分けて契約を締結することも考えられる。

① アセスメント段階

「アセスメント段階」とは、ベンダがユーザーとの間で秘密保持契約を締結した上でユーザーから一定量のデータ（たとえば、ユーザー側でそれほど労力をかけずに提供できるデータ）を受領し、学習済みモデルの生成可能性があるか否かを事前検証する段階である。この段階では、レポート等の成果物提供を伴うこともあるが、極めて初期的な段階であるため、学習済みモデルが成果物として提供される場合はほとんどない。

事前検証の内容は様々であるが、まず重要なことは、ユーザーが、AI導入により何を解決したいのかを探求すること、すなわち、課題の設定である。AI技術に対する理解不足や、過度な期待から「とりあえずAIを導入したい」との漠然とした問題意識のみで、学習済みモデルの生成を委託するケースが実務上少なくない。しかしながら、AI技術はあくまでもツールにすぎず、重要なのは、これを用いていかなる事業上の課題を解決するかという視点である。

また、同様に、事業上の課題が、いかなる場合に達成できたと評価するか、すなわち、KPIが設定できる場合は、KPIを明確にすることも重要である。

⁴⁰ 追加学習に関する契約としては多様なものが想定され、たとえば、保守運用契約の中に規定することや、学習支援契約または別途新たなソフトウェア開発契約を締結することが考えられる。

これら事業上の課題および KPI の設定は、事業内容に依存することから、ユーザの責任において実施され、ベンダはそれを支援するとの役割分担が実情に即していると思われる。そして、これらの課題が明らかとなつて初めて、ユーザがベンダに対してどのようなデータを提供する必要があるか、必要なデータは十分にあるのか、足りないデータがある場合には集められるのか、といった事項を、ユーザとベンダ間で事前検証できる。その上で、データの仕様等についてさらに協議を重ねることになる。

このような意味で、学習済みモデルの生成に際しては、ユーザの積極的な関与が必要不可欠である。そして、データに関する打合せや検証作業は、ユーザとベンダとの間の密接なコミュニケーションを伴うことから、場合によっては有償での契約を締結した上で、数か月単位の時間をかけて行うことも珍しくはない。

なお、アセスメント段階で、およそ成功可能性がないということになれば、開発がそのまま終了することもある。

加えて、アセスメント段階を踏まずに、「PoC 段階」からスタートする場合や、アセスメント段階と PoC 段階を一体として実行する場合もある。

② PoC 段階

学習済みモデルの生成において「PoC 段階」は、ユーザまたはベンダが保有しているデータを基に学習済みモデルの生成を進めるかについて検証する段階として捉えられることが多い。

アセスメント段階と異なり、基本的にはユーザが保有している一定量のデータ（あるいは新たにデータを生成するのであれば生成されたデータ）を用いて、学習済みモデルの生成・精度向上作業を行い、事後の開発の可否や妥当性を検証する。このような検証の結果は、レポートにまとめられることが一般的である。

また、PoC 段階の内容には、学習済みモデルのパイロットテストを含むことがある。この場合、PoC 段階では、既存のシステムの一部を学習済みモデルを用いたモジュールで置換し、その統合（インテグレーション）をした上で、性能を評価する。そして、KPI が実現可能であると確認された場合、開発段階に進むことになる。このようなパイロットテストは、ベンダの環境下において実施することもあれば、実環境を模した仮想環境、あるいは、実環境において実施することもある。特に、仮想環境あるいは実環境において PoC を実施する場合には、成果物として学習済みモデルが生成されることもある。この場合には、その権利帰属や利用条件について協議をする必要が生じる。

このように、PoC 段階では、様々な業務が対象となり得る。そのため、実務上、PoC 段階の契約については、その対象範囲や対象期間を合意しておくことが重要となる。また、PoC 段階は、学習済みモデルの生成が試行錯誤を不可避免的に伴うことから、1回で完結せず、複数回実施されることも少なくない。

PoC 段階では、その後の開発段階への移行が想定されているため、それぞれの段階で統一的に取り扱うべき事項があるか、あるいは、各段階で個別に取り扱うべき事項があるかを整理しておく必要もある。たと

えば、検証のため提供されるデータや、成果物（特に学習済みモデル）に関する権利帰属や利用条件について、各段階の取扱いをあらかじめ検討しておくことが望ましい。その結果、PoC 段階の成果物に関する知的財産権等についてはベンダ帰属とするが、開発段階の成果物についてはユーザ帰属とすることも考えられる。

また、PoC 段階が功を奏した場合に、開発段階へと移行するとユーザ・ベンダ間の認識を確認する趣旨で、開発契約締結の努力義務を定めることもある。

③ 開発段階

「開発段階」は、実際に学習用データセットを用いて学習済みモデルを生成する段階である。その概要は、前記第 2-3-(1)のとおりである。

④ 追加学習段階

「追加学習段階」は、ベンダが納品した学習済みモデルについて、追加の学習用データセットを使って学習をする段階である。学習済みモデルを生成したベンダが追加学習支援をすることもあれば、全く別のベンダが実施する場合もある。保守運用とセットでなされることも考えられる。

(4) ユーザ・ベンダの役割

学習済みモデルの生成に際しては、従来型のソフトウェアの開発以上に、ユーザとベンダ双方の積極的な関与が必要である。

① ユーザの役割

前記のとおり、学習済みモデルの生成が、データを用いた帰納的なアプローチにより行われる以上、その性能は、学習に用いる学習用データセットに大きく依存する。

そして、学習済みモデルを生成するにあたって必要となる生データは、ユーザのコントロール下にあり、ベンダは、そもそも、ユーザがいかなるデータを有しているかを事前に知らないことが通常である。したがって、ユーザから開発を希望する機能を抽象的に伝えられるのみでは、学習済みモデルの生成に着手することは原理的に困難であり、ベンダは、ユーザから生データまたは学習用データセットの提供を受けて、初めて開発を進めることができる。

このように、ユーザが学習用データセット、あるいは、その元となる生データをいかにして準備するかは、学習済みモデルの生成における最重要プロセスの1つであり、従来型のソフトウェア開発と比較して、ユーザの果たす役割が大きいポイントの1つである。

そして、ユーザが、必要なデータを準備するためには、(1)学習済みモデルを生成することによって、その事業上、何を獲得目標とするかについて、すなわち、事業上の課題および KPI を明確に認識した上で、(2)いかなるデータが自らのコントロールする環境において生成されるかを把握し、さらに、(3)学習あるいは評価に適したデータを選択する必要がある。

このような作業に際しては、ベンダの支援を受けることができる場

合もあろうが、主体となるのは、あくまでも、ユーザである。学習済みモデルの生成は、ユーザの積極的かつ主体的な関与がなければ進めることは困難であるといえる。

② ベンダの役割

ベンダについて見ると、前記のとおり、学習済みモデルについては、技術上、完成保証や未知の入力（データ）に対する性能保証を行うことは必ずしも容易ではないものの、そのことは直ちに、ベンダが契約上、何ら完成責任を負わないことを意味しない。最終的には当事者のリスク分配により、ベンダの義務範囲が定まることになるからである。

そのため、ベンダが、たとえば、開発段階において、限定された評価用データ⁴¹について、契約上、一定の性能を有する成果物の完成を約束することも想定できる。このような場合には、ベンダには、ユーザの希望目標を達成することが求められることになる。また、たとえ、ベンダが、学習済みモデルの完成義務を負わない場合であっても、プロフェッショナルとして一般的に求められる水準で、開発を進めることが求められるであろう。

加えて、このように開発を進める中で重要であるのが、ユーザとの間において、密接なコミュニケーションをとることである。特に、AI技術が新しい技術であることを踏まえれば、ユーザとベンダの間には、技術に関する情報格差や認識の齟齬が存する場合も少なくないと考えられる。そのため、ベンダには、学習済みモデルの生成が内包する不確実性や、従来型のソフトウェア開発との違いについて、ユーザに対して適切かつ丁寧に説明をし、共通の技術認識を形成すべく、最大限の努力を払うことがやはり求められる。

このような意味において、学習済みモデルの生成は、ユーザのみならず、ベンダによる積極的かつ主体的な関与がなければ進めることは困難であるといえる。

4 契約における考慮要素

(1) 契約の法的性質

契約の内容は、当事者の合意によって個別具体的に定めることができるのが原則である。もっとも、一定の事柄についてベンダとユーザの間に明示的な合意がない場合に適用されるであろうデフォルトルールを理解することは、契約の内容を協議し定める上でも重要である。

以下では、従来型のソフトウェア開発の場合と比較しながら、特に、役務の提供を契約の目的と見るのが適切であるのか⁴²（準委任型）、役務の結果を給付することまでを契約の目的と見るのが適切であるのか（請負型）に注目して、学習済みモデル生成の各段階に親和的な契約の性質を検

⁴¹ アセスメント段階や PoC 段階においてユーザからベンダに対して提供されたデータではなく、開発段階において新たに準備された評価用のデータを想定している。

⁴² 準委任契約には、委任事務の履行により得られる成果に対して報酬を支払うことを約する「成果完成型」と、委任事務の処理の割合に応じて報酬を支払う「履行割合型」があるところ、前者の類型においては、準委任契約であっても、成果物を想定し、かつ、その完成を契約の内容（報酬の支払条件）とすることが可能である。請負契約との大きな違いとしては、完成義務および瑕疵担保責任の有無が挙げられる。

討する。

① 従来型のソフトウェア開発の場合

従来型のソフトウェア開発においては、それぞれの工程の性質の違いに応じて異なる考慮を行うのが一般的である。

まず、従来型のソフトウェア開発では、企画・要件定義の段階においては、ユーザ・ベンダ双方にとって開発の対象となるソフトウェアの具体的内容がまだ十分に特定されておらず、一般に準委任型の契約が実態に沿うといわれている。

他方、企画・要件定義を経て設計・開発の段階に移行した段階においては、既に開発の対象となるソフトウェアの具体的内容が十分に特定されていることから、特定のソフトウェアの完成までを目的とした請負型の契約が親和的であることが多いといわれている。

② 学習済みモデル生成の場合

従来型のソフトウェア開発の場合とは異なり、学習済みモデル生成の場合にはどの段階においても準委任型の契約が親和的である。

まず、アセスメント段階は学習済みモデルの生成可能性を検証するための段階であり、PoC段階は学習済みモデルの生成をさらに進めることの可否および妥当性を検証するための段階であって、そもそも学習済みモデルの完成を目的とする段階ではない。

また、開発段階は学習用データセットを用いて学習済みモデルを生成することを目的とする段階であるが、前記第2-4-(1)の学習済みモデルの特性から、契約締結時までに仕様や検収基準を確定することは難しいことが多く、また、未知の入力（データ）に対しては、学習済みモデルがユーザ・ベンダのいずれもが想定しない挙動をしないことの保証をすることも困難である。そのため、具体的な仕事の完成を目的とし、一定の瑕疵担保責任を伴う請負型の契約にはなじみにくい⁴³。なお、準委任型の契約を締結する場合には、成果完成型を志向するか、それとも、履行割合型を志向するのかについて、当事者間において、明確にしておくことが望ましく、また、成果完成型を選択するのであれば、対象となる成果物がどのようなものかについて合意しておく必要がある。

さらに、追加学習段階は、ベンダが納品した学習済みモデルを基礎に、追加の学習用データセットを使って学習を行うことを目的とする段階

⁴³ 他方、既知の入力（データ）に対する学習済みモデルの性能については、前掲注17のとおり、評価条件を適切に設定・限定できるのであれば、性能保証を行うことに合理性が認められる場合もあると考えられる。この場合には、学習済みモデルを成果物とする請負契約として構成することになるであろうが、既知の入力（データ）のみならず、未知の入力（データ）に対する性能保証について、当事者間の認識を明確にしておくことが重要となると思われる。

また、この場合、実務上は、限定された評価用データに対しての性能保証がなされる場合が想定されるが、このような評価用データが、ユーザの事業上のリスクを十分に評価したものであるかは、通常、ユーザのみが把握する事項であり、したがって、評価用データの準備は、原則として、ユーザの費用と責任で行われることが合理的なことが多いと思われる。そのため、ユーザが、ベンダに対して、既知の入力（データ）に対する学習済みモデルの性能について保証を求める場合には、かかる費用および責任を負っても、なおも保証を受ける意味があるかについて判断をすることが重要になる。

であって、一定の学習済みモデルの完成を目的とする段階ではない。

以上のとおり、学習済みモデル生成の各段階には、具体的な学習済みモデルの完成を約束する請負型の契約ではなく、一定の検証や開発といった役務の提供を目的とする準委任型の契約がその実態になじみやすい。

(2) 契約における交渉のポイントと留意点

ベンダとユーザのいずれも、学習済みモデル生成の各段階について、「生データ」、「学習用データセット」、「学習用プログラム」および「学習済みモデル」、また必要に応じて学習済みモデルを構成する「学習済みパラメータ」と「推論プログラム」のそれぞれの取扱いを意識して交渉することが重要である。また、「ノウハウ」の取扱いについても交渉の対象とすることが望ましい場合がある。以下、それぞれについて、契約交渉において特に留意すべき点を述べる。

① 生データ

生データは、ベンダやユーザが一定の労力を投下することによって収集・蓄積されたものである場合もあれば、二次利用が可能な利用ルールの下に公開された、いわゆるオープンデータである場合もある。後者の場合には、生データの利用方法をめぐって交渉上の問題が生じることを想定することは難しい。

なお、生データを相手方に開示する当事者は、開示の目的のために必要最小限の範囲を超えた生データの第三者への開示や複製を防止する必要がある場合には、それを明示的に禁止する契約を相手方との間で締結する必要がある。また、生データの開示を受ける当事者が、その開示の直接の目的を超えてそれを利用することを望む場合には、ベンダとユーザのそれぞれの立場から、生データ利用の目的、時期、範囲、対価その他の利用条件を十分に検討の上、互いに協議することが望ましい。

生データに関する実務上の問題としては、その権利処理の問題がある。たとえば、生データには著作物やパーソナルデータ（個人情報を含むが、これに限らない。）を含むものがあるが、機械学習の手法がしばしば要求する大規模な生データに含まれた著作物の著作権者やパーソナルデータの本人から逐一同意を得ることが時間や費用の観点から困難である場合や、そもそも著作権者や本人を特定することが困難である場合において、権利処理の要否や可否が問題となることがある⁴⁴。

② 学習用データセット

a 定義の重要性

学習用データセットは、前処理が施された生データに正解データ

⁴⁴ コンピュータによる情報解析を目的とする場合には、一定の限度で記録媒体への記録等を認める著作権法 47 条の 7（情報解析のための複製等）に留意されたい。なお、著作権行使が制限される行為の類型を定めた著作権法 30 条の 4（著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない利用）、同法 47 条の 4（電子計算機における著作物の利用に付随する利用等）などを定めた平成 30 年改正著作権法が第 196 回国会で成立しているので、その動向にも同様に留意されたい。

の付加等を行うことによって二次的に生成されたデータであって、生データそのものではない。しかし、前記第2-3-(2)-②のとおり、生データと学習用データセットとの間に自ずと明らかな境界が存在するわけではなく、これらの取扱いについて疑義が生じる可能性がある。そのため、これらの語を用いる場合には、契約上の意義を明確化することが紛争防止の観点からは望ましい。

b 役割の分担

学習用データセットの生成は、学習済みモデルの生成と密接に関連する行為ではあるが、それに必ず付随する行為とまではいえない。そのため、学習用データセットを生成する主体は、当事者の合意によって定めるべき内容である。もっとも、学習済みモデルの内容・品質がその基礎となる学習用データセットの内容・品質に実質的に依存することを考慮すると、ユーザの協力の下、学習済みモデルとともに学習用データセットの生成をベンダに委ねることが適切であることが多いであろう。

なお、学習用データセットを生成するために、生データに対して関連する情報を注釈として付与する「アノテーション」を行う場合、このうち単純ではあるものの多大な労力を要するものについては第三者に委託されることがある。ユーザが特にベンダの開発力に期待して契約関係に入った場合には、ベンダに（準）委任された業務の第三者への再（準）委任についてはユーザの承諾が契約上必要とされるのが一般的であり、その場合には、学習用データセットの生成を担うベンダが第三者にアノテーションを委託するには、ユーザからそのための承諾を得る必要がある。

c 権利帰属・利用条件

学習用データセットの生成には、通常、収集・蓄積された生データとこれに対する一定の処理・加工が必要である。生データの収集・蓄積とこれに対する処理・加工にはそれぞれ相当の費用・労力が投下されることは少なくなく、後者には一連の学習済みモデル生成に要する工数の大部分が費やされる場合もある。そのため、学習済みモデルの取扱いとは別に、学習用データセットの契約上の権利帰属や利用条件が交渉上の重要な課題となることがある。

権利帰属、利用条件その他学習用データセットの取扱いを契約に定めるにあたっては、学習用データセットの生成に対する各当事者の寄与と、その基礎となる生データの性質をどのように評価すべきであるのかが、契約の交渉時にしばしば議論の対象となる⁴⁵。以下は、その際に考慮されるべきポイントを整理したものである。

⁴⁵ 理論上は、データの加工行為に創作性が認められる可能性がある。この場合、生データの加工を行った当事者がその著作権（原作者と二次的著作者のいずれとなるかは、生データに著作物性が認められるか否かにより異なる。）となる。

当事者の寄与	<ul style="list-style-type: none"> • 生データの収集・蓄積に投下する費用・労力 • 生データの処理・加工に投下する費用・労力 • 学習用データセットの生成に要する各種ノウハウの希少性
データの性質	<ul style="list-style-type: none"> • 生データ自体の価値（営業秘密性・希少性） • 学習用データセットの転用可能性 • 学習用データセットからの生データ復元可能性

学習用データセットの取扱いは、ベンダとユーザの利益のバランスの中で終局的には定められるべきものである。しかし、一般論としては、生データに対する前処理、正解データの作成等に希少性の高いノウハウが用いられる必要性が大きく、またはそのようなノウハウにより創出されると見込まれる価値が大きいほど、学習用データセットの生成を担った当事者には交渉上の優位性が認められやすいといえる。また、事業の目的に照らし、営業秘密性の高い生データを含む学習用データセットについては、契約の目的外の利用を許諾しない代わりに、学習用データセットの生成に投下された費用・労力は別途対価の算定において考慮されることもあるだろう。

なお、後記第4-4-(2)-④-bのとおり、学習済みモデルは、その二次利用を防止し、または生成に用いられたノウハウを秘匿する等の目的により、バイナリファイルの形式を用いる等、判読や二次利用が困難な方法によりベンダからユーザへ提供されることが少なくない。学習済みモデルそのものではなく、ベンダが生成した学習用データセットの分析からも学習済みモデル生成のノウハウ等が解析される危険があることから、これを避けるために学習用データセットを契約上の提供対象に含めないことを検討すべき場合もあり得る。

また、特に、ユーザが収集・蓄積した生データやこれを基礎とした学習用データセットをベンダに開示する場合に生じ得る問題として、秘密保持契約等の下でユーザから開示された生データ等をベンダが利用し、ユーザとの契約上要求されるもの以外の学習済みモデルを生成した場合に、それが秘密保持契約等により禁じられた目的外利用に該当するかというものがある。これについては当事者間の合意内容によるという他なく、将来の紛争を予防するため、生データ等の利用の目的や範囲を事前に定めておくことが重要となる⁴⁶。

③ 学習用プログラム

学習用プログラムは、その入力として学習用データセットを利用することにより、学習済みパラメータを生成するためのプログラムであ

⁴⁶ なお、「業として特定の者に提供する情報として電磁的方法により相当量蓄積され、及び管理されている技術上又は営業上の情報（秘密として管理されているものを除く。）」である「限定提供データ」について、その不正取得・使用等を新たに不正競争行為とする平成30年改正不正競争防止法が第196回国会で成立しているため、その動向にも同様に留意されたい。

る。特定の開発目的のためにゼロから学習用プログラムを作成することはもちろん可能であるが、現在までに様々な機械学習ライブラリ（フレームワーク）が OSS として提供され、普及していることから、学習用プログラムの作成にはこうしたライブラリが広く利用されている⁴⁷。そのため、学習用プログラムの権利帰属が交渉上の問題となることは少なく、ベンダの開発部分に関する権利にも特段触れられないことも多いであろう。

もっとも、そのことは、ユーザによる学習用プログラムの利用やソースコードのユーザへの開示等を認めることに問題がないということの意味しない。機械学習ライブラリは、学習用プログラムの作成に要する費用や労力をたしかに低減するものではあるが、目的に適合した学習済みモデルを生成するためには、そのようなライブラリの採否にかかわらず、具体的な手法の選択等に高度なノウハウが要求される。ベンダが作成した学習用プログラムの著作権等をユーザに帰属させ、またはこれをユーザに利用させることの可否は、ユーザによる利用条件が当事者間の利益のバランスを損なうものでないかを十分に考慮して定められるべきである。

なお、学習用プログラムの権利帰属・利用条件を定めるにあたっては、開発対象である学習済みモデルが生成された後、これを基礎とし、またはこれとは独立して、新たな学習済みモデルを生成する事業上の必要があり得ることに留意することも重要である。たとえば、学習用データセットに新たなデータを追加して学習済みモデルを自ら生成する事業上の必要があるユーザは、学習用プログラムについて少なくとも利用許諾を受けなければならない。他方、そのような追加学習を保守・メンテナンスサービスの一環として行う事業モデルを持つベンダは、学習用プログラムの利用をユーザに許諾しないという選択をすることになるであろう。

④ 学習済みモデル

a 定義の重要性

AI 技術を利用したソフトウェアの開発を目的とする契約の実務において、学習済みモデルの取扱いはその中心的な交渉上の課題の一つである。しかし、学習済みモデルの法的な意義は、いまだ一義的に明らかであるとはいえず、その取扱いに関する交渉にあたっては、この点について共通の理解を得ておくことが紛争予防の観点から望ましい。

具体的には、学習済みモデルに①学習用データセットを含むか、②学習用プログラムを含むか、また、③学習済みパラメータに加えて推論プログラムを含むかについて、十分な整理がなされないまま交渉が行われ、契約が締結されている例が見受けられる。無用な議論の混乱を避け、交渉を生産的に進めるためにも、当事者間でこれらを整理することが有用であることは多いであろう。

⁴⁷ よく利用される機械学習ライブラリには、Caffe、Chainer、TensorFlow などがある。これら OSS の利用にあたってはその利用条件の確認が必要である。このようなライブラリには、MIT ライセンス、APACHE ライセンス、BSD ライセンスのいずれかが採用されていることが多い。

b 提供方法

ベンダからユーザへの学習済みモデルの提供の方法は、ソースコードを開示する等、判読・二次利用が可能な方法による提供の可否という形で交渉上の課題となる場合がある。判読可能な形式により提供された学習済みモデルからはベンダのノウハウを読み取ることも可能な場合もあることから、判読・二次利用が可能な学習済みモデルをユーザの側で必要とする特別な事情が認められない限りは、バイナリファイルの形式を用いる等、判読や二次利用が困難な方法による提供が行われることが一般的である。学習済みモデルの提供方法については、判読や二次利用が困難な方法で行うかどうかを十分に検討した上で定めることが重要である。

c 権利帰属・利用条件

学習済みモデルに関する知的財産権の帰属および利用条件は、ベンダとユーザの間の交渉上の主要な課題である。

学習済みモデルに関する知的財産権の帰属は、学習済みパラメータと推論プログラムから構成される学習済みモデルのどの部分にかなる知的財産権が成立するかについて明確なルールがまだ存在しないこととも関連し、学習用データセットまたはその基礎となる生データを提供した当事者と、学習用プログラムを作成して実行し、学習済みモデルを生成した当事者とが異なる場合に、特に問題となりやすい。

この場合には、後記⑤および⑥に記載の内容を十分に検討した上で利用条件等を定めることが重要である⁴⁸。

d 再利用モデルの取扱い

前記第2-4-(1)-④のとおり、開発された学習済みモデルを再利用し、これとは異なる学習済みパラメータ等を有する学習済みモデルである再利用モデルを生成することが理論上は可能である。再利用前の学習済みモデルと再利用モデルとの法的な意味での同一性は必ずしも明らかではない。そのため、ユーザまたはベンダが他方当事者による学習済みモデルの利用の目的や範囲を制限したい場合、その再利用モデルの生成の諾否および内容についても契約上明確に定めておくべきである。

もともと、学習済みモデルの再利用に制限が定められた場合であ

⁴⁸ 特に、実務上は、学習済みモデル（学習済みパラメータ）の利用を禁止されている当事者が追加学習や蒸留を行い新たな学習済みパラメータを生成することの適否が問題となることが少なくない。前記のとおり、学習済みパラメータは、著作権の対象となり難いと思われるものの、仮に著作権の対象となる場合であっても、新たな学習行為が介在している以上、再利用モデルや蒸留モデルの学習済みパラメータは、元の学習済みモデルの学習済みパラメータに依拠して生成されたとはいえず、やはり、著作権侵害が成立しない場合が多いであろう。加えて、学習済みモデル（学習済みパラメータ）の利用を禁止するのみでは、これを用いた追加学習や蒸留による学習済みパラメータの生成や利用が直ちに禁止されることにもならない。そのため、再利用モデルや蒸留モデルの生成や利用を制限したい場合には、その旨を契約書に明記することが重要となる。

っても、コンピュータの中でのソフトウェアの動作を外部から把握することは難しく、これに対する違反を特定することは必ずしも容易ではない。また、仮に特定することができたとしても、学習済みモデルの再利用があったことを立証することにも困難が伴うであろう。そのため、紛争予防の観点からは、当事者間の利害が対立する可能性が高い一定の取引の時期や範囲に制限を設ける等、取引の態様に一定の制限を設けることを検討すべき場合がある。

⑤ 学習済みパラメータ

学習済みパラメータとは、学習用データセットを学習用プログラムに対する入力として用いることで、一定の目的のために機械的に調整されたパラメータをいう。これは数値等のデータによって表現されるものであるが、その配列自体は人間が「思想又は感情を創作的にしたもの」（著作権法2条1項1号）であるとは言い難いこと等から、一般に、著作権法上の保護が及ぶ著作物に該当する可能性は低いように思われる。

そのため、生成した学習済みパラメータに現実にはアクセスすることができるベンダには、これを自由に利用し、管理することができる地位が原則⁴⁹としてあることを前提として、ベンダとユーザの間で学習済みパラメータの利用条件を交渉し、契約に定める必要がある。

他方、ベンダからの学習済みモデルの提供を内容とする契約がその利用方法について何らの留保なく既に締結され、かつ学習済みパラメータが識読性がある形でベンダからユーザに提供されている場合には、ユーザによる学習済みパラメータの利用をベンダが認めていると解される可能性がある。たとえば、PoC段階における成果として学習済みモデルが性能評価目的で提供される場合等、その利用の目的や範囲に一定の制限を設けることをベンダが希望するのであれば、そのことを契約上に明示すべきである。

⑥ 推論プログラム

推論プログラムとは、学習済みパラメータがこれに組み込まれ、入力に対して一定の結果を出力することを可能にするプログラムをいい、一定の要件を充たす限り著作権法または特許法上の保護が及ぶ。また、これには前記第3-3-(1)-②のプログラムに関する一般論が当てはまる。

推論プログラムは、開発対象とされる学習済みモデルから出力の結果を取得するために必要なプログラムである。そのため、ベンダによる学習済みモデルの提供が契約上に定められている場合には、ユーザによる推論プログラムの利用の可能性が契約上で明示的に排除されていない限り、ユーザによる推論プログラムの利用が可能であることが当然の前提とされた合意があるものと理解されることが多いであろう。

特に注意すべきなのは、ベンダとユーザの双方に「学習済みモデル」に関する権利を帰属させることを契約に定める場合である。学習済みモデルを構成する要素のうち推論プログラム部分には、著作権法や特

⁴⁹ 学習済みパラメータが著作物に該当する場合にはその権利者が利用条件の設定権限を一次的には有することになる。

許法による保護が及ぶ可能性があり、自らの利用、第三者への利用許諾や譲渡の可否等について、これらの法律の規定を意識した交渉を行い、契約上に定める必要がある。

⑦ ノウハウ

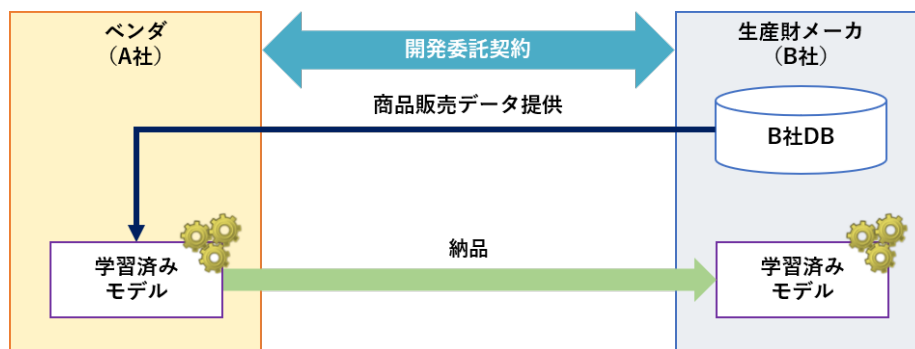
契約の実務においては、ノウハウ、特に学習用データセットや学習済みモデルの生成ノウハウの取扱いが交渉の対象となることがある。しかし、特にベンダは、蓄積されたそのノウハウがベンダの実質的な競争力の源泉であることも多く、競争力を毀損するおそれがあるノウハウの開示には慎重になることが合理的である。そのようなノウハウをベンダが開示することを契約に定めるにあたっては、当事者間の利益のバランスが図られているかを十分に検討することが重要である。

一方、ユーザが収集・蓄積した生データを用いてベンダが学習用データセットを生成し、さらに学習済みモデルを生成する場合に、そのような生データにはユーザのノウハウと評価されるべき情報が含まれており、あるいは開発の目的に適した処理にはそのような情報が必要である場合もある。そのため、学習済みモデルの生成にユーザも一定の貢献があったという主張がユーザからなされることがある。このような場合、ベンダによる学習済みモデルの（再）利用の可否が問題となりがちであるが、状況に応じて利用条件を適切に調整するという選択も視野に入れるべきであろう。

(3) 具体例による解説

<事例1 生データの継続利用>

例：ベンダ A 社は、生産財メーカー B 社から商品の販売データ（生データ）の開示を受け、これを基礎として生成した学習用データセットを用いて、B 社の顧客の購買行動を推定する学習済みモデルを生成し、これを B 社に提供することに合意した。A 社は今後、B 社の競合事業者 C 社、D 社からも商品の販売データの開示を受けて、より精度の高い学習済みモデルを生成したい。

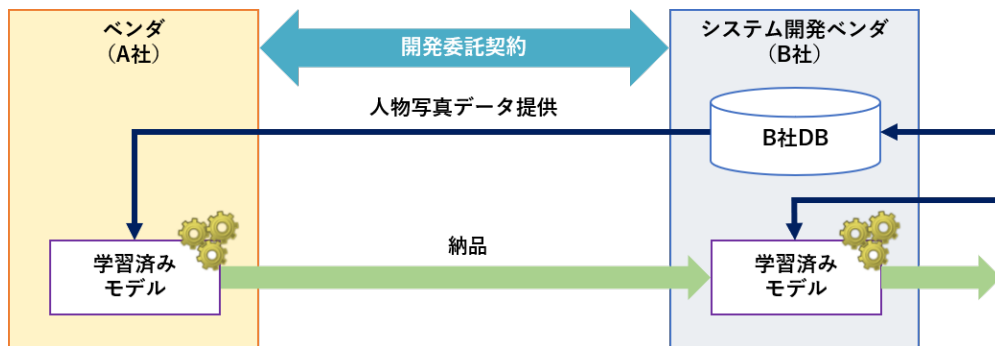


ベンダ A 社は、秘密保持契約等の下でメーカー B 社のデータの開示を受け、これを第三者に開示しない義務や、メーカー B 社のために学習済みモデルを生成する以外の目的のために利用してはならない義務を負担していることが一般的である。

もし、A 社が、B 社への学習済みモデルの提供後に、B 社から開示を受けたデータの利用を続け、メーカー C 社、D 社から開示を受けたデータと合わせてより精度の高い学習済みモデルを生成することを希望する場合には、たとえば特定の目的を持った学習済みモデルの品質・性能の向上のためにのみそのデータの利用することの許諾を B 社、C 社、D 社から受け、これと併せて更新された学習済みモデルの継続提供を約束するという利用条件が考えられるであろう。

<事例2 提供された学習用プログラムを利用した追加学習>

例：ベンダ A 社は、システム開発ベンダ B 社がその顧客 C 社から提供された人物写真データ（生データ）の開示を受け、これを基礎として生成した学習用データセットを A 社開発の学習用プログラムに読み込ませて、C 社のサービスの消費者とそのデータベース上の人物との同一性を推定する学習済みモデルを生成し、これを B 社に提供することに合意した。B 社は、学習済みモデルだけではなく、A 社の学習用プログラムの提供を受けてこれを利用し、新たに C 社から開示されるデータを用いて追加学習を行うサービスを C 社に提供したい。



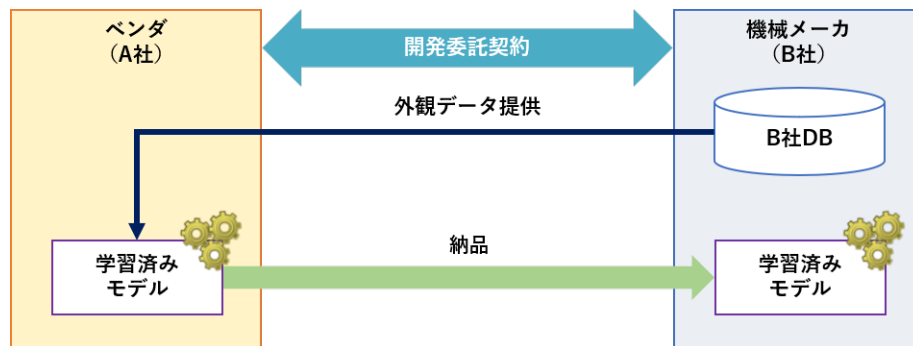
ベンダ A 社が作成した学習用プログラムを B 社に提供した場合、当該学習用プログラムから、より高い精度で人物認証を行うという目的に適合した学習済みモデルを生成するための A 社のノウハウのうち重要な一部を読み取ることができる可能性がある。

学習用プログラムの調整に A 社が相応の試行錯誤を重ね、または前記のノウハウに高い独創性があると A 社が信じる場合には、それに応じた十分な対価を得ることなく学習用プログラムの利用を B 社に許諾することは少ないであろう。他方、事後に B 社の顧客 C 社から開示されるデータを用いた追加学習のサービスこそが B 社の事業上の競争力を生むものであり、また A 社のノウハウは競合事業者との差別化が容易であるほど高度なものでないと B 社が信じる場合には、学習用プログラムの利用を頑なに許諾しようとする A 社との契約を締結することは困難であろう。この場合は、少なくとも前記のサービスを可能にする限度で学習用プログラムの利用が許諾され、その対価の調整が可能な場合にのみ A 社と B 社との間で開発取引が行われることになるであろう。

<事例3 段階別の学習済みモデルの提供>

例：ベンダA社は、機械メーカーB社から製品の外観データ（生データ）の開示を受け、これを基礎として生成した学習用データセットを用いて、B社の製品上のキズの存在を推定する学習済みモデルを生成し、B社に提供することに合意した。

- ① A社とB社は、理想的な環境下で得たデータを用いて学習済みモデルを生成した後、実際の現場でこれを評価したい。
- ② B社は、学習済みモデルにはB社の現場情報が反映されていることから、A社による（再）利用を防ぎたい。



理想的な環境下で得られたデータを用いて生成された学習済みモデルについては、ノイズが少ないデータを用いて検証されたその精度を、様々なノイズが入りに混入し得る実際の現場環境下においてそのまま実現できるとは限らない。そのため、生成された学習済みモデルを実際に現場に投入するに際しては、事前の検証結果から期待される精度が現場環境下でも実現可能であるかをさらに検証すべく、現場への学習済みモデルの導入前に現場環境下での性能評価を行うことが必要となる。

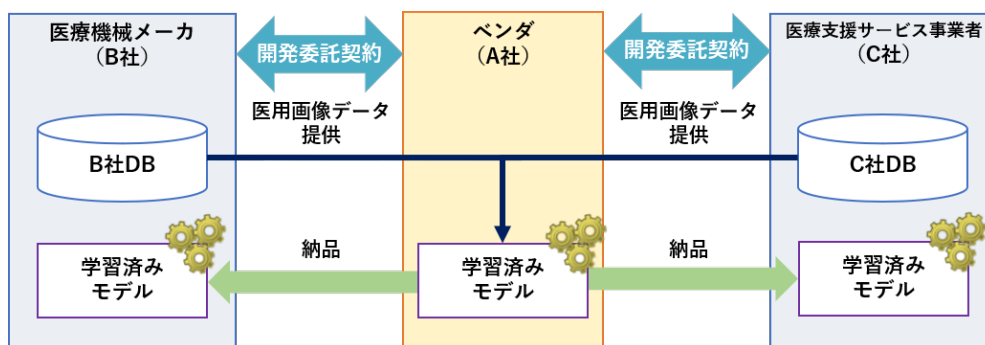
現場環境下での性能評価を行う一つの方法としては、機械メーカーB社に秘密保持義務を負わせた上で（開発途上の）学習済みモデルをベンダA社の秘密情報としてB社に開示し、一定の条件を満たす環境下での性能評価の目的に限定してその利用を許諾するというやり方がある。

この他に、PoC段階のみをカバーする開発契約を締結するやり方もある。この場合、ノイズの少ない環境下で得られたデータを用いてA社が開発した学習済みモデルをその成果とし、利用目的を限定した学習済みモデルの利用をB社に許諾することになるであろう。

また、たとえば、秘匿したい現場情報が学習済みモデルに反映されており、競合事業者への漏えいのリスクが大きいとB社が懸念する場合には、A社による学習済みモデルの利用や再利用を防ぎたいという動機がB社に生まれることがある。この場合、①学習済みモデルに関する権利をB社にのみ帰属させ、A社による利用を一切許諾しないという方法、②目的や範囲等を限定してA社に学習済みモデルの利用を許諾するという方法等があり得るが、A社との交渉が膠着状態に陥るのを避け、かつ、漏えいによるリスクを最小化するための方法として、③A社に、学習済みモデルの利用を一定の範囲で許諾しつつ、B社の特定の競合事業者との競業を一定期間制限するというやり方もあり得るであろう。

<事例4 多数当事者による学習済みモデルの生成>

例：ベンダ A 社は、医療機器メーカー B 社と医療支援サービス事業者 C 社から、それぞれ医用画像データ（生データ）の開示を受け、これを基礎として生成した学習用データセットを用いて、特定の疾病の罹患可能性を推定する学習済みモデルを生成し、B 社と C 社に提供することに合意した。A 社、B 社、C 社は、それぞれ学習済みモデルを自由に利用したい。



ベンダ A 社が、単一の当事者からデータの開示を受けて学習済みモデルを生成する場合と、複数の当事者から開示を受けてこれを生成する場合とで、交渉において考慮すべき要素が本質的に異なってくるということはない。ただし、利害関係者の数が増えるほど契約上の利害の対立が生じやすくなり、一般に、二者間での調整に必要とされる以上に大きな交渉のコストが発生する。

たとえばこの事例では、医療機器メーカー B 社と医療支援サービス事業者 C 社にそれぞれ何らかの学習済みモデルの利用が認められるとして、①ベンダ A 社に学習済みモデルの利用を認めるか、②(A 社に学習済みモデルの利用を認めるとして) A 社、B 社、C 社のそれぞれにいかなる利用条件の下で学習済みモデルの利用を認めるかについて、三者間での合意を形成する必要がある。この場合、まずは各自が投下した費用や労力等を考慮して利益の調整を図るのが基本であろう。ただし、他の当事者の事業を阻害しない利用条件の設定が可能であれば、それを採用することで議論の膠着を避けることが全ての当事者にとって望ましい場合もあるであろう。

第5 AI技術の利用契約

1 AI技術の利用とは

第4では、学習済みモデルの生成に関する契約について論じてきたが、AI技術に関する事業モデルには、開発の他に（または開発に加えて）、ベンダが開発した学習済みモデル等のAI技術を提供し、ユーザがこれを利用する形態の事業モデル（以下「AI技術の利用サービス」という。）がある。

現状、AI技術の利用サービスといわれるものには様々なものがあり、一概に類型化はできないが、たとえば、次のものがある。

- ① ベンダが学習済みモデルを提供し、ユーザがこれを利用するサービス（ユーザが自己のデータをベンダの学習済みモデルに入力して、出力結果であるAI生成物を利用するサービス）
- ② ベンダが学習用プログラムを提供し、ユーザがこれを利用するサービス（ユーザが自己の学習用データセットをベンダの学習用プログラムに読み込ませて、学習済みモデルを生成し、当該学習済みモデルとその出力結果であるAI生成物を利用するサービス）

なお、サービスによっては、次のようなケースもある。

- ベンダの有するAI技術をユーザの個別の要望にあわせてカスタマイズした上で提供される場合
- 関連する他のサービス（たとえば、データ収集サービスや、データ処理サービス等）と組み合わせて提供される場合
- その他、AI技術を用いてユーザのデータを分析した結果に基づきベンダがコンサルティングサービス等を提供する場合

以上のとおり、AI技術の利用サービスには様々なものがあるが、本節では、上記①のサービス（学習済みモデルの利用サービス）について以下説明していく。

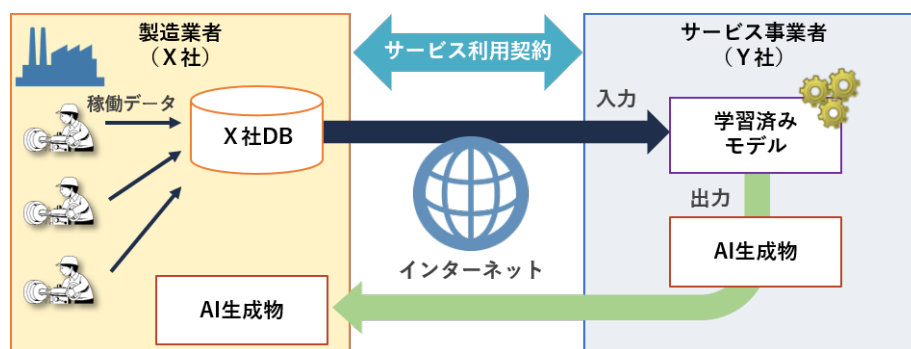
2 学習済みモデルの利用サービス

(1) 概要

学習済みモデルの利用サービスについては、次の事例が考えられる。

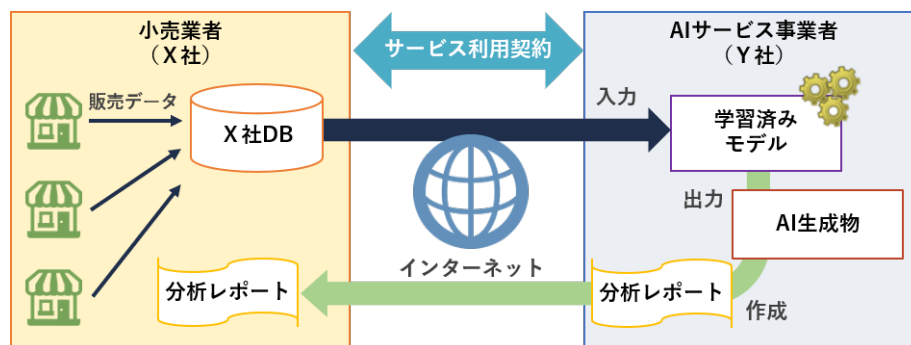
<事例1 ユーザが自己のデータを、インターネット経由でベンダのサーバにある学習済みモデルに入力し、AI生成物（出力）を利用するサービス>

例：製造事業者であるX社（ユーザ）が、自己の工場の機械に設置したセンサから得られる機器の稼働データを、インターネット経由でY社（ベンダ）のサーバに送信し、当該稼働データを機械制御目的のために開発されたベンダの学習済みモデルに入力し、出力されたAI生成物を、インターネット経由でユーザが利用するサービス。



<事例2 ユーザが自己のデータを、インターネット経由でベンダのサーバにある学習済みモデルに入力して、出力結果であるAI生成物に基づきベンダが作成したレポートを利用するサービス>

例：小売業者であるX社（ユーザ）が、自社店舗で取得した販売データを、インターネット経由でY社（ベンダ）のサーバに送信して、ベンダの有する購買行動分析目的で開発された学習済みモデルに入力し、出力されたAI生成物に基づき、ベンダが作成した分析レポートの提供を受けるサービス。



(2) サービスの利用方式と提供形態

学習済みモデルの利用サービスの方式としては、上記事例のように、ユーザが、インターネットを通じてベンダの環境にある学習済みモデルにアクセスして、これを利用する場合（以下「クラウドサービス型」という。）が多いと思われるが、クラウドサービス型の他に学習済みモデルを、ユーザの環境にインストールして利用する場合（以下「オンプレミス型」という。）もある。なお、オンプレミス型の場合も、提供される学習済みモデルは、バイナリ形式など再利用が困難な形態での提供が通常と思われる。

また、サービスの提供形態としては、上記事例1のように、ユーザが、学習済みモデルに入力データを読み込ませて得た出力結果であるAI生成物の提供を受ける場合の他に、上記事例2のように、ユーザがAI生成物そのものを得るのではなく、AI生成物にベンダが別の技術を組み合わせる等して作成されたものや、AI生成物を元にベンダが作成したレポート等の提供を受ける場合もある。このように、サービスの提供形態は様々であるが、前記第2-4-(1)-④のとおり、理論上、出力結果であるAI生成物を用いることにより、学習済みモデルの再利用が可能であることから、無許可での再利用を防ぐために、学習済みモデルの利用サービスにおいては、AI生成物がそのままの形で提供されるのではなく、それを加工して得た結果や、他の技術と組み合わせ得た結果等が提供される場合も少なくないと思われる。

(3) 契約の形式

既存の学習済みモデルを利用するサービスの場合、当該学習済みモデルにかかる権利は、当該モデルを提供するベンダに帰属し、ユーザはベンダとの契約内容に従い一定の利用権を得るものである。上記のとおり、提供されるサービスの内容は様々であり、契約もサービス内容次第ではあるが、学習済みモデルの利用サービスのサービス利用契約は、基本的には、クラウドサービス型のサービスの場合一般的なクラウドサービス契約と、オンプレミス型のサービスの場合一般的なソフトウェアライセンス契約と同様であろう。

なお、継続的な利用を前提とした学習済みモデルの利用サービスも多く、このような場合、サービスの内容に、運用保守（場合によっては、学習済みモデルの精度向上のための更なる学習もサービス内容になり得るであろう。）にかかるサービスが含まれることもある。

ただし、個別のユーザの要請に基づき、ベンダがカスタマイズを行った学習済みモデルが提供される場合、学習済みモデルの生成の場合と同様の問題が生じ得る。よって、カスタマイズが行われる場合は、ユーザ・ベンダ間でのトラブルを避けるため、開発の場合と同様に、アセスメント段階や、PoC段階を設けるのが望ましいであろう。

3 契約における考慮要素

以下では、学習済みモデルのサービス利用契約における、交渉ポイントや、協議や検討が必要となる要素について検討する⁵⁰。

⁵⁰ なお、学習済みモデルの利用サービスによっては、サービス利用約款が設けられている

(1) 学習済みモデルのカスタマイズ

学習済みモデルのカスタマイズが伴う学習済みモデルの利用サービスの場合、ユーザのデータを用いて学習済みモデルをカスタマイズする場合、開発の場合と同様、カスタマイズに用いられた生データ、学習用データセット、カスタマイズされた学習済みモデル（学習済みパラメータ、推論プログラム）、および関連するノウハウの権利帰属や利用条件が問題となり得る。そのため、このようなカスタマイズを伴うサービス利用契約においては、これらの権利帰属や利用条件について取り決める必要がある。取決めにあたっての、基本的な考え方や考慮要素は、前記第4の開発契約の場合と同様であり、カスタマイズの程度等、基本的には寄与度およびデータの性質を考慮した上で決定することになるであろう。

(2) 入力データ

クラウドサービス型の学習済みモデルの利用サービスの場合、サービス利用に伴い、ユーザがベンダのサーバに送信した入力データについて、ベンダからのアクセスが可能となる。入力データには、ユーザの営業秘密やノウハウが含まれる場合もあるが、このような入力データの法律上の取扱いは必ずしも明確でないことから、入力データの取扱いや利用条件について、サービス利用契約で取り決めることが望ましい。

入力データの取扱いに関して、特に争点となり得るのは、ベンダが入力データを、ユーザへのサービス提供以外の目的で利用することを望む場合である。このような場合、主に入力データの収集・蓄積にかかるコストの負担、入力データの機密性、別目的での利用範囲、サービス提供にかかるコストの負担、責任の分担等を考慮の上、ユーザ・ベンダ間で協議して取り決めることになる。

なお、データの目的外利用については、基本的には、ユーザとベンダの利益のバランスによって最終的に決まるものである。そのため、入力データの機密性が高い場合やユーザが多大なコストをかけて収集したデータについては、目的外利用は認められにくいであろう⁵¹。

もっとも、別目的で利用できる入力データを限定する（たとえば、ユーザが特定できない形に加工したデータに限る、特に機密性の高い一定のデータは対象から外す等）、別目的での利用範囲を限定する（たとえば、研究開発目的での利用に限定する、一定期間ユーザの特定の競合事業者へのサービスには利用しないとする等）といった条件を設けることにより、ユーザ側の懸念を一定程度解消できる場合もあり得る。また、両者の利害の調整のために、ベンダ側が、入力データの目的外利用を承諾したユーザについては、何らかのメリットを設ける（たとえば、割安な料金設定とする等）ことを検討してもよいだろう。ユーザおよびベンダは、上記の各事項を考慮した上で、入力データの利用条件について取り決めることが望ましい。

ことも多く、実態として契約条件について個別の交渉が難しい場合もある。その場合、本項に記載の各要素について利用約款においてどのように取り決められている確認の上、利用可否について検討されたい。

⁵¹ データに個人情報が含まれる場合の取扱いについては、本ガイドライン（データ編）第4-2-(6)を参照。

(3) 再利用モデル

学習済みモデルの利用サービスにおいては、当該モデルの精度を維持するため、または精度を高めるために、入力データを用いて追加学習を行うことも想定される（追加学習を行うか否かについては、前記(2)で述べた、入力データの利用条件や、サービス内容の取決めによる。）。追加学習により、再利用モデルが生成された場合、その取扱いが問題となり得るので、権利帰属や利用条件について、サービス利用契約において取り決めることが望ましい。

再利用モデルの取扱いを決めるにあたって特に争点になりやすいケースは、追加学習で生成された再利用モデルを、ベンダがユーザ以外の第三者へのサービスに利用する場合であろう。この場合も、基本的には、双方の寄与度や利益のバランスを基準として、第三者へのサービス提供の可否や条件を取り決めることになる。具体的には、新たに学習されたデータの提供主体、データの機微度や流出のリスク、追加学習にかかる労力やコストの負担、ノウハウの希少性、利用範囲、責任の分担等の各要素が考慮されることになるであろう。

再利用モデルの取扱いについては、上記の事項を考慮の上、ベンダとユーザ間で十分協議して取り決めることが望まれる。

(4) AI生成物

事例1のような学習済みモデルの利用サービスにおいて、ユーザは学習済みモデルを用いて出力されたAI生成物を得ることになるが、当該AI生成物の取扱いについても、サービス利用契約において取り決めることが望ましい。なお、サービスによっては、AI生成物そのものをユーザが得るわけではないものもあることは前記のとおりであるが、いずれにしても、ユーザが学習済みモデルの利用サービスの利用の結果として得る成果について、サービス利用契約において、取扱いを決める必要があることは同様である。

前提として、AI生成物は、生成の過程に人間の創作的寄与がない限り、現行の著作権法上は著作物と認められないと考えられている⁵²。もっとも、当該AI生成物の生成過程に、人間の創作的寄与があったのか否かについて、当該AI生成物の外観から判断することは困難であるし、そもそも何を持って創作的寄与といえるかも現状明らかではないため、AI生成物の帰属や利用条件については、契約において取り決めることが望ましい。

この場合も、当該AI生成物の性質、利用目的、データの提供主体、コストの負担、責任分担等の各要素を考慮の上、具体的な利用条件について取り決めることになるであろう。なお、AI生成物の取扱いを決めるにあたり、特に考慮されるのは、AI生成物の性質であろう。当該AI生成物が、

⁵² 知的財産戦略本部 検証・評価・企画委員会 新たな情報財検討委員会、「新たな情報財検討委員会報告書—データ・人工知能(AI)の利活用促進による産業競争力強化の基盤となる知財システムの構築に向けて—」http://www.kantei.go.jp/jp/singi/teki2/tyousakai/kensho_hyoka_kikaku/2017/johozai/houkokusho.pdf、(平成29年3月) 36頁

著作物と同様の外観を有する場合⁵³（たとえば、音楽や絵画、小説等）、著作物の場合と同じく、それ自体に相当な市場価値が認められることもあり得るので、このような場合は、AI生成物の帰属や利用条件について、当事者の寄与度やデータの性質を基準に、特に慎重な考慮が必要となるであろう。

⁵³ なお、AI生成物は、著作権法上の著作物だけでなく、特許法上の各種発明に該当する場合（たとえば、マテリアルズ・インフォマティクスにより発見された新物質は「物の発明」としての保護を受ける可能性がある。）や、意匠法上の意匠に該当する場合も想定される（たとえば、3Dプリンタによる出力物が想定される。）。

第6 国際的取引の視点

前記第2から第5では、日本法が適用されるとの前提の下、学習済みモデルの生成およびAI技術を利用したサービスに関する契約について解説した。もっとも、学習済みモデルの生成等は必ずしも国内で完結するものではなく、外国企業との間で、契約を締結する場面も少なくない。このような国際契約を締結する場合であっても、前記第2から第5の解説の大部分は当てはまるものの、他方で、国際契約特有の考慮が必要な場合もある。

そこで、以下、国際契約を締結する際の、①一般的な留意事項を概説し、また、②学習済みモデルの生成・利用で問題となり得る事項を、適宜必要に応じて、米国、欧州および中国の関連法規制に触れた上で解説する。

1 一般的な留意事項

(1) 基本的な視点

国際契約であっても、国内契約と同様に、まずは、当事者間の合意がない場合にいかなるルールが適用されるかを把握すること、すなわち適用法の確定および調査が必要である。

その上で、①取引の事情にそぐわないルールについては契約上変更を協議し、②契約による対応をしても残存するリスクについては、対価の調整等により、当事者間で分配を図ることになる。

もっとも、国際契約においては、言語や文化そして法体系が異なる当事者間において交渉をすることになるため、後々のトラブルを避けるため、国内契約と比較して、より詳細に当事者間の権利義務の範囲を確定する必要が生じることが多いことに留意が必要である。

(2) 適用法の確定

① 準拠法の選択

外国企業との取引において日本法を準拠法とする合意をしておけば、国内の専門家を介することにより、比較的容易に情報収集をすることができ、紛争の結論の見通しがつきやすくなるというメリットがあるため、準拠法を日本法とする合意をしておくことが一般的には望ましい。

もっとも、準拠法を定めれば、紛争解決に適用されるルールの選択として十分になるわけではなく、選択する紛争解決手段次第では、当事者間の合意による準拠法の選択が無効とされたり、制限されたりすることがある。たとえば、裁判による紛争解決を選択するのであれば、その適用法は、原則として、裁判所の所在国の国際私法の定めに従って決定されるし、当事者による準拠法の選択を認めない国もある。このような場合には、希望する法の適用を受けるために、裁判外の手続（たとえば、国際商事仲裁や国際調停手続）等を選択することも検討に値する。

また、前記の留意点に加えて、仮に学習済みモデルを搭載した製品（動産）を国外に向けて販売する場合等には、当事者間で合意した準拠法に加えて、ウィーン国際売買条約（CISG⁵⁴）の適用を受ける可能性が

⁵⁴ 国際物品売買契約に関する国際連合条約、http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/treaty169_5.html

あることも意識しておく必要がある。もしも、相手方当事者が適用を希望する準拠法よりも、自らに有利かつ、国際的なルールの適用を受けることができるのであれば⁵⁵、CISGの利用も検討に値する。他方で、CISGの適用排除を希望する場合には、契約書でその旨を明示することが必要である。

② 適用法の調査

多くの国においては、国際私法や仲裁法規の下で、契約自由の原則が認められていると思われるものの、絶対的または相対的強行法規により、当事者が合意した内容の法的効力が結果として認められない場合もあるため、準拠法を含めた適用法のデフォルトルールを把握しておくことが必要である。

具体的な調査範囲としては、契約法はもちろんのこと、知的財産関連法規、競争法規、輸出入規制関連法規、さらには、行政規制も確認をすることが肝要であり、特に重要な事項については、現地専門家の見解を取得することが望ましい。

国内契約で述べた事項に加えて、国際契約で一般的に検討が必要な事項としては、次のものが考えられる。

- 当事者の義務水準（“Best Efforts”、“Reasonable Care”等）
- 違約金条項の有効性および範囲
- 免責・責任制限の範囲
- 不可抗力・事情変更の範囲
- 保証の範囲（特に黙示の保証の範囲）
- 第三者による・第三者に対する権利侵害への補償の可否および範囲
- 解除要件・効果
- 権利義務の譲渡の可否

(3) 紛争解決手段の選択

紛争解決の実効性は、適用される実体法のみならず、手続にも大きく左右される。この点、日本の裁判所における裁判には、その手続の流れや負担についての見通しの立てやすさの点からメリットがある。また、日本の弁護士が代理をすることからコミュニケーションの負担も少ない。そのため、日本の裁判所を専属的合意管轄としておくことが一般的には望ましいと思われる。

しかし、外国企業に対して日本の裁判所で裁判を提起して判決を得ても、相互承認等の問題で判決を執行することが難しいことも多い。また、相手方が日本における裁判に難色を示すことも少なくない。他方で、外国の裁判手続はその利用に物理的、時間的あるいは費用的な困難が伴うことも考えられる。

⁵⁵ ただし、CISGは、売買契約の成立並びに売買契約から生ずる売主および買主の権利義務を規律するに留まり、契約の有効性や所有権の移転等はその対象範囲外である（CISG4条）。したがって、これらの事項については、国際私法等の定めにより準拠法が決められる。

このような場合には、紛争解決手段を裁判ではなく、第三国における国際商事仲裁にすることも考えられる。国際商事仲裁の場合は、多くの主要国は、ニューヨーク条約⁵⁶を批准しているため、外国判決と比較すれば、外国仲裁判断を容易に承認・執行することができるというメリットがある⁵⁷。また、裁判と異なり、手続の秘匿性（非公開性）⁵⁸が一般的に認められていることや、手続の柔軟性がメリットとなる場合もあると思われる。他方、仲裁人への報酬や仲裁機関⁵⁹の管理費用が発生することは訴訟と比較したデメリットとなる場合もあるであろう⁶⁰。

国際商事仲裁を利用する場合には、あらかじめ、仲裁地の仲裁法規や利用する仲裁機関の仲裁規則を確認した上で仲裁合意を作成することが望ましく、一般的には、紛争の仲裁付託合意、仲裁機関、仲裁人の数、仲裁地および仲裁言語等を記載することが重要となる。多くの場合には、各仲裁機関のモデル条項を採用すれば足りると思われるものの、これら要素が明示されていないものもあるため注意が必要である。

2 学習済みモデルの生成・利用で問題となり得る事項

(1) データ取得・生成

① 検討の視点

海外において生データの取得や学習用データセットの生成等を行う場合、これらデータの取扱いに、日本と異なる規制が及ぶことがあるため留意が必要である。実務上は前記第4-4-(2)-①のとおり、取扱いデータが、著作物や、個人情報を含む場合には、特に権利処理が問題となることが多いが、権利者等が外国に所在する場合には、その調査、ひいては権利処理が一層困難である。

そのため、いかなる場合に、これらデータを権利者等の同意なく利活用ができるかを確認し、かつ、これらの権利処理をいずれの当事者の負担で行うかを合意することがより一層必要になる。

⁵⁶ 外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約 (Convention on the Recognition and Enforcement of Foreign Arbitral Awards) 、<https://www.jcaa.or.jp/arbitration/newyork.html>

⁵⁷ 実際の執行に際しては、執行地の仲裁法規等の確認が必要となる。

⁵⁸ 守秘性 (confidentiality) が認められるか否かは、仲裁地の仲裁法規や仲裁機関の仲裁規則によるため留意が必要である。たとえば、近時東南アジアの紛争解決に用いられることが多いSIAC (シンガポール国際仲裁センター) の仲裁規則 (SIAC Rules 2016) Rule 39には守秘義務が明示されている。守秘性が当然に認められない場合には仲裁合意に守秘義務を明記することが望ましい。

⁵⁹ 主要な仲裁機関としては、SIACに加えて、JCAA (日本商事仲裁協会) 、ICC (国際商業会議所) 、LCIA (ロンドン国際仲裁裁判所) 、AAA-ICDR (アメリカ仲裁協会-紛争解決国際センター) 等がある。仲裁機関を用いないアドホック仲裁を選択する場合には、UNCITRAL 仲裁規則を用いることも考えられる。

⁶⁰ ただし、敗北当事者による費用負担が認められる場合には、勝利当事者は費用の一部を回収できることがある。また、国際商事仲裁の場合、上訴が認められないことが一般的であるため (例外的に仲裁判断の取消しや執行拒絶があるものの) 、三審制の裁判手続と比較した場合、費用が高額になるとは限らない。

② 著作物を含む場合

著作物については、ベルヌ条約⁶¹ 5条2項に基づき、保護国法主義をとることが一般的である。具体的にいずれの国の法が適用されるかは、裁判所等の判断によるものの、著作物の利用行為および著作権の侵害行為については、これら行為の行われた地の法により規律されることが少なくない。

学習済みモデルの生成やサービス利用においては、海外のサーバに生データ等を保存する場合や、海外でデータの加工を行う場合には、その過程で行われる複製や翻案等が、サーバ設置地や加工を行った地の著作権法に違反するおそれがあるため、留意が必要となる。この点、日本においては、機械学習に利用するための著作物の記録および翻案は、著作権法 47 条の 7⁶²により許容されるとする見解が実務上有力であるもの、他の国において、必ずしも同様の例外が認められているわけではない。

たとえば、米国では、連邦著作権法上、批判やコメント、報道や教育、学問や調査目的の複製については、営利・非営利を問わず、著作権法違反を問われることがないとするフェアユース (fair use) の定めがある (米国著作権法 107 条)。裁判例上は、変容的な利用 (transformative use) については、著作物の表現そのものを利用しないことからフェアユースが認められる傾向にあり、たとえば、近時は米国 Google 社によるスニペット表示がフェアユースに該当すると判断した裁判例⁶³がある。もっとも、機械学習のための複製等がそもそもフェアユースに該当するか、また、その場合にはどのような要件の下許容されるかについては議論がある状況である。

また、欧州では、統一的な著作権法はなく、各国の法制度に委ねられている。たとえば、英国著作権法には、著作物の複製を許容するフェアディール (fair dealing) 規定があるものの、非営利目的のみを対象としている (英国著作権法 29 条、30 条および 32 条等)。

これに対して、中国では、中国著作権法⁶⁴には権利制限規定があるものの、フェアユースは導入されていない (中国著作権法 22 条)。

このように、海外においては、著作物の機械学習への利用が法律上必ずしも許容されていない場合があるため、いずれの当事者が権利処理をする必要があるか、契約により合意をしておくことが重要となる。

③ 個人情報を含む場合

個人情報については、その処理や移転に関して各国の個人情報保護法による規制がかけられることが一般的である。特に、グループ会社間であっても、対象法域外にデータを移転する場合には、個人情報保護法制等による規制対象となるおそれがあるため、注意を要する⁶⁵。

⁶¹ 文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約。

⁶² 平成 30 年改正著作権法施行後は、著作権法 30 条の 4 の適用の問題となる。

⁶³ Authors Guild, Inc. v. Google, Inc., 804 F.3d 202 (2d Cir. 2015)

⁶⁴ 公益社団法人著作権情報センター、「中華人民共和国編」、<http://www.cric.or.jp/db/world/china.html>

⁶⁵ その詳細については、本ガイドライン (データ編) 第 4-2-(5)を参照。

たとえば、米国では連邦政府レベルにおいて、個人情報一般について統一的な保護は図られておらず、医療情報（HIPAA）等、特定分野の規制がある他は、州法にその対応が委ねられている。

欧州では、2018年5月25日に施行されたEU一般データ保護規制（GDPR）において、「個人データ（Personal Data）」をEU域内から第三国等へ域外移転させる場合、①欧州委員会による充分性認定がなされている第三国等への移転であるか（GDPR45条）⁶⁶、②欧州委員会による充分性認定がなされていない第三国等への移転の場合は、(1)適切な保護措置（管轄監督当局の個別承認を必要としないもの）に基づく移転であるか（GDPR46条1項）、(2)データ主体による明示的な同意等の例外事由が認められなければならない（GDPR49条）。

中国では、インターネット安全法⁶⁷等により個人情報および重要データの国外移転について規制がされている（インターネット安全法37条）。

これらの法規制については、そもそも、想定している処理や移転が規制の対象となるのかを確認することが重要である。その上で、匿名加工あるいは非個人情報化することにより、対象となる規制の適用外となる余地があるか等を検討し、必要な役割・リスク分担を契約で合意することが望ましい。

④ 表明保証条項の活用

生データや学習用データセットの利活用への予期せぬ障害に関して、リスクを分配するための契約上のメカニズムとしては、表明保証条項（representations and warranties）の利用が考えられる。

学習済みモデルの生成やサービス利用に際しては、実務上、たとえば、一方当事者が、他方当事者から、これらデータの提供を受ける場合、著作権を含む他者の権利や利益を侵害していない等、その取得や利用に問題がないことについて表明保証条項を設けることがある。また、データの正確性、完全性、有効性、有用性、安全性等についての表明保証が問題となることも皆無ではない。

データの提供者であれば可能な限り、保証を避け、また、受領者であれば、保証を希望することは当然であるが、いずれの立場に立つにせよ、そのリスク分配については、後々のトラブルを避けるべく、契約上明記することが望ましい。

また、表明保証条項は、元々は英米法に由来する概念であるが⁶⁸、適

⁶⁶ 現時点で日本は充分性認定を受けていない。しかし、2018年5月31日、個人情報保護委員会熊澤委員と欧州委員会ヨロバー委員が、日EU間の個人データ移転について会談を行い、可能な限り早期に、個人情報保護法第24条に基づく個人情報保護委員会によるEUの指定及びGDPR第45条に基づく欧州委員会による日本の充分性認定にかかる手続きを完了させるための作業を加速することに合意している（<https://www.ppc.go.jp/enforcement/cooperation/cooperation/300531/>）。

⁶⁷ ジェトロ仮訳「インターネット安全法(日本語訳)」、https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/law/pdf/others_005.pdf

⁶⁸ 英米法では、伝統的には「表明（representation）」と「保証（warranty）」は別個独立の概念とされており、前者の違反については、損害賠償に加えて、契約の解除（rescind）が可能であるのに対して、後者の違反については、損害賠償しか請求できないとされてきた。もっとも、近時、米国においては、両者は必ずしも厳密に区別されない傾向があるともいわ

用法によって、その元々の意味合いとは、要件や効果が変容している可能性があるため、違反した場合には、解除や違約金を認めるのか等、当事者間でどのように契約上の処理をするかについて合意しておくことも重要である。

(2) 学習済みモデルの生成

外国企業と学習済みモデルを含むAI技術を利用したソフトウェアの開発契約を締結する場合の留意点としては、前記第3および第4の説明が概ね妥当する。

すなわち、まず、①開発の進め方そのものについて合意することが重要である。また、機械学習の過程で提供または生成される生データ、学習用データセット、学習用プログラム、学習済みモデル等、何を契約の対象とするかを明示した上で、②権利帰属および③利用条件を合意することが重要である。

① 開発の進め方

前記第4-3-(2)のとおり、本ガイドライン（AI編）は、学習済みモデルの生成に「探索的段階型」の開発方式を採用することを提唱しており、このことは、契約相手方が外国企業である場合にも変わりはない。

なお、開発の各段階について、日本ではその法的性質を、請負／準委任の二分論で捉えた上で、契約のデザインを行うことが一般的である。しかしながら、これらの分類は、あくまでも日本の民法の適用を前提とした類型論にすぎず、国外の適用法下で妥当する保証はない。そのため、契約の類型論に捉われることなく、当事者間できめ細やかな協議を行うことが重要である。その一例として次の事項が考えられる。

- 要求仕様
- 各種テストの内容・手順
- 検収・性能確認要件
- 納品後の保守・運用の要否
- 契約不適合の場合の対応（損害賠償、解除、減額請求、追完請求の可否）

② 権利帰属

本ガイドライン（AI編）執筆時点において、米国、欧州および中国等において、学習済みモデルに関する権利の帰属関係や利用条件等を特別に規律する法律は見当たらない。そのため、外国企業との契約締結に際しては、適用法上の既存の法体系において、学習済みモデルが、どのような保護または規制を受けるかを調査および検討しておくことが重要である。実務上は、日本同様に、著作権法、特許権法、そして営業秘密法制が問題となることが多いところ、特に、学習済みモデルについてはプログラムの著作物または発明等としての保護が問題となること

れている。他方で、英国では両者を区別し、たとえば、「保証 (warranty)」とのみ記載された場合には、「表明 (representation)」がないとして、契約の解除を認めなかった裁判例 (*Sycamore Bidco Ltd v. Breslin* [2012] EWHC (Ch) 3443) があり、英米法の国の中でも対応が異なる場合がある。

が多いと思われるため著作権法および特許法等について説明する。

a 著作権の取扱い

学習済みモデルの推論プログラムは、著作物として保護を受けることが多いと思われるところ⁶⁹、特許権と異なり、著作権は、一般的に、その発生に登録・登記を要しない。

もともと、適用法によっては、権利行使に際しては登録・登記が必要となる場合もある。たとえば、米国では、著作権の登録は訴訟要件とされている（米国著作権法 411 条）。また、法定損害額の賠償は原則として登録後の損害についてのみ請求可能であるものの、権利発生から 3 か月以内であれば、登録までの期間に発生した損害についても法定損害額の賠償を受けることができる（米国著作権法 412 条）。

他方、欧州では各国の法制度によるものの⁷⁰、一般的に登録・登記が訴訟要件とはされていない。また、中国でも、訴訟要件とはされていないものの、登録・登記をすることで、訴訟における著作者性の立証の一応の証拠になる。

そのため、著作権についても、その帰属のみならず、登録・登記の要否についても十分に意識して、契約上、協力義務を定める等の対応をすることが望ましい場合があるといえる。

b 特許権等の取扱い

特許権等の、登録により効力が発生する権利については、仮に、契約上、一方の当事者に権利が帰属する旨を合意しても、実際に権利を取得できるかは、所管機関の判断による。特に、学習済みモデルは、コンピュータソフトウェア（CS）関連発明として出願されることもあると思われるが、発明該当性または特許要件の充足が問題となることが少なくない⁷¹。

たとえば、米国では、連邦最高裁による Alice 事件判決⁷²以後、コンピュータソフトウェアについては発明該当性が認められるためのハードルが低くはない状況にある。また、欧州では、発明該当性が認められるためには、コンピュータソフトウェア関連発明が技術的性質を持つことで足りるものの、技術的性質に貢献しない非技術的要素は、進歩性判断において考慮されないと解されているため、出願内容によっては、特許要件の充足は必ずしも容易ではない場合がある。

そのため、時間と労力をかけて交渉をし、特許を受ける権利等を取得しても、権利化の保証がなく、十分な実益を欠く場合も考えられる。これら権利を取得することが契約の目的に照らして本当に重要であ

⁶⁹ 本ガイドライン（AI 編）は、日本著作権法を前提として、学習済みモデルを、学習済みパラメータを組み込んだ推論プログラムと定義しているものの、かかる定義が法的観点から妥当であるかは、適用法にも依存するため留意されたい。

⁷⁰ 欧州および中国の状況について、河野登夫他「諸外国における著作権の登録制度」パテント Vol. 64, No. 12 (2011)

⁷¹ 各国の状況について、一般社団法人 日本国際知的財産保護協会「各国における近年の判例等を踏まえたコンピュータソフトウェア関連発明等の特許保護の現状に関する調査研究報告書」（2017）

⁷² Alice Corp. Pty. Ltd. v. CLS Bank Int' l, 573 U.S. (2014)

るのか、利用権（実施権）の設定を受けることで足りるか等、あらかじめ検討をしておくことが望ましい。

また、仮に、特許を受ける権利を日本企業に帰属させる場合には、現地法制に基づく登録を独自に行うことが困難な場合もあるため、相手方当事者の協力義務を定めることも有用である。

③ 利用条件

学習済みモデルの利用条件についても、契約で合意がない状態でいかなる利用が可能であるかを、あらかじめ把握した上で、当事者間で協議することが望ましい。

具体的な利用方法は、学習済みモデルの技術内容に大きく依存するものの、たとえば、著作権または特許権の対象となるのであれば、適用法上認められた利用方法を前提として考慮し、当事者間で、追加で定めるべき事項があるかをさらに検討することになると思われる。他方、データ等の、原則として自由に利用可能な対象については、現実アクセス可能な者を基点として、利用条件を設定することになるであろう。

実務上定められることが多い事項として、リバースエンジニアリングや、競業の禁止がある。また、学習済みモデルに関する知的財産権が共有される場合にも当事者の利用条件を整理する必要がある。

a リバースエンジニアリングの禁止

仮に、前記第4-4-(2)-⑥のとおり、ベンダが、そこに含まれるノウハウやデータの秘匿化を意図して、バイナリファイルの形式を用いる等、判読や二次利用が困難な方法により学習済みモデルを提供した場合であっても、リバースエンジニアリング等による解析が可能であれば実効性に欠ける。そのため、実務対応としては、リバースエンジニアリングの禁止条項を設けることが考えられるが、その有効性については、各国で対応が分かれているため留意が必要である。

たとえば、米国では、リバースエンジニアリングを米国著作権法上のフェアユースとして許容した裁判例がある⁷³。ただし、当事者間の契約でリバースエンジニアリングを制限することは有効とされている⁷⁴。

また、欧州では、営業秘密の保護に関するEU指令(Directive (EU) 2016/943)において、適法に入手された製品のリバースエンジニアリングについて、当事者間の合意により禁止できることが明示されているものの、他方で、そのような合意を無効とする法律を各国が設けることも可能されている(前文16条)。そのため、欧州で事業を展開する上では、一部の国においては、学習済みモデル等のリバースエンジニアリングによる解析リスクが排除できない可能性があることを念頭に置く必要がある。

中国でも、リバースエンジニアリングは、原則として、営業秘密侵

⁷³ Atari Games Corp. v. Nintendo of America Inc., 975 F.2d 832 (Fed. Cir. 1992)、Sega Enterprises Ltd. v. Accolade, Inc., 977 F.2d 1510 (9th Cir. 1992)

⁷⁴ Bowers v. Baystate Technologies (320 F.3d 1317)

害に該当しないと考えられている⁷⁵。もっとも、契約により、これを制限することは可能であるため、必要であれば契約上明記することが望ましい。

b 競業制限

ユーザが学習済みモデルを自らの事業に用いるためにベンダに開発を委託する場合には、ユーザと競合する形でこれをベンダが使用しないことを望むことは少なくないと思われる。

このような、競業制限については、業務終了後の秘密保持義務や、競業禁止義務として契約上定められることは少なくない。もっとも、これらの競業制限は、その具体的な内容によるものの、相手方当事者に対する過度の制限にあたり裁判所等に判断される場合には、適用法の競争法上の規制や公序 (public policy) に反するとして、無効となるおそれがあることには留意しておく必要がある。

たとえば、米国ニューヨーク州では、競業避止条項 (non-compete clause) の有効性は、正当な事業利益の保護の有無、地理的範囲および期間に関する合理性、契約当事者が被る困難の程度を考慮して判断されているところ、近時、迷彩パターンのライセンス契約終了後に、「類似 (similar) 」するパターン等を用いた製品の製造を期限の定めなく禁止する条項を無効にした裁判例がある⁷⁶。

c 他の共有者との関係

学習済みモデルを、ベンダとユーザとの間の共有とする場合には、各国の知的財産法制上、自らの使用や、他者へのライセンス、そして、第三者への譲渡等に際して、他の共有者からの同意を要するかについて、検討が必要である。もしも適用法上同意が不要である場合、予期せぬ利用を防止するためには、当事者間で別途合意の上、制限をかけておく必要がある。

たとえば、プログラムの著作権を共有する場合、米国では、自己利用の際、収益分配が求められているものの⁷⁷、他の共有者の同意は不要である (米国著作権法 106 条)。また、他者へのライセンスについて、他の共有者の同意を得ることなく非独占的ライセンスを付与することが認められている⁷⁸。そのため、これらの態様による利用には原則として同意が不要であるから、必要に応じて、あらかじめ契約で制限することが重要となる場合もあると思われる。

(3) 学習済みモデルの利用

AI 技術の利用、特に学習済みモデルを利用したサービスに関する契約上の留意点については、前記第 3 および第 5 で説明したとおりである。その上で、国際契約を締結する上での更なる考慮要素としては、①責任制

⁷⁵ ジェトロ東京本部知的財産課北京事務所知識産権部「中国における営業秘密管理」、https://www.jetro.go.jp/ext_images/jfile/report/07001298/management_of_trade_secret.pdf

⁷⁶ Crye Precision LLC v. Duro Textiles, 689 Fed. Appx. 104 (2017)

⁷⁷ Erickson v. Trinity Theatre, Inc. 13 F.3d 1061 (7th Cir. 1994)

⁷⁸ Sybersound Records, Inc. v. UAV Corp., 517 F.3d 1137 (9th Cir. 2008)

限規定や、②各種規制対応が考えられる。

① 責任制限規定

学習済みモデルによる推論過程は必ずしも人間が直ちに理解することはできず、そのため、当事者が意図していない挙動をした結果、第三者に対して損害が生じる可能性がある。このような場合、学習済みモデルの利用者に、そもそも、債務不履行責任や瑕疵担保責任あるいは不法行為責任（製造物責任を含む。）が発生するかは、適用法上問題になるものの、学習済みモデルまたはこれを用いたサービスの提供者と利用者との間の契約では、責任免除・制限条項（limitation of liability）を用いる、あるいは、補償条項（indemnification）を用いて当事者がとるべき対応を明示する等して、リスクの分配を協議しておくことが重要となる。

もっとも、国によっては、たとえば、当事者間の責任免除・制限条項の一部または全部が無効とされる場合がある。このような場合には、保険の適用等を含め、リスクをいかにして軽減するかを検討することが必要になる。

② 各種規制への対応

学習済みモデルを海外で利用させる／利用する場合には、輸出規制等、適用されうる行政規制等への対応を見据えて契約条項をデザインしておくことも必要となる。

a 外為法・技術輸出入規制

学習済みモデルを国内で開発して、国外に提供する場合には、日本において、外為法⁷⁹上の規制対応を行う必要があることに加えて、各国の輸出入規制の適用を受ける可能性がある。

たとえば、日本企業が、中国企業に対して、学習済みモデルをライセンスする場合には、強行法規である技術輸出入管理条例が適用される⁸⁰。その結果、技術の譲受人である中国企業が、学習済みモデルを利用して他人の合法的利益を侵害した場合、技術の譲渡人である日本企業が責任を負い（技術輸出入管理条例 24 条）、また、提供する技術の完全性、有効性および契約目標達成可能性について、保証義務を負うことになる（同 25 条）。このような場合には、中国子会社や香港子会社があるのであれば、そこを介して取引を行う等の実務対応が考えられるため、契約上、そのような対応を可能とする旨を明記しておくこと等が必要となると思われる⁸¹。

また、逆に、海外で開発した学習済みモデルを海外から輸出し、国内に輸入する場合にも、やはり各国の輸出入規制を確認する必要が

⁷⁹ 外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）。同法は機微な技術情報の管理を行うものである。

⁸⁰ ジェトロ北京事務所知的財産権部、「中国技術輸出入管理条例に関する 技術供与者のリスク低減のための 契約条項案と契約スキームの検討」、https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/report/gikanjyorei.pdf、（2015 年 12 月）

⁸¹ 技術輸出入管理条例には、改良技術の取扱い等、その他の規制もあるため、事前確認が望ましい。

ある。たとえば、米国では、技術やソフトウェアのソースコードの開示は輸出管理規制(Export Administration Regulations。略称「EAR」)の対象となり、届出や許可等が必要となる場合があるため留意が必要である。

b 個人情報保護法制

学習済みモデルを利用した個人向けサービスを提供する場合には、生データ等の処理について前記したように、個人情報保護規制にも留意する必要がある。

たとえば、欧州で事業を展開する場合、学習済みモデルを介在させた入力データ等の処理がGDPRに違反すると判断されるリスクもある。GDPRでは、データ主体は、「同人に法的効果を生じさせるかまたは同様の重大な影響を及ぼす、プロファイリングを含む自動処理にのみ基づく決定の対象とならない権利」を有するところ(GDPR22条)、学習済みモデルの処理結果のみに依拠して、サービス利用者に関する決定を行う場合には、上記の効果または影響を及ぼす自動処理にのみ基づく決定を行っているとは判断される可能性があるからである。

そのため、もしも、欧州の現地企業と共同して学習済みモデルの利用サービスを提供する際には、あらかじめ、かかる規制を意識して、ビジネスモデルを構築した上で、契約を締結することが望ましいと考えられる。

第7 本モデル契約について

1 位置づけ

本ガイドライン（AI 編）においては、ここで述べた基本的な考えに基づいて作成した AI 技術を利用したソフトウェア開発のモデル契約として、本モデル契約を提示している。本モデル契約は、ユーザがベンダに対して、学習済みモデル等の AI 技術を利用したソフトウェアの開発を委託し、ベンダがユーザに当該ソフトウェアを成果物として提供する、または利用させる取引を対象としている。他方で、ベンダが開発した学習済みモデル等の AI 技術を提供し、ユーザがこれを利用する形態の取引の契約（AI 技術の利用サービス利用契約）については、サービス提供の形態が多様であることや、AI 技術に関する条項についてはソフトウェア開発契約と基本的に同じであることからモデル契約を提示していない。

本モデル契約は、従来の実務との継続性の観点から、システム開発契約において広く参考にされているモデル契約 2007 の考え方を基本的に踏襲しつつ、AI 技術を利用したソフトウェアの特性や想定する前提条件の違いを考慮して作成したものである。

契約は、契約当事者の合意によって成立するものであり、強行法規に抵触する場合等には無効となるという例外はあるが、基本的には、契約当事者が自由に定めることができるものである。本モデル契約は、AI 技術の特性を踏まえた AI 技術を利用したソフトウェア開発・利用契約の理解を促進するために、あくまで参考として提示するものであり、当事者が本モデル契約と異なる契約を締結することや、修正を加えることが自由であることはいまでもない。

本モデル契約は、一定の前提を置き、当事者間が置かれている特定の状況を捨象した上で作成されているものであり、最大公約数的なものである。前提が異なれば契約の内容は異なることや、当事者の置かれた状況等を契約に反映する必要があることはご留意いただきたい。また、速いスピードで進む AI 技術の進展や実務に合わせるための修正が必要になることも想定される。本モデル契約は、AI 技術を利用したソフトウェアに関する規定が中心となっている。データの取扱いについて比較的詳細な規定を設けてはいるものの、もし、当事者が、AI 技術を利用したソフトウェア開発におけるデータの取扱いについてより詳細な取決めを希望するのであれば、本ガイドライン（データ編）の契約条項例を参照する等して、データの取扱いに関する契約を別途締結するか、データに関するより詳細な規定を本モデル契約に取り込むことも考えられるであろう。

2 特徴

本ガイドライン（AI 編）で述べた AI 技術の特性を踏まえた本モデル契約の特徴は次のとおりである。

- ① 探索的段階型開発に沿った契約書（秘密保持契約書、導入検証契約書、ソフトウェア開発契約書）を提示した。
- ② ユーザが提供するデータの保護と利活用を図るため、データの取扱いに関する規定を充実させた。
- ③ 成果物等の取扱いについて、利用条件をきめ細やかに設定することでユーザとベンダの利益調整を図る枠組みを提示した。

- ④ ベンダは成果物の完成義務や性能の保証を行わない案を提示した。

3 各モデル契約の前提や留意点

AI 技術を利用したソフトウェア開発のモデル契約としては、次の各契約を用意している。各モデル契約の前提や留意点等については、次のとおりである。

(1) アセスメント段階：秘密保持契約書

アセスメント段階において、秘密保持契約書を締結するケースを想定している。秘密保持契約書のモデル契約は、ユーザから限定的なサンプルデータを受領し、短期間で AI 技術の導入可否について検証を行うことを前提としている。なお、検証結果を記載した簡易なレポートを提供することを想定している。

(2) PoC 段階：導入検証契約書

PoC 段階において、導入検証契約書を締結するケースを想定している。PoC 段階において実施する内容は、本ガイドライン (AI 編) に記載のとおり、ケース・バイ・ケースである。導入検証契約書のモデル契約は以下を前提としている。

- 契約当事者：ユーザとベンダ (ユーザやベンダの技術レベルや企業規模は問わない)
- 契約の法的性質：準委任型
- 時期：PoC の初期段階
- 業務内容：一定のサンプルデータを用いて学習済みモデルの生成や精度向上作業を行い開発の可否や妥当性の検証を行い、成果として検証結果をまとめたレポートを作成すること。

なお、たとえば、PoC の後期段階において、実データを用いて学習済みモデルのパイロットテストを含む検証を行い、成果として学習済みモデルが生成される場合には、開発段階に近いため、開発契約における規定 (主に、権利帰属や利用条件について) と同様の規定を導入検証契約書に盛り込むことも考えられる。

(3) 開発段階：ソフトウェア開発契約書

開発段階において、ソフトウェア開発契約書を締結するケースを想定している。ソフトウェア開発契約書のモデル契約は以下を前提としている。

- 契約当事者：ユーザとベンダ (ユーザやベンダの技術レベルや企業規模は問わない)
- 開発モデル：非ウォーターフォールモデル
- 対象システム：機械学習を利用した特定機能を持つプログラムの開発
- 契約の法的性質：準委任型 (成果完成型、履行割合型のいずれも含む)

- 時期：開発段階
- 業務内容：PoC 段階を経て開発可能性があると判断された学習済みモデルについて、ユーザが提供するデータを元にベンダが学習用データセットを生成した上で学習済みモデルを生成し、ユーザに当該学習済みモデルを提供すること。

本モデル契約は学習済みモデルのみの開発を行うケースを想定したシンプルな契約である。そのため基本契約と個別契約に分けていない。一定以上の規模を持つシステムの一部として学習済みモデルを生成する場合は、基本契約と個別契約に分けたり、システム開発契約を別契約として締結する等して、通常システム開発契約に必要な条項（モデル契約 2007、同 2008 参照）を適宜利用することが考えられる。

(4) 追加学習段階

追加学習段階におけるモデル契約については、開発段階におけるソフトウェア開発契約書の利用条件の設定や、その際に生成された再利用モデルの権利関係・責任関係についての規定と同様の規定を設けることが考えられるが、その内容は、ソフトウェア開発契約書のモデル契約のうちの権利関係・責任関係の条項とほぼ同一内容となることが想定されるため、追加学習の段階については、モデル契約は作成していない。

4 アセスメント段階の秘密保持契約書（モデル契約書）

【対象・前提】

- ・契約当事者：ユーザとベンダ（ユーザやベンダの技術レベルや企業規模は問わない）
- ・概要：本モデル契約は、AI技術の開発や導入検証段階（PoC段階）前の、アセスメント段階を想定した契約である。アセスメント段階を設けるか、またアセスメント段階における実施内容はケース・バイ・ケースであるが、本モデル契約は、ベンダが、ユーザから限定的なサンプルデータを受領し、短期間でAI技術の導入可否について無償で検証を行う場合を前提としている。なお、検証結果を記載した、簡易なレポートを提供する場合を想定した内容としている。

秘密保持契約書

●●（以下「ユーザ」という。）と●●（以下「ベンダ」という。）は、●●の実施可能性の検討（以下「本件検討」という。）に伴い、相互に開示する秘密情報の取扱いに関して、次のとおり契約を締結する。

第1条（秘密情報の定義）

- 1 本契約において秘密情報とは、本件検討に関して、相手方より提供を受けた技術上または営業上その他業務上の情報のうち、次のいずれかに該当する情報をいう。
 - ① 相手方が書面（電磁的方法を含む。以下同じ）により秘密である旨指定して開示した情報
 - ② 相手方が口頭により秘密である旨を示して開示した情報で開示後●日以内に書面により内容を特定した情報。なお、口頭により秘密である旨を示した開示した日から●日が経過する日または相手方が秘密情報として取り扱わない旨を書面で通知した日のいずれか早い日までは当該情報を秘密情報として取り扱う。
 - ③ 本件検討の対象となる別紙記載のデータ（以下「対象データ」という。）
- 2 前項の定めにかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報から除外するものとする。
 - ① 開示者から開示された時点で既に公知となっていたもの
 - ② 開示者から開示された後で、受領者の帰責事由によらずに公知となったもの
 - ③ 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負わずに適法に開示されたもの
 - ④ 開示者から開示された時点で、既に適法に保有していたもの
 - ⑤ 開示者から開示された情報を使用することなく独自に開発したもの

第2条（秘密保持義務）

- 1 受領者は、秘密情報を、秘密として保持し、開示者の書面による事前の承諾を得ることなく、第三者に開示、提供または漏えいしてはならないものとする。
- 2 受領者は、秘密情報を、本件検討遂行の目的のために知る必要のある自己の役員および従業員に限り開示するものとする。
- 3 前2項の定めにかかわらず、ユーザによる事前の書面による承認を得た場合（ただし、ユーザは合理的理由なく、かかる承諾を拒否できないものとする。）、ベンダは、秘密情報を、本件検討遂行の目的のために必要な第三者（以下「委託先」という。）に対して開示することができるものとする。この場合、ベンダは、当該委託先に本契約の自己の義務と同等の義務を課すものとし、その秘密情報の管理について一切の責任を負うものとする。
- 4 前各項の定めにかかわらず、受領者は、秘密情報のうち法令の定めに基づき開示すべき情報を、可能な限り事前に相手方に通知した上で、当該法令の定めに基づく開示先に対し開示することができるものとする。

第3条（目的外使用等の禁止）

受領者は、秘密情報を本件検討遂行の目的以外の目的で使用、複製および改変してはならず、本件検討遂行の目的に合理的に必要となる範囲でのみ、使用、複製および改変できるものとする。

第4条（秘密情報の返却または消却）

- 1 受領者は、本契約が終了した場合または開示者から書面にて要求を受けた場合、開示者より開示および提供を受けた秘密情報を速やかに開示者に返却し、または自らの責任で消却するものとする（秘密情報の複製物および改変物も同様とする。）。なお、開示者は受領者に対し、当該消却について、証明する文書の提出を求めることができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、ベンダの秘密情報に、本件検討の結果について記載したベンダ作成の報告書（以下「報告書」という。）が含まれる場合、ユーザは報告書を本契約の終了後も使用することができるものとする。ただし、ユーザは、自己の社内利用に必要な範囲に限り、報告書を使用、複製および改変できるものとし、報告書を第三者に開示、提供または漏えいしてはならないものとする。

<ポイント>

秘密情報の返却または消却について定めている。

<解説>

本条2項に関して、報告書を秘密情報として保護するには、1条1項に従い、秘密である旨の指定をする必要がある点に注意されたい。

第5条（秘密情報の保証の限定）

開示者は、開示する秘密情報に関し、受領者に対して保証しないものとする。ただし、開示者は、秘密情報を受領者に開示する正当な権原を有することを受領者に対して保証する。

第6条（知的財産権）

【A案】知的財産権の取扱いについて、協議により定めるとする場合

- 1 本契約に基づく秘密情報の開示によって、本契約で明示的に認めた内容を除き、受領者は、開示者の秘密情報に関するいかなる権利についても、取得し、また許諾を受けるものではない。
- 2 受領者は、開示者の秘密情報に基づき、新たに発明その他の知的財産（以下あわせて「発明等」という。）が生じた場合、速やかに開示者に通知し、当該発明等にかかる特許権その他の知的財産権の取扱いについて両者協議の上決定するものとする。

【B案】知的財産権の取扱いについて、発明者主義とする場合

- 1 本契約に基づく秘密情報の開示によって、本契約で明示的に認めた内容を除き、受領者は、開示者の秘密情報に関するいかなる権利についても、取得し、また許諾を受けるものではない。
- 2 本件検討の過程で生じた発明その他の知的財産（以下あわせて「発明等」という。）にかかる特許権その他の知的財産権（以下、特許権その他の知的財産権を総称して「特許権等」という。）は、当該発明等を創出した者が属する当事者に帰属するものとする。
- 3 ユーザおよびベンダが共同で行った発明等にかかる特許権等については、ユーザおよびベンダの共有（持分は貢献度に応じて定める。）とする。この場合、ユーザおよびベンダは、共有にかかる特許権等につき、それぞれ相手方の同意なしに、かつ、相手方に対する対価の支払いの義務を負うことなく、自ら実施または行使することができるものとする。
- 4 ユーザおよびベンダは、前項に基づき相手方と共有する特許権等について、必要となる職務発明の取得手続（職務発明規定の整備等の職務発明制度の適切な運用、譲渡手続等）を履践するものとする。

<ポイント>

- ・ 本件検討の過程で特許権、著作権等の知的財産権が生じる場合の知的財産権の取扱いについて定めている。

<解説>

- 1 6条は、本件検討の過程で特許権、著作権等の知的財産権が生じる場合に備えて、2項以下では、知的財産権に関する取扱いについて定めている。なお、できるだけシンプルな規定とするため、知的財産権の詳細な定義は設けておらず、また、PoC段階の導入検証契約書（モデル契約書）および開発段階のソフトウェア開発契約（モデル契約書）と異なり、著作権とその他の知的財産権とで規定を分けていない。
- 2 もっとも、本件検討は、簡易な検証を前提しているため、権利帰属が問題と

なるような知的財産が生じない場合も多いと想定される。また、アセスメント段階に入る前の時点で、どのような知的財産が生じるかについて予測することは極めて困難である。そのような状況においては、当事者間であらかじめ知的財産権についての取り決めをするための交渉に時間を費やすよりも、知的財産が生じた時点で当事者間で協議する方が合理的であることも多い。そのため、【A案】では、知的財産が生じた場合、当該知的財産にかかる知的財産権の取扱いについては当事者間の協議によることとした。

- 3 一方、【B案】では、知的財産権の取扱いについて発明者主義に従うものとし、共同発明等の場合は、貢献度に応じて共有としている。なお、著作権の共有の場合、原則として、共有者全員の合意がないと権利を行使（共有者の自己利用も含む。）することができないため（著作権法 65 条 2 項）、3 項で自己利用を可能とする旨規定している。第三者へ権利許諾については、特に規定していないので、法律上の原則どおり他の共有者の同意が必要となる（特許第 73 条 3 項、著作権法 65 条 2 項）。
- 4 本モデル契約では、本件検討の結果を記載した簡易なレポート・報告書をベンダが作成してユーザに提供することも想定しているが（4 条 2 項）、当該レポートに著作物性が認められる場合、作成主体であるベンダに著作権が帰属することになる（著作権法 15 条 1 項）。当該レポートのユーザへの利用許諾や利用条件については、4 条 2 項で定めている。

第7条（有効期間）

- 1 本契約は、●年●月●日から、●か月間効力を有するものとする。ただし、第4条から第8条の規定は、当該期間の終了後も、有効に存続するものとする。
- 2 第2条および第3条の規定は、本契約の締結日より●年間有効に存続するものとする。

<ポイント>

- ・ 秘密保持期間について定めている。

<解説>

7 条 2 項は、秘密保持期間について定めている。なお、対象データと、その他の秘密情報とで、秘密保持期間について異なる取扱いとすることも可能である。その場合、2 項の末尾に、次の文言を追記することが考えられる。

- 2 …ただし、対象データに適用される範囲においては、本契約の締結日より●年間有効に存続するものとする。

第8条（管轄裁判所）

本契約に関する一切の紛争については、●地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所として処理するものとする。

第9条（協議事項）

本契約の履行について疑義を生じた事項および本契約に定めのない事項については、当事者間で協議し、円満に解決を図るものとする。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、ユーザ、ベンダ記名押印の上、各1通を保有する。

年 月 日

ユーザ

ベンダ

第7 本モデル契約について

【別紙】対象データの詳細

5 PoC 段階の導入検証契約書（モデル契約書）

【対象・前提】

- ・契約当事者：ユーザとベンダ（ユーザやベンダの技術レベルや企業規模は問わない）
- ・特徴：準委任型
- ・概要：本モデル契約は AI 技術の開発前における導入検証段階（PoC 段階）を想定した契約である。ガイドラインでも記載のとおり、PoC 段階において実施する内容はケース・バイ・ケースである。本モデル契約は PoC の初期段階を想定した、比較的シンプルな構成の契約である。PoC でも後期段階（実データを用いて学習済みモデルのパイロットテストを含む検証を行い、成果として学習済みモデルが生成される場合等）においては、開発段階に近いため、開発段階におけるソフトウェア開発契約のモデル契約書案（以下「開発モデル契約」という。）における規定（主に、権利帰属や利用条件について）と同様の規定を PoC 段階の契約に盛り込むことが必要な場合もある。

【本モデル契約が想定するケース】

一定のサンプルデータを用いて学習済みモデルの生成や精度向上作業を行うと共に、開発の可否や妥当性の検証を行い、成果として検証結果をまとめたレポートを作成するというケースを想定している。

導入検証契約書

●●（以下「ユーザ」という。）と●●（以下「ベンダ」という。）は、[検証対象となるベンダの AI 技術名]のユーザへの導入・適用に関する検証に関して、●●●●年●●月●●日に、本契約を締結する。

第1条（目的）

本契約は、●●のユーザへの導入・適用に関する検証の遂行における、ユーザとベンダの権利・義務関係を定めることを目的とする。

第2条（定義）

- 1 本検証
ベンダの●●のユーザへの導入・適用に関する検証をいい、詳細は別紙に定める。
- 2 対象データ
本検証の対象となる、別紙記載のデータをいう。
- 3 知的財産
発明、考案、意匠、著作物その他の人間の創造的活動により生み出されるもの（発見または解明がされた自然の法則または現象であって、産業上の利用可能性があるものを含む。）、および営業秘密その他の事業活動に有用な技術上または営業上の情報をいう。
- 4 知的財産権
特許権、実用新案権、意匠権、著作権その他の知的財産に関して法令によ

り定められた権利（特許を受ける権利、実用新案登録を受ける権利、意匠登録を受ける権利を含む。）をいう。

5 ベンダ提供物

ベンダがユーザに提供する旨、別紙に記載する報告書その他の資料をいう。

<ポイント>

- ・ 本モデル契約で使用する各用語の定義を定める条項である。
- ・ 本検証の具体的な内容や対象データについては、別紙を用いて特定する。

<解説>

- 1 「ベンダ提供物」は、本検証の成果物を意味し、具体的にはレポート等の資料を前提としている。仮に、パイロット版の「学習済みモデル」や「学習済みパラメータ」等を成果物とすることが想定される場合は、「ベンダ提供物」の定義に、これらを追記する必要がある。これらの定義については、開発モデル契約の定義を参照されたい。
- 2 本モデル契約においては「知的財産権」には、知的財産権により保護されるノウハウを除き、ノウハウに関する権利を含まないことを前提としているため、知的財産基本法における「知的財産権」の定義を一部修正している。

第3条（業務内容）

- 1 ユーザはベンダに対し、別紙に記載された本検証にかかる業務の提供を依頼し、ベンダはこれを引き受ける。
- 2 別紙に本契約の条項と異なる定めがある場合は、当該別紙の定めが優先する。

<ポイント>

- ・ 本検証においてベンダが実施する具体的な業務内容を定める。

<解説>

- 1 本モデル契約で想定している検証とは、一定のサンプルデータを用いた学習済みモデルの生成や精度向上作業を実施することによる開発可否や妥当性の検証であり、一定の成果物を完成させる（請負型）のではなく、検証のための業務の実施を目的としたもの（準委任）であることから、具体的な業務の内容を規定している。
- 2 本モデル契約は、シンプルな内容とするため、業務の詳細等については、別紙にて記載することを前提としている。また、PoC 段階における業務内容は様々であることに鑑み、別紙の内容や項目は、自由度の高いものとしている。そのため、本モデル契約の条項と別紙の定め、齟齬がある場合は、別紙の定めが優先するとしている。

第4条（委託料およびその支払時期・方法）

- 1 本検証の委託料は、別紙に定めるとおりとする。
- 2 ユーザはベンダに対し、別紙に定める委託料を、別紙で定めた時期および

方法により支払う。

<ポイント>

- ・ 本モデル契約における業務の対価としての委託料の金額、支払時期および支払方法を定める条項である。

<解説>

- 1 委託料については、固定金額とする他に、人月単位または工数単位に基づく算定方法のみ規定し、毎月の委託料を算定する方法とすること等が考えられる。
- 2 委託料の支払方法としては、①一定の時期に一括して支払う方式、②着手時および業務完了時等に分割して支払う方式、③一定の業務時間に達するごとに当該業務時間分の対価を支払う方式等様々な方式がある。
- 3 なお、ベンダが中小企業の場合には下請法が適用される場合があり、委託料の支払時期等に規制がある点に留意する必要がある(本ガイドライン(AI編)第3-5-(3))。

第5条 (検証期間)

本検証の期間(以下「検証期間」という。)は、別紙に定める期間とする。

<ポイント>

- ・ 本検証の期間を定める規定である。なお、AI技術の導入可否が不明確な初期のPoC段階では、長期に渡る検証を一つの契約で実施するのではなく、一定期間の検証を複数回行うことで、当事者間の紛争を予防できることもあることを考慮されたい(本ガイドライン(AI編)第4-3-(2)参照)。

第6条 (協力と各自の作業分担)

- 1 ユーザおよびベンダは、本検証遂行のため互いに協力しなければならない。
- 2 本検証に関するユーザおよびベンダの作業分担は、別紙に定めるとおりとし、ユーザおよびベンダは、自己の作業分担について責任を負うものとする。

<ポイント>

- ・ 本検証の遂行に際しての双方の協力義務と役割分担を定める条項である。

第7条 (ベンダの義務)

ベンダは、善良なる管理者の注意をもって本検証を遂行する義務を負う。ベンダは、本検証について完成義務を負うものではなく、本検証に基づく何らかの成果の達成や特定の結果等を保証するものではない。

<ポイント>

- ・ 本検証を履行するに際してのベンダの法的義務および結果に対する非保証

を定めた条項である。

<解説>

本モデル契約の法的性質は準委任契約であることから、ベンダが善管注意義務を負うことを確認している。また、検証段階という性質に鑑み、ベンダが完成義務を負うものではないことも明確にしている。

第8条（責任者の選任および連絡協議会）

- 1 ユーザおよびベンダは、本検証を円滑に遂行するため、本契約締結後速やかに、本検証に関する責任者を選任し、それぞれ相手方に書面（電磁的方法を含む。以下同じ）で通知するものとする。また、責任者を変更した場合、速やかに相手方に書面で通知するものとする。
- 2 ユーザおよびベンダ間における本検証の遂行にかかる、要請、指示等の受理および相手方への依頼等は、責任者を通じて行うものとする。
- 3 責任者は、本検証の円滑な遂行のため、進捗状況の把握、問題点の協議および解決等必要事項を協議する連絡協議会を定期的に開催する。なお、開催頻度については、別紙に定めるとおりとするが、ユーザおよびベンダは、必要がある場合、理由を明らかにした上で、随時、連絡協議会の開催を相手方に求めることができるものとする。

<ポイント>

- ・ ユーザとベンダのやり取りをスムーズに行うために、双方の窓口となる責任者を任命する。
- ・ 進捗状況の報告等を定期的に行う会議を開催し、課題等について情報の共有を行う。必要に応じて、緊急の会議を開催することも可能である。

<解説>

- 1 本検証遂行の過程で、当初の想定と異なる事態が生じた場合等、何らかの問題が生じた場合には、適宜、連絡協議会でその旨について両者で協議を実施し、相互の認識を共有することがトラブル回避の観点から重要である。
- 2 連絡協議会の内容については、議事録を作成して、協議の内容を明確にしておくことが後の紛争予防の観点から重要である。
- 3 本検証の進捗により、当初の想定と大幅な変更が生じて、契約条件（検証期間や委託料、業務内容等）を変更する必要がある場合は、10条の変更協議の規定に従う。

第9条（再委託）

- 1 ベンダは、ユーザが書面によって事前に承認した場合、本検証の一部を第三者（以下「委託先」という。）に再委託することができるものとする。なお、ユーザが上記の承諾を拒否するには、合理的な理由を要するものとする。
- 2 前項の定めに従い委託先に本検証の遂行を委託する場合、ベンダは、本契約における自己の義務と同等の義務を、当該委託先に課すものとする。

- 3 ベンダは、委託先による業務の遂行について、ユーザに帰責事由がある場合を除き、自ら業務を遂行した場合と同様の責任を負うものとする。ただし、ユーザの指定した委託先による業務の遂行については、ベンダに故意または重過失がある場合を除き、責任を負わない。

<ポイント>

- ・ 本検証の遂行に際しての再委託の可否および再委託が行われた場合のベンダの責任内容について定める条項である。

<解説>

- 1 再委託の可否については、再委託についてユーザの事前承諾を要するパターンと再委託先の選定について原則としてベンダの裁量により行えるパターンが考えられる。
- 2 AI 技術の導入検証においては、ベンダの技術力に着目して契約が締結されることや、対象データの取扱いについてユーザのコントロールを及ぼすという観点から、本モデル契約においてはユーザの同意を取得することとした。

第10条 (契約内容の変更)

- 1 本検証の進捗状況等に応じて、検証事項が想定外に拡大した等の事情により、検証期間、委託料等の契約条件の変更が必要となった場合、ユーザまたはベンダは、その旨を記載した書面をもって相手方に申し入れるものとする。当該申し出があった場合、ユーザおよびベンダは、速やかに契約条件の変更の要否について協議するものとする。
- 2 前項の協議に基づき、本契約の内容の一部変更をする場合、ユーザおよびベンダは、当該変更内容が記載された、変更契約を締結するものとする。

<ポイント>

- ・ 契約の内容に変更が生じた場合における、契約変更の手続について定めた規定である。

<解説>

本検証に関して大幅な変更が生じたこと等により、検証期間や委託料等の契約条件の変更が必要となった場合における手続について取り決めている。

第11条 (ベンダ提供物の提供および業務終了の確認)

- 1 ベンダは、別紙に記載する期限までに、ユーザにベンダ提供物を提供する。
- 2 ユーザは、ベンダ提供物を受領した日から●日(以下「確認期間」という。)内に、ベンダ提供物の提供を受けたことを確認し、ベンダ所定の確認書に記名押印または署名の上、ベンダに交付するものとする。
- 3 前項の定めに従い、ユーザがベンダに確認書を交付した時に、ユーザの確認が完了したものとする。ただし、確認期間内に、ユーザから書面で具体的な理由を明示して異議を述べないときは、確認書の交付がなくとも、当該期間の満了時に確認が完了したものとする。

＜ポイント＞

- ・ ベンダによるベンダ提供物の提供およびそれを受けてのユーザによる確認方法を定めた規定である。

【オプション条項：予約条項】

第●条（開発契約の締結に関する検討）

ユーザおよびベンダは、本検証の結果、ユーザへの●●の導入により相当程度の効果が見込める場合、当該技術の開発段階への移行および開発契約の締結に向けて、最大限努力するものとする。

＜ポイント＞

- ・ 開発契約への移行についての努力義務についての規定である。

＜解説＞

PoC 段階は、開発契約移行のための実証段階という性質を有していることから、PoC 段階での検証において開発段階に移行できる目途がつくような場合には、双方が、開発契約に向けて努力する規定を設けることも考えられる。

第12条（ユーザがベンダに提供するデータ・資料等）

- 1 ユーザは、ベンダに対し、別紙に記載する対象データを提供するものとする。
- 2 ユーザは、ベンダに対し、本検証に合理的に必要なものとしてベンダが要求し、ユーザが合意した資料、機器、設備等（以下「資料等」という。）の提供、開示、貸与等（以下「提供等」という。）を行うものとする。
- 3 ユーザは、ベンダに対し、対象データおよび資料等（以下、総称して「ユーザ提供データ等」という。）をベンダに提供等することについて、正当な権限があることおよびかかる提供等が法令に違反するものではないことを保証する。
- 4 ユーザは、ユーザ提供データ等の正確性、完全性、有効性、有用性、安全性等について保証しない。ただし、本契約に別段の定めがある場合はその限りでない。
- 5 ユーザがベンダに対し提供等を行ったユーザ提供データ等の内容に誤りがあった場合、またはかかる提供等を遅延した場合、これらの誤りまたは遅延によって生じた本検証の遅延、ベンダ提供物の瑕疵（法律上の瑕疵を含む。）等の結果について、ベンダは責任を負わない。
- 6 ベンダは、ユーザ提供データ等の正確性、完全性、有効性、有用性、安全性等について、確認、検証の義務その他の責任を負うものではない。

＜ポイント＞

- ・ 本検証に際して、ユーザがベンダにデータおよび資料等を提供すること、および提供された対象データや資料等に起因する責任について取り決めた規定である。

<解説>

- 1 AI 技術の導入検証においては、通常、ユーザのデータを用いて検証を行うことになるので、ユーザからベンダにデータやその他必要な資料の提供が行われることが一般的である。そのため、1 項および2 項でデータや資料の提供について定めている。必要となるデータや資料に変更や追加が生じた場合は、8 条の連絡協議会等において両者間で協議・合意の上、適宜追加等を行うことも可能である。なお、当該データ等の開示権限の有無・適法性については、開示する前提となるものであり、またユーザ自身が把握できることから、3 項においてユーザによるデータ等の表明保証を行うことにしている。
- 2 なお、1 項において、ユーザがベンダに対して提供することを合意した対象データについて、その量が不十分であったために、本検証の遅延やベンダ提供物に瑕疵等が生じた場合には、合意した対象データが検証に必要な時期に提出されていないことから、対象データの提供を遅延したものとして、5 項が適用されることとなる。他方、対象データ以外のデータの取扱いは、当事者の協議に委ねられる。
- 3 2 項については、ベンダがユーザに対して資料やデータの提示を請求できることを盛り込むことも考えられる。その場合の条項は、たとえば、「ベンダは、ユーザに対し、ユーザが保有する本検証の遂行に必要な文書、図面、ソフトウェア、データその他の資料（記録された媒体の種類を問わず、電磁的記録を含む。）の開示または提供を請求することができる。」とすることが考えられる。

第13条（対象データの管理）

- 1 ベンダは、対象データを、善良な管理者の注意をもって管理、保管するものとし、ユーザの事前の書面による承諾を得ずに、第三者（本契約第9条に基づく委託先を除く。）に開示、提供または漏えいしてはならないものとする。
- 2 ベンダは、対象データについて、事前にユーザから書面による承諾を得ずに、本検証の遂行の目的以外の目的で使用、複製および改変してはならず、本検証遂行の目的に合理的に必要となる範囲でのみ、使用、複製および改変できるものとする。
- 3 ベンダは、対象データを、本検証の遂行のために知る必要のある自己の役員および従業員に限り開示するものとし、この場合、本条に基づきベンダが負担する義務と同等の義務を、開示を受けた当該役員および従業員に退職後も含め課すものとする。
- 4 ベンダは、対象データのうち、法令の定めに基づき開示すべき情報を、可能な限り事前にユーザに通知した上で、当該法令の定めに基づく開示先に対し開示することができるものとする。
- 5 本検証が完了し、もしくは本契約が終了した場合またはユーザの指示があった場合、ベンダは、ユーザの指示に従って、対象データ（複製物および改変物を含む。）が記録された媒体を破棄もしくはユーザに返還し、また、ベンダが管理する一切の電磁的記録媒体から削除するものとする。なお、ユーザはベンダに対し、対象データの破棄または削除について、証明する文書の提出を求めることができる。
- 6 ベンダは、本契約に別段の定めがある場合を除き、対象データの提供等により、ユーザの知的財産権を譲渡、移転、利用許諾するものでないことを確

認する。

- 7 本条の規定は、前項を除き、本契約が終了した日より●年間有効に存続するものとする。

<ポイント>

- ・ 本検証のためにユーザからベンダに提供された対象データに関する扱いを定める条項である。

<解説>

- 1 本検証のためにユーザからベンダに提供された対象データについては、一般的な秘密情報とは異なる別途の考慮が必要となる場合が多いと考えられるため、一般的な秘密情報に関する規定（14条）と異なる規定を本条で設けている。たとえば、対象データについては、14条2項の例外規定を設けることが適切でない場合も多いと考えられる。
- 2 本条の対象は「ユーザ提供データ等」ではなく「対象データ」のみであり、対象データに含まれない「資料等」（12条2項）については、秘密情報の取扱いを定める14条での保護対象となる。
- 3 本モデル契約が想定するPoC段階では、検証目的で一定のサンプルデータを受領する場合を前提としているため、開発モデル契約と異なりデータの目的外利用を認める規定例は設けていない。もっとも、データの本検証の遂行の目的以外での利用を否定するものではなく、必要あれば、別紙に定める等の方法により（開発モデル契約13条2項ただし書参照）、データの本検証の遂行の目的以外での利用を明確に規定することも考えられる。
- 4 対象データが特に機密性の高いデータであり、より高度な管理を必要とする場合は、具体的な管理方法について両者間で合意した内容を別紙に追記し、当該追記箇所を参照する、とする方法も考えられる。
- 5 本条は、存続条項があるため（23条）、本契約の終了後も効力を有する。もっとも、7項の規定により、効力を有する期間は●年間となる。ただし、7項に、「前項を除き」と規定されていることから、6項の規定については、原則に戻り、期間の定めなく効力を有することになる。

第14条（秘密情報の取扱い）

- 1 ユーザおよびベンダは、本検証遂行のため、相手方より提供を受けた技術上または営業上その他業務上の情報（ただし、対象データを除く。）のうち、次のいずれかに該当する情報（以下「秘密情報」という。）を秘密として保持し、秘密情報の開示者の事前の書面による承諾を得ずに、第三者（本契約第9条に基づく委託先を除く。）に開示、提供または漏えいしてはならないものとする。

① 開示者が書面により秘密である旨指定して開示した情報

② 開示者が口頭により秘密である旨を示して開示した情報で開示後●日以内に書面により内容を特定した情報。なお、口頭により秘密である旨を示した開示した日から●日が経過する日または開示者が秘密情報として取り扱わない旨を書面で通知した日のいずれか早い日までは当該情報を秘密情報として取り扱う。

〔③ ベンダ提供物〕

- 2 前項の定めにかかわらず、次の各号のいずれか一つに該当する情報については、秘密情報に該当しない。
 - ① 開示者から開示された時点で既に公知となっていたもの
 - ② 開示者から開示された後で、受領者の帰責事由によらずに公知となったもの
 - ③ 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負わずに適法に開示されたもの
 - ④ 開示者から開示された時点で、既に適法に保有していたもの
 - ⑤ 開示者から開示された情報を使用することなく独自に開発したもの
- 3 秘密情報の取扱いについては、前条第2項から第6項の規定を準用する。この場合、同条項中の「対象データ」は「秘密情報」と、「ベンダ」は「秘密情報の受領者」と、「ユーザ」は「開示者」と読み替えるものとする。
- 4 本条の規定は、本契約が終了した日より●年間有効に存続するものとする。

<ポイント>

- ・ 相手から提供を受けた秘密情報の管理方法に関する条項である。

<解説>

- 1 ユーザからベンダに提供された対象データの秘密保持等の管理については、前条で規定しているため、1項において秘密情報の対象から除外している。
- 2 ベンダ提供物について、秘密情報とする場合には、1項①②の規定に従って秘密指定することも考えられるが、端的に1項において明示的に秘密情報であることを規定することも考えられる。
- 3 3項において前条の対象データの取扱いの規定を準用している。もっとも、存続期間については、対象データと秘密情報の存続期間が異なることを想定して準用していないが、同一期間とする場合には準用することも可能である。

第15条（個人情報の取り扱い）

- 1 ユーザは、本検証遂行に際して、個人情報の保護に関する法律（本条において、以下「法」という。）に定める個人情報または匿名加工情報（以下、総称して「個人情報等」という。）を含んだデータをベンダに提供する場合には、事前にその旨を明示する。
- 2 本検証遂行に際してユーザが個人情報等を含んだデータをベンダに提供する場合には、ユーザはベンダに対し、法に定められている手続を履践していることを保証するものとする。
- 3 ベンダは、第1項に従って個人情報等が提供される場合には、法を遵守し、個人情報等の管理に必要な措置を講ずるものとする。

<ポイント>

- ・ ユーザがベンダに提供する対象データに個人情報や匿名加工情報が含まれている場合に関する条項である。

第16条 (ベンダ提供物等の著作権)

- 1 ベンダ提供物および本検証遂行に伴い生じた知的財産に関する著作権（著作権法27条および28条の権利を含む。）は、ユーザまたは第三者が従前から保有しているものを除き、ベンダに帰属するものとする。
- 2 ベンダは、ユーザに対し、ユーザが本検証の結果について検討するために必要な範囲に限って、ユーザ自身がベンダ提供物を使用、複製および改変することを許諾するものとする。ユーザは、かかる許諾範囲を超えてベンダ提供物を利用しないものとし、またベンダ提供物を第三者に開示または提供してはならないものとする。
- 3 ユーザによるベンダ提供物の使用、複製および改変、並びに当該複製等により作成された複製物等の使用は、ユーザの負担と責任により行われるものとする。ベンダはユーザに対して、本契約で別段の定めがある場合または自らの責に帰すべき事由がある場合を除いて、ユーザによるベンダ提供物の使用等によりユーザに生じた損害を賠償する責任を負わない。
- 4 ベンダは、ユーザに対し、本契約に従ったベンダ提供物の利用について、著作権人格権を行使しないものとする。

【オプション条項：フィードバック規定】

- 5 本検証遂行の過程で、ユーザがベンダに対し、本検証に関して何らかの提案や助言を行った場合、ベンダはそれを無償で、ベンダの今後のサービスの改善のために利用することができるものとする。

<ポイント>

- ・ ベンダ提供物であるレポート等の著作権の取扱いおよび利用条件について取り決めている。
- ・ オプション条項として、本検証の過程でユーザから得た、本検証に関する提案や助言（フィードバック）の利用について規定することも考えられる（5項）。

<解説>

- 1 ベンダ提供物であるレポートや、その他本検証の過程で生じる知的財産権の取扱いについては、ユーザ、ベンダ間で争いが生じることがあるので、契約において規定しておくことが重要である。そこで、本モデル契約においては、16条で著作権について、17条で特許権等、著作権以外の知的財産権について、規定を設けている。
- 2 本モデル契約が想定する PoC 段階は、サンプルデータを用いた検証段階であり、成果物としてユーザに提供されるのは、検証結果について記載したレポート（内容は様々であるが、たとえば、検証時に用いた分析手法や、データ処理の手法、検証のために試作したモデルの精度等について記載されることが想定される。）を前提としている。そのため、知的財産権（主に著作権）の帰属が問題となり得る、多数のデータを用いた、相応の精度を期待できる学習済みモデルの生成や提供は想定していない。一方、検証段階において、ユーザとしては、レポートを利用できれば導入可否の検討を行う、という目的を達成できると考えられること、また、ユーザが、ベンダ提供物を用いて合理的な理由なくベンダを乗り換えることは抑制すべきと考えられることから、本モデル

契約においては、ベンダ提供物や本検証の過程で生じた知的財産の著作権について、作成主体であるベンダに帰属するものとした。もっとも、著作権の帰属について、たとえば、ユーザとベンダの共有とするなど、異なる定めとすることを否定する趣旨ではなく、その場合は、開発段階のソフトウェア開発契約のモデル契約（以下、「開発モデル契約」という。）の16条を参照されたい。

- 3 なお、PoC 段階がパイロットテストを行い、開発段階と同等のデータを用いて学習済みモデルを生成する場合（実質的な開発初期段階）には、生成される学習済みモデルの権利帰属や利用条件について、取り決める必要性が高くなる。この場合の取決めについては、開発モデル契約の16条から18条を参照されたい。ただし、パイロットテスト段階においては、あくまで開発前段階であるという性質上、ユーザによる利用については一定範囲（たとえば検証目的での利用）に限られるのが通常であろう。

第17条（特許権等）

【A 案】 共同発明等にかかる特許権等の権利帰属を協議の上定める場合

- 1 本検証遂行の過程で生じた発明その他の知的財産（以下あわせて「発明等」という。）にかかる特許権その他の知的財産権（ただし、著作権は除く。）（以下、特許権その他の知的財産権を総称して「特許権等」という。）は、当該発明等を創出した者が属する当事者に帰属するものとする。
- 2 ユーザおよびベンダが共同で行った発明等にかかる特許権等の、権利帰属その他の取扱いについては、両者間で協議の上決定するものとする。
- 3 ユーザおよびベンダは、前項に基づき相手方と共有する特許権等について、必要となる職務発明の取得手続（職務発明規定の整備等の職務発明制度の適切な運用、譲渡手続等）を履践するものとする。

【B 案】 共同発明等にかかる特許権等の権利帰属を共有とする場合

- 1 本検証遂行の過程で生じた発明その他の知的財産（以下あわせて「発明等」という。）にかかる特許権その他の知的財産権（ただし、著作権は除く。）（以下、特許権その他の知的財産権を総称して「特許権等」という。）は、当該発明等を創出した者が属する当事者に帰属するものとする。
- 2 ユーザおよびベンダが共同で行った発明等にかかる特許権等については、ユーザおよびベンダの共有（持分は貢献度に応じて定める。）とする。この場合、ユーザおよびベンダは、共有にかかる特許権等につき、それぞれ相手方の同意なしに、かつ、相手方に対する対価の支払いの義務を負うことなく、自ら実施することができるものとする。
- 3 ユーザおよびベンダは、前項に基づき相手方と共有する特許権等について、必要となる職務発明の取得手続（職務発明規定の整備等の職務発明制度の適切な運用、譲渡手続等）を履践するものとする。

<ポイント>

- ・ 本検証遂行の過程で生じた特許権等（著作権を除く知的財産権）の権利帰属について、定める条項である。

<解説>

- 1 本検証遂行の過程で、仮に著作権以外の知的財産権の対象となるもの（たとえば、発明等）が生じた場合における、その特許権等の帰属について、発明者主義を採用した。また、共同発明等の場合は、2項において、【A案】では両者間で協議により定める規定と、【B案】では貢献度に応じて共有とする規定の2案を提示している。もっとも、特許権等の権利帰属について別の定めをすることを否定するものではない。
- 2 2項において【B案】を採用して特許権等を共有とする場合、第三者へ実施許諾の条件は、事案によりケース・バイ・ケースと思われるので、自己実施のみ対価の支払義務なく利用できるとした。第三者への実施許諾については、法律上の原則どおり、他の共有者の同意が必要となる（特許法73条3項）。なお、第三者への実施許諾を対価の支払義務なく利用できる条項については、開発モデル契約【C案】16条2項についての解説を参照。
- 3 なお、2条のコメントのとおり「知的財産権」の定義に、知的財産権により保護されるノウハウを除き、ノウハウに関する権利は含まないことを前提としている。ただし、営業秘密等のユーザのノウハウは、13条および14条に規定される「対象データ」または「秘密情報」としてベンダに提供されることが想定され、その場合には、本条でノウハウを対象としなくても、ベンダはこれらの情報（ユーザのノウハウ）について、13条および14条に基づき秘密保持義務等を負い、自由に利用できるものではない。
- 4 もっとも、本条項はあくまで一例であり、特許権等およびノウハウについて詳細な利用条件を取り決めることを否定するものではない。ただし、その場合、①ノウハウには明確な定義がないため具体的な内容について取り決めることが必要となること、②技術力やコストの負担などの寄与度等、を考慮した上で取り決めることが望ましい。また、利用条件の定めについては、開発モデル契約の18条【A案】を参照されたい。

第18条（知的財産権侵害の非保証）

ベンダはユーザに対して、ベンダ提供物の利用が第三者の知的財産権を侵害しない旨の保証を行わない。

<ポイント>

- ・ ベンダ提供物の利用について、第三者の知的財産権を侵害した場合の規定である。

<解説>

ベンダは、ベンダ提供物の利用に関して、第三者の知的財産権非侵害を保証しない、としている。これは、本モデル契約におけるベンダ提供物はレポートを想定しており、かつ用途は自己使用に限定され、業務利用は行わないことから、知的財産権非侵害保証によるユーザのメリットが小さいことを考慮したものである。ただし、その他の規定を否定する趣旨ではなく、開発モデル契約第21条【A案】と同様に知的財産権について非侵害を保証する規定とすることも考えられる。この点は、ベンダ提供物の内容や費用負担等を考慮の上取り決めることとなるであろう。

第19条 (損害賠償等)

- 1 ユーザおよびベンダは、本契約の履行に関し、相手方の責めに帰すべき事由により損害を被った場合、相手方に対し、損害賠償（ただし直接かつ現実に生じた通常の損害に限る。）を請求することができる。ただし、この請求は、業務の終了確認日から●か月間が経過した後は行うことができない。
- 2 ベンダがユーザに対して負担する損害賠償は、債務不履行、法律上の瑕疵担保責任、知的財産権の侵害、不当利得、不法行為その他請求原因の如何にかかわらず、本契約の委託料を限度とする。
- 3 前項は、損害が損害賠償義務者の故意または重大な過失に基づくものである場合には適用しないものとする。

<ポイント>

- ・ 契約の履行に関して損害が生じた場合の賠償に関する条項である。

<解説>

- 1 本条は、本契約の履行に関しての損害賠償責任について規定する。損害賠償責任の範囲・金額・請求期間についてどのように定めるかについては、本検証の内容やコストの負担、委託料の額等を考慮してユーザ・ベンダの合意により決められるべきものであるが、本モデル契約では、モデル契約2007と同様の規定を設けた。
- 2 1項において、損害賠償責任は、相手方に故意・過失がある場合に負うものとし、賠償の範囲を、直接かつ現実に生じた通常の損害に限定している。
- 3 また、2項において、何を請求原因とするのかにかかわらず、損害の上限は委託料を限度とすることを定めている。
- 4 ただし、故意・重過失の場合には、上限規定は適用されないものとしている（3項）。損害発生の原因が故意による場合には、判例では免責・責任制限に関する条項は無効になるものと考えられており、故意に準ずる重過失の場合にも同様に無効とするのが有力な考え方であることから、このような規定を設けた。

第20条 (権利義務の譲渡の禁止)

ユーザおよびベンダは、互いに相手方の事前の書面による同意なくして、本契約上の地位を第三者に承継させ、または本契約から生じる権利義務の全部もしくは一部を第三者に譲渡し、引き受けさせもしくは担保に供してはならない。

第21条 (解除)

- 1 ユーザまたはベンダは、相手方に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、何らの催告なしに直ちに本契約の全部または一部を解除することができる。
 - ① 重大な過失または背信行為があった場合
 - ② 支払いの停止があった場合、または仮差押、差押、競売、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申立てがあった場合

- ③ 手形交換所の取引停止処分を受けた場合
 - ④ 公租公課の滞納処分を受けた場合
 - ⑤ その他前各号に準ずるような本契約を継続し難い重大な事由が発生した場合
- 2 ユーザまたはベンダは、相手方が本契約のいずれかの条項に違反し、相当期間を定めてなした催告後も、相手方の債務不履行が是正されない場合は、本契約の全部または一部を解除することができる。
- 3 ユーザまたはベンダは、第1項各号のいずれかに該当する場合または前項に定める解除がなされた場合、相手方に対し負担する一切の金銭債務につき相手方から通知催告がなくとも当然に期限の利益を喪失し、直ちに弁済しなければならない。

第22条（有効期間）

本契約は、本契約の締結日から第4条の委託料の支払いおよび第11条に定める確認が完了する日のいずれか遅い日まで効力を有するものとする。

第23条（存続条項）

本契約第7条（ベンダの義務）、第12条（ユーザがベンダに提供するデータ・資料等）第3項から第6項、第13条（対象データの管理）から第19条（損害賠償等）、本条および第24条（管轄裁判所）は、本契約終了後も有効に存続するものとする。

第24条（管轄裁判所）

本契約に関する一切の紛争については、●地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所として処理するものとする。

第25条（協議）

本契約に定めのない事項または疑義が生じた事項については、信義誠実の原則に従いユーザおよびベンダが協議し、円満な解決を図る努力をするものとする。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、ユーザ、ベンダ記名押印の上、各1通を保有する。

年 月 日

ユーザ

ベンダ

【別紙】

- 1 本検証の目的

- 2 対象データの詳細（データ提供者、データの概要、データの項目、量、提供形式等）

- 3 作業体制

- 4 作業内容および役割分担

- 5 連絡協議会の開催予定頻度、場所

- 6 検証期間

- 7 委託料およびその支払方法

- 8 ベンダ提供物の内容および提供期限

6 開発段階のソフトウェア開発契約書（モデル契約書）

【対象・前提】

- ・契約当事者：ユーザとベンダ（ユーザやベンダの技術レベルや企業規模は問わない）
- ・開発手法：非ウォーターフォールモデル
- ・開発対象：機械学習を利用した特定機能を持つプログラム（学習済みモデル）
- ・特徴：準委任型（成果完成型、履行割合型いずれの類型も含む⁸²）
- ・概要：本モデル契約は学習済みモデルのみの生成を行うケースを想定した、必要最低限の条項で構成されたシンプルな契約である。そのため基本契約と個別契約に分けていない。一定以上の規模を持つシステムの一部として学習済みモデルを生成する場合は、基本契約と個別契約に分けたり、システム開発契約を別に締結する等して、通常のシステム開発契約に必要な条項（モデル契約 2007、同 2008 参照）を適宜付加して利用されたい。

【本モデル契約が想定するケース】

PoC 段階を経て生成可能性があると判断された学習済みモデルの生成を行うケースである。具体的には、ユーザが提供するデータを元にベンダが学習用データセットを生成した上で学習済みモデルを生成するというケースを想定している。

ソフトウェア開発契約書

●●（以下「ユーザ」という。）と●●（以下「ベンダ」という。）は、コンピュータソフトウェアの開発に関して、●●●●年●●月●●日に、本契約を締結する。

第1条（目的）

本契約は、別紙「業務内容の詳細」記載の「開発対象」とされているコンピュータソフトウェアの開発（以下「本開発」という。）のための、ユーザとベンダの権利・義務関係を定めることを目的とする。

第2条（定義）

- 1 データ
電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の方法で作成される記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）をいう。
- 2 本データ
別紙「業務内容の詳細」の「本データの明細」に記載のデータをいう。
- 3 学習用データセット
本データを本開発のために整形または加工したデータをいう。
- 4 学習用プログラム

⁸² PoC 段階を経ていることから、成果完成型を採用することに合理性が認められる場合が多いと思われるものの、履行割合型の採用を排するものではない。

<p>学習用データセットを利用して、学習済みモデルを生成するためのプログラムをいう。</p> <p>5 学習済みモデル 特定の機能を実現するために学習済みパラメータを組み込んだプログラムをいう。</p> <p>6 本学習済みモデル 本開発の対象となる学習済みモデルをいう。</p> <p>7 再利用モデル 本学習済みモデルを利用して生成された新たな学習済みモデルをいう。</p> <p>8 学習済みパラメータ 学習用プログラムに学習用データセットを入力した結果生成されたパラメータ（係数）をいう。</p> <p>9 知的財産 発明、考案、意匠、著作物その他の人間の創造的活動により生み出されるもの（発見または解明がされた自然の法則または現象であって、産業上の利用可能性があるものを含む。）および営業秘密その他の事業活動に有用な技術上または営業上の情報をいう。</p> <p>10 知的財産権 特許権、実用新案権、意匠権、著作権その他の知的財産に関して法令により定められた権利（特許を受ける権利、実用新案登録を受ける権利、意匠登録を受ける権利を含む。）をいう。</p> <p>11 本件成果物 別紙「業務内容の詳細」の「ベンダがユーザの委託に基づき開発支援を行う成果物の明細」に記載された成果物をいう。</p>
--

<ポイント>

- ・ 各用語の定義を定める条項である。

<解説>

- 1 本モデル契約 3 条以下の各条項は上記定義を前提としているため、本モデル契約の利用に際して定義規定を変更したり、各条項を変更する場合には相互の整合性が保たれるように留意されたい。
- 2 上記定義規定では学習済みモデルを「特定の機能を実現するために学習済みパラメータを組み込んだプログラム」と定義しているが、「学習済みモデル」という言葉は本ガイドライン（AI 編）でも記載しているように、実務上、利用する者によって、「学習用データセット」「学習用プログラム」「推論プログラム」「学習済みパラメータ」「その他派生的な成果物」を含んだ概念として多義的に用いられる場合がある。
- 3 そこで、「学習済みモデル」が具体的にどのような意味で使用されているのか、具体的にどこまでの範囲（成果物）が学習済みモデルを意味するのかについては、後述する各種論点（権利の帰属や責任の分配等）を論じる上でも、非常に重要であるため、契約の当事者間において、十分に議論を行い、明確に定めておくことが望ましい。
- 4 なお、「再利用モデル」についての本モデル契約の定義は、本ガイドライン（AI 編）の解説の定義（第2-4-(1)-④）よりも広い内容となっている。

- 5 また、本モデル契約においては「知的財産権」には、知的財産権により保護されるノウハウを除き、ノウハウに関する権利を含まないことを前提としているため、知的財産基本法における「知的財産権」の定義を一部修正している。

第3条（業務内容）

ユーザはベンダに対し、別紙「業務内容の詳細」の「具体的作業内容」に記載された業務（ただし、ユーザの担当業務を除く。以下「本件業務」という。）の提供を依頼し、ベンダはこれを引き受ける。

<ポイント>

- ・ 本モデル契約における業務内容を定める条項である。

<解説>

- 1 本件業務は本開発のために必要な業務のうちベンダが提供する業務のことを指す。
- 2 本モデル契約の業務内容としては一定の成果物を完成させる（請負型）のではなく、特定の学習済みモデルの生成業務を行う（準委任型）というものである。準委任型契約においては具体的な業務内容を明確にする必要があるため、別紙にて本件業務の具体的な業務内容を明示している。

第4条（委託料およびその支払時期・方法）

- 1 本件業務の対価は別紙「業務内容の詳細」の「委託料」で定めた金額とする。
- 2 ユーザはベンダに対し、本件業務の対価を、別紙「業務内容の詳細」の「委託料の支払時期・方法」で定めた時期および方法により支払う。

<ポイント>

- ・ 本件業務の対価としての委託料の金額、支払時期および支払方法を定める条項である。

<解説>

- 1 準委任型の契約類型における委託料の支払条件については、様々なパターンが想定されるが、大きく分けると、一定の成果に対して報酬を支払う成果完成型と場合と、ベンダが提供した役務に応じて報酬を支払う履行割合型とする場合の2つの類型が考えられる。
成果完成型の場合には、たとえば、一定の成果に対して、固定金額を支払うアレンジをすることが考えられる。他方、履行割合型の場合には、人月単位または工数単位に基づく算定方法のみ規定し、毎月の委託料を算定する方法とすること等が考えられる。
- 2 委託料の支払方法としては、成果完成型については、①一定の時期に一括して支払う方式、②着手時および業務完了時等に分割して支払う方式が考えられる。履行割合型では、上記①と②に加えて、③一定の業務時間に達するごとに当該業務時間分の対価を支払う方式も考えられる。なお、これらはあくまでも、一例にすぎず、ユーザおよびベンダが置かれた状況に照らして様々な方式

があり得る。

- 3 また、ユーザが、ベンダが開発前から保有していたり、開発後にベンダに知的財産権が帰属する学習済みモデル等を利用する場合には、委託料とは別途に、その利用についてのライセンス料の支払いを定めることも考えられる。
- 4 なお、ベンダが中小企業の場合には下請法が適用される場合があり、委託料の支払時期等に規制がある点に留意する必要がある(本ガイドライン(AI編)第3-5-(3))。

第5条 (作業期間)

本開発の作業期間は、別紙「業務内容の詳細」の「作業期間」に定めたとおりとする。

第6条 (協力と各自の作業分担)

- 1 ユーザおよびベンダは、本契約の履行においてはお互いに協力しなければならない。
- 2 ユーザとベンダの作業分担は、別紙「業務内容の詳細」の「作業体制」および「具体的作業内容」においてその詳細を定める。

<ポイント>

- ・ 契約の履行に際してのユーザ・ベンダ各自の協力義務と役割分担を定める条項である。

<解説>

- 1 AI技術を利用したソフトウェアの開発においては、ユーザによるデータやノウハウの提供が開発の成否を決めることもあることや、本モデル契約ではベンダが成果物の完成義務を負っていないことからベンダの業務内容を明確にする必要があるため、ユーザ・ベンダの役割分担を明確にする観点から、それぞれの遂行すべき具体的作業内容を定めることが望ましい。
- 2 別紙「業務内容の詳細」の「作業体制」の項目および「具体的作業内容」の項目はあくまで例示であり、開発規模によっては「具体的作業内容」のみ定めれば足りる場合もあると思われる。

第7条 (ベンダの義務)

- 1 ベンダは、情報処理技術に関する業界の一般的な専門知識に基づき、善良な管理者の注意をもって、本件業務を行う義務を負う。
- 2 ベンダは、本件成果物について完成義務を負わず、本件成果物等がユーザの業務課題の解決、業績の改善・向上その他の成果や特定の結果等を保証しない。

<ポイント>

- ・ 本件業務を履行するに際してのベンダの法的義務、および本件成果物性能の非保証を定める条項である。

<解説>

- 1 準委任の契約類型においては、受任者は、委任事務の遂行について、善管注意義務を負う。そのため、本モデル契約では、1項において、ベンダが善管注意義務を負うことを確認している。
- 2 準委任の契約類型においては、請負契約と異なり、受任者は、成果物について完成義務を負わない。そのため、2項では、ベンダが完成義務を負わないことを明確にしている⁸³。このことは、成果完成型であっても、履行割合型であっても変わりはない⁸⁴。
- 3 もっとも、成果完成型の場合には、そもそも成果完成型とは準委任事務の履行により得られる成果に対して報酬を支払う旨の合意がされている場合であることから、成果が完成しないと報酬の支払条件を満たさないことになるため、実質的には成果物の完成が要求されることになる場合が少なくないと思われる。
加えて、成果完成型の場合には、いかなる場合に成果物が完成したかについて指標を定める必要がある。他方、そのような指標ですら満たすことを約束できないとのことであれば⁸⁵、履行割合型を採用することが考えられる。
- 4 ユーザの課題解決は、ユーザの事業や社内の既存ルール・制約や組織と深く関連し、ユーザの意思決定の下に行われることや、ベンダのコントロール下でない未知の入力（データ）に対する学習済みモデル等の挙動について、ベンダが性能保証をすることが困難であることを踏まえて、2項を設けた。

第8条（責任者の選任および連絡協議会）

- 1 ユーザおよびベンダは、本開発を円滑に遂行するため、本契約締結後速やかに、本開発に関する責任者を選任し、それぞれ相手方に書面（電磁的方法を含む。以下同じ）で通知するものとする。また、責任者を変更した場合、速やかに相手方に書面で通知するものとする。
- 2 ユーザおよびベンダ間における本開発の遂行にかかる、要請、指示等の受理および相手方への依頼等は、責任者を通じて行うものとする。
- 3 責任者は、本開発の円滑な遂行のため、進捗状況の把握、問題点の協議および解決等必要事項を協議する連絡協議会を定期的に開催する。なお、開催頻度等の詳細については、別紙「業務内容の詳細」の「連絡協議会」に定めるとおりとする。ただし、ユーザおよびベンダは、必要がある場合、理由を明らかにした上で、随時、連絡協議会の開催を相手方に求めることができるものとする。

<ポイント>

- ・ ユーザとベンダのやり取りをスムーズに行うために、双方の窓口となる責任者を任命する。
- ・ 進捗状況の報告等を定期的に行う会議を開催し、課題等について情報の共有

⁸³ 前掲注38・非ウォーターフォール型開発WG活動報告書第4部付録3「アジャイル開発における基本契約／個別契約モデル」（以下「アジャイル開発モデル契約」という。）の個別契約（準委任型）2条参照。

⁸⁴ 履行割合型であっても、具体的な成果物を想定されることが禁じられるわけではない。

⁸⁵ もっとも、本モデル契約ではPoC段階を経ていることが前提とされているから、このような場合には、そもそも開発段階まで進まないことも十分にあるものと考えられる。

を行う。必要に応じて、緊急の会議を開催することも可能である。

<解説>

- 1 AI 技術を利用したソフトウェア開発においては、当初の想定と異なる事態が生じ、分析手法や検証内容、データの内容、形式等を、当初の想定から変更する必要が生じる場合もある。このような事態が発生した場合には、適宜、連絡協議会でその旨について両者で協議を実施し、相互の認識を共有することがトラブル回避の観点から重要である。
- 2 連絡協議会の内容については、議事録を作成して、協議の内容を明確にしておくことが後の紛争予防の観点から重要である。
- 3 開発の進捗により、当初の想定と大幅な変更が生じて、契約条件（検証期間や費用、作業内容等）を変更する必要が生じた場合は、10 条の変更協議の規定に従う。

第9条（再委託）

- 1 ベンダは、ユーザが書面によって事前に承認した場合、本件業務の一部を第三者（以下「委託先」という。）に再委託することができるものとする。なお、ユーザが上記の承諾を拒否するには、合理的な理由を要するものとする。
- 2 前項の定めに従い委託先に本検証の遂行を委託する場合、ベンダは、本契約における自己の義務と同等の義務を、委託先に課すものとする。
- 3 ベンダは、委託先による業務の遂行について、ユーザに帰責事由がある場合を除き、自ら業務を遂行した場合と同様の責任を負うものとする。ただし、ユーザの指定した委託先による業務の遂行については、ベンダに故意または重過失がある場合を除き、責任を負わない。

<ポイント>

- ・ 本件業務の遂行に際しての再委託の可否および再委託が行われた場合のベンダの責任内容について定める条項である。

<解説>

- 1 再委託の可否については、モデル契約 2007 において「A 案：再委託についてユーザの事前承諾を要するパターン」と「B 案：再委託先の選定について原則としてベンダの裁量により行えるパターン」が示されている。
- 2 AI 技術を利用したソフトウェアの開発においてはベンダの技術力に着目して開発契約が締結されることから本モデル契約においてはユーザの事前承諾を必要とする A 案によるものとした。
- 3 また、学習用データセットの作成に際して、たとえば、アノテーションの作業については人手を要する作業であることが多いため、第三者に再委託することも考えられる。このような場合、秘密性を有するデータを取り扱う場合があることから、ユーザの同意を取得する A 案によるものとした。

第10条（本契約の変更）

- 1 本契約の変更は、当該変更内容につき事前にユーザおよびベンダが協議

の上、別途、書面により変更契約を締結することによってのみこれを行うことができる。

- 2 ユーザおよびベンダは、本開発においては、両当事者が一旦合意した事項（開発対象、開発期間、開発費用等を含むが、これらに限られない。）が、事後的に変更される場合があることに鑑み、一方当事者より本契約の内容について、変更の協議の要請があったときは、速やかに協議に応じなければならない。
- 3 変更協議においては、変更の対象、変更の可否、変更による代金・納期に対する影響等を検討し、変更を行うかについて両当事者とも誠実に協議する。

<ポイント>

- ・ 開発途中で本開発の内容等について変更する必要が生じた場合の変更手続を定める条項である。

<解説>

- 1 AI 技術を利用したソフトウェアの開発に際しては、それに用いる学習用データセットの量・質によって想定していた性能が出ない場合も多く、さらに学習には一定の時間を要するため再学習を行うと納期に間に合わない等、状況によって臨機応変に当初合意した開発条件を変更する必要がある。そこで、ユーザおよびベンダは合意事項について変更の要請があった場合には速やかに変更可否について協議することにした。
- 2 なお、本モデル契約においては変更協議の結果を必ず文書化することまでは必要としていないが、契約内容に重大な影響がある場合には文書化（変更契約書の作成等）をする必要がある。
- 3 また、変更協議が整わない場合の解除規定を設けることも考えられる（モデル契約 2007 第 38 条参照）。

第 11 条（本件成果物の提供および業務終了の確認）

- 1 ベンダは、別紙「業務内容の詳細」の「業務の完了」に記載した成果物提供期限までに、ユーザに本件成果物を提供する。
- 2 ユーザは、別紙「業務内容の詳細」の「業務の完了」に記載した確認期間（以下「確認期間」という。）内に、本件成果物の提供を受けたことを確認し、ベンダ所定の確認書に記名押印または署名の上、ベンダに交付するものとする。
- 3 前項の定めに従い、ユーザがベンダに確認書を交付した時に、ユーザの確認が完了したものとする。ただし、確認期間内に、ユーザから書面で具体的な理由を明示して異議を述べないときは、確認書の交付がなくとも、当該期間の満了時に確認が完了したものとする。

<ポイント>

- ・ ベンダによる本件成果物の提供およびそれを受けてのユーザによる確認方法を定める条項である。

<解説>

- 1 ベンダがユーザに提供する本件成果物については、別紙「業務内容の詳細」の「ベンダがユーザの委託に基づき開発支援を行う成果物の明細」に定められている。本件成果物としては、たとえば、学習済みモデルが考えられる。他方、ベンダがユーザに、学習済みモデルを本件成果物として提供せず、その利用のみを許諾することも考えられる（その場合、当該学習済みモデルの利用条件は18条において定めることとなる。）。その場合には、本件成果物が存在しないことになるので、本条における本件成果物を前提とした記載を修正する必要がある。
- 2 準委任型契約である本モデル契約においては業務終了時点を明確化しておく必要があるため、このような条項を設ける必要がある。アジャイル開発モデル契約の個別契約（準委任型）5条と同趣旨の条項である。

第12条（ユーザがベンダに提供するデータ・資料等）

- 1 ユーザは、ベンダに対し、別紙「業務内容の詳細」の「本データの明細」のうち「ユーザが提供するデータの明細」に記載されているデータ（以下「ユーザ提供データ」という。）を同別紙の条件に従い、提供するものとする。
- 2 ユーザは、ベンダに対し、本開発に合理的に必要なものとしてベンダが要求し、ユーザが合意した資料、機器、設備等（以下「資料等」という。）の提供、開示、貸与等（以下「提供等」という。）を行うものとする。
- 3 ユーザは、ベンダに対し、ユーザ提供データおよび資料等（以下まとめて「ユーザ提供データ等」という。）をベンダに提供等することについて、正当な権限があることおよびかかる提供等が法令に違反するものではないことを保証する。
- 4 ユーザは、ユーザ提供データ等の正確性、完全性、有効性、有用性、安全性等について保証しない。ただし、本契約に別段の定めがある場合はその限りでない。
- 5 ユーザがベンダに対し提供等を行ったユーザ提供データ等の内容に誤りがあった場合、またはかかる提供等を遅延した場合、これらの誤りまたは遅延によって生じた完成時期の遅延、瑕疵（法律上の瑕疵を含む。）等の結果について、ベンダは責任を負わない。
- 6 ベンダは、ユーザ提供データ等の正確性、完全性、有効性、有用性、安全性等について、確認、検証の義務その他の責任を負うものではない。

<ポイント>

- ・ 本開発に際して、ユーザがベンダにデータ・資料等を提供すること、および提供されたデータ・資料等の誤りや不足によって開発遅延等が生じた場合にベンダが責任を負わないことを定めた条項である。

<解説>

- 1 通常のシステム開発においてはユーザによる資料（「資料等」）提供が行われるが、AI技術を利用したソフトウェア開発の場合、それに加えてユーザからベンダに学習のためにデータ（「ユーザ提供データ等」）の提供が行われることが一般的である（1項、2項）。
- 2 当該資料等およびユーザ提供データ（「ユーザ提供データ等」）の開示権限

- の有無および適法性は、開示をする前提となるものであり、またユーザ自身が把握できることから、ユーザによる表明保証を行うことにしている（3項）。
- 3 他方、ユーザ提供データ等の内容の正確性等について、ユーザが表明保証を行うか否かは、かかるデータ等の提供に実質的な有償性が認められるか否か等、個別の事情に左右されるところが大きい。そのため、原則として、非保証としつつも、本契約や別紙で別段の定めがある場合には、かかる定めが優先することを示した（4項）。なお、ユーザ提供データ等について、本開発目的への利用のみならず、他目的利用を許容する場合（13条2項ただし書の別紙で定める場合）には、ユーザ以外の者にユーザ提供データを利用した成果物等が提供され得ることから、必要に応じて、本契約や別紙等に、当該他目的利用に関するユーザ提供データ等の保証についての定めを置くことが考えられる。
 - 4 ユーザ提供データについて、その量が不十分であったために、本件成果物の完成時期の遅延や瑕疵等が生じた場合には、合意したデータが開発に必要な時期に提出されていないことから、データの提供を遅延したものとして、5項が適用されることとなる。
 - 5 2項については、代替条項として、ベンダがユーザに対して資料やデータの提示を請求できることを盛り込むことも考えられる。その場合の条項例は、「ベンダは、ユーザに対し、ユーザが保有する本開発の遂行に必要な文書、図面、ソフトウェア、データその他の資料（記録された媒体の種類を問わず、電磁的記録を含む。）の開示または提供を請求することができる。」となる。

第13条（ユーザ提供データの利用・管理）

- 1 ベンダは、ユーザ提供データを、善良な管理者の注意をもって管理、保管するものとし、ユーザの事前の書面による承諾を得ずに、第三者（第9条に基づく委託先を除く。）に開示、提供または漏えいしてはならないものとする。
- 2 ベンダは、事前にユーザから書面による承諾を得ずに、ユーザ提供データについて本開発遂行の目的以外の目的で使用、複製および改変してはならず、本開発遂行の目的に合理的に必要となる範囲でのみ、使用、複製および改変できるものとする。ただし、別紙に別段の定めがある場合はこの限りではない。
- 3 ベンダは、ユーザ提供データを、本開発遂行のために知る必要のある自己の役員および従業員に限り開示するものとし、この場合、本条に基づきベンダが負担する義務と同等の義務を、開示を受けた当該役員および従業員に退職後も含め課すものとする。
- 4 ベンダは、ユーザ提供データのうち、法令の定めに基づき開示すべき情報を、可能な限り事前にユーザに通知した上で、当該法令の定めに基づく開示先に対し開示することができるものとする。
- 5 本件業務が完了し、もしくは本契約が終了した場合またはユーザの指示があった場合、ベンダは、ユーザの指示に従って、ユーザ提供データ（複製物および改変物を含む。）が記録された媒体を破棄もしくはユーザに返還し、また、ベンダが管理する一切の電磁的記録媒体から削除するものとする。ただし、本条第2項での利用に必要な範囲では、ベンダはユーザ提供データ（複製物および改変物を含む。）を保存することができる。なお、ユーザはベンダに対し、ユーザ提供データの破棄または削除について、証明する

文書の提出を求めることができる。

- 6 ベンダは、本契約に別段の定めがある場合を除き、ユーザ提供データの提供等により、ユーザの知的財産権を譲渡、移転、利用許諾するものでないことを確認する。
- 7 本条の規定は、前項を除き、本契約が終了した日より●年間有効に存続するものとする。

<ポイント>

- ・ ユーザからベンダに提供されたユーザ提供データに関する扱いを定める条項である。

<解説>

- 1 本開発のためにユーザからベンダに提供されたユーザ提供データについては、ベンダは善良な管理者としての管理義務を負う（1項）。なお、本条の対象は「ユーザ提供データ等」ではなく「ユーザ提供データ」のみであり、ユーザ提供データに含まれない「資料等」（12条2項）については、秘密情報の取扱いを定める14条での保護対象となる。
- 2 その上で、本条は、本開発に必要な範囲での利用（2項）において、ベンダがユーザ提供データを利用することを明示している。
- 3 また、ベンダにおいて、ユーザ提供データを本開発とは別の目的（例えば、別サービスの開発のため等）で利用することを要請する場合もあり得る（なお、生成された学習済みモデル（再利用モデル）を第三者に提供する行為はユーザ提供データの他目的利用にあたるとの疑義がユーザから呈される可能性がある。）。
このような他目的利用についても、一定の条件を前提に許容することに合理性があることも想定されることから、ユーザ提供データの他目的利用を許容する条項（2項ただし書）を設け、ユーザ・ベンダ間で合意した他目的利用の範囲を別紙「ユーザ提供データの利用条件」に記載することとした。なお、当事者が、本契約等において、第三者に対する学習済みモデル等の提供を明示的に認めている場合には、かかる利用については、2項ただし書の別紙を作成して記載する必要はないと考えられる。
- 4 5項で、ユーザ提供データの破棄または削除の証明書（以下「削除証明書」という。）の提出について規定しているが、例えば、ベンダがユーザ提供データを他社のクラウドサービスを利用して他社サーバに保管している場合などでは、削除証明書の提出に別費用がかかる場合や、そもそも削除証明書の提出が認められない場合もあり得る。そのような場合は、削除証明書の提出ではなく、クラウドベンダに対する削除指示を証明する文書の提出などに変更する必要があることに留意されたい。
- 5 なお、本条は、ユーザ提供データそのものの利用・管理を定めた規定である。ユーザ提供データを利用して生成された学習済みモデル、学習用データセット等は、ユーザ提供データの派生データを含むのが一般的であるが、これらの利用・管理については、18条により定めることとしている。
- 6 本条は、存続条項があるため（27条）、本契約の終了後も効力を有する。もっとも、7項の規定により、効力を有する期間は●年間となる。ただし、7項に、「前項を除き」と規定されていることから、6項の規定については、原

則に戻り、期間の定めなく効力を有することになる。

第14条（秘密情報の取扱い）

- 1 ユーザおよびベンダは、本開発遂行のため、相手方より提供を受けた技術上または営業上その他業務上の情報（ただし、ユーザ提供データを除く。）のうち、次のいずれかに該当する情報（以下「秘密情報」という。）を秘密として保持し、秘密情報の開示者の事前の書面による承諾を得ずに、第三者（本契約第9条に基づく委託先を除く。）に開示、提供または漏えいしてはならないものとする。
 - ① 開示者が書面により秘密である旨指定して開示した情報
 - ② 開示者が口頭により秘密である旨を示して開示した情報で開示後●日以内に書面により内容を特定した情報。なお、口頭により秘密である旨を示した開示した日から●日が経過する日または開示者が秘密情報として取り扱わない旨を書面で通知した日のいずれか早い日までは当該情報を秘密情報として取り扱う。
 - 〔③ 学習用データセット〕
 - 〔④ 本学習済みモデル〕
 - 〔⑤ 再利用モデル〕
- 2 前項の定めにかかわらず、次の各号のいずれか一つに該当する情報については、秘密情報に該当しない。
 - ① 開示者から開示された時点で既に公知となっていたもの
 - ② 開示者から開示された後で、受領者の帰責事由によらずに公知となったもの
 - ③ 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負わずに適法に開示されたもの
 - ④ 開示者から開示された時点で、既に適法に保有していたもの
 - ⑤ 開示者から開示された情報を使用することなく独自に開発したもの
- 3 ユーザおよびベンダは、秘密情報について、本契約に別段の定めがある場合を除き、事前に開示者から書面による承諾を得ずに、本開発遂行の目的以外の目的で使用、複製および改変してはならず、本開発遂行の目的に合理的に必要な範囲でのみ、使用、複製および改変できるものとする。
- 4 秘密情報の取扱いについては、前条第3項から第6項の規定を準用する。この場合、同条項中の「ユーザ提供データ」は「秘密情報」と、「ベンダ」は「秘密情報の受領者」と、「ユーザ」は「開示者」と読み替えるものとする。
- 5 本条の規定は本契約が終了した日より●年間有効に存続するものとする。

<ポイント>

- ・ 相手から提供を受けた秘密情報の管理に関する条項である。

<解説>

- 1 モデル契約2007第41条、モデル契約2008第7条、アジャイル開発モデル契約の基本契約9条と同趣旨の条項である。

ただし、ユーザからベンダに提供されたユーザ提供データの秘密保持等の管理については、前条で規定しているため、1項において秘密情報の対象から除外している。

- 2 また、AI 技術を利用したソフトウェア開発の場合、開発過程で生じた学習用データセットや成果物である本学習済みモデル、または本学習済みモデルを元に生成された再利用モデルを秘密情報として取り扱う必要があるケースも想定しうる。その場合には、1項の③④⑤として必要に応じて学習用データセット、本学習済みモデルおよび再利用モデルを秘密情報として明示的に指定することも考えられる。これらを秘密情報として取り扱うことで、不正競争防止法における営業秘密としての秘密管理性の要件を満たしやすくなる。なお、学習用データセット、本学習済みモデルおよび再利用モデル等を秘密情報に含める場合、特許を受ける権利が帰属する当事者が出願を行うときには、秘密保持義務の適用を除外する等の定めが必要となると考えられる。
- 3 なお、学習用データセットについて、上記のように14条1項3号で定めるのではなく、13条の規定が適用される規定を設けて、ユーザ提供データと同様の取扱いをすることも考えられる。たとえば、ユーザ提供データに近い状態の学習用データセットについては、そのような規定の方がユーザ提供データと学習用データセットを同一の条文で扱うことができて便宜なことも考えられる。
- 4 本モデル契約18条において、本件成果物等を様々な条件で利用することが想定されているところ、その利用が秘密情報の目的外使用とされるおそれがあることから、3項において、本モデル契約で「別段の定め」を設ける場合には、秘密情報の本モデル契約の目的外での利用を認めることを明示的に定めている。
- 5 4項において前条の対象データの取扱いの規定を準用している。もっとも、存続期間については、対象データと秘密情報の存続期間が異なることを想定しているため、準用していないが、同一期間とする場合には準用することも可能である。

第15条 (個人情報取り扱い)

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 ユーザは、本開発の遂行に際して、個人情報の保護に関する法律（本条において、以下「法」という。）に定める個人情報または匿名加工情報（以下、総称して「個人情報等」という。）を含んだデータをベンダに提供する場合には、事前にその旨を明示する。2 本開発の遂行に際してユーザが個人情報等を含んだデータをベンダに提供する場合には、法に定められている手続を履践していることを保証するものとする。3 ベンダは、第1項に従って個人情報等が提供される場合には、法を遵守し、個人情報等の管理に必要な措置を講ずるものとする。 |
|--|

<ポイント>

- ・ ユーザがベンダに提供するユーザ提供データ等に個人情報や匿名加工情報が含まれている場合に関する条項である。

<解説>

- 1 通常のシステム開発と異なり、AI 技術を利用したソフトウェアの開発に際してはユーザからベンダに対して大量のデータが提供されるが、そのデータの中に個人情報が含まれていることがある。その場合、当該データの提供に際しては、個人情報保護法で求められる手続をユーザ側で履践するか、個人を特定できない形に加工した上で提供をする必要があるため、その点についてのユーザ側の保証を定めた。
- 2 モデル契約 2007 第 42 条にも同様の規定があるが、旧個人情報保護法に基づくものであり、平成 27 年改正法で規定された匿名加工情報の規定が存在していないため、匿名加工情報に関する文言を追加した。
- 3 モデル契約 2007 第 42 条 3・4 項の目的範囲内利用、返却の規定については、個人情報は通常はユーザ提供データとしてベンダに提供されるため、本モデル契約 13 条 2 項または 5 項においてカバーされることになることから、本条では規定していない。

第 16 条 (本件成果物等の著作権)

【A 案】ベンダに著作権を帰属させる場合

- 1 本件成果物および本開発遂行に伴い生じた知的財産（以下「本件成果物等」という。）に関する著作権（著作権法第 27 条および第 28 条の権利を含む。）は、ユーザまたは第三者が従前から保有していた著作物の著作権を除き、ベンダに帰属する。
- 2 ユーザおよびベンダは、本契約に従った本件成果物等の利用について、他の当事者および正当に権利を取得または承継した第三者に対して、著作者人格権を行使しないものとする。

【B 案】ユーザに著作権を帰属させる場合

- 1 本件成果物および本開発遂行に伴い生じた知的財産（以下「本件成果物等」という。）に関する著作権（著作権法第 27 条および第 28 条の権利を含む。）は、ユーザのベンダに対する委託料の支払いが完了した時点で、ベンダまたは第三者が従前から保有していた著作物の著作権を除き、ユーザに帰属する。なお、かかるベンダからユーザへの著作権移転の対価は、委託料に含まれるものとする。
- 2 ユーザおよびベンダは、本契約に従った本件成果物等の利用について、他の当事者および正当に権利を取得または承継した第三者に対して、著作者人格権を行使しないものとする。

【C 案】ユーザ・ベンダの共有とする場合

- 1 本件成果物および本開発遂行に伴い生じた知的財産（以下「本件成果物等」という。）に関する著作権（著作権法第 27 条および第 28 条の権利を含む。）は、ユーザのベンダに対する委託料の支払いが完了した時点で、ユーザ、ベンダまたは第三者が従前から保有していた著作物の著作権を除き、ベンダおよびユーザの共有（持分均等）とする。なお、ベンダからユーザへの著作権移転の対価は、委託料に含まれるものとする。
- 2 前項の場合、ユーザおよびベンダは、共有にかかる著作権につき、本契約

に別に定めるところに従い、前項の共有にかかる著作権の行使についての法律上必要とされる共有者の合意を、あらかじめこの契約により与えられるものとし、相手方の同意なしに、かつ、相手方に対する対価の支払いの義務を負うことなく、自ら利用することができるものとする。

3 ユーザ及びベンダは、相手方の同意を得なければ、第1項所定の著作権の共有持分を処分することはできないものとする。

4 ユーザおよびベンダは、本契約に従った本件成果物等の利用について、他の当事者および正当に権利を取得または承継した第三者に対して、著作人格権を行使しないものとする。

<ポイント>

- ・ 本件成果物等のうち「著作権の対象となるもの」の著作権の帰属について定める条項である。

<解説>

【16条、17条、18条】

1 AI技術を利用したソフトウェアの開発においては、開発対象として合意された「本件成果物」（学習済みモデル等）や、「開発の過程で生じる知的財産」（学習用データセット、学習済みパラメータ、発明、ノウハウ等）が生じる。それらの「本件成果物」や、「開発の過程で生じる知的財産」（本条項では、両者をまとめて「本件成果物等」と定義している。）の中には「知的財産権」（特許権や著作権等）の対象になるものと、対象にならないものが含まれる。そして、これら知的財産に関する知的財産権の帰属や知的財産の利用条件については、ユーザ、ベンダ双方の利害が対立する傾向にあることから契約で明確に規定しておくべきである。

なお、AI技術を利用したソフトウェアについては、原則として知的財産権の対象とならない（あるいは知的財産権の対象となるのか否かが不明確である）データ等の重要性が相対的に増加している点に留意する必要があるが、これらについては知的財産権が成立しない場合には、そもそも知的財産権の帰属を定めることはできないため、その利用条件を定めることとなる。

2 本モデル契約では、本件成果物等を「知的財産権の対象となるもの」⁸⁶と「ならないもの」に分け、前者については「権利帰属」および（必要に応じて）「利用条件」を設定し、後者についても必要に応じて「利用条件」を設定することとしている。

3 本モデル契約においては、次の構成を取っている。

① 本件成果物等のうち「著作権の対象となるもの」の権利帰属
16条

② 本件成果物等のうち「著作権以外の知的財産権の対象となるもの」の権利帰属
17条

③ 利用条件
18条

⁸⁶ 「知的財産権」の意義については本モデル契約2条10号で定義されている。

【16条の対象】

- 1 本条項は、本件成果物等のうち「著作権の対象となるもの」の権利帰属についての条項である。
- 2 本件成果物等のうち「著作権の対象となるもの」については、契約締結時点において、ユーザ・ベンダどちらに権利帰属するかを明確にしておきたいというニーズが強いと思われることからかかる規定を設けるものとし、モデル契約2007と同様に、成果物等の有効活用とユーザの競争力の保持とのバランスから、AからCの3種類の条項案を用意した。【A案】はベンダに全ての権利を帰属させる場合、【B案】はユーザに全ての権利を帰属させる場合、【C案】はユーザ・ベンダ共有の場合である。
- 3 本条項は、ユーザ・ベンダが従前から保有している権利は権利帰属の対象外と規定しているため、当該権利はユーザ・ベンダに留保されることになる。当該権利の取得を欲するのであれば、本条項を修正する必要がある、その場合には、委託料には当該権利取得の対価を考慮することになる。
- 4 モデル契約2007第45条C案においては、納入物の著作権をユーザ・ベンダの共有とする場合、いずれの当事者も相手方への支払いの義務を負うことなく第三者への利用許諾を含めた共有著作権の行使ができるとしている。しかしAI技術を利用したソフトウェアの開発の場合、第三者への利用許諾は様々なバリエーションがあり得ることから、本モデル契約においては相手方への支払いの義務を負うことなく利用できるのは自己利用のみとしている。もっとも、第三者への利用許諾を認めることも考えられ、その場合には、【C案】2項に、次のとおりの規定を設けることになろう。

【C案】ユーザ・ベンダの共有とする場合

2 前項の場合、ユーザおよびベンダは、共有にかかる著作権につき、本契約に別に定めるところに従い、前項の共有にかかる著作権の行使についての法律上必要とされる共有者の合意を、あらかじめこの契約により与えられるものとし、相手方の同意なしに、かつ、相手方に対する対価の支払いの義務を負うことなく、第三者への利用許諾を含め、かかる共有著作権を行使することができるものとする。

- 5 なお、本件成果物等が複数あり、それらの著作権の帰属主体が別々となる場合、たとえば、学習済みモデルの著作権をベンダに帰属させる一方、学習用データセットの著作権をユーザに帰属させる場合には、それぞれについて16条1項の権利帰属を規定する条項を設けることになる。

【モデル契約2007との関係】

- 1 モデル契約2007においては、「納入物の特許権等」（44条）として「業務遂行の過程で生じた発明その他の知的財産」に関する「特許権その他の知的財産権（ただし著作権は除く）」を定め、「納入物の著作権」（45条）として「納入物」に関する「著作権」に分けて規定している。さらに、成果物の利用条件について詳細に設定することは予定されていない。
- 2 これは、同モデル契約が前提とする通常のシステム開発契約においては、プログラムが主要な成果物であり、当該プログラムに関する著作権の権利帰属が主要な交渉ポイントとなる場合が多いためと思われる。

- 3 一方、本モデル契約が前提としている、AI 技術を利用したソフトウェア開発においては、業務遂行の過程で生じた発明その他の知的財産として、プログラムだけでなく、多種多様なもの（学習用データセット、学習済みパラメータ等）が発生することが予定されている。そのため、本モデル契約では、前述のように本件成果物等を「知的財産権の対象となるもの」と「ならないもの」に分け、前者については「権利帰属」（16条および17条）と「利用条件」（18条）の問題として取り扱い、後者については、専ら「利用条件」（18条）の問題として整理している。
- 4 また、モデル契約 2007 においては、「納入物の所有権」（43条）に納入物の所有権の移転と時期が定められている。しかし、ソフトウェアの成果物の本質は無体物であることから、記録媒体等の所有権は観念できるものの、記録媒体自体が開発対象ではないこと、当事者間の合理的意思からすると記録媒体を引き渡すことで、その所有権は移転するのが通常であり、わざわざ契約条項として規定する意味に乏しいと考えられることから、本モデル契約では納入物の所有権に関する規定は設けていない。

第17条（本件成果物等の特許権等）

- 1 本件成果物等にかかる特許権その他の知的財産権（ただし、著作権は除く。以下「特許権等」という。）は、本件成果物等を創出した者が属する当事者に帰属するものとする。
- 2 ユーザおよびベンダが共同で創出した本件成果物等に関する特許権等については、ユーザおよびベンダの共有（持分は貢献度に応じて定める。）とする。この場合、ユーザおよびベンダは、共有にかかる特許権等につき、本契約に定めるところに従い、それぞれ相手方の同意なしに、かつ、相手方に対する対価の支払いの義務を負うことなく、自ら実施することができるものとする。
- 3 ユーザおよびベンダは、前項に基づき相手方と共有する特許権等について、必要となる職務発明の取得手続（職務発明規定の整備等の職務発明制度の適切な運用、譲渡手続等）を履践するものとする。

<ポイント>

- ・ 本件成果物等のうち「著作権以外の知的財産権の対象となるもの」の特許権等の権利帰属について定める条項である。

<解説>

- 1 本件成果物等のうち「著作権以外の知的財産権の対象となるもの」（たとえば、発明等）については、その特許権等の帰属について、モデル契約 2007 第 44 条と同様に発明者主義を採用した。もっとも、当事者が、契約締結時に特許権等の権利帰属について定めることを希望するのであれば、著作権と同様に、そのような規定を設けることも考えられる。一方、開発段階における契約締結時に、特許権等の権利帰属について定めることが難しい場合は、PoC 段階の導入検証契約書の 17 条【A 案】と同様に、両者協議して決定する、と規定することも考えられる。
- 2 なお、特許権等がユーザ・ベンダの共有となる場合（2 項）には、前条と同様の理由から、本モデル契約においては相手方への支払いの義務を負うこと

なく利用できるのは自己実施のみとしている。

第18条（本件成果物等の利用条件）

【A案】原則型

ユーザおよびベンダは、本件成果物等について、別紙「利用条件一覧表」記載のとおり条件で利用できるものとする。同別紙の内容と本契約の内容との間に矛盾がある場合には同別紙の内容が優先するものとする。

【B案】ベンダ著作権帰属型（16条A案）の場合のシンプルな規定

ベンダは、本件成果物等を利用でき、ユーザは、本件成果物をユーザ自身の業務のためにのみ利用できる。

【C案】ユーザ著作権帰属型（16条B案）の場合のシンプルな規定

ユーザは、本件成果物等を利用でき、ベンダは、本件成果物等を本開発遂行のためにのみ利用できる。

<ポイント>

- ・ 本件成果物等のうち「知的財産権の対象となるもの」および「対象とならないもの」についての「利用条件」を定める条項である。

<解説>

【A案】原則型

- 1 【A案】は、本件成果物等の各対象（学習済みモデル、学習用データセット、学習済みパラメータ、発明、ノウハウ等）について、ユーザ・ベンダによる利用条件を詳細に定める場合に利用する条項である。
- 2 別紙「利用条件一覧表」は、対象となる本件成果物等ごとに、①本開発目的（およびユーザの業務）のための自己利用、②上記①以外の他目的（再利用モデル生成目的等）のための自己利用、③第三者への開示、利用許諾、提供が認められるか否か、認められる場合の詳細条件を記載するようになっている。なお、末尾に、3つのケースについての別紙「利用条件一覧表」の記載例を添付した。また、別紙「利用条件一覧表」の内容を本条で条文化することも考えられる。
- 3 より複雑な利用条件を設定する場合は、別途ライセンス契約を作成することも考えられる。
- 4 16条において【C案】をとる場合、著作権について共有することとなり、権利関係が複雑になるため、18条においては【A案】を利用することを想定している。

【B案】ベンダ著作権帰属型（16条A案）の場合のシンプルな規定

- 1 【A案】では細かく利用条件を定めることができるが、実際には「本開発で生成された本件成果物等の知的財産権を全てベンダに帰属させ、ユーザは開発対象物である『本件成果物』の利用のみ行う」（それでユーザの目的を達することができる）というシンプルなケースもあると思われる。また、開発段階では、細かな利用条件について設定・合意することが困難な場合もある。

- 2 そのような場合には、16条において【A案】を採用し、かつ18条において【B案】を採用することが考えられる。【B案】は、ユーザがユーザ自身の業務のために本件成果物を利用できるようにしたシンプルな規定である。これと異なる条件を定めたい場合には、【A案】を採用するか、【B案】を修正することになる。
- 3 【B案】においては、ベンダが特段の条件なく本件成果物等を利用できること、ユーザは、本件成果物をユーザ自身の業務のためにのみ利用することができることを定めている。
- 4 また、ユーザの利用対象が「本件成果物等」ではなく「本件成果物」と規定されていることから明らかなように、本規定では、ユーザが利用できるのは「本件成果物」（本モデル契約においては開発対象の学習済みモデルであるが、契約内容によっては学習用データセット等も含むことがある。）のみであり、それ以外の知的財産（学習用データセット、学習済みパラメータ、発明、ノウハウ等）については利用できないことになる。

【C案】ユーザ著作権帰属型（16条B案）の場合のシンプルな規定

- 1 【B案】と逆に「本開発で生成された本件成果物等の知的財産権を全てユーザに帰属させ、ベンダは本件成果物等の利用のみ行う」場合に用いるのが【C案】である。
- 2 その場合には16条において【B案】を採用し、かつ18条において【C案】を採用することになる。【C案】も【B案】と同様にシンプルさを追求した規定である。これと異なる条件を定めたい場合は、【A案】を採用するか、【C案】を修正することになる。
- 3 なお、【B案】と異なり、ベンダが利用できるのが「本件成果物」でなく「本件成果物等」になっているのは、ベンダは本件成果物に含まれないノウハウ等を自社業務のために利用する必要性が高いこと、および「本開発遂行のためにのみ」という目的限定がなされていることから、そのように規定してもユーザに大きな支障がないと考えられることによる。

第19条（リバースエンジニアリングおよび再利用等の生成の禁止）

【ユーザ／ベンダ】は、本契約に別段の定めがある場合を除き、本件成果物について、次の各号の行為を行ってはならない。

- ① リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブルその他の方法でソースコードを抽出する行為
- ② 再利用モデルを生成する行為
- ③ 学習済みモデルへの入力データと、学習済みモデルから出力されたデータを組み合わせて学習済みモデルを生成する行為
- ④ その他前各号に準じる行為

<ポイント>

- ・ 本件成果物のうち学習済みモデルをユーザまたはベンダが使用する際の禁止行為を定める条項である。

<解説>

- 1 本条項は、①リバースエンジニアリング、②学習済みモデルの再利用モデル、

③いわゆる蒸留モデルの生成を禁止する条項である。また、契約の対象となるAI技術によっては、上記①から③には必ずしも合致しない利用類型も想定されることから、④バスケット条項を設けている。ただし、いかなる場合に「準じる行為」に該当するといえるかは、対象となる技術のみならず、当事者の置かれた具体的な状況によっても左右されることから、原則論としては、可能な限り、禁止行為を特定することが望ましいといえるであろう。

- 2 また、ユーザとベンダのいずれが主体となるかは、17条及び18条を踏まえて、定める必要がある。
- 3 契約本文または別紙において、学習済みモデルの利用条件としてユーザに再利用モデル生成を許容する場合には2号を削除する等、利用条件規定との整合性をとる必要がある。

第20条（本件成果物等の使用等に関する責任）

ユーザによる本件成果物等の使用、複製および改変、並びに当該複製および改変等により生じた生成物の使用（以下「本件成果物等の使用等」という。）は、ユーザの負担と責任により行われるものとする。ベンダはユーザに対して、本契約で別段の定めがある場合またはベンダの責に帰すべき事由がある場合を除いて、ユーザによる本件成果物等の使用等によりユーザに生じた損害を賠償する責任を負わない。

<ポイント>

- ・ ユーザによる本件成果物等の使用等について、ベンダが原則として責任を負わない旨を定める条項である。

<解説>

- 1 本契約の法的性質（準委任契約）から、本件成果物等の使用等によって生じた損害については、ユーザの負担としている。もっとも、「本契約で別段の定めがある場合」と「ベンダの責に帰すべき事由がある場合」はその例外としている。
- 2 「本契約で別段の定めがある場合」とは、本モデル契約で言うと具体的には、第21条（知的財産権侵害の責任）の【A-1案】1項、【A-2案】1項及び【B案】1項を指しているが、それ以外にもユーザ・ベンダの交渉により「別段の定め」を置くことは可能である。

第21条（知的財産権侵害の責任）

【A-1案】ベンダが知的財産権非侵害の保証を行う場合（ユーザ主導）

- 1 本件成果物等の使用等によって、ユーザが第三者の知的財産権を侵害したときは、ベンダはユーザに対し、第22条（損害賠償）第2項所定の金額を限度として、かかる侵害によりユーザに生じた損害（侵害回避のための代替プログラムへの移行を行う場合の費用を含む。）を賠償する。ただし、知的財産権の侵害がユーザの責に帰する場合はこの限りではなく、ベンダは責任を負わないものとする。
- 2 ユーザは、本件成果物等の使用等に関して、第三者から知的財産権の侵害の申立を受けた場合には、直ちにその旨をベンダに通知するものとし、ベン

ダは、ユーザの要請に応じてユーザの防御のために必要な援助を行うものとする。

【A-2 案】 ベンダが知的財産権非侵害の保証を行う場合（ベンダ主導）

- 1 ユーザが本件成果物等の使用等に関し第三者から知的財産権の侵害の申立を受けた場合、次の各号所定のすべての要件が充たされる場合に限り、第22条（損害賠償）の規定にかかわらずベンダはかかる申立によってユーザが支払うべきとされた損害賠償額及び合理的な弁護士費用を負担するものとする。ただし、第三者からの申立がユーザの帰責事由による場合にはこの限りではなく、ベンダは一切責任を負わないものとする。
 - ① ユーザが第三者から申立を受けた日から●日以内に、ベンダに対し申立の事実及び内容を通知すること
 - ② ユーザが第三者との交渉又は訴訟の遂行に関し、ベンダに対して実質的な参加の機会およびすべてについての決定権限を与え、ならびに必要な援助をすること
 - ③ ユーザの敗訴判決が確定すること又はベンダが訴訟遂行以外の決定を行ったときは和解などにより確定的に解決すること
- 2 ベンダの責に帰すべき事由による知的財産権の侵害を理由として本件成果物等の将来に向けての使用が不可能となるおそれがある場合、ベンダは、ベンダの判断及び費用負担により、(i) 権利侵害のないものとの交換、(ii) 権利侵害している部分の変更、(iii) 継続使用のための権利取得のいずれかの措置を講じることができるものとする。
- 3 第1項に基づきベンダが負担することとなる損害以外のユーザに生じた損害については、第22条（損害賠償）の規定によるものとする。

【B 案】 ベンダが知的財産権非侵害（著作権を除く）の保証を行わない場合

- 1 本件成果物等の使用等によって、ユーザが第三者の著作権を侵害したときは、ベンダはユーザに対し、第22条（損害賠償）第2項所定の金額を限度として、かかる侵害によりユーザに生じた損害（侵害回避のための代替プログラムへの移行を行う場合の費用を含む。）を賠償する。ただし、著作権の侵害がユーザの責に帰する場合はこの限りではなく、ベンダは責任を負わないものとする。
- 2 ベンダはユーザに対して、本件成果物等の使用等が第三者の知的財産権（ただし、著作権を除く）を侵害しない旨の保証を行わない。
- 3 ユーザは、本件成果物等の使用等に関して、第三者から知的財産権の侵害の申立を受けた場合には、直ちにその旨をベンダに通知するものとし、ベンダは、ユーザの要請に応じてユーザの防御のために必要な援助を行うものとする。

<ポイント>

- ・ ユーザが本件成果物等を使用等したことにより第三者の知的財産権を侵害した場合の条項である。

<解説>

1 20条においてユーザによる本件成果物等の使用等によって生じた損害についての定めを置いているが、本条は、そのうち「第三者の知的財産権の侵害による損害」についての特則である。

2 第三者の知的財産権（特許権等）については、ベンダにおいて侵害の有無を完全に調査検証することは事実上困難なことも少なくなく、海外を含めて調査検証をすとなれば多額の費用を要することもあると考えられる。第三者の知的財産権の侵害時の責任分担については、個別取引の実情にしたがった規定を設けることになるが、本モデル契約では3案を提示した。

3 【A-1案】では、ベンダが本件成果物等の利用について、第三者の知的財産権の非侵害を保証している。【A-1案】1項は、20条における「本契約で別段の定めがある場合」に該当する。

【A-1案】では、ユーザが主体的に紛争を解決することを想定しており、ユーザが権利者に支払うこととなった損害賠償額等について委託料を上限としてベンダが負担することとしている。

なお、ベンダによる知的財産権の非侵害の保証について「ベンダの知る限り」と留保を付すことも考えられる。その場合、【A-1案】1項を、次のように修正することになる。

【A-1案】ベンダが知的財産権非侵害の保証を行う場合（ユーザ主導）

1 ベンダは、ユーザに対し、ベンダの知る限りにおいて、本件成果物等が第三者の知的財産権を侵害しないことを保証する。当該保証に違反して、ユーザによる本件成果物等の使用等によって、ユーザが第三者の知的財産権を侵害したときは、ベンダはユーザに対し、第22条（損害賠償）第2項所定の金額を限度として、かかる侵害によりユーザに生じた損害（侵害回避のための代替プログラムへの移行を行う場合の費用を含む。）を賠償する。ただし、知的財産権の侵害がユーザの責に帰する場合はこの限りではなく、ベンダは責任を負わないものとする。

4 【A-2案】も、【A-1案】同様に、ベンダが本件成果物等の利用について、第三者の知的財産権の非侵害を保証している。【A-2案】1項も、20条における「本契約で別段の定めがある場合」に該当する。

【A-2案】では、ベンダが主体的に紛争を解決することを想定しており、そのため、損害賠償額について、特に上限を定めていない。

5 【B案】では、ベンダに本件成果物等に関する知的財産権（著作権を除く）の非侵害の保証をしないものとしている。たとえば、ベンダがベンチャー企業のような場合には、侵害の有無を調査検証する十分な人材や財力がないことも多く、ベンダに知的財産権の非侵害の調査義務や責任分担を課すとすれば、開発そのものが阻害されたり、開発スピードの低下が生じることになる。AI技術においては技術発展のスピードは著しく早いことから、開発スピードの低下は致命的なマイナスを招くこともある。また、委託料についても、ベンダが知的財産権の非侵害調査を行わなければならないとすれば、そのコストを反映して、増加することになる。そこで、開発の実施、開発のスピード確保、委託料の増加の防止といった観点から、ベンダにそのような義務や責任を負担させないことがユーザにとっても合理的な選択となる場合も想定されるため、

ベンダに知的財産権の非侵害の保証をしない規定も設けた。

- 6 もっとも、【B案】においても、知的財産権のうち、著作権（たとえばプログラムの著作権）については、侵害成立の要件として依拠性が必要とされるどころ、ベンダにおいて侵害がないことを保証できる場合が多いと思われる。そのため1項において本件成果物等が第三者の著作権を侵害する場合の損害賠償義務を定めている。【B案】1項は、20条における「本契約で別段の定めがある場合」に該当する。
- 7 また、本モデル契約では成果物の使用地域が日本国内であることを前提としているが、国外での使用が想定される場合、知的財産権の非侵害保証の地域限定（たとえば、日本およびアメリカにおける著作権の非侵害について保証する等）について規定することも考えられる。

第22条（損害賠償）

- 1 ユーザおよびベンダは、本契約の履行に関し、相手方の責めに帰すべき事由により損害を被った場合、相手方に対して、損害賠償（ただし直接かつ現実に生じた通常の損害に限る。）を請求することができる。ただし、この請求は、業務の終了確認日から●か月が経過した後は行うことができない。
- 2 ベンダがユーザに対して負担する損害賠償は、債務不履行、法律上の瑕疵担保責任、知的財産権の侵害、不当利得、不法行為その他請求原因の如何にかかわらず、本契約の委託料を限度とする。
- 3 前項は、損害が損害賠償義務者の故意または重大な過失に基づくものである場合には適用しないものとする。

<ポイント>

- ・ 契約の履行に関して損害が発生した場合の賠償に関する条項である。

<解説>

- 1 本条は、本契約の履行に関する損害賠償責任について規定する。損害賠償責任の範囲・金額・請求期間についてどのように定めるかについては、開発対象の内容を考慮してユーザ・ベンダの合意により決められるべきものであるが、本モデル契約では、モデル契約2007と同様の規定を設けた。なお、損害賠償責任のうち、「本契約の履行」に関するものではない「本件成果物等の使用等に関する損害賠償責任」については、20条および21条に定めている。
- 2 1項において、損害賠償責任は、相手方に故意・過失がある場合に負うものとし、賠償の範囲を、直接かつ現実に生じた通常の損害に限定している。
- 3 また、2項において、何を請求原因とするのかにかかわらず、損害の上限は委託料を限度とすることを定めている。
- 4 ただし、故意・重過失の場合には、上限規定は適用されないものとしている（3項）。損害発生の原因が故意による場合には、判例では免責・責任制限に関する条項は無効になるものと考えられており、故意に準ずる重過失の場合にも同様に無効とするのが有力な考え方であることから、このような規定を設けた。

第23条 (OSSの利用)

- 1 ベンダは、本開発遂行の過程において、本件成果物を構成する一部としてオープン・ソース・ソフトウェア（以下「OSS」という。）を利用しようとするときは、OSSの利用許諾条項、機能、脆弱性等に関して適切な情報を提供し、ユーザにOSSの利用を提案するものとする。
- 2 ユーザは、前項所定のベンダの提案を自らの責任で検討・評価し、OSSの採否を決定する。
- 3 本契約の他の条項にかかわらず、ベンダは、OSSに関して、著作権その他の権利の侵害がないことおよび瑕疵のないことを保証するものではなく、ベンダは、第1項所定のOSS利用の提案時に権利侵害または瑕疵の存在を知らながら、もしくは重大な過失により知らずに告げなかった場合を除き、何らの責任を負わないものとする。

<解説>

AI技術を利用したソフトウェアの開発においてはOSSが利用されることも多いことからOSSの利用に関する規定を設けている。内容はモデル契約2007第49条A案と同様である。

第24条 (権利義務譲渡の禁止)

ユーザおよびベンダは、互いに相手方の事前の書面による同意なくして、本契約上の地位を第三者に承継させ、または本契約から生じる権利義務の全部もしくは一部を第三者に譲渡し、引き受けさせもしくは担保に供してはならない。

第25条 (解除)

- 1 ユーザまたはベンダは、相手方に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、何らの催告なしに直ちに本契約の全部または一部を解除することができる。
 - ① 重大な過失または背信行為があった場合
 - ② 支払いの停止があった場合、または仮差押、差押、競売、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申立てがあった場合
 - ③ 手形交換所の取引停止処分を受けた場合
 - ④ 公租公課の滞納処分を受けた場合
 - ⑤ その他前各号に準ずるような本契約を継続し難い重大な事由が発生した場合
- 2 ユーザまたはベンダは、相手方が本契約のいずれかの条項に違反し、相当期間を定めてなした催告後も、相手方の債務不履行が是正されない場合は、本契約の全部または一部を解除することができる。
- 3 ユーザまたはベンダは、第1項各号のいずれかに該当する場合または前項に定める解除がなされた場合、相手方に対し負担する一切の金銭債務につき相手方から通知催告がなくとも当然に期限の利益を喪失し、直ちに弁済しなければならない。

第26条 (有効期間)

本契約は、本契約の締結日から第4条の委託料の支払いおよび第11条に定める確認が完了する日のいずれか遅い日まで効力を有するものとする。

第27条 (存続条項)

本契約第7条 (ベンダの義務)、第12条 (ユーザがベンダに提供するデータ・資料等) 第3項から第6項、第13条 (ユーザ提供データの利用・管理)、第14条 (秘密情報の取扱い) から第23条 (OSSの利用)、本条および第28条 (管轄裁判所) は、本契約終了後も有効に存続するものとする。

第28条 (管轄裁判所)

本契約に関する一切の紛争については、●地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所として処理するものとする。

第29条 (協議)

本契約に定めのない事項または疑義が生じた事項については、信義誠実の原則に従いユーザおよびベンダが協議し、円満な解決を図る努力をするものとする。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、ユーザ、ベンダ記名押印の上、各1通を保有する。

年 月 日

ユーザ

ベンダ

【別紙】業務内容の詳細

1 本開発の対象

(例) 次の機能を有するソフトウェア (名称「●」)

- (1) 機能
.....
- (2) 使用環境
.....
- (3) 前提条件
.....

2 本データの明細

- (1) ユーザが提供するデータの明細
(例) 別紙データ目録に記載するデータ
[(2) ベンダが提供するデータの明細]

3 ユーザが提供する資料等

- (1)
 - (2)
- その他、本開発遂行のために必要な資料等が生じた場合は別途協議する。

4 作業体制

【ベンダおよびユーザの責任者および必要に応じてメンバそれぞれの役割、所属、氏名の記載とソフトウェア開発の実施場所等を記載】

(1) ベンダの作業体制

- ・ベンダ側責任者氏名： ●● ●●
ベンダ側責任者は次の役割を担当する。
 - ①
 - ②
- [・メンバ]
メンバは次の役割を担当する。
【※組織図/氏名/役割を記載】

(2) ユーザの作業体制

- ・ユーザ側責任者氏名： ●● ●●
ユーザ側責任者は次の役割を担当する。
 - ①
 - ②
- [・メンバ]
メンバは次の役割を担当する。
①
- ②
- 【※組織図/氏名/役割を記載】

(3) ソフトウェア開発実施場所

【ソフトウェア開発の作業等の実施場所を記載】

5 具体的作業内容（範囲、仕様等）

(1) ベンダの担当作業：

(2) ユーザの担当作業：

(注) 共同担当作業がある場合には両方に入れる

6 連絡協議会

(1) 開催予定頻度：

(2) 場所：

7 作業期間、スケジュール

8 ベンダがユーザの委託に基づき開発支援を行う成果物の明細

(例) (該当するものに○をつける)

	対象物	納品有無	納品形態 (※)
	学習用データセット		
	学習用プログラム		
	学習済みモデル		

※ データの場合はデータ形式、プログラムの場合はソースコード・バイナリコード等)

9 業務の完了

(1) ベンダからの成果物提供期限：●年●月●日

(2) ユーザによる確認期間：成果物提供日から●日間

10 委託料

11 委託料の支払時期・方法

(例) ユーザが本件業務の確認を完了してから●日以内にユーザは委託料をベンダ指定の銀行口座に振り込み送金の方法により支払う。振込手数料はユーザの負担とする。

【別紙】 ユーザ提供データの利用条件（13条2項ただし書関係）

[*以下の記載は参考例であり、実際に利用する際は修正されることを前提としている。また、以下は、ユーザ提供データに個人情報等を含まない場合を想定した記載である。個人情報等を含むデータの取扱いについては、個人情報保護規制の遵守が必要となる。]

利用の範囲	利用の可否・条件
① 本開発目的以外の目的での利用	<ul style="list-style-type: none"> • 不可／可 • 可の場合の条件 <p>【条件の記載例】</p> <p>例① ベンダの製品・サービス開発や改善目的での利用。</p> <p>例② 研究目的のための利用。</p> <p>例③ 第三者に提供しないことを条件に、学習済みモデルの生成および当該学習済みモデルの利用。</p> <p>例④ 平成●年●月●日から●か月間は、●●業の分野で利用できる学習済みモデルの生成のためには利用できないものとする。</p>
② 第三者への提供	<ul style="list-style-type: none"> • 不可／可 • 可の場合の条件 <p>【条件の記載例】</p> <p>例① ユーザを特定できない形に加工したデータに限り提供可能とする。なお、ユーザはデータの有用性や正確性について責任を負わないものとする。</p> <p>例② ユーザが別途指定するデータを除外したデータに限り提供可能とする。なお、ユーザはデータの有用性や正確性について責任を負わないものとする。</p> <p>例③ ベンダの子会社に限り提供可能とする。</p>

【別紙】利用条件一覧表（18 条関係）

利用条件一覧表

【*記載例は次頁以下のケース1から3を参照すること。】

本一覧表の対象	
---------	--

【ユーザ】

利用の範囲	利用の可否・条件
① 自己の業務遂行に必要な範囲での利用（ただし、②に記載の利用を除く。）	
② 再利用モデルの生成	
③ 第三者への開示、利用許諾、提供等（以下「第三者提供等」という。）	

【ベンダ】

利用の範囲	利用の可否・条件
① 本開発目的以外の目的のための利用（再利用モデルの生成等）	
② 第三者提供等	

<ケース1>

ベンダに知的財産権が帰属し、ユーザに成果物として学習済みデータセットと学習済みモデルを提供するケース

【状況】

- 1 ユーザが提供した生データのみ利用。
- 2 本学習用データセットは専らベンダのノウハウを利用してベンダが生成し、ユーザは特に寄与なし。
- 3 学習用プログラムはベンダが OSS を利用して開発したものを利用。
- 4 本学習済みモデルの生成は専らベンダのノウハウを利用してベンダが生成し、ユーザは特に寄与なし。
- 5 本学習済みモデルは、汎用的に利用できる可能性が高いものであり、ベンダは開発した本学習済みモデルを第三者に提供することを予定している。
- 6 ユーザは、本学習済みモデルをベンダが第三者提供することは認めているが、ユーザの競合事業者に対して提供することは認めていない。
- 7 ユーザは、本学習済みモデルについて追加でデータを学習させ、本学習済みモデルの精度を上げることを予定している。
- 8 ユーザに提供される成果物は、本学習用データセットと本学習済みモデル。

【前提とする権利帰属および利用条件】

- 1 本学習用データセットと本学習済みモデルの知的財産権はベンダに帰属する。
- 2 本学習用データセットは、成果物としてユーザに提供され、ユーザが利用できる。ユーザは、本学習用データセットを利用して再利用モデルを生成することができるが、当該再利用モデルを第三者に提供してはならない。ユーザは本学習用データセットそのものを第三者に開示、利用許諾、提供してはならない。ベンダは、本学習用データセットを利用して再利用モデルを生成できるが、それを第三者へ提供することについては本学習済みモデルの第三者提供と同様の条件に服する。また、ベンダは本学習用データセットそのものを第三者に開示、利用許諾、提供してはならない。
- 3 本学習済みモデルは、成果物としてユーザに提供され、ユーザが利用できる。ユーザは、本学習済みモデルの自社利用とそれを使った再利用モデルの生成ができるが、本学習済みモデルとその再利用モデルを第三者に提供してはならない。ベンダは、本学習済みモデルを、本開発目的のための自己利用の他、ユーザと競合する事業領域に属さない会社のための再利用モデルの生成のために利用可能。また、ベンダはユーザと競合する事業領域に属さない会社には本学習済みモデルそのものを利用許諾可能。

<ケース1>

利用条件一覧表

[*以下の記載は参考例であり、実際に利用する際は修正されることを前提としている。]

本一覧表の対象	本学習用データセット
---------	------------

【ユーザ】

利用の範囲	利用の可否・条件
① 自己の業務遂行に必要な範囲での利用（ただし、②に記載の利用を除く。）	可。ただし、ユーザ内部での利用に限る。
② 再利用モデルの生成	可。ただし、生成した再利用モデルを第三者提供等してはならない。
③ 第三者への開示、利用許諾、提供等（以下「第三者提供等」という。）	不可。

【ベンダ】

利用の範囲	利用の可否・条件
① 本開発目的以外の目的のための利用（再利用モデルの生成等）	可。ただし、本学習用データセットを用いて生成した再利用モデルの第三者提供等については、別紙記載の本学習済みモデルの利用条件に従うものとする。
② 第三者提供等	不可。

<ケース1>

利用条件一覧表

[*以下の記載は参考例であり、実際に利用する際は修正されることを前提としている。]

本一覧表の対象	本学習済みモデル
---------	----------

【ユーザ】

利用の範囲	利用の可否・条件
① 自己の業務遂行に必要な範囲での利用（②に記載の利用を除く）	可。ただし、ユーザ内部での利用に限る。
② 再利用モデルの生成	可。
③ 第三者への開示、利用許諾、提供等（以下「第三者提供等」という。）	学習済みモデルおよび再利用モデルの第三者提供等は不可。

【ベンダ】

利用の範囲	利用の可否・条件
① 本開発目的以外の目的のための利用（再利用モデルの生成等）	可。ただし、生成した再利用モデルの第三者提供等については②にしたがう。
② 第三者提供等	可。ただし、平成●年●月●日から●か月間は、●●業の分野を事業領域とする事業者には第三者提供等しないものとする。

<ケース2>

ベンダに知的財産権が帰属し、ユーザに成果物が提供されないケース

【状況】

- 1 ユーザが生データを提供。
- 2 本学習用データセットはユーザとベンダのノウハウを利用して生成。
- 3 本学習用プログラムはベンダがOSSを利用して開発したものを利用。
- 4 本学習済みモデルの生成は専らベンダのノウハウを利用してベンダが生成し、ユーザは特に寄与なし。
- 5 ユーザは本学習済みモデルの利用のみ希望し、再利用を予定していない。
- 6 ベンダは本学習済みモデルの第三者への提供と再利用を希望。
- 7 ユーザは、ベンダが本学習済みモデルや再利用モデルを自己の競合事業者へ提供することは拒否。それ以外の第三者に対する提供については承諾。
- 8 ユーザに提供される成果物はなし。

【前提とする権利帰属および利用条件】

- 1 本学習用データセットと本学習済みモデルの知的財産権はベンダに帰属する。
- 2 本学習用データセットは成果物ではなく、ユーザは、本学習用データセットを利用できない。ベンダは、本学習用データセットを利用して再利用モデルを生成できるが、その第三者への提供については本学習済みモデルの第三者提供と同様の条件に服する。また、ベンダは本学習用データセットそのものを第三者に開示、利用許諾、提供してはならない。
- 2 本学習済みモデルは成果物としてユーザに提供されないが、ユーザは、ベンダのサーバにアクセスして、本学習済みモデルを利用することができる。ユーザは、ユーザの業務のための自己利用のみ可能であり、再利用モデルの生成はできず、本学習済みモデルや再利用モデルを第三者に開示・利用許諾・提供等はできない。ベンダは本開発目的のための自己利用の他、ユーザと競合する事業領域に属さない会社のための再利用モデルの生成のために利用可能。また、ベンダはユーザと競合する事業領域に属さない会社には本学習済みモデルそのものを利用許諾可能。

<ケース2>

利用条件一覧表

[*以下の記載は参考例であり、実際に利用する際は修正されることを前提としている。]

本一覧表の対象	本学習用データセット
---------	------------

【ユーザ】

利用の範囲	利用の可否・条件
① 自己の業務遂行に必要な範囲での利用（②に記載の利用を除く）	不可。
② 再利用モデルの生成	不可。
③ 第三者への開示、利用許諾、提供等（以下「第三者提供等」という。）	不可。

【ベンダ】

利用の範囲	利用の可否・条件
① 本開発目的以外の目的のための利用（再利用モデルの生成等）	可。ただし、学習用データセットを用いて生成した再利用モデルの第三者提供等については、別紙記載の本学習済みモデルの利用条件に従うものとする。
② 第三者提供等	不可。

<ケース2>

利用条件一覧表

[*以下の記載は参考例であり、実際に利用する際は修正されることを前提としている。]

本一覧表の対象	本学習済みモデル
---------	----------

【ユーザ】

利用の範囲	利用の可否・条件
① 自己の業務遂行に必要な範囲での利用（②に記載の利用を除く）	可。
② 再利用モデルの生成	不可。
③ 第三者への開示、利用許諾、提供等（以下「第三者提供等」という。）	不可。

【ベンダ】

利用の範囲	利用の可否・条件
① 本開発目的以外の目的のための利用（再利用モデルの生成等）	可。ただし、生成した再利用モデルの第三者提供等については②にしたがう。
② 第三者提供等	可。ただし、平成●年●月●日から●か月間は、●●業の分野を事業領域とする事業者には第三者提供等しないものとする。

<ケース3>

ユーザに知的財産権が帰属し、ユーザに成果物として学習済みデータセットと学習済みモデルを提供するケース

【状況】

- 1 ユーザが提供した生データのみ利用。
- 2 本学習用データセットはユーザとベンダのノウハウを利用してベンダが生成。
- 3 学習用プログラムはベンダが OSS を利用して開発したものを利用。
- 4 本学習済みモデルの生成はユーザとベンダのノウハウを利用してベンダが生成。
- 5 ユーザは、本学習済みモデルをベンダが第三者提供することは認めているが、ユーザの競合事業者に対して提供することは認めていない。
- 6 ベンダは、本学習済みモデルについて追加でデータを学習させ、本学習済みモデルの精度を上げることを予定している。
- 7 ユーザに提供される成果物は、本学習用データセットと本学習済みモデル。

【前提とする権利帰属および利用条件】

- 1 本学習用データセットと本学習済みモデルの知的財産権はユーザに帰属する。
- 2 本学習用データセットは、成果物としてユーザに提供され、ユーザが利用できる。ユーザは、本学習用データセットを利用して再利用モデルを生成することができる。ユーザは本学習用データセットそのものを第三者に開示、利用許諾、提供してはならない。ベンダは、本学習用データセットを利用して再利用モデルを生成できるが、それを第三者へ提供することについては本学習済みモデルの第三者提供と同様の条件に服する。また、ベンダは本学習用データセットそのものを第三者に開示、利用許諾、提供してはならない。
- 3 本学習済みモデルは、成果物としてユーザに提供され、ユーザが利用できる。ユーザは、本学習済みモデルの利用とそれを使った再利用モデルの生成ができ、また、本学習済みモデルとその再利用モデルを第三者に提供することができる。ベンダは、本学習済みモデルを、本開発目的のための自己利用の他、ユーザと競合する事業領域に属さない会社のための再利用モデルの生成のために利用可能。また、ベンダはユーザと競合する事業領域に属さない会社には本学習済みモデルそのものを利用許諾可能。

利用条件一覧表

[*以下の記載は参考例であり、実際に利用する際は修正されることを前提としている。]

本一覧表の対象	本学習用データセット
---------	------------

【ユーザ】

利用の範囲	利用の可否・条件
① 自己の業務遂行に必要な範囲での利用（ただし、②に記載の利用を除く。）	可。ただし、ユーザ内部での利用に限る。
② 再利用モデルの生成	可。ただし、ユーザ内部での利用に限る。
③ 第三者への開示、利用許諾、提供等（以下「第三者提供等」という。）	不可。

【ベンダ】

利用の範囲	利用の可否・条件
① 本開発目的以外の目的のための利用（再利用モデルの生成等）	可。ただし、本学習用データセットを用いて生成した再利用モデルの第三者提供等については、別紙記載の本学習済みモデルの利用条件に従うものとする。
② 第三者提供等	不可。

<ケース3>

利用条件一覧表

[*以下の記載は参考例であり、実際に利用する際は修正されることを前提としている。]

本一覧表の対象	本学習済みモデル
---------	----------

【ユーザ】

利用の範囲	利用の可否・条件
① 自己の業務遂行に必要な範囲での利用（②に記載の利用を除く）	可。
② 再利用モデルの生成	可。
③ 第三者への開示、利用許諾、提供等（以下「第三者提供等」という。）	可。

【ベンダ】

利用の範囲	利用の可否・条件
① 本開発目的以外の目的のための利用（再利用モデルの生成等）	可。ただし、生成した再利用モデルの第三者提供等については②にしたがう。
② 第三者提供等	可。ただし、平成●年●月●日から●か月間は、●●業の分野を事業領域とする事業者には第三者提供等しないものとする。

第8 総括

以上のとおり、本ガイドライン（AI 編）において、AI 技術を利用したソフトウェアの開発・利用に関する基本的考え方およびモデル契約を示した。本ガイドライン（AI 編）が、AI 技術を利用したソフトウェアの開発・利用についての契約プラクティスを形成する一助となり、AI 技術の開発・利用に資することになれば幸いである。

なお、本ガイドライン（AI 編）および本モデル契約は、特定目的のための特化型 AI 技術を利用したソフトウェアを対象としており、将来、汎用型 AI 技術を利用したソフトウェアが登場する場合や学習にデータが不要となった場合などには、大幅な改訂が必要となる。AI 技術は日々進歩しており、本ガイドライン（AI 編）が提示した本モデル契約は、近い将来、進歩した AI 技術に合うように修正していく必要がある点に留意されたい。

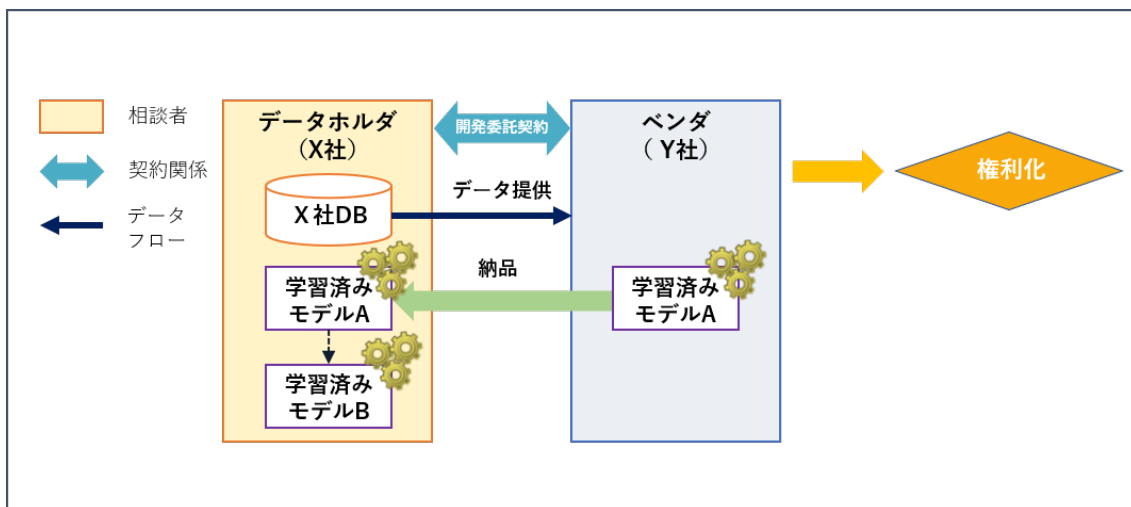
別添 一作業部会で取り上げたユースケースの紹介一

ユースケース 1: データホルダがベンダにデータ提供をすることで開発された学習済みモデルおよび再利用モデルに対する権利等の事例

<ケース 1>

1 事案の概要

- (1) X社は、各種データを保有する事業者である。Y社は、AI開発を行っているベンダである。
- (2) X社は、Y社にX社の自社サービスに利用する画像認識のための学習済みモデル（学習済みモデルA）開発を委託した。
- (3) 学習済みモデルAの開発のために、X社はY社に対して自社が保有する生データを提供した。なお、契約上、X社からY社へのデータ提供は「貸与」とされており、開発等の契約目的を達成した後は返却することとなっている。
- (4) Y社は、X社から提供された生データを用いて、学習済みモデルAを開発した。なお、学習済みモデルAを生成するために用いた学習用プログラムは汎用的なOSSをY社においてカスタマイズしたものである。
- (5) X社は、開発に利用した生データが自社保有のデータであり、学習済みモデルAの開発にかかる委託料も負担していることから、学習済みモデルAについて自社に独占的に権利を帰属させたいと考えている。しかし、Y社は学習済みモデルAの開発においては、自社のノウハウ等の提供も含まれていることから、X社の独占的な権利とすることに対しては、異論をもっている。
- (6) X社は、開発した学習済みモデルAに対して、今後さらにデータを追加して学習させて、当該モデルを高度化することも検討している。



2 相談事項および検討の視点

相談事項

- ① X社は学習済みモデルAを独占的に利用することができるか。
- ② Y社は、技術の進展が早い分野であることを理由に、学習済みモデルAについて、早期にY社の単独出願で特許を取得することを希望している。一方、X社は、特許取得自体に異論はないものの、自らも実施を希望していることから、Y社を単独の権利者とするには慎重な姿勢である。X社はY社の単独出願の主張に対して、どのように対応すべきか。
- ③ X社が、新たなデータを用いて、追加学習を行い、学習済みモデルAを高度化した新たな再利用モデル(学習済みモデルB)を生成した場合、Y社はかかる再利用モデルを利用することができるか。

検討の視点

(1) 相談事項①について

契約締結交渉において「学習済みモデル」という言葉は、多義的に用いられることがあり、当事者間においてその意味内容を明確にすることが重要である。本事例では「学習済みモデル」とは、「特定の機能を実現するために学習済みパラメータを組み込んだプログラム」を指すものと仮定する(本ガイドライン(AI編)第2-3-(2)-④および第4-4-(2)-④参照)。

学習済みモデルの利用条件については、①法律上、当該学習済みモデルについて、誰に、いかなる権利(知的財産権)が帰属するかということと、②①を前提とした上で、当事者間の合意による修正が必要であるかを検討することが重要となる。

① 知的財産権の整理

a 学習済みパラメータ

学習済みパラメータは、知的財産権の対象とならない数値等のデータにすぎないことが多いと思われる(本ガイドライン(AI編)第3-3-(2)-①-b参照)。このような場合には、営業秘密に該当して不正競争防止法上の保護を受ける他は、X社・Y社間で利用条件を設定しない限りは、これに現実アクセスできる者が自由に利用できることになる(本ガイドライン(AI編)第3-3-(1)-③参照)。

b 推論プログラム

学習済みモデルのプログラム部(推論プログラム)は、そのソースコード(オブジェクトコードに変換されていても同様である。)についてはプログラムの著作物(著作権法10条1項9号)として著作権法上の保護を受け得る。また、そのアルゴリズムは、特許法上の要件を充足すれば「物の発明」として、特許法の保護を受け得る。これらの権利については、職務著作(著作権法15条)や職務発明(特許法35条)等の制度を通じて、ベンダに帰属することが多い(本ガイドライン(AI編)第3-3-(1)-②参照)。

本事例では、X社は生データを提供しているものの、推論プログラムの開発はY社が行っている以上、Y社が著作権および特許を受ける権利を取得したと認められることが多いであろう。

したがって、ユーザであるX社としては、推論プログラムについて、独占的な利用をしたいのであれば、ベンダであるY社からこれらの権利を譲り受けるか、またはその独占的利用許諾を受けることが必要である（本ガイドライン（AI編）第3-3-(1)-②参照）。

② 権利帰属・利用条件の設定

学習済みモデルの権利帰属や利用条件についてX社・Y社間で交渉する際には、その対象となるプログラムやデータの作成・生成に寄与した程度（寄与度）が主たる基準となる（具体的に寄与度に影響する要素については本ガイドライン（AI編）第3-3-(2)-②-a参照）。

本事例においては、ユーザX社が提供した生データの希少性、生データ処理に際してのY社のノウハウや労力、学習用プログラムの独自性、支払われる対価の額や支払条件が考慮されることになろう。

さらに、契約締結交渉においては、双方共に学習済みモデルの「権利帰属」のみにいたずらにこだわるのではなく、むしろ「利用条件」をきめ細やかに設定することで適切な合意に至る可能性に留意すべきである（本ガイドライン（AI編）第3-3-(2)-②-b、同cおよび第4-4-(2)-④参照）。

本事例においても、X社・Y社間の契約において、たとえば次のような内容での権利帰属および利用条件の設定することが考えられる。

- 学習済みモデルAに関する知的財産権をX社に帰属させる。
- X社は学習済みモデルAを特段の利用条件なく自由に利用できる。
- Y社は学習済みモデルAを再利用モデル(学習済みモデルB)の生成目的のために利用できるが、一定期間はX社の競合事業者に対して、当該再利用モデルを提供できない。また、Y社は学習済みモデルAをそのままの形で第三者提供や譲渡ができない。

(2) 相談事項②について

推論プログラムのアルゴリズムについては、特許法上の要件を充足すれば特許法の保護を受け得ること、および、その特許を受ける権利は、一般的には、実際に開発行為を行ったベンダに単独で帰属することは前記(1)-①のとおりである。そのため、契約上何も定めなければ、Y社はかかるアルゴリズムについて、単独出願をすることができ、特許法上の要件を満たす場合には、特許を受けることができる。

このような場合、X社が特許発明を自ら実施するためには、特許を受ける権利を共有とし、Y社と共同出願をするか、あるいは、Y社からかかるアルゴリズムについて、実施許諾を受ける必要がある。

このいずれが適切であるかは、まさに事案により異なるため、X社・Y社間の協議が必要である。その際には、単独出願したいというY社の必要性と、特許発明を実施したいというX社の必要性の両方を検討することが重要であろう。

たとえば、Y社としては、単独出願することでクレームの範囲を自ら設定することを希望しているのかもしれないし、あるいは、宣伝広告効果や信用力の向上に期待しているのかもしれない。また、権利化した上で、自らの実施可能性を確保したいということなのか、それとも、他者の市場への参入を損害賠償のみならず、差止をもって排除することが可能な地位を独占したいのか、によっても契約条件は変わってくるであろう。

また、X社についても、同様に、単に自らが事業上、特許発明を実施可能な地位を確保すれば足りるのか、それとも、さらに、損害賠償請求や差止請求が可能な地位を確保したいのかが問題となる。加えて、特許取得や維持に際しては、費用が発生するため、これら費用を踏まえても、特許を得る意味があるかの検討も重要である。

仮に、Y社の単独出願の主たる動機が損害賠償請求や差止請求により、競合事業者の参入を防ぎたいということにあり、かつ、逆にX社としては、自らの実施可能性を確保したいという動機を有するのであれば、Y社の単独出願を認めた上で、特許を受ける権利に基づいてY社が取得すべき特許権について、独占的仮通常実施権を設定することで、X社・Y社双方のニーズを満たす可能性があるのではないかと思われる。

(3) 相談事項③について

相談事項③については、学習済みモデルAについて、X社においてデータの追加学習をさせて再利用モデル（学習済みモデルB）を生成することがX社・Y社間の契約で許容されるのかは定かではない。また、仮に、X社・Y社間の契約において、X社による再利用モデルの生成が禁止されていたとしても、そのことをもって、当然にY社がかかる再利用モデルを利用できることにはならない。

そのため、Y社において、X社が学習済みモデルAを利用して生成した再利用モデル（学習済みモデルB）を利用したいという希望があるのであれば、X社・Y社間の契約において、利用条件を明確に定める必要がある。

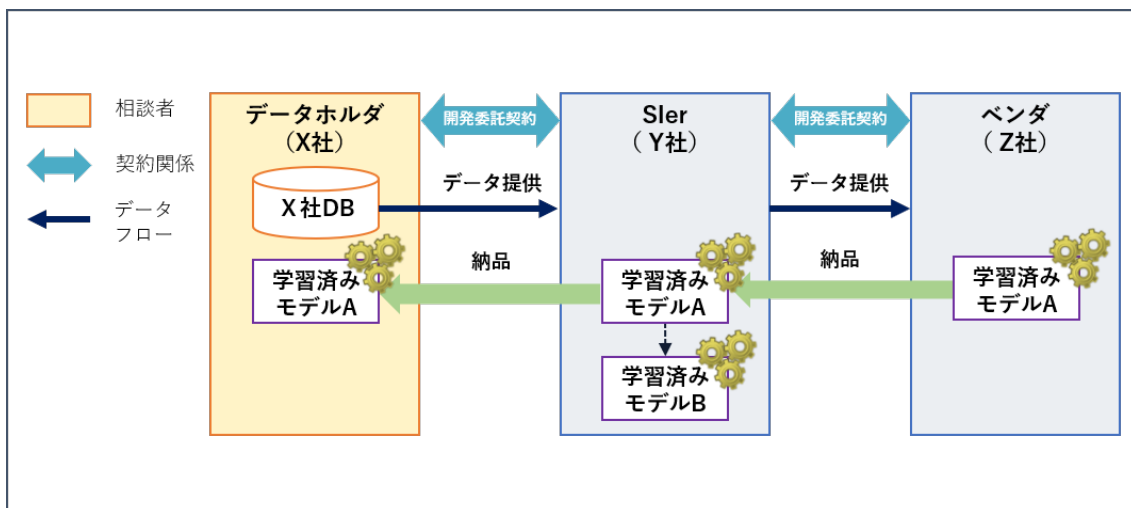
たとえば、学習済みモデルAに関しては次のような内容で利用条件の設定をすることが考えられる。

- X社は学習済みモデルAを利用して再利用モデルを生成できる。
- X社が学習済みモデルAを利用して生成した再利用モデルについては、X社もY社も自由に利用できる。

<ケース 2>

1 事案の概要

- (1) X社は、各種データを保有する事業者である。Y社はSIer企業であり、Z社は学習済みモデルの生成を行っているベンダである。
- (2) X社は、Y社との間で学習済みモデルAを開発委託する契約を締結し、X社はさらに本開発委託を遂行するためにベンダZ社と再委託契約を締結して、学習済みモデルAの開発を委託している。
- (3) Z社は学習済みモデルAを開発してY社に納品し、Y社は当該学習済みモデルAをX社・Y社間の開発委託契約の納品物としてX社に納品した。
- (4) Y社は学習済みモデルAの納品後、自ら創出した、あるいはZ社から提供を受けたノウハウを用いて、学習済みモデルAを基にして、新たに学習済みモデルBを開発して（この学習済みモデルBは学習済みモデルAのプログラムを利用していない。）、他社へ販売することを考えている。



2 相談事項および検討の視点

相談事項

X社は、Y社が開発した学習済みモデルBに対して、学習済みモデルAにおける権利に基づいて、その開示および利用を求めることができるか。

検討の視点

X社・Y社間の開発委託契約において、開発過程で生じたノウハウや、開発対象である学習済みモデルAの権利帰属や利用条件について別段の定めがない場合、前記ケース1の解説のとおり、推論プログラムについては、Y社またはZ社に権利帰属し（Y社・Z社間の再委託契約の定めによる。）、また、学習済みパラメータやノウハウについては、Y社が自由に利用することができることが多いと考えられる。

その場合、Y社において、推論プログラムや、学習済みパラメータ、そして、当該ノウハウを用いて学習済みモデルBを開発することには特段の制約はない（これらが、営業秘密として不正競争防止法上の制約を受ける場合を除く。）。このような状況では、X社が、学習済みモデルBについて何らかの権利主張を行うことは難しいと思われる。

また、X社・Y社間の契約において、学習済みモデルAがX社に権利帰属すると定めたとしても、当該条項のみでは、X社が、学習済みモデルAから生成された学習済みモデルBの開示を受け、かつ、これを利用することができるわけではない。このことは、ケース1相談事項③と同様である。

したがって、X社が、Y社が開発した学習済みモデルBを利用して何らかの利益を得たいとのことであれば、X社・Y社間の開発委託契約において、学習済みモデルAの権利帰属条項に加えて、Y社における学習済みモデルBを含む再利用モデル生成の可否、およびこれが可能な場合の再利用モデルのX社およびY社の利用条件について明確に定める必要がある。

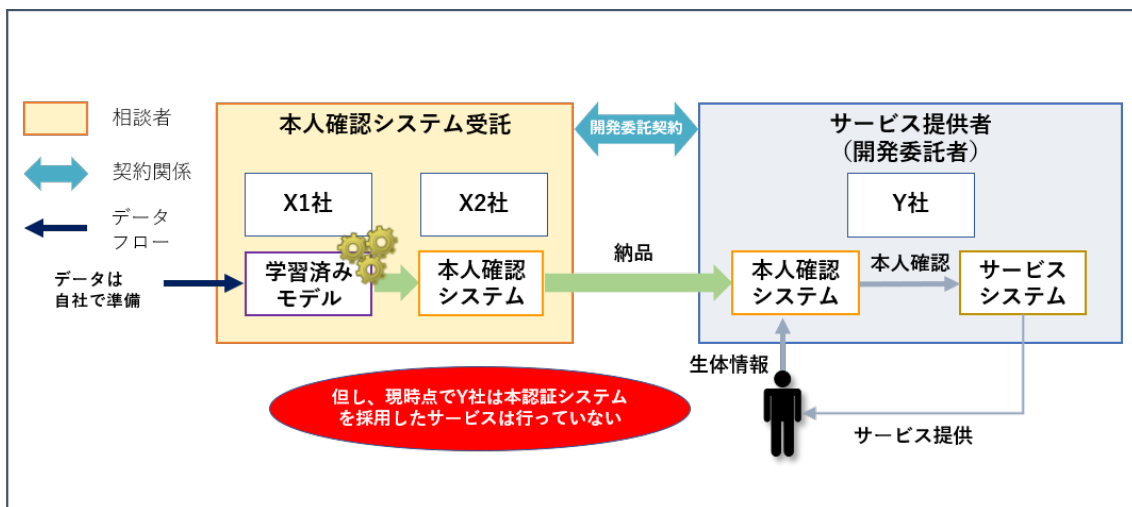
たとえば、学習済みモデルAに関する知的財産権をX社に帰属させつつ、学習済みモデルAを用いて、Y社が学習済みモデルBを新たに創出することを可能とする場合には、その利用に際して、X社に対して一定のライセンス料を支払うという利用条件設定が考えられるであろう。なお、これらの契約締結交渉および利用条件設定の際には、上述のように、学習済みモデルAやノウハウ創出にかかる寄与度を十分考慮することが必要である（本ガイドライン（AI編）第3-3-(2)-②-b、同cおよび第4-4-(2)-④参照）。

ユースケース 2： ベンダが開発したシステムに対する権利等の事例

<ケース 1>

1 事案の概要

- (1) X1 社は、学習済みモデルの生成を行っている事業者（ベンダ）である。X2 社は、システム開発を行っている事業者（SIer）である。
- (2) Y 社は、X1 社および X2 社に、Y 社の自社サービスに利用する、本人確認システムの開発を委託し、X1 社および X2 社は共同で受注した。なお、本人確認システムでは、生体情報を用いて、本人確認を行うことを想定している。
- (3) Y 社と X1 社、X2 社との間で、本人確認システムの業務委託契約が締結されたが、当該契約において本人確認の精度に関する取決めはない。
- (4) X1 社は、自己の準備した生データを用いて、情報照合にかかる学習済みモデルを生成した。
- (5) X2 社は、X1 社が開発した学習済みモデルを組み込んで、本人確認システムを開発した（なお、X1 社と X2 社間の契約の詳細は不明である。）。
- (6) X1 社が開発した学習済みモデルに、入力データを読み込ませることにより得られる結果は、予測に基づく点数（スコアリング）として出力され、当該スコアリングに基づく、本人判定のしきい値は、システムにおいて設定されている（しきい値を超える、または下回る場合に本人と判定される。）。



2 相談事項および検討の視点

相談事項

- ① 本人確認システムが、本人でない者を本人と認識する、あるいは本人を本人でない者と認識する等の誤った判断を出した場合、X1 および X2 社は Y 社に対して、どのような責任を負うことになるか。
- ② X1 社、X2 社と Y 社は、業務委託契約において、どのような取決めをすることが望ましいか。
- ③ X1 社、X2 社間の契約において、どのような点に注意すべきか。

検討の視点

(1) 相談事項①について

本人確認システムの判断に誤り（誤判定）があった場合、ユーザ（Y社）のベンダ（X1社およびX2社）に対する責任追及の法的構成としては、債務不履行責任（民法415条）と不法行為責任（民法709条）が考えられる。前者は契約上の義務の違反を、また、後者は故意または過失による権利または法律上保護された利益の侵害を責任原因とするところ、契約関係における当事者間においては、両構成における主張内容は事実上一致することが多いであろう。

この場合、ベンダ（X1社およびX2社）のユーザ（Y社）に対する責任内容は、まずは、両者間の業務委託契約の定め（ベンダの義務内容や、結果に誤りが生じた場合の責任に関する定め）に基づき判断される。

もっとも、本事例において、業務委託契約では、結果の精度に関する取決め等、誤判定が生じた場合の責任に関する明確な定めはない。このように契約上の定めがない場合には、通常、学習済みモデルの生成の目的、当事者の技術力、支払われる対価の額や支払条件等を総合的に考慮し、当事者がどの程度の水準のサービスを相手方に提供することを約していたかを探求することになる（本ガイドライン（AI編）第3-4-(1)①参照）。

ただし、学習済みモデルについては、その性質上、未知の入力（データ）に対しては、一定の性能や結果を保証することが難しいということに鑑みると、業務委託契約において、学習済みモデルの性能に関して取決めがなされていない限り、両者間で学習済みモデルの性能や結果について保証することが合意されていたと認められる場合は少ないであろう。よって、ベンダ（X1社）が、ベンダに通常期待される注意をもって（開発時点の技術水準にしたがって）、学習済みモデルを生成していたといえるのであれば、学習済みモデルの誤判定についてベンダ（X1社）に責任が認められる可能性は低いと考えられる。

(2) 相談事項②について

ベンダおよびユーザ間の争いを避けるため、両者間の業務委託契約において、誤判定が生じた場合の責任について、定めておくことが望ましい。もっとも、学習済みモデルの品質や性能については、その性質上、未知の入力（データ）に対しては、一定の結果を約束または保証することは困難であるため、ベンダの責任を規定するとしても、一定の範囲に限定する（たとえば、特定のデータを入力した場合の精度等）ことにならざるを得ないであろう（本ガイドライン（AI編）第4-4-(1)②等参照）。

ベンダとユーザとの間で、学習済みモデルの性能に関する争いを予防するためには、複数フェーズにわたって、学習済みモデルの生成、検証を繰り返し行い、両者間で性能について協議、情報共有を行いながら開発を進めていくこと（「探索的段階型」な開発手法）が重要となる（「探索的段階型」の開発手法については、本ガイドライン（AI編）第4-3-(2)参照）。

(3) 相談事項③について

本事例における本人確認システムは、学習済みモデルの出力結果であるスコアリングを基に、本人か否かの判定結果を出すものであるが、どの程度のスコアが出れば本人と判定するか基準値(しきい値)はシステムにおいて設定されている。そのため、誤判定が生じた場合、当該誤判定が、学習済みモデルの出力結果に起因する場合もあれば、しきい値の設定(システム)に起因する場合もあるであろう。このように、学習済みモデルのベンダ(X1社)とシステムのベンダ(X2社)が異なる場合、誤判定について、いずれの責任範囲に起因するものであるか、検証することが必要になる。

もっとも、両者間での責任範囲や責任分担について、明確にしておかないと、後に争いが生じるおそれがあるので、この点、両者間の契約で明示しておくことが望ましい。

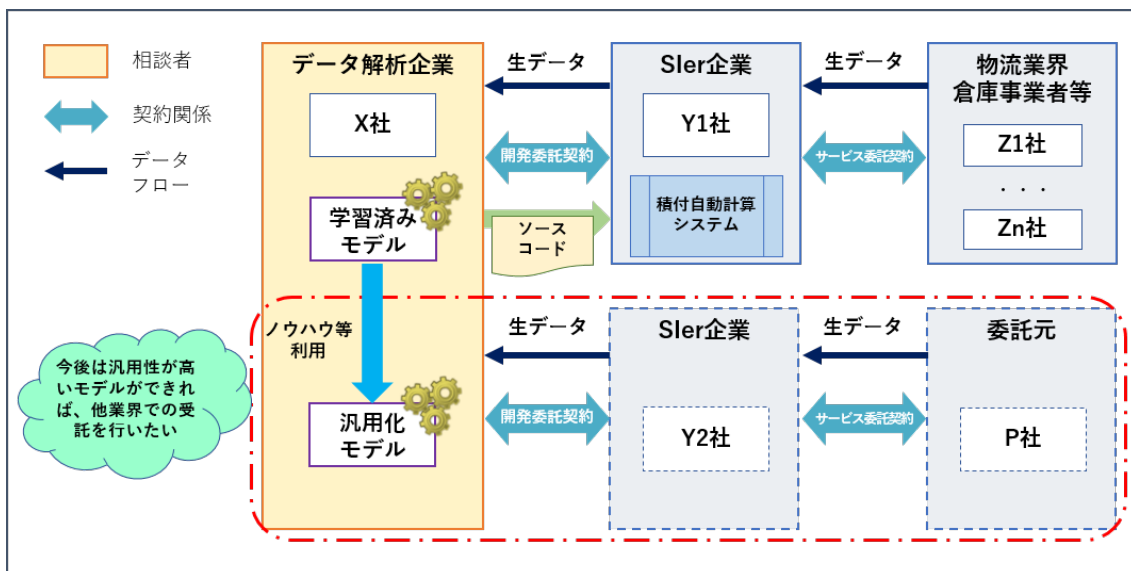
基本的には、各自が作成、構築した部分について(つまり、学習済みモデルに起因する場合はX1社が、システムや組み込みに起因する場合はX2社が)、責任を負うことになると思われるが、互いの責任範囲について、両者で協議の上で、合意することになる。

なお、学習済みモデルのベンダとシステムのベンダが異なる場合、学習済みモデルのシステムへの組み込みやシステムとの連携に関して問題が生じることも多く、また、このような場合、双方のいずれが責任を負うべきか争いになりやすい。通常システム開発においても、複数ベンダによる開発(マルチベンダ)の場合、同様の問題が生じるが、学習済みモデルを組み込んだシステムの開発の場合、システムのベンダ及び学習済みモデルのベンダ双方が、互いの技術や開発手法などについての理解の浅さに起因して、連携がうまくいかない等の問題が生じることが考えられる。そのため、学習済みモデルとシステムとを円滑に連携するため、両者間で、必要な情報(それぞれの開発対象の仕様や機能に関する情報、インターフェース情報等)を、適宜、ユーザも含めて、共有していくことが必要であろう。

<ケース 2>

1 事案の概要

- (1) X社はデータ解析事業者である。Y1社は物流業界企業向けに、荷物の積載を自動計算するソフトウェア開発を行う事業者（SIer）である。Y1社は開発した自動計算ソフトウェアを基に、複数の物流業界の顧客（Z1社～Zn社）にサービスを提供している。
- (2) Y1社のソフトウェアで用いる学習済みモデルは、Y1社から委託を受けたX社が開発しており、X社・Y1社間で開発委託契約が締結されている。
- (3) X社は、Y1社がZ社から受領した生データを用いて、学習済みモデルを生成している。なお、X社が学習済みモデルの生成を行うにあたっては、物流業界に精通しているY1社からノウハウ（積み方の条件や荷物を出し入れする者の利便性等の条件等）の提供を受け、パラメータの調整等の際に、このノウハウを利用している。
- (4) X社は、開発した学習済みモデルについて、原則としてソースコードを含めてY1社に納品している。



2 相談事項および検討の視点

相談事項

- ① X社が開発した学習済みモデルについては、どの部分に誰の権利が生じると考えるべきか。なお、本事例における学習済みモデルの生成手順は、簡潔に述べると次のとおりである。
 - (1) Z社が案件に特化した生データをY社を通じてX社に提供する。
 - (2) X社がこのケースに最も適していると考えられる、単一あるいは複数の分析手法・アルゴリズムを選定して（組み合わせで）、問題を解く機能を備えた学習用プログラムを開発する。
 - (3) X社が生データを処理・加工して、作成した学習用データセットを、上記の学習用プログラムに読み込ませ、生成された学習済みモデルを、Y社・Z社を含めて検討し、問題があれば(2)に戻る、あるいは学習用プログラムのパラメータを設定して要求に合うよう調整（チューニング）する。
- ② X社は、案件に応じて、分析手法やアルゴリズムを選択して学習用プログラムを開発しているが、どの手法を選択し、どのような順番で、どう組み合わせるとうまくいくか、というノウハウは、X社が自由に利用できると考えて問題ないか。
- ③ X社は、Z社向け案件における学習済みモデルの生成の際に用いた、分析手法やアルゴリズムの選択、組合せ、適用する順番といった汎用的なアイデアやノウハウを、別業界向けの学習済みモデルの生成に利用することを検討している（ただし、Z社向けの案件で利用した、生データや学習用データセットは使用しない。）。このようにして開発した学習済みモデル（以下「汎用化モデル」という。）を、別のSIer（Y2社）に販売する場合、元のSIer（Y1社）との契約において注意すべき事項や、盛り込むべき規定はどのようなものがあるか。

検討の視点

(1) 相談事項①について

契約締結交渉において「学習済みモデル」という言葉は、多義的に用いられることがあり、当事者間においてその意味内容を明確にすることが重要である。本事例では「学習済みモデル」とは、「特定の機能を実現するために学習済みパラメータを組み込んだプログラム」を指すものと仮定する（本ガイドライン（AI編）第2-3-(2)-④および第4-4-(2)-④参照）。

① 知的財産権の整理

a 学習済みパラメータ

学習済みパラメータは、基本的には数値等のデータであり、著作物とは認められない可能性が高い（本ガイドライン（AI編）第3-3-(2)-①-b参照）。そのため、営業秘密に該当して不正競争防止法上の保護を受ける他は、契約上の取決めがない限り、学習済みパラメータの取扱いについて法律上の明確なルールはない。よって、開発委託契約で別段の定めがない限り、学習済みパラメータに現実にはアクセスで

きる者（本事例では、X社およびソースコードの提供を受けているY1社）が、利用できることになるであろう（本ガイドライン（AI編）第3-3-(1)-③参照）。

b 推論プログラム

学習済みモデルのプログラム部（推論プログラム）は、創作性が認められる場合は「プログラムの著作物」として著作権が発生し（著作権法10条1項9号）、当該プログラムの著作権は、作成者であるX社に帰属することになるであろう（著作権法15条）。よって、開発委託契約において別段の定めがない限り、推論プログラムの権利者はX社となるが、ただし、X社はY社に、プログラムのソースコードを納品していることから、開発委託契約上別段の定めがなくとも、推論プログラムについて、Y社が一定の利用が可能であることに注意が必要である（著作権法47条の3¹（プログラムの著作物の複製物の所有者による複製等））。

② 権利帰属・利用条件の設定

以上の原則論を踏まえつつも、推論プログラムや学習済みパラメータの取扱いについては、後の争いを避けるため、X社・Y1社間の開発委託契約において、(a)学習済みパラメータについては、利用条件について、(b)推論プログラムについては著作権の帰属および利用条件について、それぞれ、あらかじめ合意しておくことが必要だと思われる。

取決めにあたっては、寄与度を主たる基準として判断されることになると思われ、本事例では、(a)学習済みパラメータについては、分析手法やアルゴリズムの選択、組合せ、適用の順番といったX社のノウハウおよびY1社(Z社)のデータやノウハウの双方の寄与があること、(b)推論プログラムについては、上記のX社のノウハウの寄与度が高いこと等が考慮されることになるであろう（その他、考慮が必要な要素について本ガイドライン（AI編）第3-3-(2)-②や同第4-4-(2)-④から⑥参照）。

(2) 相談事項②について

分析手法やアルゴリズムの選択、組合せ、順番に関するX社の知見は、ノウハウといえるが、ノウハウの取扱いについては、営業秘密として不正競争防止法上の保護を受ける他は、法律上明確なルールはない。そのため、契約上の定めがない限り、現実にはアクセスできる者が、自由に利用できることになると思われる（本ガイドライン（AI編）第3-3-(1)-②参照）。

よって、仮に、X社が自己の上記ノウハウをY社に開示する場合は、その利用条件について、X社・Y社間の契約においてあらかじめ合意しておく必要がある。考慮が必要な要素については、前記(1)と同様であるが、上記X社のノウハウは、通常ベンダであるX社の寄与度が高いと考えられることについて考慮が必要であろう（その他の考慮要素については、本ガイドライン（AI編）第3-3-(2)-②や同第4-4-(2)-③および⑦参照）。

¹ 平成30年改正著作権法施行後は、著作権法47条の4等にも留意されたい。

(3) 相談事項③について

X社が、汎用化モデルの開発にあたり、Y1社に納品したソースコードを使わず、自己のノウハウ（アイデアを含む。）のみを利用する場合、原則として、ノウハウの利用については、法律上の明確な制約はないので（営業秘密として不正競争防止法上の制約を受ける場合を除く。）、X社・Y1社間の契約において、当該ノウハウの利用に関する制限が課されていないのであれば、X社が、汎用化モデルの開発について当該ノウハウを利用することは可能だと考えられる。

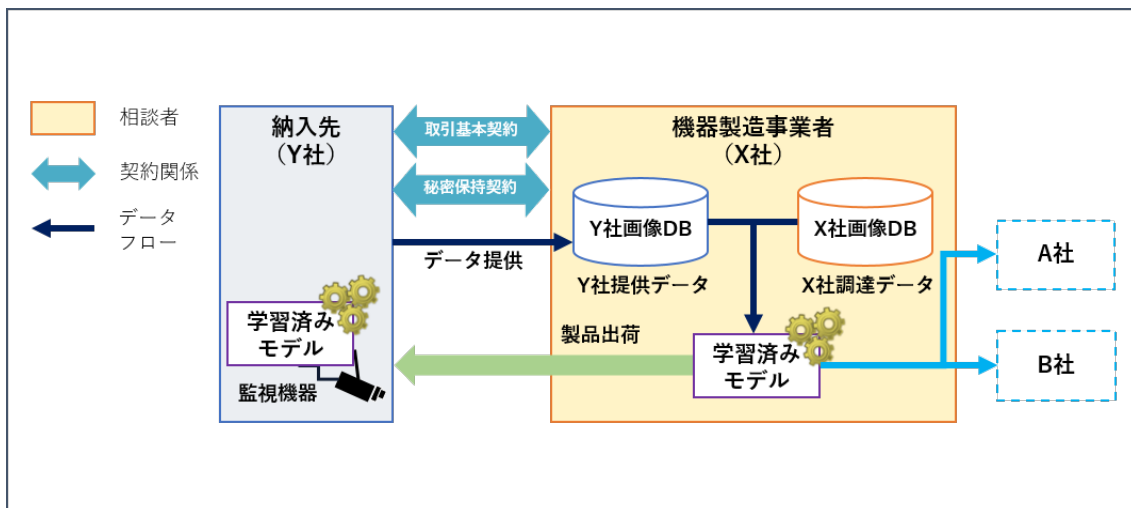
しかしながら、当該X社のノウハウが、Y1社のデータやノウハウなくしてはX社が知りえなかった場合等、X社のノウハウについてY1社の寄与度が高いといえる場合には、X社がノウハウを別の案件に利用することについて、Y1社との間でトラブルになる可能性がある。

このように、対象となるノウハウに、X社・Y1社双方のノウハウやデータが寄与している場合は、当事者間で後の争いを防ぐために、X社のノウハウの利用条件について、X社・Y1社間の契約において取り決めることが望ましいと考える。この場合の利用条件は、当該ノウハウへの互いの寄与度を考慮の上判断されることになると思われるが、両者間で協議の上、取り決めることが望ましいであろう（考慮要素については、本ガイドライン（AI編）第3-3-(2)-②-c、考え方については、同第4-4-(2)-⑦を参照）。

ユースケース 3: 機器製造事業者が開発する学習済みモデルの権利や責任等の事例

1 事案の概要

- (1) 機器製造事業者 X 社は、取引先 Y 社に提供する監視機器に関して、特定の特徴のある者を画像から検出できることを目的とした学習済みモデルの搭載を検討している。
- (2) 学習済みモデルは、X 社、Y 社双方が提供する画像データ（生データ）を基にした学習用データセットを使用して生成されている。生データを加工して学習用データセットに加工するプロセスは、X 社のみが行う。また、学習用プログラムおよび推論プログラムは、X 社が、OSS を使用せず、その全部を独自に開発する。
- (3) X 社が Y 社から画像データの提供を受けるにあたっては、X 社・Y 社間で秘密保持契約を締結しており、同契約により、X 社は、Y 社から提供を受けた画像データに関し、①Y 社に納入する監視機器の開発以外の目的での使用禁止、②契約終了時の返却・消去の義務を負っている。
- (4) X 社は、X 社が開発した学習済みモデルの精度について、X 社・Y 社間の契約により、売主として Y 社に対して一定の保証責任を負うことを想定している。
- (5) X 社は、学習済みモデルの生成完了後、学習済みモデルの生成を通じて得たノウハウを活用して他の取引先にも同様の学習済みモデルを販売したいと考えている。



2 相談事項および検討の視点

相談事項

- ① X社は、X社とY社のいずれもが提供した画像データを基にした学習用データセットとして使用して開発された学習済みモデルを生成した。X社は、Y社の承諾なくして、他の取引先A社、B社から提供を受けた画像データを学習用データセットとして使用して、学習済みモデルを追加学習させることで、その精度を向上させて、A社、B社向けに転用したいと考えている。このような追加学習は可能か。
- ② 学習済みモデルを搭載した監視機器の検出精度の保証について、契約でどのように定めるべきか。
- ③ 学習済みモデルを搭載した監視機器が、納品・稼働後も継続的に学習する機能を備えた場合において、検出精度が低下した場合の責任の分担について、どのように考えるべきか。

検討の視点

(1) 相談事項①について

学習済みモデルの権利関係について検討する際は、契約当事者間において、学習済みモデルの具体的な意味について認識を共有することが重要である。本事例では、「特定の機能を実現するために学習済みパラメータを組み込んだプログラム」を指すものと仮定する（本ガイドライン（AI編）第2-3-(2)-④および第4-4-(2)-④参照）。

本事例では、学習済みモデルを構成する学習済みパラメータおよび推論プログラムのそれぞれについて、著作権や特許権等の知的財産権および秘密保持契約との関係について検討する必要があるが、結論として後の紛争を避けるため、利用条件や権利の帰属を契約で定めることが望ましいといえる（その際の考慮要素としては、本ガイドライン（AI編）第3-3-(2)を参照）。

① 学習済みパラメータ

a 知的財産権の整理

本事例における生データは画像データであり、それ自体が著作物に該当する可能性がある。仮に著作物に該当する場合には、生データの複製や翻案には、著作権者の同意が必要となるものの、学習済みパラメータは、生データとは異なる数値等のデータ（生データを加工した学習用データセットを使用する学習により得られたパラメータ）であり、両者に本質的な特徴の同一性はないと考えられる。

学習済みパラメータについては、著作権や特許を受ける権利を含む知的財産権の対象とならない数値等のデータにすぎないことが多いと思われる（本ガイドライン（AI編）第3-3-(2)-①-b参照）。

そうすると、学習済みパラメータは、X社およびY社がそれぞれ提供した画像データを用いて生成されていたとしても、著作権法を含む知的財産法上の保護の対象とならない場合が多いと考えられる。

b 秘密保持契約との関係

知的財産権としての保護を受けない場合、契約上の取決めがない限り、営業秘密として不正競争防止法上の保護を受ける他は、学習済みパラメータの取扱いについて、法律上のルールはない。したがって、学習済みモデルを構成する学習済みパラメータについては、契約上の定めがない限り、学習済みパラメータに現実アクセスできるX社が自由に利用できることになる（本ガイドライン（AI編）第3-3-(1)-③参照）。

もっとも、本事例では、X社・Y社間で秘密保持契約が締結されているため、Y社の提供した画像データを用いて生成された学習済みパラメータを用いて追加学習をすることに関して、同契約上の、Y社に納入する監視機器の開発以外の目的での画像データの利用（目的外利用）禁止義務に違反するか検討をする必要がある。

この点、前記のとおり、学習済みパラメータは生データとは別個のデータであるため、追加学習のための転用は、生データそのものを目的外に利用しているものではない。したがって、Y社が学習済みパラメータの転用を認めない場合には、これを契約書上明記することが必要になるであろう。他方、X社としても、学習済みパラメータの転用を希望するのであれば、これを契約書上明記することが望ましい場面もあると思われる。

また、仮に、学習済みパラメータに加えて、Y社の画像データを追加学習に利用する場合には、画像データの目的外利用禁止義務違反が直接問題となることに加えて、契約終了時の返却・消去義務との関係で問題がないかを検討する必要がある。Y社との秘密保持契約において、契約終了時の画像データの返却・消去義務が設けられている場合には、たとえ、Y社の画像データの転用が目的外利用にあたらなると定めても契約終了後にY社の画像データを削除しなければ、契約違反となるからである。

そのため、A社、B社から提供を受けた画像データに加えて、Y社から提供を受けた画像データを利用して、追加学習を行うことが必要である場合には、追加学習に必要なデータについては、返却・消去義務を免除する等、目的外利用に関する定めと平仄を合わせておくことが重要になる。

② 推論プログラム

a 知的財産権の整理

学習済みモデルのプログラム部分（推論プログラム）は、そのソースコード（オブジェクトコードに変換されていても同様である。）についてはプログラムの著作物（著作権法10条1項9号）として著作権法上の保護を受け得る。また、そのアルゴリズムは、特許法上の要件を充足すれば「物の発明」として、特許法の保護を受け得る。これらの権利については、職務著作（著作権法15条）や職務発明（特許法35条）等の制度を通じて、ベンダに帰属することが多い（本ガイドライン（AI編）第3-3-(1)-②参照）。

本事例では、推論プログラムは、その全部をベンダX社が開発した

のであるから、その著作権および特許を受ける権利は、X社に帰属する。したがって、推論プログラムの転用は、著作権法および特許法上の問題を生じない場合が多いと思われる。

b 秘密保持契約との関係

推論プログラムも、画像データとは独立して生成されたものであるから、秘密保持契約との関係においても、推論プログラムの転用は、画像データの目的外使用には該当しないと考えられる。ただし、疑義を避けるべく契約上その取扱いを明記することが望ましい。この場合の留意点は、学習済みパラメータの場合と同様である。

(2) 相談事項②について

① AI技術の特性と保証の関係

学習済みモデルの生成は、従来型のソフトウェア開発等と異なり、統計的な本質を有し、試行錯誤が必要不可欠（帰納的）であって、ベンダにおいて、技術上、ユーザの求める品質を約束できないことが多いといえる（ガイドライン（AI編）第3-4参照）。

たとえば、ある特定の画像データを基に検出精度が一定程度確保できることが検証できたとしても、実際に使用した場合に、未知の入力（データ）に対しては、技術的・原理的な観点からは、同等の検出精度を保証することは難しい場合が多いと考えられる（本ガイドライン（AI編）第3-4参照）。

さらに、仮にベンダが一定の保証をした場合であっても、期待された検出精度が実現できなかった場合において、その不十分な結果についてベンダ側に法的に帰責できるか（具体的には帰責性や因果関係が認められるか）についても、不明な場合が多いと考えられる（ガイドライン（AI編）第3-4-(1)参照）。

以上から、ベンダ側が、未知の入力（データ）に対する学習済みモデルの性能について何らかの保証（たとえば「検出精度●●%の保証」）をすることは技術上困難であることが多いし、学習済みモデルの利用に際しては、学習済みモデルを利用したサービスの提供者の責任を一定の範囲に限定する等の対応もよく見られる。

② 実務上の考慮

もちろん、契約上の取決めは自由であるから、ベンダが、未知の入力（データ）に対する学習済みモデルの品質について一定の保証をすることも自由である。しかし、通常、そのような場合においては、対価を高く設定したり、あるいは対価の支払いを一定の結果やKPIの達成にかからせる等支払条件を工夫したり、入力データの品質等に一定の条件を付したりする等、何らかの手当を行うことは考えられる。

学習済みモデルの品質については、ユーザとしても特に重視する場合があると考えられる。また、当事者間の力関係により、ユーザ側が学習済みモデルの品質保証を強く求める場合もあり得る。高い品質の学習済みモデルの生成の実現のためには、ユーザとベンダにおいて、何を開発の目的とするか、成果物をどのように評価するか、どのような基準で報酬等を支払うかといった点を十分に協議した上で、契約において

明確に定めておくことが考えられる他、探索的段階型の開発方式を採用することが望ましい。

以上から、X社がY社に対し、契約上、未知の入力（データ）に対しては、学習済みモデルの検出精度について何らかの保証を行うことが技術的には困難である場合は多いと考えられるが、契約上は、対価や支払条件の設定の仕方等の手法と合わせて、一定の保証をすることは考えられる。

(3) 相談事項③について

前記(2)と異なり、監視機器に搭載された学習済みモデルが、実稼働後も継続的に学習する機能を備えた場合においては、さらに別の考慮が必要になる。

学習済みモデルの生成は、学習用データセットの統計的な性質を利用して行われるため、学習済みモデルは、学習時と推論時の確率分布が大きく異なるような場合には機能しない場合があり得ることや、学習用データセットに通常性質が反映されないような「まれな事象」に対して、推論が及ばない可能性がある等、学習済みモデルの品質等が入力データの内容や性質によって左右される特性がある（ガイドライン（AI編）第2-4-(1)-②参照）。

したがって、実稼働後も継続的に学習を行う機能を有する学習済みモデルについては、ベンダまたは学習済みモデルを利用したサービスの提供者は、前記(2)の場合より一層、学習済みモデルの品質について保証をすることが困難である点に留意すべきである。

また、学習済みモデルを継続的に学習させる場合に、誰がデータの提供者であるかは、責任分担を考える上で重要である。学習済みモデルの量や品質は学習用データセットにも依存するからである。本件において、実稼働後に入力されるデータがY社において収集されるデータである場合には、そのデータに基づいて追加学習した学習済みモデルの品質をベンダが保証することは困難な場合が多いであろう。

以上を踏まえて、継続的学習により検出精度が低下した場合の責任の分担を考えることになろう。

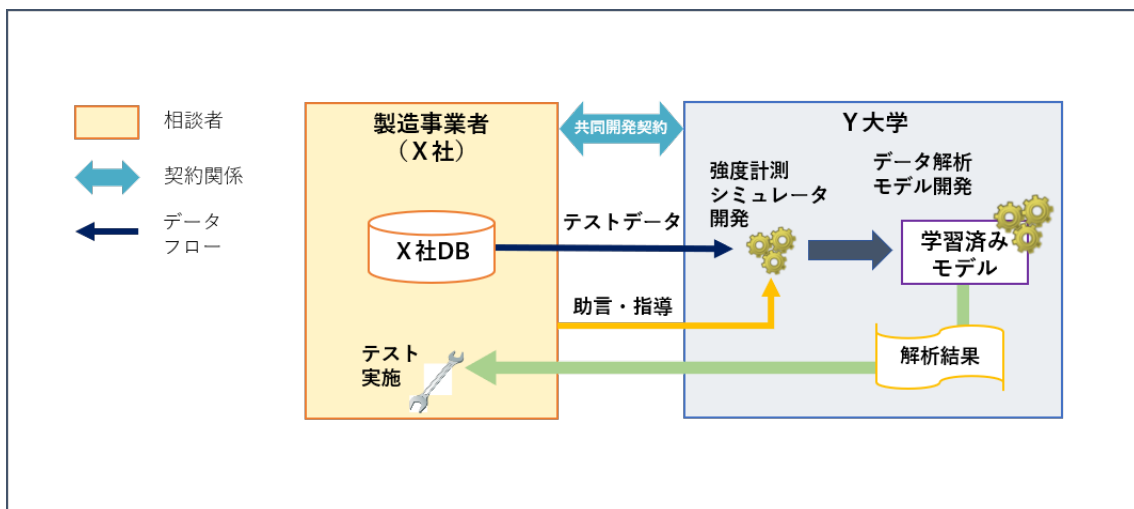
なお、実稼働後も学習する機能を備えた学習済みモデルについては、より確実に品質や性能を高めるため、さらに追加的に実稼働環境における検証（PoC）を行うことも検討に値する。

ユースケース 4： 産学連携による学習済みモデルの生成における権利関係

<ケース 1>

1 事案の概要

- (1) X社は、顧客要求（強度や寸法精度）を満たす製品を開発している製造事業者である。Y 大学は、データ解析や学習済みモデルの生成を行っている。
- (2) X社は、自社の開発している製品が顧客要求を満たしていることを確認するために、多くの実験用サンプルに対して、テスト（特に強度テスト）を実施する必要があった。
- (3) この実験用サンプルは、これまでの経験や勘によって仕様を決定しているため、うまくいかない場合、都度作り直す必要があり、設計・製作およびテストの工数が増大し、業務負担が大きくなっていった。そのため、X社は、自社のテストデータに基づいて、強度検証用のシミュレータを開発し、このシミュレータの解析結果を利用して、学習済みモデルの生成を行うこととした。
- (4) なお、本事業は、X社とY大学の共同研究により進められるものであり、契約においては、①X社が解析用のデータを提供すること、②Y大学がシミュレータおよび学習済みモデルの生成を行うこと、③共同研究にかかる費用については、X社およびY大学で分担して負担する旨合意された。また、開発されたシミュレータおよび学習済みモデルの権利関係については、事前に明確に定めてはいないものの、最終的な成果物の権利は共有となる旨は明記されており、その割合については明確に定められていなかった。
- (5) X社は、開発されたシミュレータおよび学習済みモデルについて、適宜、助言やノウハウの提供を行い、精度の向上に努めていた。



2 相談事項および検討の視点

相談事項

- ① 上述の共有規定が存在しない場合、X社が提供したデータに基づいて開発されたシミュレータおよび学習済みモデルに対する権利関係について、どのように考えればよいか。
- ② 上述の規定に基づいて、シミュレータおよび学習済みモデルの権利関係が共有とされた場合、その持分比率については、どのように考えれば良いか。
- ③ 学習済みモデルの機能向上を目指して、新たなデータを用いて再度学習を行う場合に特に留意すべき事項はあるか。

検討の視点

(1) 相談事項①について

契約交渉において「学習済みモデル」という言葉は、多義的に用いられることがあり、当事者間においてその意味内容を明確にすることが重要である。本事例では「学習済みモデル」とは、「特定の機能を実現するために学習済みパラメータを組み込んだプログラム」を指すものと仮定する（本ガイドライン（AI編）第2-3-(2)-④および第4-4-(2)-④参照）。この場合、本事例で知的財産権の対象として、権利帰属を検討する必要があるのは、学習済みパラメータ、学習済みモデルのプログラム（推論プログラム）およびシミュレータである。

① 学習済みパラメータ

学習済みパラメータについては、単なる数値等のデータにすぎず、知的財産権の対象とならないことが少なくないと考えられる。このような場合には、そもそも持分を観念することができないと考える。

② 推論プログラムおよびシミュレータ

推論プログラムおよびシミュレータのいずれについても、そのソースコード（オブジェクトコードに変換されていても同様である。）についてはプログラムの著作物（著作権法10条1項9号）として著作権法上の保護を受け得る。また、そのアルゴリズム²は、特許法上の要件を充足すれば「物の発明」として、特許法の保護を受け得る。これらの権利については、職務著作（著作権法15条）や職務発明（特許法35条）等の制度を通じて、ベンダに帰属することが多い（本ガイドライン（AI編）第3-3-(1)-②参照）。

本事例では、X社は、シミュレータの開発にテストデータを提供し、これを基にY大学がシミュレータの開発を行っているものの、通常、データを提供するのみでは、Y大学が行ったデータの加工や分析過程にこそ創意・工夫が存するとして、Y大学が単独の権利者と認定される可能

²正確には、アルゴリズムの実行対象であるプログラムや当該アルゴリズムを機能させる情報処理装置等が直接または間接的に特許法上の保護対象となり得る。

性が高いと思われる。

ただし、たとえば、X社が、シミュレータや学習済みモデルの生成に対して有用な助言を十分に行っており、シミュレータおよび学習済みモデルの生成について実質的に創作に寄与したと認められる場合には、Y大学に加えて、X社が権利の共有者として認められることもあるであろう。この場合には、当事者間の特段の合意がない限り、その持分は均等となる（民法264条、250条）。

(2) 相談事項②について

法的な一般論は前記(1)で説明したとおりであるものの、仮に訴訟で著作または発明者が誰であるかが問題となった場合には、その事実認定には困難を伴うことが少なくなく、ひいては権利の帰属が不明確となる。このような状況は、シミュレータおよび推論プログラムを事業上利用することの障害となりかねないため、権利帰属および利用条件について、当事者間において契約により可能な限り事前に取り決めておくことが望ましいといえる。

権利帰属については、X社の単独帰属、Y大学の単独帰属、X社・Y大学の共有が考えられるが、必ずしも帰属にこだわる必要はなく、利用条件を設定することで当事者の目的が達せられる場合もある。

また、仮に、権利帰属について共有にするのであれば、その持分割合についても合意しておくことが後の紛争回避の観点からは望ましい。もっとも、持分割合をどのように設定するかは正解があるわけではなく、究極的には当事者間の合意によらざるをえない（考えられる要素については、本ガイドライン（AI編）第3-3-(2)-②および同第4-4-(2)-④から⑥参照）。

(3) 相談事項③について

追加学習を行う場合には、学習済みモデル内の学習済みパラメータが更新されることになるが、当該パラメータはデータであり、知的財産権の対象とならず、当事者間で別段の合意がなければ、これに現実にアクセスできる者が自由に利用できることになる（本ガイドライン（AI編）第3-3-(1)-③参照）。

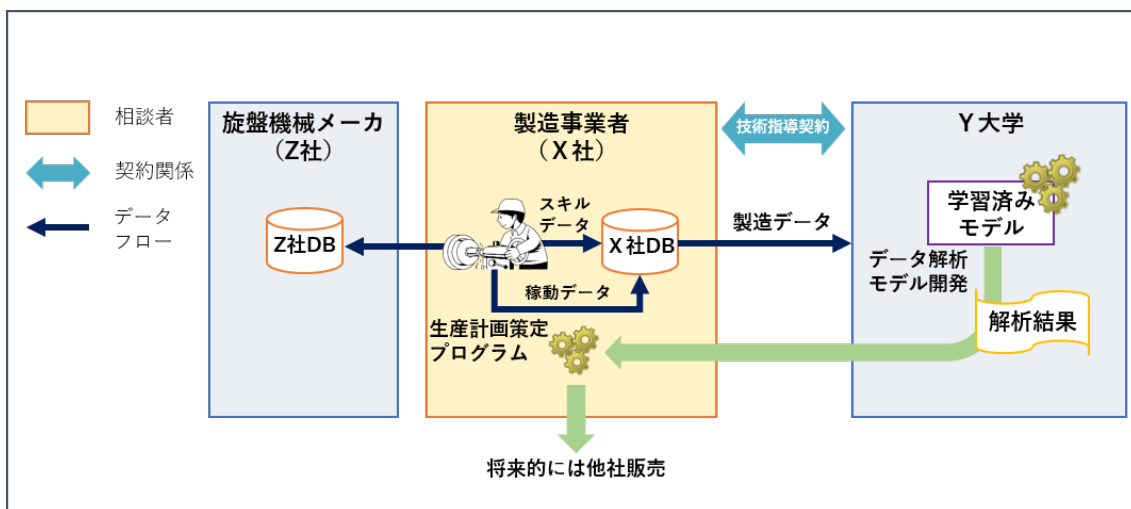
そのため、追加学習の結果生成された新たなパラメータについては、その利用条件を契約上明記することが望ましい。ただし、仮にパラメータの無断利用を禁止しても、その違反を立証することが困難である場合が多いと思われる。そのため、たとえば、競合事業者に対する提供を禁止する等、客観的外形的に特定および立証が容易な行為を禁止することも検討に値するであろう（ただし、独占禁止法違反の可能性には留意が必要である。）。

また、たとえば、生成された学習済みモデルがそのままの形で、X社に提供された場合、当該学習済みモデルからY大学の保有するノウハウの一部が流出する可能性がある。そのため、追加学習の前提として、どのような方法で学習済みモデルを共有するかも含めて、X社およびY大学は、学習済みモデルの機能を向上させるための方法や条件につき、協議しておくことが望ましい。

<ケース 2>

1 事案の概要

- (1) X社は、自社の工作機械百数十台の可動データや、従業員のスキルデータ等をデータベース化して、これを用いて生産管理計画を策定したいと考えている。このX社の生産管理計画は、現在、手動で対応している状態であるが、急な生産依頼やキャンセル対応等が発生した場合に、その都度生産計画を策定しなおさなければならず、X社にとって負担が大きいものとなっている。また、将来的にX社は、このデータベースを活用することにより、季節変動等も踏まえた受注予測を行うことも想定している。
- (2) そこで、X社は、上述の生産管理計画の策定や受注予測にAI技術を利用したいと考えており、Y大学から、技術指導を受けるべく、技術指導契約を締結した。もっとも、現実には、Y大学が実際の開発を行い、また、相当程度の知見を提供することで、学習済みモデルが開発された。
- (3) X社およびY大学間での契約では、学習済みモデル等の帰属に関する明確な取決めはないものの、成果物については、X社が自由に使うことができ、商業利用時の実施料等は改めて協議することについては、合意されていた。
- (4) その後、X社は第三者であるZ社に対して、生成された学習済みモデルを販売した。



2 相談事項および検討の視点

相談事項

- ① X社がY大学から技術指導を受けて開発された学習済みモデルは、X社に帰属するものと解して、第三者に販売することについて問題はあるか。問題がある場合には、どのような対応が必要か。
- ② X社が、第三者であるZ社に学習済みモデルを販売して、当該学習済みモデルが想定していない挙動を示した場合、X社およびY大学の内部的な責任関係（分担）をどう考えるべきか。

検討の視点

(1) 相談事項①について

ケース1について解説したとおり、ここでも「学習済みモデル」の意味内容を確定する必要がある。仮に、学習済みパラメータを組み込んだ推論プログラムを意味する場合には、推論プログラムについては、プログラムの著作物または物の発明としての保護が問題になるが、その一般論については、前記のとおりである。ここでは、ケース1と同様に、実際に開発を行ったY大学が権利者となることに問題はないであろうから、さらにX社が権利の共有者となるかが問題とはなる。

もっとも、本事例で特に問題となり得る推論プログラムのソースコードについては、仮にY大学が著作者となる場合には、X社による複製等は、Y大学の許諾が必要である。また、X社が共同著作者となる場合であっても、その複製等には、やはりY大学の許諾が必要であるため（著作権法65条2項）、いずれにせよ、X社は自由にこれを複製等して第三者に販売することはできない。

他方、学習済みパラメータについては、データであるから、X社・Y大学間の契約においてどのような利用条件が設定されているか否かによることになる（本ガイドライン（AI編）第4-4-(2)等参照）。

そのため、X社が、第三者への販売を希望する場合には、その旨を契約に明記しておく必要がある。

また、本事例では、「成果物は、X社は、自社で自由に使うことができる」とされているため、X社が自身で成果物である推論プログラムおよび学習済みパラメータを使用することが認められる可能性が高い。

(2) 相談事項②について

本事例において、学習済みモデルの挙動に伴う責任に関して、明確な定めはされていない（責任についての基本的な考え方は、ガイドライン（AI編）第3-4-(1)、第3-2-(2)および第3-3参照）。

上記の考え方に従った場合、推論プログラムの出力は、あくまでも予測値であり、その性質上、未知の入力（データ）に対しては、出力の結果を保証できるものではなく、たとえば、X社およびY大学がAI開発事業者に通常期待される注意を持って（開発当時の技術水準にしたがって）学習済みモデルを生成していたといえるのであれば、学習済みモデルの誤判

定について、損害が発生した Z 社に対して X 社の責任が認められない場合も少なくないと考えられる。

ただし、当事者間の紛争の火種となり得ることに変わりはないため、事前の契約において、どのような学習済みモデルの生成を行うかについて入念に合意を行い、互いの認識をすり合わせる事が非常に重要といえる。

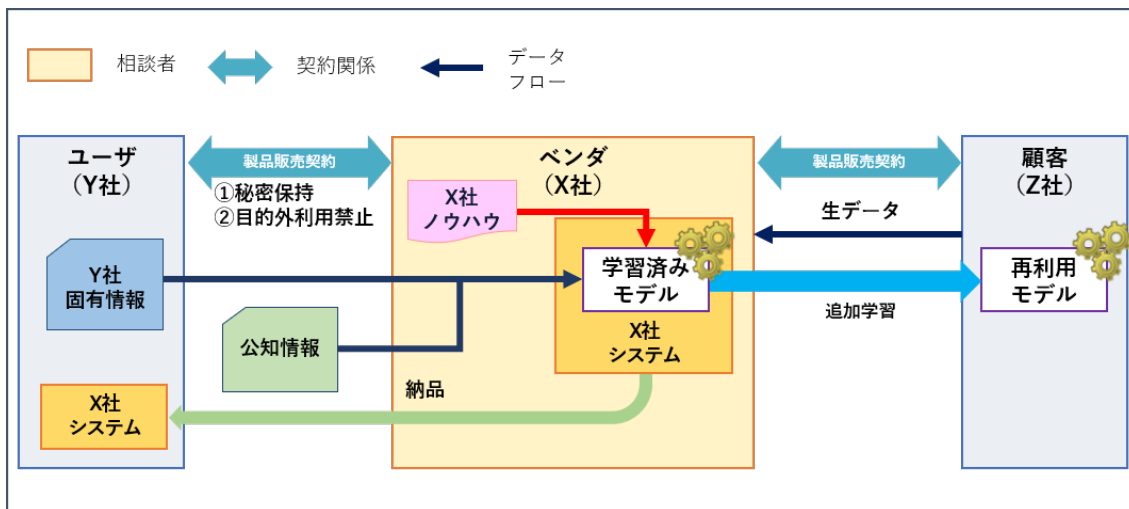
そして、仮に Z 社に対する関係で X 社・Y 大学に責任が認められた場合の X 社・Y 大学間の内部的な責任分担については、契約で定めない場合には、Z 社が受けた損害に対して、X 社・Y 大学がそれぞれどの程度寄与したかによることになる。

以上を勘案して、実務上は、X 社は Z 社に対して推論プログラムの性能を保証しないことや、損害を補償する規定を設けるとしても、補償金額の上限を設定する規定を設けることが考えられる。

ユースケース 5： 学習済みモデルの生成と権利帰属

1 事案の概要

- (1) ベンダ X 社は、 α 技術と呼ばれる技術を活用した X 社システムを自ら開発し、顧客 Y 社に提供した。 α 技術には、X 社が開発した学習済みモデルが利用されている。
- (2) α 技術は、書面データの構造化等を目的とした技術である。 α 技術の学習済みモデルは、①X 社が収集した公知情報を内容とする生データと②X 社の顧客 Y 社が収集した Y 社の固有情報を内容とする生データによって主に構成された学習用データセットを基礎として生成されている。
- (3) X 社は、Y 社から開示を受けた生データについて、X 社・Y 社間の製品販売契約により、秘密保持義務および目的外利用禁止義務を負っており、Y 社に提供する X 社システムの開発のためにのみ前記生データの利用が許諾されている。
- (4) X 社は、他の顧客 Z 社から別途生データの提供を受けて前記学習済みモデルを基礎とした追加学習を行い、精度を向上させた学習済みモデル（再利用モデル）の権利を Z 社に有償で利用許諾することを計画している。



2 相談事項および検討の視点

相談事項

開発された学習済みモデルには、X社とY社がそれぞれ収集したデータや、X社の学習済みモデルの生成ノウハウ等が用いられている。この場合、次の各事項にどのような問題があるか。また、それをどのように解決したらよいか。

- ① 学習済みモデルの生成に用いた学習用データセットを、X社またはY社が再利用モデルを生成するために利用することは可能か。
- ② Y社に提供した学習済みモデルを基礎として、X社またはY社が追加学習を行うことは可能か。また、追加学習により生成された再利用モデルの権利を、X社がZ社に有償で利用許諾することは可能か。
- ③ 追加学習その他の方法による新たな学習済みモデルの生成を契約により防ぐことは可能か。

検討の視点

(1) 相談事項①について

学習用データセットについては、著作権法上保護される著作物にあたるかという問題がある。たとえば、「データベースの著作物」として保護を受けるためには、学習用データセットが著作権法の定める「データベース」（著作権法2条10号の3）に該当し、かつ、その情報の選択または体系的な構成によって創作性を有すると認められることが必要となる（著作権法12条の2）³。

学習用データセットがデータベースの著作物にあたる場合、その著作権が自らに帰属する当事者がこれを利用できることは当然であるが、著作権が自らに帰属しない当事者であっても、著作権法47条の7⁴の要件を満たすときには、著作権者の同意を得ずに、新たな学習済みモデルを生成するために学習用データセットを複製または翻案することに著作権法上の妨げはない⁵。

もっとも、本事例のように、生データの開示を受けた当事者がそのデータについて相手方に対する秘密保持義務を負っており、契約の目的外の利用も禁じられている場合には、これに反する態様での学習済みモデルの生成は相手方に対する債務不履行を構成することには注意が必要である。また、契約の目的が不明確である等の理由により、そもそも契約の目的外の利用といえるか否かについて疑義が生じる場合もあり得る。

これらを回避するためには、生データの開示を受けた当事者が自らの研究開発目的その他一定の目的のために学習用データセットを利用でき

³ 一般論として、学習用データセットに著作物が含まれるケースも考えられるが、本事例では、Y社がX社に提供するデータは手書き文字データであることから、当該データに著作権が生じることは通常考えられないため、ここではデータベースの著作物のみを取り上げている。

⁴ 平成30年改正著作権法施行後は著作権法30条の4。

⁵ ただし、同条ただし書に留意されたい。

ることを契約上明記しておく必要があるだろう（本ガイドライン（AI 編）第 4-4-(2)-②参照）。

(2) 相談事項②について

契約交渉において「学習済みモデル」という言葉は、多義的に用いられることがあり、当事者間においてその意味内容を明確にすることが重要である。本事例では「学習済みモデル」とは、「特定の機能を実現するために学習済みパラメータを組み込んだプログラム」を指すものと仮定する（本ガイドライン（AI 編）第 2-3-(2)-④および第 4-4-(2)-④参照）。

① Y 社による追加学習の可否

Y 社については、学習済みモデルについて、その知的財産権を Y 社に帰属させる旨の定めや、追加学習を Y 社に許諾する旨の明示的な定めがある場合には、Y 社が追加学習を行うことに特段の問題はない。もっとも、他方で、これらの定めを欠く場合には、追加学習の可否について疑義が生じる可能性がある。たとえば、X 社が Y 社に対して、バイナリ形式その他二次利用が困難な方法により、学習済みモデルを提供しているときには、X 社としては、追加学習を許さない趣旨であると解される場合もあり、契約書上明示の定めがない限りは、後に争いが生じるおそれは否定できない。

② X 社による追加学習等の可否

次に、X 社については、Y 社に学習済みモデルの非専属的な利用を許諾しただけの場合に X 社が追加学習を行い、また、その結果として生成された再利用モデルの利用を Z 社に有償許諾することは、法令やその他の契約の定め⁶に反するといった事情がない限り、X 社の自由に委ねられる。他方、X 社が学習済みモデルの知的財産権を Y 社に帰属させる旨の定めや Y 社にその専属的な利用を許諾する旨の定めがある場合には、X 社による追加学習等が契約上認められない可能性が高い。

③ 契約の重要性

X 社または Y 社の追加学習等が X 社と Y 社との契約の締結時までには予定されている場合には、無用の紛争を避けるため、前記の内容を十分に考慮し、予定する行為を特に可とする旨を明示的に契約に定めるか、またはあえてこれを明示せずとも自らの目的を達することができるよう契約内容の定め方を工夫することが重要である。

(3) 相談事項③について

追加学習等による新たな学習済みモデルの生成の禁止を目的とした規定を契約に定めることはもちろん可能である。たとえば、X 社から Y 社（または Z 社）への学習済みモデルの提供をバイナリ形式で行うことにした上で、そのリバースエンジニアリングと、その学習済みモデルを基礎

⁶ たとえば、X 社が Y 社に提供した学習済みモデルが Y 社の秘密情報に該当し、Z 社を含む第三者への利用許諾を目的として再利用モデルを生成する行為が Y 社に対する秘密情報の目的外利用禁止義務違反を構成する場合は考えられる。

とした追加学習等を不可とする内容を明示的に契約で定めることが考えられる。

しかし、問題はその実効性にある。相手方の事業所内で行われるリバースエンジニアリング行為を発見することは極めて困難であり、また、追加学習等により生成されたことが疑われる新たな学習済みモデルの存在を特定することが仮にできたとしても、その基礎となった学習済みモデルとは具体的な表現上の同一性が認められないことが通常であり、提供された学習済みモデルを基礎として新たな学習済みモデルが生成された具体的な事実を特定し、立証することは決して容易ではない。訴訟手続の場において、証拠の偏在等を理由に一定の立証責任の軽減が図られる場合がないのではないだろうが、そのような不確定な事態を契約内容に織り込むことは決して望ましくない。

そこで、一般論ではあるが、客観的外形的に特定し、立証することが比較的容易な行為を制限することによって、リバースエンジニアリングや追加学習等を禁止することにより望む結果と類似した結果の実現を意図するやり方が考えられる。たとえば、リバースエンジニアリングを禁止する目的を実現するために必要な限度で、同等または類似した機能を持つ学習済みモデルを用いることを行うことができる事業を一定の時期や範囲で制限するという方法があり得る。なお、この場合、独占禁止法等への抵触に注意することは必要である(本ガイドライン(AI編)第3-5参照)。

■経済産業省 商務情報政策局 情報経済課

■AI・データ契約ガイドライン検討会作業部会 AI 班

弁護士 福岡 真之介（主査）

弁護士 大坪 くるみ

弁護士 柿沼 太一

弁護士 齊藤 友紀

弁護士 波多江 崇

弁護士 松下 外

弁理士 渡辺 知晴